

地方分権に関する基本問題についての
調査研究会・専門分科会 報告書

(座長：堀場 勇夫)

令和8年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」が制定された。平成28年度以降も毎年度、一括法の制定により更なる事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が行われ、令和5年6月には「第13次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和7年度においては、対面・リモートを併用する形式で研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和8年3月

一般財団法人 全国市町村振興協会
理事長 坂本 森 男
一般財団法人 自治総合センター
理事長 岡崎 浩 巳

地方分権に関する基本問題についての調査研究会（専門分科会）

委員名簿

令和7年4月現在

座長	堀場 勇夫	青山学院大学名誉教授
座長代理	中井 英雄	前 大阪経済法科大学国際学部教授
	足立 泰美	甲南大学経済学部教授
	石田 三成	東洋大学経済学部准教授
	井田 知也	近畿大学経済学部教授
	小川 光	東京大学大学院経済学研究科・ 公共政策大学院教授
	加藤美穂子	香川大学経済学部教授
	倉本 宜史	京都産業大学経済学部教授
	小林 航	亜細亜大学経済学部教授
	齊藤 仁	和歌山大学経済学部准教授
	齊藤由里恵	中京大学経済学部准教授
	篠崎 剛	東北学院大学経済学部教授
	塩津ゆりか	京都産業大学経済学部教授
	菅原 宏太	京都産業大学経済学部教授
	中澤 克佳	中央大学経済学部教授
	広田 啓朗	武蔵大学経済学部教授
	松本 睦	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	柳原 光芳	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	湯之上英雄	名古屋市立大学経済学部教授

目次

第1章 調査報告

- 水道広域化にむけた合意形成の要因分析 3
- 地方交付税の経済効果に関する試算的分析 27
- 下水道事業におけるヤードスティック競争 55
- ふるさと納税の効果検証
水平的外部性・垂直的外部性・持続可能性 111
- トランプ政権以降の連邦補助金政策の動態
ーメディケイドを中心にー 149
- 水道事業経営戦略は有効に機能しているのか 181

第2章 参考資料

- 「地方創生2.0」の推進と持続可能な地方行財政の
確立のための地方税財政改革についての意見 203
- 下水道事業の現状と課題等 235
- 学校教育と地方財政
～教師の処遇改善と教育無償化を中心に～ 255
- 普通交付税の算定について 277
- 地方公会計情報の活用に向けた公表のあり方について 293
- 令和8年度の地方財政対策
～いわゆる教育無償化を中心に～ 317

第 1 章

調 查 報 告



水道広域化におけた合意形成の要因分析

令和7年度
基本問題研究会・専門分科会（堀場座長）
第1回研究会

2025/05/23

Report : 塩津 ゆりか Department : 京都産業大学経済学部



問題意識

- 人口減少・節水→水道需要減少
- 施設等の老朽化・職員減少→維持管理費増・技術維持困難

- 広域化の必要性→総論賛成、実現は困難
→地域特有の事情・地域特性
地理的な要因？
政治的な要因？



本稿の目的

- テキストマイニングを利用して
- 「自治体からみた」水道広域化の阻害要因に関する Approach を行うこと

リサーチクエスチョン

- 自治体が水道広域化に消極的または慎重になる要因は？
- それらの要因はどのように分類・分析できるのか？



リサーチクエスチョンの答え

- 水道広域化の現況と課題
 - 都道府県間で相当の差
 - 慎重に対処している自治体（全体の約40%）
「料金」や「職員」のことを懸念し、解決が「必要」な課題と認識
→ 合意形成に向けて対応が必要な要因
 - 積極的な自治体
「垂直」「水平」「統合」など経営の抜本的な統合をも検討
 - 中立的な自治体（全体の56%）
「委託」や「コスト」など、できることから始める自治体
→ 抜本的な経営統合推進のため、さらなる調査や分析が必要
 - 共通部分
「施設」や「共同」、「連携」はどのクラスターでも水道広域化の手段として広く「検討」

背景

水道広域化

水道広域化推進プラン

実施計画や取り組みの姿勢には
ばらつきが大きい

目的：市町村等の実施する水道事業について市町村の区域を
超えた広域連携推進に向けた具体的な計画策定を行うこと

作成単位：都道府県

期日：2023年3月31日

策定状況：全47都道府県

2024年3月31日付 総務省・厚労省発表資料

5

先行研究

簡便な手法によるもの

研究者名	対象	主な知見
仲北浦 (2022)	内閣府の地方 創生サイト	政策キーワードの 変遷
青木 (2023)	環境省の環境 基本計画	汚染対策の重要度 の変化

それ以外のもの

研究者名	対象	主な知見
松元・林 (2022)	欧州議会議事 録	客観的評価手法を 提案
新谷 (2023)	景気動向指標	LLMの利用可能性 を指摘
塩津 (2024)	水道事業広域 化	自治体の対応傾向 を分析

大規模言語モデル(LLM)

によるもの

研究者名	対象	主な知見
成澤ほか (2022)	関東地方 の自治体	自治体の誘導 方針を類型化

分析対象

水道ビジョン

水道経営基盤強化計画

水道広域化推進プラン

- ・ 検討会議事録
- ・ 検討会報告書
- ・ 本文内記載の市町村意見

41の行政文書

分析手法

01 形態素解析

自然言語処理 (NLP) の一種
文書を意味のある最小単位 (形態素)
に分解・整理する手法

02 極性分析 (感情分析)

極性辞書を整備し、形態素の感情値
(sentimental score) 計算

03 階層クラスター分析

デンドログラムにもとづき類似する
文章をグループ分けする手法
教師なし機械学習 (ML) の一種

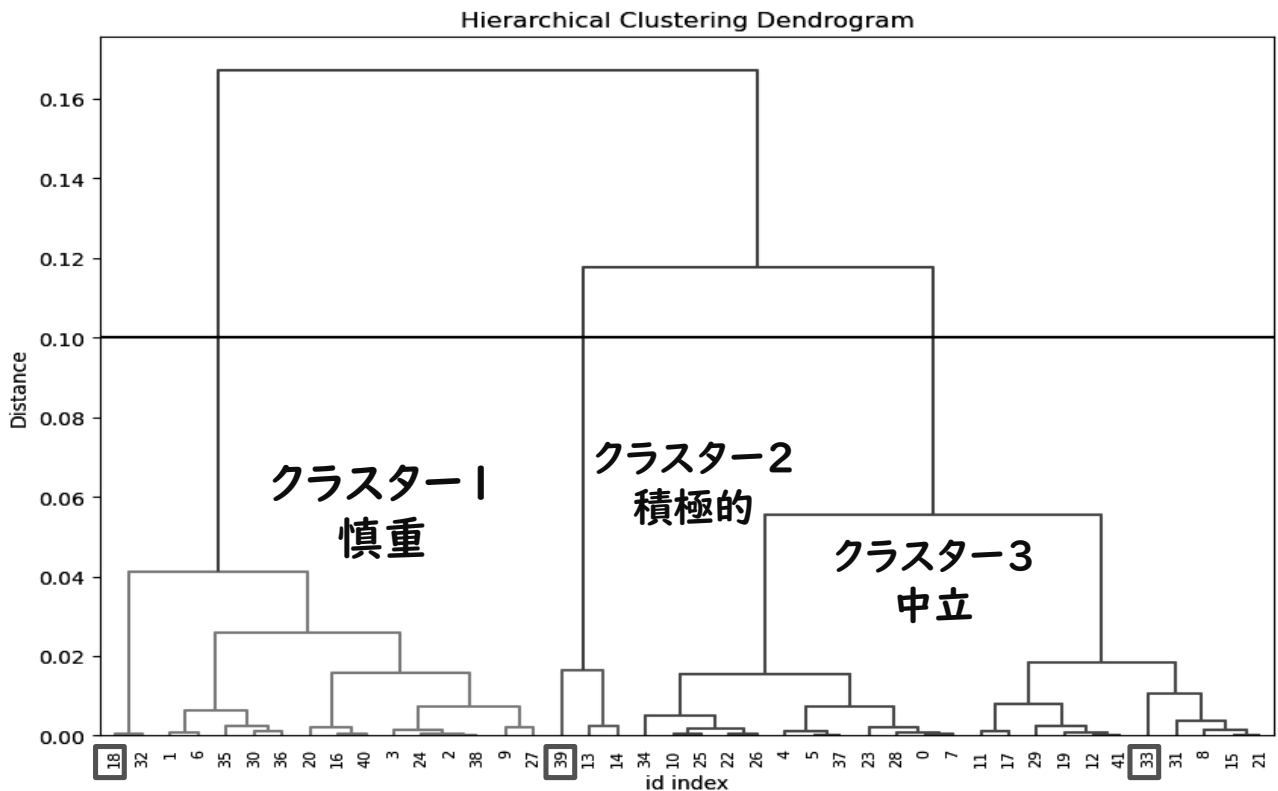
04 TF-IDF法・コサイン類似度

TF-IDF法: 特定の形態素の出現
頻度からベクトルを計算する手法
コサイン類似度: TF-IDF法で導出
したベクトルのコサインを計算して
類似度を評価

分析結果：極性分析

id	出現頻度の 平均値	感情値の 平均値	id	出現頻度 の平均値	感情値の 平均値
0	2.964	-0.313	21	3.511	-0.301
1	2.796	-0.349	22	3.219	-0.322
2	3.152	-0.340	23	4.554	-0.316
3	3.781	-0.339	24	5.038	-0.341
4	7.708	-0.317	25	3.904	-0.321
5	4.058	-0.318	26	4.113	-0.322
6	3.123	-0.348	27	6.227	-0.335
7	2.262	-0.314	28	5.319	-0.314
8	2.033	-0.299	29	2.097	-0.303
9	2.466	-0.337	30	3.638	-0.345
10	3.564	-0.321	31	5.958	-0.297
11	4.454	-0.308	32	2.257	-0.361
12	4.845	-0.305	33	1.938	-0.291
13	13.430	-0.266	34	6.315	-0.325
14	1.657	-0.263	35	2.036	-0.343
15	4.540	-0.301	36	2.440	-0.346
16	3.830	-0.331	37	1.963	-0.318
17	3.087	-0.310	38	1.686	-0.340
18	4.353	-0.362	39	2.751	-0.250
19	4.610	-0.304	40	2.767	-0.331
20	3.983	-0.329	41	2.880	-0.305

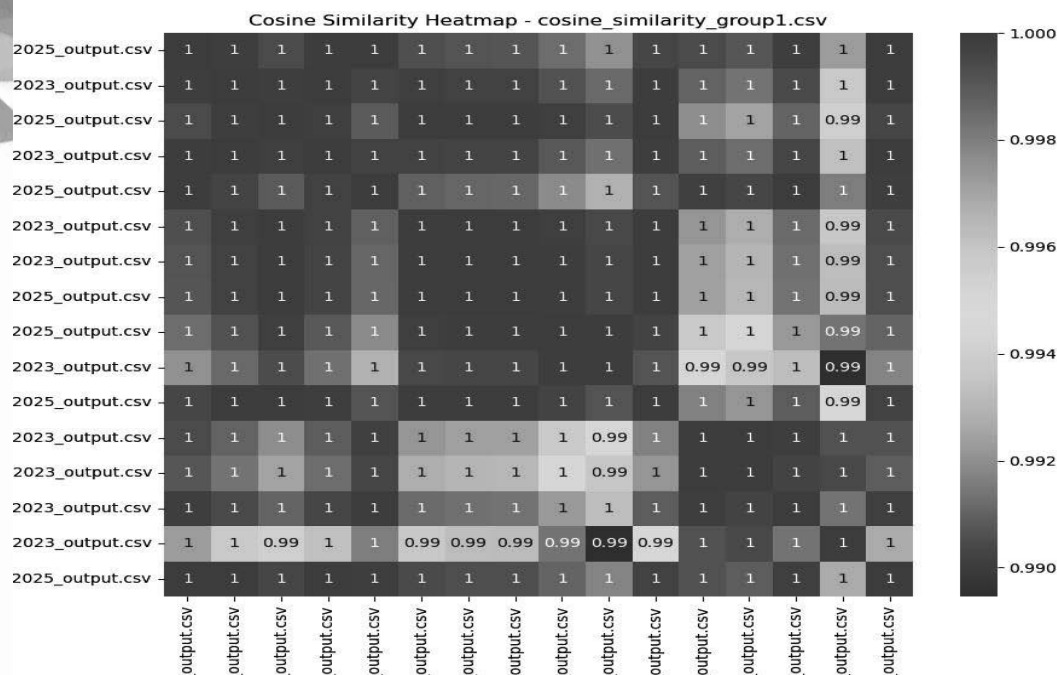
分析結果：階層クラスター分析



分析結果：代表例の極性分析詳細

クラスター1			クラスター2			クラスター3		
形態素	出現頻度	感情値	形態素	出現頻度	感情値	形態素	出現頻度	感情値
検討	40	-0.32828	連携	32	-0.59701	検討	17	-0.32828
共同	35	-0.63923	検討	31	-0.32828	共同	15	-0.63923
事業	35	-0.565	広域	26	-0.10567	事業	11	-0.565
実施	34	-0.24715	事業	21	-0.565	水道	11	-0.66252
必要	33	-0.92425	統合	21	-0.47186	広域	9	-0.10567
連携	32	-0.59701	共同	20	-0.63923	施設	9	-0.65985
施設	29	-0.65985	施設	20	-0.65985	連携	9	-0.59701
水道	29	-0.66252	水道	16	-0.66252	課題	6	-0.3952
料金	29	-0.67608	実施	15	-0.24715	委託	5	0
行う	28	0	垂直	14	-0.70758	目指す	5	0
業務	27	-0.5901	継続	12	-0.39682	コスト	4	-0.41334
情報	25	-0.58659	水平	12	-0.70386	確保	4	0.059674
地区	25	-0.46564	水	11	0	調達	4	-0.44187
減少	24	-0.35628				利用	4	-0.89428
職員	24	-0.49633						

分析結果： クラスター1の類似度



まとめ

- 極性分析の結果
 - 感情値の平均値はすべての行政文書でnegative
→自治体は何らかの課題を認識
 - 慎重に対処した自治体と積極的に対処した自治体があった可能性
- 階層クラスター分析の結果
 - クラスタ1:比較的、水道広域化に関して慎重に対応
 - クラスタ2:経営統合に向けた積極的な広域化も検討
 - クラスタ3:「委託」や「コスト」など、クラスタ2ほどの広域化ではなく、できることから検討している状況
- コサイン類似度の分析
 - いずれもクラスタ内ではコサイン類似度が極めて高い
→クラスタ内では同じ傾向

まとめ

- 水道広域化の現況と課題
 - 都道府県間で相当の差
 - 慎重に対処している自治体(全体の約40%)
「料金」や「職員」のことを懸念し、解決が「必要」な課題と認識
→合意形成に向けて対応が必要な要因
 - 積極的な自治体
「垂直」「水平」「統合」など経営の抜本的な統合をも検討
 - 中立的な自治体(全体の56%)
「委託」や「コスト」など、できることから始める自治体
→抜本的な経営統合推進のため、さらなる調査や分析が必要
 - 共通部分
「施設」や「共同」、「連携」はどのクラスタでも水道広域化の手段として
広く「検討」

今後の課題

1. 水道広域化に特化した極性辞書の構築
 - 専門用語が多く、その極性を丁寧に評価する必
2. 行政文書の収集や分析対象の選択の精緻化
3. 機械学習（ML）の活用
 - テキストデータのクレンジング
 - 専門用語の辞書構築

水道広域化にむけた合意形成の要因分析

京都産業大学経済学部

塩津 ゆりか

要旨

本研究は、都道府県が作成した水道広域化に関する行政文書 41 件を対象に、形態素解析、極性分析、階層クラスター分析などのテキストマイニング手法を用いて、自治体の課題認識と姿勢を明らかにした。極性分析では全ての文書が負の感情値を示し、広域化に対する懸念が共有されていた。クラスター分析により、自治体は慎重・積極・中立の三類型に分類され、それぞれ財政負担、人員不足、制度設計、課題整理など異なる論点を有していた。本研究は、広域化政策の実効性向上に向けた基礎的知見を提供する。

キーワード：テキストマイニング、水道広域化、議事録

1. はじめに

日本の水道事業は、水道法、地方財政法、地方公営企業法に基づき、住民に対して安全で安定的かつ低廉な水道サービスを提供することが求められている。これらの制度は、独立採算制を基本としつつ、公共性の高いライフラインとしての水道事業の持続性を確保するための枠組みを形成してきた。しかし近年、人口減少に伴う給水人口の縮小、節水機器の普及による水需要の低迷、老朽化施設の更新需要の増大、技術職員の不足など、事業環境は急速に厳しさを増している。

こうした状況のもと、市町村単独での水道事業運営には限界が生じつつあり、国は広域化・共同化を重要な政策手段として位置付けてきた。総務省と厚生労働省は、これまで複数回にわたり水道広域化を推進してきたが、2019 年 1 月 25 日付の通達により、都道府県に対して「水道広域化推進プラン」の策定を要請し、2023 年 3 月末を期限として明確に位置付けた。2024 年 3 月時点で全都道府県がプランを策定済である。

しかし、広域化の必要性が広く認識されているにもかかわらず、実際の政策形成過程では、地域特性や政治的要因、関係主体間の調整の難しさなどを背景に、合意形成が容易に進まない事例が多い。特に、国が示す「広域化の方向性」と、自治体が抱える固有の事情との間にギャップが存在する場合、議論が停滞し、施策の実現に至らないケースも散見される。

これまでの水道広域化に関する研究は、有収水量、職員数、財務指標などの定量データを用いた分析が中心であった。しかし、政策形成過程における議論の内容や、自治体が認識する課題・懸念・期待といった「言語情報」は、定量データだけでは把握しきれない重要な情報を含んでいる。近年、自然言語処理 (NLP) や機械学習 (ML) の発展により、行政文書や議事録などのテキストデータを分析する手法が急速に進展しており、政策研究においてもその活用が広がりつつある。

本稿の目的は、テキストマイニングを用いて、「自治体からみた水道広域化の合意形成を阻害・促進する要因」を明らかにすることである。具体的には、都道府県が水道広域化推進プランを策定する過程で作成した議事録・報告書・関連行政文書を対象に、形態素解析、極性分析、階層クラスター分析、TF-IDF およびコサイン類似度分析を行い、自治体がどのような観点から広域化を捉えているのかを客観的に把握する。

本稿の特徴は以下の3点にある。

1. 行政文書という政策形成過程の一次情報を分析対象とした点
自治体が実際に議論した内容を扱うことで、広域化に対する本音に近い情報を抽出できる。
2. 極性分析とクラスター分析を組み合わせ、自治体の姿勢を類型化した点
慎重・積極・中立といった態度の違いを、感情値に基づき客観的に分類する。
3. TF-IDF とコサイン類似度により、クラスター内の共通課題を抽出した点
単なる分類にとどまらず、各グループが抱える具体的な論点を明らかにする。

本稿の構成は以下のとおりである。第2章では先行研究を整理し、本研究の位置付けを示す。第3章では分析対象と手法を説明する。第4章では分析結果を示し、第5章で結論と今後の課題を述べる。

2. 先行研究

自然言語処理 (Natural Language Processing : NLP) を用いたテキストマイニングは、近年、政策研究を含む社会科学分野において急速に活用が広がっている。日本におけるテキストマイニング研究の体系的整理としては、齋藤 (2012) が代表的であり、分野別では経営学における応用が最も多いこと、また那須川 (1999) が応用研究の先駆的事例であることを指摘している。経済学分野では、新聞記事を対象とした景気動向分析や金融市場分析が多く、Support Vector Machine(SVM)¹などの機械学習手法を用いた分類や極性 (ネガポジ) 分析²が行われてきた。法学・政策研究においても、対応分析、共起ネットワーク分析、クラスター分析などを用いた文書分析が蓄積されている。

SVM は教師あり学習アルゴリズムの一種であり、データ集合を最も分離しやすい超平面を導出することで分類を行う手法である。また、極性分析では、単語がポジティブかネガティブかを事前に定義した「極性辞書」を用いる必要がある。日本語においては、東北大学 乾・鈴木研究室が開発した日本語評価極性辞書が広く利用されている。

近年の NLP と機械学習 (ML) の発展に伴い、テキストマイニングの手法は大きく二つ

¹ SVM とは、ML の一種で教師あり学習アルゴリズムで任意のデータ集合を別のデータ集合を参照して、可能な限り分離できる超平面を導出することが目的となる。

² 極性分析では事前に極性辞書とよばれる辞書を構築する必要がある。極性辞書は、各単語がポジティブな意味を持つか、ネガティブな意味を持つかをあらかじめ定義づけた辞書のことである。

に分類される。第一の手法は、形態素解析に基づき、単語の出現頻度を用いて文章をベクトル化するものである。TF-IDF 法や LDA (Latent Dirichlet Allocation) などが代表的であり、計算の容易さとモデル解釈のしやすさが利点である。一方で、専門用語や分野特有の表現を適切に扱うためには、辞書の構築に専門知識が求められるという課題がある。

第二の手法は、Word2Vec、Doc2Vec、BERT、GPT などの大規模言語モデル (LLM) を用いて分散表現を生成し、機械学習モデルに学習させるものである。この手法は高い精度が期待できるが、計算負荷が大きく、分析過程がブラックボックス化しやすいため、モデル解釈が難しいというデメリットがある。

政策研究においても、これらの手法を用いた研究が増加している。第一の手法を用いた研究として、仲北浦 (2022) は、内閣府の「まち・ひと・しごと創生戦略」(2014~2020 年) を対象に TF 法を用いて重要語の変遷を分析し、政策キーワードの変化を明らかにした。青木 (2023) は、環境省の環境基本計画 (BEP5・BEP6) および札幌 G7 声明を対象に TF-IDF 法を用いて重要語を抽出し、政策文書間の論点の違いを示した。

第二の手法を用いた研究としては、成澤ほか (2022) が、関東地方 41 自治体の立地適正化計画を Doc2Vec とクラスター分析により類型化し、駅中心型・非鉄道ネットワーク型・特殊型の 3 類型を提示した。また、松元・林 (2022) は、サステナビリティの重要度評価において、従来の主観的なマテリアリティ分析の限界を指摘し、sentence-BERT を用いた客観的評価手法を提案した。さらに、新谷 (2023) は、景気動向指標の構築に関するテキストマイニング研究を整理し、今後は LLM の活用が進む一方で、指標の継続性確保が課題であると指摘している。

水道事業の広域化に関するテキストマイニング研究は極めて限られており、塩津 (2024) が唯一の先行研究である。同研究では、共起ネットワークと階層クラスター分析を用いて、通達後に検討会を設置した自治体と、通達前から検討していた自治体の特徴語を比較し、前者はトップダウン型、後者はボトムアップ型の傾向があることを示した。ただし、報告書のひな形が存在するため、類似語が多く出現しやすく、比較対象の選定によって分析結果が不安定になるという課題が残されていた。

以上の先行研究を踏まえると、政策形成過程における行政文書を対象としたテキストマイニングは、政策の実態を把握するうえで有効である一方、手法選択や辞書構築、モデル解釈などに課題がある。本研究は、極性分析とクラスター分析を組み合わせることで、自治体の姿勢を客観的に類型化し、水道広域化に対する認識の差異を明らかにする点に独自性がある。

3. 分析

3.1. 分析対象

水道広域化に関する行政計画には、「水道ビジョン」「水道基盤強化計画」「水道広域化推進プラン」の三つが存在する。これらは階層的に位置付けられており、最上位に水道ビ

ジョン、その下位に水道基盤強化計画が位置し、水道広域化推進プランは、広域化に特化した計画として策定が求められている。

水道広域化推進プランは、2019年1月25日付の総務省・厚生労働省連名の通達により、都道府県知事に対して2023年3月末までの策定が要請された。地方自治法に基づく法定計画ではないものの、実質的には策定義務に近い性格を持ち、2024年3月時点で全都道府県が策定済である。一方、水道ビジョンおよび水道基盤強化計画は法定計画ではないため、未策定の自治体も存在する。

また、広域化推進プランの策定過程は自治体によって大きく異なる。通達以前から広域化に取り組んでいた自治体もあれば、通達を契機に検討会を設置し、議事録や報告書を公開した自治体もある。さらに、都道府県が市町村に対して意向調査を実施し、その結果を公表しているケースもある。

本研究では、こうした多様な行政文書のうち、水道広域化に関する議事録・報告書・行政計画の記述のうち、インターネット上で公開されているものを分析対象とした。特に、水道広域化推進プランについては、都道府県内の市町村の意向が明記されている部分を抽出し、分析対象に含めた。

その結果、栃木県、群馬県、東京都、山梨県、石川県、福井県、滋賀県、静岡県、和歌山県、鳥取県、大分県、宮崎県を除く41文書を分析対象とした。これらは、政策形成過程における一次情報として価値が高く、自治体が広域化に対して抱く課題認識や期待、懸念を反映していると考えられる。

3.2. 分析手法

本研究では、収集した行政文書のテキストデータに対して、形態素解析、極性分析、階層クラスター分析、TF-IDF およびコサイン類似度分析を組み合わせて実施した。これにより、自治体が広域化に対してどのような感情・姿勢を示しているのかを多面的に把握する。

3.2.1. 形態素解析

テキストマイニングの前処理として、文章を意味の最小単位である形態素に分解する必要がある。本研究では、MeCabを実装したKH Coderを用いて形態素解析を行った。解析にあたっては、助詞・助動詞などの機能語を除外し、名詞・動詞・形容詞など意味を持つ語を中心に抽出した。

3.2.2. 極性分析（感情分析）

極性分析とは、単語がポジティブな意味を持つか、ネガティブな意味を持つかを数値化する手法である。本研究では、東北大学 乾・鈴木研究室が開発した「日本語評価極性辞書」を用い、各形態素に対して -1 から $+1$ の感情値 (sentiment score) を付与した。

行政文書は一般に中立的な表現が多いが、課題認識や懸念を示す語が多く含まれる場合、感情値は相対的にネガティブに傾く。本研究では、各文書の感情値の平均を算出し、自治体の姿勢を比較した。

3.2.3. 階層クラスター分析

極性分析で得られた感情値の平均を用いて、自治体文書を類似度に基づき分類するため、階層クラスター分析（Ward 法）を実施した。Ward 法は、クラスター間の分散が最小となるようにデータを統合する手法であり、文書間の距離を視覚的に把握できる点で有効である。

本研究では、デンドログラムの距離（Distance）が 0.06～0.12 の範囲で 3 つのクラスターに分割されることを確認し、これをもとに「慎重」「積極」「中立」の 3 類型を抽出した。

3.2.4. TF-IDF とコサイン類似度

クラスター分析で分類された各グループ内で、どのような課題認識が共有されているかを把握するため、TF-IDF 法を用いて形態素の重要度を算出した。TF-IDF は、文書内の出現頻度（TF）と、文書全体における逆文書頻度（IDF）を掛け合わせることで、特徴語を抽出する手法である。

さらに、TF-IDF で得られたベクトルを用いて、文書間の類似度をコサイン類似度で評価した。コサイン類似度は、ベクトルの内積の公式（1）式を変形して、（2）式のように定義できる。

$$\vec{a} \cdot \vec{b} = \left| \vec{a} \right| \left| \vec{b} \right| \cos\theta = \|a\| \|b\| \cos(a, b) \quad (1)$$

$$\cos(a, b) = \frac{a \cdot b}{\|a\| \|b\|} = \frac{\sum_i^n a_i b_i}{\sqrt{\sum_i^n a_i^2} \sqrt{\sum_{i=1}^n b_i^2}} \quad (2)$$

コサイン類似度は -1 から $+1$ の値をとり、 1 に近いほど文書内容が類似していることを示す。これにより、クラスター内で自治体が共通して抱える課題や論点を明らかにした。

4. 分析結果

はじめに極性分析を使って、各行政文書の感情値(sentiment score)の平均値を概観する。その後、感情値の平均値より階層クラスター分析を行い、水道広域化に対して行政文書から比較的 positive な反応をしているクラスターと慎重なクラスター、中立なクラスターを探索する。デンドログラムから、各クラスターで特徴的な行政文書を抽出し、感情値から特徴を

把握する。最後に、クラスター内での形態素の感情値の類似度を評価し、水道広域化に対して、クラスター内ではどのような課題を抱えているのか、また取り組みに対する感情を評価する。

4.1. 極性分析の分析結果

表1は、極性分析の結果一覧である。感情値の平均値はすべての行政文書で negative であることから、分析対象の行政文書からは、自治体は何らかの課題を認識していることがわかる。感情値の最大値は、 -0.25 で、山形県が2023年時点でとりまとめていた文書のものである。一方、最小値は、 -0.362 で、鹿児島県が2023年時点でとりまとめていた文書である。すなわち、山形県の2023年時点での行政文書は水道広域化に対して、平均値で見れば positive に評価し、鹿児島県は慎重に評価していたと推定できる。

表1 極性分析の結果一覧

id	分析対象の文書	出現頻度の平均値	感情値の平均値
0	aichi_2023_output.csv	2.964	-0.313
1	akita_2025_output.csv	2.796	-0.349
2	aomori_2023_output.csv	3.152	-0.340
3	aomori_2025_output.csv	3.781	-0.339
4	chiba_2023_output.csv	7.708	-0.317
5	chiba_2025_output.csv	4.058	-0.318
6	ehime_2023_output.csv	3.123	-0.348
7	fukuoka_2023_output.csv	2.262	-0.314
8	fukushima_2023_output.csv	2.033	-0.299
9	fukushima_2025_output.csv	2.466	-0.337
10	gifu_2023_output.csv	3.564	-0.321
11	hiroshima_2023_output.csv	4.454	-0.308
12	hokkaido_2023_output.csv	4.845	-0.305
13	hyogo_2023_output.csv	13.430	-0.266
14	ibaraki_2023_output.csv	1.657	-0.263
15	ibaraki_2025_output.csv	4.540	-0.301
16	iwate_2023_output.csv	3.830	-0.331
17	kagawa_2023_output.csv	3.087	-0.310
18	kagoshima_2023_output.csv	4.353	-0.362
19	kanagawa_2023_output.csv	4.610	-0.304
20	kanagawa_2025_output.csv	3.983	-0.329

21	kochi_2023_output.csv	3.511	-0.301
22	kochi_2025_output.csv	3.219	-0.322
23	kumamoto_2023_output.csv	4.554	-0.316
24	kumamoto_2025_output.csv	5.038	-0.341
25	kyoto_2023_output.csv	3.904	-0.321
26	mie_2023_output.csv	4.113	-0.322
27	miyagi_2023_output.csv	6.227	-0.335
28	miyagi_2025_output.csv	5.319	-0.314
29	nagano_2023_output.csv	2.097	-0.303
30	nagano_2025_output.csv	3.638	-0.345
31	nara_2023_output.csv	5.958	-0.297
32	niigata_2023_output.csv	2.257	-0.361
33	okayama_2023_output.csv	1.938	-0.291
34	okinawa_2025_output.csv	6.315	-0.325
35	osaka_2023_output.csv	2.036	-0.343
36	saitama_2023_output.csv	2.440	-0.346
37	shimane_2023_output.csv	1.963	-0.318
38	tokushima_2023_output.csv	1.686	-0.340
39	yamagata_2023_output.csv	2.751	-0.250
40	yamagata_2025_output.csv	2.767	-0.331
41	yamaguchi_2025_output.csv	2.880	-0.305

出所：筆者作成

4.2. 階層クラスター分析の分析結果

図1は、階層クラスター分析をデンドログラムに表したものである。極性分析から得た感情値を分析対象にしているため、positive、neutral、negativeの3つにクラスターが分割できるのは、Ward法によるクラスター間のDistanceが0.06以上0.12以下の範囲となる。図1では、便宜上、0.1に水平線を引いている。図1のオレンジの直線で表されたクラスター（以下、クラスター1という）と緑の線で表されたクラスター（以下、クラスター2という）、赤で表されたクラスター（以下、クラスター3という）の3つに分割することができる。図1の横軸は各行政文書を表しており、表1のidに対応している。ここから、クラスター1の中でもっともDistanceが長いものは、18（2023年の鹿児島県）と32（2023年の新潟県）であることがわかる。同様にクラスター2では、39（2023年の山形県）、クラスター3のうち、単独でもっともDistanceが長いのは、33（2023年の岡山県）である。このうち、18（2023年の鹿児島県）と39（2023年の山形県）は、表1から、感

情値 (sentimental score) が最大と最小のものであったので、クラスター1は、どちらかといえば、水道広域化に慎重な対応をとっており、クラスター2は積極的、クラスター3は中立である可能性が考えられる。

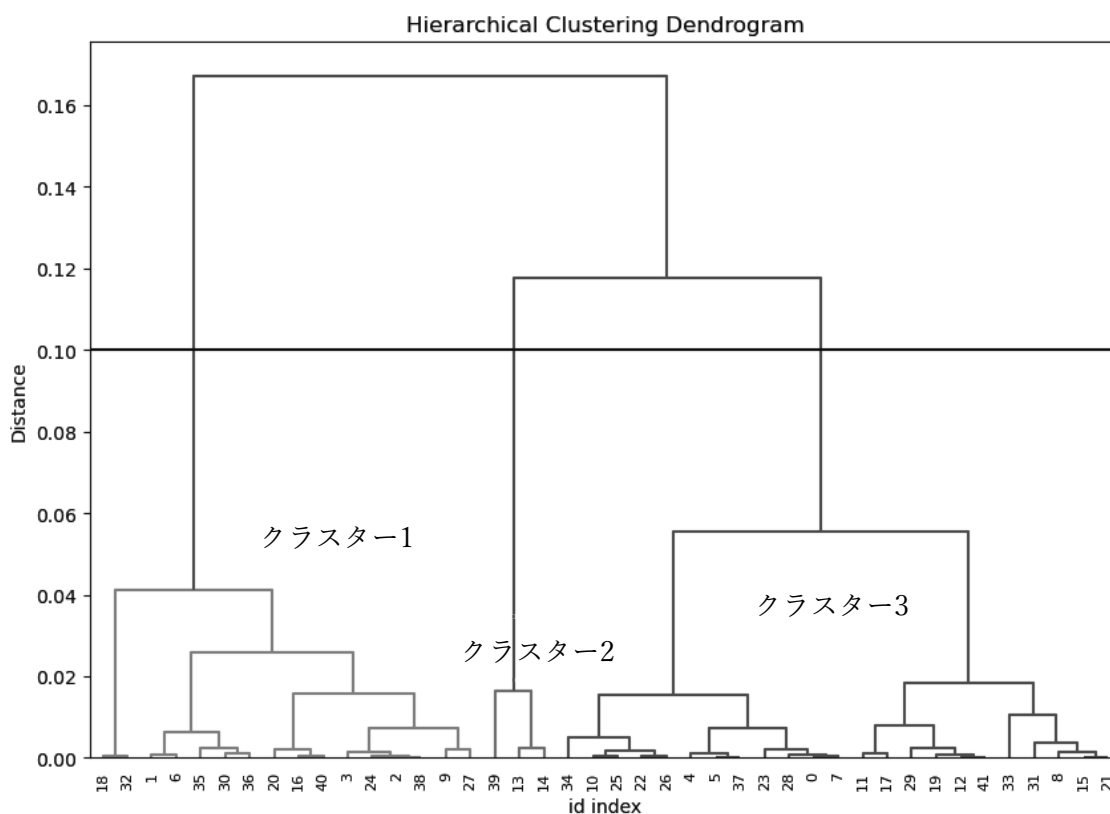


図1 感情値のデンドログラム

出所：筆者作成

4.3. 極性分析の詳細分析結果

図1と表1から、オレンジのクラスターの代表として、18 (2023年の鹿児島県)、緑のクラスターの代表として、39 (2023年の山形県)、赤のクラスターの代表として、33 (2023年の岡山県)を挙げた。以下では、これら3つの行政文書について、形態素の極性分析を詳細に検討する。

表2は、出現頻度順に形態素をランキングし、各形態素の感情値を掲載している。すべての行政文書には、「共同」、「検討」「事業」「水道」「施設」「連携」がランクインしている。

表2 代表的な文書の極性分析結果

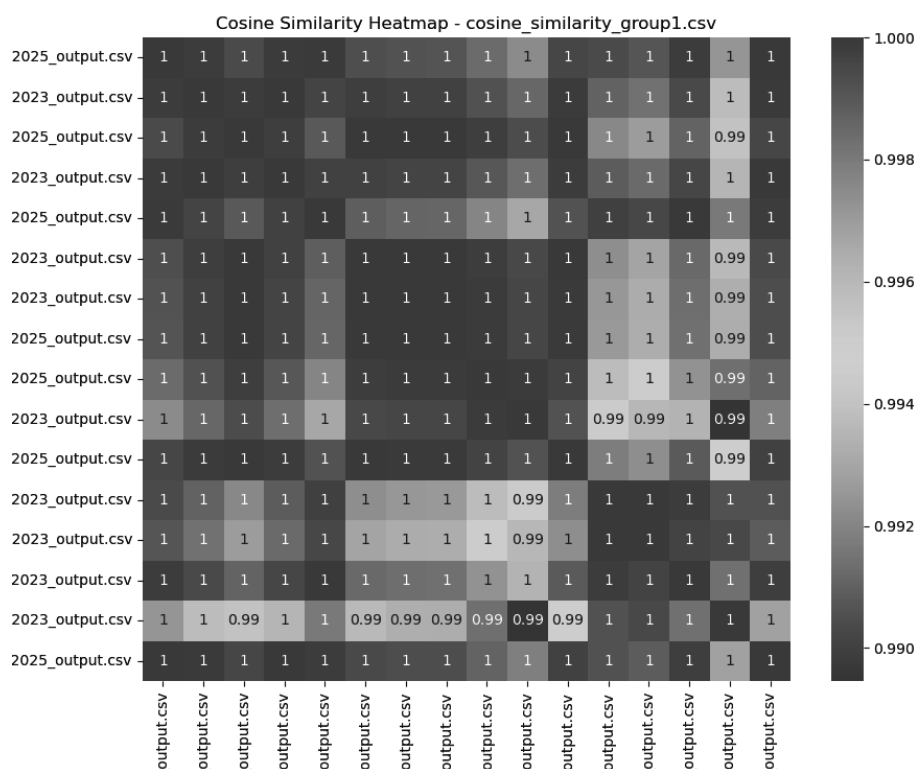
クラスター1	kagoshima		クラスター2	yamagata		クラスター3	okayama	
形態素	出現頻度	感情値	形態素	出現頻度	感情値	形態素	出現頻度	感情値
検討	40	-0.32828	連携	32	-0.59701	検討	17	-0.32828
共同	35	-0.63923	検討	31	-0.32828	共同	15	-0.63923
事業	35	-0.565	広域	26	-0.10567	事業	11	-0.565
実施	34	-0.24715	事業	21	-0.565	水道	11	-0.66252
必要	33	-0.92425	統合	21	-0.47186	広域	9	-0.10567
連携	32	-0.59701	共同	20	-0.63923	施設	9	-0.65985
施設	29	-0.65985	施設	20	-0.65985	連携	9	-0.59701
水道	29	-0.66252	水道	16	-0.66252	課題	6	-0.3952
料金	29	-0.67608	実施	15	-0.24715	委託	5	0
行う	28	0	垂直	14	-0.70758	目指す	5	0
業務	27	-0.5901	継続	12	-0.39682	コスト	4	-0.41334
情報	25	-0.58659	水平	12	-0.70386	確保	4	0.059674
地区	25	-0.46564	水	11	0	調達	4	-0.44187
減少	24	-0.35628				利用	4	-0.89428
職員	24	-0.49633						

出所：筆者作成

その一方で、クラスター1にしか観察できない形態素も存在している。たとえば、「必要」「料金」「業務」「情報」「職員」「減少」「地区」などである。同様にクラスター2に固有なものとして、「統合」「垂直」「継続」「水平」「実施」などがある。クラスター3についても「課題」「委託」「目指す」「コスト」「確保」「調達」「利用」がある。クラスター1とクラスター2の形態素については、感情値が以上のものはなく、クラスター3の「確保」のみが正の感情値を持つ。また、形態素の出現頻度は、クラスター1がもっとも大きく、クラスター2、クラスター3の順に小さくなっている。とりわけ、クラスター1の「必要」は頻度も高く、また感情値も大きな負の値であることから、何らかの「必要」を強く意識していると考えられる。「料金」や「職員」など、しばしば水道広域化を検討するときに課題として取り上げられるキーワードがランクインしていることから、クラスター1は慎重に水道広域化を推進している可能性がある。これに対して、クラスター2では、「統合」「垂直」「水平」といったキーワードが上位にあることから、広域化においては、手法としての「垂直」統合や「水平」統合を強く意識していることが示唆される。クラスター3では、「委託」や「目指す」「コスト」「確保」「調達」が上位にあることから、「委託」や「コスト」を意識しており、クラスター2で出現したような、抜本的な経営統合につながる広域化までは話題にのぼっていない様子がうかがえる。もっとも、ここでのランキングは各クラスターに代表的な文書の特徴であって、同じクラスターに属する他の文書が同じ傾向にあるとは断言できない。そこで、同一クラスター内の文書内の形態素の類似度を評価することで、水道広域化の合意形成に向けて、促進（阻害）要因となっている事柄を検討する。

4.4. コサイン類似度からみたクラスター内比較

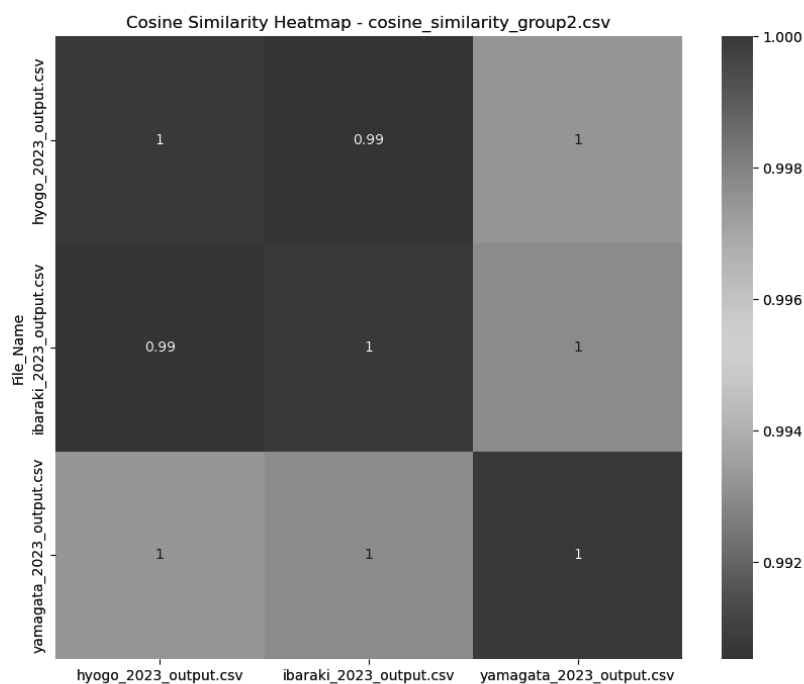
前節までは、各クラスターから代表的な都道府県を1つ選んで、比較を行ってきた。しかし、代表例ではなく、各クラスターが共通の課題を抱えているかを分析することで、水道広域化に対して、各クラスターがどういった事柄を課題として認識しているのかを明確にしていくことができる。このため、クラスター内のコサイン類似度を計算し、結果をヒートマップで可視化した。



出所：筆者作成

図2 クラスター1のコサイン類似度ヒートマップ

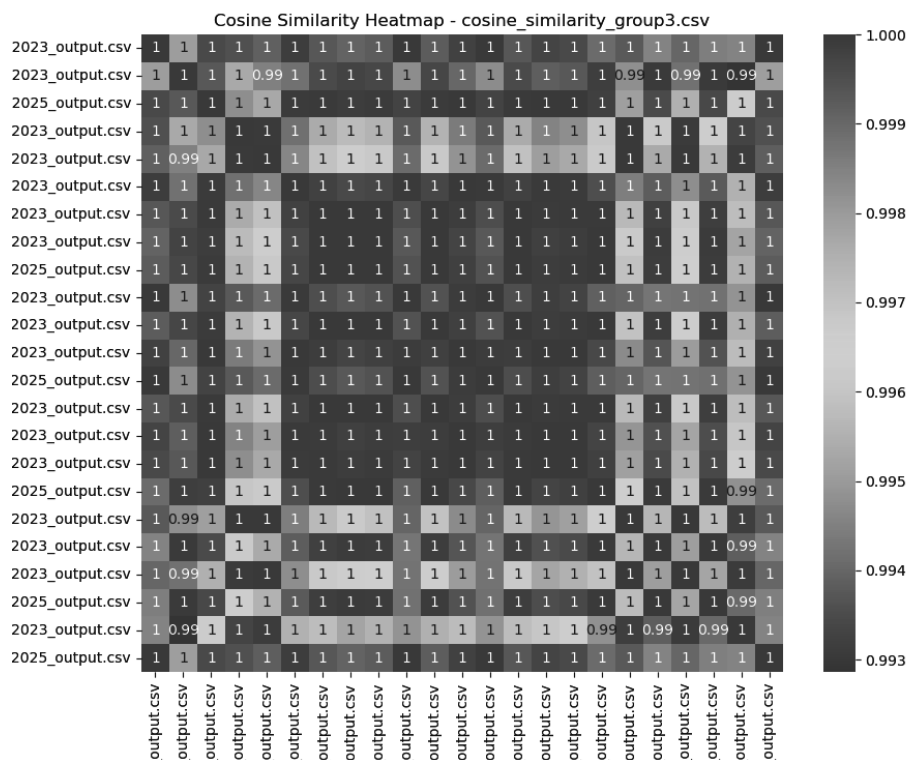
図2から、クラスター1の形態素の平均出現頻度と平均感情値から作成したコサイン類似度は限りなく1に近いことがわかる。このため、代表例として挙げた鹿児島県の極性分析結果が示すように、このクラスターでは、「料金」や「職員」についての懸案を抱えており、これらについて「必要」であると強く認識していることが示唆される。



出所：筆者作成

図3 クラスタ2のコサイン類似度ヒートマップ

同様にクラスタ2についてもコサイン類似度のヒートマップを作製すると、図3のように表せる。図3からは、クラスタ2についても極めてクラスタ内では類似度が高いことがわかる。このことから、クラスタ2は、山形県の極性分析結果が示すように、「垂直」「水平」「統合」といった、より経営の統合に向かうような広域化を模索していると考えられる。



出所：筆者作成

図4 クラスタ3のコサイン類似度ヒートマップ

図4はクラスタ3のコサイン類似度ヒートマップである。図2や図3と比べると、類似度が低い部分が目立つが、それでも、類似度は0.993以上のため、きわめてクラスタ内の形態素の出現頻度の平均値や感情値の平均値が高いことがわかる。このため、クラスタ3についても、代表の岡山県の極性分析が示したように、「委託」や「目指す」、「コスト」、「確保」、「調達」が上位にあることから、「委託」や「コスト」を意識しており、できることから広域化に向けて模索している状況にあると考えられる。実際、クラスタ3には最多の23の行政文書が含まれており、大胆ではないが、地道に問題解決を図りたい姿勢が表れているといえよう。

5. まとめと今後の課題

本稿では、自治体からみた水道広域化に向けた合意形成の要因を明らかにするため、テキストマイニングによって水道広域化推進プラン作成の通達発出を契機とした、都道府県の検討状況を議事録と報告書等ならびに水道ビジョンや水道基盤強化計画策定時の広域化関連についての行政文書を対象に極性分析と階層クラスタ分析によって特徴語の抽出を行った。

本稿では、2025年4月時点で筆者がインターネット上で収集可能であった、水道広域化関連の行政文書41件を分析対象とした。極性分析の結果から、感情値の平均値はすべての行政文書でnegativeであることから、分析対象の行政文書からは、自治体は何らかの課題を認識していることがわかった。ただし、感情値の平均値が自治体によって異なり、慎重に対処した自治体と積極的に対処した自治体があったことがうかがえる。このため、階層クラスター分析によって感情値の平均値を3つのクラスターに分割した。3つに分割したのは、感情値なので、positive、neutral、negativeと考えられるためである。デンドログラムと極性分析の結果から各クラスターの代表例と考えられる自治体の文書を抽出した。クラスター1は、比較的、水道広域化に関して慎重に対応していること、クラスター2は、経営統合に向けた積極的な広域化も検討していること、クラスター3は、「委託」や「コスト」など、クラスター2ほどの広域化ではなく、できることから検討している状況が明らかとなった。

各クラスターの代表例以外にも同じ傾向にあるといえるかを確認するため、TF-IDF法からコサイン類似度を計算し、ヒートマップを使って類似度を可視化した。いずれもクラスター内ではコサイン類似度が極めて高く、クラスター内では同じ傾向にあるといえる。このことから、水道広域化に対しては、慎重に対処している自治体が全体の約40%を占め、「料金」や「職員」のことを懸念し、解決が「必要」な課題と認識しており、合意形成に向けて対応が必要な要因といえるだろう。一方、「垂直」「水平」「統合」など経営の抜本的な統合をも検討する自治体もあり、都道府県間でも相当の認識差がある結果と考えられる。そして、「委託」や「コスト」など、できることから始める自治体が全体の56%と過半数を占めており、こうした自治体が抜本的な経営統合を推進できるようにするためには、さらに調査や分析をすることが必要といえる。

その一方で、すべての代表例で、「共同」、「検討」、「事業」、「水道」、「施設」、「連携」が頻出語として抽出されている。特に「施設」や「共同」、「連携」はどのクラスターでも水道広域化の手段として広く「検討」していることが考えられる。

しかし、極性分析は、極性辞書の影響が非常に大きい。特に水道広域化のように専門用語が多く、その極性を丁寧に評価する必要のある分野については慎重に辞書を構築すべきである。本稿では、さまざまな制約から専門用語に配慮した辞書構築を行えなかった。また、行政文書の収集や分析対象の選択についても、さらなる精緻化が必要である。先行研究では、形態素解析に際して専門用語の辞書構築やクラスター分析等にMLが活用され始めている。また、データクレンジングの精度向上のために、ChatGPTなどの生成系AIを活用した研究もおこなわれ始めている。本稿でも極性分析を行うにあたってMLを試みたが、精度に課題があり、分析には至らなかった。今後は、生成系AIやMLを活用して専門用語辞書の構築を行うことで形態素解析の精度を上げ、水道広域化に特化した極性辞書を構築し、分析の精緻化を行っていきたい。

参考文献

- [1]青木玲子 (2023)「第六次環境基本計画に不可欠な要素に関する考察」『環境経済・政策研究』Vol.16 No.2, pp.28-34.
- [2]東山昌彦, 乾健太郎, 松本裕治 (2008)「述語の選択選好性に着目した名詞評価極性の獲得」, 『言語処理学会第14回年次大会論文集』, pp.584-587.
- [3]松元拓也・林高樹 (2022)「Sentence-BERT を用いた欧州議会議事録分析による、サステナビリティトレンド重要度評価手法の提案」慶応大学大学院経営管理研究科修士論文
- [4]仲北浦淳基 (2022)「「地方創生」における政策キーワードの変遷 —テキストマイニングによる「総合戦略」の分析—」『地域構想研究所紀要』 4, pp.43-58.
- [5]成澤拓実・鳥井原遼・塩崎洸・浅見泰司 (2022)「自然言語処理を用いた立地適正化計画における誘導方針の類型化」『公益社団法人 日本都市計画学会 都市計画報告集』No.21, pp.167-170.
- [6]那須川哲哉 (1999)「テキストマイニングの普及にむけて: 研究を実用化につなぐ課題への取組み」『人口知能学会誌』 24 (2) , pp.275-282.
- [7]那須川哲也編著 (2020)『テキストマイニングの基礎技術と応用』金明哲監修 テキストアナリティクス 2, 岩波書店
- [8] M. E. J. Newman and M. Girvan (2004) “Finding and evaluating community structure in networks”, *Phys. Rev. E.*, 69, 026113.
- [9]齋藤朗宏 (2012)「日本におけるテキストマイニングの応用」『The Society for Economic Studies The University of Kitakyushu Working Paper Series』 No. 2011-12.
- [10]新谷元嗣 (2023)「テキスト情報と機械学習を用いた景気動向分析」『経済分析』第208号, pp.128-145.
- [11]塩津ゆりか (2024)「水道広域化の要因分析」『一般財団法人 自治総合センター、令和5年度調査報告書地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会報告書』107-134 ページ
- [12]湯田聡夫 (2008)「コミュニティ抽出法とその展望」『オペレーションズ・リサーチ』21, pp.529-535.

地方交付税の経済効果に関する試算的分析

京都産業大学経済学部

菅原宏太

2025/06/20

基本問題研究会・専門分科会

KYOTO SANGYO UNIVERSITY

概要

➤ 目的

- 地方交付税制度について移転パラドクスを検証してみた。

➤ 方法

- 新古典派成長モデルを想定。
- Barroの収束方程式を用いた実証分析

➤ 分析結果

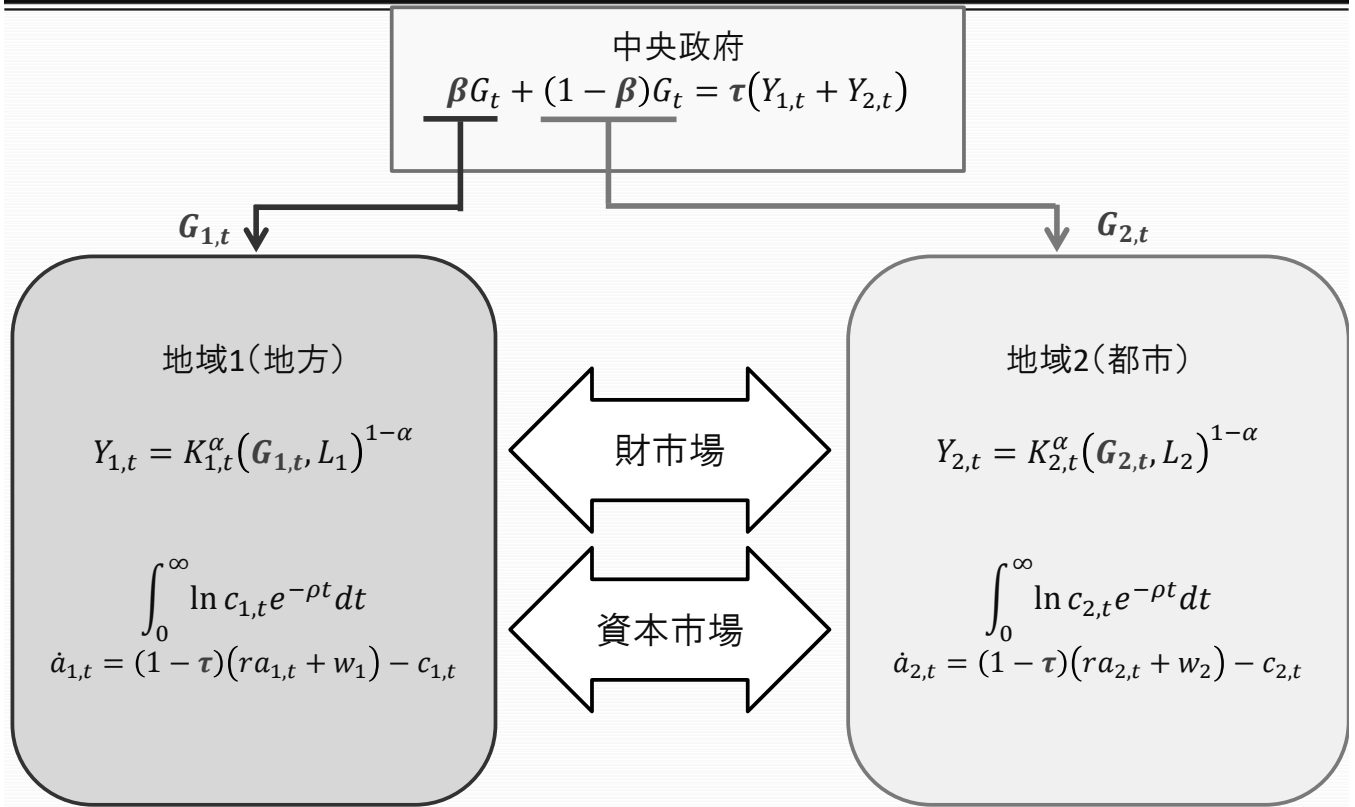
- 国税負担の累進度上昇は地域間収束を促進。
- 交付税の逆進度上昇は地域間収束を阻害。(ある種の移転パラドクス)
- なかでも市町村分交付税がその要因。

➤ 考察と課題

- 公的消費財消費を促進することで、資本蓄積を阻害しているのかも。
- 市町村分交付税の割合が地方圏で上昇。
- ◆ 理論モデルの構築 → 実証モデルの再構築、変数の精査

理論的背景(動学版移転パラドクス)

村上 (2012) に基づく



京都産業大学

理論的背景(2)(動学版移転パラドクス)

村上 (2012) に基づく

✓ β の上昇

労働人口の少ない(資本生産性の低い)地方への配分率を増やす。

- 地域間の所得格差を縮小する。
- 全体の経済成長率を引き下げる。

✓ τ の上昇

税率(ただし定率)の上昇する。

- 地域間の所得格差に影響なし。
- 全体の経済成長率を引き下げる。

「格差を拡大させる」とまではならないので、「弱い意味での」パラドクス

✓ (菅原の)理論的予想

$\tau_1 < \tau_2$ であり、 τ_2 を引き上げれば、

- 地域間の所得格差を縮小する。
- 全体の経済成長率を引き下げる。

京都産業大学

Barroの収束方程式

➤ Barroの収束方程式

$$\Delta \ln y_{i,t} = \alpha + \beta \ln y_{i,t-T} + \eta X_{i,t-T} + u_{i,t}$$

β が負→地域間収束

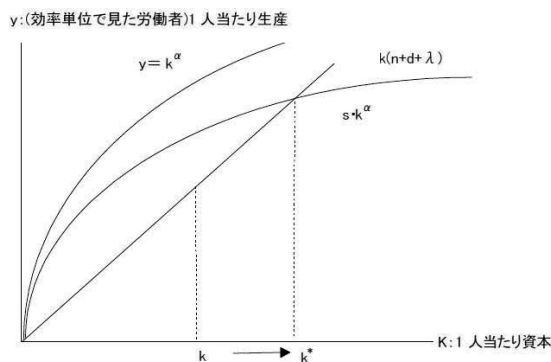
Barro, R. J. (1991)による

➤ 実証分析での使われ方

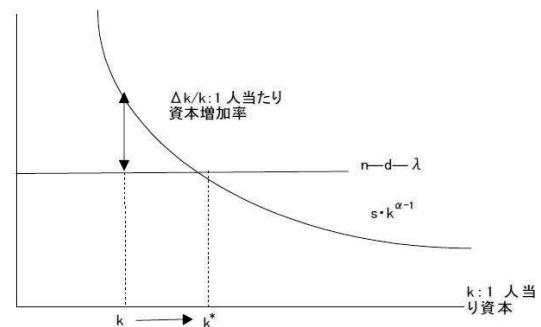
$X_{i,t-T}$ に政策変数を加えて、
経済成長への影響を分析(後述)

石川(2000)より引用

図表-5 定常状態での生産



図表-6 移行ダイナミクス



京都産業大学

関連する先行研究(日本の研究のみ)

➤ 経済成長率への効果

➤ 社会資本、公共投資に着目

- 中里(1999a)、(1999b): 公共投資×、社会資本○、スピルオーバー
- 塩路(2000): 産業基盤○、農林水産○、生活基盤×、国土保全×
- 石川(2000): 47都道府県、11地域ブロックどちらでも○
- 深尾・岳(2000): 収束係数の要因分解

➤ 政府消費も考慮

- 近藤(2012): 社会資本○、政府消費支出と公共投資はマイナス

京都産業大学

$$Y_t = K_t^\alpha (A_t L_t)^{1-\alpha}, L_t = L_0 e^{nt}, A_t = A_0 e^{gt}, \ln A_0 = a + \epsilon_i$$

$$\dot{k}_t = sy_t - (n + g + \delta)k_t$$

$$\lambda = (n + g + \delta)(1 - \alpha), \tau = t - (t - T)$$

➤ スタンダードな収束方程式

$$\Delta \ln y_{i,t} = \ln y_{i,t} - \ln y_{i,t-T} = \beta \ln y_{i,t-T} + \sum_{j=1}^2 \eta_j x_{i,t}^j + \mu_i + \theta_t + v_{i,t}$$

$$\beta = -(1 - e^{-\lambda\tau})$$

➤ パネル分析版の収束方程式

$$\ln y_{i,t} = \gamma \ln y_{i,t-T} + \sum_{j=1}^2 \eta_j x_{i,t}^j + \mu_i + \theta_t + v_{i,t}$$

$$\gamma = e^{-\lambda\tau}$$

→階差を取ってGMM推定
(ダイナミックパネル推定)

$$\eta_1 = (1 - e^{-\lambda\tau}) \frac{\alpha}{1-\alpha}, \eta_2 = -(1 - e^{-\lambda\tau}) \frac{\alpha}{1-\alpha}$$

$$x_{i,t}^1 = \ln s_{i,t}, x_{i,t}^2 = \ln(n_{i,t} + g_{i,t} + \delta_{i,t})$$

$$\mu_i = (1 - e^{-\lambda\tau}) \ln A_0, \theta_t = g(t - e^{-\lambda\tau}(t - T))$$

収束方程式と移転

$$\Delta \ln y_{i,t} = \alpha + \beta \ln y_{i,t-T} + \eta_\phi \phi_{i,t-T} + \eta_X X_{i,t-T} + u_{i,t}$$

□ 所得分布と経済成長

✓ Panizza (2002): US州 (州内ジニ係数ほか)、大山 (2016): 都道府県 (県内ジニ係数ほか)

□ 財政移転と経済成長

✓ Siliverstovs & Thiessen (2015): フランス地域 (補助金比率など)、Boltho et al. (2019): ドイツとイタリア地域 (貧困地域ダミー)

$$\Delta \ln y_{i,t} = \alpha + \beta \ln y_{i,t-T} + \beta (\ln y_{i,t-T} \cdot \phi_{i,t-T}) + \eta_\phi \phi_{i,t-T} + \eta_X X_{i,t-T} + u_{i,t}$$

□ 所得移転と経済成長

✓ Persyn & Algoed (2009): ヨーロッパ地域 (国別の地域別1人あたり可処分所得比)

推定式・変数

$$\ln y_{i,t} = \gamma_1 \ln y_{i,t-1} + \gamma_2 (\ln y_{i,t-1} \cdot \phi_{t-1}) + \sum_j \eta_j x_{i,t}^j + \mu_i + \theta_t + v_{i,t}$$

- $\ln y_{i,t}$: 就業者1人当たり県内GDP
- ϕ_{t-1} : 再分配指標(後述)
- $x_{i,t}^j$:
 - ✓ \ln 貯蓄率($\text{Save}_{i,t}$) = (県民所得 - 民間最終消費支出) / 県民所得
 - ✓ 外生要因($\text{EXO}_{i,t}$) : 以下の合計値(負値になる年・県があるため対数化できず)
 - 労働成長率 = 県内就業者人口の対数階差
 - 資本減耗率 = 固定資本減耗 / (民間資本ストック + 社会資本ストック)
 - 労働生産性上昇率 = (1/年平均労働時間)の対数階差
 - » 年平均労働時間 = 所定内および超過実労働時間の男女平均
 - ✓ 構造変数($\text{STR}_{i,t}$) : 国家経済全体のショックの各地への影響度
 - $\text{STR}_{i,t} = \sum_h w_{i,t-1}^h \Delta \ln z_t^h$
 - $\Delta \ln z_t^h$: 第 h 産業のGDP成長率、 $w_{i,t-1}^h$: i 県における第 h 産業の就業者比率

記述統計量

期間: 1975 - 2020 (ただし1期 = 5年) : 10期

47都道府県

		平均	標準偏差	最大	最小	観測値数	
$\ln y_{i,t-1}$	対数	1.801	0.376	2.449	0.677	470	県民経済計算
$\text{Save}_{i,t}$	対数	-0.790	0.142	-0.451	-1.344	470	県民経済計算
$\text{EXO}_{i,t}$	実数	0.073	0.054	0.239	-0.044	423	
労働成長率	実数	0.008	0.042	0.139	-0.088	423	県民経済計算
資本減耗率	実数	0.055	0.012	0.095	0.031	470	県民経済計算、都道府県別民間資本ストック、日本の社会資本ストック2023
生産性上昇率	実数	0.010	0.024	0.081	-0.049	423	賃金構造基本統計調査
$\text{STR}_{i,t}$	実数	0.157	0.189	0.658	-0.046	423	県民経済計算、国民経済計算

再分配指標(1)

➤ カクワニ係数(国税負担額)

- ✓ 個人所得税、法人税、地方法人税、酒税:国税庁データ(国税局別)
- ✓ 消費税:国税庁データ(国税局別:地方消費税率を用いて地方消費税額を控除)
- ✓ たばこ税:国税庁データ(総額:全国消費実態調査のたばこ消費額で按分)
- ※ 該当年度の交付税率(法定率のみ)を乗じた。

$$Ktax_t = \text{集中度係数(国税負担額)} - \text{ジニ係数(県民所得)}$$

➤ カクワニ係数(交付税)

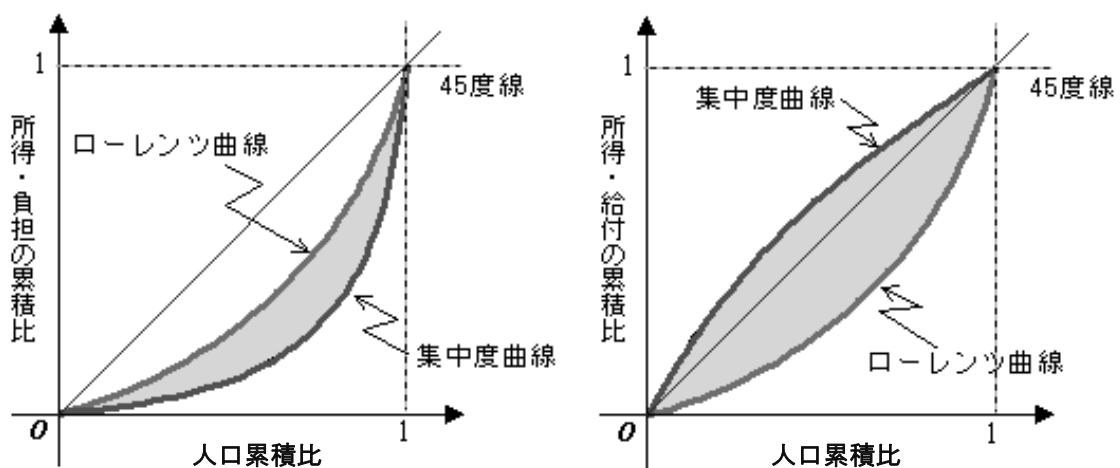
- ✓ 都道府県分+市町村分(指定都市等含む)の普通交付税の県内合計額:地方財政統計年報

$$Klats_t = \text{ジニ係数(県民所得)} - \text{集中度係数(交付税)}$$

再分配指標(2)

所得再分配政策の効果を測る指標—集中度曲線とカクワニ係数—、『経済指標の見方・使い方』(富山県)
<https://www.pref.toyama.jp/sections/1015/ecm/back/2005may/shihyo/index.html>

図5 カクワニ係数




カクワニ係数 =  × 2

図5-A 負担の場合


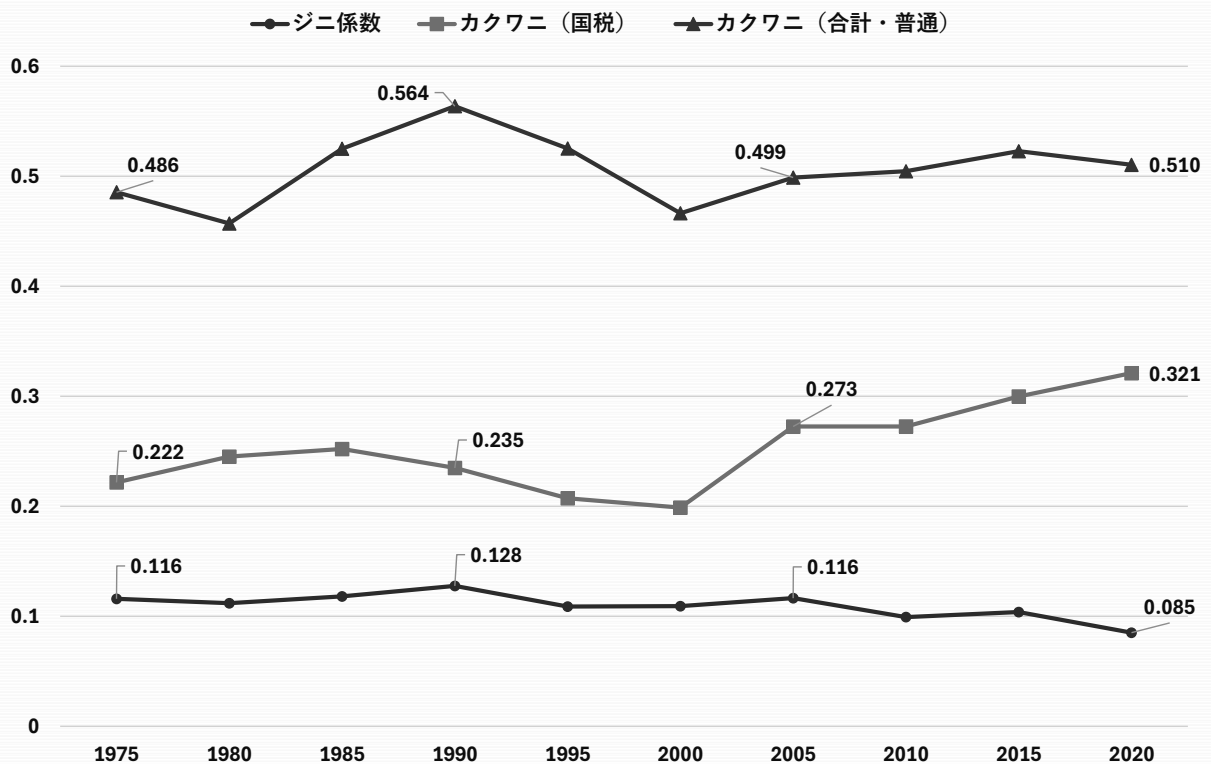
カクワニ係数 =  × 2

図5-B 給付の場合

指標の推移



推定モデル

$$\begin{aligned} \text{➤ } \ln y_{i,t} = & \gamma_1 \ln y_{i,t-1} + \gamma_2 (\ln y_{i,t-1} \cdot Klats_{t-1}) + \gamma_3 (\ln y_{i,t-1} \cdot Ktax_{t-1}) \\ & + \sum_j \eta_j x_{i,t}^j + \mu_i + \theta_t + v_{i,t} \end{aligned}$$

$$\text{➤ } \ln y_{i,t} = \gamma_1 \ln y_{i,t-1} + \gamma_4 (\ln y_{i,t-1} \cdot Comp_{t-1}) + \sum_j \eta_j x_{i,t}^j + \mu_i + \theta_t + v_{i,t}$$

$$Comp_{t-1} = \sqrt{Klats_{t-1}^2 + Ktax_{t-1}^2}$$

➤ Research Question

地方交付税制度は地域間収束にどのように影響しているか？

- ✓ γ_2 or γ_3 or γ_4 が正: 1期前の強い再分配は、その後の地域間収束を促進。
- ✓ ダミー変数ではないので、係数推定量の大きさに意味はない。

推定結果(総額)

Dependent Variable: $\ln y_{i,t}$	Standard equation (LSDV)*				Transformed equation (GMM)			
	Sample (adjusted): 1980 2020		Obs. 423		Sample (adjusted): 1985 2020		Obs. 376	
Variable	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE
$\ln y_{i,t-1}$	-0.436***	0.082	-0.431***	0.048	0.844***	0.121	0.808***	0.116
$\ln y_{i,t-1} * \text{Comb}_{t-1}$	-0.001	0.053			-0.407**	0.156		
$\ln y_{i,t-1} * \text{Ktax}_{t-1}$			0.014	0.025			0.542***	0.172
$\ln y_{i,t-1} * \text{Klats}_{t-1}$			-0.014	0.023			-0.572***	0.136
$\text{Save}_{i,t}$	0.307***	0.062	0.306***	0.034	0.468***	0.025	0.474***	0.025
$\text{EXO}_{i,t}$	-0.110	0.176	-0.120	0.087	-0.211***	0.036	-0.248***	0.041
$\text{STR}_{i,t}$	0.731***	0.181	0.748***	0.180	0.252***	0.108	0.442***	0.144
C	1.065***	0.182	1.054***	0.093				
Cross-section fixed	dummy variables		dummy variables		first differences		first differences	
Period fixed	dummy variables		dummy variables		dummy variables		dummy variables	
Adj-R ²	0.959	0.031	0.959	0.031				
J-statistic					34.777		33.839	
Arellano-Bond Serial Correlation Test								
AR(1)					-3.627***		-3.923***	
AR(2)					1.332		1.355	

公的消費財の影響の可能性

家計の目的関数

$$U = \int_0^{\infty} u(c) e^{-\rho t} dt \rightarrow U = \int_0^{\infty} u(c, h) e^{-\rho t} dt \quad h: \text{公的消費財}$$

- Barro(1990)の示唆: 生産に寄与しない公的消費財が所得税でファイナンスされていれば、貯蓄を減らし、経済成長に負の影響を与える。(理論分析)
- Barro(1991)の結果: 実証分析によって、成長率への負の影響を確認。(1960-85もしくは1970-85の1人当たりGDP成長率について、98クロスカントリー)

➤ 公的消費財が貯蓄に与える影響は？

- 交付税によって公的消費財を増加(追加の税負担無し)
- 子ども医療無償化、教育無償化、公的住宅供給を想定(公的消費財というよりも公的給付)
- 貯蓄(将来への備え)の必要性 減 → 1人あたりGDPの低い県での資本蓄積を阻害
Feldstein (1974) (1996), Hubbard & Judd (1987)

役割分担

MAIN SUBNATIONAL GOVERNMENTS RESPONSIBILITIES. There is no clear-cut separation between the responsibilities of prefectures and municipalities. The prefectures have considerably stronger administrative powers than the municipalities. Prefectures are responsible for a range of functions in the fields of economic development, public infrastructure (roads, some national highways, rivers, and harbours), public housing, education (secondary schools), social assistance policies, public health, agriculture, environment and employment. The municipalities also have extensive responsibilities for urban planning, local roads, local harbours, public housing, education (pre and primary schools), social welfare (child welfare, elderly, national health insurance, and ageing insurance), water, waste and fire-fighting.

Subnational Governments Around the World; OECD (2016)
Country Profile; Japan

Economic affairs

- General economic, commercial and labour affairs
- Agriculture, forestry, fishing and hunting
- Fuel and energy
- Mining, manufacturing and construction
- Transport
- Communication
- Other industries
- R&D economic affairs
- Economic affairs n.e.c.

Government at a Glance 2023; OECD (2023)

Annex E: Classification of the Functions of Government (COFOG)

- 都道府県:主に公的投入要素(public input)を供給
- 市町村:主に公的消費財(public consumption goods)を供給



再分配指標(3)

➤ カクワニ係数(国税負担額)

- ✓ 個人所得税、法人税、地方法人税、酒税:国税庁データ(国税局別)
 - ✓ 消費税:国税庁データ(国税局別:地方消費税率を用いて地方消費税額を控除)
 - ✓ たばこ税:国税庁データ(総額:全国消費実態調査の消費額で按分)
- ※ 該当年度の交付税率(法定率のみ)を乗じた。

$$Ktax_t = \text{集中度係数(国税負担額)} - \text{ジニ係数(県民所得)}$$

➤ カクワニ係数(交付税;都道府県)

- ✓ 都道府県分の普通交付税:地方財政統計年報

$$Klatp_t = \text{ジニ係数(県民所得)} - \text{集中度係数(都道府県分)}$$

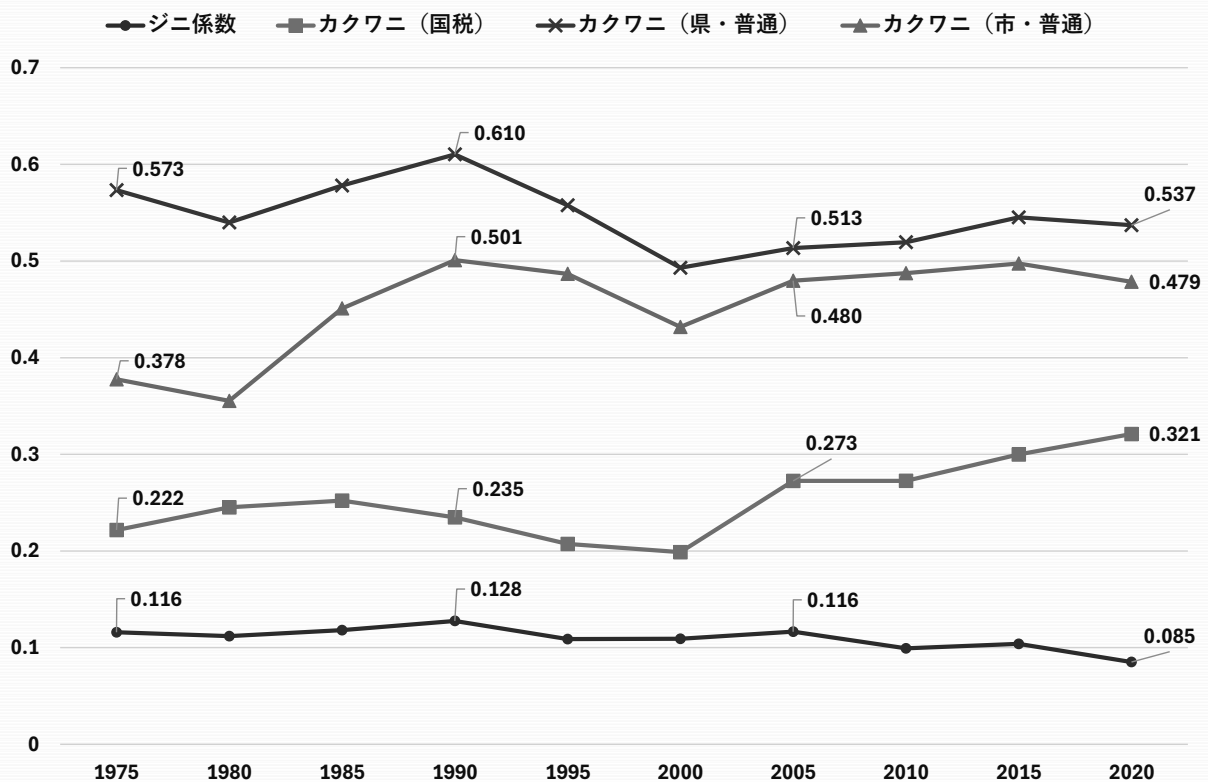
➤ カクワニ係数(交付税;市町村)

- ✓ 市町村分(指定都市等含む)の普通交付税の県内合計額:地方財政統計年報

$$Klatm_t = \text{ジニ係数(県民所得)} - \text{集中度係数(市町村分)}$$



指標の推移



推定結果(都道府県)

$$Comp_{t-1} = \sqrt{Klatp_{t-1}^2 + Ktax_{t-1}^2}$$

Dependent Variable: $lny_{i,t}$	Standard equation (LSDV)*				Transformed equation (GMM)			
	Sample (adjusted): 1980 2020		Obs. 423		Sample (adjusted): 1985 2020		Obs. 376	
Variable	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE
$lny_{i,t-1}$	-0.461 ***	0.087	-0.447 ***	0.048	0.566 ***	0.150	0.597 ***	0.166
$lny_{i,t-1} * Comb_{t-1}$	0.030	0.047			0.059	0.177		
$lny_{i,t-1} * Klatsp_{t-1}$			0.010	0.023			-0.144	0.207
$lny_{i,t-1} * Ktax_{t-1}$			0.012	0.025			0.518	0.181
$Save_{i,t}$	0.309 ***	0.064	0.309 ***	0.033	0.480 ***	0.023	0.488 ***	0.024
$EXO_{i,t}$	-0.105	0.172	-0.114	0.087	-0.213 ***	0.037	-0.247 ***	0.045
$STR_{i,t}$	0.710 ***	0.193	0.757 ***	0.176	0.360 ***	0.110	0.489 ***	0.145
C	1.092 ***	0.184	1.063 ***	0.094				
Cross-section fixed	dummy variables		dummy variables		first differences		first differences	
Period fixed	dummy variables		dummy variables		dummy variables		dummy variables	
Adj-R ²	0.959	0.031	0.959	0.031				
J-statistic					35.349		35.344	
Arellano-Bond Serial Correlation Test								
AR(1)					-3.031 ***		-3.192 ***	
AR(2)					1.209		0.994	

推定結果(市町村)

$$Comp_{t-1} = \sqrt{Klatm_{t-1}^2 + Ktax_{t-1}^2}$$

Dependent Variable: $\ln y_{i,t}$	Standard equation (LSDV)*				Transformed equation (GMM)			
	Sample (adjusted): 1980 2020		Obs. 423		Sample (adjusted): 1985 2020		Obs. 376	
Variable	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE
$\ln y_{i,t-1}$	-0.406***	0.082	-0.401***	0.046	0.891***	0.083	0.730***	0.090
$\ln y_{i,t-1} * Comb_{t-1}$	-0.103**	0.034			-0.650***	0.121		
$\ln y_{i,t-1} * Klatm_{t-1}$			-0.136***	0.022			-0.629***	0.095
$\ln y_{i,t-1} * Ktax_{t-1}$			0.035*	0.021			0.501***	0.184
Save _{i,t}	0.284***	0.059	0.281***	0.032	0.442***	0.025	0.449***	0.024
EXO _{i,t}	-0.140	0.141	-0.225**	0.087	-0.184***	0.034	-0.230***	0.038
STR _{i,t}	0.477**	0.181	0.460**	0.185	0.159	0.098	0.408***	0.137
C	1.114***	0.177	1.140***	0.093				
Cross-section fixed	dummy variables		dummy variables		first differences		first differences	
Period fixed	dummy variables		dummy variables		dummy variables		dummy variables	
Adj-R ²	0.961	0.030	0.963	0.029				
J-statistic					33.478	31.412		
Arellano-Bond Serial Correlation Test								
AR(1)					-3.945***	NA		
AR(2)					1.494	2.843***		



公的消費財の影響の可能性

家計の目的関数

$$U = \int_0^{\infty} u(c) e^{-\rho t} dt \rightarrow U = \int_0^{\infty} u(c, h) e^{-\rho t} dt \quad h: \text{公的消費財}$$

- Barro(1990)の示唆: 生産に寄与しない公的消費財が所得税でファイナンスされていれば、貯蓄を減らし、経済成長に負の影響を与える。(理論分析)
- Barro(1991)の結果: 実証分析によって、成長率への負の影響を確認。(1960-85もしくは1970-85の1人当たりGDP成長率について、98クロスカントリー)

➤ 公的消費財が貯蓄に与える影響は？

- 交付税によって公的消費財を増加(追加の税負担無し)

- 子ども医療無償化、教育無償化、公的住宅供給を想定(公的消費財というよりも公的給付)

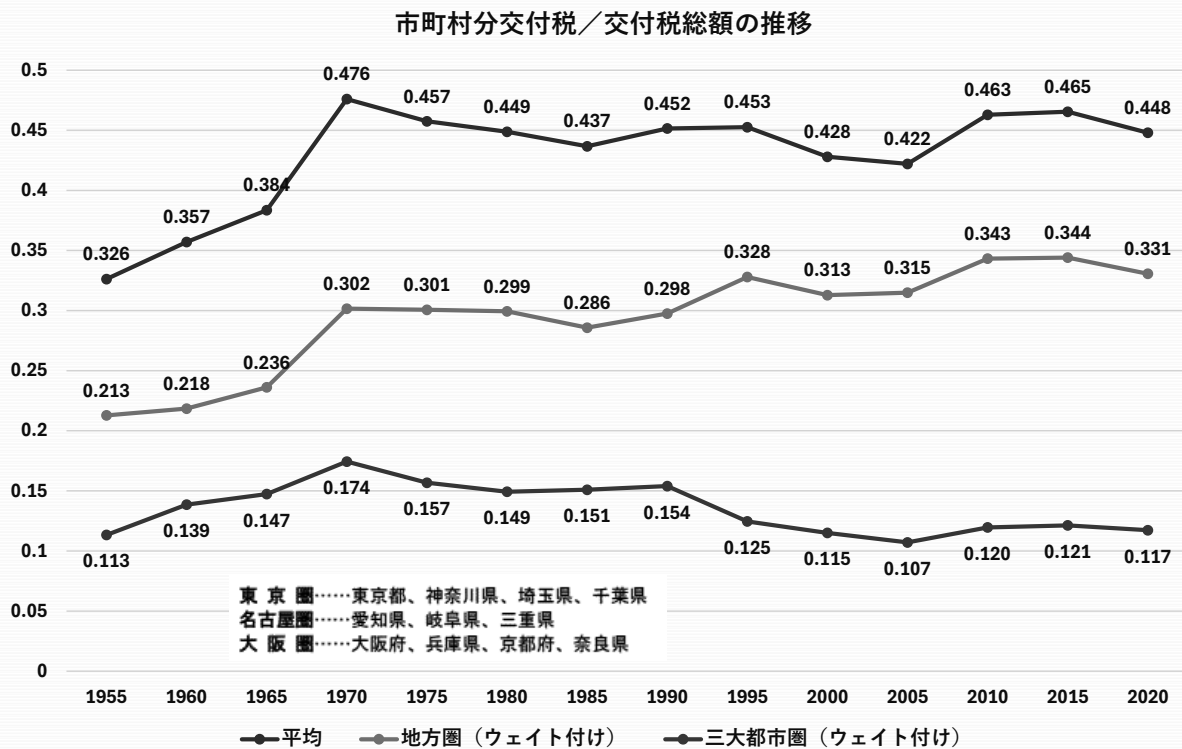
→ 貯蓄(将来への備え)の必要性 減 → 1人あたりGDPの低い県での資本蓄積を阻害

Feldstein (1974) (1996), Hubbard & Judd (1987)

市町村向け交付税
による移転を通じて



市町村分の割合の推移



まとめ

➤ 分かったこと

- 国税負担の累進度上昇は地域間収束を促進。
 - ✓ ただし、全体の成長率には負に影響しているはず(理論的な推察)
- 交付税の逆進度上昇は地域間収束を阻害(移転パラドクス)
- なかでも市町村分がその要因。
 - ✓ 公的消費財消費が増加 → 貯蓄を減少 → 資本蓄積を阻害(か)
- 地方圏における市町村分交付税の割合の高まり
 - 地方創生の足かせとなっている可能性あり。

地方圏において

➤ 研究上の課題

- 最適消費選択、公的消費財、公的投入要素を含む、2地域の成長モデルを構築する必要がある。
- 貯蓄率は内生変数にすべき(時間選好率の代理変数が必要?)
- 単年度での累進度・逆進度では無理があるかも(3年平均とかにする?)
- 地域間人口移動の扱い(労働成長率も内生変数とすべき?)

参考文献

- ✓ Barro, R. J., 1990, Government Spending in a Simple Model, JPE, 98, 103 – 123.
- ✓ Barro, R. J., 1991, Economic growth in a cross section of countries, QJE, 106, 407-443.
- ✓ Bhagwati, J. N., Brecher, R. A., and Hatta, T., 1985, The Generalized Theory of Transfers and Welfare: Exogenous (Policy-Imposed) and Endogenous (Transfer-Induced) Distortions, QJE, 100, 697 – 714.
- ✓ Boltho, A., Carlin, W., and Scaramozzino, P., 2018, Why East Germany did not become a new Mezzogiorno, Journal of Comparative Economics, 46, 308 – 325.
- ✓ Feldstein, M., 1974, Social security, Induced retirement, and Aggregate capital accumulation, JPE, 82(5), 905 – 926.
- ✓ Feldstein, M., 1996, Social security and saving: new time series evidence. NTJ, 49(2), 151-164.
- ✓ Galor, O. and Polemarchakis, H. M., 1987, Intertemporal Equilibrium and the Transfer Paradox, RES, 54, 147 – 156.
- ✓ Hubbard, R. G., & Judd, K. L., 1987, Social security and individual welfare: Precautionary saving, borrowing constraints, and the payroll tax. AER, 77(4), 630-646.
- ✓ Islam, N., 1995, Growth Empirics: A Panel Data Approach, QJE, 110, 1127-1170.
- ✓ Lambert, P. J., 2001, The Distribution and Redistribution of Income, 3rd ed., Manchester Univ. Press.
- ✓ Ogawa, H. and Yakita, S., 2009, Equalization Transfers, Fiscal Decentralization, and Economic Growth, FinanzArchiv, 65, 122 – 139.
- ✓ Panizza, U., 2002, Income Inequality and Economic Growth: Evidence from American Date, Journal of Economic Growth, 7, 23 -41.
- ✓ Persyn, D., and Algoed, K., 2009, Interregional redistribution, growth and convergence, VIVES Discussion Paper No. 4.
- ✓ Siliverstovs, B., and Thiessen, U., 2015, Incentive effects of fiscal federalism: Evidence for France, Cogent Economics & Finance, 3:1, 1017949.
- ✓ Yanagihara, M., 1998, Public goods and the transfer paradox in an overlapping generations model, Journal of International Trade & Economic Development, 7, 175 – 205.
- ✓ 石川達哉, 2000, 都道府県別に見た生産と民間資本および社会資本の長期的推移—純資本ストック系列による β Convergence の検証—, ニッセイ基礎研究所報, Vol.15(Autumn 2000), 1-39.
- ✓ 大山昌子, 2016, 所得分配が経済成長に与える影響, 経済分析, 第192号, 1 – 19.
- ✓ 塩路悦朗, 2000, 日本の地域所得の収束と社会資本, 『循環と成長のマクロ経済学』, 吉川洋・大瀧雅之編(第8章), 東京大学出版会.
- ✓ 近藤春生, 2012, 動学パネルによる公的支出と地域経済成長の関係についての検証, 財政研究, 8, 216 – 233.
- ✓ 中里透, 1999a, 公共投資と地域経済成長, 日本経済研究, 第39号, 97-115.
- ✓ 中里透, 1999b, 社会資本整備と経済成長, フィナンシャル・レビュー, 第43号, 101-116.
- ✓ 深尾京司・岳希明, 2000, 戦後日本国内における経済収束と生産要素投入, 経済研究, 51, 136-151.
- ✓ 村上裕太郎, 2012, 地方分権化が経済厚生および経済成長に与える影響, 『地方分権化への挑戦「新しい公共」の経済分析』, 齊藤慎編, 49 – 76 (第3章), 大阪大学出版会

地方交付税の経済効果に関する試算的分析

菅原宏太
京都産業大学経済学部

1. はじめに

本稿の目的は、地方交付税について経済成長論の面からの評価を試みることである。すなわち、わが国の地域間財政移転が地域間所得収束や地域経済成長に対してどのような影響を与えてきたかを分析し、地方交付税制度において必要な制度改革について考察することである。

先進諸国の中でも、わが国は地域間再分配のための財政移転の規模が大きい。Blöchliger & Charbit (2008) によると、2004 年データを用いて比較可能な OECD16 カ国において、わが国の地域間再分配のための財政移転の規模は、GDP 比で 4.0% (平均 2.3%)、政府支出比で 11.0% (同 4.8%) と、いずれも突出している。しかしながら、その中核をなす地方交付税制度においては、地方公共団体のほとんどが交付団体という状況が維持されてきたため、近年では、地方財政計画から求められる必要交付総額と国税収の法定割合である交付税総額との差額である財源不足額が常態化している。具体的には、1975～2019 年度における交付団体の割合は、都道府県で平均 96.3% (最大 97.9%、最小 91.5%)、市町村で平均 95.7% (最大 98.5%、最小 89.7%) である。一方で、1975 年度からの 10 年間に於いて、財源不足額の地方財政計画歳出総額に対する比率は平均 5.9% (最大 10.6%、最小 0.0%) だったが、最近の 10 年間 (2010～2019 年度) では平均 12.1% (最大 22.2%、最小 4.9%) となっている¹。また、財源不足額の補てんに用いられてきた交付税特会借入金および臨時財政対策債の残高は、合わせて 85.2 兆円と地方債務残高全体の 44.3% に達している (2019 年度末)。これらは、現行制度の持続可能性を疑わせるものだといえよう。

地域間再分配政策とは、どの地域に居住していても国と地方による標準的な行財政サービスを受けられることを保障する全体的財政責任を根拠とし、地域間財政力格差の是正を目的とする。しかしながら、深澤 (2007) は、地方交付税を交付された市が商工費を減らすことをデータ分析で明らかにし、地方交付税が地方公共団体の経済活性化インセンティブを阻害している可能性を示唆している。また、川崎 (2011) は、地域ブロックデータを用いて推計された限界生産性と財政余剰との関係から、地域間財政移転によって労働力の地域

¹ 地方財政白書 (各年版) のデータを基に集計した。

間分布が歪められることで、低所得地域の経済成長が抑制されてきた可能性を示唆している。近藤（2012）は、長期的な地域経済成長に対して、公的資本形成は有意に影響しないというえに政府最終消費支出は負の影響を与えることを確認している。このように、財政力格差の是正を目的とするはずの地域間財政移転が、逆に地域間所得収束や地域経済成長の妨げとなっているという「地域間トランスファー・パラドクス」は、もしそれが本当に発生してきたのであれば、わが国の地域間再分配政策を根本的に見直す動機となろう。

しかしながら、上述の既存の国内研究はいずれも、理論分析から得られたパラドクスの理論的仮説を実証分析したものではないため、示唆された地域間財政移転と地域経済成長の関係性については推測の域を出ない。他方、例えば、Baretti et al. (2002) はドイツ、Siliverstovs & Thiessen (2015) はフランス、Villalonga & Casanovas (2019) はスペインの事例について、内生的経済成長モデルに基づいた実証モデルによって地域間財政移転のパラドクスを確認している。逆に、同様の理論モデルを用いながらも、国境横断的な地域間財政移転である EU Structural funds ではパラドクスを確認できないとする研究もある (Mulquin & Senger [2011])。また、これらとは異なり、地域間人口移動を含む一般均衡モデルを基にして、パラドクスの理論的仮説を OECD 諸国のデータで実証した研究もある (Kessler & Lessmann [2010])。

そこで、本稿では、村上 (2009、2012) の理論モデルを援用しながら、地域間財政移転のパラドクス構造を理論的に捉え、経済成長論に基づく収束方程式 (いわゆる Barro regression) を利用した推定モデルによって実証分析する。なお、トランスファー・パラドクスとは、元来は国際経済学の分野で用いられる概念であり、低所得国から高所得国への財政移転が両国の経済厚生を改善する現象を指している。村上 (2009、2012) においても、地域間財政移転の厚生効果が分析されている。しかしながら、計量分析に使用可能な経済厚生データは存在しないため、本稿においては、地域経済成長を促進もしくは阻害するかどうかという観点から財政移転について評価する。

本稿の構成は次のとおりである。まず、第 2 節では地域間財政移転のパラドクス構造を簡単な理論モデルで捉える。第 3 節では、前節の理論命題を実証分析する。最後に、第 4 節では、分析結果の背景にある要因について考察する。

2. 理論的枠組み

次節で行う分析結果の解釈のために、ここでは、Barro (1990) および村上 (2009、2012) を援用して、地域間所得格差および地域経済成長に対する地域間再分配政策の影響を簡単な理論モデルで考察しておく²。

1 国に 2 つの地域 i ($i = 1, 2$) が存在し、地域間では初期資産 (S_i) および労働人口 (L_i) が異なると仮定する。特に、労働人口については、相対的に地域 1 の方が多いとする ($L_1 > L_2$)。各地域では、資本、労働、公的中間財を用いて同質的な最終財が生産されている。ここで、労働人口は地域間を移動できないが、資本および最終財の地域間移動は完全に自由である。また、簡単化のため、労働人口は時間に関して一定であると仮定する。

この国には、中央政府と地方政府が存在する。中央政府は、両地域からの所得税収を各地方政府へ分配し、それを地方政府は公的消費財と公的中間財へ配分する。各政府の予算制約式は以下である。

$$\begin{aligned} T &= \tau(Y_1 + Y_2), & \tau &\in (0, 1) \\ G_1 &= \eta_1(1 - \theta)T, & G_2 &= \eta_2\theta T, & \theta &\in (0, 1), \eta_i \in (0, 1) \\ H_1 &= (1 - \eta_1)(1 - \theta)T, & G_2 &= (1 - \eta_2)\theta T \end{aligned} \quad (1)$$

なお、 T は国の所得税収、 G_i は公的中間財、 H_i は公的消費財、 τ は所得税率、 θ は地域 2 への財源分配率、 η_i は公的中間財への配分率である。ここでは、ストックとしての公的資本は考えず、政府支出はフローの公共財供給に充てられていると仮定する。また、各政府の公債発行も考えない。加えて、本節では、地域間財政移転が民間の経済主体に与える影響に着目するため、各政府の最適化行動は考慮しない。つまり、 τ 、 θ 、 η_i は時間に依存しない外生変数として扱う。

各地域の企業は、以下の生産技術によってニュメレール財である最終財を生産している。

$$Y_i = K_i^a (G_i L_i)^{1-a}, \quad a \in (0, 1) \quad (2)$$

なお、 Y_i は地域 i の生産量、 K_i は地域 i への投下資本、 a は資本分配率である。利率および賃金率をそれぞれ r_i および w_i で、効率単位あたり生産量および資本をそれぞれ $y_i = Y_i/G_i L_i$ および $k_i = K_i/G_i L_i$ で表すと (2) 式より、利潤最大化の一階条件として以下を得る。

$$a k_i^{a-1} = r_i, \quad (1 - a) k_i^{a-1} \frac{K_i}{L_i} = w_i \quad (3)$$

次に、両地域における家計は同質的であり、地域間移動はせずに、地域内で非弾力的に 1 の労働を供給し賃金収入を得ている。また、1 人あたり保有資産 (s_i) を各地域に投資し、利子収入を得ている。これらの収入を基にした 1 人あたり民間財消費 (c_i)、および 1 人あたり公的消費財消費 (h_i) から、家計は効用を得ている。家計の目的関数は以下である。

² パラメータ以外の変数は時間の関数であるため、本来は期を表す添え字 t を付けるべきだが、表記を簡便にするために、議論に支障のない範囲では省略する。

$$\int_0^{\infty} u(c_i, h_i) e^{-\rho t} dt \quad (4)$$

なお、 ρ は時間選好率を表し時間に関して一定とする。ここで、異時点間の代替弾力性の逆数 (σ) および民間財消費への選好パラメータ ($b \in (0, 1)$) を用いて、瞬時的効用関数を次式のように仮定する。

$$u(c_i, h_i) = \frac{(c_i^b h_i^{1-b})^{1-\sigma} - 1}{1-\sigma}, \quad \text{for } \sigma > 0, \sigma \neq 1$$

また、家計のフローの予算制約式を以下で表す。なお、資本の地域間移動は完全であることから、 r は両地域で共通 ($r = r_1 = r_2$) である。

$$\dot{s}_i = (1-\tau)(rs_i + w_i) - c_i \quad (5)$$

家計は、正の初期保有資産 ($s_{i,0} > 0$) および (5) 式の予算制約の下で (4) 式を最大化する。その結果、以下の最適消費経路および横断性条件が得られる。

$$\frac{\dot{c}_i}{c_i} = \frac{1}{\sigma} [(1-\tau)r^* - \rho] \quad (6)$$

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \lambda_{i,t} s_{i,t} e^{-\rho t} = 0$$

なお、 $\lambda_{i,t}$ は $s_{i,t}$ の共役変数であり、 r^* は下の (7) 式で表される均衡利子率である。

最後に、資本市場、労働市場および財市場のそれぞれの均衡条件は以下のように表される。

$$S_1 + S_2 = K_1 + K_2$$

$$L_i = L_i^D$$

$$Y_1 + Y_2 = C_1 + C_2 + \dot{K}_1 + \dot{K}_2 + G_1 + G_2 + H_1 + H_2$$

なお、市場均衡においては地域間で以下が成り立つ。

$$k_1 = k_2 = k^* \quad (7)$$

$$r_1 = r_2 = r^*$$

ここで、GDP 比率を $x = \frac{Y_2}{Y_1}$ とおき、(5) および (7) 式を用いると、均衡での GDP 比率は次式で表される。

$$x^* = \frac{\theta \eta_2 L_2}{(1-\theta) \eta_1 L_1} \quad (8)$$

また、定常成長率 (ψ^*) は以下の条件を満たす。ここで、 $S = S_1 + S_2$ である。

$$\psi^* = \frac{\dot{C}_i}{C_i} = \frac{\dot{K}_i}{K_i} = \frac{\dot{S}}{S} = \frac{\dot{Y}_i}{Y_i} = \frac{\dot{G}_i}{G_i} = \frac{\dot{H}_i}{H_i} \quad (9)$$

(3)、(6)、(7)、(9)式を用いると、定常成長率は次式で表される。

$$\psi^* = \frac{1}{\sigma} \left[(1-\tau) a \tau^{\frac{1-a}{a}} \{ (1-\theta) \eta_1 L_1 + \theta \eta_2 L_2 \}^{\frac{1-a}{a}} - \rho \right] \quad (10)$$

(8) および (10) 式を θ で微分すると以下を得る。

$$\frac{\partial x^*}{\partial \theta} = \frac{1}{(1-\theta)^2} \frac{\eta_2 L_2}{\eta_1 L_1} > 0 \quad (11)$$

$$\frac{\partial \psi^*}{\partial \theta} = -\frac{1}{\sigma} (1-\tau)(1-a)\tau^{\frac{1-a}{a}} \{(1-\theta)\eta_1 L_1 + \theta\eta_2 L_2\}^{\frac{1-2a}{a}} (\eta_1 L_1 - \eta_2 L_2) \quad (12)$$

(11) および (12) 式より、以下の命題を得る。

命題

- a. 地域 2 への財源配分率 (θ) の上昇は、地域間所得格差を縮小 (x^* を上昇) させる。
- b. 他方で、 $\eta_1 \geq \eta_2$ ならば、 θ の上昇は地域経済成長率を低下させる。
- c. θ の上昇によるこれら 2 つの効果は、地域間における公的中間財の配分率の格差に左右される。

本節のモデルセッティングからすればこの命題は自明ではあるが、地域間再分配政策がもたらすトランスファー・パラドクスの要因を簡潔に表しているといえよう。すなわち、地域間財政移転は、生産活動に影響する公的中間財の配分の変化を通じて地域間所得格差を縮小する (命題 a.)。しかしながら他方で、労働人口が元々相対的に少ない (したがって資本生産性が低い) 地域 2 へ公的資源を投入することは、資本市場に歪みを生じさせ、地域 1 だけでなく地域 2 の定常成長率も低下させる可能性がある。この影響は、地域 2 における公的中間財への配分率が地域 1 のそれ以下であれば、確実に全体的な経済成長率の低下を招く (命題 b.)。

また、(11) (12) 式より自明なので証明は省略するが、地域 1 の公的中間財の配分率が地域 2 のそれよりも十分に大きければ ($\eta_1 \gg \eta_2$)、 θ による地域間所得格差の縮小効果は小さくなり、逆に経済成長率の低下効果は大きくなる。つまり、より強いトランスファー・パラドクスとなる³。

³ 次節の分析では、地域間再分配政策が地域間格差と経済成長へ与える影響のみに着目するため、これ以上踏み込んだ議論は本稿では行わない。ただし、村上 (2009、2012) は、地域間再分配が経済厚生に与える影響についても分析し、労働人口の多い地域 1 への再分配を増加によってパレート改善することを理論的に明らかにしている。

3. 実証分析

3.1 分析アプローチ

前節の理論命題についての実証分析を行うために、本節では Barro (1991) はじめ Barro and Sala-i-Martin (2004) などで用いられる収束方程式（以下、Barro regression と呼ぶ）を用いた推定を行う。Barro regression は、人口成長を含む内生的経済成長モデルの移行過程における初期資本量の違いと限界生産性の違いとの関係から導出された、1人あたり所得の初期水準と経済成長率との負相関を示す推定モデルであり、一般的には次式で表される。

$$\Delta \ln y_{i,t} = \alpha + \beta \ln y_{i,t-T} + \eta z_{i,t} + \mu_i + \theta_t + v_{i,t}, \quad \beta = -(1 - e^{-\lambda T}), \lambda > 0 \quad (13)$$

なお、 λ は収束速度、 T は単位期間、 $z_{i,t}$ は地域特性を考慮するための変数、 μ_i 、 θ_t はそれぞれ時間および個別固定効果、 $v_{i,t}$ は誤差項である。また、Barro and Sala-i-Martin (2004) による推定モデルの導出を踏まえると、定常状態の所得水準は Barro regression においては α および μ_i の中に含まれている。

ここで、前節の命題と Barro regression との整合性について、次の2点を考慮しておく必要がある。第1は、前節の命題では所得総額で議論していたのに対して、Barro regression では1人あたり所得を扱っている点である。この点については、前節では労働人口が成長しないと仮定していたので、総額ベースの議論と1人あたりベースの議論は一致しているといえよう。

一方で、第2に、Barro regression の基となる理論モデルでは人口成長率が考慮されており、また実際にも各地域の人口は不変ではないことは、前節の理論モデルと整合的でない。人口成長を仮定した場合、定常成長率はゼロとなるため、前節における(12)式は導出できないからである。しかしながら、Barro regression を用いた他の実証研究においても、経済成長率への政策変数の影響を考察することは一般的であることから、理論モデルと推定モデルとの厳密な整合性は欠いているものの、一次的なアプローチとして前節の命題 b.の実証も行うことにする。

次に、Baretti et al. (2002)、Siliverstovs & Thiessen (2015)、Villalonga & Casasnovas (2019)などの先行研究に従い、次小節で説明する地域間再分配指標を含めた推定式を(14)式のように定義する。ただし、先行研究とは異なり地域間再分配指標は各年次に1つずつしか算出できないため単独で説明変数に含めると時間固定効果を競合する。そのため、本稿では初期所得との交差項としてのみ用いる。

$$\Delta \ln y_{i,t} = \alpha + \beta_1 \ln y_{i,t-T} + \beta_2 (\ln y_{i,t-T} \cdot \varphi_{t-T}) + \eta z_{i,t} + \mu_i + \theta_t + v_{i,t} \quad (14)$$

なお、地域特性を考慮するための変数($z_{i,t}$)には、Islam (1995)のモデル展開にしたがい、貯蓄率と、労働成長率・資本減耗率・生産性成長率の合計を用いる。Islam (1995)はSolowタイプの経済成長モデルをベースにしており前節で見たモデルとは異なるが、本稿では試算的にIslam (1995)に従う。それに加えて、Barro and Sala-i-Martin (2004)に倣った構造変数も用いる。この変数は次式のように定義される。

$$z_{i,t} = \sum_{j=1}^6 \omega_{ij,t-T} \cdot \frac{1}{T} \Delta \ln y_{j,t}$$

ここで、 $\omega_{ij,t-T}$ は、 $t-T$ 期における i 県の県内総生産における部門 j のウェイトであり、 $\frac{1}{T} \Delta \ln y_{j,t}$ は部門 j の全国での就業者1人あたり国内総生産の年平均成長率である。使用しているのは、1975～2020年度において分類名に変更がなく、どの県においてもある程度の大きさのウェイトが確認できる、製造業、建設業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、公務の6部門である⁴。この変数は、ある部門における全国的なショック等が、各地域の経済成長に及ぼす影響の違いを捉えるものである。例えば、金融・保険業のウェイトが他県よりも相対的に高い県ほど、リーマンショックに端を発した世界金融危機の影響をより強く受けたと考えられるが、こうした違いをこの変数は捉える。

ところで、(14)式は次式のように従属変数のラグを説明変数に含む推定モデルに書き直すことができる。

$$\begin{aligned} \ln y_{i,t} &= \gamma_1 \ln y_{i,t-T} + \gamma_2 (\ln y_{i,t-T} \cdot \varphi_{t-T}) + \eta z_{i,t} + \mu_i + \theta_t + v_{i,t} \\ \gamma_1 &= e^{-\lambda T} \end{aligned} \quad (15)$$

このような推定モデルは、従属変数のラグと個別固定効果が相関してしまう。Barro and Sala-i-Martin (2004)に基づけば、従属変数のラグは移行過程における瞬時的な所得水準を表し、個別固定効果は定常状態を捉えていると解釈できるため、両者の相関関係は単なる計量分析上の技術的な問題だけではなく、理論的にも意味がある。

こうした相関があるモデルを最小二乗法によって推定すると、推定量にはバイアスが生じてしまう。そこで、Arellano and Bond (1991)にしたがい、(15)式両辺の各変数の階差を取ることで、個別固定効果の項を除外した式をGMM推定する。しかしながら、個別固定効果（および定数項も）を除外するということは、理論的には、移行過程のみに着目した地域間財政移転の影響の分析となっていることを留意する必要がある。

3.2 地域間再分配指標

まず、県内総生産のジニ係数、交付財源負担額および普通交付税の集中度係数を次式のように定義する⁵。なお、交付財源負担額については各税収についての国税局別徴収額に各年次の交付税率を乗じた金額を基に算出している。また、地域経済に影響を与えるのは財政移

⁴ 全国の国内総生産および就業者数については国民経済計算（各年版）、部門別の生産額については県民経済計算（各年版）よりデータを入手した。

⁵ 導出については、Lambert (2001) および Bellù and Liberati (2006) を参照のこと。データ出所は、県民経済計算、国税局別徴収額、都道府県決算状況調および市町村別決算状況調である。なお、県民経済計算は、それぞれの年版によって基準年やSNA方式が異なるため、大阪府 (2015) の方法にしたがって県内総生産を接続している。

転の総額だと考えられるため、各都道府県の普通交付税額は、県内の市町村への交付額合計と都道府県への交付額を足した金額である。第*i*県の県内総生産、財源負担額、普通交付税のそれぞれを y_i 、 tax_i 、 lat_i と表記して、それぞれの指標を次のように定義する。

$$Gini_y = \frac{2}{\mu_y} cov(y_i, F(y_i))$$

$$Con_{tax} = \frac{2}{\mu_{tax}} cov(tax_i, F(y_i))$$

$$Con_{lat} = \frac{2}{\mu_{lat}} cov(lat_i, F(y_i))$$

なお、 μ は各変数の平均値、 $F(y_i)$ は県内総生産の累積分布関数である。つまり、集中度係数は、県内総生産の順位で測った財源負担額と普通交付税の地域間格差を意味する。この係数は、給付タイプの変数の場合には負値を取り、絶対値が大きいほど格差が大きいことを表す。

次に、財源負担の累進性と普通交付税の逆進性を示すカクワニ係数を次のように定義する。すなわち、これらは、1人あたり所得水準の高い地域ほど、1人あたりの財源負担額が大きいもしくは1人あたりの普通交付税交付額が少ないことを示す指標である。

$$Ktax_t = Con_{tax} - Gini_y$$

$$Klat_t = Gini_y - Con_{lat}$$

また、これらの2つを合わせて地方交付税の総合的な再分配効果の程度を捉えるために、以下の統合指数を用いる。

$$Comb_t = \sqrt{Klats_t^2 + Ktax_t^2}$$

4.3 推定結果

本稿の分析では、1975～2020年度の47都道府県を対象とする。しかしながら、短期的な変動を緩和するために、5年を単位期間とした分析を行う。したがって、9期（観測値数：470）のパネルデータとなる⁶。分析に用いる各変数の記述統計量は、表2のとおりである。

まず、表3には、総額での推定結果をまとめた。推定結果は、左にLSDVの結果を、右側にGMMの結果を掲載している。なお、LSDV推定は、多重共線性を回避するため、カクワニ係数を直接用いるのではなく当該年度のカクワニ係数が全期間の中央値よりも高ければ1を示すダミー変数を用いて行った。(15)式で示したように、GMMの場合は係数推定量の符号が正である場合に収束が確認できる。したがって、表3からは、普通交付税は収束を阻害し、財源負担は収束を促進していると読みとれる。また、それらの効果を統合する

⁶ 固定的な単位期間を設定するのではなく、すべての年度を利用し、初期所得として3期や5期のラグを用いるパネル分析も考えられたが、試算段階においてGMM推定に関する適切な操作変数を設定できなかったため、本稿ではそのような分析方法を取ることを見送った。

と、地方交付税制度全体としては収束を阻害していると言える。

次に、表 4 と表 5 は、それぞれ都道府県と市町村のそれぞれへの普通交付税のみで作成したカクワニ係数を用いた補完的な推定の結果である。これらによると、都道府県への普通交付税については有意な結果を得られなかった。一方、市町村への普通交付税については、LSDV 推定では交付税の係数推定量の符号が有意に負、財源負担の符号は有意に正であった。つまり、交付税は収束を促進し、財源負担が収束を阻害するという結果である。しかしながら、GMM 推定では、符号の意味が逆になる。つなわち、交付税は収束を阻害し、財源負担が収束を促進するという結果である。

表 2 記述統計量

変数名	平均値	最大値	最小値	標準偏差	観測値数
$\ln y_{i,t-1}$ 1人あたり県内総生産	1.801	2.449	0.677	0.376	470
$\ln save_{i,t}$ 貯蓄率	-0.790	-0.451	-1.344	0.142	470
$Exo_{i,t}$ 労働成長率・資本減耗率・ 生産性成長率	0.073	0.239	-0.044	0.054	423
$STR_{i,t}$ 構造変数	0.157	0.658	-0.046	0.189	423

表 3 推定結果 (総額)

Dependent Variable: $\ln y_{i,t}$	Standard equation (LSDV)*				Transformed equation (GMM)			
	Sample (adjusted): 1980 2020		Obs. 423		Sample (adjusted): 1985 2020		Obs. 376	
Variable	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE
$\ln y_{i,t-1}$	-0.436***	0.082	-0.431***	0.048	0.844***	0.121	0.808***	0.116
$\ln y_{i,t-1} * Comb_{t-1}$	-0.001	0.053			-0.407**	0.156		
$\ln y_{i,t-1} * Ktax_{t-1}$			0.014	0.025			0.542***	0.172
$\ln y_{i,t-1} * Klats_{t-1}$			-0.014	0.023			-0.572***	0.136
$Save_{i,t}$	0.307***	0.062	0.306***	0.034	0.468***	0.025	0.474***	0.025
$EXO_{i,t}$	-0.110	0.176	-0.120	0.087	-0.211***	0.036	-0.248***	0.041
$STR_{i,t}$	0.731***	0.181	0.748***	0.180	0.252***	0.108	0.442***	0.144
C	1.065***	0.182	1.054***	0.093				
Cross-section fixed	dummy variables		dummy variables		first differences		first differences	
Period fixed	dummy variables		dummy variables		dummy variables		dummy variables	
Adj-R ²	0.959	0.031	0.959	0.031				
J-statistic					34.777	33.839		
Arellano-Bond Serial Correlation Test								
AR(1)					-3.627***	-3.923***		
AR(2)					1.332	1.355		

表 4 推定結果（都道府県への普通交付税）

Dependent Variable: $\ln y_{i,t}$	Standard equation (LSDV)*				Transformed equation (GMM)			
	Sample (adjusted): 1980 2020		Obs. 423		Sample (adjusted): 1985 2020		Obs. 376	
Variable	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE
$\ln y_{i,t-1}$	-0.461***	0.087	-0.447***	0.048	0.566***	0.150	0.597***	0.166
$\ln y_{i,t-1} * \text{Comb}_{t-1}$	0.030	0.047			0.059	0.177		
$\ln y_{i,t-1} * \text{Klatsp}_{t-1}$			0.010	0.023			-0.144	0.207
$\ln y_{i,t-1} * \text{Ktax}_{t-1}$			0.012	0.025			0.518	0.181
$\text{Save}_{i,t}$	0.309***	0.064	0.309***	0.033	0.480***	0.023	0.488***	0.024
$\text{EXO}_{i,t}$	-0.105	0.172	-0.114	0.087	-0.213***	0.037	-0.247***	0.045
$\text{STR}_{i,t}$	0.710***	0.193	0.757***	0.176	0.360***	0.110	0.489***	0.145
C	1.092***	0.184	1.063***	0.094				
Cross-section fixed	dummy variables		dummy variables		first differences		first differences	
Period fixed	dummy variables		dummy variables		dummy variables		dummy variables	
Adj-R ²	0.959	0.031	0.959	0.031				
J-statistic					35.349		35.344	
Arellano-Bond Serial Correlation Test								
AR(1)					-3.031***		-3.192***	
AR(2)					1.209		0.994	

表 5 推定結果（市町村への普通交付税）

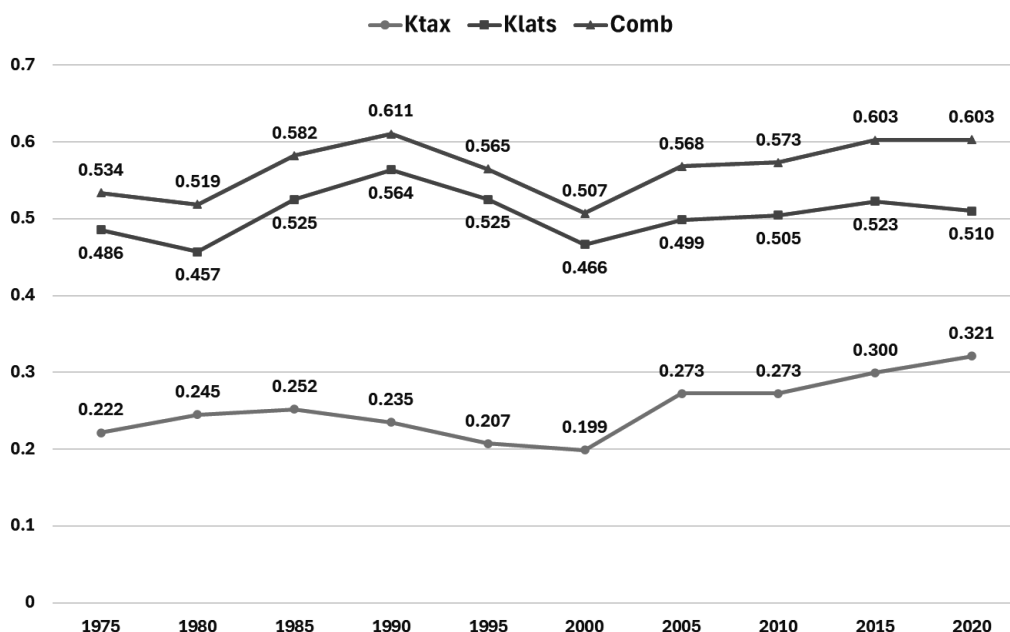
Dependent Variable: $\ln y_{i,t}$	Standard equation (LSDV)*				Transformed equation (GMM)			
	Sample (adjusted): 1980 2020		Obs. 423		Sample (adjusted): 1985 2020		Obs. 376	
Variable	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE	Coefficient	SE
$\ln y_{i,t-1}$	-0.406***	0.082	-0.401***	0.046	0.891***	0.083	0.730***	0.090
$\ln y_{i,t-1} * \text{Comb}_{t-1}$	-0.103**	0.034			-0.650***	0.121		
$\ln y_{i,t-1} * \text{Klatsm}_{t-1}$			-0.136***	0.022			-0.629***	0.095
$\ln y_{i,t-1} * \text{Ktax}_{t-1}$			0.035*	0.021			0.501***	0.184
$\text{Save}_{i,t}$	0.284***	0.059	0.281***	0.032	0.442***	0.025	0.449***	0.024
$\text{EXO}_{i,t}$	-0.140	0.141	-0.225**	0.087	-0.184***	0.034	-0.230***	0.038
$\text{STR}_{i,t}$	0.477**	0.181	0.460**	0.185	0.159	0.098	0.408***	0.137
C	1.114***	0.177	1.140***	0.093				
Cross-section fixed	dummy variables		dummy variables		first differences		first differences	
Period fixed	dummy variables		dummy variables		dummy variables		dummy variables	
Adj-R ²	0.961	0.030	0.963	0.029				
J-statistic					33.478		31.412	
Arellano-Bond Serial Correlation Test								
AR(1)					-3.945***		NA	
AR(2)					1.494		2.843***	

4. 議論とまとめ

前節の分析において、LSDV 推定では有意な結果は得られなかった。GMM 推定からは、財源負担は収束を促進、普通交付税は収束を阻害し、それらの効果を統合すると、地方交付税制度全体としては収束を阻害していることがうかがえた。また、都道府県と市町村のそれぞれへの普通交付税のみで作成したカクワニ係数を用いて行った補完的な推定からは、都道府県への普通交付税については有意な結果を得られなかった。一方、市町村への普通交付税については、LSDV 推定と GMM 推定で逆の結果が得られているものの、地方交付税全体の結果には、市町村への配分の影響が反映されていることが明らかとなった。

まず、財源負担の係数の符号が有意に正（収束を促進）という結果については次のように考えることができよう。図 1 は、分析で用いたカクワニ係数 ($Ktax_t$ 、 $Klat_t$ 、 $Comb_t$) の推移である。ここで着目したいのは、財源負担の累進性 ($Ktax_t$) の動きである。三位一体改革の際の税源移譲によって財源負担構成に占める法人税の割合が大きくなったため、累進性が急激に高まっていることがうかがえる。その変化を含めて財源負担の累進性は分析期間中に全体として高まってきたことが分かる。

図 1 各カクワニ係数の推移



ここで、第 2 節のモデルにおいて地域間で同一税率と仮定した所得税率を $\tau_1 \neq \tau_2$ として (8) 式を書き直すと以下になる。

$$x^* = \frac{\theta \eta_2 L_2 \tau_2}{(1 - \theta) \eta_1 L_1 \tau_1} \quad (8')$$

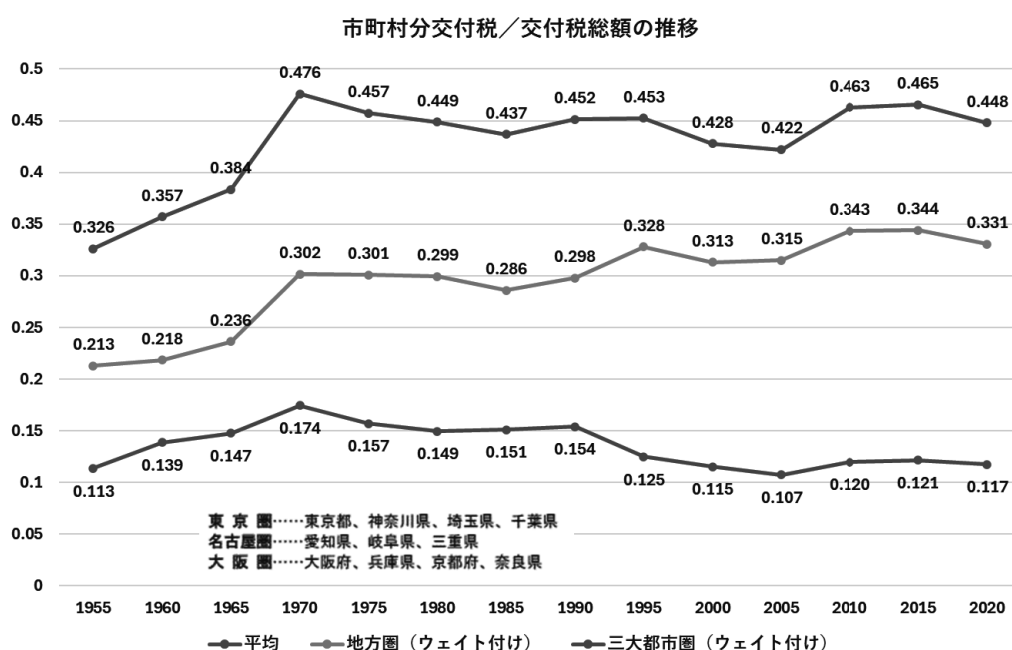
つまり、累進性 ($\tau_1 > \tau_2$) の上昇は地域間所得格差を縮小 (x^* を上昇) させることが分かる。推定結果はこのことを表しているといえよう。一方で、(10) 式を τ_1 で微分すると以下になる。つまり、 τ_1 が十分に大きく $(1-a) < \tau_1$ である場合は、累進性の上昇は地域経済成長率を低下させている可能性がある。

$$\frac{\partial \psi^*}{\partial \tau_1} = \frac{1}{\sigma} \left((1-a) - \tau_1 \right) \tau_1^{\frac{1-2a}{a}} \left\{ (1-\theta)\eta_1 L_1 + \theta\eta_2 L_2 \right\}^{\frac{1-a}{a}} \quad (16)$$

次に、普通交付税の係数の符号が有意に負（収束を阻害）という結果については次のように考えることができよう。図 2 は、各都道府県において市町村分交付税が全体の交付額に占める割合の推移を示したものである。これは、各都道府県の交付税総額に基づくウェイト付けをして三大都市圏とそれ以外の地方圏に分けて加重和を求めたものであるため、都市圏と地方圏の数値の大小には意味はない。他方で各圏域での割合の推移には重要な意味がある。すなわち、市町村分交付税の割合は、都市圏では低下してきているが地方圏では上昇してきている。

一般的に、市町村の歳出項目は、民生費や衛生費、総務費といった公的消費財の性格の強いものが多い。こうした公共財は経済活動ではなく住民生活に寄与していると考えられる。一方で、都道府県の歳出は、商工費や農林水産業費、土木費のなかでも幹線道路などといった経済インフラのように、公的中间財の性格が強いものが多いと考えられる。つまり、市町村分交付税の割合は、第 2 節の理論モデルでいう公的消費財への配分率 $(1-\eta_i)$ の代理変数と考えることができる。

図 2 市町村分交付税の割合の推移



(8) 式について θ 、 η_1 、 η_2 で全微分して整理すると以下になる。ただし、地方圏において公的消費財への配分率の上昇は $-d\eta_2$ で表現している。

$$\frac{dx^*}{x^*} = \left(\frac{1}{(1-\theta)\theta} \frac{d\theta}{\theta} - \frac{d\eta_1}{\eta_1} - \frac{d\eta_2}{\eta_2} \right) \quad (17)$$

x^* 、 θ 、 η_1 、 η_2 はいずれも比率を表す変数であるため、それぞれの変化率にあまり意味はないが、第3節の実証分析との対応としては、左辺が地域間収束の程度（係数推定量の β や γ ）を、 θ は交付税の逆進性（ $Klat_t$ ）の変化、 η_1 と η_2 はそれぞれ都市圏と地方圏での都道府県分交付税の割合（公的中間財への配分率の代理変数）の変化を表している。したがって、推定結果から交付税が地域間収束の阻害要因となっているように見えるのは、図2で見たような変化も同時に生じているからだと考えられる。

本稿は、既存研究では推測の域を出なかった、わが国の地域間再分配政策における「地域間トランスファー・パラドクス」の可能性を明らかにした。ただし、本稿の分析には課題もある。第1に、理論モデルと実証モデルの不整合である。理論モデルでは公的消費財および税率の変化は資産蓄積に影響すると考えているが、実証モデルでは貯蓄率を外生変数とした簡易モデルに立っている。第2に、日本の場合、地域間の人口移動は地域間所得格差に影響を受けているはずだが、実証モデルでは労働成長率も外生変数として扱っている。第3に、財源負担の累進性と普通交付税の逆進性は地域間所得格差から完全に独立とは言えない。したがって、同時的な決定を扱える構造方程式を用いた分析を行う必要がある。

参考文献

- Arellano, M. and Bond, S. R., 1991, Efficient estimation of dynamic panel data, *Journal of Econometrics*, 76, 309 – 321.
- Barro, R. J., 1990, Government Spending in a Simple Model of Endogenous Growth. *Journal of Political Economy*, 98(5), 103 – 125.
- Barro, R. J., 1991, Economic Growth in a Cross Section of Countries. *Quarterly Journal of Economics*, 106(2), 407 – 443.
- Barro, R. J. and Sala-i-Martin, X., 2004, *Economic Growth* 2nd ed. MIT Press.
- Blöchliger, H. and Charbit, C., 2008, Fiscal Equalisation. *OECD Economic Studies* No. 44, 2008/1.
- Barette, C., Huber, B., and Lichtblau, K., 2002, A tax on tax revenues: The incentive effects of equalizing transfers: Evidence from Germany. *International Tax and Public Finance*, 9, 631 – 649.
- Bellù, L. G. and P. Liberati, 2006, Inequality Analysis, The Gini Index, EASYPol, module 040, FAO.
- Islam, N., 1995, Growth Empirics: A Panel Date Approach, *The Quarterly Journal of Economics*,

Vol. 110, No. 4, 1127 – 1170.

- Kessler, A. and Lessmann, C., 2010, *Interregional Redistribution and Regional Disparities: How Equalization Does (Not) Work.*, CEPR Discussion Paper No. 8133.
- Lambert, P., 2001, *The Distribution and Redistribution of Income*, 3rd. Manchester University Press.
- Mulquin, M-E and Senger, K., 2011, *Interregional transfers and economic convergence of regions.* Cahiers de recherche - Série Politique Economique - Cahier n°58 (2011/07).
- Siliverstovs, B. and Thiessen, U., 2015, *Incentive effects of fiscal federalism: Evidence for France*, *Cogent Economics & Finance*, 3:1.
- Villalonga, J. R. and Casanovas, G. L., 2019, *Is regional redistribution harmful for growth? An empirical analysis on the Spanish Autonomous Communities. 2001–2016.* *Regional Science Policy and Practice*, 11 (5), 849 – 864.
- 大阪府, 2015, 「府民経済計算の時系列データの作成と分析」, 『府民経済計算』(平成 27 年度確報) .
- 川崎一泰, 2011, 「財政を通じた地域間再分配と生産要素の移動」, 『財政研究』 第 7 巻, 107 – 122.
- 近藤春生, 2012, 「動学パネルによる公的支出と地域経済成長の関係についての検証」, 『財政研究』 第 8 巻, 216 – 233.
- 飛田博史, 2018, 「地方財政計画の歳出特別枠等の 10 年— 特別枠の経常経費化と地方創生への質的变化 —」, 『経済・財政・社会保障のこれまでとこれから』(研究所資料 No.127), 111 – 126 (第 7 章) .
- 内閣府, 2022, 「日本の社会資本 2022」, <https://www5.cao.go.jp/keizai2/ioj/index.html>
- 林正義, 2009, 「公共資本の生産効果動学パネルによる再考」, 『少子高齢化社会の財政システム (財政研究第 5 巻)』, 119 – 140.
- 深澤映司, 2007, 「地方自治体の経済活性化策に対する地方交付税制度の影響」, 『レファレンス』 2007.9, 107 – 125.
- 村上裕太郎, 2009, 「地域間再分配政策と経済厚生—動学モデルによるアプローチ—」, 『大阪大学経済学』, vol.59, no.3, 168 – 183.
- 村上裕太郎, 2012, 「地方分権化が経済厚生および経済成長率に与える影響」, 『地方分権化への挑戦—「新しい公共」の経済分析』(齊藤慎編), 49 – 76 (第 3 章) .

下水道事業におけるヤードスティック競争

2025年7月11日
東北学院大学 篠崎剛



分析目的と結果

【目的】

近年の日本の地方自治体の下水道料金の決定における政治の影響を分析すること

【結果】

理論モデル

政治家の目的関数が選挙要因と近隣価格要因の二つからなる場合、選挙要因は正負の影響が存在する。



水道料金の設定と政治経済学

・水道事業者は、社会厚生^①の最大化(持続可能性の確保)のために収入を得、設備投資と価格決定を行う。

経済学での説明:

公共経済学:限界価格形成原理、平均価格形成原理(複数需要者がいればラムゼイプライシング)

→ 現実^②は、これだけでは説明できない意思決定がなされている。

Switzer, and Teodoro (2025)

「水道事業は自然独占であるため、政府は他の小売業者と直接競争することはない。…地方自治体の水道システムの歳入を増やすことは、住民支持に依存する容赦ない政治的プロセスをたどる」

(e.g. Mullin(2008)、Switzer (2020)、Teodoro (2010))

【分析動機】

選挙要因、ロビー活動要因など、政治家の信任によって水道料金は変動するため、経済効率性だけでは価格は決まらず、どちらかといえば政治の影響が大きい

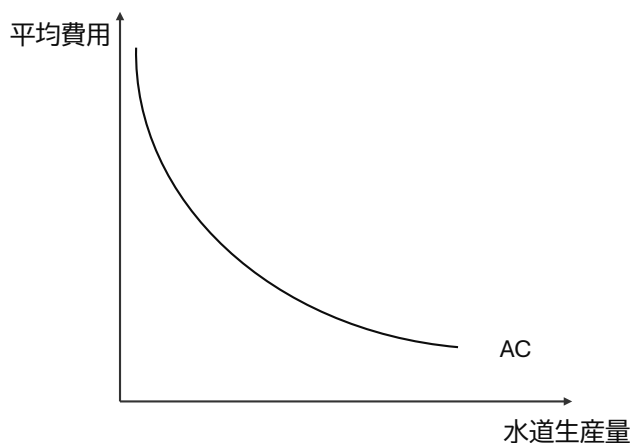


下水道料金を理論的に考える重要性

- ・下水道は上水道よりも大規模な設備が必要
- ⇒ 設備は(平均)費用逦減型の費用関数を持つ。
- = 生産するほど「単位当たり費用」が減少。

人口減少下においては、有収水量が減少し、一人当たりの費用負担(平均費用)が上昇する。

→ 総括原価主義を維持するには、一般会計繰入れが増えるか、水道料金が上がるか、の選択肢しかない。





政治家の目的関数(本研究)

政治家の目的関数

- ① 住民の幸せ (水道料金)
- ② 他自治体の政策模倣動機 (自地域水道料金と他地域料金との差)
- ③ 日和見主義的動機 (自地域水道料金、他地域料金)

なぜ②、③を持つような政治家を有権者は選択するのか？

→ 情報の非対称性(政治家が本当はどんなタイプなのかわからない)の存在による

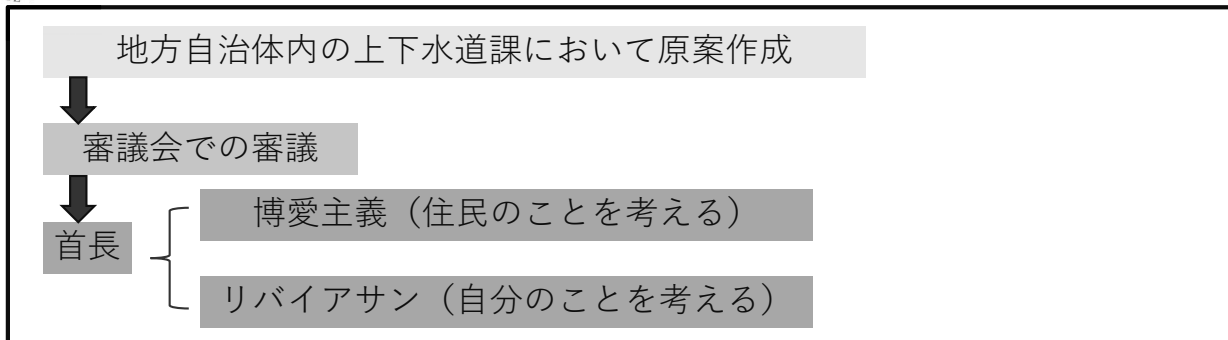
② は、相手地域の価格が高いか低いか依存して、自地域料金を上げるかどうかを決めようとする力

③ は、有権者からの信任を得るために価格を引き下げようとする力

Ferejohn (1986) 現職政治家の業績に基づく投票:有権者は候補者の公約ではなく現職の業績に基づいて評価する。それは有権者は現職が公約を守る保証がないと認識、選挙後の行動が自己利益に基づく可能性があるため。現職が有権者の期待に応えたとき、選挙で再選される可能性が高まる。



地方自治体内における水道料金の決定



• 博愛主義による最適な水道料金:ラムゼイ料金 (弾力性の低い経済主体Gに高い価格を付ける)
Yang (1987)、井田 (2024:本研究会報告資料)、柳原 (2024 :本研究会報告資料)

• 部分的にリバイアサンな政府がいるときの水道料金:ラムゼイ料金+政治的な歪み

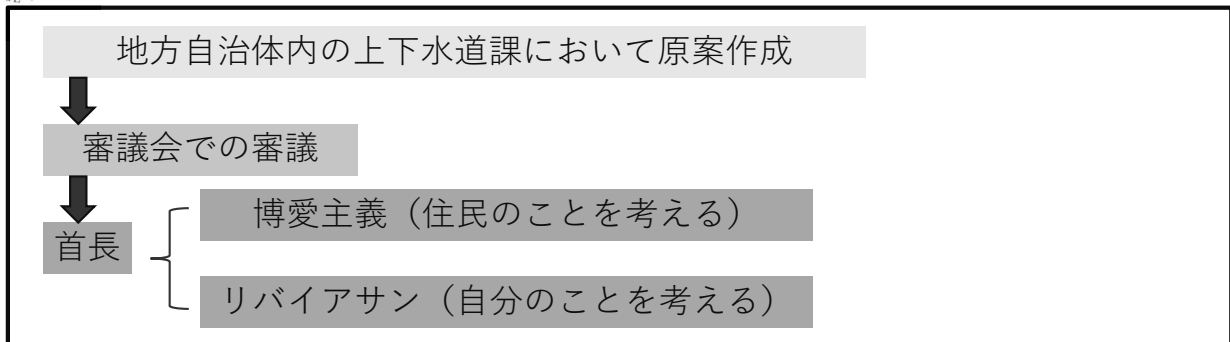
ロビー活動: Shinozaki and Yanagihara (2019)

上水道のYS競争: 足立・斎藤・篠崎 (2021:本研究会報告資料)

→ 上水道において、ヤードスティック競争が存在することをクロスセクションデータにおいて実証
公共部門でのYS競争: Rincke (2009)、Olle (2003)



地方自治体内における水道料金の決定



- 博愛主義による最適な水道料金:ラムゼイ料金 (弾力性の低い経済主体Gに高い価格を付ける)
Yang (1987)、井田 (2024:本研究会報告資料)、柳原 (2024 :本研究会報告資料)
- 部分的にリバイアサンな政府がいるときの水道料金:ラムゼイ料金+政治的な歪み
ロビー活動: Shinozaki and Yanagihara (2019)
上水道のYS競争: 足立・斎藤・篠崎 (2021:本研究会報告資料)
→ 上水道において、ヤードスティック競争が存在することをクロスセクションデータにおいて実証
公共部門でのYS競争: Rincke (2009)、Olle (2003)



ヤードスティック競争とは？

ヤードスティック競争: Basley and Case (1995) :

“有権者が自地域と他地域の政策の結果を比較して、自地域の政治家を評価するときに、政治家によって行われる政策競争”

政治家は他地域と比較されることを意識して政策運営を行い、有権者に評価される意味で、より良い成果を出そうと努力する傾向がある。

有権者は「隣の地域では〇〇が導入されて成功しているのに、なぜ自分の地域では実施されていないのか？」と疑問を持ち、それが選挙などで政治家にプレッシャーを与えることができる。

→ ヤードスティック競争は政治家と有権者の間の情報格差がもたらす非効率性を減らす効果を有すると一般的に言われてきた(Basley and Case (1995)も)。

⇔ 非対称な2地域(例えば所与の税収での非対称)を考慮するとYS競争がかえって隠れた行動を生む可能性もある(Di Liddo, G., & Giuranno, M. G. (2016)、 Di Liddo, G., & Vinella, A. (2022)、 Di Liddo, G., & Vinella, A. (2024)、 Di Liddo, G., & Giuranno, M. G. (2024))

理論モデル

政府の目的関数を一般化し、最大化問題を総括原価主義の下で解く。

【特徴】下水道料金設定に対して、博愛主義的な影響、日和見主義的な影響、ヤードスティックの影響のいずれの影響が強く働いているかをはっきりさせること。

理論モデル(1)

(1) 効用関数: $U_i = u(q_i) - p_i q_i - (1+z)t_i$.

FOCと逆需要関数: $u'(q_i) = p_i \rightarrow q_i^* = q(p_i)$

(2) 各地方政府の問題

$$\begin{aligned} \max \quad & V_i = U_i - \beta \cdot G(p_i - p_j) + r \cdot \Pr(p_i, p_j) \\ \text{s.t.} \quad & p_i q_i^* - c_i q_i^* + t_i \geq 0 \end{aligned}$$

$$\partial \Pr / \partial p_i < 0, \partial \Pr / \partial p_j > 0, \partial G / \partial (p_i - p_j) > 0$$

q_i : 下水道需要量、 p_i : 下水道価格、 t_i : 税、 z : 税の歪み、 r : 再選による政治レント、 β : 隣県との政策の違いへの関心、 c_i : 限界費用



理論モデル(2)

・最適な下水道料金体系(地方政府の問題の解)

$$p_i = c_i + \underbrace{\frac{z p_i}{(1+z)\eta_q}}_+ + \underbrace{\frac{r\eta_{Pr}Pr}{(1+z)q_i\eta_q}}_- - \frac{\beta\eta_G G}{(1+z)q_i\eta_q}$$

(政府予算の維持)(日和見主義効果)(YS効果)

z , r , β はそれぞれ、課税の歪み、再選への関心、近隣自治体の下水道料金との差への関心を表すパラメーターであるため、いずれの選好が強いかによって下水道料金設定が決まる。

下記は弾力性

$$\eta_q \equiv -\frac{\partial q_i}{\partial p_i} \frac{p_i}{q_i} > 0 \quad \eta_G \equiv \frac{\partial G}{\partial p_i} \frac{p_i}{G} \quad \eta_{Pr} \equiv \frac{\partial Pr}{\partial p_i} \frac{p_i}{Pr} < 0$$

11



理論モデル(3)結果と検証のための仮説

水道事業者の問題

総括原価主義を維持しつつ、政治家の目的関数を最大化すること

結果:望ましい下水道料金の3つのパターン

① 政府が純粋に博愛主義的な場合

下水道料金 = 限界費用 + 総括原価を維持するのに必要な税負担(需要の価格弾力性に依存)

② 政治家が再選動機を持つものの、他地域には関心を持たない場合

下水道料金 = 限界費用 + 総括原価を維持するのに必要な税負担 + 再選のための価格引き下げ
→ 税負担が再選のための価格引き下げによって高まる(下水道料金は必ず下がる)。

③ 他地域の行動に関心があるものの、再選動機は気にしない場合

下水道料金 = 限界費用 + 総括原価を維持するのに必要な税負担 ± 他地域の価格動向
→ 税負担が他地域の価格動向によって変わる(下水道料金は上がるか下がるかはっきりしない)

2025年7月11日（金）
第3回 基本問題研究会・専門分科会（於：地方公共団体金融機構大会議室）

下水道事業におけるヤードスティック競争に関する研究

実証的検証

甲南大学 足立泰美

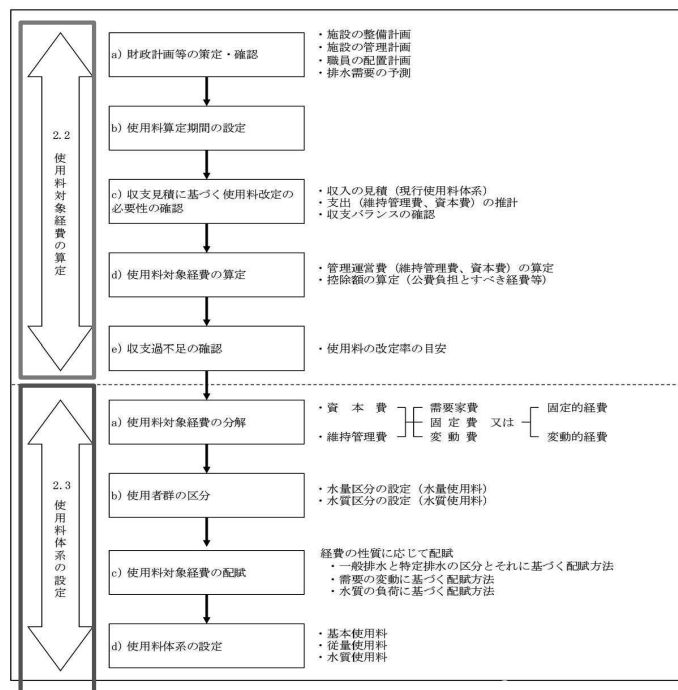
独立採算の原則：下水道法第20条（使用料）を考慮

減価償却費	水道事業	下水道事業	工業用水道
根拠法	水道法第14条 （供給規定）	下水道法第20条 （使用料）	工業用水道法第17条 （供給規定）
規定内容	効率的な経営の下、適正な 原価に照らし公正妥当である	能率的な管理の下、適正な 原価をこえない	能率的な経営の下、適正な 原価に照らし公正妥当である
手続き	地方公共団体は条例で定め、開 始時は厚生労働大臣の認可、変 更時は届出	地方議会の議決の下、 地方公共団体の条例で定める	地方公共団体は条例で定め、開 始時・変更時は 経済産業大臣に届出
通知	道料金算定要項 （日本水道協会）	下水道使用料算定の考え方（日 本水道協会）	工業用水道料金算定要項
原則	総括原価方式	総括原価方式	総括原価方式
算入項目	人件費・薬品費・動力費・修繕費 減価償却費・支払利息 受水費・資産消耗費・営業費・ 資産維持費	人件費・薬品費・動力費・修繕費 減価償却費・支払利息 流域下水道維持管理負担金・ 委託料・企業差取扱諸費	人件費・薬品費・動力費・修繕費 減価償却費・支払利息 受水費・負担金・維持管理費・ 水源施設費引当金・資産維持費
料金抑制	資産維持費算出に レートベース方式採用	雨水処理に公費を充当	国庫補助受入事業者は、一定の 値上時に、受水企業に説明を要す

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

2

使用料の流れ = 対象経費の算定 + 使用料体系の設定



出典) 国土交通省「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版」より抜粋

使用料体系の設定

使用料対象経費の分解 + 各使用者群への配賦

○二部使用料制 (基本使用料と従量使用料)

基本使用料を課し、使用料に応じた従量使用料を加えて徴収する。この基本使用料及び従量使用料を併置する体系をいう。

○累進使用料制

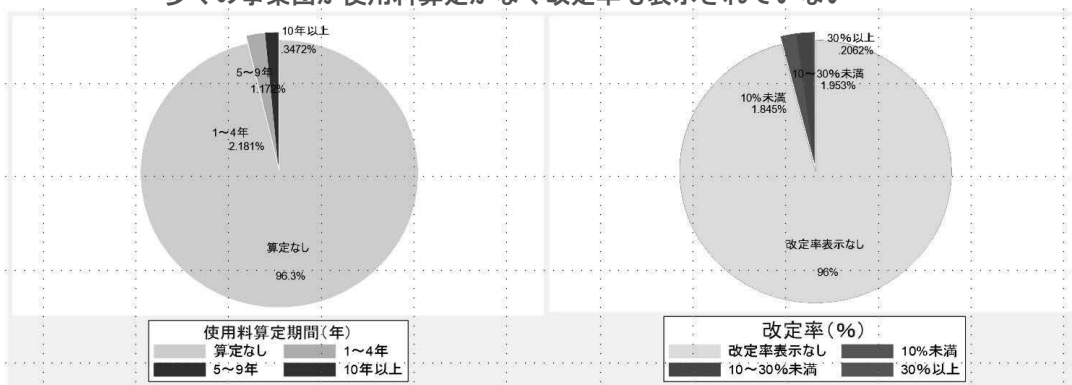
使用量の増加に応じて、使用料単価が高くなる体系をいう。ここでは、累進使用料制の設定に関する考え方を整理している。

○水質使用料制

排水の水質濃度に応じて、使用料対象経費の一部を一定の基準を超える濃度の汚水を排出する使用者に賦課するもので、従量使用料に上乗せして徴収する。

出典) 国土交通省「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版」より抜粋

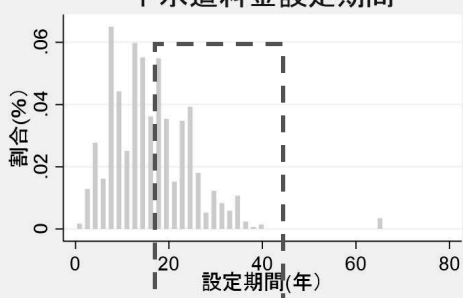
多くの事業団が使用料算定がなく改定率も表示されていない



使用料算定期間と改定率

出典) 足立泰美「地方公営企業の経済学」及び総務省「地方公営企業年鑑(下水道事業 公共下水道(法適用企業・法非適用企業))」データをもとに筆者作成

下水道料金設定期間

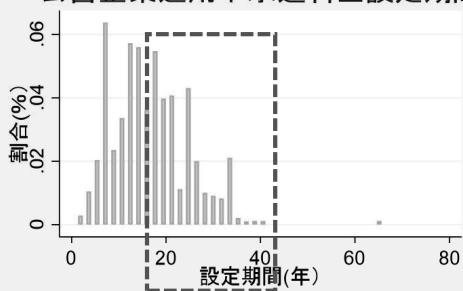


料金改定には事業者間格差がある。
現在の料金設定期間は、公営企業適用と比べ非適用が短い。
(ベース：2021年)

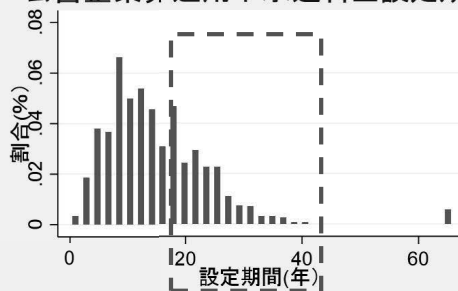
料金改定に事業者間格差がある傾向は、
上水道事業においても確認(足立(2021))

下水道使用料改定

公営企業適用下水道料金設定期間



公営企業非適用下水道料金設定期間



出典) 足立泰美「地方公営企業の経済学」及び総務省「地方公営企業年鑑: 下水道事業」業務概況(その2)及び費用構成に関する調 公共下水道(法適用企業・法非適用企業) 現行使用料施行年月日をもとに筆者作成

経費負担の原則: 雨水処理の公費充当を考慮

減価償却費	水道事業	下水道事業	工業用水道
根拠法	水道法第14条 (供給規定)	下水道法第20条 (使用料)	工業用水道法第17条 (供給規定)
規定内容	効率的な経営の下、適正な原価に照らし公正妥当である	能率的な管理の下、適正な原価をこえない	能率的な経営の下、適正な原価に照らし公正妥当である
手続き	地方公共団体は条例で定め、開始時は厚生労働大臣の認可、変更時は届出	地方議会の議決の下、地方公共団体の条例で定める	地方公共団体は条例で定め、開始時・変更時は経済産業大臣に届出
通知	水道料金算定要項 (日本水道協会)	下水道使用料算定の考え方(日本水道協会)	工業用水道料金算定要項
原則	総括原価方式	総括原価方式	総括原価方式
算入項目	人件費・薬品費・動力費・修繕費 減価償却費・支払利息 受水費・資産消耗費・営業費・資産維持費	人件費・薬品費・動力費・修繕費 減価償却費・支払利息 流域下水道維持管理負担金・委託料・企業差取扱諸費	人件費・薬品費・動力費・修繕費 減価償却費・支払利息 受水費・負担金・維持管理費・水源施設費引当金・資産維持費
料金抑制	資産維持費算出にレートベース方式採用	雨水処理に公費を充当	国庫補助受入事業者は、一定の値上時に、受水企業に説明を要す

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

7

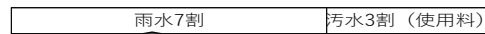
雨水・汚水と公費充当

下水道法第20条使用料（昭和33年法律第79号）「雨水公費・汚水私費」原則に基づく独立採算制度

→下水道事業の管理運営に係る経費のうち、使用料金の徴収は私費で負担すべき汚水の経費に対して、雨水の経費に対しては公費としている。

下水道事業債元利償還金

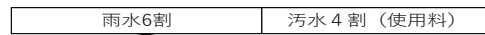
2005（平成17）年度まで



7割交付税措置 5割事業費補正と単位費用

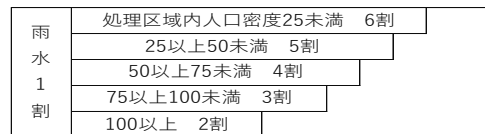
2006（平成18）年度以降

合流式



7割交付税措置 4.2割事業費補正と単位費用

分流式



7割交付税措置

事業費補正と単位費用は処理区域内人口密度で異なる

出典) 足立泰美「地方公営企業の経済学」及び総務省「資料3 下水道資本費に対する財政措置について」をもとに筆者作成

先行研究比較

論文タイトル(筆者)	国	データ期間	分析手法	隣接要因(空間変数)	政治的要因	頑健性分析
Bordignon et al.	イタリア	1990年代後半	SER	隣接税率 (SEM)	なし	モデル比較あり (OLSとの比較)
Allers & Elhorst	オランダ	1996年	SLM	隣接税率 (Lag)	なし	空間重みの変化などで感度分析あり
Geys	ベルギー	2000年代初頭	空間モデル+効率スコア	隣接効率スコア	なし	効率スコア算定方法の補足あり
Elhorst & Fréret	フランス		SDM (二政体)	政体別の隣接政策	政体ダミー	SDMと二政体モデルを比較
Klien	オーストリア	2000-2009	SLM	隣接料金 (Lag)	選挙年ダミー	政治変数×空間変数モデル比較
Lundin	スウェーデン	2002-2012	SDM (二政体)	隣接価格 (Durbin)	なし	空間範囲の変化での感度分析
Łukomska & Swianiewicz	ポーランド	2013-2017	SLM	隣接料金	DID	DIDに基づくサンプル限定推定あり
Schmidt et al.	イギリス	2020-2030	RE + SLM	隣接企業の補正コスト	なし	AIC/BICによる当てはまり比較
本研究	日本	2021-2023年	SLM, SEM, SDM, SDEM, GNS	隣接事業団の財政指標 (Lag) 空間係数 ≈ 0.7	選挙執行日、投票率、得票率、無投票当選、無所属当選、当選回数、新人当選・現職当選・元職当選など	SDM・SDEM・SEM・SLM・GNSモデル間でのAIC・対数尤度比較を実施。LR検定によりSDMの優位性を確認。SDM, SEM, SDEM, SAR, GNSの比較によるAIC・対数尤度評価。LR検定(例: SDM vs SAR)によりSDM優位を確認。SDMに基づく効果分解(直接・間接・総効果)を実施し、政策効果の空間的分布構造を検証。モデル間で空間係数・選挙変数の有意性と安定性も確認。

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

9

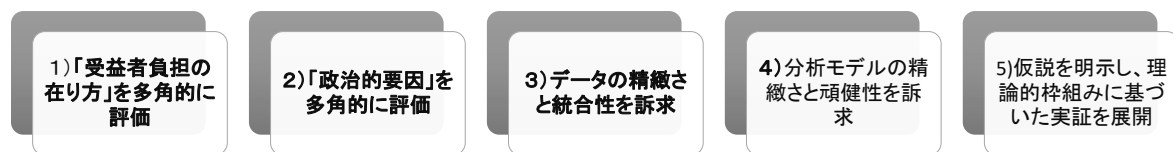
研究	公的データ名	対象年度	対象地域・場所	分析手法	政治的要因	どのような政治要因か・変数名	主な結果・結論
遠山(1994)	自治体資料(議会議事録・会計報告)、総務庁「地方財政統計年報」	1980~1990年代前半	全国主要自治体(事例中心)	事例分析・制度分析	○	・選挙タイミング ・議会多数派構成 ・住民負担抑制圧力(定性的)	改定判断に政治的意思決定が大きい ・費用
中西(2009)	厚労省「水道統計」、総務省「決算状況調査」、国勢調査	2000年前後	全国自治体	構造方程式モデリング(SEM)	○	・議会監視スコア(監査回数・質問件数など) ・住民負担意識スコア(アンケート調査)	コストと政治要因が料金に直接・間接影響
田代(2015)	厚労省「水道統計」、総務省「決算状況調査」	1999~2012年	全国市町村	パネルデータ(固定効果)	×	(政治変数なし)	近隣料金が統計的に有意に影響
矢野(2016)	厚労省「水道統計」、総務省「決算状況調査」	2000年代中盤	全国都道府県	統合シミュレーション、政策分析	×	(政治変数なし)	広域化で料金格差縮小可能、調整
高林・堀田(2021)	厚労省「水道統計」、総務省「決算状況調査」、	2005~2018年	全国市町村	空間計量経済学(SLM, SEM)	○	(政治変数なし)	近隣料金改定が波及的に影響
足立(2021)※	総務省「地方公営企業年鑑」公益財団法人 地方自治	2017年	全国市町村	空間計量経済学(SLM, SEM, SDM)	○	・首長選挙 ・議員選挙	相対的に近隣料金改定が影響
足立・篠崎・齊藤(2022)	総合研究所「自治体選挙調査結果:全国首長名簿」	2011~2022年	全国市町村	空間計量経済学(SLM, SEM, SDM)	×	(政治変数なし)	近隣料金改定が波及的に影響
足立(2025)	総務省「地方公営企業年鑑」	2011~2022年	全国市町村	空間計量経済学(SLM, SEM, SDM)	×	(政治変数なし)	近隣料金改定が波及的に影響
下水道 本論文(2025)	総務省「地方公営企業年鑑」「決算状況調査」「地方財政状況調査」 公益財団法人 地方自治総合研究所「自治体選挙調査結果:全国首長名簿」	2021~2023	全国市町村	空間計量経済学(SLM, SEM, SDM, SDEM, GNS)	○	・選挙実施日 ・得票率 ・投票率 ・無投票当選 ・当選回数 ・現・新・元	近隣料金改定が波及的に影響

先行研究比較

※2021年11月5日の実証部分の報告資料である。当該研究は、明確に担当が決められ、単独で、分析、報告、執筆した内容を統合したものである。2020年9月7日に京都産業大学の菅原宏太教授の依頼のもと足立がデータ収集、クリーニング、プログラム、分析、執筆等の一連の実証部分を単独で進め、実証部分の予備的結果に対して理論モデルの構築を、同年10月17日より東北学院大学の篠崎剛教授が単独で開始し、同年12月23日より和歌山大学の齊藤仁准教授が先行研究の実証部分を担う。2021年9月3日及び11月5日に先行研究を齊藤准教授が、理論部分を篠崎剛教授が、実証部分を足立が単独で報告を行う。これらを足立・篠崎・齊藤(2022)の報告書にまとめる。なお、同内容を2022年6月5日に足立及び篠崎が日本地方財政学会第30回大会企画セッションにて報告・討論を行う。

実証的検証の貢献

変数の設定、データセット、分析モデル、仮説の設定から検討



「受益者負担の在り方」を多角的に評価

有収率、回収率、単価など多面的指標で構造を可視化し、財政的・社会的・政策的含意を明示

視点	評価軸	政策的含意
有収率 (使用実態指標)	使用実態と下水道収入の乖離	技術的効率
使用料回収率 (経費負担指標)	汚水費用と使用料回収の乖離	持続的な財政運営
使用料単価 (住民負担感指標)	家計への直接影響	料金設定

「政治的要因」を多角的に評価

投票率・無投票・得票率・当選回数等を用い、説明責任・政治的基盤・制度の違いを分析

分析視点	変数名	内容	意義・仮説の要約
【住民関心度仮説】有権者側の要因			
権者の注目と監視	選挙執行日	当該年度に選挙があったか	選挙の実施で有権者の注目が集まり、首長への説明責任や料金決定への監視が強まることで、利用者負担が抑制される可能性。
有権者の関心の強さ	投票率	有権者の関心度	関心が高いほど説明責任が強まり、料金決定に抑制的圧力。逆に応能負担容認の可能性も。
選挙競争の有無による緊張感の差	無投票当選	選挙競争性の欠如	緊張感を欠くことで料金決定が恣意的・非効率になる恐れ。
【政治的基盤仮説】首長側の要因			
首長の支持基盤	得票率	政治的支持の強さ	支持が強いほど住民負担の増加も受容されやすい可能性。
政治的安定性	当選回数	在任期間	長期政権は料金設定に裁量や余地を持ちやすい。
首長のタイプ	現・新・元	首長の属性	新人は見直しに積極、現職は安定志向、元職は妥協志向。

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

Trey
research

14

市町村×事業団単位のバランスパネル、財務・投資・制度帳票の統合利用（法適用含む）

分類	キーワード	内容	評価される理由
① Granularity (粒度)	市町村別・事業団別の個票データ	経営単位レベルでの分析可能	実証精度・政策対応力の高さ
② Depth (多次元性)	損益・資本・建設投資等の統合	財務+投資+制度を網羅	指標の網羅性・分析の多角性
③ Temporal Consistency (時間的一貫性)	2021~2023年BallancedPanelData 頑健性の確認 2014~2023年BallancedPanelData	外的変化で選挙要因及び周辺事業団の影響を検証	推計の安定性・時間変化の把握
④ Institutional Comparison (制度間比較性)	法適用・非適用の突合	制度の有無で経営行動の違いを検証	制度の妥当性・比較分析の信頼性

データの精緻さ・統合性を訴求

(備考) データの制約上、2021~2023年データで仮説を検証するとともに、2014~2023年で頑健性を確認する。

15

分析モデルの精緻さと頑健性を訴求

SLM・SEM・SDM・SDEM・GNSを比較・補完的に用い、空間的構造の違いを理論と整合的に検証

モデル名	略称	数式（簡略形）	特徴・適用目的	使う理由
空間ラグモデル	SLM	$y = \rho W y + X\beta + \varepsilon$	被説明変数に空間依存。 戦略的相互作用 を検証	他自治体の料金が直接影響するため
空間誤差モデル	SEM	$y = X\beta + \varepsilon, \varepsilon = \lambda W\varepsilon + u$	誤差項に空間依存。 未観測要因の空間的クラスタ を検証。	政策や制度的背景が似通っている地域で、他と似た誤差が出るため
空間Durbinモデル	SDM	$y = \rho W y + X\beta + WX\theta + \varepsilon$	被説明変数&説明変数の空間ラグ を検証	ヤードスティック&周辺の政治的説明責任等を検証
空間Durbin誤差モデル	SDEM	$y = X\beta + WX\theta + \varepsilon, \varepsilon = \lambda W\varepsilon + u$	説明変数の空間ラグ （被説明変数の空間ラグは含めず）を検証	他自治体の要因は影響するが、結果そのものは連動しないと仮定するため
空間自己回帰+空間誤差モデル	GNS	$y = \rho W y + X\beta + u, u = \lambda W u + \varepsilon$	被説明変数と誤差項の両方に空間依存。 複合的な空間構造 を検証	料金設定も相互依存しつつ、背景環境も似ていると仮定するため

分析方法

説明責任仮説及び受益者負担仮説の検証モデル

$$Fee_{it} = \alpha + \rho W \cdot Fee_{it} + \beta_1 Political_{it} + \beta_2 X_{it} + Fee_{it} + X_{it} + \varepsilon_{it}$$

- Fee_{it} : 受益者負担（有収率・使用料回収比・使用料金）
- $Political_{it}$: 政治的要因（選挙ダミー（選挙執行日）・投票率・無投票当選・得票率・無所属当選・当選回数・原職当選・新人当選・元職当選）
- X_{it} : 経営効率要因・地理的要因・財務要因
- W : 空間ウェイト行列（距離）

データの概要

下記データを突合し、市町村別事業団別個票データのBalanced Panel Dataで検証

総務省『地方公営企業年鑑』「下水道事業」「概況・損益計算書・貸借対照表」2021～2023年（頑健性検証2014年～2023年）

総務省『地方財政状況調査』「下水道事業」「公共下水道：公営企業・非公営企業」「40_繰入金に関する調」2021～2023年（頑健性検証2014年～2023年）

公益財団法人 地方自治総合研究所『自治体選挙調査結果：全国首長名簿』2021～2023年（頑健性検証2014年～2023年）

データの概要

地方公営企業年鑑

概況・損益計算書・貸借対照表

項目	(単位:千円)	
	東京都	札幌市
1. 総収益A	332,550,664	47,413,167
(1) 営業収益B	269,561,302	36,114,919
ア 下水道使用料	144,105,799	18,163,406
イ 雨水処理負担金	117,470,534	17,712,532
ウ 受託工事収益	-	1,325
エ 繰延運営権対価収益	-	-
オ 運営権更新投資収益	-	-
カ その他営業収益	7,985,169	237,656
(2) 営業外収益C	62,989,262	11,123,303
ア 受取利息及び配当金	819	-
イ 受託工事収益	-	-
ウ 国庫補助金	-	-
エ 都道府県補助金	-	-
オ 他会計補助金	3,008,354	363,574
カ 長期前受金貸入	50,097,439	10,628,542
(ア) 国庫補助金	43,827,158	6,990,547
(イ) 都道府県補助金	-	-
(ウ) 工事負担金	3,402,112	1,333,434
(エ) 他会計繰入金	-	647,653
(オ) 寄付	-	385,743
(カ) 変動	2,859,480	1,270,965
(キ) その他	8,689	-
キ 資本費繰入収益	-	-
ク 繰収益	9,882,750	131,187
(3) 特別利益D	-	174,945
うち	-	-
他会計繰入金	-	-
固定資産売却益	-	-

地方財政状況調査

繰入金

項目	行	金額	備考	項目	行	金額	備考
(千円)				(千円)			
(1) ア	01		01	2. (1) 一般会計出資金	012		(1)
1. 業				本			(2)
収							(3)
益							(4)
							(5)
							(6)
							(7)
							(8)
							(9)
							(10)
							(11)
							(12)
							(13)
							(14)
							(15)
							(16)
							(17)
							(18)
							(19)
							(20)
							(21)
							(22)
							(23)
							(24)
							(25)
							(26)
							(27)
							(28)
							(29)
							(30)
							(31)
							(32)
							(33)
							(34)

データの取り扱い：広域化

- 埼玉県坂戸、鶴ヶ島下水道組合
- 埼玉県毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合
- 千葉県君津富津広域下水道組合
- 富山県中新川広域行政事務組合
- 福井県五領川公共下水道事務組合
- 長野県南佐久環境衛生組合
- 長野県木曾広域連合
- 大阪府泉北環境整備施設組合
- 兵庫県播磨高原広域事務組合（事業会計分）
- 島根県雲南広域連合（事業会計分）
- 山口県宇部・阿知須公共下水道組合
- 山形県尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（事業会計分）
- 福島県双葉地方広域市町村圏組合
- 茨城県取手地方広域下水道組合
- 茨城県ひたちなか・東海広域事務組合
- 茨城県日立・高萩広域下水道組合

※住所地从検索して経度・緯度データ作成する。

※2014年度データは16団体、2021年度以降は15団体（山口県宇部・阿知須公共下水道組合）、2023年度以降は14団体（長野県南佐久環境衛生組合）である。

データの傾向：管渠費と使用料金

管きよ費：下水道事業における管渠（下水道管路）の敷設・更新費用
 下水道使用料：当該年度に徴収された使用料収入

年度	都道府県市町村	管渠費（単位：千円）	下水道使用料（単位：千円）
2014	沖縄県中城村	4703540	17231
2014	茨城県銚田市	3301216	9346
2014	福島県双葉町	8394714	136
2014	青森県南部町	1367532	4321
2014	青森県鯉ヶ沢町	3917367	14686
2014	高知県須崎市	8861290	15290
2014	徳島県阿南市	7680281	33623
2014	福岡県小竹町	1395710	3253
2014	岩手県大槌町	7077370	19947
2014	北海道岩内町	11973219	47916
2014	福島県富岡町	9905801	636
2014	福島県浪江町	9663477	16
2014	福岡県築上町	1414069	476
2014	岩手県陸前高田市	11831873	27352
2014	青森県六戸町	6609630	29183
2014	福岡県吉富町	5378166	24205

年度	都道府県市町村	管渠費（単位：千円）	下水道使用料（単位：千円）
2021	奈良県高取町	2692329	10384
2021	埼玉県美里町	1100721	2197
2021	奈良県吉野町	5709402	23422
2021	福島県双葉町	9317059	5
2021	高知県須崎市	8979311	3283
2021	福島県浪江町	10827278	36834
2021	福岡県吉富町	7684344	38028
2021	青森県鯉ヶ沢町	4816870	17796
2021	福島県富岡町	11060671	43628
2021	香川県三木町	4249149	21057
2021	青森県南部町	2387944	10998
2021	茨城県銚田市	5793856	26670
2021	香川県東かがわ市	4626886	8114
2021	茨城県稲敷市	7964849	39668
2021	神奈川県真鶴町	2966755	14201
2021	岩手県大槌町	1707633	55416
2021	福岡県小竹町	3045884	8944
2021	奈良県下市町	4518968	16152

出典）足立泰美「地方公営企業の経済学」を基に基づいて筆者作成

2014年の高い管渠費

福島県浪江町（9,663,477千円）、双葉町（8,394,714千円）、富岡町（9,905,801千円）が高額

→福島第一原発事故の避難指示区域に指定された自治体の管きよ費が著しく高額

→震災からの復旧・復興事業として下水道インフラの整備が前倒しで実施

→使用料収入との乖離が顕著である。

岩手県大槌町・陸前高田市、高知県須崎市、徳島県阿南市、福岡県吉富町・築上町、北海道岩内町の管きよ費の高水準

→震災復旧、老朽化インフラの更新、集中豪雨対策、流域下水道整備への参画に伴う初期投資

2021年の高い管渠費

福島県双葉町・浪江町・富岡町に加えて、高知県須崎市、福岡県吉富町、奈良県吉野町・下市町、岩手県大槌町、茨城県鉾田市、青森県鱒ヶ沢町等で、管きよ費が高額



震災復興の継続、老朽管渠の集中更新、災害対策、国の経済対策による公共投資の拡大、資材価格の高騰等の複合的な影響

推計結果 1 (2021~2023年データ : 住民関心度仮説)

	有収率			使用料回収率			使用料単価		
	選挙執行日	投票率	無投票当選	選挙執行日	投票率	無投票当選	選挙執行日	投票率	無投票当選
	(1)	(2)	(3)	(5)	(6)	(7)	(9)	(10)	(11)
選挙要因 (自事業団)	0.001 (0.146)	-0.043 (0.328)	0.047 (0.247)	-0.000 (0.000)	-0.001 (0.001)	-0.001 (0.001)	-11.526 ** (3.306)	-23.120 ** (7.439)	-7.783 (5.600)
コントロール変数	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
受益者負担 (隣接事業団)	0.814 ** (0.071)	0.813 ** (0.071)	0.808 ** (0.072)	0.713 ** (0.096)	0.710 ** (0.097)	0.700 ** (0.099)	0.314 * (0.154)	0.312 * (0.154)	0.306 * (0.155)
選挙要因 (隣接事業団)	0.094 (1.976)	2.880 (4.404)	-3.502 (4.222)	0.002 (0.004)	0.010 (0.009)	-0.009 (0.009)	16.798 (44.790)	54.320 (99.835)	-101.661 (95.474)
コントロール変数	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
定数項 (切片)	(3.680) **	(3.680) **	(3.680) **	(0.008) **	(0.008) **	(0.008) **	(83.402) **	(83.444) **	(83.568) **
	0.054	0.054	0.054	0.000	0.000	0.000	1.219	1.220	1.222
観察数	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513
対数尤度	-6383.9	-6383.7	-6383.6	8033.26	8033.08	8033.27	-13684	-13686	-13689

自業団の選挙執行日・投票率 → 有権者の関心度が高い地域や、投票率が高い地域は料金設定が抑制

政治的競争や関心度が高い地域は、政治的配慮から利用料金を抑制する傾向が強い。
料金設定が、財務的合理性よりも住民の政治的関心に影響されている。

推計結果 2 (2021~2023年データ : 政治的基盤仮説)

	有収率						使用料回収率						使用料単価					
	得票率	無所属当選	当選回数	現職当選	新人当選	元職当選	得票率	無所属当選	当選回数	現職当選	新人当選	元職当選	得票率	無所属当選	当選回数	現職当選	新人当選	元職当選
	(18)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(8)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(12)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
選挙要因 (自事業団)	0.431 (0.478)	0.007 (0.147)	-0.028 (0.053)	-0.080 (0.180)	0.106 (0.248)	0.075 (2.022)	-0.001 (0.001)	-0.000 (0.000)	-0.000 (0.000)	-0.000 (0.000)	-0.001 (0.001)	-0.001 (0.004)	-20.272 ** (6.723)	-11.278 ** (3.335)	-3.078 * (1.198)	-10.407 * (4.077)	-13.669 * (5.633)	29.260 (45.842)
コントロール変数	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
受益者負担 (周辺事業団)	0.748 ** (0.041)	0.813 ** (0.071)	0.810 ** (0.072)	0.813 ** (0.071)	0.817 ** (0.070)	0.809 ** (0.072)	0.711 ** (0.097)	0.712 ** (0.096)	0.706 ** (0.097)	0.709 ** (0.097)	0.719 ** (0.095)	0.712 ** (0.097)	0.308 * (0.155)	0.314 * (0.154)	0.311 * (0.155)	0.309 * (0.155)	0.303 (0.155)	0.306 * (0.156)
選挙要因 (周辺事業団)	6.397 (4.051)	0.143 (2.028)	-0.597 (0.720)	-1.565 (2.420)	2.888 (4.015)	-22.763 (33.695)	0.010 (0.008)	0.001 (0.004)	-0.001 (0.002)	-0.003 (0.005)	0.014 (0.008)	0.016 (0.072)	108.891 (89.987)	17.447 (45.856)	5.785 (16.338)	48.518 (54.997)	-70.130 (89.963)	-241.315 (764.778)
コントロール変数	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
定数項 (切片)	10.997 ** (0.076)	3.680 ** (0.054)	3.679 ** (0.054)	3.680 ** (0.054)	3.678 ** (0.054)	3.680 ** (0.054)	(0.008) **	0.008 **	0.008 **	0.008 **	0.008 **	0.008 **	(83.435) **	83.415 **	83.501 **	83.491 **	83.506 **	83.613 **
	3.513	3.513	3.513	3.513	3.513	3.513	3.513	3.513	3.513	3.513	3.513	3.513	1.220	(1.219)	(1.221)	(1.220)	(1.221)	(1.222)
対数尤度	-40256	-6383.9	-6383.5	-6383.6	-6383.1	-6383.7	8033.17	8032.98	8032.61	8032.65	8034.22	8031.99	-13685	-13685	-13687	-13687	-13687	-13690

自業団の得票率・無所属当選・当選回数・現職当選・新人当選 → 選挙後、利用者に優しい料金設定志向

- 選挙で“安くする”圧力が顕在化
- 地方選挙が公共料金に影響 → ポピュリズム的判断の可能性
- 価格競争に陥れば、長期的なインフラ投資が阻害されかねない

推計結果3 (2021~2023年データ : 周辺自治体仮説)

	有収率			使用料回収率			使用料単価		
	選挙執行日 (1)	投票率 (2)	無投票当選 (3)	選挙執行日 (5)	投票率 (6)	無投票当選 (7)	選挙執行日 (9)	投票率 (10)	無投票当選 (11)
選挙要因 (自事業団)	0.001 (0.146)	-0.043 (0.328)	0.047 (0.247)	-0.000 (0.000)	-0.001 (0.001)	-0.001 (0.001)	-11.526 ** (3.306)	-23.120 ** (7.439)	-7.783 (5.600)
コントロール変数	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
受益者負担 (隣接事業団)	0.814 ** (0.071)	0.813 ** (0.071)	0.808 ** (0.072)	0.713 ** (0.096)	0.710 ** (0.097)	0.700 ** (0.099)	0.314 * (0.154)	0.312 * (0.154)	0.306 * (0.155)
選挙要因 (隣接事業団)	0.094 (1.976)	2.880 (4.404)	-3.502 (4.222)	0.002 (0.004)	0.010 (0.009)	-0.009 (0.009)	16.798 (44.790)	54.320 (99.835)	-101.661 (95.474)
コントロール変数	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes	yes
定数項 (切片)	(3.680) **	(3.680) **	(3.680) **	(0.008) **	(0.008) **	(0.008) **	(83.402) **	(83.444) **	(83.568) **
	0.054	0.054	0.054	0.000	0.000	0.000	1.219	1.220	1.222
観察数	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513
対数尤度	-6383.9	-6383.7	-6383.6	8033.26	8033.08	8033.27	-13684	-13686	-13689

周辺事業団の受益者負担 (空間ラグ) → いずれの指標で正の影響 → 周辺自治体の価格設定が、政策選択に波及

- 近隣自治体との「相互参照」によって、適正水準以上に低料金を選択するリスク。
- 結果としてインフラ維持の長期的負担が増大する可能性。
- 「負の連鎖 (race to the bottom)」の発生に注意が必要。

推計結果の頑健性1 (2014~2023年データ)

	SLM (1)	SEM (2)	SDEM (4)	SDM (3)	GNS (5)
【自事業団】					
選挙執行日 (自事業団)	-12.44*** (-3.78)	-12.36*** (-3.75)	-11.44*** (-3.46)	-11.53*** (-3.49)	-11.53*** (-3.49)
コントロール変数	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
【周辺事業団】					
使用料単価 (隣接事業団)	0.717*** (9.300)			0.314* (2.040)	0.365* (2.050)
使用料単価 (空間誤差経路)		0.724*** (9.540)			-0.122 (-0.49)
選挙執行 (隣接事業団)			19.47 (0.430)	16.8 (0.370)	16.71 (0.380)
コントロール変数	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
定数項 (切片)	83.62*** (-68.34)	83.60*** (-68.34)	83.51*** (-68.44)	83.40*** (-68.41)	83.38*** (-68.34)
観察数	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513
対数尤度	-13696	-13695.8	-13686.4	-13684.4	-13684.3
AIC	27430.1	27429.6	27442.7	27440.9	27442.6
	SDMvsSAR	SDMvsSEM	SDMvsSDEM		GNSvsSDM
LR chi2	23.20**	22.73**	3.87**		0.24

【AIC】 SEMモデルが最も低い値
→情報量基準に基づく適合度では他モデルよりも優れている

【対数尤度及び尤度比検定】
→SDMモデルは対数尤度が最も高く、かつ SAR・SEMとの尤度比検定において有意に改善 (それぞれ $p < 0.01$)。

【モデル】
SDMは被説明変数および説明変数の空間ラグの両方を含み、空間的スピルオーバー効果を明示的に捉えることが可能

AICではなく、空間構造の明示的表現と検定の結果を重視し、SDMを分析の基準モデルとして採用する

推計結果の頑健性2

政治要因には自事業団の直接効果はあるものの周辺事業団からの間接効果は認められない。

		DY/DX	標準誤差	Z値	
p1	直接効果	-11.49	3.31	-3.47	***
p1	間接効果	19.18	65.18	0.29	
p1	合計（総効果）	7.69	65.40	0.12	

【空間Durbinモデル】
 ・直接効果
 選挙実施ダミー（p1）は統計的に有意（-11.49, p < 0.01）
 ・間接効果および全体効果
 有意ではなく、選挙の影響は当該自治体内に限定されており、周辺自治体に波及していない。

政策提案

仮説	推計結果	政策課題	政策対応（提案）
住民関心度仮説 需要側（住民・有権者の監視・関心）	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度選挙が行われた自治体や投票率が高い自治体では、料金が低下する傾向が見られる。 周辺自治体の価格設定の影響も確認された。 	<ul style="list-style-type: none"> 有権者が短期的利益を優先し、適正な料金に対する理解・支持が乏しい 料金決定過程の透明性が低く、住民の「適正な負担」認識が形成されにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 比較可能な料金情報・将来負担シナリオの定期公表（「見える化」の推進） 料金改定理由・中長期収支計画の住民説明会の義務化 公聴会・パブリックコメントでの意見集約 住民向け学習プログラムの実施（財政・サービスの持続性の啓発）
政治的基盤仮説 供給側（首長・議会・行政の動機・裁量）	高支持率の首長が当選した自治体では、利用者負担が抑制される傾向が確認された。	<ul style="list-style-type: none"> 首長・執行部が政治的支持確保のため、長期的視野より短期的料金抑制を選好 政治主導での料金決定が予算や投資計画に歪みを生じさせるリスク 	<ul style="list-style-type: none"> 経営計画と連動する料金設定ルールの導入（中期財政計画と一体化） 第三者機関による料金決定プロセスの監査・評価 政策的値下げを行う際の「財源手当の明示」「将来負担の説明」の義務化 公営企業会計の専門委員会を設置し、政治的介入を抑制

参考文献

- Bordignon, M., Cerniglia, F., & Revelli, F. (2003). In search of yardstick competition: A spatial analysis of Italian municipality property tax setting. *Journal of Urban Economics*, 54(2), 199–217. <https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0094119003000371>
- Allers, M. A., & Elhorst, J. P. (2005). Tax mimicking and yardstick competition among local governments in the Netherlands. *International Tax and Public Finance*, 12(4), 493–513. <https://link.springer.com/article/10.1007/s10797-005-1500-x>
- Geys, B. (2006). Looking across borders: A test of spatial policy interdependence using local government efficiency ratings. *Journal of Urban Economics*, 60(3), 443–462. <https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0094119006000385>
- Elhorst, J. P., & Fréret, S. (2009). Evidence of political yardstick competition in France using a two-regime spatial Durbin model with fixed effects. *Journal of Regional Science*, 49(5), 931–951. <https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1111/j.1467-9787.2009.00601.x>
- Klien, M. (2015). Do elections matter? A spatial econometric analysis of municipal spending and electoral competition in Austria. *Public Choice*, 164, 267–294. <https://link.springer.com/article/10.1007/s11127-015-0243-0>
- Lundin, M. (2007). Explaining cooperation: How resource interdependence, goal congruence, and trust affect joint actions in policy implementation. *Journal of Public Administration Research and Theory*, 17(4), 651–672. <https://academic.oup.com/jpart/article/17/4/651/926935>
- Łukomska, J., & Swianiewicz, P. (2018). Tax competition and tax mimicking among Polish municipalities. *Miscellanea Geographica*, 22(4), 1–7. <https://content.sciendo.com/view/journals/mgrsd/22/4/article-p1.xml>
- Schmidt, C. M., Koster, H. R. A., & Van Ommeren, J. (2019). Business property taxation and firm performance. *American Economic Journal: Economic Policy*, 11(1), 168–201. <https://www.aeaweb.org/articles?id=10.1257/pol.20170342>

なお、URLの閲覧日は2025.07.08である。

参考文献

- 遠山嘉博. 水道料金改定における政治的要素. 公共選択の研究. 23. 1994, p.5-20.
- 中西一. 水道料金の決定要因: 構造方程式モデリングによる接近. 佐賀大学経済論集/佐賀大学経済学会. 41.6. 2009, p.1-22.
- 田代昌孝. 水道事業のヤードスティック競争に関する実証分析. 桃山学院大学総合研究所紀要. 40.3. 2015, p.161-175.
- 矢根真二. 水道料金格差の解消と道州制レベルの広域化-市町村原則の罪と政治的な価格決定-. 桃山学院大学総合研究所紀要. 42.2. 2016, p.23-40.
- 高林剛大・堀田昌英. 水道料金水準の決定における近隣事業体間の空間的相互作用. 土木学会論文集 F4 (建設マネジメント). 77.2. 2021, p.16-29.
- 足立泰美. 地方公営企業の経済学. 大阪公立大学出版会. 2025.
- 足立泰美. 水道料金体系における戦略的相互依存関係: 実証的検証. 地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会報告資料. 2021, https://researchmap.jp/Adachi_Yoshimi/?lang=japanese.
- 足立泰美, 篠崎剛, 齊藤仁. 水道料金体系における戦略的相互依存関係. 地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会報告書. 2022, p.52-71.

なお、URLの閲覧日は2025.07.08である。



ありがとうございます

足立泰美

078-431-4341 (代表)

adachi@konan-u.ac.jp

甲南大学

Trey
research

32

補論

水道事業においても筆者等はヤードスティック競争の検証を行っている。以下、理論パートおよび実証パートの報告資料である。
【先行研究における役割分担および研究遂行の透明性】

- 上水道事業におけるヤードスティック競争に関する先行研究においても、理論パートおよび実証パートの担当は明確に区分され、各担当者の責任範囲は研究開始段階から明示されていた。
- 2020年9月7日、京都産業大学・菅原宏太教授の依頼に基づき、足立泰美が実証作業（データ収集、データ整備、プログラム作成、計量分析および実証部分の執筆）に着手した。これにより得られた予備的結果を踏まえ、2020年10月17日より東北学院大学・篠崎剛が理論枠組みの設計、仮説構築、モデルの定式化、識別メカニズムの整理および理論的含意の導出を担当した。その後、2020年12月23日、菅原宏太教授の依頼のもと、和歌山大学・齊藤仁が先行研究に係る実証部分を担当することとなった。
- 理論および実証の各成果は、各担当者が独立して報告を行っている。2021年9月3日「第2回 同専門分科会（オンライン）」では、齊藤仁が先行研究（実証部分）部分を、篠崎剛が理論分析部分を報告し、外部専門家との討論を経て検証を受けた。さらに、2021年11月5日「第3回 地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会（オンライン）」では、足立泰美が実証部分を報告した。最終的な報告書（足立・篠崎・齊藤 2022）は、先行研究（齊藤仁）、理論部分（篠崎剛）、実証部分（足立泰美）の分担執筆により作成されている。なお、研究遂行に伴う連絡調整、資料統合および研究管理に関する事務的業務は足立泰美が担当した。さらに、本研究内容は2022年6月5日、日本地方財政学会第30回大会企画セッションにおいて篠崎剛および足立泰美により報告され、討論を経て学術的検証を受けている。
- 以上のとおり、本研究は先行研究、理論、実証を明確に分担し、各担当者が独立して報告・討論を経たうえで成果を統合したものであり、研究遂行過程の透明性および責任分担の明確性を確保している。

2021年9月3日
第2回地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会
(於:オンライン)

水道料金体系における戦略的 相互依存関係:理論的検証

東北学院大学経済学部
篠崎 剛

shinozaki@mail.tohoku-gakuin.ac.jp

モデルの目的と結果

[理論パートの目的]

地方自治体の水道料金設定について、ヤードスティック競争モデルを用いて、各地方自治体の決定する水道料金設定ルールを明らかにすること。

[分析結果(実証パートで検証すること)]

各自治体の設定する水道料金は他地域とのヤードスティック競争が存在するとき...

1. 最適水準に比べて低く設定される(戦略的補完関係にある)。
2. 再選レントが高いほど低く設定される。
3. 限界費用が低いほど低く設定される。

ヤードスティック(業績評価)の特徴

住民が自地域の政策を近隣地域と比較して、自地域のパフォーマンスの良しあしを判断し、現職を当選させるかどうかを決める。

→ 首長の政策競争

【登場する経済主体】

(1) 地方自治体の政治家(首長)

選挙で当選することを考慮した水道料金制度を採用する。

(2) 投票者

近隣自治体で実現している効用と当該自治体で得られる効用を比較して投票する(自地域の効用 \geq 他地域の効用であれば現職を再選)。

3

本研究の理論分析の仮定

1. 2地域対称モデル

2. 各地域には家計が存在し、効用関数 $u_i = u(g_i) + x_i + \varepsilon_i$ をもつ。 $i = 1, 2$

水道使用量, g_i , から効用を有しているが、それ以外に政治家には確認できない不確定要素 ε (環境とか地域に対する選好)から効用を得ている。

3. 公営企業は総括原価方式(収支均衡)を(一般会計繰入 T_i)のもとで維持するものとする。

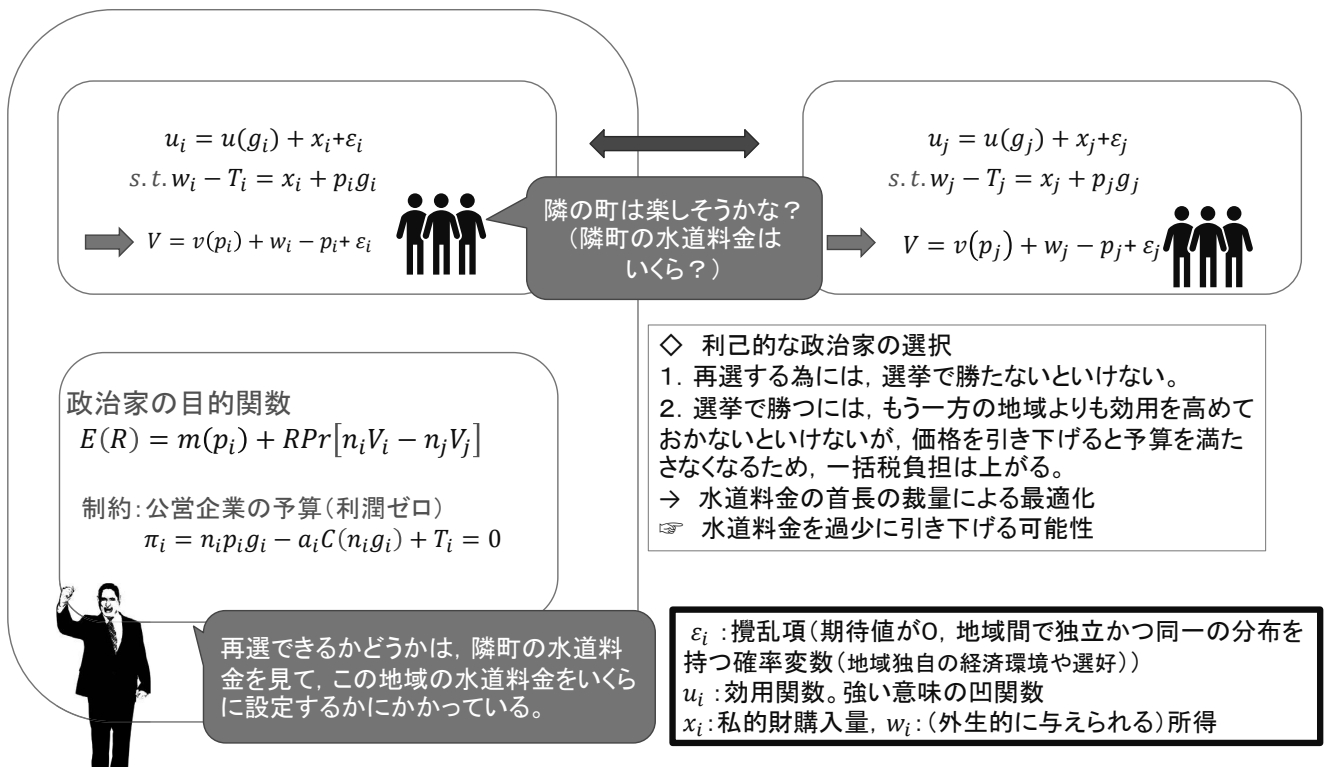
$$\pi_i = n_i p_i g_i - a_i C(n_i g_i) + T_i = 0$$

4. 両地域の政治家が、水道料金の(最終的な)決定権を有しているとする。

5. 各地域の政治家は、住民の投票によって再選されるかどうか決定される。

6. 自地域住民は、他地域の効用水準とを比較し、自地域の効用が少なくとも高いときに自地域の政治家を再選させる。

n_i : 当該地域の人口, p_i : 水道価格, g_i : 水道使用量, a_i : 地域固有の費用パラメーター T : 赤字補填のための一般会計(または他会計)からの繰入, x_i : 合成財



最適な価格設定(ベンチマーク)

$$\begin{aligned}
 & \underset{p_1, p_2}{\text{Max}} \quad n_1 V(p_1; w_1 - T_1) + n_2 V(p_2; w_2 - T_2) \\
 & \text{s.t.} \quad n_1 p_1 g_1 + n_2 p_2 g_2 - \{a_1 C(n_1 g_1) + a_2 C(n_2 g_2)\} + T_1 + T_2 = \Pi
 \end{aligned}$$

最適価格設定ルールの解釈

最適価格設定ルール

$$\frac{p_i - a_i C'(n_i g_i)}{p_i} = \left(\frac{1}{E}\right) \left(\frac{\lambda - 1}{\lambda}\right)$$

最適価格設定ルール(逆弾力性ルール)

- ① 価格と限界費用の相対的な差 $\left(\frac{p_i - a_i C'}{p_i}\right)$ は、水需要の価格弾力性(E)に反比例するように決定される。
- ② 比例係数 $\left(\frac{\lambda - 1}{\lambda}\right)$ は両地域の予算制約の総和を満たすように決定される。

首長の意思決定(ヤードスティック)競争 最適条件

地方自治体の効用最大化問題

$$\underset{p_i}{\text{Max}} E(R) = m(p_i) + RPr[n_i V_i - n_j V_j] \quad \text{s.t. } \pi_i = n_i p_i g_i - a_i C(n_i g_i) + T_i = 0$$

ヤードスティック競争のときの最適価格設定ルール

$$\frac{p_i - a_i C'(n_i g_i)}{p_i} = \left(\frac{1}{\varepsilon}\right) \left(\frac{\lambda - Rf}{\lambda}\right) + \left(\frac{1}{\varepsilon}\right) \left(\frac{m_{p_i}}{n_i g_i \lambda}\right)$$

再掲

最適価格設定ルール

$$\frac{n_i p_i - a_i C'(g_i)}{p_i} = \left(\frac{1}{\varepsilon}\right) \left(\frac{n_i \lambda - 1}{\lambda}\right)$$

$$\frac{dp_i}{dR} = \frac{1}{Y_{i,p_i}} p_i f < 0, \quad \frac{dp_i}{da} = -\frac{1}{Y_{i,p_i}} nC \left(1 - \left(\frac{p - C'}{p}\right) \varepsilon\right) > 0$$

結果1

再選レント(R)が大きければ大きいほど、両地域の効用差が小さいほど、効率的な価格設定を行うようになる。

結果2

自地域の経営効率の改善(aの低下)は自地域の水道料金を引き下げる。

首長の意思決定(ヤードスティック)競争 反応関数

自治体1



隣町が料金引き下げたら、時期の再選確率が下がるからこちらも引き下げるように考えておこう

自治体2



隣町が料金引き下げたら、時期の再選確率が下がるからこちらも引き下げるように考えておこう

結果3

相手地域の価格引き上げ(引き下げ)に対して、自地域は価格を引き上げる(引き下げる)ように政策決定する。

$$\frac{dp_i}{dp_j} = \frac{1}{Y_{i,p_i}} R g_i g_j f'(\cdot) > 0$$

モデルの目的と結果(再掲)

[理論パートの目的]

地方自治体の水道料金設定について、ヤードスティック競争モデルを用いて、各地方自治体の決定する水道料金設定ルールを明らかにすること。

[分析結果(実証パートで検証すること)]

各自治体の設定する水道料金は他地域とのヤードスティック競争が存在するとき...

1. 最適水準に比べて低く設定される(戦略的補完関係にある)。→ 相手地域の水道料金に対する符号は正
2. 再選レントが高いほど低く設定される。→ 選挙に関して、選挙がある年は負(料金が下がる)
3. 限界費用が低いほど低く設定される。

9

2021年9月3日11月5日

第2回地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会
(於:オンライン)

見つかる、きみのなかの無限大



KONAN INFINITY

水道料金体系における 戦略的相互依存関係 —実証的検証—

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

甲南大学経済学部 足立泰美

adachi@konan-u.ac.jp

仮説

水道事業の料金設定には、水道法第14条総括原価方式に基づいて経営効率性と財務状況を考慮した場合に、

水道事業の料金設定には、相互参照行動があるかを明らかにする。

水道事業の料金設定に、ヤードスティック競争があるかを明らかにする。

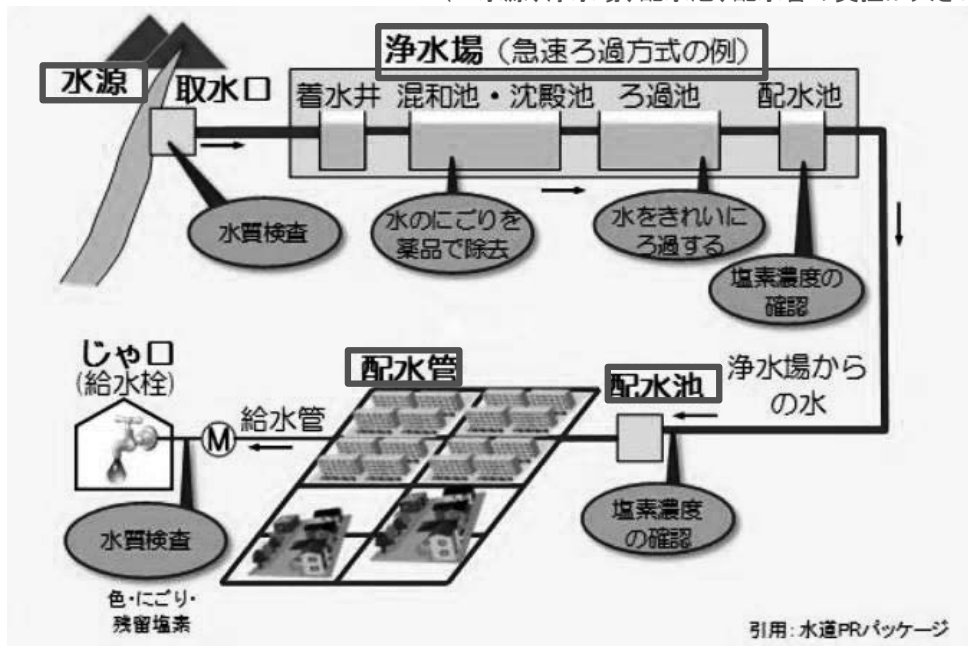
主たる結論

- ・ 10m³あたり料金、基本料金、超過料金において、相互参照行動およびヤードスティック競争が認められる。
- ・ 有収率および配水管使用効率などの効率変数が高い事業団では、10m³あたり料金、基本料金、超過料金が低い傾向にある。
- ・ 流動費比率、企業債償還額対減価償却額比率、ならびに営業繰入比率などの財務変数が高い事業団は、10m³あたり料金、基本料金、超過料金が高い傾向にある。



【水道システムの概念図】

水道事業は、地理要因や運営要因に影響する
 (=水源、浄水場、配水池、配水管の負担が大きい)



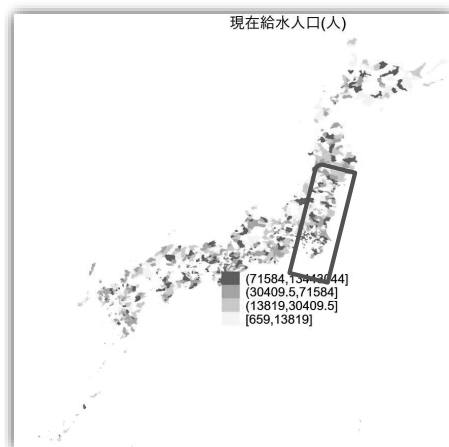
出典) 中津川市「水道事業」より抜粋<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/suidoka/1/1/987.html> (2021年10月26日閲覧日)

変数設定:水道法第14条(供給規定)を考慮

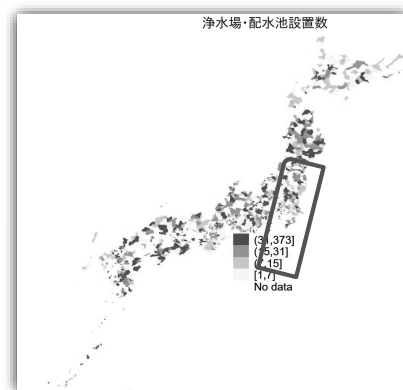
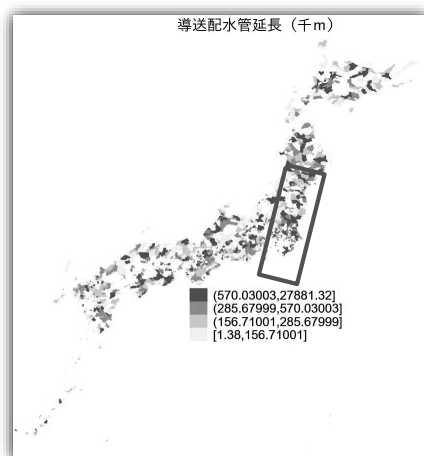
減価償却費	水道事業	下水道事業	工業用水道
根拠法	水道法第14条 (供給規定)	下水道法第20条 (使用料)	工業用水道法第17条 (供給規定)
規定内容	効率的な経営の下、適正な原価に照らし公正妥当である	能率的な管理の下、適正な原価をこえない	能率的な経営の下、適正な原価に照らし公正妥当である
手続き	地方公共団体は条例で定め、開始時は厚生労働大臣の認可、変更時は届出	地方議会の議決の下、地方公共団体の条例で定める	地方公共団体は条例で定め、開始時・変更時は経済産業大臣に届出
通知	水道料金算定要項 (日本水道協会)	下水道使用料算定の考え方 (日本水道協会)	工業用水道料金算定要項
原則	総括原価方式	総括原価方式	総括原価方式
算入項目	人件費・薬品費・動力費・修繕費 減価償却費・支払利息 受水費・資産消耗費・営業費・ 資産維持費	人件費・薬品費・動力費・修繕費 減価償却費・支払利息 流域下水道維持管理負担金・ 委託料・企業差取扱諸費	人件費・薬品費・動力費・修繕費 減価償却費・支払利息 受水費・負担金・維持管理費・ 水源施設費引当金・資産維持費
料金抑制	資産維持費算出に レートベース方式採用	雨水処理に公費を充当	国庫補助受入事業者は、一定の値上時に、受水企業に説明を要す

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

6



水道事業の構造的要因

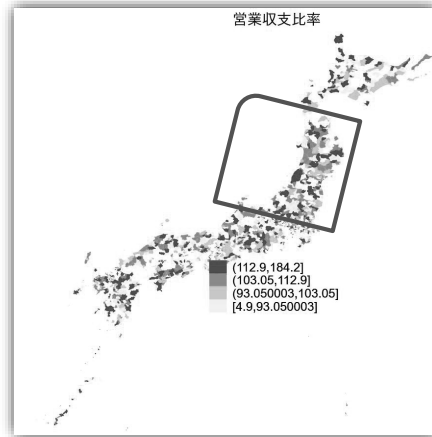
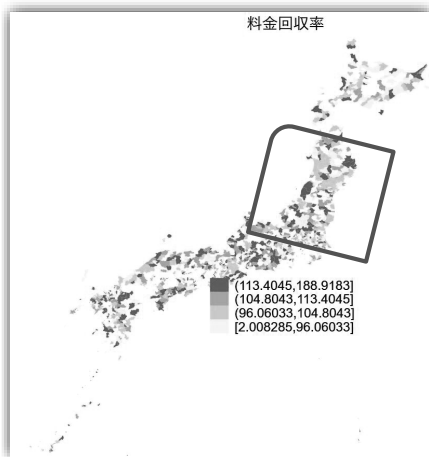


現在給水人口が高い地域であって、
導送配水管延長や浄水場・配水池設置数が必ずしも高いわけではない。

【(出典) 総務省「地方公営企業水道事業2017年」を用いて筆者作成】

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

水道事業の構造的要因

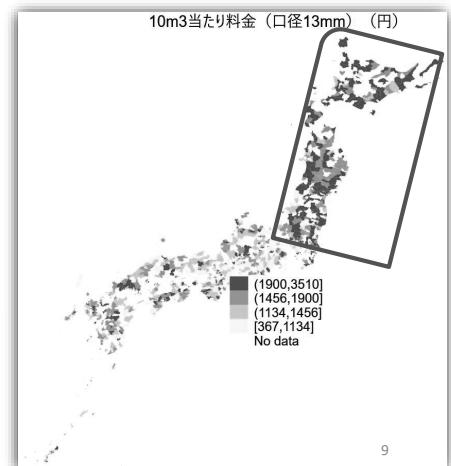
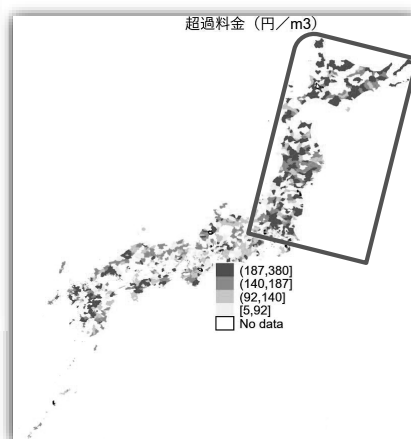
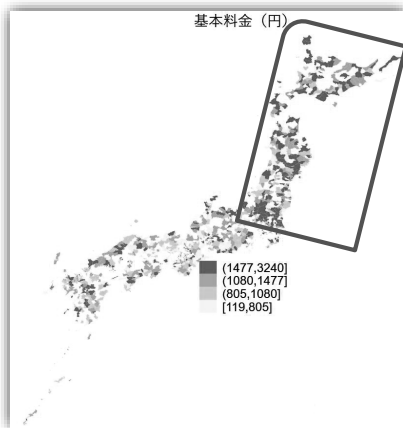


料金回収率が高い地域は、
営業収支比率および経常収支比率が高い可能性がある。

【（出典）総務省「地方公営企業水道事業2017年」を用いて筆者作成】

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

水道料金の地理的傾向

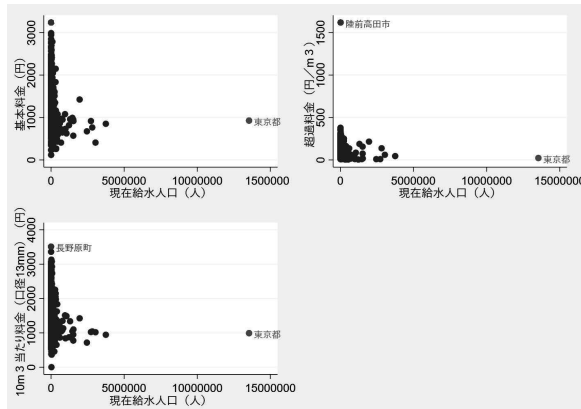


基本料金・超過料金・10m³あたり料金が
高い地域は、周辺地域も高い可能性がある。

【（出典）総務省「地方公営企業水道事業2017年」を用いて筆者作成】

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

水道料金と現在給水人口



- 基本料金
 - 超過料金
 - 10m³あたり料金
- の設定に分散があり、
現在給水人口と相関が低い。

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

10

水道料金の格差要因

水道事業では、総括原価方式算定によって算出された必要金額を、基本料金および従量料金で回収する。

【構造的要因】

給水地域の水源種や取得条件などのコスト

給水地域の水道敷設年次や水道建設費用などのコスト

【政治的要因】

選挙の公約

※2017年大阪府堺市および2018年宮崎県延岡市の市長選挙で
マニフェストに水道料金引き下げを掲げている。

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

11

本研究では
 自事業団および周辺事業団の影響を考慮し
 空間計量分析を用いて
 政治的要因、構造的要因、財務的要因から
 水道事業団の料金設定を検証

空間重み行列 (Spatial Weight Matrix)

$$\begin{array}{l}
 \text{空間ラグ} \\
 \cdot W_x =
 \end{array}
 \begin{array}{c}
 \text{兵庫} \rightarrow \\
 \text{大阪} \rightarrow \\
 \text{京都} \rightarrow
 \end{array}
 \begin{array}{ccc}
 \text{兵庫} & \text{大阪} & \text{京都} \\
 \downarrow & \downarrow & \downarrow \\
 \left(\begin{array}{ccc}
 0 & W_{12} & W_{13} \\
 W_{21} & 0 & W_{32} \\
 W_{31} & W_{32} & 0
 \end{array} \right)
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \rightarrow \text{総和} \\
 \rightarrow \text{総和} \\
 \rightarrow \text{総和}
 \end{array}
 \begin{array}{c}
 \begin{pmatrix} x_1 \\ x_2 \\ x_3 \end{pmatrix}
 \end{array}$$

【空間ラグ】

行列の和が 1 になるように基準化

距離の逆数: 地域間距離 (d_{ij}) が近いほど重みが大い $W_{ij} = 1/d_{ij}$

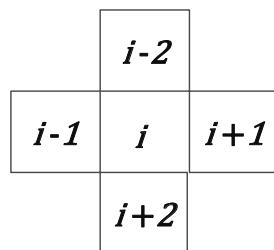
Z=3の場合

空間重み行列 W (3×3 行列) と変数 x (3×1 ベクトル) の積

空間重み行列 (Spatial Weight Matrix)

- ・ 周辺地域の加重平均として自地域を解釈

$$\bullet W_x = \begin{matrix} \text{兵庫} \rightarrow \\ \text{大阪} \rightarrow \\ \text{京都} \rightarrow \end{matrix} \begin{pmatrix} w_{12}x_2 + w_{13}x_3 \\ w_{21}x_1 + w_{23}x_3 \\ w_{31}x_1 + w_{32}x_2 \end{pmatrix} \begin{matrix} \leftarrow \text{大阪と京都の加重平均} \\ \leftarrow \text{兵庫と京都の加重平均} \\ \leftarrow \text{兵庫と大阪の加重平均} \end{matrix}$$



地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

14

本研究の空間計量モデル

- 空間ラグモデル (SLM : Spatial lag model)

Anselin (1988), LeSage and Pace (2009)

$$y = \rho W y + X \beta + \varepsilon \quad \varepsilon \sim N(0, \sigma^2 I)$$

- 空間エラーモデル (SEM : Spatial error model)

Brueckner (2003)

$$y = X \beta + \mu \quad \mu = \lambda W \mu + \varepsilon \quad \varepsilon \sim N(0, \sigma^2 I)$$

- 空間ダービンモデル (SDM : Spatial Durbin Model)

$$y = \rho W y + X \beta + W X \gamma + \pi \quad \pi \sim N(0, \sigma^2 I)$$

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

15

3つの空間計量モデルの採用理由

空間計量モデルとは、通常モデルには

Anselin(1998,2001)による空間的自己相関(SLM: Spatial lag model)

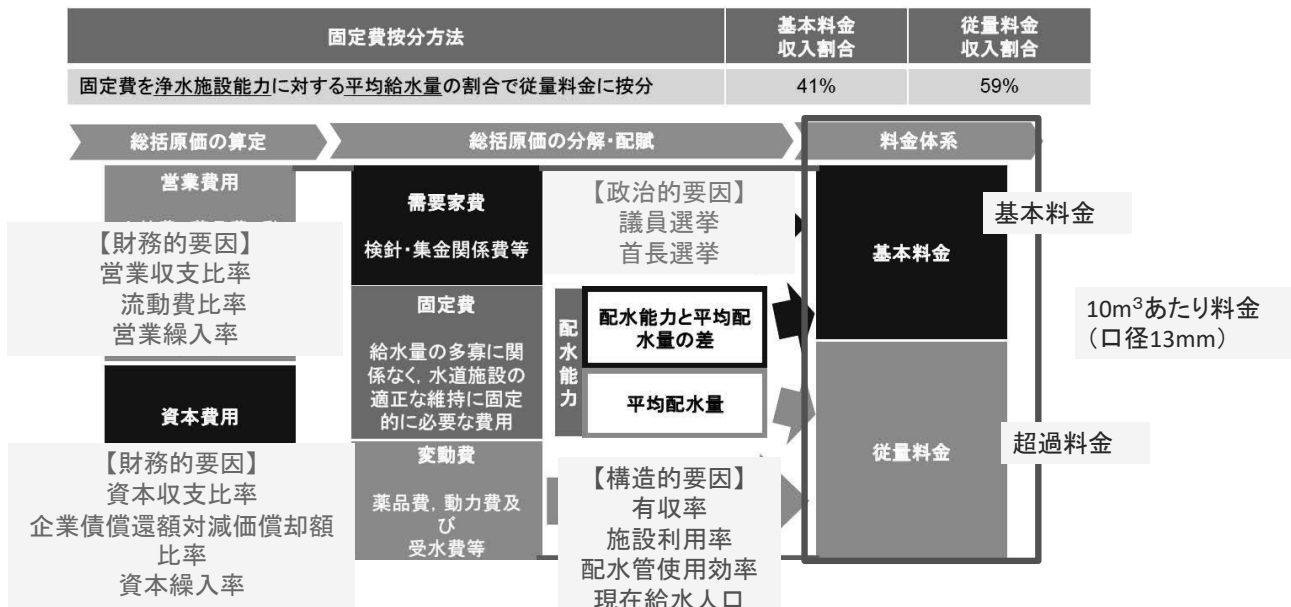
Brueckner(2003)による空間的誤差相関(SEM: Spatial error model)などの空間的性質を考慮した分析方法がある。

【問題点】

- ・ SLMには同時決定性によってOLS推定ではバイアスをもつ
- ・ SEMには、脱落変数による誤差項間の不均一分散によるOLS推定値の有効性と空間自己相関と空間誤差相関の識別問題がある。
- ・ 空間説明変数相関と空間自己相関の識別問題を考慮して定式化した空間ダービンモデル(SDM: Spatial Durbin Model)がある。

⇔複数のモデルを用いて整合的結果のみ採用

変数設定: 総括原価方式を考慮



出典) 鈴鹿市上下水道「鈴鹿市上下水道事業の新料金体系案について：料金体系案の比較および検討」より抜粋

各被説明変数の関係

基本料金:水道施設の減価償却費、借入金利息、メーター設置費、検針、料金収納などの必要経費としての
固定的な経費を賄う定額料金

超過料金:動力費や薬品費等の使用水量によって変動経費を賄う料金。2か月毎のメーター検針で把握した
使用水量に応じてかかる変動料金

10m³あたり料金

基本料金と超過料金の従量方式を反映した料金

口径13mmをご使用の方が、10m³までは基本料金に含まれ、2か月に50m³使用した場合。このとき基本料金が1,300円で超過料金が11~30m³で90円、31~50m³で100円とする。

(基本料金) 1,300円

(超過料金11~30m³) 90円×20m³=1,800円

(超過料金31~50m³) 100円×20m³=2,000円

小計 5,100円

消費税8% 408円 合計(10円未満切捨て) 5,500円¹⁸

変数の概要

水道法第14条の供給規定ならびに家庭用水道を対象とするLundin(2017)を踏まえて、変数を以下のように採用

【被説明変数】

10m³あたり料金、基本料金、超過料金

【主眼の相互参照変数】

相互(10m³あたり料金)、相互(基本料金)、相互(超過料金)

【主眼のヤードスティック変数】

議員選挙、首長選挙

【コントロール変数】

➤財務的要因:営業収支比率 資本収支比率

流動費比率 営業繰入率 企業債償還額対減価償却額比率 資本繰入率

➤構造的要因:有収率 施設利用率 配水管使用効率 現在給水人口

※本研究は上水道事業のため水質、貯留、管路を考慮し、浄水場施設数、配水地施設数、配水管延長は相関係数値が高いため、水質および貯留には施設利用率、管路には配水管使用効率を採用します。取水(ダム、表面水、給水)は相関係数が高く採用しておりません。

※全説明変数間の相関係数が0.4未満の変数を採用し、現在給水人口を説明変数に入れることで、基準化をはかっています。

推計モデル一覧

要因		分析Ⅰ			分析Ⅱ		
		基本モデル	拡張モデルⅠ	拡張モデルⅡ	基本モデル	拡張モデルⅠ	拡張モデルⅡ
政治的要因	議員選挙		●	●		●	●
	首長選挙			●			●
財務的要因	営業収支比率		●	●			
	資本収支比率		●	●			
	流動費比率				●	●	●
	企業債償還額対減価償却額比率				●	●	●
	営業繰入比率				●	●	●
	資本繰入比率				●	●	●
構造的要因	現在給水人口	●	●	●	●	●	●
	有収率	●	●	●	●	●	●
	施設利用率	●	●	●	●	●	●
	配水管使用効率	●	●	●	●	●	●

👉 全モデルでSLM、SEM、SDMを実施し、検定をクリアし、かつ同一の結果が得られた推計結果を採用しています。

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

20

予想される結果

要因	項目	予想される符号	根拠
政治的要因	議員選挙	－	再選のため、住民のニーズを踏まえ水道料金を抑える
	首長選挙	＋	施設の老朽化および総括原価方式を踏まえ、適正な水道料金を促す
財務的要因	営業収支比率	－	営業費用に対する営業収益の割合が高ければ、水道料金を抑える
	資本収支比率	－	資本費用に対する資本収益が高ければ、水道料金を抑える
	流動費比率	－	流動負債に対する流動資産の割合が高ければ、水道料金を抑える
	企業債償還額対減価償却額比率	＋	減価償却費に対して企業債が高ければ、内部留保が低くなり水道料金が上がる
	営業繰入比率	＋	営業費用を賄う基準内営業繰入が高まれば、水道料金もあがる
	資本繰入比率	＋	資本費用を賄う基準内資本繰入が高まれば、水道料金もあがる
構造的要因	現在給水人口	－	現在給水人口が高ければ、規模の経済によって水道料金を抑える
	有収率	－	総配水量のうち料金収入として還元される割合が高ければ、水道料金を抑える
	施設利用率	－	配水能力に対する1日平均配水量の割合が高ければ、水道料金を抑える
	配水管使用効率	－	管路1m当りの配水量が高ければ、水道料金を抑える

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

21

データの概要

- 地方公営企業年鑑 水道事業
 - ・ 施設・業務概況及び経営分析に関する調
 - ・ 損益計算書及び資本収支に関する調
 - ・ 貸借対照表及び財務分析に関する調
- 対象年度: 2017年
- 対象事業: 末端給水道事業
- 対象経営主体: 指定都市営、市営、町村営

☞ 都道府県営および企業団営の末端給水道事業は、給水および経営事業の統合等を目的としている可能性があるため、対象としておりません。

データの留意事項

2017年事業団対象: 1,331事業のうち、1,184事業団を対象とします。

以下、本データから削除しております。

- ・ 用水供給事業68事業 簡易事業17事業
- ・ 都道府県営27事業 企業団営90事業
- ・ 基本料金データがない6事業
- ・ 超過料金データがない49事業
- ・ 10m³当たり料金がない事業69事業

なお、上記は重複する事業団があります。

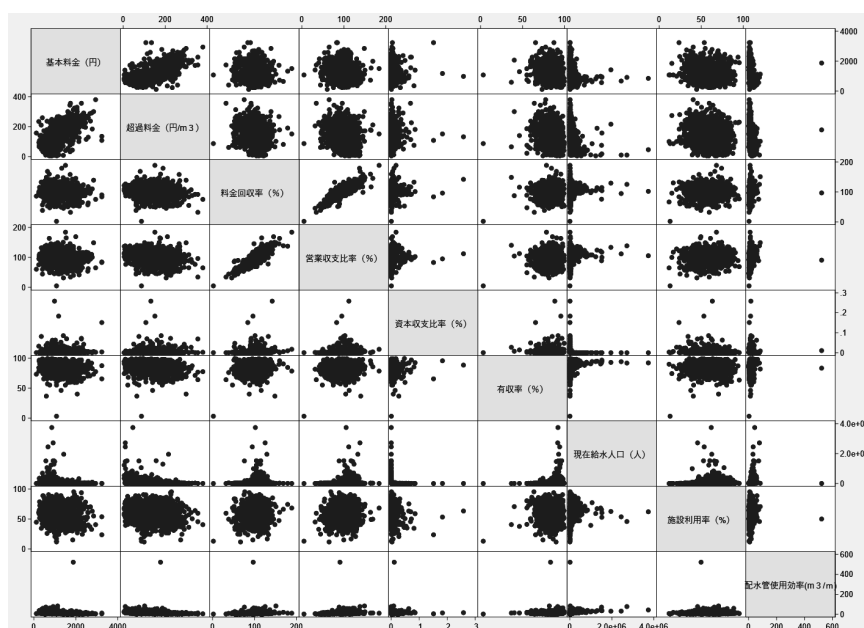
記述統計

項目名	単位	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
基本料金	円	1,184	1,173	507	119	3,240
超過料金	円/m ³	1,184	141	66	5	380
10m ³ 当たり料金	円	1,184	1,538	514	367	3,510
議員選挙	d	1,184	0.19	0.39	0	1
首長選挙	d	1,184	0.317	0.465	0	1
現在給水人口	人	1,184	81,429	212,995	659	3,739,963
営業収支比率	%	1,184	101.56	18.58	4.90	184.20
資本収支比率	%	1,184	0.00	0.01	0.00	0.26
流動費比率	%	1,184	535.23	794.34	18.40	15,310.50
企業償還額対減価償却額比率	%	1,184	77.97	43.73	0.00	541.50
営業繰入比率	%	1,184	3.59	7.52	0.00	54.83
資本繰入比率	%	1,184	20.14	27.51	0.00	100.00
有収率	%	1,184	84.84	8.71	3.20	99.60
施設利用率	%	1,184	59.64	13.27	11.70	95.40
配水管使用効率	m ³ /m	1,184	16.81	17.59	0.29	522.40

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

24

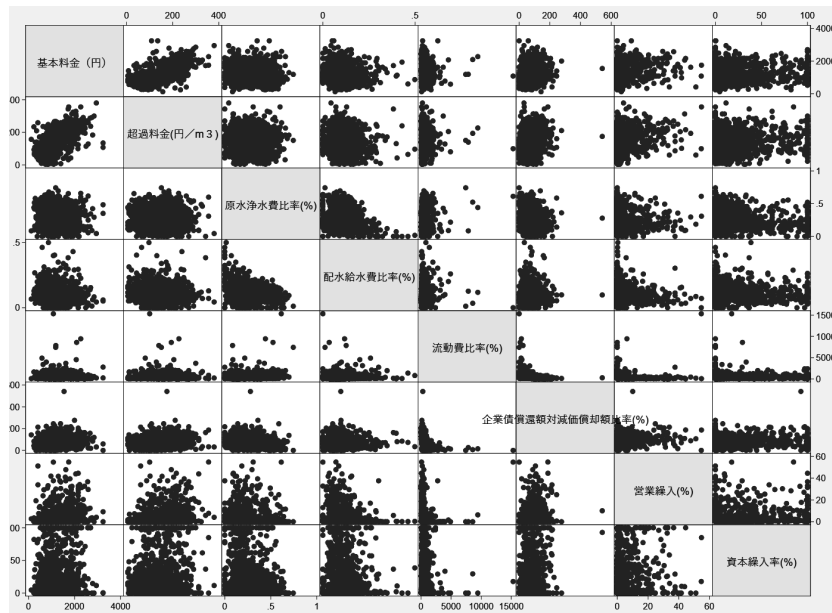
【分析1】被説明変数と説明変数の関係



【(出典) 総務省「地方公営企業水道事業2017年」を用いて筆者作成】

25

【分析2】被説明変数と説明変数の関係



【(出典) 総務省「地方公営企業水道事業2017年」を用いて筆者作成】

26

推計結果の概要

要因	分析Ⅰ			分析Ⅱ			備考欄
	基本モデル	拡張モデルⅠ	拡張モデルⅡ	基本モデル	拡張モデルⅠ	拡張モデルⅡ	
10m3当たり料金	+	+	+	+	+	+	全料金
基本料金	+	+	+	+	+	+	全料金
超過料金	+	+	+	+	+	+	全料金
議員選挙							全料金
首長選挙							全料金
営業収支比率							全料金
資本収支比率							全料金
流動費比率							全料金
企業債償還額対減価償却額比率							全料金
営業繰入比率							全料金
資本繰入比率							全料金
現在給水人口							全料金
有収率							全料金
施設利用率							超過料金のみ
配水管使用効率							超過料金のみ
議員選挙		-	-				全料金
首長選挙			+			+	超過料金のみ
営業収支比率	-	-	-				全料金
資本収支比率							全料金
流動費比率							基本料金のみ
企業債償還額対減価償却額比率				+	+	+	全料金
営業繰入比率				+	+	+	全料金
資本繰入比率				+	+	+	10m3当たりの料金のみ
現在給水人口							全料金
有収率							全料金
施設利用率							全料金
配水管使用効率							全料金

周辺地域の施設・管路の
経営効率が高いと料金が低い

相互参照行動

流動負債・企業負債が高く、
営業・資本の繰入が高いと料金が低い

ヤードスティック競争

自地域の配水・管路の
経営効率が高いと料金が低い

1%有意水準および5%有意水準で有意と認められるもののみ抜粋してます。
全モデルでSLM、SEM、SDMで同一の結果が得られてます。なお、HausmanTestよりSDMモデル採用します。
2011～2017年パネルデータによる固定効果モデルでは、相互参照行動のみ有意性が認められる。

27

【推計結果1】基本モデル

	基本モデル								
	10m ³ 当たり料金			基本料金			超過料金		
	(1A)	(2A)	(3A)	(4A)	(5A)	(6A)	(7A)	(8A)	(9A)
SLM	SEM	SDM	SLM	SEM	SDM	SLM	SEM	SDM	
相互 (被説明変数)	0.097 ** (0.026)		0.504 ** (0.043)	0.136 ** (0.031)		0.338 ** (0.050)	0.161 ** (0.032)		0.396 ** (0.048)
相互 (誤差項)		0.578 ** (0.045)			0.363 ** (0.054)			0.441 ** (0.051)	
相互 (議員選挙)									
相互 (首長選挙)									
相互 (現在給水人口)			3.E-04 (2.E-4)			1.E-04 (2.E-4)			5.E-06 (3.E-5)
相互 (営業収支比率)			-2.482 (1.831)			-0.499 (1.929)			-0.023 (0.246)
相互 (資本収支比率)			3,565.7 (3124)			3,211.8 (3310)			282.5 (421)
相互 (有収率)			-4.246 (2.477)			-0.505 (2.602)			-0.119 (0.332)
相互 (施設利用率)			-3.745 (2.665)			-4.239 (2.807)			-0.660 (0.356)
相互 (配水管使用効率)			-3.016 (1.850)			-3.609 (1.922)			-0.500 * (0.245)
議員選挙									
首長選挙									
現在給水人口	-3.E-04 ** (7.E-5)	-3.E-04 ** (7.E-5)	-3.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)
営業収支比率	-2.619 ** (0.762)	-2.248 ** (0.717)	-2.337 ** (0.717)	-2.642 ** (0.763)	-2.486 ** (0.759)	-2.508 ** (0.757)	-0.353 ** (0.098)	-0.335 ** (0.097)	-0.334 ** (0.096)
資本収支比率	321.7 (1074)	-518.1 (1007)	-464.7 (1008)	1,923.3 (1075)	1,510.4 (1067)	1,440.5 (1063)	155.3 (139)	94.2 (136)	75.2 (136)
有収率	-9.271 ** (1.650)	-7.684 ** (1.581)	-7.172 ** (1.567)	-10.954 ** (1.652)	-10.314 ** (1.668)	-9.826 ** (1.652)	-1.058 ** (0.213)	-0.960 ** (0.213)	-0.891 ** (0.210)
施設利用率	-2.236 * (1.053)	-1.940 * (0.985)	-1.844 (0.982)	-1.806 (1.055)	-1.604 (1.046)	-1.475 (1.037)	-0.189 (0.136)	-0.143 (0.133)	-0.138 (0.132)
配水管使用効率	-5.881 ** (0.811)	-4.381 ** (0.760)	-4.572 ** (0.762)	-3.716 ** (0.812)	-3.041 ** (0.808)	-3.055 ** (0.803)	-0.485 ** (0.105)	-0.367 ** (0.103)	-0.379 ** (0.102)
_cons	2,737.2 ** (160.7)	2,654.5 ** (149.7)	2,653.0 ** (150.0)	2,433.0 ** (160.6)	2,454.9 ** (158.1)	2,399.0 ** (158.0)	274.1 ** (20.7)	276.3 ** (20.2)	271.7 ** (20.1)
標本数	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
Log-likelihood	-8969	-8910	-8898	-8972	-8961	-8951	-6546	-6526	-6515
chi2 Test	219.92 **	145.63 **	418.92 **	180 **	118.84 **	231.88 **	222.19 **	141.58 **	307.01 **
Wald Test	14.535 **	165.22 **	180.51 **	19.615 **	45.17 **	64.059 **	25.544 **	74.991 **	96.408 **

相互参照行動

28

【推計結果1】拡張モデル I

	拡張モデル I								
	10m ³ 当たり料金			基本料金			超過料金		
	(1B)	(2B)	(3B)	(4B)	(5B)	(6B)	(7B)	(8B)	(9B)
SLM	SEM	SDM	SLM	SEM	SDM	SLM	SEM	SDM	
相互 (被説明変数)	0.095 ** (0.025)		0.496 ** (0.043)	0.132 ** (0.031)		0.327 ** (0.050)	0.159 ** (0.032)		0.394 ** (0.048)
相互 (誤差項)		0.574 ** (0.045)			0.355 ** (0.054)			0.441 ** (0.051)	
相互 (議員選挙)			-126.8 (98.1)			-142.3 (103.6)			-1.5 (13.2)
相互 (首長選挙)									
相互 (現在給水人口)			3.E-04 (2.E-4)			1.E-04 (2.E-4)			3.E-06 (3.E-5)
相互 (営業収支比率)			-2.367 (1.822)			-0.383 (1.921)			-0.013 (0.245)
相互 (資本収支比率)			3,359.5 (3112)			3,072.7 (3299)			233.5 (419)
相互 (有収率)			-3.553 (2.486)			-0.246 (2.615)			-0.080 (0.333)
相互 (施設利用率)			-4.287 (2.657)			-4.788 (2.799)			-0.720 * (0.355)
相互 (配水管使用効率)			-3.213 (1.843)			-3.808 * (1.915)			-0.512 * (0.244)
議員選挙	-118.5 ** (35.2)	-98.7 ** (32.8)	-107.2 ** (32.8)	-110.6 ** (35.2)	-100.9 ** (34.9)	-104.9 ** (34.6)	-14.8 ** (4.5)	-14.6 ** (4.4)	-15.1 ** (4.4)
首長選挙									
現在給水人口	-3.E-04 ** (7.E-5)	-3.E-04 ** (7.E-5)	-3.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)
営業収支比率	-2.631 ** (0.759)	-2.268 ** (0.715)	-2.332 ** (0.714)	-2.652 ** (0.760)	-2.503 ** (0.757)	-2.501 ** (0.753)	-0.354 ** (0.098)	-0.338 ** (0.096)	-0.334 ** (0.096)
資本収支比率	284.6 (1069)	-508.4 (1004)	-528.7 (1004)	1,889.2 (1071)	1,509.6 (1064)	1,372.2 (1059)	150.8 (138)	93.7 (135)	70.5 (135)
有収率	-9.419 ** (1.642)	-7.843 ** (1.577)	-7.315 ** (1.559)	-11.093 ** (1.646)	-10.477 ** (1.663)	-9.972 ** (1.645)	-1.075 ** (0.212)	-0.982 ** (0.212)	-0.910 ** (0.209)
施設利用率	-2.287 * (1.048)	-1.936 * (0.982)	-1.937 * (0.979)	-1.855 (1.050)	-1.623 (1.043)	-1.581 (1.033)	-0.195 (0.135)	-0.143 (0.133)	-0.143 (0.132)
配水管使用効率	-5.859 ** (0.807)	-4.361 ** (0.757)	-4.578 ** (0.759)	-3.695 ** (0.809)	-3.029 ** (0.806)	-3.065 ** (0.800)	-0.482 ** (0.104)	-0.363 ** (0.102)	-0.376 ** (0.102)
_cons	2,780.3 ** (160.5)	2,689.1 ** (149.6)	2,694.2 ** (149.8)	2,473.5 ** (160.5)	2,491.6 ** (158.1)	2,440.4 ** (157.8)	279.2 ** (20.7)	281.2 ** (20.1)	276.9 ** (20.1)
標本数	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
Log-likelihood	-8964	-8906	-8892	-8967	-8956	-8945	-6541	-6521	-6509
chi2 Test	234.4 **	155.39 **	436.08 **	191.36 **	127.86 **	245.75 **	234.81 **	153.41 **	322.16 **
Wald Test	13.806 **	161.28 **	181.03 **	18.742 **	42.568 **	64.98 **	25.085 **	74.739 **	97.323 **

相互参照行動

ヤードスティック競争

29

【推計結果1】拡張モデルⅡ

	拡張モデルⅡ								
	10m ³ 当たり料金			基本料金			超過料金		
	(1C)	(2C)	(3C)	(4C)	(5C)	(6C)	(7C)	(8C)	(9C)
SLM	SEM	SDM	SLM	SEM	SDM	SLM	SEM	SDM	
相互 (被説明変数)	0.092 ** (0.025)		0.497 ** (0.043)	0.132 ** (0.031)		0.327 ** (0.050)	0.156 ** (0.032)		0.399 ** (0.048)
相互 (誤差項)		0.575 ** (0.045)			0.356 ** (0.054)			0.446 ** (0.051)	
相互 (議員選挙)			-110.0 (101.1)			-114.9 (106.8)			4.2 (13.5)
相互 (首長選挙)									-18.669 (12.6)
相互 (現在給水人口)									-1.1E-07 (3.1E-5)
相互 (営業収支比率)									-0.001 (0.244)
相互 (資本収支比率)									249.1 (420.5)
相互 (有収率)									-0.056 (0.334)
相互 (施設利用率)									-4.885 (2.800)
相互 (配水管使用効率)									-3.955 * (1.922)
議員選挙	-132.0 ** (36.2)	-113.9 ** (33.8)	-121.4 ** (33.8)	-111.7 ** (36.4)	-105.1 ** (35.9)	-106.5 ** (35.7)	-17.1 ** (4.7)	-17.5 ** (4.5)	-17.8 ** (4.5)
首長選挙	47.303 (31.7)	52.613 (28.8)	48.543 (29.5)	3.619 (31.8)	14.683 (30.9)	3.113 (31.2)	8.339 * (4.1)	10.104 ** (3.9)	8.704 * (4.0)
現在給水人口	-3.E-04 ** (7.E-5)	-3.E-04 ** (7.E-5)	-3.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)
営業収支比率	-2.646 ** (0.758)	-2.285 ** (0.714)	-2.348 ** (0.713)	-2.654 ** (0.760)	-2.507 ** (0.757)	-2.501 ** (0.753)	-0.357 ** (0.098)	-0.341 ** (0.096)	-0.337 ** (0.096)
資本収支比率	167.3 (1071)	-611.2 (1004)	-620.4 (1006)	1,880.2 (1074)	1,477.8 (1066)	1,409.7 (1062)	130.2 (138.1)	72.4 (135.1)	58.2 (134.9)
有収率	-9.489 ** (1.642)	-7.898 ** (1.575)	-7.367 ** (1.558)	-11.099 ** (1.647)	-10.492 ** (1.663)	-9.946 ** (1.645)	-1.087 ** (0.212)	-0.991 ** (0.211)	-0.916 ** (0.209)
施設利用率	-2.291 * (1.047)	-1.941 * (0.980)	-1.947 * (0.977)	-1.855 (1.050)	-1.622 (1.043)	-1.592 (1.033)	-0.196 (0.135)	-0.143 (0.132)	-0.145 (0.131)
配水管使用効率	-5.824 ** (0.807)	-4.340 ** (0.756)	-4.558 ** (0.759)	-3.692 ** (0.809)	-3.021 ** (0.806)	-3.099 ** (0.801)	-0.476 ** (0.104)	-0.358 ** (0.102)	-0.375 ** (0.102)
_cons	2,779.0 ** (160.3)	2,684.5 ** (149.4)	2,693.1 ** (149.5)	2,473.3 ** (160.5)	2,489.9 ** (158.1)	2,440.5 ** (157.7)	278.8 ** (20.6)	280.0 ** (20.1)	276.6 ** (20.0)
標本数	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
Log-likelihood	-8963	-8904	-8890	-8967	-8956	-8945	-6539	-6517	-6505
chi2 Test	236.06 **	159.17 **	440.5 **	191.38 **	128.13 **	247.11 **	239.79 **	161 **	331.97 **
Wald Test	13.165 **	161.96 **	181.39 **	18.661 **	42.729 **	66.065 **	24.293 **	76.933 **	100.19 **

相互参照行動

ヤードスティック競争

30

【推計結果2】基本モデル

	基本モデル								
	10m ³ 当たり料金			基本料金			超過料金		
	(1A)	(2A)	(3A)	(4A)	(5A)	(6A)	(7A)	(8A)	(9A)
SLM	SEM	SDM	SLM	SEM	SDM	SLM	SEM	SDM	
相互 (被説明変数)	0.091 ** (0.025)		0.524 ** (0.045)	0.130 ** (0.030)		0.343 ** (0.053)	0.152 ** (0.032)		0.371 ** (0.052)
相互 (誤差項)		0.582 ** (0.045)			0.369 ** (0.054)			0.431 ** (0.052)	
相互 (議員選挙)									
相互 (首長選挙)									
相互 (現在給水人口)				1.E-04 (2.E-4)			2.E-05 (2.E-4)		-1.E-05 (3.E-5)
相互 (有収率)				-4.565 * (2.083)			-0.343 (2.185)		-0.183 (0.280)
相互 (施設利用率)							-4.889 (2.558)		-1.116 (0.345)
相互 (配水管使用効率)							-2.471 (1.859)		-2.900 (1.951)
相互 (流動費比率)							-0.086 (0.049)		-0.034 (0.052)
相互 (企業債償還額対減価償却額比率)							-1.457 (0.929)		-0.565 (0.983)
相互 (営業繰入比率)							-0.484 (5.744)		3.490 (6.134)
相互 (資本繰入比率)							-0.562 (1.419)		-1.074 (1.492)
議員選挙									
首長選挙									
現在給水人口	-3.E-04 ** (7.E-5)	-3.E-04 ** (6.E-5)	-3.E-04 ** (6.E-5)	-3.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)
有収率	-6.722 ** (1.665)	-5.432 ** (1.582)	-4.879 ** (1.563)	-8.806 ** (1.669)	-8.319 ** (1.674)	-7.860 ** (1.653)	-0.812 ** (0.216)	-0.761 ** (0.215)	-0.677 ** (0.212)
施設利用率	-1.732 (1.041)	-1.407 (0.970)	-1.516 (0.973)	-1.157 (1.044)	-0.981 (1.032)	-0.898 (1.030)	-0.118 (0.135)	-0.084 (0.132)	-0.064 (0.132)
配水管使用効率	-5.275 ** (0.800)	-3.929 ** (0.745)	-4.062 ** (0.751)	-3.107 ** (0.802)	-2.513 ** (0.794)	-2.516 ** (0.794)	-0.425 ** (0.104)	-0.325 ** (0.102)	-0.334 ** (0.102)
流動費比率	0.003 (0.019)	0.008 (0.017)	0.001 (0.017)	0.046 * (0.019)	0.046 * (0.018)	0.042 * (0.018)	0.004 (0.002)	0.004 (0.002)	0.003 (0.002)
企業債償還額対減価償却額比率	0.803 * (0.352)	0.842 ** (0.327)	0.801 * (0.328)	1.001 ** (0.352)	1.023 ** (0.347)	0.981 ** (0.347)	0.161 ** (0.046)	0.143 ** (0.045)	0.145 ** (0.044)
営業繰入比率	11.158 ** (1.969)	10.155 ** (1.814)	10.100 ** (1.829)	10.999 ** (1.973)	10.465 ** (1.935)	10.385 ** (1.934)	1.144 ** (0.256)	1.073 ** (0.248)	1.060 ** (0.248)
資本繰入比率	1.023 * (0.509)	0.935 * (0.468)	0.896 (0.473)	0.643 (0.510)	0.718 (0.500)	0.643 (0.500)	0.031 (0.066)	0.040 (0.064)	0.024 (0.064)
_cons	2,099.7 ** (164.2)	2,068.6 ** (152.5)	2,079.2 ** (153.1)	1,792.4 ** (164.4)	1,837.7 ** (161.3)	1,795.5 ** (161.8)	194.7 ** (21.24)	203.7 ** (20.70)	198.3 ** (20.71)
標本数	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
Log-likelihood	-8947	-8887	-8876	-8950	-8938	-8931	-6531	-6512	-6499
chi2 Test	273.83 **	199.25 **	484.42 **	229.5 **	168.61 **	281 **	258.85 **	172.9 **	345.28 **
Wald Test	12.969 **	166.92 **	180.74 **	18.521 **	46.545 **	62.416 **	23.105 **	69.252 **	93.25 **

相互参照行動

31

【推計結果2】拡張モデル I

	拡張モデル I								
	10m ³ 当たり料金			基本料金			超過料金		
	(18) SLM	(28) SEM	(38) SDM	(48) SLM	(58) SEM	(68) SDM	(78) SLM	(88) SEM	(98) SDM
相互 (被説明変数)	0.088 ** (0.025)	0.515 ** (0.046)	0.127 ** (0.030)	0.330 ** (0.053)	0.150 ** (0.031)	0.366 ** (0.052)			
相互 (誤差項)		0.578 ** (0.045)		0.362 ** (0.054)		0.430 ** (0.052)			
相互 (議員選挙)			-122.4 (97.15)			-144.5 (102.9)			-4.3 (13.1)
相互 (首長選挙)									
相互 (現在給水人口)			9.E-05 (2.E-4)			-6.E-06 (2.E-4)			-1.E-05 (3.E-5)
相互 (有収率)			-3.975 (2.095)			0.286 (2.198)			-0.141 (0.282)
相互 (施設利用率)			-5.446 * (2.553)			-4.681 (2.700)			-0.673 (0.345)
相互 (配水管使用効率)			-2.620 (1.853)			-3.036 (1.944)			-0.400 (0.249)
相互 (流動費比率)			-0.085 (0.049)			-0.032 (0.052)			-0.007 (0.007)
相互 (企業債償還額対減価償却額比率)			-1.196 (0.932)			-0.282 (0.987)			0.144 (1.128)
相互 (営業繰入比率)			-1.783 (5.744)			2.214 (6.132)			0.111 (0.773)
相互 (資本繰入比率)			-0.311 (1.417)			-0.831 (1.480)			-0.133 (0.191)
議員選挙	-109.8 ** (34.59)	-89.2 ** (32.26)	-99.1 ** (32.26)	-99.5 ** (34.71)	-89.0 ** (34.28)	-94.1 ** (34.13)	-13.5 ** (4.49)	-13.2 ** (4.39)	-14.1 ** (4.37)
首長選挙									
現在給水人口	-3.E-04 ** (7.E-5)	-3.E-04 ** (6.E-5)	-3.E-04 ** (6.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)
有収率	-6.899 ** (1.659)	-5.608 ** (1.579)	-5.032 ** (1.558)	-8.959 ** (1.664)	-8.490 ** (1.671)	-8.005 ** (1.640)	-0.832 ** (0.215)	-0.785 ** (0.214)	-0.698 ** (0.211)
施設利用率	-1.815 (1.037)	-1.431 (0.967)	-1.621 (0.970)	-1.233 (1.041)	-1.024 (1.030)	-1.012 (1.027)	-0.128 (0.135)	-0.088 (0.132)	-0.074 (0.132)
配水管使用効率	-5.265 ** (0.797)	-3.921 ** (0.743)	-4.081 ** (0.748)	-3.098 ** (0.799)	-2.511 ** (0.792)	-2.538 ** (0.791)	-0.424 ** (0.104)	-0.323 ** (0.102)	-0.334 ** (0.101)
流動費比率	0.001 (0.018)	0.007 (0.017)	-0.001 (0.017)	0.044 * (0.018)	0.045 * (0.018)	0.041 * (0.018)	0.004 (0.002)	0.004 (0.002)	0.003 (0.002)
企業債償還額対減価償却額比率	0.787 ** (0.350)	0.817 ** (0.325)	0.793 ** (0.327)	0.987 ** (0.351)	1.001 ** (0.347)	0.978 ** (0.345)	0.159 ** (0.046)	0.159 ** (0.045)	0.143 ** (0.044)
営業繰入比率	10.857 ** (1.963)	9.979 ** (1.810)	9.752 ** (1.824)	10.726 ** (1.969)	10.263 ** (1.932)	10.039 ** (1.930)	1.107 ** (0.255)	1.044 ** (0.247)	1.018 ** (0.247)
資本繰入比率	1.088 * (0.507)	0.974 * (0.467)	0.968 * (0.471)	0.701 (0.508)	0.761 (0.499)	0.712 (0.499)	0.039 (0.066)	0.046 (0.064)	0.032 (0.064)
_cons	2,145.2 ** (164.1)	2,105.2 ** (152.7)	2,121.8 ** (153.0)	1,833.8 ** (164.4)	1,874.9 ** (161.5)	1,836.3 ** (161.8)	200.0 ** (21.23)	208.9 ** (20.70)	204.0 ** (20.69)
標本数	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
Log-likelihood	-8942	-8883	-8870	-8946	-8935	-8926	-6527	-6508	-6494
chi2 Test	286.24 **	207.74 **	499.75 **	239.31 **	176.1 **	294.21 **	269.84 **	182.96 **	359.04 **
Wald Test	12.298 **	162.91 **	180.82 **	17.736 **	44.036 **	62.377 **	22.693 **	68.91 **	94.525 **

相互参照行動

ヤードスティック競争

32

【推計結果2】拡張モデル II

	拡張モデル II								
	10m ³ 当たり料金			基本料金			超過料金		
	(1C) SLM	(2C) SEM	(3C) SDM	(4C) SLM	(5C) SEM	(6C) SDM	(7C) SLM	(8C) SEM	(9C) SDM
相互 (被説明変数)	0.085 ** (0.025)	0.515 ** (0.046)	0.126 ** (0.030)	0.332 ** (0.053)	0.147 ** (0.031)	0.372 ** (0.052)			
相互 (誤差項)		0.578 ** (0.045)		0.363 ** (0.054)		0.435 ** (0.052)			
相互 (議員選挙)			-109.1 (100.1)			-124.5 (106.1)			0.5 (13.5)
相互 (首長選挙)									
相互 (現在給水人口)			9.E-05 (2.E-4)			-2.E-05 (2.E-4)			-2.E-05 (3.E-5)
相互 (有収率)			-3.989 (2.115)			0.497 (2.225)			-0.115 (0.284)
相互 (施設利用率)			-5.441 * (2.550)			-4.720 (2.700)			-0.679 * (0.344)
相互 (配水管使用効率)			-2.520 (1.857)			-3.112 (1.953)			-0.395 (0.249)
相互 (流動費比率)			-0.086 (0.048)			-0.033 (0.052)			-0.007 (0.007)
相互 (企業債償還額対減価償却額比率)			-1.164 (0.931)			-0.273 (0.987)			0.148 (1.128)
相互 (営業繰入比率)			-1.947 (5.746)			1.927 (6.141)			0.042 (0.772)
相互 (資本繰入比率)			-0.256 (1.415)			-0.828 (1.490)			-0.126 (0.191)
議員選挙	-125.1 ** (35.64)	-105.2 ** (33.15)	-114.9 ** (33.22)	-103.3 ** (35.79)	-95.3 ** (35.34)	-98.7 ** (35.19)	-18.1 ** (4.62)	-16.2 ** (4.51)	-18.9 ** (4.49)
首長選挙									
現在給水人口	-3.E-04 ** (7.E-5)	-3.E-04 ** (6.E-5)	-3.E-04 ** (6.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-2.E-04 ** (7.E-5)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)	-6.E-05 ** (9.E-6)
有収率	-6.940 ** (1.657)	-5.652 ** (1.576)	-5.080 ** (1.555)	-8.971 ** (1.664)	-8.506 ** (1.670)	-8.021 ** (1.648)	-0.841 ** (0.215)	-0.792 ** (0.214)	-0.707 ** (0.210)
施設利用率	-1.804 (1.036)	-1.423 (0.965)	-1.615 (0.966)	-1.130 (1.041)	-1.019 (1.029)	-1.023 (1.027)	-0.126 (0.135)	-0.085 (0.132)	-0.074 (0.131)
配水管使用効率	-5.224 ** (0.796)	-3.900 ** (0.741)	-4.051 ** (0.748)	-3.088 ** (0.800)	-2.499 ** (0.792)	-2.556 ** (0.793)	-0.417 ** (0.103)	-0.317 ** (0.101)	-0.332 ** (0.101)
流動費比率	0.001 (0.018)	0.007 (0.017)	-0.001 (0.017)	0.044 * (0.018)	0.045 * (0.018)	0.041 * (0.018)	0.004 (0.002)	0.004 (0.002)	0.003 (0.002)
企業債償還額対減価償却額比率	0.786 * (0.350)	0.810 * (0.325)	0.787 * (0.327)	0.987 ** (0.351)	0.999 ** (0.347)	0.970 ** (0.346)	0.159 ** (0.045)	0.138 ** (0.044)	0.141 ** (0.044)
営業繰入比率	10.963 ** (1.961)	10.091 ** (1.808)	9.863 ** (1.822)	10.753 ** (1.970)	10.306 ** (1.932)	10.065 ** (1.930)	1.125 ** (0.255)	1.064 ** (0.247)	1.037 ** (0.246)
資本繰入比率	1.101 * (0.505)	0.978 * (0.466)	0.975 * (0.471)	0.704 (0.508)	0.763 (0.498)	0.706 (0.499)	0.041 (0.066)	0.048 (0.064)	0.032 (0.064)
_cons	2,137.3 ** (164.0)	2,096.0 ** (152.5)	2,115.6 ** (152.9)	1,831.6 ** (164.5)	1,870.6 ** (161.6)	1,838.1 ** (161.9)	198.5 ** (21.20)	206.9 ** (20.64)	203.3 ** (20.64)
標本数	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
Log-likelihood	-8941	-8881	-8868	-8946	-8935	-8925	-6524	-6504	-6490
chi2 Test	290.02 **	212.22 **	505.3 **	239.53 **	176.73 **	295.26 **	276.23 **	191.64 **	369.87 **
Wald Test	11.592 **	163.17 **	180.91 **	17.537 **	44.204 **	62.835 **	21.824 **	70.699 **	96.78 **

相互参照行動

ヤードスティック競争

33

パネルデータ分析

▶ 地方公営企業年鑑 水道事業

施設・業務概況及び経営分析に関する調
損益計算書及び資本収支に関する調
貸借対照表及び財務分析に関する調

▶ 対象年度：2011～2017年

▶ 対象事業：末端給水道事業

▶ 対象経営主体：指定都市営、市営、町村営

	固定効果モデル	
	10m ³ あたり料金	
	(1A)	(1B)
	SDM	SDM
相互 (被説明変数)	0.247 ** (0.023)	0.403 ** (0.021)
相互 (誤差項)		
相互 (議員選挙)	-5.611 (4.162)	3.460 (4.232)
相互 (首長)	3.090 (4.469)	3.353 (4.571)
相互 (現在給水人口)	2.E-04 (8.E-04)	1.E-03 (8.E-04)
相互 (営業収支比率)	-3.514 ** (0.159)	
相互 (資本収支比率)	-9.151 (8.939)	
相互 (有収率)	4.988 ** (0.858)	-0.024 (0.864)
相互 (施設利用率)	1.386 * (0.559)	-0.524 (0.566)
相互 (配水管使用効率)	-0.041 (0.037)	-0.042 (0.038)
議員選挙	1.227 (1.657)	2.070 (1.694)
首長選挙	0.273 (1.534)	0.594 (1.569)
現在給水人口	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)
営業収支比率	0.235 ** (0.077)	
資本収支比率	0.250 (2.566)	
有収率	-0.268 (0.281)	-0.431 (0.284)
施設利用率	-0.551 ** (0.180)	-0.680 ** (0.184)
配水管使用効率	-0.002 (0.014)	0.002 (0.014)
_cons	58.210 ** (0.489)	59.501 ** (0.502)
標本数	8,302	8,302
Log-likelihood	-39041	-39238
chi2 Test	1105.3 **	681.53 **
Wald Test	920.47 **	624.63 **

相互参照行動

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

34

推計結果のまとめ

【政治的要因】

- ・ 10m³あたり料金、基本料金、超過料金で周辺事業団との相互参照行動および自事業団の議員選挙および首長選挙でヤードスティック競争が認められる。

【構造的要因】

- ・ 周辺事業団の施設利用率および配水管使用効率から浄水施設・配水池施設・管路の運営が効率的である事業団は、基本料金と超過料金が低い傾向にある。
- ・ 自事業団の有収率および配水管使用効率から配水管の運営が効率的である事業団では、基本料金、超過料金、10m³あたり料金が低い傾向にある。

【財務的要因】

- ・ 自事業団の流動費比率および企業債償還額対減価償却額比率が高く、資本繰入比率および営業繰入比率が高い事業団は、基本料金、超過料金と10m³あたり料金あたり料金が低い傾向にある。

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

35

考察・結論

- ・ 周辺の事業団の料金を参考に、10m³あたり料金、基本料金、超過料金を決定している可能性がある。
- ・ 当該年度に選挙がある場合に、首長は水道事業の原価を踏まえた料金設定を行っている可能性が高いが、それを上回る形で議員は本来求められる水道料金よりも低い金額を促している。
→総括原価方式等に基づいて概ね周辺地域および自地域の料金は設定されているが、政治的要因による本来望ましい料金設定よりも低く設定されてないかへのモニタリングが必要である。
- ・ 自事業団および周辺事業団が浄水施設、配水池ならびに管路において効率的な経営を行っている場合、事業団の水道料金が相対的に低い可能性がある。
- ・ 営業収支や資本収支が良好な事業団は、水道料金が相対的に低いが、流動負債や企業債負担が高い事業団は営業繰入も高くなる可能性がある。
→浄水施設、配水池ならびに管路の効率的な運営を行っている事業団は、料金も相対的に低いが、地理的要因および歴史的要因でコストがかかる事業団は料金設定も相対的に高い。このことから、広域化および民間委託等の検討は重要である。

今後の課題

- ・ 本研究は2017年度の水道料金水準における周辺事業団との関係を相対的に評価している。だが、水道料金はその改定が事業団によって異なることから、料金改定と水準が与える財政的影響を検証することも重要である。
- ・ 料金設定は浄水施設、配水池、管路における周辺地域との関係、および受水などの広域化の地理的要因の影響を受けることから、それらの影響も検討することが重要である。
- ・ 地理的要因および歴史的要因による制約があるなかで、経営効率性の向上が料金設定に影響をもたらすことから、その1手段として民間委託などの検討が求められる。
→塩津先生のご報告「水道事業における民間委託の効率性分析」



毎年料金改定を行う事業団もあれば、全く改定を実施していない事業団もある。

料金改定数 (2011~2017年)	事業団数	例	基本料金 (円) (平均)	超過料金 (円/m ³) (平均)	10m ³ 当たり料金 (円) (平均)
7	1	秋田県湯沢市 (末端給水事業)	2057	180	2417
5	2	島根県営 (用水給水事業) 等 岡山県真庭市営 (末端給水事業)	718	227	1944
4	9	京都府営 (用水給水事業) 新潟県潟上市営 (末端給水事業) 等 栃木県営 (用水給水事業)	938	122	1577
3	44	茨城県笠間市営 (末端給水事業) 等 群馬県営 (用水給水事業)	947	108	1438
2	283	京都府京都市営 (末端給水事業) 等	1098	133	1568
1	832	千葉県営 (末端給水事業) 埼玉県さいたま市営 (末端給水事業) 等	1152	144	1545
0	160	神奈川県営 (末端給水事業) 北海道札幌市営 (末端給水事業) 等	1135	144	1575

足立泰美 (2021) 「水道事業広域化における料金体系の検証—経営効率性と財源保障—」より抜粋

拡張モデル I (固定効果モデル(2011~2017年個票データ))

	拡張モデル I			
	営業収支 比率	収益的 繰入金比率	資本的 繰入金比率	企業債 償還比率
	(1B)	(2B)	(3B)	(4B)
10m ³ 当たり料金	0.022 ** (0.002)	-0.000 (0.001)	0.801 (0.558)	-0.016 * (0.006)
料金改定	2.491 ** (0.833)	0.636 * (0.283)	-4.19.644 (265.733)	-0.683 (2.966)
料金改定	-0.001 ** (0.000)	-0.000 (0.000)	0.213 (0.157)	0.0003 (0.002)
*10m ³ 当たり料金 首長選挙	0.152 (0.216)	-0.121 (0.073)	-18.565 (68.995)	0.115 (0.770)
議員選挙	-0.275 (0.234)	0.220 ** (0.079)	47.924 (74.667)	0.884 (0.833)
受水費比率	-0.196 ** (0.021)	0.102 ** (0.007)	-4.361 (6.708)	-0.043 (0.075)
給水人口あたり浄水場・配水池施設数	-8.086.695 (382.772)	2,018.194 ** (129.817)	552.328 ** (122080.5)	6,034.182 ** (1362.758)
給水人口あたり導送配水管延長	68.947 ** (16.016)	5.675 (5.432)	-7,551.247 (5108.174)	17.035 (57.021)
有収率	0.651 ** (0.039)	-0.148 ** (0.013)	8.407 (12.347)	-0.306 * (0.138)
施設利用率	0.240 ** (0.025)	-0.058 ** (0.009)	8.917 (8.024)	-0.017 (0.090)
配水管使用効率	-0.000 (0.002)	0.000 (0.001)	-0.606 (0.627)	-0.000 (0.007)
年度ダミー				
_cons	25.781 ** (4.944)	15.116 ** (1.677)	608.980 (1576.697)	116.539 ** (17.600)
標本数	8,470	8,470	8,470	8,470
Ftest	-29183.39 **	-20024.67 **	-78012.9 **	-39938.82 **

【料金要因】

➤ 10m³当たり料金が高く、料金改定を実施している事業団では、営業収支比率が有意に低い傾向にある。

(→料金改定を実施しているものの、コストに見合った料金収入には至っていない可能性がある)

出典)足立泰美 (2021) 「水道事業における料金設定と広域化— 総括原価方式に基づく価格付け —」『2021年統計研究会(2021.10.30(於:札幌国際ビル))』報告資料より抜粋

今後の課題

- ・本研究は2017年度の水道料金水準を相対的に評価している。水道料金はその改定が事業団によって異なるため、料金改定の変化をパネルデータで検証することも重要である。
- ・料金設定は浄水施設、配水池、管路における周辺地域との関係、および受水などの広域化の地理的要因の影響を受けることから、それらの影響も検討することが重要である。
- ・地理的要因および歴史的要因による制約があるなかで、経営効率性の向上が料金設定に影響をもたらすことから、その1手段として民間委託などの検討が求められる。

→塩津先生のご報告「水道事業における民間委託の効率性分析」

結果へのヒアリング

【ヤードスティック競争の要因】

施設が老朽化し、中長期の計画などが求められるなかで、選挙のために料金を引き下げるのは難しいが、増加幅を抑えている可能性がある。

- 1) 担当者が兼務し通常業務の対応に追われている事業団であれば、中長期計画の作成が充分行われず、会計上の数値も精緻でないかもしれない。
- 2) 料金変更に伴う住民対応が制限されている事業団であれば、料金への検討が低いかもしれない。
- 3) 浄水施設や配水池を持たない事業団であれば、都道府県営や企業団営から受水によって、料金改定が異なっているかもしれない。

【ヒアリング先】

尼崎市、姫路市、福知山市、京都府

兵庫県

運営管轄	事業管轄	基本料金	超過料金	10m ³ あたり料金	2011～2017年料金改定数	兵庫県営 (用水供給事業)	企業団営 (末端給水事業)	企業団営 (用水供給事業)
都道府県営	用水供給事業	兵庫県	136		2	○		
		西播磨水道企業団	586	46	818	2		○
		淡路広域水道企業団	1188	108	2368	1	○	
企業団営	末端給水事業	播磨高原広域事務組合	756	151	2268	1	○	
		阪神水道企業団	67	80		1		○
	用水供給事業	安室ダム水道用水供給企業団			0			○
指定都市営	末端給水事業	神戸市	950	157	950	1	○	阪神水道企業団
		姫路市	858	5	885	2	○	
		足利市	594	48	1080	0	○	阪神水道企業団
		明石市	939	10	993	2	○	
		西宮市	901	15	1053	1	○	阪神水道企業団
		芦屋市	972	151	972	0		阪神水道企業団
		伊丹市	442	38	820	0	○	
		豊田市	691	64	1339	2		
		加古川市	912	35	1090	0	○	
		赤穂市	367	48	367	0		安室ダム水道用水供給企業団
		西脇市	1998	151	1998	1	○	
		宝塚市	864	21	1080	1	○	阪神水道企業団
		三木市	972	135	1242	1	○	
市営	末端給水事業	高砂市	572	86	572	0	○	
		川西市	756	64	1512	0	○	
		小野市	1274	143	1274	2	○	
		三田市	1350	162	1350	1	○	
		加西市	761	152	1520	2	○	
		篠山市	1690	291	1760	1	○	
		香川町	4495	458	4495	5		
		丹波市	1368	182	2280	2		
		船来市	1264	151	1560	1		
		穴吹市	1944	151	1944	1		
		加東市	972	138	1692	2	○	
		たつの市	810	97	810	2		播磨高原広域事務組合 西播磨水道企業団
		猪名川町	756	151	1512	0	○	
		多可町	2160	162	2160	0		
		福安町	1080	155	1080	0	○	
		播磨町	430	108	1510	1	○	
		市川町	750	140	1170	1	○	
		福崎町	950	97	1000	1	○	
町村営	末端給水事業	神回町	1900	230	2000	0		
		太子町	972	108	972	1	○	
		上郡町	864		1620	0		播磨高原広域事務組合
		佐用町	2160	124	2160	1		播磨高原広域事務組合
		香美町	702	62	1328	2		
		新井町	1720	172	1720	2		
自事業なし		洲本市				○		淡路広域水道企業団
		相生市				○		西播磨水道企業団
		南あわじ市				○		淡路広域水道企業団
		淡路市				○		淡路広域水道企業団

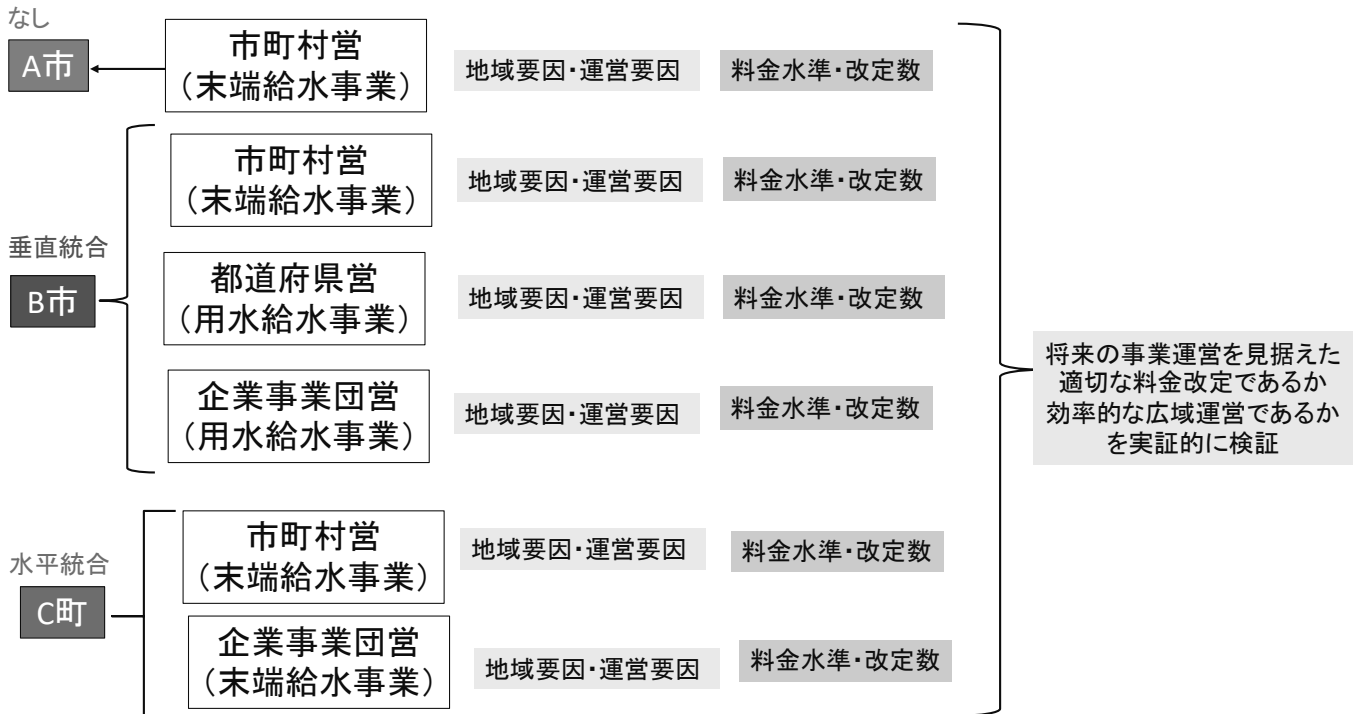
自浄水だけでなく、
都道府県営や企業団営
から受水している

自事業団のみで給水

都道府県営や企業団
営の受水のみ

足立泰美（2021）「水道事業広域化における料金体系の検証—経営効率性と財源保障—」より抜粋

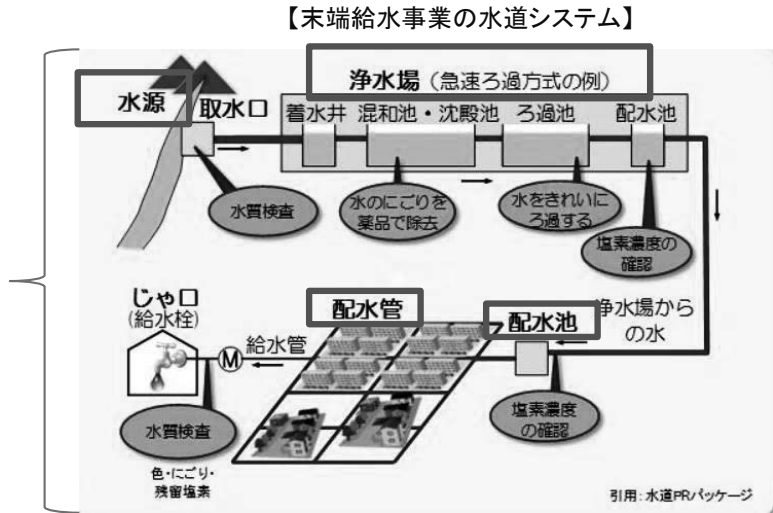
42



出典) 足立泰美 (2021) 「水道事業における料金設定と広域化— 総括原価方式に基づく価格付け —」『2021年統計研究会(2021.10.30(於:札幌国際ビル))』報告資料より抜粋

水道システムの概念図 (水平統合)

【水平統合: 末端事業団間の共同化】
水質検査のシステムの共同管理
保守・点検や収納の共同委託
浄水場や配水池の共同利用



末端給水事業団間で管理の一体化、経営の一体化、
施設の共同化をはかる

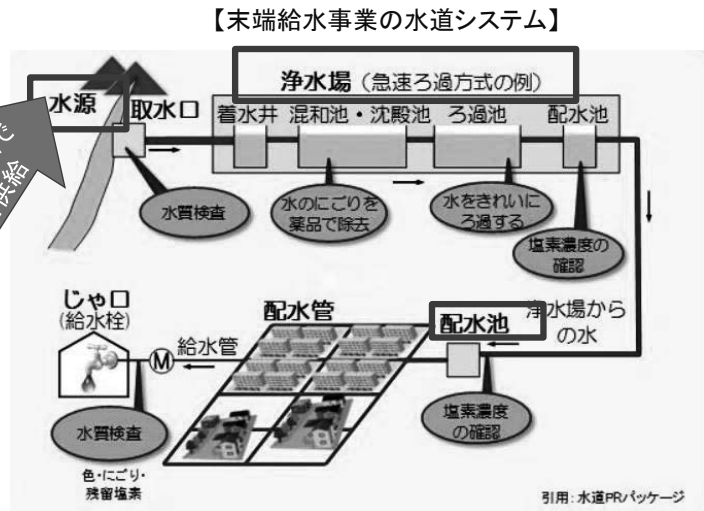
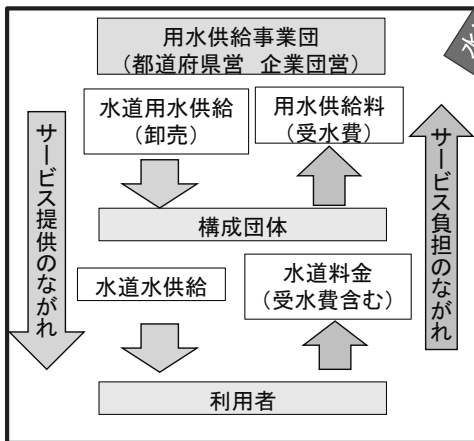
出典) 中津川市「水道事業」より抜粋

<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/suidoka/1/1/987.html> (2021年10月26日閲覧日)

出典) 足立泰美 (2021) 「水道事業における料金設定と広域化— 総括原価方式に基づく価格付け —」『2021年統計研究会(2021.10.30(於:札幌国際ビル))』報告資料より抜粋

水道システムの概念図 (垂直統合)

【垂直統合: 用水供給事業からの受水】



用水供給事業団が、水源、浄水場、配水池を担当し、構成市に
水道用水を卸売することで受水費を徴収する。

出典) 中津川市「水道事業」より抜粋

<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/suidoka/1/1/987.html> (2021年10月26日閲覧日)

出典) 足立泰美 (2021) 「水道事業における料金設定と広域化— 総括原価方式に基づく価格付け —」『2021年統計研究会(2021.10.30(於:札幌国際ビル))』報告資料より抜粋

拡張モデルⅡ (固定効果モデル(2011～2017年個票データ))

	拡張モデルⅡ			
	営業収支 比率 [1C]	収益的 繰入金比率 [2C]	資本的 繰入金比率 [3C]	企業債 償還比率 [4C]
10m ³ 当たり料金	0.016 ** (0.002)	-0.002 ** (0.001)	1.112 (0.736)	-0.027 ** (0.008)
料金改定	1.021 (1.140)	0.573 (0.387)	-437.549 (364.576)	3.376 (4.068)
料金改定 *10m ³ 当たり料金	-0.001 (0.001)	-0.000 (0.000)	0.243 (0.226)	-0.002 (0.003)
水平統合	-4.607 (2.699)	-0.083 (0.918)	1,116.297 (863.354)	-14.083 (9.634)
*料金改定	0.034 ** (0.009)	-0.005 (0.003)	-3.614 (2.906)	0.000 (0.032)
水平統合	-0.004 ** (0.002)	0.000 (0.001)	-0.551 (0.581)	0.009 (0.006)
*料金改定*10m ³ 当たり料金	2.378 (1.605)	0.158 (0.546)	-234.918 (513.405)	-5.288 (5.729)
垂直統合	0.012 ** (0.003)	0.003 ** (0.001)	-0.533 (1.017)	0.025 * (0.011)
*10m ³ 当たり料金	-0.001 (0.001)	-0.000 (0.000)	0.071 (0.322)	0.003 (0.004)
垂直統合	0.116 (0.216)	-0.120 (0.073)	-15.714 (69.049)	0.113 (0.771)
百長選挙	-0.334 (0.234)	0.218 ** (0.080)	50.593 (74.815)	0.924 (0.835)
議員選挙	-0.202 ** (0.021)	0.101 ** (0.007)	-4.034 (6.721)	-0.052 (0.075)
受水費比率	-8,009.376 ** (382.543)	2,033.652 ** (130.049)	544,903 ** (122,861.2)	6,264.331 ** (1365.456)
給水人口あたり浄水場・配水池施設数	68.533 ** (15.973)	5.600 (5.430)	-7,500.229 (5,109.285)	15.458 (57.016)
給水人口あたり導送配水管延長	0.653 ** (0.039)	-0.150 ** (0.013)	8.232 (12.366)	-0.319 * (0.138)
有効率	0.238 ** (0.025)	-0.059 ** (0.009)	8.840 (8.038)	-0.027 (0.090)
施設利用率	-0.000 (0.002)	0.000 (0.001)	-0.613 (0.627)	-0.000 (0.007)
配水管使用効率	Yes	Yes	Yes	Yes
年度ダミー	22.939 ** (4.998)	15.680 ** (1.699)	919.938 (1598.526)	117.419 ** (17.838)
_cons	8,470 (4.998)	8,470 (1.699)	8,470 (1598.526)	8,470 (17.838)
標本数	-29156.31 ** (4.998)	-20017.77 ** (1.699)	-78010.36 ** (1598.526)	-39933.57 ** (17.838)
Ftest				

拡張モデルⅡ

【統合要因】

- ▶ 水平統合の構成市であり、10m³当たり料金が高い事業団は、営業収支比率が有意に高い傾向にある。
- ▶ 垂直統合の構成市であり、10m³当たり料金が高い事業団は、営業収支比率が有意に高いものの、収益的繰入比率も企業債償還比率も有意に高い傾向にある。

(→水平統合には営業収支の改善に繋がっているが、垂直統合は必ずしもそうでない可能性がある)

出典)足立泰美(2021)「水道事業における料金設定と広域化— 総括原価方式に基づく価格付け —」『2021年統計研究会(2021.10.30(於:札幌国際ビル))』報告資料より抜粋

今後の課題

- ・本研究は2017年度の水道料金水準を相対的に評価している。水道料金はその改定が事業団によって異なるため、料金改定の変化をパネルデータで検証することも重要である。
- ・料金設定は浄水施設、配水池、管路における周辺地域との関係、および受水などの広域化の地理的要因の影響を受けることから、それらの影響も検討することが重要である。
- ・地理的要因および歴史的要因による制約があるなかで、経営効率性の向上が料金設定に影響をもたらすことから、その1手段として民間委託などの検討が求められる。

→塩津先生のご報告「水道事業における民間委託の効率性分析」



御静聴
ありがとうございます

下水道事業におけるヤードスティック競争¹

東北学院大学 篠崎剛

甲南大学 足立泰美

東京大学 小川光

1. 社会背景

わが国の下水道事業は、戦後の高度経済成長期以降、生活環境の改善および公衆衛生の向上を目的として急速に整備が進められてきた。現在では普及率は高水準に達しているが、その一方で、施設の老朽化、人口減少、料金収入の伸び悩み、自然災害の頻発といった新たな構造的課題に直面している。特に人口減少社会の進行は、使用料収入基盤の縮小を通じて、地方公営企業の財務持続性に直接的な影響を及ぼしている。制度上、下水道事業は下水道法第20条に基づき、「雨水公費・汚水私費」の原則の下で独立採算制を採用している。使用料は総括原価方式により算定され、能率的な管理の下で適正な原価を超えない範囲で設定されることが求められている。この制度設計は、受益者負担原則を通じて財政規律を確保することを目的とするものである。

しかしながら、実際の運用を観察すると、使用料水準や改定頻度には自治体間で顕著な差異が存在している。使用料算定期間を明示していない団体も少なくなく、改定が長期間行われていない事例も確認される。これは、制度上は費用に基づく合理的決定が想定されているにもかかわらず、料金決定が必ずしも純粋な財務合理性のみによって説明されない可能性を示唆している。

近年では東日本大震災後の復旧・復興投資や、老朽管渠の集中更新、流域下水道整備への参画などにより、特定年度において管渠費が急増した自治体が確認されている。特に2014年および2021年前後には、福島第一原発事故の影響を受けた自治体において、使用料収入と投資額との乖離が顕著であった。このような事例は、独立採算原則が外生的ショックの下でどのように機能するのかという制度的課題を浮き彫りにする。

他方で、地方分権改革の進展により、料金決定に関する自治体の裁量は拡大している。条例制定権を有する地方議会および首長は、財務的制約のみならず、住民の負担感や政治的環境をも考慮しながら料金水準を決定していると考えられる。とりわけ選挙局面におい

¹ 本研究は共同研究の成果である。理論パート（定式化、均衡条件の導出、制度的含意の整理）およびその報告・執筆は篠崎剛および小川光が担当した。実証パート（データ構築、空間計量分析、効果の識別と解釈）およびその報告・執筆は足立泰美が担当した。なお、補論として付す上水道事業に関するヤードスティック競争の分析の報告資料についても、同様に理論と実証の役割分担の下で実施した。

ては、料金改定が政治的争点化する可能性があり、短期的な政治合理性が長期的な財政持続性と緊張関係を生むことも想定される。

さらに、自治体間の比較可能性が高まる情報環境の下では、近隣自治体の料金水準が有権者の評価基準となりうる。もし住民が他自治体との相対的水準を参照して行政を評価するのであれば、首長は自自治体の料金を周辺水準に近づけるインセンティブを持つ可能性がある。これは、公共料金分野におけるヤードスティック競争の存在を示唆する。

以上の社会的・制度的背景を踏まえると、下水道使用料の決定は、単なる費用回収の問題ではなく、「財務合理性」「政治的合理性」「空間的相互依存」という三層の要因が交錯する政策選択問題として捉える必要がある。本研究は、この構造を理論的および実証的に明らかにすることを目的とする。

2. 理論仮説

ここでは地方政府が決定する最適料金を説明する。Besley and Case (1995) を敷衍し、各地方政府は、住民の効用だけでなく、政治的な便益も考慮するものとする。住民の効用については、下水道料金が低い方が望ましいが、下水道料金は総括原価を維持するように決定しなければならない。下水道料金はその生産費用が掛かるため、下水道生産の固定費及び限界費用が高ければその料金も高くなる²。

次に政治的便益には二つの要素を考える。第一は、他地域との政策の差を小さくしようとする、いわゆるヤードスティック行動である。これは、近隣地域と大きく異なる価格を設定すると地域住民から政治的信頼を失うことから、政策模倣を行うというものである。第二に、政治家が再選のために得ようとする政治的レントであり、これは下水道料金を引き下げることによって有権者の支持を高めようとするものである。なお下水道料金は、大きな固定費を必要とするため、長期の政治家の信頼を考慮するように料金設定をすることが必要である。

これらを踏まえると、地方自治体は、住民の純粋な効用からヤードスティック行動による不利益を差し引き、さらに再選によって得られる政治的利益を加えたものとして表される。また地方政府は、総括原価主義のもとで、料金および税を選択する。

その結果、地方自治体は、限界費用、固定費用、需要の価格弾力性弾力性、税の超過負担、政治的な動機（ヤードスティック行動と政治的レント）を総合して下水道料金を決定することとなる。

導かれる最適料金の構造は限界費用を除き次のように解釈される。

(1) 税による歪み

税負担により生じる非効率があるため、政府はその分を補うように価格を引き上げる。これ

² 本節は、足立・篠崎・齊藤（2021）の上水道モデルを下水道モデルへと記述してものである。

は下水道需要の価格弾力性が低いほど大きくなる。

(2) 機会主義（再選動機）による価格引下げ効果

政治家は再選確率を高めるために下水道料金を引き下げる誘因を持つ。再選確率は価格を下げるほど高まるように設定されているため、この効果は常に価格を下げる方向に働く。

(3) ヤードスティック行動（模倣行動）による効果

行政官僚は他地域と大きく異なる価格を設定することを避けようとする。この効果は「他地域の価格との相対的な位置」によって方向が変わり、自地域の価格が隣接地域より高ければ価格引下げ方向に働き、逆に低ければ引上げ方向に働く。

すなわち、政治的歪みが全く存在しない場合（税負担・再選動機・模倣行動が存在しない）、水道料金は限界費用と一致する。また、政治的動機が存在しないが税の歪みだけがある場合には、それを加えた価格付け（ラムゼイプライシング）が生じ、限界費用よりも高い料金が設定される。

他方で、再選のための機会主義的な価格設定は、税による上方の歪みを相殺し、価格を第一最適（水準としての限界費用）に近づける効果がある。一方、ヤードスティック行動の方向は、他地域の価格との比較に依存するため、一義的には決まらない。

3. 実証分析

本節では、理論モデルで提示した再選インセンティブ、政治的裁量、ヤードスティック行動という三つの要因が、実際の下水道使用料決定にどのように反映されているかを実証的に検証する。制度的背景および先行研究を踏まえ、以下の三仮説を設定する。第一に、選挙実施年度や投票率が高い自治体では、政治的監視が強まり、料金引上げが回避される結果、使用料水準は低くなる（住民関心度仮説）。第二に、得票率が高い、あるいは在任期間が長い首長の下では、政治的裁量が拡大し、短期的な住民負担抑制が選好される結果、使用料水準は低くなる（政治的基盤仮説）。第三に、周辺自治体の使用料水準や受益者負担が高い（低い）場合、自自治体の使用料も同方向に変化する（周辺自治体仮説）。これは公共料金分野におけるヤードスティック競争の存在を検証するものである。

分析には、総務省『地方公営企業年鑑』（下水道事業）、『地方財政状況調査』、および『全国首長名簿』を統合した2021～2023年度の市町村別パネルデータを用いる。被説明変数には、使用料単価、使用料回収率、有収率を用い、受益者負担原則の実現度を多面的に把握する。主要説明変数として選挙実施ダミー、投票率、得票率、当選回数等の政治的要因を導入し、経営効率指標、財務指標、地理的要因を統制する。自治体間の相互依存を捉えるため、庁舎所在地の緯度・経度に基づく距離ウェイト行列を構築し、空間計量モデルを推定する。モデル比較の結果、被説明変数および説明変数の空間ラグを含む空間Durbinモデル（SDM）が最も適合的であったため、これを基準モデルとし、固定効果の

下で直接効果と間接効果を識別した。

推定結果は次の三点に要約される。第一に、選挙実施年度および投票率は使用料水準と有意に負に関連していた。これは、有権者の監視が強まる局面において、政治主体が料金引上げを回避する行動をとることを示唆するものであり、理論モデルで導入した再選インセンティブによる価格引下げ効果と整合的である。第二に、得票率や当選回数といった政治的基盤を示す変数も、使用料水準と負の関係を示した。政治的安定性は財政規律の強化ではなく、裁量拡大を通じて負担抑制へと結びついている可能性が示唆される。これら政治的要因の効果は主として自治体内部の直接効果として観察され、空間的波及は限定的であった。第三に、周辺自治体の受益者負担指標の空間ラグ項は有意な正の係数を示した。すなわち、下水道料金の決定は独立ではなく、空間的に相関した構造を有していることが確認された。この結果は、公共料金分野においてもヤードスティック競争が機能していることを支持する。以上より、下水道使用料は総括原価方式の下で制度的には費用回収原理に基づいて決定されることが想定されているものの、実際には再選インセンティブという内部的要因と、周辺自治体との戦略的相互依存という外部的要因の双方によって体系的に左右されていることが明らかとなった。料金決定は単なる技術的な原価計算ではなく、政治経済学的均衡の結果として形成されていると位置づけることができる。

この結果は政策設計に重要な示唆を与える。選挙局面における料金抑制傾向を踏まえれば、中長期的な収支見通しや更新投資計画の継続的な公表を通じて説明責任を強化することが不可欠である。また、政治的裁量の過度な影響を抑制するためには、回収率や資本費回収目標と連動した料金改定ルールを制度化し、改定見送り時の財源措置を明示することが望ましい。さらに、ヤードスティック競争が料金水準の空間的収斂をもたらす一方で、過度な抑制による投資遅延を招く可能性を考慮すれば、単純な料金比較ではなく、原価構造や更新需要を含む包括的情報の公開と広域連携の強化が求められる。総じて、下水道料金決定は財務合理性、政治的合理性、空間的相互依存という三層構造のもとで形成されている。本実証分析は、独立採算原則の理念と実際の政策選択との間に存在する制度的緊張を明らかにし、公共料金政策を政治経済学的視点から再検討するための実証的基盤を提示するものである。

4. 結語

本研究は、下水道使用料の決定構造を、財務合理性、政治的合理性、空間的相互依存という三層の視角から統合的に分析することを目的とした。制度上、下水道事業は受益者負担原則および独立採算制の下で総括原価方式に基づく料金設定が想定されている。しかし実際には、人口減少や更新投資の増大、政治的環境の変化といった要因が複合的に作用し、料金決定は単なる費用回収問題にとどまらない政策選択となっている。

理論的には、本研究は下水道使用料決定を財務制約下の政治的効用最大化問題として再定式化したうえで、再選インセンティブと空間的戦略的相互依存を組み込んだ均衡構造を提示した。モデル分析の結果は、料金水準が費用条件だけでなく、政治的環境および周辺自治体の行動に依存し戦略的反応を生じさせることが示された。

この理論仮説に関する実証分析の結果、選挙局面や投票率の上昇が料金抑制と関連すること、政治的基盤の強固な首長の下で利用者負担が抑制される傾向があること、さらに周辺自治体の料金水準が自治体の料金決定に有意に影響することが確認された。これらの知見は、公共料金分野においてもヤードスティック競争が機能している可能性を示すとともに、独立採算原則と政治的インセンティブとの間に制度的緊張が存在することを示唆している。

人口減少社会の下でインフラ更新需要が増大するなか、短期的政治合理性に基づく料金抑制が長期的財政持続性を損なうリスクは小さくない。今後は、料金改定ルール制度化、広域連携の深化、国庫補助制度との整合性の検討などを含め、財政規律と民主的統制の両立を図る制度設計の具体化が求められる。本研究は、下水道料金決定を政治経済学的枠組みの下で理論・実証の両面から再検討することで、地方公営企業研究および公共料金政策研究に新たな実証的基盤を提供するものである。

参考文献

- Besley, T., and Case, A. (1995). "Incumbent Behavior: Vote-Seeking, Tax-Setting, and Yardstick Competition," *American Economic Review*, 85(1):25-45.
- 足立 泰美 (2021) 「水道料金体系における戦略的相互依存関係—実証的検証—」第2回 地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会 (オンライン) 報告資料、2021年11月5日.
- 足立泰美・篠崎剛・齊藤仁 (2021)、水道料金体系における戦略的相互依存関係、地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会 (21世紀地方自治制度についての調査研究会報告書 (令和3年度)) .
- 篠崎 剛 (2021) 「水道料金体系における戦略的相互依存関係：理論的検証」第2回 地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会 (オンライン) 報告資料、2021年9月3日.

2025年8月29日

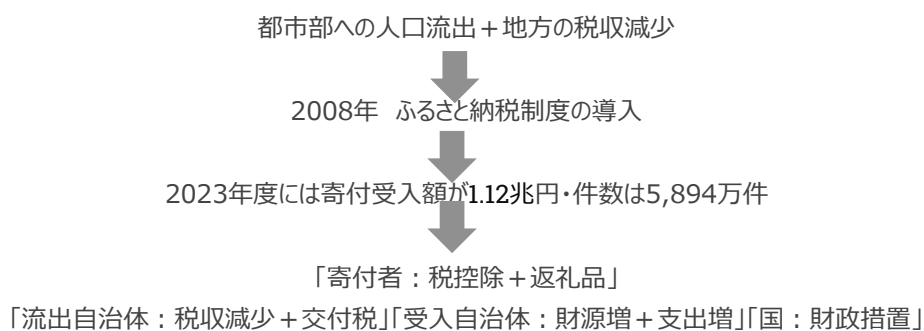
「基本問題研究会・専門部会」（於：地方公共団体金融機構 大会議室（市政会館地下1階））

ふるさと納税の効果検証

水平的外部性・垂直的外部性・持続可能性

甲南大学 足立泰美

社会背景

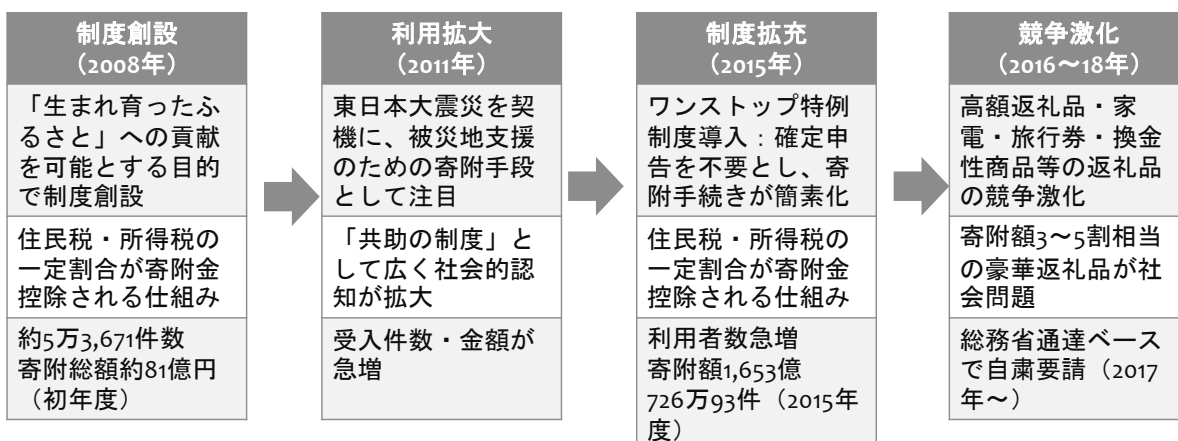


ふるさと納税の歴史的変遷

時期	政策段階	主な特徴
2008-2014年	導入・黎明期	「ふるさと支援」「感謝返礼」の思想が中心
2015-2018年	拡大・混乱期	制度拡充とともに返礼品競争が激化
2019-2022年	制度再構築期	指定制度の導入による制度的コントロール強化
2023年以降	規制・安定化期	返礼品規制の厳格化と透明性の向上

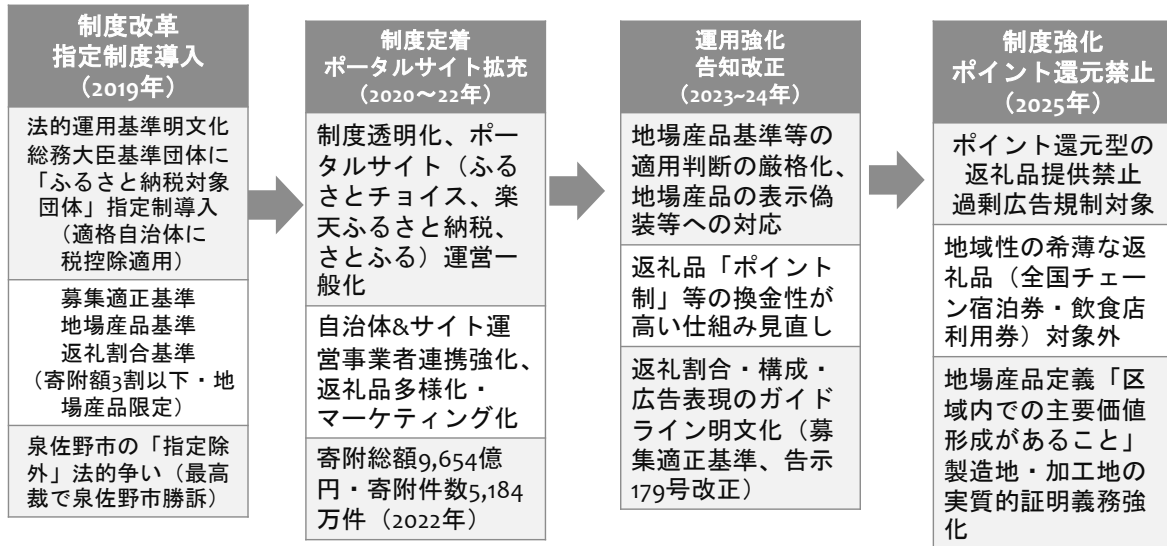
3

ふるさと納税制度の変遷



4

ふるさと納税制度の変遷



第1部 水平的外部性

ふるさと納税に関する変数

変数	理論的な意味・政策的関心
ふるさと納税受入額	寄附「流入」量。 自主財源強化の成果。返礼品・産業構造・知名度の影響。
寄附額（流出額）	寄附「流出」量。 住民の寄附意欲・高所得者比率・都市部税収流出。
控除額	地方税減収額。 流出額とほぼ連動。再分配の中間指標。
地方税収	歳入の基盤。 控除額と負の相関。自治体の税収力。
地方交付税	減収を補填する財政調整。 控除額に応じて基準財政収入額が減額。

7

現状：問題と理論的課題

水平的外部性
(Horizontal Externalities)

- 返礼品競争：（他自治体の寄付収入を減少させる「ゼロサムゲーム」的競争）
- ガイドライン強化：（地場産品限定・返礼割合制限等）による自治体の裁量制約
→ふるさと納税受入額・件数のヤードスティック競争

垂直的外部性
(Vertical Externalities)

- 寄付金控除：寄付者の住民税・所得税控除（流出自治体への税収減対応）
- 交付税措置：地方交付税による税収減補填措置と国への過度な控除負担
- →受入額・寄付額・控除額・地方交付税補填額の関係性

ソフトバジェット制約
(Soft Budget Constraint)

- 新たな財源：予算上乗せの寄付収入による「税収＋交付税」型の財政規律が緩和
- 高まる支出：寄付依存自治体で恒常的な支出増大 → 臨時的収入依存におけるリスク管理への懸念
- →歳出へのふるさと納税受入額・件数の影響

8

ふるさと納税による自治体間財政競争と再分配の空間波及メカニズム

【モデル】

歳入 = 地方税 + 地方交付税 + その他の自主財源

【寄付金受入自治体】

寄附受入額増加 → 自主財源増加 → 地方税増加なし (= 基準財政収入額一定) → 交付税一定 (減らない)

※ 寄附受入額は「自主財源の増加」であり、基準財政収入額には算入されず交付税は純増という対照的な動き。

【寄付金流出自治体】

寄附額増加 → 地方税減収 → 基準財政収入額減少 →

・交付団体：交付税増加 (補填) ・不交付団体：交付税増えない (減収分はそのまま損失)

さらに、自治体間の政策行動 (返礼品競争) が、空間的に波及する可能性がある。

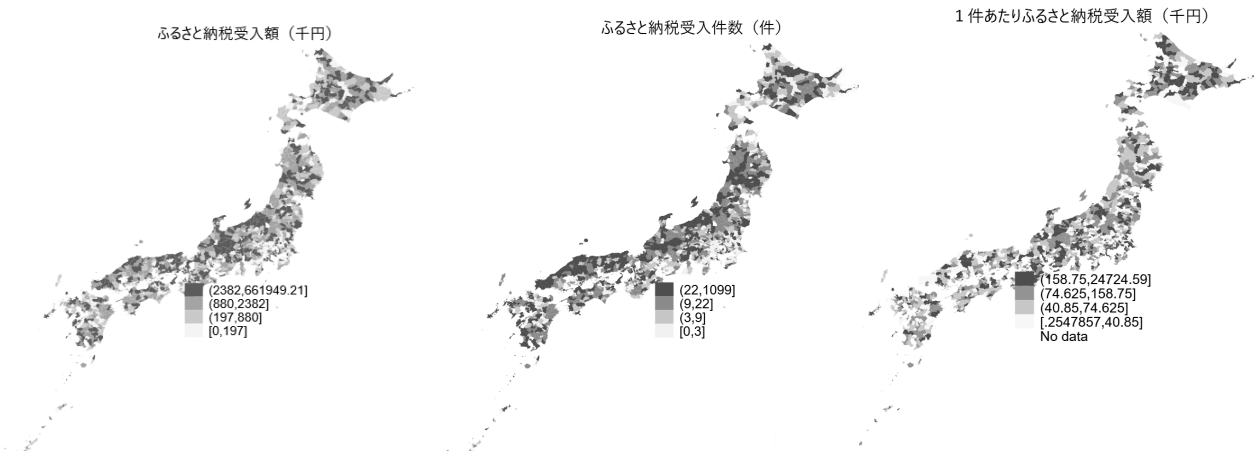
※ 「寄附受入額は基準財政収入額に算入されない (ので交付税減額の対象にはならない) が、寄附受入額そのものは一般財源ではなく特定目的財源として整理される場合もある」

9

ふるさと納税の水平的外部性 (2008年)

受入額、受け入れ件数、ならびに単価からみるふるさと納税の傾向

ふるさと納税受入額 (2008年度) ふるさと納税受例件数 (2008年度) 1件あたりふるさと納税受入額 (2008年度)

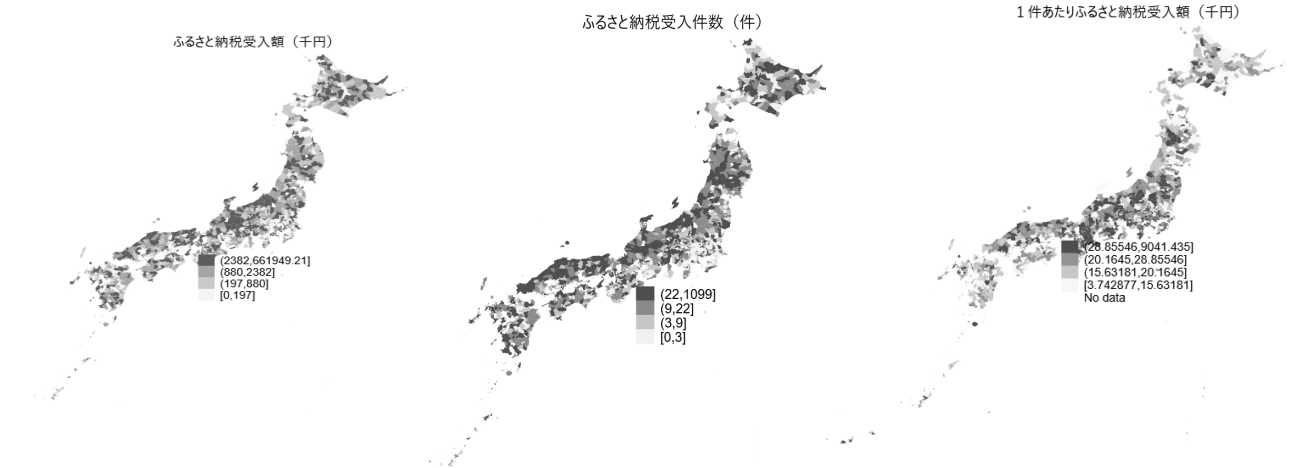


10

ふるさと納税の水平的外部性（2023年）

受入額、受け入れ件数、ならびに単価からみるふるさと納税の傾向

ふるさと納税受入額（2023年度） ふるさと納税受入件数（2023年度） 1件あたりふるさと納税受入額（2023年度）



11

第1部の問題意識と理論的背景

【問題意識】

- 自治体間競争と再分配の制度的背景

【理論枠組み】

- 自治体はふるさと納税受入額の最大化を目指し、返礼品支出を戦略変数とする
- 自主財源の獲得を目指して自治体間の模倣・競争が空間的に波及する

仮説1 寄附市場拡大の波及仮説

「周辺自治体の寄附受入額が増加するほど、自自治体の寄附受入額も増加する。」
理論根拠 成功事例の可視化が寄附市場を拡大する波及効果を持つ。

仮説2 自己誘因の促進効果仮説

「自自治体の返礼品支出が増加するほど、自自治体の寄附受入額は増加する。」
理論根拠 自治体の戦略的誘因政策が直接的に寄附行動を促進する

仮説3 誘因競争の抑制効果仮説


「周辺自治体の返礼品支出が増加するほど、自自治体の寄附受入額は減少する。」
理論根拠 周辺の返礼品強化は、寄附市場が有限であるため競争の抑制効果が強い。

12


ふるさと納税の寄附行動・財政競争のメカニズム

仮説1・仮説2・仮説3の統合モデル

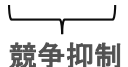
$$Y_{it} = \rho W Y_{it} + \beta (\text{返礼品支出})_{it} + \theta W (\text{返礼品支出})_{it} + X_{it} \pi + \epsilon_{it}$$



波及拡大



自己誘因



競争抑制

寄附をどれだけ集められるかを定める3つの力：

・波及拡大

周辺自治体で寄附が増えると自自治体も伸びる

・自己誘因

自治体が返礼品支出を増やすと寄附も増える

・競争抑制

周辺自治体が誘因支出を増やすと自自治体は減る

※Spatial Durbin Model (空間Durbinモデル (SDM)) で設定

変数の定義

【主眼の推計】

ふるさと納税受入依存度 = 他自治体住民から受領したふるさと納税額 (千円) / 標準財政規模 (千円)

→標準的な一般財源調達規模に対する寄附収入の比重

(= 本来なら住民税等として得られる歳入を、寄附として調達している状況を示す指標)

【補完的推計】

返礼品支出比率 = (ふるさと納税の返礼品・募集等にかかる支出 (円) / 1000) / 標準財政規模 (千円)

→標準的な一般財源調達規模に対して、寄附誘因政策としてどの程度の支出を投じているかを示す比率

(= 寄附収入を得るための政策的「コスト」の規模を示す比率)

※「標準財政規模」は、自治体が標準的に調達可能な一般財源の規模を示す指標であり、各自治体の財政規模の相対比較のために用いる。

変数の定義

【主眼の説明変数】

自自治体の返礼品費用（誘因支出）

隣接自治体のふるさと納税受入額（空間ラグ）

隣接自治体の返礼品費用（空間ラグ）

【コントロール変数】

可住地面積当たり人口（都市性の補正） 第一次産業割合 第2次産業割合（産業構造）

地方債残高対標準財政規模（財政硬直性） 基金残高対標準財政規模（財政余力） 歳出対標準財政規模（規模調整）

15

記述統計

全標本数	単位	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
ふるさと納税受入依存度	(比)	11,837	0.043	0.168	0	9.796
返礼品支出比率	(比)	11,837	0.022	0.097	0	6.228
交付税依存度	(比)	11,837	0.439	0.254	0	0.923
面積当たり人口	(千人/km ²)	11,837	1.069	2.581	0	22.309
第1次産業割合	(%)	11,837	10.780	10.212	0	77.100
第2次産業割合	(%)	11,837	25.401	8.637	0	69.900
歳出対標準財政規模	(比)	11,837	1.890	0.688	0	17.169
基金残高対標準財政規模	(比)	11,837	0.798	1.058	0	28.918
地方債残高対標準財政規模	(比)	11,837	1.633	0.603	0	7.996

16

記述統計：経年変化

2016年	単位	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
ふるさと納税受入依存度	(比)	1,691	0.022	0.083	0	1.771
返礼品支出比率	(比)	1,691	0.012	0.051	0	1.250
交付税依存度	(比)	1,691	0.437	0.256	0	0.899
面積当たり人口	(人/km ²)	1,691	1.065	2.538	0	21.853
第1次産業割合	(%)	1,691	10.962	10.315	0	77.100
第2次産業割合	(%)	1,691	25.543	8.671	0	69.900
歳出対標準財政規模	(比)	1,691	1.785	0.751	0	17.169
基金残高対標準財政規模	(比)	1,691	0.786	1.075	0	21.979
地方債残高対標準財政規模	(比)	1,691	1.632	0.577	0	7.612
2019年	単位	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
ふるさと納税受入依存度	(比)	1,691	0.036	0.099	0	1.839
返礼品支出比率	(比)	1,691	0.017	0.051	0	0.832
交付税依存度	(比)	1,691	0.430	0.255	0	0.895
面積当たり人口	(人/km ²)	1,691	1.073	2.599	0	22.309
第1次産業割合	(%)	1,691	10.963	10.314	0	77.100
第2次産業割合	(%)	1,691	25.556	8.649	0	69.900
歳出対標準財政規模	(比)	1,691	1.839	0.673	0	12.259
基金残高対標準財政規模	(比)	1,691	0.789	1.089	0	28.911
地方債残高対標準財政規模	(比)	1,691	1.689	0.627	0	7.205
2022年	単位	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
ふるさと納税受入依存度	(比)	1,691	0.061	0.172	0	3.827
返礼品支出比率	(比)	1,691	0.029	0.082	0	1.702
交付税依存度	(比)	1,691	0.462	0.253	0	0.923
面積当たり人口	(人/km ²)	1,691	1.067	2.602	0	22.191
第1次産業割合	(%)	1,691	10.322	9.945	0	75.900
第2次産業割合	(%)	1,691	25.028	8.583	0	53.600
歳出対標準財政規模	(比)	1,691	1.887	0.510	0	8.041
基金残高対標準財政規模	(比)	1,691	0.853	0.999	0	27.220
地方債残高対標準財政規模	(比)	1,691	1.561	0.595	0	7.522

17

推計結果

	ふるさと納税受入依存度				
	SAR (1A)	SEM (2A)	SDM (3A)	SDEM (4A)	GNS (5A)
返礼品支出比率	1.605 *** (0.004)	1.610 *** (0.004)	1.610 *** (0.004)	1.611 *** (0.004)	1.610 *** (0.004)
コントロール変数 【周辺事業団】	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
空間ラグ	0.205 *** (0.017)		0.754 *** (0.058)		1.390 *** (0.038)
空間誤差経路		0.898 *** (0.030)			-1.482 *** (0.131)
返礼品支出比率			-1.222 *** (0.096)	-0.079 ** (0.038)	-2.199 *** (0.058)
コントロール変数	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
定数項 (切片)	0.025 *** (0.000)	0.025 *** (0.000)	0.025 *** (0.000)	0.025 *** (0.000)	0.024 *** (0.000)
観察数	11,837	11,837	11,837	11,837	11,837
Likelihood-ratio test	23053	23185.5	23201.7	23139.3	23249.5
	SAR vs SDM		SEM vs SDM		SDEM vs SDM
	645.68 ***		36.86 ***		79.13 ***
					68.76 ***
chi2 test	254418 ***	258771 ***	262998 ***	258916 ***	289390 ***

色	内容	理論的役割
● 緑	自自治体の返礼品支出はふるさと納税依存を強く増加	自己誘因・自治体の努力
● 青	周辺自治体の納税受入額は正の波及効果	波及拡大・スピルオーバー
● ピンク	周辺自治体の返礼品支出は負の効果	競争抑制・競争的スピルオーバー

18

推計結果

	仮説	整合性	解釈
仮説 1	返礼品支出比率 → 寄附受入依存度（自自治体）	整合 全モデル有意	返礼品支出を増やすほど寄附依存度が增大する → 寄附誘因の効果が強く確認された
仮説 2	周辺自治体の返礼品支出（空間ラグ）	整合 SAR: 0.205*、SEM: 0.754***、SDM: 1.39*** (すべて有意)**	周辺自治体が増やすほど、自分も寄附受入依存度が増える → 誘因競争の模倣（同調行動）が観察された
仮説 3	周辺自治体の返礼品支出比率	整合 SAR: -1.222* SDM: -0.079 SDEM: -2.199*（負）	周辺の返礼品支出が増えるほど、自自治体の寄附依存が減少する傾向 → 競争的奪取効果が確認された

19

結論

返礼品支出の誘因効果

- 自治体が増やすほど、寄附依存度は一貫して増加する。
- この結果は「寄附誘因策（返礼品競争）」が強い集客効果を持っていることを明示する。

周辺自治体の返礼品支出の波及（同調的拡大）

- 周辺自治体が増え、自自治体も寄附依存が増加する傾向。
- この結果は「自治体間での競争的模倣・同調行動」が生じていることを示す。

周辺自治体の返礼品支出の抑制（奪取効果）

- 他方で、周辺自治体が増え、自自治体の寄附依存は減少する傾向。
- これは「限られた寄附資源を奪い合う競争的抑制（奪取）」が作用していることを示す。



自治体間の寄附獲得競争は、一方で波及的な誘因強化（同調）、他方で奪取的な格差拡大という二面性を持っている。

20

政策インプリケーション

寄附資源の偏在と格差拡大

- 競争的奪取効果により、より魅力的な返礼品を用意できる財政余力のある自治体に寄附が集中する。
- 結果として、自治体間の自主財源格差が拡大するリスクが高い。

戦略行動の「同調拡大」

- 周辺自治体の返礼品競争は誘因強化の模倣を促進し、競争をさらにエスカレートさせる。
- 財政負担が雪だるま式に増大する可能性がある。

返礼品規制の必要性

- 返礼品競争のスパイラルを抑制するため、返礼割合や品目の規制強化が検討されるべき。
- 特に周辺自治体の競争行動を抑制する「横並びの合意形成（ナッジ）」が重要。

交付税制度の調整

- ふるさと納税による自主財源偏在を補填する交付税措置が必要。
- ただし、交付税による補填が逆に競争を助長する懸念もあり、補填ルールの見直しが求められる。

自治体間協調の枠組み

- 地域ブロック単位での寄附上限協定や広域連携の仕組み（「地域間合意」）が検討されるべき。

21

まとめ

本研究が示したのは：

- 「寄附獲得競争は自治体の行動を戦略的に誘発する」
- 「競争は波及し、財政格差を拡大する双方向の作用を持つ」

今後、制度の持続可能性を担保するためには、

- 誘因規制
- 財政補填ルールの再設計
- 自治体間協調

この3つが不可欠である。

22

補完的結果

	返礼品支出比率				
	SAR	SEM	SDM	SDEM	GNS
	(1B)	(2B)	(3B)	(4B)	(5B)
返礼品支出比率					
コントロール変数 【周辺事業団】	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
空間ラグ	0.518 *** (0.074)		0.700 *** (0.069)		-0.156 (0.131)
空間誤差経路		0.904 *** (0.025)			0.961 *** (0.014)
返礼品支出比率					
コントロール変数	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
定数項 (切片)	0.070 *** (0.000)	0.067 *** (0.000)	0.067 *** (0.000)	0.068 *** (0.000)	0.067 *** (0.000)
観察数	11,837	11,837	11,837	11,837	11,837
Likelihood-ratio test	12636.4	12940.8	12959.2	12919.7	12993.6
	SAR vs SDM	SEM vs SDM		SDEM vs SDM	SDM vs GNS
		32.25 ***	297.34 ***	124.78 ***	95.64 ***
chi2 test	2207.23 ***	2889.63 ***	3042.05 ***	2909.8 ***	3055.84 ***

空間ラグ（周辺の返礼品支出水準）

SAR, SEM, SDMで有意な正の係数（0.5～0.7程度）。

→「周辺が返礼品を強化するほど、自分も返礼品支出を高める傾向」

→同調行動（競争のスパイラル）を示唆。

空間誤差経路

SEM, SDEMで有意な正の係数（0.9程度）。

→「周辺自治体の説明変数・非観測要因が自治体の行動に強く波及」

→情報共有・模倣の影響もあり得る。

GNSモデルでの負のラグ

•GNSで-0.156と負だが、他モデルと一貫性がない。

→モデル依存的な結果の可能性

23

結果

【意義】

補完的推計は、「寄附をどれだけ集めたか」ではなく「寄附を集めるためにいくら支出したか」という戦略決定の影響を直接測定

【結論】

「寄附受入の増大は返礼品支出の増加による戦略の結果である」だけでなく、

「周辺の成功が競争的な返礼品支出強化を誘発する」という**戦略行動の相互依存性**が裏付けられる。

【政策インプリケーション】

「寄附の偏在だけでなく、競争行動の拡大も自治体間格差を生む」

「規制の導入がなければ、返礼品競争はエスカレートしやすい」

24

第2部 水平的外部性

現状：問題点

水平的外部性
(Horizontal Externalities)

- 返礼品競争：（他自治体の寄付収入を減少させる「ゼロサムゲーム」的競争）
- ガイドライン強化：（地場産品限定・返礼割合制限等）による自治体の裁量制約
→ ふるさと納税受入額・件数のヤードスティック競争

垂直的外部性
(Vertical Externalities)

- 寄付金控除：寄付者の住民税・所得税控除（税の中立性の逸脱）
- 交付税措置：地方交付税による税収減補填（実質的中央政府の再配分）
→ 受入額・寄付額・控除額・地方交付税補填額の関係性

ソフトバジェット制約
(Soft Budget Constraint)

- 新たな財源：予算上乗せの寄付収入による「税収＋交付税」型の財政規律が緩和
- 高まる支出：寄付依存自治体で恒常的な支出増大 → 臨時的収入依存におけるリスク管理への懸念
- → 歳出へのふるさと納税受入額・件数の影響

ふるさと納税の垂直的外部性（2015年）

受入額・寄付額・控除額・地方交付税補填額の関係性

ふるさと納税の「受益地」→実際に人口にいる地域から人口減少地へ税収再分配

		ふるさと納税に係る項目						人口	人口増減率 2010～2015年	財政力指数	地方税 対歳入	地方交付税 対歳入	基準財政収入額	
受入額	寄付金額 (市町村民税)	控除額 (市町村民税)	寄付金額 (都道府県民税)	控除額 (都道府県民税)	地方交付税補填額 (市町村民税)	地方交付税補填額 (都道府県民税)								
	(千円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(%)	(比)	(比)	(千円)			
ふるさと納税受入額 上位10位														
2015	島根県 浜田市	2,093,573	28,644,712	10,862,421	28,644,712	7,241,677	8,146,815	5,431,258	56,730	-5.80	0.41	0.17	0.30	6,533,900
2015	佐賀県 土崎町	2,129,960	3,380,050	2,388,373	3,380,050	1,579,061	1,776,830	1,184,296	9,216	0.60	0.61	0.19	0.14	1,239,320
2015	長野県 伊那市	2,582,627	31,693,000	13,300,056	31,693,000	8,866,776	9,975,042	6,650,082	69,479	-4.00	0.48	0.23	0.28	7,976,261
2015	長崎県 平戸市	2,599,785	3,883,000	1,694,484	3,883,000	1,129,670	1,270,863	847,253	33,216	-8.60	0.24	0.09	0.39	2,703,202
2015	長崎県 佐世保市	2,647,597	139,924,219	54,679,654	139,924,219	36,453,292	41,009,741	27,339,969	258,466	-2.20	0.51	0.24	0.23	24,824,440
2015	岡山県 備前市	2,715,686	14,413,795	5,794,095	14,413,795	3,862,762	4,345,571	2,897,072	36,545	-7.00	0.47	0.22	0.32	4,297,958
2015	鹿児島県 大崎町	2,719,642	3,473,000	1,296,492	3,473,000	859,532	972,369	644,649	13,879	-6.90	0.31	0.12	0.28	1,188,275
2015	山形県 天童市	3,227,844	22,173,500	9,074,189	22,173,500	6,049,521	6,805,642	4,537,141	62,136	-0.03	0.64	0.28	0.14	6,678,868
2015	静岡県 焼津市	3,825,582	74,186,700	33,021,913	74,186,700	22,014,809	24,766,435	16,511,107	142,016	-2.60	0.89	0.41	0.07	17,722,520
2015	宮崎県 都城町	4,231,234	56,062,374	23,652,186	56,062,374	15,768,232	17,739,140	11,826,174	168,448	-2.70	0.50	0.23	0.24	16,893,808
ふるさと納税受入額 下位10位														
2015	東京都 青ヶ島村	5	0	0	0	0	0	0	166	-11.40	0.12	0.03	0.32	35,412
2015	新潟県 聖籠町	8	4,038,328	1,943,890	3,983,328	1,228,897	1,382,918	921,673	14,323	2.30	1.11	0.62	0.00	3,781,392
2015	愛知県 武豊町	10	35,574,464	15,527,144	35,574,464	10,351,462	11,645,358	7,763,597	43,042	0.20	0.99	0.55	0.01	5,887,416
2015	神奈川県 綾瀬市	14	37,429,576	17,390,764	37,429,576	11,603,261	13,043,073	8,702,446	85,253	1.60	0.92	0.45	0.04	10,746,839
2015	千葉県 芝山町	20	1,727,000	675,798	1,727,000	450,538	506,849	337,904	7,621	-6.20	0.97	0.45	0.03	2,058,828
2015	岐阜県 富加町	20	1,415,500	697,442	1,415,500	464,972	523,082	348,729	5,720	0.90	0.45	0.26	0.33	718,213
2015	静岡県 函南町	20	15,544,500	6,340,547	15,544,500	4,229,820	4,755,410	3,172,365	38,490	-2.40	0.77	0.43	0.12	4,536,834
2015	新潟県 刈羽村	31	471,600	356,982	314,400	237,989	267,737	178,492	4,756	-0.50	1.26	0.34	0.00	1,875,743
2015	香川県 直島町	35	1,813,000	920,394	1,813,000	613,599	690,296	460,199	3,144	-5.60	0.45	0.15	0.19	660,706
2015	青森県 蓬田村	40	20,000	3,378	20,000	2,252	2,534	1,689	2,996	-11.50	0.16	0.08	0.51	250,582

ふるさと納税の受益格差→地方交付税による補填→垂直的外部性

ふるさと納税の垂直的外部性（2020年）

ふるさと納税の「受益地」→実際に人口にいる地域から人口減少地へ税収再分配

		ふるさと納税に係る項目						人口	人口増減率 2015～2020年	財政力指数	地方税 対歳入	地方交付税 対歳入	基準財政収入額	
受入額	寄付金額 (市町村民税)	控除額 (市町村民税)	寄付金額 (都道府県民税)	控除額 (都道府県民税)	地方交付税補填額 (市町村民税)	地方交付税補填額 (都道府県民税)								
	(千円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(%)	(比)	(比)	(千円)			
ふるさと納税受入額 上位10位														
2020	静岡県 焼津市	5,218,275	74,186,700	33,021,913	74,186,700	22,014,809	24,766,435	16,511,107	138,921	-1.90	0.89	0.27	0.04	18,643,336
2020	兵庫県 加西市	5,337,514	43,603,000	17,019,186	43,603,000	11,346,124	12,764,390	8,509,593	43,482	-3.60	0.66	0.22	0.12	6,280,069
2020	兵庫県 洲本市	5,398,232	29,364,717	13,012,840	29,364,717	8,675,323	9,759,630	6,506,492	42,781	-6.80	0.49	0.16	0.18	5,341,654
2020	山形県 寒河江市	5,675,843	11,346,220	4,722,201	11,346,220	3,149,599	3,541,651	2,362,199	40,719	-2.60	0.55	0.16	0.14	4,764,711
2020	山梨県 富士吉田市	5,831,248	29,562,900	14,303,268	29,562,900	9,532,369	10,727,451	7,149,277	48,183	-5.00	0.71	0.19	0.09	6,191,483
2020	宮崎県 都農町	8,268,490	935,000	425,085	935,000	283,395	318,814	212,546	10,457	-4.70	0.32	0.04	0.10	1,062,279
2020	北海道 白糠町	9,736,640	325,000	162,385	325,000	108,259	121,789	81,194	7,539	-9.70	0.26	0.05	0.17	1,131,132
2020	北海道 根室市	12,545,869	8,730,611	3,253,401	8,730,611	2,167,391	2,440,050	1,625,543	24,858	-8.50	0.35	0.07	0.16	2,908,320
2020	北海道 紋別市	13,392,711	10,570,900	4,045,052	10,570,900	2,697,321	3,033,789	2,022,990	21,317	-8.20	0.32	0.07	0.17	2,888,168
2020	宮崎県 都城町	13,525,480	56,062,374	23,652,186	56,062,374	15,768,232	17,739,140	11,826,174	163,571	-2.70	0.55	0.16	0.13	19,200,432
ふるさと納税受入額 下位10位														
2020	東京都 日の出町	20	6,838,000	3,116,533	6,838,000	2,077,713	2,337,400	1,558,285	16,588	-2.80	0.69	0.25	0.09	2,515,469
2020	愛知県 飛島村	20	4,978,000	1,987,710	4,978,000	1,325,130	1,490,785	993,865	4,791	4.00	2.21	0.58	0.00	5,531,381
2020	埼玉県 滑川町	26	19,117,070	7,931,608	19,117,070	5,287,772	5,948,706	3,965,829	19,562	8.30	0.91	0.34	0.05	3,024,079
2020	新潟県 刈羽村	70	471,600	356,982	314,400	237,989	267,737	178,492	4,447	-8.30	1.36	0.35	0.00	2,241,539
2020	愛知県 大治町	150	27,219,184	11,724,645	27,219,184	7,816,488	8,793,484	5,862,366	33,024	4.50	0.85	0.30	0.05	3,920,913
2020	京都府 八幡市	170	65,058,954	28,360,320	65,058,954	18,907,035	21,270,240	14,180,277	70,398	-3.10	0.72	0.25	0.10	9,069,566
2020	東京都 御蔵島村	180	294,000	129,148	294,000	86,100	96,861	64,575	307	-3.60	0.13	0.02	0.21	43,658
2020	沖縄県 粟国村	214	0	0	0	0	0	0	689	-10.00	0.10	0.03	0.47	64,464
2020	東京都 千代田区	259	840,552,350	306,903,063	840,552,350	204,537,438	230,177,297	153,403,079	67,216	14.20	0.00	0.00	0.00	1,000,000
2020	兵庫県 播磨町	260	18,330,000	8,908,433	18,330,000	5,939,026	6,681,325	4,454,270	34,712	-0.40	1	0	0	4,664,209

ふるさと納税の受益格差→地方交付税による補填→垂直的外部性

第2部 垂直的外部性

ふるさと納税の制度的な「垂直的外部性」と財政再分配のインセンティブ歪み

【モラルハザード構造と垂直的外部性】

地方自治体や住民が、ふるさと納税による流出（控除）を起こした場合、中央政府（総務省）による交付税が翌年度以降の減収を補填する。この補填期待が、**税込確保努力・寄附抑制行動・財政規律を緩める行動**を誘発するおそれがある。



- 住民：「ふるさと納税しても自分の自治体は交付税で補填されるから問題ない」
 - 自治体：「寄附抑制の努力をしても財政的に意味がない」



「自主財源の確保（他地域からの寄附の獲得）」には熱心でも、
「自主財源の流出抑制（住民の納税先を止める）」には消極的になるという行動が合理的選択。



負の外部性を内部化しない行動

29

本研究の問題意識と仮説との関係

問題意識

ふるさと納税が自治体財政に与える影響は、歳入面だけでなく、交付税補填により抑制インセンティブが弱まる問題を含む。
住民税流出が国の交付税で埋められる現象は、自治体の財政行動にどのような影響を及ぼすのか。

仮説1

「交付税依存度が高い自治体のうち、財政力が相対的に高い自治体では住民税流出（控除額）が増える（補填期待によるモラルハザード）。一方で、財政力が低い自治体では寄附流出は限定的。」→ モラルハザード効果。

仮説2

「控除額増加は翌年度の交付団体転換を促す。」→ 結果は制度的に裏付けに乏しく解釈に注意。

30

仮説

仮説1補填期待条件付きモラルハザード仮説

H1. 交付税依存度が高い自治体でも

- ➡ 財政力が低い場合は住民税流出（控除額比率）は限定的
- ➡ 財政力が高い場合は補填期待が住民税流出を増加させる

■ 理論背景

補填期待はモラルハザードを生むしかし財政力が低い自治体では住民の寄附余力・行政対応能力が制約され、控除額は小さい財政力が高い自治体では抑制行動が弱まる

■ 検証ポイント

交付税が寄附抑制インセンティブを弱める可能性を条件付きで定量化

仮説2（財政力低下仮説）

H2. 控除額が増加するほど基準財政収入額が減少し、翌年の財政力指数が低下する

■ 理論背景

住民税流出の拡大 → 財政力弱体化不交付団体の交付団体化、交付税依存の強化が生じる

■ 検証ポイント

ふるさと納税が自主財源確保の逆作用をもたらす可能性を定量化

31

モデルと変数設定

仮説1：補填期待条件付きモラルハザード仮説

被説明変数

控除額比率 = 当該年度の控除額 / 標準財政規模比

説明変数

前年度交付税依存度 = 前年度地方交付税額 / 前年度標準財政規模

前年度財政力指数 = 財政力指数

前年度交付税依存度 × 前年度財政力指数（交差項）

モデル

$$\text{控除額比率}_{it} =$$

$$\alpha + \beta_1(\text{交付税依存度})_{i,t-1} + \beta_2(\text{財政力指数})_{i,t-1} + \beta_3(\text{交付税依存度} \times \text{財政力指数})_{i,t-1} + \gamma X_{i,t} + \epsilon_{i,t}$$

期待される結果

財政力	交付税依存度	控除額比率（住民税流出）
低い	低い	小さい（そもそも寄附余力・対応力が乏しい）
低い	高い	小さい（寄附余力・対応力が制約）
高い	低い	中程度（抑制インセンティブは維持される）
高い	高い	大きい（補填期待が抑制行動を弱める）

32

モデルと変数設定

仮説2：財政力低下仮説

ふるさと納税控除額が大きいほど、自治体の財政力指数が有意に低下し、中央財源依存を強める。

控除額が増加 → 財政力が顕著に低下 → 中央財源依存が強化

「自主財源確保を目指すはずの制度が、逆に自治体を脆弱化させる」

被説明変数

財政力指数

説明変数

前年度控除額比率 = 前年度控除額 / 前年度標準財政規模

モデル

財政力指数_{it} = $\alpha + \beta(\text{前年度控除額})_{i,t-1} + \gamma X_{i,t} + \epsilon_{i,t}$

期待される結果

B < 0

- 控除額が大きい自治体ほど財政力が低下し、地方交付税依存が強まる
- 「自主財源の確保を目指すはずの制度が逆に自治体を脆弱化させる」

33

記述統計

変数名	単位	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
控除額比率	(比)	11,004	2.676	3.376	0.000	29.843
財政力指数	(比)	11,004	0.466	0.241	0.050	1.090
地方交付税依存率	(比)	11,004	0.475	0.232	0.001	0.923
2016年度	単位	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
控除額比率	(比)	1,572	1.199	1.514	0.000	22.655
財政力指数	(比)	1,572	0.463	0.244	0.050	1.020
地方交付税依存率	(比)	1,572	0.474	0.235	0.005	0.899
2019年度	単位	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
控除額比率	(比)	1,572	2.325	2.710	0.000	17.292
財政力指数	(比)	1,572	0.473	0.243	0.060	1.060
地方交付税依存率	(比)	1,572	0.466	0.234	0.001	0.895
2022年度	単位	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
控除額比率	(比)	1,572	4.678	4.871	0.017	29.843
財政力指数	(比)	1,572	0.454	0.231	0.060	1.000
地方交付税依存率	(比)	1,572	0.501	0.227	0.002	0.923

34

推計結果

仮説1：補填期待条件付モラルハザード仮説

	控除額比率 財政力指数	
	(1)	(2)
前年度交付税依存度	-10.243 *** (1.233)	
前年度財政力指数	-15.601 *** (1.177)	
前年度財政力指数 × 前年度交付税依存度	39.431 *** (1.789)	
前年度控除額比率		-0.004 *** (0.000)
コントロール変数	Yes	Yes
定数項 (切片)	-2.393 ** (1.170)	0.412 *** (0.009)
観察数	9,432	9,432
Likelihood-ratio test	-12770	28807.5
F test	768.21 ***	323.079 ***

仮説内容

交付税依存度が高い自治体ほど住民の寄附流出が増加する（寄附抑制のインセンティブが弱まる）。

- 前年度交付税依存度：-10.243
→ **マイナスで仮説と整合的**（依存度が高いほど控除額比率小さい）
- 前年度財政力指数：-15.601
→ **マイナスで仮説と整合的**（財政力が高いほど控除額比率が低い=抑制努力が強い）
→ **仮説と整合的**であり、期待通り
- 交互作用項：38.431
→ **プラスで仮説と整合的**（不交付団体では依存度の効果が弱い）

35

推計結果

仮説2：財政力低下仮説

	控除額比率 財政力指数	
	(1)	(2)
前年度交付税依存度	-10.243 *** (1.233)	
前年度財政力指数	-15.601 *** (1.177)	
前年度財政力指数 × 前年度交付税依存度	39.431 *** (1.789)	
前年度控除額比率		-0.004 *** (0.000)
コントロール変数	Yes	Yes
定数項 (切片)	-2.393 ** (1.170)	0.412 *** (0.009)
観察数	9,432	9,432
Likelihood-ratio test	-12770	28807.5
F test	768.21 ***	323.079 ***

仮説内容

・住民の寄付による住民税減収分に相当する控除額が大きくなれば、その分基準財政収入額が減少し、財政力指数が下がる。

前年度控除額比率：-0.04 (***)

→ 仮説と整合的。控除額が大きい自治体では、財政力が低下する。

36

政策含意

本来、不交付団体であることは「地方の自主財政力の証」であり、地方分権の象徴である。



しかし、ふるさと納税の大規模な拡大により、自治体の自主財源が「他地域への寄附」とし失われ、交付税で補填せざるを得なくなる。



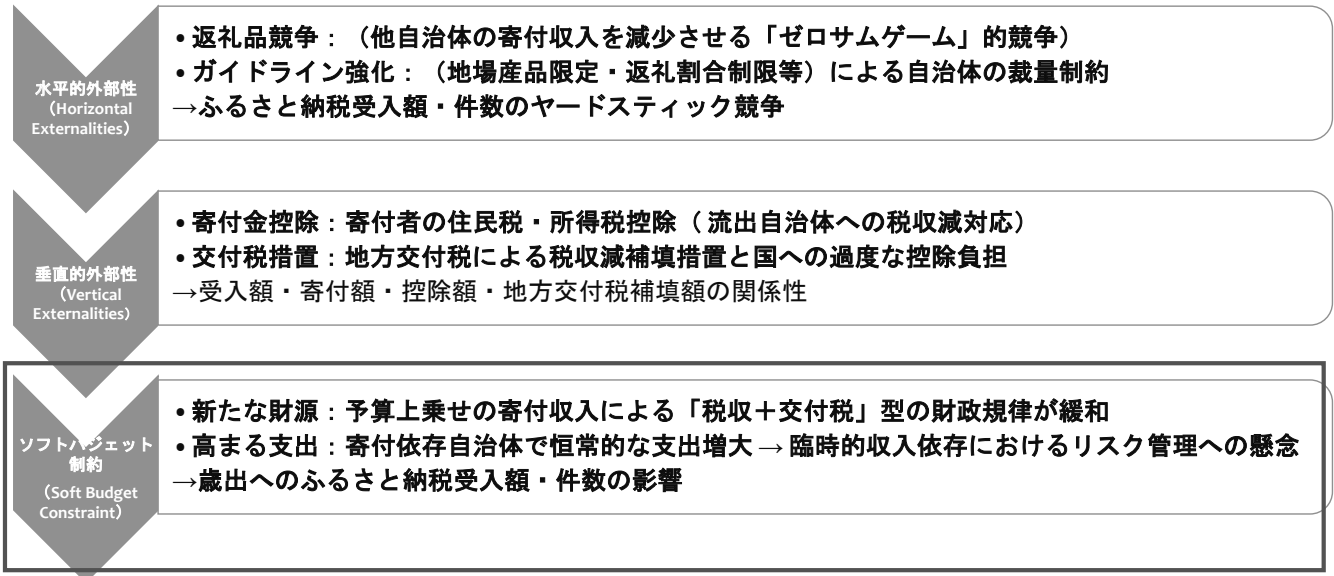
結果として、中央依存が強まり、自主財源確保の動機が弱まる。



制度の逆説：地方分権を掲げた制度が、むしろ中央依存を拡大する

第3部 持続可能性

本研究の問題



39

本研究の理論的含意

水平的な外部性 (Horizontal Externalities)

各自治体の個別最適の追求による全体の効率性の損失（囚人のジレンマ的状况）
規制導入は外部性の内部化（internalization of externalities）

垂直的な外部性 (Vertical Externalities)

- 寄付の自由が国・自治体への財政負担の波及 → 上位政府（国）による再調整
- 本来の「自己責任型地方財政」から「外部負担型地方財政」への変質

ソフトバジェット制約 (Soft Budget Constraint)

- 臨時収入による支出拡大「ソフトバジェット行動」
- 持続可能な財政運営を目指した寄付収入の制度設計

40

研究目的

ふるさと納税制度が、地方自治体の財政運営に及ぼす構造的影響を、明らかにすることである。

01

ふるさと納税の受入額および件数が、地方自治体の歳出水準および使途配分にどのような歪みをもたらしているのかを検証する。

02

制度が自治体間の財源確保、歳出の硬直化、さらには中長期的な財政持続性に与える含意を考察する。

41

ソフトバジェット制約

- 中央政府による財政補填制度（例：地方交付税交付金）が、地方自治体の財政規律を緩める要因となりうる（Rodden, 2002）
- 日本の地方交付税制度においては、地方自治体間の財政力格差を是正することを目的としつつも、ソフトバジエッ的な財政運営を助長する可能性があることが指摘されている（佐藤, 2010）。
- ふるさと納税制度は、財源不足に悩む地方自治体に新たな自主財源をもたらす一方で、税収の流出や交付税制度の歪み、高所得者優遇といった問題を惹起していることが多くの研究で指摘されている（橋本, 2022、橋本, 2024）。
- 特に、制度導入後の返礼品競争により自治体間の水平的外部性が顕在化し、過度な競争を抑制するための指定制度導入後もなお、競争構造が一部に残存し（深澤, 2024）、ふるさと納税が自治体の効率性や財政構造に与える影響について、技術効率性の観点からも分析を試みている（深澤（2019, 2021, 2022））。
- ふるさと納税が個人住民税収入および地方交付税措置に与える影響を詳細に分析し、ふるさと納税の拡大が国・地方を通じた財政全体に垂直的な外部性をもたらしていることを指摘している（伊藤（2020, 2023））。
- 寄附金受入れの効果が非線型であり、ふるさと納税への依存度が高まるほど、所得・税収押上げ効果が逡減する傾向があることを明らかにしている（小川・田村・深澤（2024））。

42

先行研究比較表

著者・年	主な内容	関連テーマ	データ名	対象期間	分析手法	推計結果	結論
橋本 恭之 (2022)	ふるさと納税が所得再分配機能に与える影響を検証	所得再分配、公平性	全国市町村データ	2008-2019年	資料分析、理論考察	高所得層優遇の可能性、再分配機能の低下	制度の公平性確保に向けた見直しが必要
橋本 恭之 (2023)	ふるさと納税制度の財政的な効果・影響を総括	財政影響、地方間競争	全国市町村データ	2008-2021年	資料分析、制度批判	地方格差拡大、財政ソフト化傾向	制度の抜本的見直しが求められる
橋本 恭之 (2024)	ふるさと納税制度の構造問題と持続可能性の考察	財政持続可能性	全国市町村データ	2008-2021年	資料分析、制度考察	財政規律の緩み、財源偏在の深刻化	制度持続に向けた制度設計の再考が不可欠
深澤 映司 (2021)	ふるさと納税受入れによる自治体の技術的効率性への影響を分析	財政効率性、財政錯覚	全国市町村データ	2010-2019年	DEA分析	財政錯覚により技術効率性が低下する傾向	寄付収入依存が財政運営の効率性を損なう危険
深澤 映司 (2022)	ふるさと納税受入れと地方公共サービス便益を評価	公共サービス便益、政策効果	全国市町村データ	2010-2020年	ヘドニックアプローチ分析	寄付収入は一定の便益改善をもたらすが限定的	長期的な便益向上には持続可能な財源確保が不可欠
深澤 映司 (2024)	指定制度導入後の返礼品競争の変化を実証分析	水平的外部性、規制効果	全国市町村データ	2010-2021年	分位点回帰分析	規制により返礼品競争は一定程度抑制されたが残存	制度設計には更なる競争抑制策が必要
小川 明人・田村 勝一・深澤 映司 (2024)	ふるさと納税受入れが地域経済（付加価値・課税所得・税収）に与える影響を検証	地域経済、財政持続性	全国市町村パネルデータ	2015-2021年	固定効果パネル分析	受入依存度が高いほど経済効果が通減する傾向	長期的な地域活性化には受入依存の抑制が必要

43

ふるさと納税の推移

受入額、受け入れ件数、ならびに単価からみるふるさと納税の傾向

項目名	単位	Obs.	Mean	Std.dev.	Min	Max
2008年						
ふるさと納税受入額	千円	1,706	3,411.00	19,659.45	0	661,949
ふるさと納税件数	件	1,706	24.28	64.54	0	1,099
1件あたりふるさと納税額	千円/件	1,706	220.40	1,060.09	0	24,725
2010年						
ふるさと納税受入額	千円	1,706	4,530.50	40,007.95	0	1,522,458
ふるさと納税件数	件	1,706	32.04	105.87	0	2,453
1件あたりふるさと納税額	千円/件	1,706	253.14	1,361.40	0	49,112
2015年						
ふるさと納税受入額	千円	1,706	93,984.42	288,824.10	0	4,231,234
ふるさと納税件数	件	1,706	4,159.80	13,037.81	0	288,338
1件あたりふるさと納税額	千円/件	1,706	122.45	1,256.86	0	50,075
2020年						
ふるさと納税受入額	千円	1,706	379,233.70	911,005.20	20	13,500,000
ふるさと納税件数	件	1,706	20,020.10	52,366.79	2	867,064
1件あたりふるさと納税額	千円/件	1,706	35.39	87.36	1.539916	2,517
2023年						
ふるさと納税受入額	千円	1,706	615,144.70	1,434,364.00	0	19,400,000
ふるさと納税件数	件	1,706	33,358.92	88,897.55	0	1,243,201
1件あたりふるさと納税額	千円/件	1,706	36.66	226.93	0	9,041

急増する受入額と件数

44

ふるさと納税の増減

受入額、受け入れ件数、ならびに単価からみるふるさと納税の傾向

項目名	単位	Mean	Std.dev.
1年増減			
ふるさと納税受入額前年度比	千円	14.87	1,032.29
ふるさと納税件数前年度比	件	14.09	314.01
1件あたりふるさと納税額前年度比	千円/件	1.22	38.32
5年増減			
ふるさと納税受入額前年度比	千円	277.61	11,443.24
ふるさと納税件数前年度比	件	443.14	3,836.93
1件あたりふるさと納税額前年度比	千円/件	0.88	37.09
10年増減			
ふるさと納税受入額前年度比	千円	1,610.51	43,865.38
ふるさと納税件数前年度比	件	2,713.32	13,220.05
1件あたりふるさと納税額前年度比	千円/件	0.14	19.55
15年増減			
ふるさと納税受入額前年度比	千円	1,551.27	6,360.71
ふるさと納税件数前年度比	件	4,783.11	16,256.43
1件あたりふるさと納税額前年度比	千円/件	-0.45	1.84

長期的な件数及び受入額の顕著な増加
(受入額は件数程の伸びではない)



1件あたりの寄付額は減少傾向
(5年スパンでマイナス)



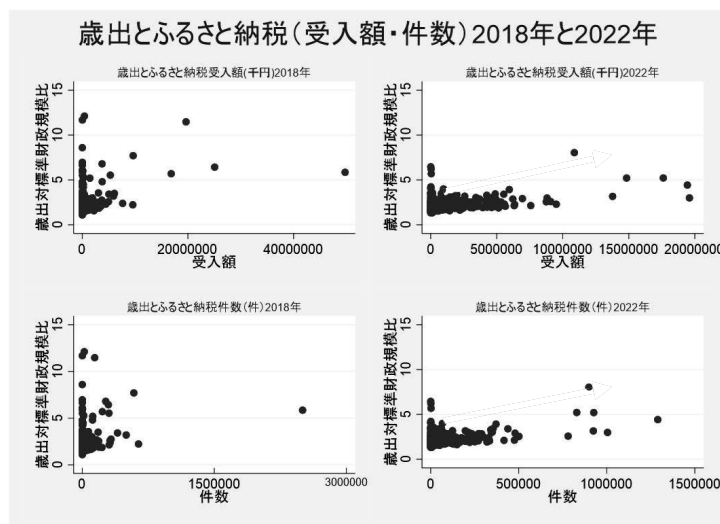
小口化・多件化の傾向



安定的な運営が難しい

歳出とふるさと納税

高まる歳出とふるさと納税の正の相関の可能性



仮説とモデル

【仮説】

「ふるさと納税の受入額および件数の上昇は、地方財政の規模拡大に資するが、その一部は恒常的な財政支出を惹起し、財政の硬直化リスクを内包することが推察される。」（一時的裁量的な財源の持続可能性）

【モデル】

● 第1段階（First Stage）操作変数がふるさと納税受入額（件数）に与える影響を推定

$$\text{Furusato}_{it} = \pi_0 + \pi_1 \text{PrimarySectorShare}_{it} + \pi_1 \text{Year2019Dummy}_{it} + \gamma_{it} + \delta_{it} + \mu_{it}$$

Furusato : 自治体*t*の*i*年のふるさと納税受入額（または受入件数）

PrimarySectorShare : 第一次産業割合 Year2019Dummy : 2019年度ダミー

γ_{it} : 固定効果（unobserved heterogeneity の制御） δ_{it} : 年次効果（マクロ的な年次ショックの制御） μ_{it} : 誤差項

● 第2段階（Second Stage）推定値を使って、歳出への効果を推定

$$\text{ExpenditureRatio}_{it} = \beta_0 + \beta_1 \widehat{\text{Furusato}}_{it} + \gamma_{it} + \delta_{it} + \varepsilon_{it}$$

ExpenditureRatio:歳出 $\widehat{\text{Furusato}}_{it}$: 第1段階で推定されたふるさと納税受入額（または受入件数）の推測値

γ_{it} : 固定効果 δ_{it} : 年次効果 ε_{it} : 誤差項

※拡張モデルでは、「子ども・子育て対標準財政規模比」など特定の支出目的別にも同様のモデルを推定します

47

データの概要

【データ】

総務省「ふるさと納税に関する現況調査」：各自治体のふるさと納税受入額、受入件数、寄付額

総務省「市町村決算状況調」：概況・歳入内訳・目的別歳出内訳

【対象期間】

市町村別2008～2022年度バランスト・パネルデータ

【分析方法】

固定効果操作変数法（Fixed Effects IV Estimation）

48

変数の設定

(被説明変数)

●基本モデル (持続可能性)

【歳出対標準財政規模比】=「歳出」/「標準財政規模比」

●拡張モデル (寄付者の意向)

【子ども・子育て対標準財政規模比】=「児童福祉費」/「標準財政規模比」

【教育・人づくり対標準財政規模比】=「教育費」/「標準財政規模比」

【地域・産業振興対標準財政規模比】=「商工費」/「標準財政規模比」

【まちづくり・市民活動対標準財政規模比】=「都市非計画費」/「標準財政規模比」

【環境・衛生対標準財政規模比】=「衛生費」/「標準財政規模比」

(主眼の説明変数)

【ふるさと納税受入額】=「ふるさと納税受入額」

【ふるさと納税件数】=「ふるさと納税件数」

49

操作変数の設定

【第一産業割合】=「第1次産業割合」

【2019年度ダミー】は、年度が2019年であれば1、それ以外を0とする。

●理論的根拠

→農産物や水産物などの**地元産品が返礼品として提供される第一次産業**が主要な産業である地域は、他の地域と比較して寄附を集めやすい傾向がある。

→当該年度において、**返礼品の制限及び指定制度の導入**といったふるさと納税制度に関する重要な政策変更が行われた年

●実証的根拠

F test = 36.020 Underidentification test = 有意 → **識別したモデル**

Weak identification test = 36.020 (10% maximal IV size 19.93) Hansen J test = 有意 → **適切な操作変数**

Weak-instrument-robust inference = 有意 → **信頼性の高い推定結果**

Endogeneity test = 有意 → **内生変数**

50

推計結果

有意な受入額及び件数

	基本モデル 歳出対標準財政規模比					
	(1A)	(2A)	(3A)	(4A)	(5A)	(6A)
ふるさと納税受入額	0.002 *** (0.000)		0.004 *** (0.001)			
ふるさと納税件数				0.034 *** (0.001)		0.116 *** (0.027)
第1次産業		-1,984.512 *** (349.826)			-15.828 (18.798)	
2019年度ダミー		120,926.600 *** (19343.530)			5,486.416 *** (893.520)	
_cons	17,807.110 *** (29.684)	182,608.800 *** (7437.093)	17,397.610 *** (159.672)	17,854.120 *** (29.801)	8,225.526 *** (381.458)	17,114.860 *** (234.707)
標本数	25,472	25,440	25,440	25,472	25,440	25,440
F test	1940.150 ***		36.020 ***	1571.071 ***		19.930 ***
Underidentification test			Chi-sq(2)=70.80 ***			Chi-sq(2)=70.80 ***
Weak identification test			36.020			36.020
10% maximal IV size			19.93			19.93
Weak-instrument-robust inference			Chi-sq(2)=23.30 ***			Chi-sq(2)=23.30 ***
Hansen J statistic			3.201 *			0.445
Endogeneity test			4.599 **			11.737 ***

内生変数の確認+モデルの識別化+適切な操作変数+信頼性のある推定結果

51

推計結果

有意な受入額及び件数

	子ども・子育て		教育・人づくり		地域・産業振興		まちづくり・市民活動		環境・衛生			
	(1B)	(2B)	(3B)	(4B)	(5B)	(6B)	(7B)	(8B)	(9B)	(10B)	(11B)	(12B)
ふるさと納税受入額			0.009 *** (0.0011)		0.003 *** (0.0003)		-0.001 *** (0.0001)		0.004 *** (0.0006)		0.001 *** (0.0002)	
ふるさと納税件数				0.088 *** (0.014)		0.036 *** (0.007)		0.002 (0.003)		0.023 *** (0.007)		0.013 *** (0.004)
第1次産業		-1,984.512 *** (349.826)										
2019年度ダミー		120,926.600 *** (19343.530)										
_cons	182,608.800 *** (7437.093)	8,225.526 *** (381.458)	230.231 (184.098)	1,038.055 *** (123.298)	1,479.964 *** (55.660)	1,595.484 *** (59.517)	630.091 *** (22.758)	524.045 *** (25.036)	78.662 *** (90.536)	585.006 *** (61.875)	1,373.872 *** (31.144)	1,446.067 *** (37.272)
標本数	25440	25440	25440	25440	25436	25436	25440	25440	25440	25440	25440	25440
F test			19.93 ***	36.02 ***	19.93 ***	36.04 ***	19.93 ***	19.93 ***	19.93 ***	18.46 ***	36.02 ***	19.93 ***
Underidentification test			67.2222 ***	70.8 ***	39.87 ***	72.09 ***	39.86 ***	39.87 ***	72.05 ***	36.15 ***	70.8 ***	39.87 ***
Weak identification test			39.87	36.02	19.93	36.04	19.93	19.93	19.931	18.46	31.19	19.93
10% maximal IV size			19.93	19.93	19.93	19.93	19.93	19.93	19.93	19.93	19.93	19.93
Weak-instrument-robust inference			184.34 ***	6343.45 ***	6343.45 ***	451.97 ***	451.97 ***	3972.41 ***	3972.41 ***	2681.01 ***	184.34 ***	184.34 ***
Hansen J statistic			134.897 ***	107.468 ***	780.596 ***	36.577 ***	136.524 ***	1824.01 ***	155.578 ***	819.068 ***	40.478 ***	134.897 ***
Endogeneity test			8.584 ***	2488.19 ***	244.007 ***	269.845 ***	74.458 ***	167.696 ***	2558.42 ***	363.41 ***	100.275 ***	8.584 ***

内生変数の確認+モデルの識別化+適切な操作変数+信頼性のある推定結果

52

推計結果

① 基本モデル

歳出全体に対し、ふるさと納税の受入額・件数が増加すると、歳出対標準財政規模比が有意に上昇する（1%水準）。
→ふるさと納税の寄附が、地方の裁量的財源の増加を通じて、歳出規模を拡大させている実態が示唆される。

② 特定分野

子ども・子育て、教育・人づくり、まちづくり、環境衛生等の支出に対し、ふるさと納税の受入額・件数が増加すると、各歳出対標準財政規模比が統計的に有意に上昇する（1%水準）。

→地方自治体は、寄附者からの支持の高い分野に対して、積極的に歳出を振り向けている実態が明らかとなった。

「子ども・子育て」においては、寄附者の関心の高さが寄附額の増加につながり、地方公共団体がこの財源を活用して保育施設や子育て支援サービスの充実を図っていると考えられる。

「教育・人づくり」では、教育環境整備や教材充実への投資、「まちづくり」では地域コミュニティ支援や公共施設の改修、「環境・衛生」では地域のエコプロジェクトや廃棄物処理強化などに活用されている可能性がある。

③ 識別性と信頼性

操作変数（第一次産業割合、2019年ダミー）によるIV推定では、Weak IV Test, Hansen's J, Endogeneity Testすべてで有意性・識別性が確認済み。推計結果は頑健である。

53

政策インプリケーション

1. ふるさと納税は、地方の裁量的財源を拡張する有効な手段である一方、制度設計次第では歳出構造の硬直化と依存度の固定化を招きうる。

2. 制度によって新たな格差が生じており、「税収減－交付税増」構造が交付団体のモラルハザードを招く可能性がある（ソフトバジェット問題）。

3. 財政持続性の確保には、

- ・ふるさと納税収入の平準化努力（基金化・積立）
- ・代替財源の複線的確保（法人誘致や地域課税）
- ・用途明示と成果公開（透明性の確保）

が必須である。

4. 制度全体として、財源の再配分機能ではなく、「自治体間競争の公平性・効率性・透明性」を再設計の主軸とすべきである。

54

参考資料 —本研究の使用している主な資料—

Kornai, J. (1979) Resource-Constrained versus Demand-Constrained Systems. *Econometrica*, 47(4), 801-819.

Rodden, J. (2002) The Dilemma of Fiscal Federalism: Grants and Fiscal Performance around the World. *American Journal of Political Science*, 46(3), 670-687.

小川光・田村なつみ・深澤映司 (2024) 『ふるさと納税の受入れが地域経済に及ぼす影響—影響の非線型性に着目した実証分析』
Kornai, J. (1979) Resource-Constrained versus Demand-Constrained Systems. *Econometrica*, 47(4), 801-819.

Rodden, J. (2002) The Dilemma of Fiscal Federalism: Grants and Fiscal Performance around the World. *American Journal of Political Science*, 46(3), 670-687.

析一』CREI Working Paper No.25.橋本恭之 (2024) 「ふるさと納税制度の総括」『関西大学経済論集』74(3), 155-173.

橋本恭之 (2022) 「所得再分配とふるさと納税」『関西大学経済論集』71(4), 385-401.

橋本恭之 (2023) 「ふるさと納税制度の財政的な効果・影響の検証」『都市とガバナンス』40, 16-22.

深澤映司 (2024) 「ふるさと納税の返礼品競争と『指定制度』の導入:『指定制度』の下で返礼品競争は解消したのか」『レファレンス』74(1), 3-22.

深澤映司 (2021) 「ふるさと納税の受入れに伴う自治体財政の効率性への影響:『財政錯覚』を背景とした技術的効率性の低下の観点から」『レファレンス』71(8), 1-30.

深澤映司 (2022) 「ふるさと納税の受入れと地方公共サービスの便益:ヘドニック・アプローチに基づく政策効果の評価」『レファレンス』72(7), 1-27.

55



ありがとうございます

足立 泰美

甲南大学 経済学部

adachi@konan-u.ac.jp

56

ふるさと納税制度の効果検証

—水平的外部性・垂直的外部性・財政持続可能性の統合的実証分析—

足立泰美

【要約】

本研究は、ふるさと納税制度を単なる寄附制度としてではなく、自治体間競争（水平的外部性）・国地方の財政調整（垂直的外部性）・歳出運営と財政規律（持続可能性）が交差する制度として捉え、2008～2022年度の市町村パネルデータを用いて統合的に効果検証を行った。2015年ワンストップ特例やポータルサイト普及を契機に寄附は「地域支援」から「返礼品を伴う選択行動」へ性格転換し、受入額は一兆円規模へ拡大した。

第一に、寄附受入依存度を被説明変数とする空間 Durbin モデルの推計により、自治体の返礼品支出は寄附受入依存度を有意に押し上げ、周辺自治体の寄附拡大は正の波及効果を持つ一方、周辺自治体の返礼品支出は負の効果を示した。補完推計でも空間ラグが有意であり、自治体間の模倣・同調が示唆された。以上より、制度は市場拡大と再配分の奪取が併存する二重構造を通じて水平的外部性を生み出している。

第二に、控除額比率を被説明変数として交付税依存度・財政力指数・交互作用項を用いた推計の結果、補填期待は一樣ではなく、財政力が一定水準にある自治体では交付税依存度との組合せが寄附流出（控除）を拡大させる条件付き効果を持つ可能性が示された。さらに、前年度控除額比率は翌年度の財政力指数を有意に低下させ、交付税補填が減収リスクを緩和する一方で流出抑制インセンティブを弱めうることが示唆された。

第三に、固定効果操作変数法により、第一次産業割合と2019年度ダミーを操作変数として推定した結果、寄附受入の増加は歳出対標準財政規模比を有意に押し上げ、子育て・教育・地域振興等の分野で目的別歳出も拡大した。寄附収入は裁量的財源として歳出余地を拡張する一方、小口化の進行は収入の変動性を高め、恒常的支出の拡大を通じて財政運営の安定性を損ねるリスクがある。

以上より、ふるさと納税制度は、(i) 競争の誘発と支出の同調（水平的外部性）、(ii) 交付税補填を介したインセンティブの歪み（垂直的外部性）、(iii) 寄附依存に伴う歳出の恒常化リスク（持続可能性）という三層の作用を通じ、地方財政制度全体に影響を及ぼす包括的的制度である。本研究は、この統合的枠組みの下で制度運用・制度設計の改善に資する実証的知見を提供する。

1. 研究の問題設定

ふるさと納税制度は、2008年に創設された寄附税制であり、「生まれ育ったふるさと」への貢献や地域支援の意思を、税制上の控除措置を通じて具体的な財政移転として実現する制度として導入された。制度発足当初は、都市部への人口流出や地方の税収基盤の相対的弱体化という社会経済的背景のもとで、居住地と異なる地域への支援を制度的に可能にする点に意義が見いだされていた。しかしその後、制度は段階的な拡充を経て、寄附行動を取り巻く制度環境と市場環境の双方が大きく変化した。とりわけ2015年のワンストップ特例制度の導入は、確定申告の負担を大幅に軽減することで利用の裾野を急速に広げ、さらにポータルサイトの普及と民間事業者によるマーケティングの高度化が、寄附を「地域支援」から「返礼品を伴う選択行動」へと性格づける契機となった。こうした制度・市場の相互作用の結果、ふるさと納税は近年、寄附受入額が一兆円規模に達するまでに拡大し、地方財政にとって無視できない規模の資金フローを形成するに至っている。

この拡大は、地方自治体に対して新たな自主財源をもたらしたという点で、表面的には地域の財政裁量を拡張する効果を持つ。他方で、ふるさと納税の制度設計は、寄附者側の住民税控除・所得税控除を通じて「流出自治体の税収減」を伴い、さらに地方交付税措置による補填を通じて国と地方の財政調整メカニズムに波及するという、多層的な財政構造を内包している。すなわち本制度は、自治体の自主財源を補完する制度であると同時に、居住地課税を基礎とする地方税体系と、水平的公平を担保する地方交付税制度の双方に対して、自治体の寄附誘導行動や住民の寄附選択行動に影響を与え、結果として税収の地域間配分の在り方に変化をもたらさうる制度である。この点において、ふるさと納税を単なる寄附制度、あるいは地域振興策として捉えるだけでは不十分であり、地方財政制度全体との関係性を踏まえ、その制度的意義と影響を総合的に検証する必要がある。

とりわけ重要なのは、ふるさと納税制度を個別政策の成否として論じるのではなく、地方分権の理念、財政調整制度の機能、そして歳入制約のもとで歳出規模を適切に管理するという財政運営の枠組みの中で、その帰結を体系的に評価する視角である。地方分権は自治体の裁量と責任の拡大を志向する一方、財政調整制度は地域間の財政力格差を是正し、最低限の行政サービス水準を保障する装置として機能してきた。さらに財政規律は、自治体が歳入制約のもとで持続可能な財政運営を行うことを前提として、制度全体の安定性を支えている。ふるさと納税はこれら三者の結節点に位置し、自治体に新たな収入機会を与える一方で、自治体間競争の激化を通じた外部性、交付税補填を介した国への負担転嫁、臨時的収入への依存が誘発する歳出構造の変容といった、複合的な制度効果を生み出さうる。

以上を踏まえ、本研究は、ふるさと納税制度が地方自治体間の財政競争を通じて生じさ

せる水平的外部性、地方交付税制度との相互作用によって発生する垂直的外部性、さらに歳出構造への影響を通じて顕在化する財政持続可能性上の問題を、相互に関連づけながら統合的に検証することを目的とする。具体的には、第一に、返礼品の充実や関連支出の拡大といった自治体の対応が、周辺自治体の対応や寄附受入状況に影響されながら連鎖的に広がるかを検証する。その際、周辺地域で寄附受入が増えることで寄附市場全体が拡大する側面と、周辺自治体が返礼品支出を強化することで自自治体の寄附受入が相対的に減少する側面が、同時に生じ得るかを確認する。第二に、住民税の控除と地方交付税措置の関係が、住民および自治体の行動にどのような影響を及ぼすかを検討する。具体的には、寄附を行う住民にとって「居住自治体の減収が交付税で一定程度調整される」という見通しが形成され得ること、また自治体にとっても流出抑制の取組を行っても税収面での効果が限定的と認識され得ることが、寄附流出の抑制行動に影響し得るかを検証する。第三に、寄附収入の増加が、歳出規模や目的別歳出の配分にどの程度影響するかを明らかにする。あわせて、寄附収入が変動し得る財源であることを踏まえ、寄附収入の増加に伴う歳出拡大が恒常化した場合に、将来の財政運営の安定性にどのような影響が生じ得るかを検討する。以上の三点を統合し、ふるさと納税制度が自治体の寄附獲得行動、税収の変動、歳出運営に与える影響を整理した上で、制度運用の改善に資する実証的知見を提示する。

2. 水平的外部性— 寄附獲得競争の空間構造

ふるさと納税制度は、自治体間の財源移転を伴う制度であると同時に、寄附獲得をめぐる競争を制度的に組み込んだ仕組みでもある。制度の拡大に伴い、自治体は寄附受入額の最大化を目標とし、返礼品支出を中心とする誘因政策を戦略的に選択する主体として行動するようになった。このとき、各自治体の行動は独立ではなく、他自治体の政策選択や寄附受入実績に影響を受けながら決定される。すなわち、ふるさと納税をめぐる競争は空間的相互依存構造を有している。本研究では、この競争構造を明示的に捉えるため、寄附受入依存度を被説明変数とする空間 Durbin モデルを推定した。寄附受入依存度とは、当該自治体が他地域住民から受け入れたふるさと納税額を標準財政規模で除した比率であり、自治体が標準的に調達可能な一般財源規模に対して、寄附収入がどの程度の比重を占めているかを示す指標である。この指標は、寄附が単なる臨時収入ではなく、財政運営においてどの程度構造的な位置を占めているかを把握するためのものである。主たる説明変数として、自自治体の返礼品支出、隣接自治体の寄附受入額（空間ラグ）、隣接自治体の返礼品支出（空間ラグ）を用いた。さらに、都市性や産業構造、財政硬直性、財政余力などを統制するためのコントロール変数を導入した。

推計結果は、三つの作用を明確に示している。第一に、自自治体の返礼品支出は寄附受入依存度を一貫して有意に増加させる。これは、自治体が返礼品支出を通じて寄附誘因を強化することが、実際に寄附受入の拡大に直結していることを意味する。寄附獲得は偶発

的な成果ではなく、明確に戦略的支出の結果であることが確認された。第二に、周辺自治体の寄附受入額は正の波及効果を持つ。周辺地域で寄附受入が拡大すると、自自治体の寄附受入も増加する傾向が観察された。この結果は、成功事例の可視化や情報の共有が寄附市場全体を拡大させる波及効果を有することを示唆している。寄附市場は完全なゼロサムではなく、一定の条件下では拡大型の外部性を伴う。第三に、周辺自治体の返礼品支出は自自治体の寄附受入依存度に対して負の効果を持つ。周辺自治体が返礼品支出を強化すると、自自治体の寄附受入は抑制される傾向が確認された。これは、寄附資源が有限である状況において、自治体間で寄附を奪い合う競争的奪取効果が作用していることを意味する。以上の結果から、ふるさと納税をめぐる自治体間競争は、波及的拡大と競争的抑制という二重の構造を有していることが明らかとなる。周辺自治体の成功は市場全体を拡大させる一方で、誘因支出の強化は寄附の再配分を通じて他自治体に負の影響を及ぼす。このように、同調的拡大と奪取的抑制が同時に存在する点に、水平的外部性が生じていることが確認された。

さらに補完的推計として、返礼品支出比率を被説明変数とする分析を行った。この推計は、「どれだけ寄附を集めたか」ではなく、「寄附を集めるためにどれだけ支出したか」という戦略決定の側面を直接測定するものである。空間ラグ項が有意に正であることは、周辺自治体の返礼品支出水準が自自治体の支出行動に影響を及ぼしていることを示しており、自治体間での模倣・同調行動が存在することを裏付けている。すなわち、寄附獲得競争は結果の相互依存だけでなく、戦略選択そのものにおいても空間的に波及している。このように、ふるさと納税制度は、自治体間におけるヤードスティック競争を通じて、誘因支出の強化と寄附依存度の上昇を促す構造を持つ。各自治体が個別合理的に行動した結果として、返礼品支出の強化が自治体間の競争を促進し、寄附受入の地域間差に一定の影響を及ぼす可能性が示唆される。水平的外部性は、寄附市場の拡大効果と寄附配分の変化を同時に伴う制度的特徴として整理できる。

3. 垂直的外部性—交付税措置と寄附行動・流出抑制行動

ふるさと納税制度は、自治体間の水平的競争を生み出すだけでなく、中央政府と地方自治体との関係にも制度的影響を及ぼしている。寄附者がふるさと納税を行うと、その寄附額に応じて住民税および所得税が控除されるため、寄附者が居住する自治体では税収が減少する。この減収分の一部は地方交付税制度を通じて補填される。したがって、ふるさと納税は、自治体間の財源移転のみならず、中央政府による再分配機能と密接に結びついた制度である。この構造のもとでは、自治体および住民の行動が変化する可能性がある。すなわち、住民にとっては「ふるさと納税を行っても、自らの自治体の減収は交付税措置により一定程度調整される」という見通しが形成されうる。また、自治体にとっても、寄附流出を抑制する取組を行ったとしても、その税収面での効果が限定的であると認識され

ば、流出抑制に向けた取組を強める動機が弱まりうる。このように、交付税措置との関係は、自治体の流出抑制に関する取組の強度に影響を及ぼす可能性がある。

本研究では、この補填期待が条件付き行動効果を生むか否かを検証するため、控除額比率を被説明変数とするモデルを推定した。控除額比率とは、当該年度の住民税控除額を標準財政規模で除した指標であり、住民税流出の規模を財政規模に対して相対化したものである。説明変数として、前年度交付税依存度、前年度財政力指数、そして両者の交互作用項を導入した。推計結果は、補填期待の効果が財政力水準に依存していることを示している。前年度交付税依存度の係数は負であり、単純に依存度が高いほど控除額比率が増加するという結果は確認されなかった。また、前年度財政力指数も負であり、財政力が高い自治体ほど控除額比率が低い傾向が観察された。これは、財政力の高い自治体ほど寄附流出の抑制努力が相対的に維持されていることを示唆する。しかしながら、交付税依存度と財政力指数の交互作用項は正であり、統計的に有意であった。この結果は、交付税依存度が高く、かつ財政力も一定程度高い自治体において、控除額比率が拡大する傾向を示している。すなわち、補填期待の影響は一様ではなく、財政力が一定水準にある自治体では、寄附流出を積極的に抑制しようとする動機が相対的に弱まる可能性がある。

さらに、本研究は、ふるさと納税による住民税流出が自治体の財政力に与える影響も検証した。被説明変数として財政力指数を用い、前年度控除額比率を説明変数とするモデルを推定した結果、控除額比率の係数は負であり、統計的に有意であった。この結果は、住民税流出の拡大が基準財政収入額を減少させ、翌年度の財政力指数を低下させることを示している。すなわち、ふるさと納税は自主財源の確保を目的とする制度であるにもかかわらず、住民税流出を通じて自治体の財政基盤を相対的に弱体化させる可能性を内包している。本来、不交付団体であることは地方の自主財政力の象徴である。しかし、ふるさと納税の拡大によって自主財源が他地域へ流出し、その減収を交付税で補填せざるを得なくなる場合、結果として財政調整制度との関係性が強まる可能性がある。この点は制度運用上の重要な検討課題となる。制度の運用状況によっては、財政調整制度との関係において自治体行動に変化をもたらす可能性がある。以上の分析から、ふるさと納税制度は、単に自治体間の財源移転をもたらすだけでなく、中央政府と地方自治体との間に垂直的外部性を生み出していることが明らかとなる。交付税補填という制度的装置は、減収リスクを緩和する一方で、自治体および住民の行動に歪みをもたらし、財政規律を弱める可能性を含んでいる。垂直的外部性の問題は、制度の再設計において不可避の検討課題である。

4. 歳出構造一寄付依存と財政持続可能性

ふるさと納税制度は、自治体に新たな自主財源をもたらす仕組みとして評価される一方、その拡大が財政運営の持続可能性にどのような影響を及ぼしているかは、十分に検証されてきたとは言い難い。制度の急速な拡大により、寄附受入額および件数は長期的に増

加傾向を示しているが、その増加は必ずしも安定的な財源基盤の形成を意味するものではない。件数の増加に比して一件当たり寄附額は減少傾向にあり、小口化・多件化が進行している。このような構造は、寄附収入の変動性を高め、恒常的な財政運営との整合性に課題を残す。本研究の目的は、ふるさと納税受入額および件数の増加が、自治体の歳出水準および用途配分にどのような影響を及ぼしているかを実証的に明らかにすることである。とりわけ、寄附という裁量的かつ不確実性を伴う収入が、恒常的な歳出の拡大を惹起していないか、また歳出構造の硬直化を招いていないかを検証する。

実証分析では、市町村別 2008 年度から 2022 年度までのバランスド・パネルデータを用い、固定効果操作変数法により推定を行った。第一段階では、第一次産業割合および 2019 年度ダミーを操作変数として、ふるさと納税受入額および件数を推定した。第一次産業割合は、農産物や水産物など地場産品を返礼品として提供しやすい地域特性を反映するものであり、寄附受入に影響を与える一方で歳出に直接的な影響を与えにくい変数である。また、2019 年度ダミーは指定制度導入という制度変更を捉えるものである。識別性の検定および弱操作変数検定の結果は、モデルの妥当性と推定の信頼性を支持している。第二段階では、推定されたふるさと納税受入額または件数を説明変数とし、歳出対標準財政規模比を被説明変数として推定した。基本モデルの結果、ふるさと納税受入額および件数の増加は、歳出対標準財政規模比を有意に押し上げることが確認された。この結果は、寄附収入の増加が自治体の裁量的財源を拡張し、歳出規模の拡大をもたらしていることを示唆している。さらに、目的別歳出に着目した拡張モデルでは、子ども・子育て、教育・人づくり、地域振興、まちづくり、環境・衛生といった分野において、ふるさと納税受入額および件数の増加が各歳出対標準財政規模比を有意に増加させることが明らかとなった。これは、寄附者の関心が高い分野に歳出が振り向けられている可能性を示唆するものであり、寄附者の選好が自治体の歳出構造に影響を与えていることを意味する。しかしながら、ここで重要なのは、寄附収入が恒常的な歳出の増加を伴う場合、将来的に寄附が減少した際に財政運営が不安定化するリスクが存在する点である。臨時的・裁量的な収入が恒常的支出を支える構造は、典型的な歳出の恒常化リスクと整合的である。寄附依存度が高まるほど、財政運営は外生的な寄附動向に左右されやすくなり、財政運営の安定性に影響を及ぼす可能性がある。

以上の分析から、ふるさと納税制度は、自治体の裁量的財源を拡張する有効な手段である一方で、制度設計次第では歳出構造の硬直化および依存度の固定化を招く留意すべき課題を含んでいることが示唆される。財政持続性の確保のためには、寄附収入の平準化努力や基金化による調整、代替財源の複線的確保、そして用途の明示と成果の公開による透明性の向上が不可欠である。ふるさと納税制度は、単なる寄附制度ではなく、自治体間競争、中央政府との財政関係、そして歳出構造にまで影響を及ぼす包括的な制度である。水平的な外部性、垂直的な外部性、そしてソフトバジェット制約という三層の構造を通じて、本制度が地方財政運営に与える影響を統合的に理解することが、今後の制度運用の充実およ

び改善を検討する上で重要である。

5. 政策提案—外部性の内部化と財政規律の再設計

本研究の実証結果は、ふるさと納税制度が、①自治体間の寄附獲得競争を通じた水平的外部性、②控除と地方交付税措置を介した国・地方間の財政調整に関わる垂直的外部性、③寄附増収に対する歳出反応を通じた財政持続可能性への影響、という三層の作用を有することを示している。したがって、制度運用に当たっては、寄附の地域活性化機能や自治体の自主財源確保手段としての役割を維持しつつ、これらの影響を踏まえた運用の高度化を図ることが重要である。以下では、実証結果が示唆する論点を整理した上で、今後の検討に資する観点を提示する。

(1) 水平的外部性への対応—競争の質の向上と透明性の確保

本研究では、返礼品支出が寄附受入依存度を押し上げる効果を持つ一方、周辺自治体の支出強化が自自治体の受入に影響を及ぼし得ることが確認された。これらは、寄附市場が一定程度拡大する局面を持ちながらも、誘因支出の強化が自治体間の受入配分に影響し得ることを示しており、競争の在り方が制度成果に関わることを示唆している。今後の制度運用においては、寄附者の選択行動が過度に短期的・誘因依存的に偏らないよう、競争の「量」ではなく「質」を高める観点が重要となる。このため、返礼品に係る取扱いについては、金額水準のみならず、経費構造の見える化、地場性の明確化、調達・契約の透明性確保などを通じて、地域価値や地域経済への波及を重視する方向で運用を進めることが有効と考えられる。とりわけ、公表用報告書としては、自治体が寄附を通じて得た財源をどのような目的に活用し、どのような成果を得たかを説明できることが制度の信頼性を支えるため、使途・成果の情報整備は競争の質を高める基盤となる。また、自治体間で模倣・同調行動が観察されたことを踏まえると、自治体の規模、財政力、産業構造等によって寄附獲得の前提条件が異なる点に留意しつつ、運用指針や情報提供の在り方を整理することが一つの検討課題となり得る。例えば、過度な同調によって経費構造が硬直化することを回避する観点から、経費率や事務費、広報費等の構成を比較可能な形式で示すこと、また自治体が自らの状況に応じて持続可能な運用方針を選択できるような情報環境を整えることが望ましい。

(2) 垂直的外部性への対応—交付税措置との整合性と説明可能性

本研究の結果は、交付税措置が減収リスクを緩和する機能を果たしていることを確認する一方で、補填の在り方が自治体行動に影響を与える可能性も示唆している。地方交付税制度は、地域間の財政力格差を調整し、一定の行政サービス水準を確保する役割を担ってきた。他方で、ふるさと納税は、寄附者の控除を通じて居住自治体の税収に影響を及ぼし

得るため、両制度の関係を丁寧に整理することが、制度の説明可能性・納得性の観点から重要となる。今後の検討においては、補填の透明性と予見可能性の確保を通じ、自治体が中期的視点で財政運営を行える環境を整えることが望まれる。具体的には、控除の規模と交付税措置の関係について、制度的にどのような範囲で調整が行われるのか、自治体や住民にとって理解しやすい形で情報提供を充実させることが考えられる。また、財政力や交付税依存度といった自治体属性によって影響が異なり得ることを踏まえ、自治体の状況に応じた論点整理を行うことも有益である。さらに、垂直的外部性の論点は、制度の正当性を損なうというよりも、制度の複雑性が増す中で「制度間の整合性をどのように確保するか」という運用上の課題として位置づけることが重要である。公表用研究報告書としては、交付税制度の本来機能を踏まえつつ、ふるさと納税との相互作用を検証し、改善に資する論点を提示することが求められる。

(3) 財政持続可能性への対応—寄附収入の安定的活用と歳出管理

本研究では、寄附収入の増加が歳出規模および特定分野の目的別歳出に一定の影響を与えていることが示された。寄附は自治体に裁量的な財源をもたらし、地域課題への機動的対応を可能とする一方、寄附収入は景気動向、制度変更、寄附者行動の変化等によって変動し得る性格を持つ。このため、寄附増収を背景とした歳出拡大が中長期的にどのような影響を持つかについては、財政運営上の観点から継続的に点検することが重要である。具体的には、寄附収入の変動性を考慮し、基金の活用や中期財政計画との整合的管理を通じて、歳出の平準化や将来負担の見通しを確保することが有効な手法となり得る。また、寄附の用途については、寄附者の関心が高い分野に配分が向かう可能性があることを踏まえ、自治体の政策課題や財政計画との整合性の下で、目的・成果を説明できる仕組みを整えることが望ましい。成果指標（KPI）の設定、事後評価、情報公開の充実は、自治体の裁量を補強しつつ透明性を高める手段として位置づけられる。以上のように、ふるさと納税制度の安定的運用に向けては、自治体間競争の質の向上、交付税措置との整合性、歳出管理の高度化という三方向から、継続的な検証と改善を積み重ねることが重要である。本研究の知見は、制度の本来的意義を維持しつつ、透明性と持続可能性を高めるための議論に資するものと考えられる。

6. 結語

本研究は、ふるさと納税制度を、①自治体間の寄附獲得競争、②控除および地方交付税措置を通じた国・地方間の財政調整、③寄附増収に対する歳出反応という三つの視点から整理し、市町村パネルデータを用いて実証的に検証した。制度の拡大に伴い、ふるさと納税は自治体財政において一定の規模を占めるようになっており、制度の評価に当たっては、寄附受入額の水準のみならず、制度が自治体行動や財政運営に及ぼす影響を踏まえた

総合的把握が重要となる。分析の結果、返礼品支出は寄附受入依存度を押し上げる効果を持つこと、周辺自治体の取組が自自治体の寄附受入や支出行動に影響を及ぼすことが確認された。これらは、自治体間競争が結果としての寄附受入に反映されるだけでなく、自治体の政策選択（誘因支出）にも一定の影響を与え得ることを示している。また、交付税措置は控除による減収リスクを緩和する機能を果たしていることが確認された。加えて、寄附受入の増加は歳出規模および特定分野の目的別歳出に一定の影響を与えていることが示された。

これらの結果は、ふるさと納税制度が自治体の自主財源確保手段として機能する一方で、自治体行動、財政調整制度との関係、ならびに歳出構造に対しても影響を及ぼしていることを示唆している。特に、寄附依存度の上昇と歳出配分との関係は、寄附が自治体財政運営の中でどのように位置づけられ、どのような形で住民サービスや地域施策へつながっているかという点に関わる重要な論点である。また、控除と交付税措置の関係は、制度が複層的な財政調整メカニズムの中で作動していることを示しており、制度の説明可能性・納得性の観点からも丁寧な整理が求められる。したがって、本制度の評価に当たっては、単年度の寄附受入額のみならず、(i) 自治体行動（誘因支出・流出抑制を含む）の変化、(ii) 地域間の財政配分および財政調整制度との整合性、(iii) 歳出の持続可能性と将来負担への影響、といった観点を踏まえ、総合的に検討することが求められる。本研究が提示した分析枠組みは、制度の作動経路を整理し、制度運用上の論点を可視化する点で今後の検討に資する基礎資料を提供するものである。

今後の課題としては、指定制度導入以後のルール変更や市場成熟の影響を踏まえ、制度変更前後における効果の差を検証することが挙げられる。また、自治体属性（財政力、都市性、産業構造等）により反応が異なり得る点を考慮し、異質性に着目した分析を深化させることも重要である。さらに、寄附増収が基金、公債、一般財源構成、あるいは中期的な財政計画に与える影響を検証することで、寄附収入の安定的活用と財政運営の持続可能性に関する理解を一層深めることが期待される。本研究の知見が、ふるさと納税制度の本来的意義を維持しつつ、自治体間競争、財政調整制度、歳出管理の整合性を高め、透明性と持続可能性を確保するための議論の深化に資することを期待する。

トランプ政権以降の連邦補助金政策の動態 —メディケイドを中心に—

2025年9月26日

第5回 基本問題研究会・専門分科会（堀場座長）

香川大学 加藤美穂子

1

分析視角

- グローバル化の進展と新興国の台頭、地政学的緊張の高まり、国内格差の拡大など、国際的・国内的な構造変化がアメリカ政治に大きな影響を与えている。
- トランプ政権では、「アメリカ第一主義」政策を掲げ、減税・規制緩和・移民制限・貿易再交渉などを通じて、国内の雇用創出や経済の再建等を追求している。
- 政府間財政関係の中心をなす連邦補助金に焦点を当てれば、トランプ共和党政権期の重点分野や州政府との関係性の変化は、オバマ民主党政権およびバイデン民主党政権とは対照的であり、移民政策・環境規制・医療政策などの分野ではリベラル州との対立も顕著となった。
- 本研究では、オバマ民主党政権、トランプ共和党政権、バイデン民主党政権における政策の連続性と断絶に着目し、連邦・州政府間関係の変容を明らかにする。
- その第一段階として、最大の連邦補助金プログラムかつ医療保障政策の重要な柱であるメディケイド（Medicaid）に焦点を当て、各政権がどのような政策的立場と理念に基づいてメディケイド改革を展開してきたかを分析する。

2

目次

1. 連邦財政の変遷と各政権の政策的特徴
2. オバマ医療改革とメディケイド拡大
3. メディケイド就労要件をめぐる政策動向
4. トランプ政権（第2期）One Big Beautiful Bill（OBBB）による
メディケイド就労要件の義務化

3

1. 連邦財政の変遷と 各政権の政策的特徴

4

1-1 連邦財政の推移 (単位：10億ドル)

Fiscal Year	In Current Dollars			In Constant (FY 2017) Dollars			Addendum: Composite Deflator	As Percentages of GDP		
	Receipts	Outlays	Surplus or Deficit (-)	Receipts	Outlays	Surplus or Deficit (-)		Receipts	Outlays	Surplus or Deficit (-)
1980	517.1	590.9	-73.8	1,483.0	1,694.7	-211.7	0.3487	18.5	21.2	-2.6
1990	1,032.0	1,253.0	-221.0	1,865.1	2,264.6	-399.5	0.5533	17.5	21.2	-3.7
2000	2,025.2	1,789.0	236.2	2,858.0	2,524.6	333.4	0.7086	20.0	17.7	2.3
2004	1,880.1	2,292.8	-412.7	2,406.1	2,934.3	-528.2	0.7814	15.6	19.1	-3.4
2008	2,524.0	2,982.5	-458.6	2,834.4	3,349.3	-514.9	0.8905	17.1	20.2	-3.1
2012	2,450.0	3,526.6	-1,076.6	2,592.6	3,731.8	-1,139.2	0.9450	15.2	21.9	-6.7
2016	3,268.0	3,852.6	-584.6	3,322.5	3,916.9	-594.4	0.9836	17.5	20.7	-3.1
2017	3,316.2	3,981.6	-665.4	3,316.2	3,981.6	-665.4	1.0000	17.1	20.6	-3.4
2018	3,329.9	4,109.0	-779.1	3,259.5	4,022.1	-762.6	1.0216	16.3	20.1	-3.8
2019	3,463.4	4,447.0	-983.6	3,334.3	4,281.3	-946.9	1.0387	16.3	20.9	-4.6
2020	3,421.2	6,553.6	-3,132.5	3,248.0	6,222.0	-2,973.9	1.0533	16.0	30.7	-14.7
2021	4,047.1	6,822.5	-2,775.4	3,726.6	6,282.2	-2,555.6	1.0860	17.6	29.7	-12.1
2022	4,897.3	6,273.3	-1,375.9	4,237.2	5,427.6	-1,190.4	1.1558	19.2	24.6	-5.4
2023	4,440.9	6,134.7	-1,693.7	3,675.1	5,076.7	-1,401.6	1.2084	16.2	22.4	-6.2
2024	4,919.9	6,750.9	-1,831.0	3,960.9	5,435.0	-1,474.1	1.2421	17.1	23.4	-6.4

資料) OMB, Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2026, Historical Tables, Table 1.3 より作成

5

1-2 各政権期における連邦支出の増減額 (実質額FY2017、単位：10億ドル、%は寄与率)

備考)	Fiscal Year	Total Outlays	Discretionary				Mandatory							Net Interest
			Total	National Defense	Non-defense	Total	Programmatic					Undistrib- uted Offsetting Receipts (2)		
							Total	Social Security	Medicare	Medicaid	Other Means Tested Entitlements (1)		Other	
	2000-2024	2,910.4	498.8	216.8	282.0	2,015.3	2059.9	628.9	444.0	340	218.0	429.0	-44.6	396.5
		100%	17%	7%	10%	69%	71%	22%	15%	12%	7%	15%	-2%	14%
ブッシュ(子)政権	2000-2008	825	347	226	121	498	530	135	170	65	96	65	-33	-20
第1期2001-05		100%	42%	27%	15%	60%	64%	16%	21%	8%	12%	8%	-4%	-2%
第2期2005-09	2000-2004	410	246	138	108	267	278	66	71	61	36	44	-11	-104
	2004-2008	415	101	89	12	231	252	68	99	4	60	21	-22	84
オバマ政権	2008-2016	567.6	-79.2	-85.6	6.3	689.5	683.4	240.0	168.7	148.8	78.4	47.6	6.2	-43.1
第1期2009-13		100%	-14%	-15%	1%	121%	120%	42%	30%	26%	14%	8%	1%	-8%
第2期2013-17	2008-2012	382.7	67.3	21.9	45.3	365.7	375.4	126.6	62.1	39.4	47.8	99.6	-9.7	-50.6
	2012-2016	184.9	-146.5	-107.5	-39.0	323.8	308.0	113.4	106.6	109.4	30.6	-52.0	15.9	7.5
トランプ政権	2016-2020	2,305.2	327.5	81.8	245.7	1,894.1	1,895.7	114.6	138.2	63.0	279.6	1,300.3	-1.7	83.5
第1期2017-21		100%	14%	4%	11%	82%	82%	5%	6%	3%	12%	56%	0%	4%
	2016-2019 (コロナ前)	364.5	71.7	53.2	18.4	176.5	170.6	76.8	25.5	20.6	0.4	47.1	5.9	116.3
		100%	20%	15%	5%	48%	47%	21%	7%	6%	0%	13%	2%	32%
	2019-2020	1,940.7	255.8	28.6	227.3	1,717.6	1,725.1	37.8	112.7	42.4	279.2	1,253.2	-7.6	-32.8
バイデン政権	2020-2024	-786.9	-96.3	-5.8	-90.5	-1,065.9	-1,049.6	139.6	-32.5	63.1	-236.1	-983.8	-16.3	375.9
2021-25		100%	12%	1%	12%	135%	133%	-18%	4%	-8%	30%	125%	2%	-48%
	2020-2021 (コロナ前期)	60.2	-38.9	6.2	-45.1	103.9	117.0	6.0	-95.8	44.9	375.0	-213.2	-13.2	-4.5
	2021-2023 (コロナ後期)	-1,205.5	-82.8	-22.0	-60.8	-1,338.7	-1,343.1	75.5	57.7	29.6	-561.0	-944.9	4.4	216.1
	2023-2024	358.4	25.4	10.0	15.4	168.9	176.5	58.1	5.6	-11.4	-50.1	174.3	-7.5	164.3
参考	2019・2024	1,153.8	159.5	22.8	136.8	651.7	675.5	177.4	80.2	105.5	43.1	269.4	-23.9	343.1
	(コロナ前・コロナ後)	100%	14%	2%	12%	56%	59%	15%	7%	9%	4%	23%	-2%	30%

資料) OMB, Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2026, Historical Tables, Table 8.2より作成

6

1-3 各政権の主要政策

オバマ民主党政権 第1期 2009-2013 第2期 2013-2017	2008年金融危機対策	<ul style="list-style-type: none"> American Recovery and Reinvestment Act of 2009(ARRA, P.L. 111-5) 金融規制の強化：Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act (2010年7月制定)
	医療保障改革	<ul style="list-style-type: none"> Patient Protection and Affordable Care Act (ACA, P.L. 111-148)
	軍事支出抑制・軍事再編・高度化	<ul style="list-style-type: none"> 「世界の警察官」ではない演説(2013) Pivot to Asia、対テロ戦争からの撤退(イラク撤退、アフガニスタン増派と撤退戦略)
トランプ共和党政権 第1期 2017-2021	アメリカ第一主義 ・産業・雇用の国内回帰 ・「小さな政府」 ・国家安全保障・治安強化 etc	<ul style="list-style-type: none"> 2017 TCJA(トランプ減税) 規制緩和(金融、環境) 軍拡 移民制限の強化 自由貿易協定の見直し(TPP、NAFTA) 福祉削減、オバマケア撤廃の試み、教育政策の分権化 等
	新型コロナ危機対策	<ul style="list-style-type: none"> Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act(CARES法)：Paycheck Protection Program(PPP融資)、失業給付の上乗せ、個人への現金給付 Coronavirus Relief Fund (CRF, P.L. 116-136)：州・地方政府支援
バイデン民主党政権 2021-2025	新型コロナ危機対策	<ul style="list-style-type: none"> American Rescue Plan Act of 2021 (ARPA, P.L. 117-2)
	Justice40 Initiative	<ul style="list-style-type: none"> 環境正義・人種平等・格差是正に向けた分配方針、クロスカット政策
	インフラ投資	<ul style="list-style-type: none"> Infrastructure Investment and Jobs Act (IIJA, 2021)：道路、橋、公共交通、ブロードバンド、水道等
	医療保障	<ul style="list-style-type: none"> ACA再拡充
	インフレ対策 ・半導体産業支援	<ul style="list-style-type: none"> Inflation Reduction Act (IRA, 2022)：エネルギー転換・気候対応(税額控除・補助金)、医薬品価格交渉(Medicare)、15%ミニマム法人税導入、IRS強化 CHIPS and Science Act (2022)：半導体産業支援(補助金+税額控除)

1-4 トランプ共和党政権(第2期) 2026年度予算教書・裁量予算 (PRESIDENT TRUMP'S FY 2026 DISCRETIONARY FUNDING REQUEST)

- 裁量予算総額の抑制、国防・国境警備の大幅増額、非国防予算の減額
 - 2025年度実績比
 - 国防費13%増加、国土安全保障費 約65%増加
 - 「これら増額は『予算調整措置 (budget reconciliation)』を通じて可能となり、議会で単純過半数によって成立させることができる。これにより、トランプ政権第1期に見られたような、民主党による非国防分野の浪費的な歳出増加の人質にされることはなくなる。」
 - 非国防費22.6%削減(1,630億ドル削減)
 - 「退役軍人、高齢者、法執行機関、その他連邦政府にとって重要な優先事項への支援は維持される。節約は、一般の勤労アメリカ人に対して「覚醒的(woke)」で政治的に悪用されていると判断されたプログラム、浪費的なプログラム、あるいは州や地方政府が担うべきとされたプログラムを縮小または廃止することで達成される。」
- (Overview: President Trump's Fiscal Year 2026 Discretionary Funding Requestより)

* 裁量予算 (Discretionary Budget)：議会が毎年歳出法を通じて決定する予算、義務支出 (Mandatory Spending) とは異なり、毎年見直し・調整される。

** 大統領予算案には法的拘束力はなく、実現には議会の承認が必要。

1-4 トランプ共和党政権（第2期）2026年度予算教書・裁量予算：優先分野

Rebuild our Nation's Military (国家安全保障・軍事の立て直し)	<ul style="list-style-type: none"> 国防費13%増：軍の再建、抑止力の再確立、戦士精神の復活を目指す。 中国のインド太平洋地域での攻勢を抑止し、国内の安全と主権を強化。 防衛産業基盤の強化
Secure the Border (国境管理)	<ul style="list-style-type: none"> 国土安全保障省（DHS）予算の大幅増額：議会審議中の調整法案と連動し、大規模な不法移民排除キャンペーンを実施。
Achieve American Energy Dominance (「アメリカのエネルギー支配」実現へ)	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー関連の予算（IIJAの150億ドル超）を撤廃。 化石燃料・原子力・重要鉱物の研究開発に重点。 EV充電器補助金（57億ドル）の廃止。
Make America Healthy Again (MAHA) (健康推進政策)	<ul style="list-style-type: none"> 「Make America Healthy Again」構想の推進(健康的な生活習慣の促進)：栄養・運動・生活習慣・薬依存・環境・食品安全など 国内農家の食材を使った「MAHAフードボックス」の配布。
Support Our Veterans (退役軍人支援)	<ul style="list-style-type: none"> VA医療センターと地域医療への資金増額。 有害物質曝露基金から500億ドルを確保し、世界水準の医療提供を保証。 地域医療機関の利用選択権を拡大。
Preserve Social Security (連邦政府の公的基礎年金)	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障給付には「一切手をつけない」方針を堅持。 サービス改善とAI導入による業務効率化の推進。
Streamline K-12 Education Funding and Promote Parental Choice (教育改革)	<ul style="list-style-type: none"> 教育省の段階的廃止 貧困層支援（Title I）と特別支援教育（IDEA）は維持。 18の補助金を統合した「K-12簡素化資金プログラム」創設。 高品質チャータータスクールに5億ドル（6000万ドル増）投資。
Make America Skilled Again (MASA) (技能育成)	<ul style="list-style-type: none"> 州・地方政府に柔軟な労働力支援予算の使途を認める。 多様性・移民支援団体への資金流出を制限。 MASA補助金の10%以上を「apprenticeship（実務研修）」に充当。

9

1-4 トランプ共和党政権（第2期）2026年度予算教書・裁量予算：優先分野（続き）

Support Space Flight. (宇宙開発支援)	<ul style="list-style-type: none"> 月探査に70億ドル以上、火星探査に10億ドルを新規投資。 中国より先に月面到達、初の火星有人探査を目指す。 NASAの業務効率化：人員、IT、施設運営、環境対応などを合理化。 財政責任を重視し、費用対効果の低いミッションや研究を削減。
Realign Foreign Aid (対外援助の再編)	<ul style="list-style-type: none"> 「アメリカ・ファースト」外交に沿った効率的な援助体制へ。 国際開発庁（USAID）の国務省への統合、DEI採用による不要職員の削減。 国際開発金融公社（DFC）の拡充：30億ドルの基金創設、投資収益の再活用。
End Weaponization and Reduce Violent Crime (司法省の正常化と犯罪対策)	<ul style="list-style-type: none"> 司法省の「政治的武器化」の終了、犯罪対策・秩序回復を優先。 重複・効果の薄い補助金40件の廃止。 FBI捜査官の現場配置強化、ATFによる違法銃取引・犯罪追跡支援の拡充。
Maintain Support for Tribal Nations (先住民族支援の維持)	<ul style="list-style-type: none"> インディアン保健サービス、インディアン教育・行政局の主要プログラムの継続。 効果の薄いプログラムの整理・廃止。
Address Drug Abuse and Mental Health (薬物乱用・メンタルヘルス対策)	<ul style="list-style-type: none"> DEA資源をフェンタニルなど危険薬物の密売人対策に集中。 DEAの海外支出をメキシコ・中南米・中国などの密輸拠点対策に再配置。 重複・小規模なメンタルヘルス関連プログラムの廃止、国家的影響力のある施策に集中。
Support Artificial Intelligence and Quantum Research (AI・量子研究の支援)	<ul style="list-style-type: none"> 人工知能（AI）と量子情報科学の研究資金を維持。 米国がこれら重要技術の最先端の開発と責任ある活用をリードし続けることを目指す。 対象は主要な連邦機関で、基礎研究と応用技術の両面を支援。
Improve Wildland Firefighting (森林火災対策の改革)	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府の森林火災管理業務を統合（現在は2省庁・5機関に分散）。 内務省(Department of the Interior)に「連邦森林火災サービス」を新設、業務効率化を図る。 火災の抑制・リスク軽減・州・地方との連携を強化し、森林火災危機への対応力を向上。

1-5 One Big Beautiful Bill Act : OBBB(P.L. 119-21)

- 2025年7月4日に成立した予算調整法(reconciliation bill)
 - 5月22日 米国連邦議会下院：OBBB法案を可決(賛成215、反対214、棄権1)
 - 7月1日 米国連邦議会上院：下院で可決された法案の修正案を可決(賛成51、反対50)
 - 7月3日 米国連邦議会下院：上院修正案を可決(賛成218票、反対214票)
 - 7月4日 トランプ大統領による署名、成立。
- 減税、規制緩和、歳出削減、関税政策などを含む。
- 減税：
 - 2017 TCJAの減税措置を恒久化（個人所得税・法人税）
 - SALT控除（州・地方税控除）の上限引き上げ(時限措置)
 - 設備投資・研究開発費に対する全額即時償却の恒久化
 - 新規の個人所得税減税：チップ収入・残業代・自動車ローン利息の非課税化、高齢者控除の引き上げ
 - 新規の法人税減税：工場建設費用の即時償却、クリーン燃料税額控除の延長
- 増税：バイデン政権下で導入された気候変動対策関連の税額控除の廃止等
- 福祉支出の削減
 - メディケイドの厳格化（就労要件の義務付け等）
 - 補足栄養支援プログラム（SNAP、旧フードスタンプ）の支給厳格化

11

1-6 各政権の連邦補助金政策の傾向

(1) トランプ共和党政権（第1期）

- FY2018予算教書：連邦補助金に関する基本方針
 - 連邦政府の関与縮小と州・地方政府の柔軟性の強化
 - 連邦補助金の数と規模の増加によるプログラムの重複・複雑化・監督の困難さへの対応
 - 財政責任の回復と重点分野への集中
 - 連邦補助金を最優先分野に集中させるとともに、州・地方政府および民間部門の役割を拡大することで、連邦政府の財政責任を再構築。そのために、連邦補助金総額、特にメディケイド支出の増加抑制を進める
 - 具体的な制度改革の方向性：福祉政策を中心とした削減案
 - メディケイドへの支出上限の導入、SNAP（補助栄養支援）への州の費用負担の導入、地域開発・社会サービス補助金の廃止など、が示されている。
- FY2020予算教書：メディケイドの財政健全化に向けた方策
 - ブロック補助金化・一人当たり支出上限の設定（消費者物価指数（CPI）と連動）
 - 州政府が持続可能な医療プログラムに移行するのを支援、革新的なコスト抑制策の奨励
 - 州政府への裁量権の最大化
 - メディケイド改革の管轄権は本来州政府にあるべきとの立場を強調
 - メディケイド拡大の撤回と資源の重点配分
 - オバマ医療改革（ACA）によるメディケイド拡大を「非効率な支出」と位置づけ、段階的撤回を提案
 - 「州政府が最も脆弱な人々のためにメディケイド資金を優先し、革新を支援する州独自の解決策を設計する権限を与える」
- 政権の方針と対立する州政府の決定や政策に対する報復的措置もみられる（連邦政府がその正式な権限を用いて州を罰することを含む）。「懲罰的連邦主義」Goelzhauser and Konisky (2020)
例) 環境政策、移民政策
- 新型コロナ危機対策

12

1-6 政権別の補助金政策の傾向（続き）

(2) オバマ民主党政権

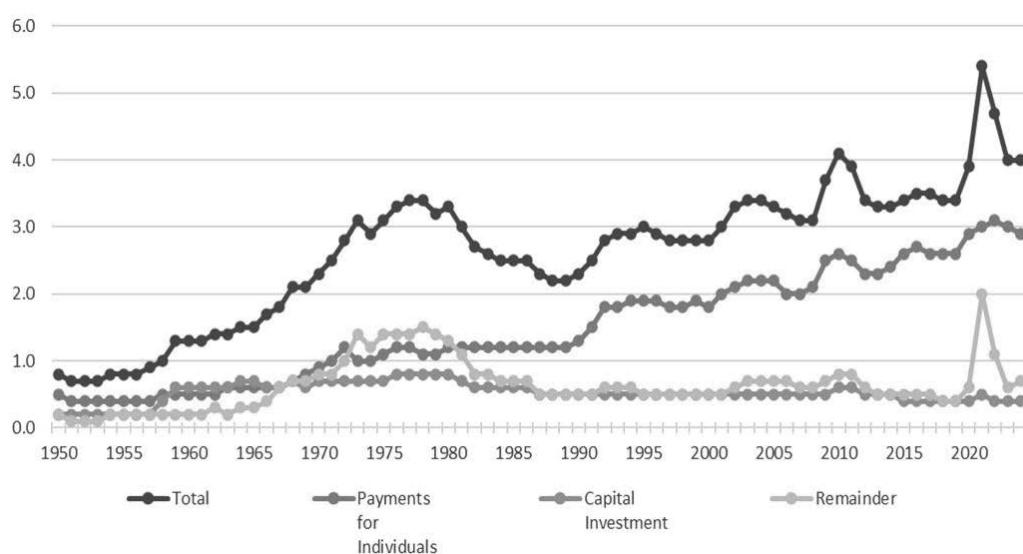
- Federalismに関する明示的な政策は示さず。
- ACA「メディケイド拡大」におけるメディケイド連邦補助金の増加、カテゴリー補助金の新設等
- 既存の包括補助金の拡大や新設よりも、競争型カテゴリー補助金を制定する傾向（例：TIGER（道路補助金）、Race to the Top（教育補助金）など）

(3) バイデン民主党政権

- 連邦政府の国家的課題（パンデミック、気候変動、教育格差など）への積極的関与 & Cooperative Federalism
- カテゴリー補助金を中心に、広範な分野に資金提供
- 制度・手続き改革
 - Uniform Grants Guidance の改定、Federal Program Inventory の整備、補助金制度の申請・モニタリング・報告の透明化。

13

1-7 州・地方政府に対する連邦補助金の推移：対GDP比



2008年金融危機対策
 ・ ARRA→州・地方政府
 に対してFY2009-14間で
 \$274.7 billionの支援
 (grants, contracts, loans)

新型コロナ対策
 ・ CARES Act →州・地
 方政府にCoronavirus
 Relief Fundを通じて\$150
 billionを支援
 ・ ARPA(2021)→州・地
 方政府に\$362 billionを支
 援

これらの支援の大半は、
 連邦補助金の形態
 CRS(2025)pp.3-4

資料) OMB, *Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2026, Historical Tables, Table 12.1*

14

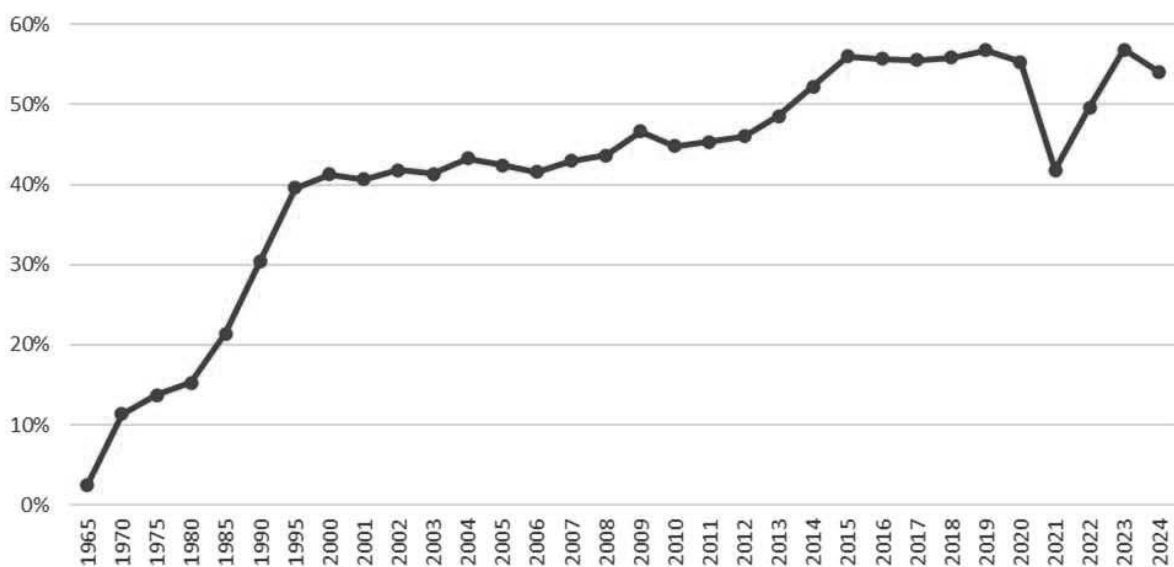
1-8 州・地方政府に対する連邦補助金の上位10プログラム
(支出額, FY 2023)

プログラム名	金額 (Billions of Dollars)
Medicaid	615.772
Federal aid for highways (Highway Trust Fund)	47.688
Tenant based rental assistance	29.559
Child nutrition programs	29.126
Stafford Act disaster assistance	23.819
Child Care and Development Block Grant	22.875
Education Stabilization Fund	19.363
Education for the Disadvantaged	17.857
Children's Health Insurance Fund	17.588
Temporary Assistance for Needy Families	16.459

出所：CRS(2025), Table 1.

15

1-9 連邦補助金に占めるメディケイドの割合



資料) OMB, *Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2026, Historical Tables*, Table 12.3より作成

16

2. オバマ医療改革と「メディケイド拡大」

17

2.1 メディケイドの概要

- 1965年社会保障法修正法(Social Security Amendments Act of 1965; P.L.89-97)で創設された、医療扶助のための連邦政府と州政府の共同プログラム、参加は州政府の任意（全州が参加）。
- 定率の特定補助金(Categorical Grants)
 - 連邦補助率：Federal Medical Assistance Percentage (FMAP)
法定の算定式に基づき、各州の人口1人当たり所得に応じて50%～83%の間で設定（所得の低い州ほど高いFMAPを適用）。州政府はマッチング資金を負担。
※オバマ医療改革(ACA)の「メディケイド拡大」の費用については連邦補助率を割増
州政府には連邦補助金の交付要件（連邦法）の順守が求められる。
ただし、所得基準・給付内容・加入資格・プロバイダー報酬などの制度設計について、州政府はかなりの裁量性を持つ。
- 上限なしエンタイトルメント(open-ended entitlement)
 - 州政府が適格性を認めたメディケイド登録者のすべてについて、連邦政府は、上限なく、州支出の一定割合を支払う義務がある。
(連邦財政においてはMandatory支出)

18

2.2 アメリカの医療保障システムの特徴

- 原則：民間保険への加入
 - 雇用主提供医療保険（団体保険）、個人保険
- 補完的制度：政府の医療保障プログラム
 - メディケア：高齢者・障害者対象の公的医療保険（連邦政府管轄の社会保険）
 - メディケイド：医療扶助
 - オバマ医療改革以前は、適格対象者を社会的弱者（貧困の高齢者・障害者・児童・妊婦・要扶養児童の保護者等）に限定…カテゴリー要件
- 産業構造・就業構造の変化により、雇用主提供医療保険等を獲得できない就業者の増加、かつ、政府プログラムの対象にもならない低所得者層で無保障者が増大。

19

2.3 オバマ医療改革（ACA）の主要政策

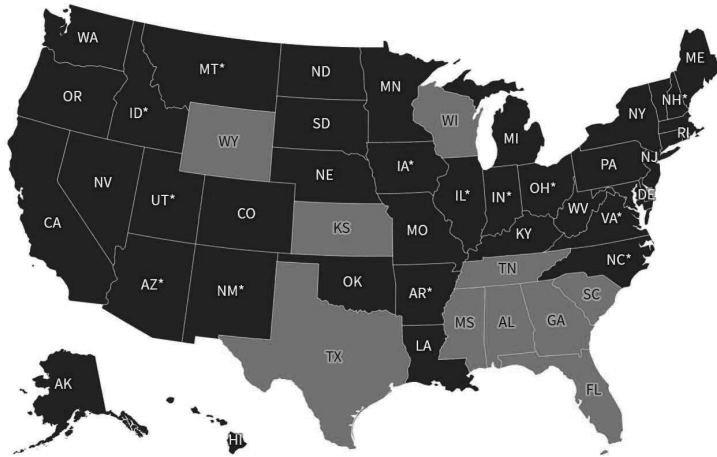
- 民間医療保険市場への規制強化
 - 民間医療保険の入手可能性を拡大するための規制強化
 - 契約前発病の免責の禁止, 既往症等に基づいた保険加入の可否や保険料決定を禁止、生涯給付額の制限の禁止など
- 公設保険市場（exchange）の創設
 - 中・低所得層の個人及び小規模雇用主が購入可能な民間医療保険を提供
 - 連邦所得税の保険料税額控除（保険料助成）
- Individual Mandate
 - 個人に対する医療保障取得の義務づけ。
 - 一定規模以上の雇用主に対する被用者への医療保険提供の義務付け
 - 義務を満たさない場合には罰金。
- メディケイド拡大
 - 連邦貧困ライン138%までの全ての成人に対して、メディケイドの適用範囲を拡大（従来、メディケイドの対象外とされてきた「要扶養児童のいない非障害・非高齢の成人」にも適用）
 - 「メディケイド拡大」を実施するか否かは州政府の裁量（成立当初の法律では州政府に義務付け。違憲判決によって、州政府が実施を選択可能となる）
 - 「メディケイド拡大」に対する連邦補助率の割り増し：初期100%、段階的に90%へ

20

2.4 メディケイド拡大の実施状況

- 2025年9月時点 実施：41州（ワシントンD.C.を含む）
未実施：10州

■ Adopted and implemented (41 states including DC) ■ Not adopted (10 states)



資料) Kaiser Family Foundation, “Status of State Action on the Medicaid Expansion,”

21

2.5 「メディケイド拡大」の普及と就労要件義務化の動き

- 「メディケイド拡大」の実施州の推移
 - メディケイド拡大施行時（January 1, 2014） 25州（D.C.を含む）
 - 2014年27州 → 2015年30州 → 2016年32州 → 2019年34州
→ 2020年37州 → 2021年39州 → 2023年41州
- 一部の州で「メディケイド拡大」の対象者を中心に、勤労世代の健常な成人に就労要件を義務化する動き
 - オバマ民主党政権…州政府から出された就労要件義務化に関するウェイバー申請を却下、承認しない方針を示す。
 - トランプ共和党政権…就労要件の導入を積極的に推進
 - バイデン民主党政権…トランプ政権の方策を撤回

22

3.メディケイド就労要件をめぐる政策動向

23

3.1 トランプ共和党政権（第1期）における メディケイドへの就労要件導入の試み

- 就労要件（work requirement : community engagement）の義務化
 - 非高齢・非障害者・非妊婦で要扶養児童もない成人（メディケイド拡大の対象人口）がメディケイドの受給資格を得る条件として、就労、ボランティア、通学などの活動に参加することを求めるもの。
- メディケイドの連邦法自体には就労要件を課すことを明示的に許可する規定なし。
- トランプ政権第1期
 - 共和党議員がオバマ医療改革法の廃止・置き換え、連邦メディケイド支出の削減・上限設定、州政府が受給者に就労要件を課せるようにするオプションの追加等の立法化を目指す→しかし成功せず
 - トランプ政権は、連邦法改正を必要としない1115ウェイバーや連邦規則等を通じて、様々なメディケイド改革を進める。

24

3.2 メディケイドのウェイバー制度

- 連邦法の政策目的を促進すると考えられる場合に、連邦法が定めるルールを適用除外とすることで、より柔軟な制度設計や政策運営を州政府に認める制度。社会保障法によって、HSS長官にその権限が付与される。
- メディケイドの主要なウェイバー規定
 - Section 1115 Research and Demonstration Projects
 - Section 1915(b) Managed Care/Freedom of Choice Waivers
 - Section 1915(c) Home and Community-Based Services Waivers
- 例：適格要件の寛大化、マネジドケア方式（診療報酬の一人当たり定額の包括払い方式）の採用等
- 州政府は、ウェイバー・プログラムの計画書をCMS（Centers for Medicare & Medicaid Services）に提出し、実施前に承認を得る必要がある。
- プログラム期間は有期（通常5年）。継続には再承認が必要。
- 報告や評価の要件、財政要件（予算の中立性、費用対効果、費用中立性など）等を遵守する必要あり。

25

3.3 トランプ政権の就労要件義務化に関する基本スタンス： 2017年3月連邦HHSが州知事に宛てた通知

HHS(2017), *Secretary Price and CMS Administrator Verma Letter* (March 14, 2017)

- 連邦政府の規則や要件の硬直的かつ時代遅れの実施・解釈が、州政府の本来の最も重要な仕事である「脆弱な個人や家族の健康成果を改善するためのメディケイドの実現」を妨げており
- ……ACAが、障害がなく、要扶養児童を持たない就労年齢の成人にもメディケイドを拡大したことは、メディケイドの中核的・歴史的使命からの明らかな逸脱であり、メディケイド拡大の対象者に通常よりも高い連邦補助率を適用したことで、各州に「最も脆弱な層の人々を後回しにするインセンティブ」を与え、州と連邦の財政支出を押し上げる要因になっている。
- ……低所得者層の長期的な健康を改善する最良の方法は、彼らにスキルと就業機会を与えることであり、トランプ政権は、職業訓練・就労・自立という「人間の尊厳」を基盤とした革新を評価・承認するために、既存の1115ウェイバーを活用する

26

3.3 2018年1月CMSによる新政策指針 (1115 Waiverの承認方針)

- メディケイド受給者の福祉向上と自立支援を進める州の取り組みを支援
- 就労、教育、職業訓練、ボランティア、介護などのコミュニティ活動への参加を条件とすることで、社会的統合と健康改善を目指す。
- ただし、
 - 「障害者、高齢者、子ども、妊婦」は就労要件の対象外
 - 「高失業地域や育児・介護を行う者」や「治療中の薬物依存者」なども配慮対象とすることを州政府に求める。
 - 就労要件を満たす活動には、就労のほかに地域活動を含む
 - 州政府が支援策（職業訓練、リソース紹介など）を提供すること

27

3.4 メディケイド就労要件義務化の導入とその影響

- トランプ政権下でCMSが承認した就労要件付きウェーバー：13州
 - アリゾナ、アーカンソー、インディアナ、カンザス、ケンタッキー、メイン、ニューハンプシャー、ノースカロライナ、ユタ、ウィスコンシン等が申請
- 就労要件義務化の影響
 - アーカンソー州
 - 唯一、就労要件の未達成時に給付停止などを伴う就労・報告要件を実施
 - 結果、18,000人以上が保障を喪失。
 - 受給者の大多数は実際に就労しているか、免除対象に該当。
 - 報告要件を満たす際の手続き上の障壁により、メディケイドから除外
 - カイザー・ファミリー財団の調査報告
 - パンデミック前の時点で、メディケアやSSI（補足的保障所得）を受給していない65歳未満のメディケイド受給者の大多数（63%）がすでにフルタイムまたはパートタイムで働く
 - その他の受給者も就労していない主な理由が、介護（12%）、病気・障害（10%）、就学中（7%）など、就労要件を免除される可能性が高い。
 - 全米のすべて州がメディケイドに就労要件を導入した場合、140万～400万人の成人受給者が医療保障を失う可能性
 - ➡ その大多数は就労要件を満たしているにもかかわらず、新たな事務手続き等が原因で補償を喪失

資料) Guth and Musumeci(2022)、Guth(2023).、Musumeci(2020)

28

3.5 連邦裁判所による差止命令とバイデン政権による撤回

- 就労要件ウェイバーが承認された州のメディケイド受給者が連邦HHS長官を提訴
 - これらのウェイバー承認は「メディケイドの設計と目的を根本的に変更」し、不法であると主張
- 連邦地方裁判所・巡回裁判所の判断
 - 連邦HHS長官のウェイバー承認は行政手続法（APA）違反。同長官はメディケイドの目的の推進に「役立つ可能性がある」免除のみを承認できる。
 - 連邦HHS長官側の主張：就労要件がメディケイドの他の目標（対象者の健康改善の促進等）を達成する
 - 裁判所は、HHS長官が主張する目標はメディケイドの政策目的には該当しないとした。
- 2020年2月連邦控訴裁判所：アーカンソー州に対するトランプ政権の就労要件ウェイバーの承認を無効とする地方裁判所の決定を支持。
- 他州でも、訴訟や新型コロナウイルスの影響により就労要件義務化の実施を停止。
- バイデン政権
 - メディケイドのカバレッジとケアへのアクセスを拡大する方向にシフト。
 - トランプ政権が承認した就労要件付きウェイバーを全て撤回。メディケイドの制度目的を促進するものではないと結論づける。

29

4. トランプ政権（第2期） One Big Beautiful Bill（OBBB）による メディケイド就労要件の義務化

30

4.1 OBBBにおけるメディケイド関連条項（抜粋）

- 就労要件の義務化（Community Engagement Requirements）
 - 2027年1月1日から、ACA「メディケイド拡大」の対象となる成人の受給資格を就労要件の達成に条件付けることを州政府に義務付け
 - 就労、就労支援プログラムへの参加、地域奉仕活動、教育プログラムへの登録
 - 州は、1115ウエーバーを通じて、これらの要件を早期に導入することも可能。
 - CBOの試算：2025-2034年度までの10年間で3,256億ドルのメディケイド支出削減
- ACAの「メディケイド拡大」対象者の一部に自己負担（cost-sharing）要件を追加
- ACAの「メディケイド拡大」を実施する州への財政的インセンティブの廃止

など

31

4.2 CBOによるOBBBに関する推計：医療関連（July 21, 2025）

- FY2025-FY2034：連邦支出1.1兆ドル削減、連邦収入278億ドル減少
内訳
 - メディケイド：歳出9,897億ドル削減、歳入 259億ドル減少
 - うち、就労要件による歳出削減 3,256億ドル
 - メディケア：歳出17億ドル増加、歳入1億ドル減少
 - 民間医療保険関連：歳出2,130億ドル削減、歳入22億ドル増加
 - 農村医療変革プログラム（Rural Health Transformation Program）歳出472億ドル増加
- 医療保険未加入者数：2034年度に1,000万人増加
内訳
 - メディケイド 750万人増加
 - メディケア 10万人増加
 - 民間医療保険関連 210万人増加
 - 農村医療変革プログラム 影響なし

32

米国連邦補助金政策の動向

—メディケイド拡大・就労要件・OBBA法を中心に—

香川大学経済学部

加藤 美穂子

分析視角

2000年代以降のアメリカ連邦財政は、2001年の9.11同時多発テロ、世界金融危機、さらに新型コロナ・パンデミックといった重大な危機への対応を迫られてきた。加えて、冷静終結以降に進展したグローバル化によってアメリカ国内の経済構造も変化し、その対応も長期的な課題となっている。生産拠点の海外移転とともに経済のサービス化が一層進行し、その結果として中間所得層の縮小や格差拡大が進み、社会の二極分化が深まってきたのであり、こうした経済的・社会的構造変化が、オバマ民主党政権下での医療保障改革の成立を後押しするとともに、その後のトランプ共和党政権の誕生や「アメリカ第一主義」の台頭といった政治的動向にも影響を及ぼしている。

政府間財政関係の中心をなす連邦補助金に焦点を当てれば、トランプ共和党政権期の重点分野や州政府との関係性は、オバマ民主党政権およびバイデン民主党政権とは対照的であり、移民政策・環境規制・医療政策などの分野ではリベラル州との対立も顕著となった。

トランプ共和党政権の財政や政府間関係に対する包括的な評価には、第2期政権任期満了後の執行結果と、連邦財政や経済社会に及ぼす影響を中長期的な視座から検証する必要があるが、そのこと前提とした上で、現時点での政策方針を俯瞰すると、第1期からの基本理念である「アメリカ第一主義」のさらなる深化と、未完の課題を完遂しようとする強固な姿勢が伺える。

その一つとして、アメリカにおける重要な医療セーフティネットであり、かつ連邦補助金の最大費目でもあるメディケイド（医療扶助）の改革がある。特に、オバマ医療改革で導入された「メディケイド拡大」をめぐっては、立法時から大きな争点となってきたが、トランプ共和党政権下で2025年に成立したOBBAにおいて、「メディケイド拡大」の対象者に対する就労要件の義務付けがなされたことで、大きな政治的・制度的論点として再浮上している。

本稿では、オバマ民主党政権以降の政府間財政関係における修正と継続性を検討するための第1歩として、各政権の主要政策を整理した上で、連邦補助金の重要課題であるメディケイドに焦点を当て、特に「メディケイド拡大」と就労要件の義務化をめぐる動向を考察する。まず第1節では、オバマ民主党政権（2009–2017）、第1期トランプ共和党政権（2017–2021）、バイデン民主党政権（2021–2025）が展開した主要政策を整理し、第2節では、第2期トランプ共和党政権（2025–）の初年度の政策方針を検討するために、2026年度予算教書と包括財政調整法のOne Big Beautiful Bill Actを検討する。第3節では、オバマ民主党政権による医療改革法（ACA）及び「メディケイド拡大」の概要を整理した上で、就労要件義務化をめぐる一連の政策動向について検討する。

1. オバマ民主党政権・トランプ共和党政権（第1次）・バイデン民主党政権の政策的特徴

1-1 オバマ民主党政権（2009–2017）

2009年1月に発足したオバマ民主党政権では、第1に、喫急の課題であった金融危機への対策として、2009年2月に American Recovery and Reinvestment Act of 2009 (ARRA, P.L. 111-5)¹を成立させた。これにより、雇用創出策、経済安定化策、インフラ整備、税制支援などを目的とする大規模な経済対策が実施された²。さらに2010年7月には、金融システムの構造改革として Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010 (Dodd-Frank Act, P.L. 111-203)³が制定された。

第2に、医療分野では、医療保険料の高騰や雇用主提供医療保険の縮小に伴い、医療保険に加入できない無保障者が増加していた状況に対応するため⁴、2010年に Patient Protection and Affordable Care Act (ACA, P.L. 111-148)が成立した。ACAの詳細については、後に改めて取り上げる。

第3に、しかし不景気による財政収入の減少と金融危機対策による財政支出の増加によって、オバマ政権初期には財政赤字が急拡大した。連邦債務が累積し、法定債務上限に近づいたことで、政府が追加借入をできなくなり、連邦財政がデフォルトに陥る可能性が現実的な問題となった。この状況に対処するために制定されたのが Budget Control Act of 2011 であり⁵、債務上限を引上げる代わりに、支出上限や強制支出削減措置等の歳出削減を中心とした財政規律の強化が制度化された。

第4に、オバマ民主党政権下で歳出抑制の主な対象となったのは軍事支出であり、軍事支出の抑制と並行して、軍事力の再編と高度化が進められた⁶。

1-2 第1期トランプ共和党政権（2017–2021）

2017年1月に就任したトランプ共和党政権（第1期）では、「アメリカ第一主義」を基本理念とし、国内の雇用・産業を重視した保護貿易と国家安全保障・治安強化を志向する一方で、経済政策においては減税や規制緩和といった保守色の強い「小さな政府」路線を推進した。

¹ CRS(2009)

² ARRA では、州・地方政府に対して 2009 - 2014 年度の間で 2747 億ドルの支援 (grants, contracts, loans) が行われた (CRS(2025)pp.3-4)。

³ Dodd-Frank Act は、1930 年代以降最大の包括的な金融規制改革とされており、金融システムの安定化策（銀行の自己勘定取引やヘッジファンドへの出資を原則禁止する Volcker Rule の制定等）や、システム上重要な大規模金融機関への監視強化（"Too Big To Fail" 対策）、消費者金融保護の強化、デリバティブ市場・証券化市場の透明化、危機時の金融機関処理（破綻処理）の枠組みの整備などを含む、金融規制体制の大幅な再編が行われた。詳しくは CRS(2017)を参照されたい。

⁴ 医療保障の取得においては、保険のみならず、医療扶助も重要な位置づけにあることから、本稿では「無保険」ではなく、「無保障」という語を用いる。

⁵ Budget Control Act of 2011 については、渋谷(2024)第2章補論、CRS(2011)、CRS(2019)を参照。Budget Control Act of 2011 では①債務上限の引き上げ、②連邦政府の裁量的支出 (discretionary spending) に対する 10 年間の厳しい支出上限の設定、③両院特別委員会 (Joint Select Committee on Deficit Reduction) の設置、④強制支出削減措置 (sequestration) が盛り込まれた。強制支出削減措置両院特別委員会が合意できなかったため、2013 年から発動し、裁量的経費と義務的経費が強制的に削減された。

⁶ 2013 年のオバマ大統領の「米国はもはや“世界の警察官”ではない」演説に象徴されるように、オバマ政権は、同時多発テロ以降に展開された対テロ戦争からの撤退を進めた（イラク戦争からの撤退、アフガニスタンにおける増派と撤退戦略など）。詳しくは渋谷(2024)参照。

第1に、同政権の主要政策となるのが、2017年に成立した Tax Cuts and Jobs Act, (TCJA, P.L. 115-97)であり、法人税（税率の恒久的な引き下げ）と個人所得税（2025年末までの時限立法）の大規模減税がその柱となっている。また、国際課税制度改革として、全世界所得課税から属地主義への転換などが行われた。

第2に、環境分野や金融分野等での規制緩和を進めた。環境分野については、気候変動に関する国際的な枠組みであるパリ協定からの離脱や、オバマ政権下で強化された環境規制等を撤回した（発電部門向け CO₂規制、自動車燃費・排出基準の緩和など）。金融分野では、2018年に Dodd-Frank Act の一部緩和などが行われた。

第3に、アメリカの主権と国益を優先する「アメリカ第一主義」に基づく国際政策・国境管理政策として、国防費の増額による軍備強化、移民規制の強化（入国制限措置や国境管理の厳格化）、自由貿易協定の再交渉に加え⁷、中国に対しては大規模な追加関税措置や技術分野での規制強化など、安全保障・通商・技術を横断した強硬姿勢をとった。

第4に、大規模減税と国防費増額等による財政赤字を抑制するために、社会保障関連支出や福祉政策、環境保護政策、再生可能エネルギー支援策などのリベラル色の強い政策の予算削減が提案・推進された。

第5に、オバマ医療改革に対しては、撤廃と新制度への置き換えが目指された。連邦議会での立法化に失敗したことから、政権が行政権限を駆使してACAの機能縮小をもたらす政策を実施した。

第6に、2020年に新型コロナウイルス（COVID-19）によるパンデミックが米国に深刻な打撃を与えると、トランプ政権と連邦議会は緊急的な財政支援策を実施した。Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act(CARES 法)では、Paycheck Protection Program による中小企業向け融資(PPP 融資)、失業給付の上乗せ、個人への現金給付（Economic Impact Payments）、州・地方政府への支援（Coronavirus Relief Fund ; CRF, P.L. 116-136）などが行われた⁸。これらの政策により、歳出は急増し、財政赤字は歴史的な規模に拡大した。

1-3 バイデン民主党政権（2021–2024）

バイデン民主党政権では、トランプ共和党政権下での多くの政策を見直し、気候変動対策や多国間主義など、オバマ民主党政権期の路線に近い方向への政策転換を進めた。一方で、対中政策については、トランプ共和党政権が強めた対抗的姿勢を基本的に維持しつつ、同盟国との協調を重視する形で継承した。

第1に、新型コロナ・パンデミックの影響が続く中で政権運営を開始したバイデン政権は、危機対策として、American Rescue Plan Act of 2021 (ARPA, P.L. 117-2) による大規模な財政支出を通じて経済再開を後押しした。経済活動の回復に伴って税収が増えたものの、2021年 Infrastructure Investment and Jobs Act (IIJA, 道路、橋、公共交通、ブロードバンド、水道等) や、2022年 Inflation Reduction Act (IRA, エネルギー転換・気候変動対策（税額控除・補助金）、医薬品価格交渉（Medicare）、15%ミ

⁷ 具体的には、Trans-Pacific Partnership (TPP) からの離脱、ならびに North American Free Trade Agreement (NAFTA) の再交渉を通じた United States–Mexico–Canada Agreement (USMCA) への改定が実施された。

⁸ これらの支援の大半は、連邦補助金の形態で行われた。CRS(2025)pp.3-4.

ニマム法人税導入、IRS 強化)といった長期的な歳出プログラムが続いたため、歳出は高水準を維持し、財政赤字も高い水準にとどまった。

第 2 に、2021 年に公表された「Justice40 Initiative」では⁹、環境正義・人種平等・格差是正を目的として、連邦政府の気候変動対策および関連投資による便益の少なくとも 40%を、歴史的に投資不足や環境汚染の負担を受けてきた不利な地域 (Disadvantaged Communities) に配分する方針を示した¹⁰。

第 3 に、医療保障政策については、ACA の再拡充が進められ、補助金の拡大や加入促進策を通じて、トランプ政権時に行われた ACA 形骸化措置の是正が図られた。これらの取り組みにより、バイデン民主党政権下で無保障率は過去最低を更新した¹¹。

第 4 に、2022 年の CHIPS and Science Act により、半導体産業への支援策 (補助金、税額控除) が行われ、国内製造基盤の強化が図られた。

図表 1 連邦財政の推移 (単位 : 10 億ドル)

Fiscal Year	In Current Dollars			In Constant (FY 2017) Dollars			Addendum: Composite Deflator	As Percentages of GDP		
	Receipts	Outlays	Surplus or Deficit (-)	Receipts	Outlays	Surplus or Deficit (-)		Receipts	Outlays	Surplus or Deficit (-)
1980	517.1	590.9	-73.8	1,483.0	1,694.7	-211.7	0.3487	18.5	21.2	-2.6
1990	1,032.0	1,253.0	-221.0	1,865.1	2,264.6	-399.5	0.5533	17.5	21.2	-3.7
2000	2,025.2	1,789.0	236.2	2,858.0	2,524.6	333.4	0.7086	20.0	17.7	2.3
2004	1,880.1	2,292.8	-412.7	2,406.1	2,934.3	-528.2	0.7814	15.6	19.1	-3.4
2008	2,524.0	2,982.5	-458.6	2,834.4	3,349.3	-514.9	0.8905	17.1	20.2	-3.1
2012	2,450.0	3,526.6	-1,076.6	2,592.6	3,731.8	-1,139.2	0.9450	15.2	21.9	-6.7
2016	3,268.0	3,852.6	-584.6	3,322.5	3,916.9	-594.4	0.9836	17.5	20.7	-3.1
2017	3,316.2	3,981.6	-665.4	3,316.2	3,981.6	-665.4	1.0000	17.1	20.6	-3.4
2018	3,329.9	4,109.0	-779.1	3,259.5	4,022.1	-762.6	1.0216	16.3	20.1	-3.8
2019	3,463.4	4,447.0	-983.6	3,334.3	4,281.3	-946.9	1.0387	16.3	20.9	-4.6
2020	3,421.2	6,553.6	-3,132.5	3,248.0	6,222.0	-2,973.9	1.0533	16.0	30.7	-14.7
2021	4,047.1	6,822.5	-2,775.4	3,726.6	6,282.2	-2,555.6	1.0860	17.6	29.7	-12.1
2022	4,897.3	6,273.3	-1,375.9	4,237.2	5,427.6	-1,190.4	1.1558	19.2	24.6	-5.4
2023	4,440.9	6,134.7	-1,693.7	3,675.1	5,076.7	-1,401.6	1.2084	16.2	22.4	-6.2
2024	4,919.9	6,750.9	-1,831.0	3,960.9	5,435.0	-1,474.1	1.2421	17.1	23.4	-6.4

資料) OMB, *Budget of the U.S. Goernment, Fiscal Year 2026, Historical Tables*, Table 1.3 より作成

2. 第 2 期トランプ共和党政権の初年次の財政・政策動向 : 「アメリカ第一主義」の深化と OBBBA の成立

2024 年大統領選挙の結果、2025 年 1 月からトランプ共和党政権の第 2 期が始動した。同時に実施された連邦議会選挙においても、共和党が上下両院で多数派を占めた結果、統一政府 (Unified

⁹ White House, *Justice40: A Whole-of-government Initiative*

¹⁰ Justice40 の対象分野は、気候変動対策、クリーンエネルギー、持続可能な住宅、交通、クリーンな水・インフラ整備など多岐にわたり、複数の連邦省庁に横断的に適用されるものであった。しかし 2025 年 3 月にトランプ政権によって Executive Order 14008 が撤廃され、Justice40 等を停止した。

¹¹ White House,(January 08, 2025)

Government) が実現している。本節では、同政権の初期方針を象徴する 2026 年度予算教書と OBBBA についてみていく。

2-1 トランプ政権 2026 年度予算教書¹²

2026 年度予算教書は、トランプ共和党政権が掲げる「アメリカ・ファースト」の再加速を象徴する内容であり、大枠として裁量予算総額を抑制した上で¹³、国防・国境警備を増額する一方で、非国防予算を大きく減額する方針が示された。具体的には、2025 年度実績比で、国防費が 13%増加（軍事力の近代化と抑止力強化）、国土安全保障費が約 65%増加（国境管理や不法移民の強制送還を加速させるために国土安全保障省（DHS）予算の大幅増額）であり、非国防費は 22.6%の削減方針である。

削減対象となる非国防費としては、具体的には教育、環境、福祉などの予算削減、特にバイデン民主党政権が進めてきた多様性（DEI）関連プログラムや気候変動対策予算の廃止、連邦政府再編に向けた官僚機構の縮小と、州政府への権限移譲（ブロック補助金化）が提示された。

ただし、予算教書に示される大統領予算案は法的拘束力を持たないため、実現には議会の承認が必要となる。2026 年度予算教書では、国防費及び国境警備関連予算の拡大について、「この増額は『予算調整措置（budget reconciliation）』を通じて可能となり、議会で単純過半数によって成立させることができる」¹⁴と述べられているが、これは当時連邦議会で審議されていた予算調整法案(reconciliation bill)を念頭に置いたものであり、共和党が上下両院を掌握する中で、上院・下院ともに僅差ながらに可決され、同年 7 月 4 日に大統領による署名がなされて One Big Beautiful Bill Act (OBBBA、 P.L. 119-21)として成立している。同法には、第 1 期トランプ共和党政権に実施されたトランプ減税の延長・拡大が主要項目として盛り込まれており、2026 年度予算教書が示す歳出削減の多くは、この大規模減税によって生じる財源不足を補い、財政赤字の拡大を抑えるものと位置付けられている。

すなわち、第 2 期トランプ共和党政権の財政は、「トランプ減税の延長・拡大」（歳入減）および「国防・国境警備関連の支出拡大」による財政赤字拡大を、「福祉・リベラル系政策の支出削減」によって相殺するという構造である。

図表 2 トランプ共和党政権（第 2 期）2026 年度予算教書・裁量予算：優先分野

Rebuild our Nation's Military (国家安全保障・軍事の立て直し)	国防費 13%増：軍の再建、抑止力の再確立、戦士精神の復活を目指す。 中国のインド太平洋地域での攻勢を抑止し、国内の安全と主権を強化。 防衛産業基盤の強化
Secure the Border (国境管理)	国土安全保障省（DHS）予算の大幅増額：議会審議中の調整法案と連動し、大規模な不法移民排除キャンペーンを実施。
Achieve American Energy Dominance (「アメリカのエネルギー 一支配」実現へ)	再生可能エネルギー関連の予算（IIJA の 150 億ドル超）を撤廃。 化石燃料・原子力・重要鉱物の研究開発に重点。 EV 充電器補助金（57 億ドル）の廃止。

¹² OMB(2025a), OMB(2025b),

¹³ 連邦政府の支出は、裁量支出と義務支出に大きく分かれる。裁量支出（Discretionary）は議会による毎年の歳出予算法の立法が必要となる。義務支出（Mandatory Spending）は、一度立法がなされると、その後の支出が自動的に認められる。

¹⁴ OMB(2025b)

Make America Healthy Again (MAHA) (健康推進政策)	「Make America Healthy Again」構想の推進(健康的な生活習慣の促進) : 栄養・運動・生活習慣・薬依存・環境・食品安全など 国内農家の食材を使った「MAHA フードボックス」の配布。
Support Our Veterans (退役軍人支援)	VA 医療センターと地域医療への資金増額。 有害物質曝露基金から 500 億ドルを確保し、世界水準の医療提供を保証。 地域医療機関の利用選択権を拡大。
Preserve Social Security (連邦政府の公的基礎年金)	社会保障給付 (基礎年金) には「一切手をつけない」方針を堅持。 サービス改善と AI 導入による業務効率化の推進。
Streamline K-12 Education Funding and Promote Parental Choice (教育改革)	教育省の段階的廃止 貧困層支援 (Title I) と特別支援教育 (IDEA) は維持。 18 の補助金を統合した「K-12 簡素化資金プログラム」創設。 高品質チャータースクールに 5 億ドル (6000 万ドル増) 投資。
Make America Skilled Again (MASA) (技能育成)	州・地方政府に柔軟な労働力支援予算の使途を認める。 多様性・移民支援団体への資金流出を制限。 MASA 補助金の 10%以上を「apprenticeship (実務研修)」に充当。
Support Space Flight. (宇宙開発支援)	月探査に 70 億ドル以上、火星探査に 10 億ドルを新規投資。 中国より先に月面到達、初の火星有人探査を目指す。 NASA の業務効率化 : 人員、IT、施設運営、環境対応などを合理化。 財政責任を重視し、費用対効果の低いミッションや研究を削減。
Realign Foreign Aid (対外援助の再編)	「アメリカ・ファースト」外交に沿った効率的な援助体制へ。 USAID の国務省への統合、DEI 採用による不要職員の削減。 DFC の拡充 : 30 億ドルの基金創設、投資収益の再活用。
End Weaponization and Reduce Violent Crime (司法省の正常化と犯罪対策)	司法省の「政治的武器化」の終了、犯罪対策・秩序回復を優先。 重複・効果の薄い補助金 40 件の廃止。 FBI 捜査官の現場配置強化、ATF による違法銃取引・犯罪追跡支援の拡充。
Maintain Support for Tribal Nations (先住民民族支援の維持)	インディアン保健サービス、インディアン教育・行政局の主要プログラムの継続。 効果の薄いプログラムの整理・廃止。
Address Drug Abuse and Mental Health (薬物乱用・メンタルヘルス対策)	DEA 資源をフェンタニルなど危険薬物の密売人対策に集中。 DEA の海外支出をメキシコ・中南米・中国などの密輸拠点対策に再配置。 重複・小規模なメンタルヘルス関連プログラムの廃止、国家的影響力のある施策に集中。
Support Artificial Intelligence and Quantum Research (AI・量子研究の支援)	人工知能 (AI) と量子情報科学の研究資金を維持。 米国がこれら重要技術の最先端の開発と責任ある活用をリードし続けることを目指す。 対象は主要な連邦機関で、基礎研究と応用技術の両面を支援。
Improve Wildland Firefighting (森林火災対策の改革)	連邦政府の森林火災管理業務を統合 (現在は 2 省庁・5 機関に分散)。 Department of the Interior に「連邦森林火災サービス」を新設、業務効率化を図る。 火災の抑制・リスク軽減・州・地方との連携を強化し、森林火災危機への対応力を向上。

出所) OMB, *the Budget of the United States Government, President Trump's Fiscal Year 2026 Discretionary Funding Request*, May 2, 2025

2-2 One Big Beautiful Bill Act : OBBB(P.L. 119-21)

OBBBA は、予算調整措置 (Reconciliation) による一括法であり、トランプ共和党政権が掲げる「アメリカ第 1 主義」を具現化するための主要政策に法的・財政的根拠が与えられたことになる。

その主な政策としては、第 1 に、トランプ減税の恒久化・拡大であり、2017 年 TCJA で 2025 年末までの時限立法とされていた個人所得税減税を恒久化した。また、新規の個人所得税減税として、チップ収入・残業代・自動車ローン利息の非課税化、高齢者控除の引き上げが行われた。その他、SALT 控除 (州・地方税控除) の上限引き上げ (時限措置) や、設備投資・研究開発費に対する全額即時償却の恒久化がなされ、新規の法人税減税として工場建設費用の即時償却やクリーン燃料税額控除の延長が行われた。

第 2 に、不法移民対策として、国境警備予算が増額された。収容施設の拡充や国境の壁の建設を継続するための CBP や ICE への予算の増額、国境警備関連費用を負担している州に対する補助金などが盛り込まれた。

第 3 に、福祉支出の削減である。メディケイドに対する就労要件の義務付けや歳出削減策、補足栄養支援プログラム (SNAP、旧フードスタンプ) の支給要件の厳格化などが盛り込まれた。メディケイドは OBBBA における歳出削減の最重要項目の一つであり、特に、オバマ医療改革法の「メディケイド拡大」を標的にしている。これらについては、節を改めて説明する。

第 4 に、バイデン民主党政権下で進められたエネルギー・環境政策の転換が行われた。IRA で導入された気候変動対策関連の税額控除 (電気自動車 (EV) 購入時の税額控除、風力や太陽光への投資税額控除) などの廃止する一方で、化石燃料・原子力への支援を強化した。

3. ACA「メディケイド拡大」の修正と就労要件の導入

3-1 メディケイドの概要¹⁵

メディケイドは 1965 年社会保障法修正法 (Social Security Amendments Act of 1965; P.L.89-97) で創設された医療扶助プログラムであり、参加する州政府には、連邦補助金が交付される代わりに、連邦法が定める交付要件の順守が求められる。連邦補助金の形態としては、定率の特定補助金 (Categorical Grants) であり、州政府には連邦補助率 (Federal Medical Assistance Percentage: FMAP) に応じたマッチング資金 (州負担) の拠出が義務付けられている¹⁶。加えて、「上限なしのエンタイトルメント (open-ended entitlement)」であり、州政府が適格性を認めたすべてのメディケイド登録者に対して、連邦政府は州支出の一定割合を支払う義務がある。そのため、連邦予算においては、義務支出 (Mandatory Spending) として扱われる。

メディケイド連邦補助金は 2023 年度時点で 6158 億ドルに上り、連邦補助金総額に占める割合は 50% を超えている¹⁷。そのため、連邦財政・州財政のいずれにとっても主要な支出膨張要因となっており、長年にわたりその抑制策が模索されてきた。

メディケイド連邦補助金の交付要件は、所得基準・給付内容・加入資格・プロバイダーへの報酬といった制度設計において、州政府にかなりの裁量性を認めるものとなっている。そのうえでさらに、州

¹⁵ メディケイドの制度設計とオバマ医療改革については、加藤 (2022) で詳しく検討している。

¹⁶ Federal Medical Assistance Percentage (FMAP) は、法定の算定式に基づき、各州の人口 1 人当たり所得に応じて 50%~83% の間で設定される (所得の低い州ほど高い FMAP を適用)。

¹⁷ CRS(2025); OMB, *Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2026, Historical Tables*, Table 12.3

政府が連邦補助金を受けながらプログラム運営においてより一層の柔軟性を得る手段として、ウェイバー（適用免除）制度も存在する。ウェイバー制度は、連邦補助金の政策目的達成に資すると判断される場合に、州政府が実験的プロジェクトや柔軟な制度設計・政策運営をできるように、連邦法の特定規定を免除する権限を連邦 HHS 長官に付与するものである。ウェイバー制度を利用することで、州政府はメディケイドの原則的なルールでは認められていない形でプログラムを設計できるようになる。

受給資格に関しては、所得要件のみならず、カテゴリー要件（人的属性に関する要件）も設けられており、プログラムの創設以来長年にわたって、社会的弱者（貧困の高齢者・障害者・児童・妊婦・要扶養児童の保護者等）に対象者を限定してきた。しかしオバマ医療改革では、「メディケイド拡大」政策によって、連邦貧困ライン 138%までの全ての成人にメディケイドの適格性を拡大した。

すなわち、従来、メディケイドの対象外とされてきた「要扶養児童のいない非障害・非高齢の成人」にもメディケイドの適用範囲を拡大し、それによって全国的な皆保険システムを確立しようとしたのである。

オバマ医療改革（ACA）では、既存の民間保険を中心の医療保障システムを前提として、無保障者問題を解消するための改革を実施した。

第 1 に、医療保険の入手可能性を拡大するための民間医療保険市場への規制強化が行われた（契約前発病の免責の禁止、既往症等に基づいた保険加入の可否や保険料決定を禁止、生涯給付額の制限の禁止など）。

第 2 に、中・低所得層の個人や小規模雇用主が購入可能な民間医療保険を提供する公設保険市場（exchange、またはマーケットプレイス）を創設し、連邦所得税の保険料税額控除を通じて保険料助成を行う仕組みを構築した。

第 3 に、Individual Mandate として、個人に対する医療保障取得の義務付けと、一定規模以上の雇用主に対する被用者への医療保険提供の義務付けが導入され、義務を満たさない場合には罰金が課されることになった。

第 4 に、「メディケイド拡大」であり、連邦貧困ライン 138%までの全ての成人に対して、メディケイドの適格性を拡大した。これは、従来はメディケイドの対象外とされてきた「要扶養児童のいない非障害・非高齢の成人」を新たに適格者に加えるものであり、メディケイドの性格を大きく変えるものであった。「メディケイド拡大」に係る費用については、連邦補助率の割増もなされた（初期 100%、段階的に 90%へ）。成立当初の法律では、州政府に「メディケイド拡大」を義務付けるものとなっていたが、違憲判決によって、「メディケイド拡大」を実施するか否かは州政府の裁量とされた。

オバマ医療改革法（ACA）に対しては、同法の成立直後から違憲訴訟が起こされるなど、反対派による撤廃を目指す強い動きが持続的に展開されてきた。第 1 期トランプ共和党政権下では、連邦議会において ACA の廃止・代替法案（American Health Care ACT ; AHCA）などの可決が試みられた。同法案は不成立となったものの、その後、2017 年 TCJA の付帯要項によって個人の保険加入義務

（individual mandate）に係る罰金が 0 ドルとされ、オバマ医療改革の主要な柱の一つである同制度は 2019 年から実質的に停止されることになった¹⁸。

¹⁸ トランプ政権第 1 期における、共和党と政権によるオバマ医療改革法廃止の動向については、河音（2018）、長谷川（2017）が詳しく検討している。

また、トランプ政権は連邦法改正を伴わない大統領令や 1115 ウェイバーや連邦規則の改正等の幅広い行政権限を行使して、メディケイド改革を進めた。メディケイドの一部受給者に対する就労要件の義務付けもその一つであり、「メディケイド拡大」に対する抑制策として立法化が試みられたものの、それに失敗すると、同政権はメディケイドの 1115 ウェイバー制度を用いて、州政府に就労要件義務付けの導入を推進した。

しかし、政権が再び民主党に移り、バイデン民主党政権（2021–2025）が発足すると、トランプ共和党政権が弱体化させたオバマ医療改革を、再び強化する政策が展開された。例えば、新型コロナ禍の救済策として打ち出された大型経済政策の American Rescue Plan Act（2021）では、保険料補助（税額控除）を大幅に拡充し（補助額や対象となる所得層の拡大など）、メディケイドの就労要件ウェイバーの撤回などが行われた。

以上のように、オバマ民主党政権による ACA は、トランプ共和党政権による弱体化、バイデン民主党政権による再強化という政治的変遷をたどってきた。こうした全体的な動きの中でも、大きな争点一つとなってきたのが「メディケイド拡大」であり、特に就労要件の義務付けをめぐるのは政権交代のたびに方向性が大きく変わってきた。次に、「メディケイド拡大」と就労要件義務化をめぐる動きを改めて検討する。

3-3 「メディケイド拡大」と就労要件の動き¹⁹

「メディケイド拡大」は、2014年1月1日の施行開始時点では、実施州は25州（D.C.を含む）であり、州毎に対応が分かれた。しかしその後、メディケイド拡大を選択する州の数は次第に増加し、2023年時点で41州（D.C.を含む）に達している。

このように、「メディケイド拡大」の採用が広がる一方で、受給資格の厳格化をめぐる議論、とりわけ就労要件の義務化が新たな争点として浮上してきた。オバマ民主党政権の時点で、既に一部の保守州から「メディケイド拡大」を受け入れるにあたって、勤労世代の健全な成人については保険料の賦課や自己負担の引き上げ、就労要件等を課そうとする動きが生じた²⁰。同政権は、就労要件の導入については一貫して拒否し、州政府から提出された就労要件付きの 1115 ウェイバー申請を却下して、承認しない方針を示した。

しかしトランプ共和党政権になると、むしろ「メディケイド拡大」への就労要件の義務化を推奨し、ウェイバー制度によって州政府が実施できるようにした。同政権は就労要件義務化を推進するにあたり、「障害がなく、要扶養児童を持たない就労年齢の成人」へのメディケイドの適用拡大を、「メディケイドの中核的・歴史的使命からの明らかな逸脱とし、「通常よりも高い連邦補助率を適用したことで、各州に「最も脆弱な層の人々を後回しにするインセンティブ」を与える」と批判した。さらに、低所得者層の投機的な健康改善には、「スキルと就業機会を与えること」が最善であり、職業訓練・就労・自立を通じた「人間の尊厳」を基盤とする政策革新を評価・承認するという姿勢を示した²¹。そのうえ

¹⁹ 第1次トランプ共和党政権におけるメディケイド就労要件の義務化の経緯については、加藤（2025）で詳しく検討している。

²⁰ Greene(August 30, 2017)

²¹ HHS(2017)

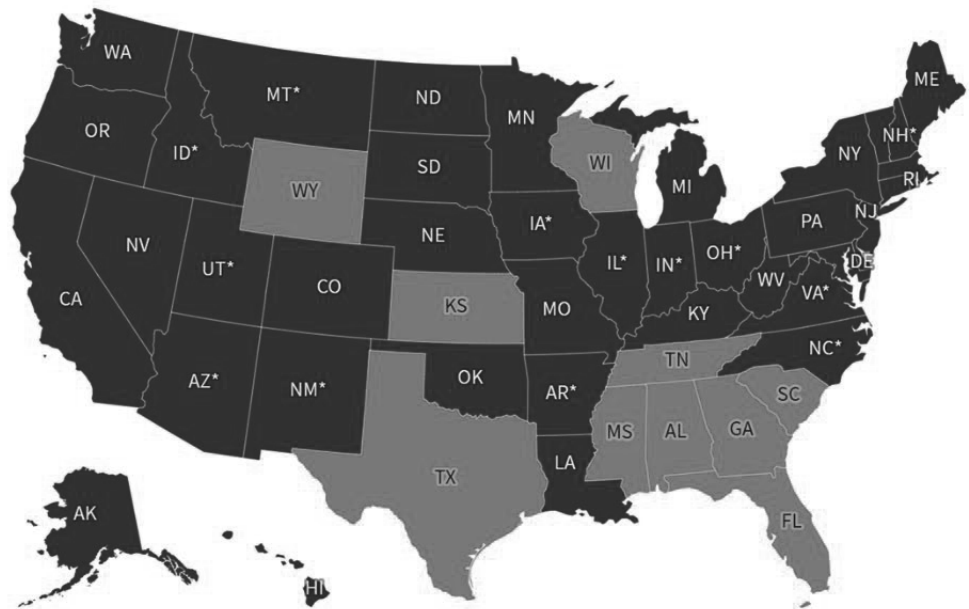
で、就労・教育・職業訓練・ボランティア活動などへの参加を条件とすることが、「メディケイド拡大」の対象者の社会的統合と健康改善につながると位置づけた²²。なお、「障害者、高齢者、子ども、妊婦」は就労要件の対象外であり、「高失業地域や育児・介護を行う者」や「治療中の薬物依存者」なども配慮対象とされた。

トランプ共和党政権下で、13州が就労要件付きウェイバーを承認された²³。しかし、就労要件ウェイバーが承認された州のメディケイド受給者らが、そのウェイバー承認の取り消しを求めて連邦HHS長官を提訴し、連邦地方裁判所・巡回裁判所は、連邦HHS長官によるウェイバー承認を行政手続法（APA）違反とした。当時、メディケイドの連邦法自体には就労要件を課すことを明示的に許可する規定はなく、就労要件がメディケイドの目的推進に当たるかが争点となった。裁判所は、連邦HHS長官はメディケイドの目的の推進に「役立つ可能性がある」免除のみを承認でき、長官側の主張する目標はメディケイドの政策目的には該当しないとされた。

そしてバイデン民主党政権になると、トランプ政権が承認した就労要件付きウェイバーを全て撤回し、メディケイドの補償範囲とケアへのアクセスを拡大する方向にシフトした。「メディケイド拡大」に対する就労要件義務付けは、ここでいったん幕引きを迎えることになる。しかし2024年選挙を経て、トランプ共和党政権が再発足し、連邦議会でも上下両院を共和党が多数派を占めた結果、就労要件の義務付けが生作家台として再浮上し、さらに今回は立法化が実現するに至った。

図表3 「メディケイド拡大」の実施状況

■ Adopted and implemented (41 states including DC) ■ Not adopted (10 states)



²² CMS (Jan 11, 2018)

²³ アリゾナ、アーカンソー、インディアナ、カンザス、ケンタッキー、メイン、ニューハンプシャー、ノースカロライナ、ユタ、ウィスコンシン等が申請。

資料) Kaiser Family Foundation, “Status of State Action on the Medicaid Expansion,”

3-4 One Big Beautiful Bill (OBBB) によるメディケイド就労要件の義務化

One Big Beautiful Bill Act (OBBBA, P.L. 119-21) では、メディケイドに関する様々な変更が行われているが²⁴、就労要件 (Community Engagement Requirements²⁵) の義務化(Section 71119) は特に重要な変更の一つであり、ACA「メディケイド拡大」の対象となる成人(14歳未満の扶養家族を持たない、19歳から64歳の健常な成人)の受給資格に就労要件を加えることを全ての州政府に義務付けた²⁶。既述のように、OBBBAの成立以前には、連邦法上に就労要件に相当する規定は存在せず、それゆえに第1期トランプ共和党政権が、就労要件の導入を可能にする1115ウェイバーを承認した際には、メディケイドの法的目的との適合性が問われ、1115ウェイバーで付与された権限を逸脱するとして、行政手続法上の違反という司法判断を受けた。

すなわち、OBBBAによって特定のメディケイド受給者に就労要件を課す法的根拠が与えられたのであり、メディケイドの目的を「貧困者・低所得者への医療保障の抵抗」から、「労働参加の促進」も併せ持つ自立促進的なものに変更したことになる。

同法によって、2027年1月1日から就労要件の適用が開始されるが、州政府は2029年1月1日までは必ず実施しなければならないとされた。また、州政府は1115ウェイバーを用いることで、就労要件を2027年1月1日以前に導入することも可能とされており、既にネブラスカ州が2026年5月1日から連邦の就労要件を前倒して施行するとしている。

就労要件の対象者は、コミュニティ活動(就労、就労支援プログラムへの参加や地域奉仕活動、教育プログラムへの登録)に毎月80時間以上従事しなければならず、それを満たさない場合にはメディケイド受給資格を失う²⁷。就労規定から除外されるのは医学的虚弱者、妊婦、最近釈放された(拘禁されていた)者、アメリカ先住民またはアラスカ先住民部族であり、その他にも州政府が申請によって適用除外とできる対象者もいる(病院・介護施設の入所者、大統領によって緊急事態または災害が宣言された郡の居住者、失業率8%超または全国平均の1.5倍以上の郡の居住者)。

²⁴ 具体的には、就労要件の導入の他、ACA「メディケイド拡大」対象者の一部に対する自己負担(cost-sharing)要件の追加、「メディケイド拡大」実施州への財政的インセンティブの廃止(割増連邦補助率の廃止)、バイデン政権期の手続き簡素化を目的とした資格・登録ルールの一時停止、特定の適法滞在移民のMedicaid資格の制限、州政府に対する、ACA「メディケイド拡大」対象者へのより頻繁な資格再判定の実施要請などがある。Kaiser Family Foundation (2026)

²⁵ 就労に加えてボランティア活動、職業訓練、教育プログラムへの参加などの社会参加活動を含むため、政策文書においては、work requirementではなく、より包括的な概念を示す“Community Engagement Requirements”という語が用いられている。

²⁶ CRS(2025c),

²⁷ CBO(July 21, 2025)pp.5-6.

Congressional Budget Office (CBO) (2025年10月)の試算によると、メディケイドへの全米的な就労要件の導入(週20時間/月80時間の労働・訓練義務)は、2025年度から2034年度までの10年間に連邦メディケイド支出の3,256億ドル削減するとしている²⁸。

さらにCBOは²⁹、就労要件を満たさない者が一定数存在することに加え、資格を証明できない者が出るとしている。就労要件の対象となるメディケイド加入者の大半は要件を満たすか例外対象になるものの、2034年時点で約290万人が医療保険の資格を失い、さらに申請プロセスの複雑化や資格確認作業の困難さによって追加で約280万人が受給資格を失うと推計されている。これらのメディケイド受給資格喪失者の大半は無保障状態になり、2034年時点で無保険者が530万人増加すると予想されている。

就労要件の義務付けに関しては、実際には要件を満たしていながら、資格確認のための新たな事務手続きなどが原因で医療保障を喪失する者が多く発生する可能性も指摘されており³⁰、その他にも、資格確認に伴う行政コストの増加なども懸念されている。

オバマ医療改革によって、無保障者はピークであった2010年の4,830万人から、2023年第1四半期には約2,300万人にまで減少し³¹、また、新型コロナ時には、経済危機によって多くの失業者が発生した中で、無保障リスクを減らし、医療セーフティネットとして重要な役割を果たしたのであり³²、米国内に定着してきている。大規模な適格性削減は、オバマ改革以降に拡大してきたメディケイドの「医療保障」としての役割を弱めることになる。

しかし逆からみれば、オバマ医療改革法による「メディケイド拡大」自体が、メディケイドの性質を従来の限定的な福祉から、より包括的な低所得者医療制度へと大きく転換するものであった。保守系の州からみれば、オバマ医療改革は、要扶養児童のいない健全な勤労世代にまで所得基準のみで医療扶助(メディケイド)を寛大化するものであり、しかも制定当初には、それをすべての州に強制的に義務づけたため、強い反発を招いた。「小さな政府」を志向する州において「メディケイド拡大」を制度化させるには、「就労要件の義務化」という福祉依存を抑制する仕組みが、理念的にも財政負担抑制の面でも重要な条件になるとみられることもできる。

ただし、OBBAによるメディケイド就労要件は、2027年1月から施行予定であるが、2026年の中間選挙の結果次第では、その執行に大きな影響が出る可能性がある。もし民主党が議会の過半数を奪還した場合には、就労要件の廃止や凍結などの動きは加速すると予想されるが、他方でトランプ大統領が拒否権を持つ限り、法律そのものの完全撤廃には高い政治的障壁も存在する。

結びに代えて

²⁸ Congressional Budget Office (CBO), (July 21, 2025,) Estimated Budgetary Effects of P.L. 119-21, to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of H. Con. Res. 14, Relative to CBO's January 2025 Baseline, <https://www.cbo.gov/publication/61570>. CRS(2025c)

²⁹ CBO (July 21, 2025)

³⁰ Garfield, Rudowitz and Musumeci(2028); Guth and Musumeci(2022)

³¹ Office of the Assistant Secretary for Planning and Evaluation, U.S. Department of Health and Human Services. (2023)

³² Fry-Bowers (2021); Schwartz (Mar 23, 2020)

トランプ共和党政権の補助金政策は、イデオロギー的転換と財政再編を目的とした強硬な再構築であり、福祉・教育・交通・環境など広範な分野に影響を及ぼしている。

メディケイドについては、OBBBAは大規模な予算削減と厳格化を実施するものであり、「メディケイド拡大」に対する制限や就労要件の導入など、医療アクセスや州・地方財政へのインパクトも大きく、セーフティネットとしてのメディケイドの根本的な性質にも影響すると考えられている。

今後の研究課題としては、政権主導によるメディケイド改革に対する州政府・連邦議会・司法の制度的対応と修正過程の検討、改革が州・地方政府の財政運営や政策選択に与える影響、ならびに州レベルで導入される就労要件の政策的運用とその社会的帰結等について実証的検討が必要となる。

参考文献

- 加藤美穂子 (2013) 『アメリカの分権的財政システム』 日本経済評論社
- 加藤美穂子 (2022) 『アメリカの連邦補助金』 東京大学出版会
- 加藤美穂子 (2025) 「第1期トランプ政権期の連邦補助金改革：メディケイドの就労要件を中心に」 『月刊地方財政 2025年5月号』、地方財務協会、4-14頁
- 河音琢郎 (2018) 「トランプ・共和党統一政府下の政策形成—オバマケアの撤廃・代替立法の挫折を事例として」 『大阪経大論集』、69巻2号、107-129頁
- 渋谷博史 (2023) 『トランプ財政とアメリカ第一主義』 東京大学出版会
- 渋谷博史 (2024) 『アメリカ「小さな政府」のゆくえ：トランプ、バイデンに継承されるオバマの決断』 勁草書房
- 長谷川千春 (2021) 「医療保障改革法 (PPACA) の10年—オバマケアの成果と課題—」 『社会保障研究』、137-138頁
- CBO (Congressional Budget Office). (October 28, 2025). Supplemental Cost Estimate for Public Law 119-21, to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of H. Con. Res. 14 (Title VII, Finance, Subtitle B, Health, Chapter 1, Medicaid). Retrieved from <https://www.cbo.gov/publication/61837>
- CBO, (July 21, 2025) *Estimated Budgetary Effects of P.L. 119-21, to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of H. Con. Res. 14, Relative to CBO's January 2025 Baseline*, (<https://www.cbo.gov/publication/61570>)
- CMS(Centers for Medicare & Medicaid Services) (Jan 11, 2018) , *CMS announces new policy guidance for states to test community engagement for able-bodied adults* (<https://www.cms.gov/newsroom/press-releases/cms-announces-new-policy-guidance-states-test-community-engagement-able-bodied-adults>)
- CRS (Congressional Research Service) (2009), *American Recovery and Reinvestment Act of 2009 (P.L. 111-5): Summary and Legislative History*,” R40537 (<https://www.congress.gov/crsproduct/R40537>)
- CRS(2011), *The Budget Control Act of 2011*, R41965. (https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R41965/R41965.4.pdf)
- CRS(2017), *The Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act: Background and Summary*, R41350 (<https://www.congress.gov/crs-product/R41350>) .
- CRS (2019), *The Budget Control Act: Frequently Asked Questions*, R44874

- CRS (2021) *Overview of the ACA Medicaid Expansion*, IF10399
- CRS(2025a) *Federal Grants to State and Local Governments Trends and Issues*, R40638
- CRS(2025b), *Health Coverage Provisions in One Big Beautiful Bill Act (H.R. 1)*,R48569
<https://www.congress.gov/crs-product/R48569>
- CRS(2025c), “Work Requirements: Comparison of Medicaid and Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP) After P.L. 119-21,” R48755(<https://www.congress.gov/crs-product/R48755>).
- CRS(2025d), Health Provisions in P.L. 119-21, the FY2025 Reconciliation Law, August 18, 2025, R48633.(https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R48633/R48633.1.pdf)
- CRS(2025e), “Work Requirements: Existing Policies in Medicaid, SNAP, Housing Assistance, and TANF,” CRS Report, R48531 (<https://www.congress.gov/crs-product/R48531>)
- Fry-Bowers EK.(2021),” The Affordable Care Act, COVID-19, and Health Care Insurance for Children. *J Pediatr Health Care*,” 35(6),pp.639-643. (<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/34373156/>)
- Garfield, R. , R. Rudowitz, and M. Musumeci(2018), “Implications of a Medicaid Work Requirement: National Estimates of Potential Coverage Losses,” KFF Issue Brief,
(<https://www.kff.org/medicaid/issue-brief/implications-of-a-medicaid-work-requirement-national-estimates-of-potential-coverage-losses/>)
- Greene,J. (August 30, 2017)“What Medicaid Recipients And Other Low-Income Adults Think About Medicaid Work Requirements,” *Health Affairs Forefront*.
(<https://www.healthaffairs.org/content/forefront/medicaid-recipients-and-other-low-income-adults-think-medicaid-work-requirements>)
- Guth,M., and M.Musumeci(2022),” An Overview of Medicaid Work Requirements: What Happened Under the Trump and Biden Administrations?” KFF Issue Brief,
(<https://www.kff.org/medicaid/issue-brief/an-overview-of-medicaid-work-requirements-what-happened-under-the-trump-and-biden-administrations/>)
- HHS(2017),*Secretary Price and CMS Administrator Verma Letter* (March 14, 2017)
(<https://www.hhs.gov/sites/default/files/sec-price-admin-verma-ltr.pdf>)
- Hinton, E., A. Diana, and R. Rudowitz,(2024) Medicaid Waiver Priorities Under the Trump and Biden-Harris Administration, (https://www.kff.org/medicaid/medicaid-waiver-priorities-under-the-trump-and-biden-harris-administrations/?utm_source=chatgpt.com)
- Kaiser Family Foundation, *Status of State Action on the Medicaid Expansion, August 2025*, (<https://www.kff.org/medicaid/status-of-state-medicaid-expansion-decisions/>)
- Kaiser Family Foundation, (2026), Medicaid: What to Watch in 2026,(<https://www.kff.org/medicaid/medicaid-what-to-watch-in-2026/>)
- Office of the Assistant Secretary for Planning and Evaluation, U.S. Department of Health and Human Services. (2023) ”National Uninsured Rate Reaches an All-Time Low in Early 2023 After the Close of the ACA Open Enrollment Period,” *Issue Brief*, No. HP-2023-20

- OMB,(Office of Management and Budget) (May 2, 2025a), *The Budget of the United States Government, President Trump's Fiscal Year 2026 Discretionary Funding Request*,
- OMB, Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2026, Historical Tables,
- OMB(2025b), *Overview: President Trump's Fiscal Year 2026 Discretionary Funding Request*,
(<https://www.govinfo.gov/content/pkg/BUDGET-2026-BUD/pdf/BUDGET-2026-BUD-1.pdf>)
- OMB,(June 20, 2025c) *Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2026, Historical Tables*,
(https://www.govinfo.gov/app/collection/budget/2026/BUDGET-2026-BUD_1.)
- Schwartz, K., (Mar 23, 2020) *Coronavirus Response and the Affordable Care Act*,
(<https://www.kff.org/covid-19/coronavirus-response-and-the-affordable-care-act/>)
- White House, *Justice40:A Whole-of-government Initiative*
(<https://bidenwhitehouse.archives.gov/environmentaljustice/justice40/>, 2026年2月25日最終
閱覽)
- White House,(January 08, 2025) *FACT SHEET: Biden-Harris Administration Announces Record-Breaking 2025 Open Enrollment Period Under the Affordable Care Act*,
(<https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/statements-releases/2025/01/08/fact-sheet-biden-harris-administration-announces-record-breaking-2025-open-enrollment-period-under-the-affordable-care-act/>)

水道事業経営戦略は有効に機能しているのか

2026年1月23日
第6回 基本問題研究会・専門分科会(堀場座長)

中京大学経済学部
齊藤由里恵



本日の内容と問題意識

1. 経営戦略の策定により、水道料金改定への認識が高まる
2. 水道料金に対する認識の変化
3. 経営戦略は適切な料金設定に寄与しているか
4. 投資(更新・耐震化)が反映された料金となっているか
5. 持続可能な水道事業(適切な料金設定)に必要なこと

1

水道事業における経営戦略

- ・「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(2014年8月通知)

中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請。

「経営戦略の策定・改定の推進について」(2019年)、総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」(2019年3月策定)にて、現状把握・分析・将来予測、投資・財政計画策定、投資財政計画のギャップの解消等について記載された経営戦略を2020年度末までに策定を要請。

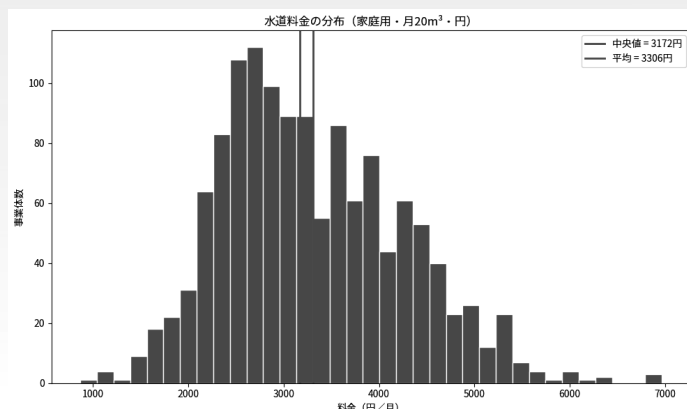
- ・経済財政運営と改革の基本方針2015

「経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。」こととされ、「経済・財政再生計画改革工程表」において、その改革の成果を図る指標として「収支赤字事業数」の減少、「経営戦略」の策定率」が設定。

➡ 収支ギャップの解消 → 料金改定の意識が高まる

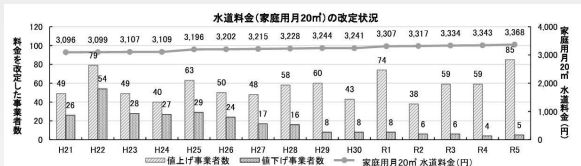
2

水道料金に関する近年の状況

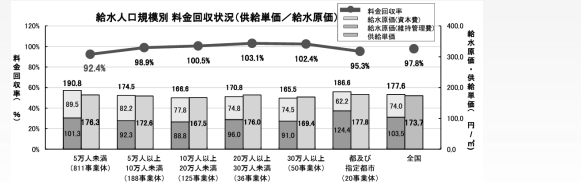


(出所)国土交通省 2024年度「あなたのまちの水道」より作成
(家庭用/口径13mm相当・1か月20m³) ※元データ出所「令和2年度水道統計」

水道料金改定の状況



経費回収率の状況



(出所)国土交通省資料より引用

EY Japan・一般社団法人水の安全保障戦略機構
(2024)「人口減少時代の水道料金はどうなるのか?」
・2046年度までに約96%の事業体で値上げが必要
・水道料金の値上げ率は全国平均で48%

3

「水道事業の経営戦略」における水道料金

- 公営企業の経営戦略
 - 将来の収支を維持するための計画であり、「料金収入の見通し」、「収支を維持するための経営改革（料金改定等）の検討」は入れ込むことが求められている。
- 水道料金の設定・見直しについては水道法施行規則で、（長期的試算をした場合は）おおむね3～5年後までの期間で算定し、適切な時期の見直し等が規定
 - 策定された経営戦略には「定期的に見直す」、「料金改定を検討」といった文言が入る傾向

5

3

「水道事業の経営戦略」における水道料金

- 策定された経営戦略における料金改定の扱われ方
 - 方針のみ（数行～小見出し1つ程度）
 - 料金改定の要否について、定期的（5年ごと）に判断するといった方針を記載
 - 改定シミュレーション
 - 料金改定の検討が必要と述べた上で、0%改定を想定した収支見込み
 - 改定時期・改定率まで明記
 - 実際の料金改定（料金体系・改定後収支）まで詳細に明記
 - 改定を複数年で実施する等、経営戦略側にも具体例が明記
- 料金改定についての記載の有無は、適切な料金設定がされているかを示すものではない

6

3

「水道事業の経営戦略」における水道料金 ～水道料金改定検討と経費回収率

- どのような事業者において、料金改定が検討されているのか
 - 料金改定関連語（例：料金改定／料金見直し／料金改正／値上げ／料金体系／料金水準）の出現回数が高い。経営を逼迫している（経費回収率が低い）と改定せざるを得ない
 - データ：愛知県内水道事業者「経営比較分析表（令和5年度決算）」

料金改定関連語と経費回収率の相関と比較

Spearman相関	-0.4	p=0.0096
Pearson相関	-0.43	p=0.0054
料金改定関連文言ありの平均経費回収率(%)	104.37	n=19
料金改定関連文言なしの平均経費回収率(%)	113.13	n=22

経費回収率が低いほど、料金改定関連語が多い傾向
→適切な投資が行われているかはわからない

経費回収率の低い団体順：上位10団体

水道事業者	経費回収率 (%)	料金改定関連_総数	料金改定	値上げ	料金水準
新城市	74.94	5	5	0	0
南知多町	85.06	1	0	0	1
愛西市	95.81	3	2	1	0
田原市	97.09	3	2	0	0
名古屋市	98.8	0	0	0	0
あま市	99.5	0	0	0	0
江南市	102.65	2	0	1	0
丹羽広域事務組合	103.2	2	1	0	1
知多市	103.35	1	1	0	0
一宮市	103.49	1	1	0	0

7

4

施設更新・耐震化等と経費回収率

- 更新率・耐震化の状況（令和5年度末）
 - 管路の更新率：約0.65%
 - 基幹管路の耐震適合率：43.3%
 - 浄水施設の耐震化率：44.5%
 - 配水池の耐震化率：64.7%

→事業者ごとの分布を見ると「中央値」はもっと低いことがあり、大規模事業者が平均（総量ベース）を引き上げている

8

4

施設更新・耐震化等と経費回収率

- ・総括原価方式の場合、老朽化した管路や施設の更新・改築に必要な更新費用が含まれる仕組みとなっているが、きちんと見積もられていない可能性
- ・料金の状況と、更新率や耐震化を反映できているのか



料金回収率と「更新率・耐震化率」の相関を分析

・データ: デジタル庁「水道事業等の経営状況に関するダッシュボード」

・対象: 末端給水事業者、2023年度

総務省「地方公営企業決算状況調査」
国土交通省「上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果」

9

4

施設更新・耐震化等と経費回収率

- ・経費回収率と「更新率・耐震化率」の相関

指標	n	Pearson r	Spearman ρ
管路更新率 (%/年)	1230	0.037	0.169
導・送水管 耐震適合率 (%)	1165	0.047	0.059
浄水施設 耐震化率 (%)	1104	0.001	0
配水池 耐震化率 (%)	1178	0.149	0.124

- ・管路更新率: 経費回収率との関係はほぼゼロ
→「経費回収率が高い=更新が進む」とは言えない
- ・耐震化: 経費回収率との関係はほぼゼロ
- *配水池耐震化率と料金回収率に弱い正の関係が…
事業体規模の影響が強い可能性

10

4

施設更新・耐震化等と経費回収率

・経費回収率の階層別状況

回収率 五分位	n	回収率 中央値	更新率 中央値 (%/ 年)	導・送水 耐震 中央値 (%)	浄水施設耐震 中央値 (%)	配水池耐震 中央値 (%)	給水人口 中央値 (人)
1 (低い)	246	51.6	0.3	30.5	1.7	25.6	11,755
2	246	69.2	0.4	35.7	21.5	53.1	29,415
3	246	79.6	0.4	40.1	23.4	58.3	42,980
4	246	87.3	0.5	38.8	18.2	61.1	45,446
5 (高い)	246	97.2	0.5	39.7	5.2	50.1	36,464

- 更新率:低回収→高回収で中央値は 0.3→0.5 に上がるが、差は0.2pt程度で、更新ペースとしては低い
- 耐震化:配水池耐震は低回収グループでかなり低い
- 給水規模と回収率が絡み合っていることが示唆
 - 耐震化率・更新率 = 料金回収率 + log(給水人口) の単回帰では耐震化率は、料金回収率よりも給水人口規模の係数が大きく有意

11

4

施設更新・耐震化等と経費回収率

・料金改定による管路更新率への効果

相対年(t)	n	更新率平均(%)	経費回収率平均(%)	家庭用料金平均 (円/月20m ³)
-3	233	0.566	75.6	2794
-2	288	0.553	72.5	2804
-1	334	0.672	71.4	2767
0	366	0.651	76	3250
1	313	0.575	78.4	3257
2	267	0.562	77.4	3257
3	235	0.581	76.2	3249

- 改定年(t=0)における更新率の跳ね上がりは確認されない。改定年から数年後も更新率への影響は見られない。
- 一方、経費回収率はイベント後に回復

12

4

施設更新・耐震化等と料金回収率(まとめ)

- ・料金改定により経費回収率は上がる
- ・管路更新率、耐震化と経費回収率の関係は弱い(ほぼない)
→経費回収率が上がっても、更新・耐震化がされるとは限らない
→経営戦略における投資・財政計画はそのギャップを埋めることのみならず、それぞれの内容が重要

【課題】

更新投資(経営戦略)に関するチェック機能(機関)が必要(?！)

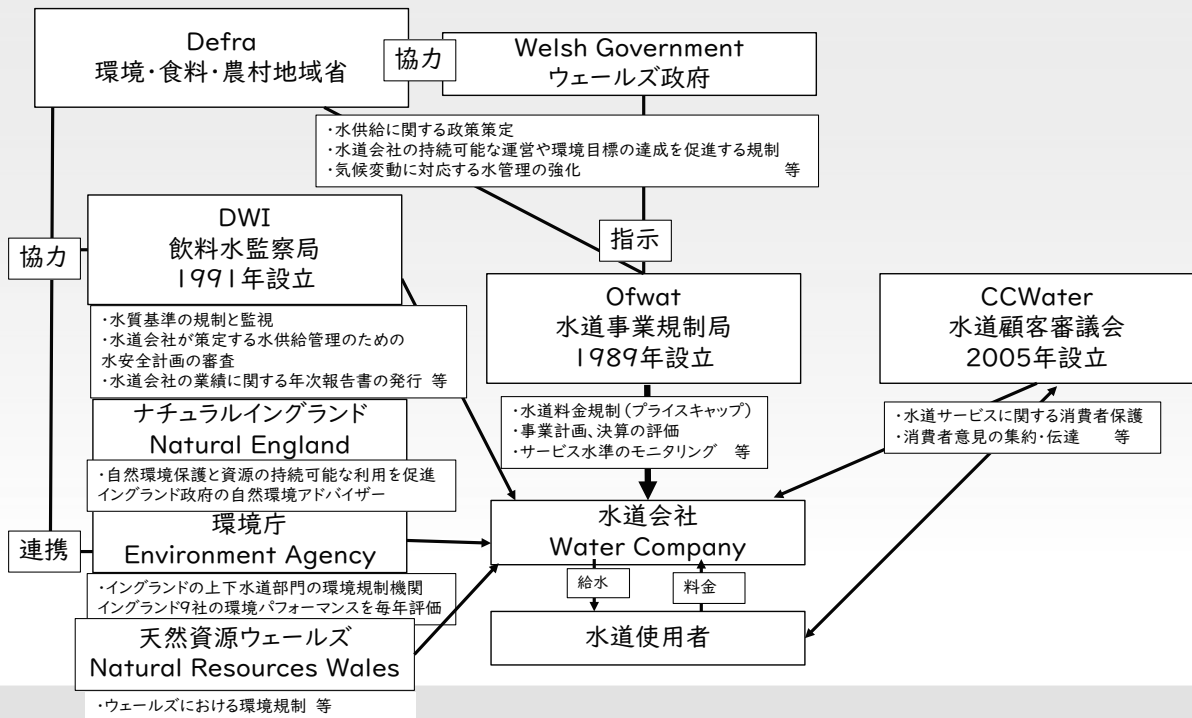
更新投資は、料金収入だけでなく、減価償却費の内部資金・企業債・補助金・事業統合等の影響が大きいため、水道事業を熟知した担当者が必要

13

5

持続可能な水道事業経営のために

- ・経営戦略の策定により中長期的な投資・財政計画
→必要な投資がきちんと見積もられているか。
必要な投資に対応した料金改定となっているか。
財政に合わせた投資等、帳尻合わせになっている事業体もみられるのではないか。
→更新投資、経営戦略に関するチェック機能(機関)が必要
- ・イギリス(イングランド・ウェールズ)では、Ofwat(規制局)が5年毎にプライスレビュー(PR)を行い、水道事業サービスに関する目標設定、適切な投資について事業計画を確認し、価格上限、総支出許容額を定めている
- ・イングランド・ウェールズは完全民営化しており、日本との状況は異なる。ただし、水道事業のサービス水準の維持、適切な料金算定について、参考になる事例



5

持続可能な水道事業経営のために ～OfwatにおけるPrice Review-PCL指標

パフォーマンス・コミットメント指標 (PCL : Performance Commitment Levels)
Ofwatの法定義務 (費用の回収、公正な配当、効率的な運営による費用の最小化等)
に対する目標の設定

1	カスタマー・エクスペリエンス尺度 (C-MeX)	13	漏水
2	開発者サービスエクスペリエンス尺度 (D-MeX)	14	一人当たり消費量 (PCC)
3	企業と小売業者のエクスペリエンス尺度 (BR-MeX)	15	ビジネス需要
4	ウェールズにおける企業エクスペリエンス	16	総汚染事故件数
5	給水停止	17	深刻な汚染事故
6	コンプライアンス・リスク指数 (CRI)	18	排出許可の遵守
7	水質に関する消費者からの問い合わせ*	19	入浴水質
8	内部下水道の浸水*	20	河川水質
9	外部下水道の浸水	21	氾濫
10	生物多様性	22	破裂した主電源の修理
11	事業活動による温室効果ガス排出量 (水供給)	23	計画外の停止
12	事業活動による温室効果ガス排出量 (汚水処理)	24	下水道の崩壊

5

持続可能な水道事業経営のために

～OfwatにおけるPrice Review- PCLの達成とPR24への反映

- 水道会社はPCLを達成する事業計画を作成する。PRプロセスにおいて、環境規制、公正な価格、サービス水準の設定がされる
- 一部の企業はPCLの達成状況が芳しくない。汚染事故や漏水などの分野においてその傾向がみられたため、PR24では、それらの政策が実行できるため投資額が大きく増加
- アウトカムインセンティブ (ODI : Outcome Delivery Incentives)
 - パフォーマンス・コミットメント指標の達成状況
 - 水道会社が業績目標を達成するとそれに対してインセンティブが与えられ、業績目標が目標値よりも下回れば、ペナルティが課せられる

水道事業経営戦略は有効に機能しているのか

中京大学 齊藤由里恵

2026年2月

1.はじめに

日本の水道は高い普及率に達しているが、水道事業の運営主体は多数であり、特に小規模水道事業者が多いという構造を持っている。近代水道は、明治期にコレラ等の水系感染症対策として整備が始まり、1887年に横浜で通水開始、1890年頃の水道条例制定を経て、自治体による整備・経営が基本となってきた。1957年の水道法制定時点では、給水人口約3,700万人、普及率約41%であったが、その後の高度経済成長期に急速に普及が進んだ。

水道法では「水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。」とされている。また、公営企業法では、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業に適用するに水道事業が。明治時代から行政が責任を持って水道を整備・運営するため公営原則を採用し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とすることから、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制を原則としている。

普及拡大が一段落すると、経営課題は次の局面へ移り、人口減少・水需要の減少による収入の減少、高度成長期に整備した膨大な施設・管路が更新時期に突入するなど施設老朽化への対応、災害激甚化による強靱化（耐震化・冗長化）への対応といった、経営課題は次の局面へ移った。2013年の新水道ビジョンでは、東日本大震災で19都道府県・264事業者が被災し、257万戸が断水したことを「危機管理の抜本的見直しが必要」な転機として明確に位置づけられた。

水道事業の経営環境が変化する中、持続可能な水道事業のために2014年8月、総務省自治財政局から、都道府県・指定都市等に向けて「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が発出され、ここで公営企業を取り巻く環境（施設老朽化による更新投資の増大、人口減少による料金収入の減少等）が厳しくなっていることから、中長期的な視野に基づく計画的経営が必要とされ、具体策として、「中長期的な経営の基本計画」である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメント向上に取り組むこと要請された。現在は、ほとんどの水道事業体において経営戦略が策定されている。しかし、その経営戦略が有効に機能しているかについては考察が必要である。そこで、本稿では経営戦略が水道事業の課題である、施設老朽化による更新投資、料金収入の減少に対してどのように機能しているのかを見ていくこととする。

2. 水道事業における経営戦略

2.1 経営戦略策定のはじまり

2014年、総務省自治財政局から都道府県・指定都市等に向けて「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が発出された。これが経営戦略策定の始まりである。通知の要請内容は、経営戦略は単なる計画ではなく、水道を含む公営企業のあり方・会計・民間活用まで含めた経営改革の枠組みについての検討である。

その背景には、先にも述べたよう更新投資の増加と料金収入の減少により、従来型経営が成り立ちにくくなった。通知本文においても、経営環境悪化の理由として、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大と人口減少に伴う料金収入の減少が明示されている。水道事業は装置産業であり、まさにこの構造の直撃を受ける分野である。そのため、経営戦略の要請は、水道事業にも強く当てはまる。

まず事業の存在意義から点検せよということであるが、これは廃止・民営化の検討も含んでいる。水道事業において廃止の選択肢は持たないわけだが、通知は前提として事業そのものの意義やサービスの必要性を検証することを求めている。そして、継続が必要でも、採算性を判断し、完全民営化や事業譲渡等も検討といった、かなり踏み込んだ検討内容を求めている。つまり、公営で続けるなら、続けられる経営の形にしていく計画であるべきというのが問題意識である。

公営企業として継続する場合に、現状把握を踏まえた計画的経営と徹底した効率化・健全化が必要であり、そのために中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定する。経営戦略の中心は投資試算と財源試算を組み合わせた中長期の投資・財政計画であり、それら計画の収支バランスをとるために何が必要であるかを検討する。経営比較分析表等で課題を見える化し、水需要、投資、財源を推計することで、収支ギャップを埋める施策を織り込んだ投資・財政計画を策定するというものである。さらには、組織効率化・人材育成、広域化、PPP/PFI等の取組方針も検討して記載することが求められた。また、経営戦略を実効あるものにする前提として、損益・資産等を正確に把握する必要があるため、公営企業会計の導入も強く促された。特に、簡易水道事業・下水道事業は資産規模が大きく住民生活に密着するため、導入の必要性が高く重点的に取り組むべきとされた。

この通知の考え方は、「経済財政運営と改革の基本方針2014（骨太2014）」や『日本再興戦略』改訂2014等にも明記されており、国の経済財政方針と連動した位置づけとなっている。さらに重要なのは、これらが地方自治法第245条の4第1項に基づく「技術的助言」として発出されている点である。国として標準的な実務の方向を示し、自治体に対応を促す性格となっている。

2.2 経営戦略のこれまでの流れ

水道事業の経営戦略は、個々の自治体が自発的に策定した計画というよりは、総務省が地

方公営企業改革の柱として策定を要請し、全国的に整備が進んだ。2014年の総務省による経営戦略策定の要請を出発点とし、2016年には、2020年度までに策定率100%を目指すという目標期限を置き、水道事業者が経営戦略の策定に取り組みやすいように経営戦略策定ガイドラインを整備する等、策定の流れを一気に広げた。2017年度からは地方財政措置と連動したことで、実効性が向上した。水道分野では、高料金対策など一部の地方財政措置で、経営戦略の策定が要件化される方向が示されるなど、水道事業者のインセンティブが働きやすい仕組みを作っている。2019年には、策定しただけでなく改定をすることで、経営戦略の質の向上を目指した。策定して終わりとならぬよう、総務省は策定・改定の更なる推進を打ち出し、考え方や留意点を整理したガイドラインや実務の手引となるマニュアル等を整備している。2022年には、マニュアル等を改定し、社会情勢の変化（人口減、物価、更新需要等）を反映した経営戦略の見直し（改定）を2025年度までに100%とする目標を掲げ、改定を強く促した。

2.3 経営戦略の機能のポイント

経営戦略が機能するポイントは、単なる理念や計画ではなく、投資、財政の推計と実行手段、検証がサイクルとして設計されている点である。まず、現状把握として経営指標等から課題を特定する。多くの事業者では、総務省の統一様式であり、決算データから作成される経営指標の一覧である経営比較分析表を用いて、自事業の経年変化や、類似団体との比較からどのような状況にあるのかを見える化し、財務、効率、老朽化等の指標の組合せ等により、課題抽出を行う。

次に、将来推計人口、水需要・料金収入の見通しである財政試算、老朽施設の更新・耐震化等の投資需要、維持管理費等の投資試算を突き合わせ収支ギャップを明らかにする。ここで重要なのは、いつの時点で、資金ショートに陥るのか、いつ赤字化するかという収支ギャップを早めに可視化させる。その上で、収支バランスをとるために必要な対策、ギャップを埋める具体的な手段を明示することである。収支ギャップの解消には、料金水準の適正化、更新の平準化や優先順位、長寿命化、広域化・共同化、民間活用等、いくつかを組み合わせるパッケージ化して載せることが必要である。このようなメニューを、投資・財政計画に反映し実現可能な形に落とし込む。ただし、具体的に、計画的に進められることでないと経営戦略は機能しなくなる。

以上の作業を経て、投資・財政計画が確定する。投資・財政計画は中長期での検討が必要であり、10年以上の計画であることが望ましい。経営戦略の中核は、投資・財政計画をデータをもって示すことである。いつ、どの施設に、いくら投資するか、料金収入、企業債、繰入金、補助金等の財源をどう組み、収支均衡を確保するかを年次で示し、議会や住民への説明責任も兼ね備える。また、PDCAを機能させることも重要であり、毎年のモニタリング、3～5年ごとの改定が望ましい。

2.4 現状の経営戦略の策定・改定の状況

地方公営企業の経営戦略は将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画で、投資・財政計画（基本 10 年以上）を中核に置き、概ね 3～5 年ごとに検証・更新して実行性を高めるものとされている。経営戦略に盛り込む見通しとして、人口減少の反映（収入の減少）や老朽化に伴う更新需要の反映、物価上昇の反映なども求められる方向である。

総務省の経営戦略の策定・改定状況（2025 年 3 月 31 日時点）によれば、水道事業における経営戦略の策定状況は、1,723 事業者数のうち、策定済が 1,712 事業者（99.4%）、未策定が 11 事業者（0.6%）となっており、ほとんどの水道事業者で策定済まで到達していることになる。水道の経営戦略の改定状況は、改定済が 835 事業者（48.8%）、令和 7 年度までに改定予定が 675 事業者（39.4%）で、1,510 事業者（88.2%）が令和 7 年度までに改定済となる予定であり、経営戦略が改定して実効性を高めるといった目的に沿うものとなっているように思われる。

2.5 経営戦略の課題

経営戦略の策定はほとんどの水道事業者によって実施されている。また、昨今の物価高騰の影響から、経営戦略策定時と見込に変更をきたすことから、多くの水道事業者が経営戦略の改定も進めている。改定が進んでいることは実効性を高める経営戦略という目標に沿っているといえよう。しかし、策定や改定が進んでいることと、経営戦略が有効に機能しているかは別問題である。水道事業は、装置産業の特徴にもあげられるよう、施設や管路といったストックの更新が重く、管路更新・耐震化のペース設計が経営戦略に直結しやすい。

例えば、施設や管路の更新率や耐震化が低ければ将来の事故や漏水の増加につながり、更新費の先送り問題となる。特に、需要減少の局面において料金収入は減少する。収入が減るのに固定費や更新費は増えるという状況である。投資試算をどのように設計するかによって、収支ギャップの状況は大きく変わる。

特に、水道事業の経営戦略における投資試算は、過小に推計されていることも指摘される。まず、投資試算は投資・財政計画の中で財源試算と収支バランスをとらなければならないため、推計次第で必要額より実行可能額に近い形となり、結果として過小化しやすい。投資試算を必要額で推計した場合、大幅な料金改定が必要なことや、また、水道事業は慢性的な人員不足に陥っている事業者も少なくなく、将来にわたっても人員不足が解消する見通しが立たなければ、人員の面からも実行可能な投資規模にならざるを得ない事情もある。

全国レベルで見たときに 過去 10 年間（2011～2020 年度）の投資額（更新費含む）の平均が約 1.3 兆円なのに対し、将来 30 年間（2021～2050 年度）に単純更新すると更新費平均が約 1.8 兆円という試算が示されている。つまり、現状の投資水準の延長だと将来需要に届かない。また、管路の更新率は、投資試算の大小を大きく左右する。直近の管路更新率が 0.64%程度と低く、単純計算で全更新に約 150 年を要するとされる。もちろん、管路は法定

耐用年数を基準とした老朽管の指標のみで更新を検討すべきということではない。管路の種類や埋設環境によっても耐用年数は異なるし、多くの水道事業者は独自の耐用年数を管種によって定め、それに沿った投資計画の策定をしているところでもある。ただし、埋設環境まで考慮しているところは多くはない。そのため、管路の更新計画の妥当性についての確認は必要となる。独自の耐用年数による推計をしても尚、更新が計画的に進んでいないところもみられる。さらに、浄水場・配水池などの施設の大規模更新が計上されていないことや、耐震化・機能強化等の追加分が更新に含まれていない等、抜け落ちている投資もみられると、投資試算が崩れやすい。

財源や人員の上限から逆算して更新率を決めてしまうという、必要量ではなく実行量による推計や、管路の想定耐用年数を長めに置き、更新サイクルを先送りし、結果として年平均投資を下げた推計や、重要給水施設ルート等のリスクが高いところを優先する一方で、総量としての更新が不足するなど課題が挙げられる。

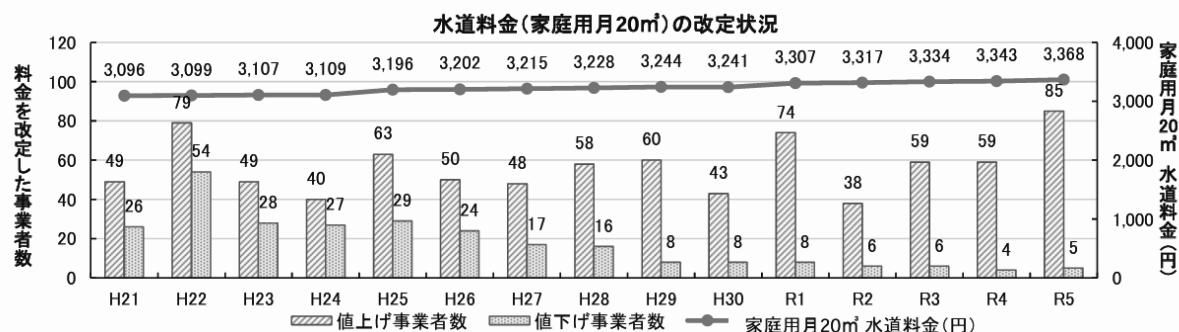
3. 水道事業の経営戦略にみる水道料金

3.1 水道料金に関する近年の状況

地方公営企業年鑑によると、家庭用（月 20m³）の全国平均は 2009 年度が 3,096 円に対して、2023 年度は 3,368 円と、約 8.8%上昇している。ただし、急騰な上昇ではなく長期的な緩やかな上昇である。小売物価統計調査においても、2010 年以降は総じて大きな水準変化はなく、緩やかな上昇傾向と整理されており、物価と同様の傾向である。

図表 1 は水道料金の改定状況の推移である。料金改定を行った事業者数が示されている。直近 5 年を見ると 2023（R5）年度が値上げ 85 事業者でこの期間で最多となる。平均料金がなだらかに少々していることから、事業者が値上げに踏み切る局面に入っているとの理解もできる。

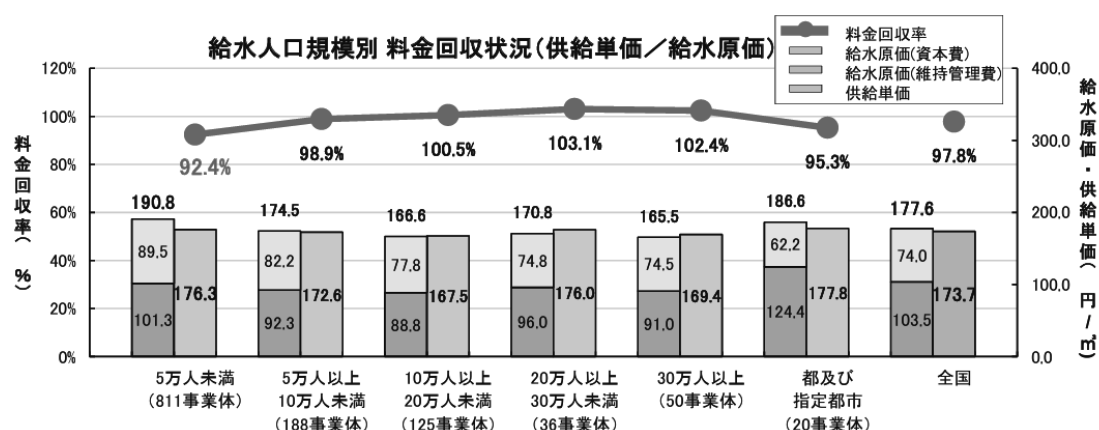
図表 1 水道料金改定状況の推移



(出所) 国土交通省「政策改善対話水道事業等の経営状況に関するダッシュボードについて」より引用

図表2は、供給単価（料金収入の単価）と給水原価（コスト）の比較である。全国平均では、供給単価 173.7 円/m³に対し、給水原価 177.6 円/m³である。経費回収率は 97.8%と原価割れしていることになる。特に、給水人口 5 万人未満の事業者になると、供給単価 176.3 円/m³ に対し、給水原価 190.8 円/m³となり、経費回収率 92.4%とより厳しい状況である。全国的にみても、料金収入だけでコストを賄い切れていない傾向があり、特に小規模事業ほど厳しいことがわかる。

図表2 料金回収の状況



(出所) 国土交通省「政策改善対話水道事業等の経営状況に関するダッシュボードについて」より引用

水道料金の地域差は大きく分けて次の2要因が効くとされる。一つはコスト要因であり、もう一つは需要要因である。コスト要因は、水源からの距離、原水の水質、地形、管路の敷設状況・維持管理、更新費、人件費などの運営費により料金に跳ね返る。需要要因では、給水人口、1人あたり使用水量、大規模需要者の有無等が料金に影響する。人口密度が高い都市部では、世帯あたりの管路延長が短くなりやすく、規模の経済が働く。一方、過疎・中山間地では、利用者が減る一方、管路や施設といった固定費は一定であり、世帯当たりの固定費は上昇し、料金が高くなりやすい。それぞれ水道事業者のおかれた環境により水道料金に差が発生し、これらが給水原価となり、それに対応するための供給単価を設定できるか否かで経費回収率が決まる。

3.2 経営戦略における水道料金の扱い

公営企業の経営戦略は、将来の収支を維持するための計画であり、料金収入の見直し、収支を維持するための経営改革（料金改定等）の検討は入れ込むことが求められている。水道料金の設定・見直しについては水道法施行規則で、長期的試算をした場合はおおむね3～5年後までの期間で算定し、適切な時期の見直し等が規定されている。そのため、経営戦略においても、定期的に見直す、料金改定を検討といった文言が入る傾向がみられる。

策定された経営戦略における料金改定の扱いは以下にまとめられる。

- ①方針のみ（数行～小見出し1つ程度）
- ②料金改定の要否について、定期的（5年ごと）に判断するといった方針を記載
- ③改定シミュレーション
 - ③-1. 料金改定の検討が必要と述べた上で、〇%改定を想定した収支見込み
 - ③-2. 上記に加え、改定時期・改定率まで明記
 - ③-3. 実際の料金改定（料金体系・改定後収支）まで詳細に明記
 - ③-4. 改定を複数年で実施する等、経営戦略側にも具体例が明記

経営戦略ごとに料金改定についての記載には濃淡がある。また、料金改定についての記載の有無は、適切な料金設定がされているかを示すものではないとも考えられる。

3.3 水道料金改定検討と経費回収率

どのような事業者において、料金改定が検討されているのか。また、料金改定の検討と経費回収率の相関はあるのか。ここでは、経営比較分析表における料金改定関連語の出現回数と経費回収率についてみていく。データは愛知県内水道事業者の「経営比較分析表（令和5年度決算）」を用いる。そして、料金改定関連語としては、水道料金に関する文脈の料金改定／料金見直し／料金改正／値上げ／料金体系／料金水準とする。

図表3は経費回収率の低い団体順（上位10団体）と料金改定関連語についてまとめたものである。料金改定関連語の出現回数が高いところの経費回収率は、料金改定関連語の出現回数が低いところの経費回収率よりも高い。経費回収率が低い事業者は経営を逼迫しており改定せざるを得ない状況が示唆される。

図表3 経費回収率の低い団体順：上位10団体

水道事業者	経費回収率 (%)	料金改定 関連_総数	料金改定	値上げ	料金水準
新城市	74.94	5	5	0	0
南知多町	85.06	1	0	0	1
愛西市	95.81	3	2	1	0
田原市	97.09	3	2	0	0
名古屋市	98.8	0	0	0	0
あま市	99.5	0	0	0	0
江南市	102.65	2	0	1	0
丹羽広域事務組合	103.2	2	1	0	1
知多市	103.35	1	1	0	0
一宮市	103.49	1	1	0	0

図表4は料金改定関連語と経費回収率の相関である。料金回収率が低いほど、料金改定

関連の文言が多い傾向がややみられる。料金改定関連語の多さと経費回収率は同時関係のため、因果を直接示すものではない。料金改定関連語の出現がある事業者の平均経費回収率と、料金改定関連語の出現がない事業者の平均経費回収率では、料金改定関連語の出現がない事業者の平均経費回収率が低い。

図表4 料金改定関連語と経費回収率の相関

Spearman相関	-0.4	p=0.0096
Pearson相関	-0.43	p=0.0054
料金改定関連文言ありの事業者 平均経費回収率(%)	104.37	n=19
料金改定関連文言なしの事業者 平均経費回収率(%)	113.13	n=22

ここでは、料金改定は現状の経営改善ために検討している傾向が考えられる。投資計画を進展させるような料金改定はされているのか、次では施設更新や耐震化と料金改定の関係を見ていくこととする。

4. 施設更新・耐震化等と料金改定

4.1 更新率・耐震化の状況

令和5年度末の更新率、耐震化の状況である。管路の更新率は約0.65%、基幹管路の耐震適合率は43.3%、浄水施設の耐震化率は44.5%、配水池の耐震化率は64.7%となっている。事業者ごとの分布を見ると「中央値」はもっと低くなり、大規模事業者が平均を引き上げていることから、小規模事業者ほど厳しい状況が更新や耐震においてもみられる。

総括原価方式の場合、老朽化した管路や施設の更新・改築に必要な更新費用が含まれる仕組みとなっているが、投資計画に更新等がきちんと見積もられていない可能性も示唆される。現料金の状況や、料金改定に、更新や耐震化は反映できているのか次でみていく。

4.2 経費回収率と更新率・耐震化率の相関

デジタル庁「水道事業等の経営状況に関するダッシュボード」に公開されているデータテーブル（事業者別）を用いて、経費回収率と更新率・耐震化率についての分析をする。ダッシュボードのデータは、総務省「地方公営企業決算状況調査」、国土交通省「上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果」である。2023年度データ、末端給水1,230事業者を対象とした。

図表5は、経費回収率と更新率・耐震化率の相関である。管路更新率は、末端給水だけを見ると、経費回収率との関係はほぼないため、経費回収率が高いからと言って、更新が

進むとは言い切れない。配水池の耐震化では、配水池耐震化率と料金回収率は弱い正の関係が見える。ただし給水規模の影響が強い可能性がある。耐震化率・更新率と料金回収率 + log(給水人口) の回帰をすると、耐震化率は、料金回収率よりも給水人口規模の係数が大きく有意となる。料金回収率の係数は有意でない、または小さいケースが多いという結果になり、大きい事業者ほど耐震が進んでいる傾向がみられる。

図表 5 経費回収率と更新率・耐震化率の相関

指標	n	Pearson r	Spearman ρ
管路更新率 (%/年)	1230	0.037	0.169
導・送水管 耐震適合率 (%)	1165	0.047	0.059
浄水施設 耐震化率 (%)	1104	0.001	0
配水池 耐震化率 (%)	1178	0.149	0.124

図表 6 は経費回収率と更新率・耐震化率の階層別状況である。更新率は、経費回収率が低いグループよりも経費回収率が高いグループで中央値は 0.3 から 0.5 に上がるが、差は 0.2pt 程度で、更新ペースとしては低い。配水池耐震は、経費回収率が低いグループでかなり低い、これも前述したように給水人口規模が聞いている可能性が示唆される。

図表 6 経費回収率と更新率・耐震化率の階層別状況

回収率 五分位	n	回収率 中央値	更新率 中央値 (%/年)	導・送水 耐震 中央値 (%)	浄水施設耐震 中央値 (%)	配水池耐震 中央値 (%)	給水人口 中央値 (人)
1 (低い)	246	51.6	0.3	30.5	1.7	25.6	11,755
2	246	69.2	0.4	35.7	21.5	53.1	29,415
3	246	79.6	0.4	40.1	23.4	58.3	42,980
4	246	87.3	0.5	38.8	18.2	61.1	45,446
5 (高い)	246	97.2	0.5	39.7	5.2	50.1	36,464

4.3 料金改定と更新率の前後比較

次に、料金改定の実施を経て、更新率、耐震化率がどのように変化したかを前後比較した。データは、上記と同様にデジタル庁「水道事業等の経営状況に関するダッシュボード」データテーブルを使用している。データテーブルには、条例改正日などの料金改定日が入っていないため、実務上の代替定義として値上げイベント年を設定した。値上げイベント年 (t=0) は、水道料金 (1 か月 20m³・口径 20mm) が前年より 5%以上上昇した年度としている。5%に設定したのは、微小な改定・端数・制度要因をなるべく拾わないためである。前年差≥5%基準で、2015~2023 年度の間 s 366 事業者で「値上げイベント」が観測された。イベント年の値上げ幅は改定率で平均+17.9% (中央値+15.0%)、改定額で平均+468 円 (中央値+400 円) となった。

図表7が値上げイベントにおける管路更新率への効果である。改定年（t=0）における更新率の跳ね上がりは確認されず、改定年から数年後も更新率への影響は見られない。一方、経費回収率は値上げイベント後に回復していることがみられる。

図表7 料金改定による管路更新率への効果

相対年(t)	n	更新率平均(%)	経費回収率平均(%)	家庭用料金平均(円/月20m3)
-3	233	0.566	75.6	2794
-2	288	0.553	72.5	2804
-1	334	0.672	71.4	2767
0	366	0.651	76	3250
1	313	0.575	78.4	3257
2	267	0.562	77.4	3257
3	235	0.581	76.2	3249

図表8では、図表7と同様の値上げイベントで料金回収率の推定を行ったものである。値上げ直前（t=-1）の経費回収率が相対的に悪く、その後（t=0～+2）で回復しているのがみられる。経費回収率の悪化により料金改定が行われ、経費回収率が回復するというプロセスが見受けられる。また、現在の料金改定を行った事業者においては、経費回収率を改善させることを目的に料金改定しているところも多いと考えられる。

図表8 料金改定による経費回収率の動き

相対年(t)	経費回収率差(pp)	95%下限	95%上限
-3	4.82	3.34	6.29
-2	1.92	1	2.85
0	3.89	2.89	4.9
1	4.34	3.09	5.6
2	2.37	1.2	3.55
3	0.14	-1.23	1.51

4.4 適切な経営戦略への課題

図表4～8の分析から、現状の経費回収率が低いところほど経営環境が厳しく、そのため料金改定への意欲がみられること。経費回収率と更新率や耐震化率の相関はみられなく、経費回収率が高いからと言って更新や耐震化が進むとは限らないことが示唆された。また、料金改定により経費回収率は上がるものの、更新率や耐震化をあげるほどではない状況が考察された。

現状の経営状況を改善することはもちろんのこと、現在水道事業が抱えている大きな課題は、更新や耐震化を進めることにもある。そのためには、経営戦略における投資・財政

計画はそのギャップを埋めることのみならず、それぞれの内容が重要であると言えるだろう。特に、更新や耐震化の多寡に影響される投資計画については、財政計画との帳尻合わせとならぬよう、必要量を投資計画に反映しなければならないのではないだろうか。

そのためには、更新投資（経営戦略）に関するチェック機能（機関）が必要なかもしれない。議会がそのチェック機能を果たし、水道事業におけるガバナンスが発揮できるのが本来なのかもしれないが、議会は料金値上げを抑えたいというインセンティブも働く可能性がある。また、更新投資は、料金収入だけでなく 減価償却費の内部資金・企業債・補助金・事業統合等の影響が大きいため、水道事業を熟知した担当者も必要となる。

また、それぞれの事業体が水道事業における必要投資と実行可能投資（財源・人員制約）を分けて出すことも必要かもしれない。収支ギャップがあるのなら、投資削減の前に料金改定、広域化・共同化、更新平準化、優先順位などの選択肢を並べ、リスクも併記する必要もあるし、管路更新率の根拠を耐用年数のみならず、リスクと状態をもって説明することも必要と考える。このようなことも含め、経営戦略の中身についてはまだまだ考察の余地があり、さらにその内容を適切に判断できる外部監査や機関の検討もすべきではないだろうか。

例えばイングランド・ウェールズ（英国）では、Ofwat という水道規制機関が水道会社の事業計画のチェックと価格上限や総支出許容額の設定をしている。もちろん、イングランド・ウェールズの水道事業は完全民営化をとっており、日本の水道事業の状況とは異なる。しかし、日本の水道事業においても適切な投資と財政、そして安価な料金を達成するためには効率的な運営が求められ、Ofwat の仕組みから学ぶことも多くあるだろう。より精緻な分析や制度設計については次の課題としたい。

【参考文献】

国土交通省（2025）「政策改善対話水道事業等の経営状況に関するダッシュボードについて」

国土交通省「水道事業アセットマネジメントガイドライン」

齊藤由里恵（2025）「イギリスの水道事業における GX と DX の推進」、地方公共団体金融機構公営企業特定課題研究報告書

総務省「地方公営企業の経営戦略策定・改定の推進に関する通知」

総務省「経営戦略策定・改定マニュアル」（令和4年1月25日改定）

内閣府（2016）「フランス・英国の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について」

中川 仁（2021）「水道事業経営戦略策定における制度史的考察」、自治体経営ジャーナル
日本水道協会『水道料金算定要領』

第2章

参考資料

「地方創生2.0」の推進と持続可能な地方行財政の確立に向けた 地方税財政改革についての意見(概要)

令和7年5月23日
地方財政審議会

今後の地方財政の在り方

■ 経済・物価動向等を踏まえた一般財源総額の確保

- ▶ 地方自治体が、物価高など避け難い歳出の増加に直面する中、以下の事項等の経費を地方財政計画に適切に計上し、一般財源総額を増額確保すべき

<経済・物価動向等を踏まえた歳出の増加>

- ・物価の上昇
官庁営繕単価の対前年度伸び率(令和7年度):7.4%、委託料の上昇
- ・人件費の増加
令和6年人事院勧告 官民較差:2.76%、会計年度任用職員給料改定率:8.9%
- ・金利の上昇
長期金利(新発10年物国債利回り):一時1.5%台(令和7年3月、16年ぶりの水準) 等

<直面する行政課題への対応等>

- 厳しい経営環境にある地域医療、インフラ等の老朽化及び防災・減災対策、
標準準拠システム運用経費の増加、「地方創生2.0」の推進 等

■ 持続可能な地方税財政基盤の構築

- ▶ いわゆる「ガソリンの暫定税率」に係る税制改正に際しては、引き続き地方自治体の声も聞きながら丁寧に進めるべき。車体課税については地方の安定的な財源を確保することを前提に、課税趣旨等を踏まえた税制の構築に向けて検討を深めていくことが重要
- ▶ 地方消費税を含む消費税は、その4割近くが地方の貴重な税財源。地方消費税は、今後、社会保障サービスの更なる増大が見込まれる中、地方における社会保障の安定財源の確保等のために、引き続き重要な役割を果たすべき
- ▶ 拡大しつつある地方自治体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むことが重要

■ 地方財政の健全化

- ▶ 令和7年度に制度創設以来初めて臨時財政対策債の新規発行額をゼロとしたことは評価
- ▶ 今後は、経済の先行き不透明感の広がり等の懸念材料もあるが、引き続き、臨時財政対策債の新規発行額ゼロを継続するよう努力するとともに、巨額に上る特例的な債務残高の着実な縮減に取り組むべき

※臨時財政対策債の残高:約42.3兆円、交付税特別会計借入金残高:約25.5兆円、計:約67.8兆円(令和7年度末見込み)

主な重要課題への対応

■ 教育無償化

- ▶ 高校無償化、給食無償化等の実施に当たっては、様々な論点を整理した上で、地方自治体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において所要の財源を確保すべき

■ 防災・減災、国土強靱化の推進

- ▶ 令和7年度に期限を迎える緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債の令和8年度以降の在り方について、地方自治体における取組や地域の実情、課題などを踏まえ、適切に検討すべき

■ 地域医療提供体制の確保

- ▶ 地方自治体は新たに創設された病院事業債(経営改善推進事業)の活用等により経営改善に取り組むべき。国は、地域医療提供体制確保のため、診療報酬を含め適切に検討を行うべき

■ 自治体DXの推進

- ▶ ガバメントクラウド利用料を含めたシステム運用経費について、国は経費の抑制対策に取り組むとともに、所要の財源を確保し、適切に財政措置を講じるべき

**「地方創生2.0」の推進と持続可能な地方行財政
の確立のための地方税財政改革についての意見**

令和7年5月23日

地 方 財 政 審 議 会

「地方創生 2.0」の推進と持続可能な地方行財政 の確立のための地方税財政改革についての意見

はじめに.....	1
第一 今後の地方財政の在り方	3
1. 地方財政の現状.....	3
2. 地方歳出の構造の変化への対応	4
(1) 社会保障関係費の増加	4
(2) 人件費の増加	5
(3) 物価の上昇.....	6
(4) 金利の上昇.....	7
3. 持続可能な地方税財政基盤の構築.....	8
(1) 地方税の充実確保	8
(2) 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等.....	9
(3) 地方税のその他の諸課題.....	10
4. 一般財源総額の確保.....	11
5. 地方財政の健全化	12
第二 主な重要課題への対応	13
1. 地域を支える持続可能な公共インフラ・サービスの確保.....	13
(1) インフラ等の適正管理	13
(2) 地域医療提供体制の確保.....	14
(3) 防災・減災、国土強靱化の推進	15
(4) 消防防災力の強化	15
2. 「地方創生 2.0」の推進	17
(1) 地域の担い手確保の支援等	17
①地域の担い手確保の支援	17

②広域リージョン連携	19
(2) 地域におけるDX・GXの推進	20
①自治体DX・地域社会DXの推進	20
②地域におけるGXの推進	21
3. 教育無償化	22
おわりに	23

資料

「地方創生 2.0」の推進と持続可能な地方行財政 の確立のための地方税財政改革についての意見

令和 7 年 5 月 23 日
地方財政審議会

当審議会は、国と地方による「地方創生 2.0」の推進と持続可能な地方行財政の確立のための地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第 9 条第 3 項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国経済は、昨年の名目 GDP が 600 兆円を超えて過去最高を更新し、本年の春季労使交渉では、33 年ぶりの高水準となった昨年の賃上げの勢いが継続していると考えられるなど、長年の停滞を脱し、経済の好循環の流れが生まれつつある。ただし、本年 4 月初めの米国の追加関税措置の発表により、一転して先行き不透明感が広がっている。

地方財政は、足下では経済の好調を背景に税収が伸びているものの、歳出において、物価高や人件費、金利の上昇などが顕著となっている。地方自治体は、前述の先行き不透明感の広がりと併せて、難しい財政運営を迫られている。

このように、地方自治体を取り巻く環境が複雑さを増す中、政府は、当面人口減少が続く中でも経済成長を遂げて持続可能な社会を創るため、「地方創生 2.0」を起動し、今後 10 年間集中的に取り組む「基本構想」を本年夏に策定することとしている。また、総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」において、人口減少下で地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、地方自治体の行財政の在り方を持続可能なものにしていくための対応策等について検討が進められている。

我が国の内政を担う地方自治体は、国と相まって「地方創生 2.0」

を推進するとともに、多様な行政サービスを安定的に確保し、持続可能な地域社会の実現に取り組んでいかなければならない。そのためには、経済の好循環と財政の健全化を両立させ、確固とした地方税財政の基盤を構築し、必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することが不可欠である。

近く、政府はいわゆる「骨太の方針」において、経済財政運営と改革の基本方針を示すこととしている。

こうした状況を踏まえ、当審議会は、「地方創生2.0」の推進と持続可能な地方行財政の確立のための地方税財政改革に対する考え方を示すこととした。

第一 今後の地方財政の在り方

1. 地方財政の現状

地方財政の現状を概観すると、近年、経済の好調を背景に税収が堅調であることから、財源不足額は減少傾向にあり、赤字地方債である臨時財政対策債は、令和7年度は新規発行額がゼロとなった。これは平成13年度の制度創設以来初めてのことであり評価できる。地方の債務残高も減少傾向にあり、その意味では、地方財政の健全化は進みつつあると言えよう。

しかしながら、前述のとおり、経済の先行き不透明感が広がるなど、これまでの経済環境に変化の兆しが見られ、税収への影響が懸念される。

歳出においては、物価高や人件費、金利の上昇などによる増加傾向が鮮明となってきている。加えて、人口減少による料金収入の減少等により、上下水道や病院をはじめ、各地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増していることに留意が必要である。

また、地方の債務残高は、減少傾向にあるとはいえ、令和7年度末時点の見込みで約172兆円となお巨額である。このうち、地方の特例的な債務である臨時財政対策債の残高は約42.3兆円、交付税特別会計借入金
金の残高は約25.5兆円、あわせて約67.8兆円に上っており(資料1)、これらの残高の縮減が地方財政の大きな課題である。

2. 地方歳出の構造の変化への対応

地方財政計画における地方の歳出は、これまでは、国の制度に基づく社会保障関係費の増を、給与関係経費や投資的経費（単独）、公債費の減で吸収し、ほぼ横ばいで推移してきたが（資料2）、足下では、経済・物価動向によるものを含め、歳出構造に大きな変化が生じてきている。今後、この動きを地方財政計画に適切に反映し、所要の財源を確保することが求められる。

（1）社会保障関係費の増加

社会保障関係費のうち、医療、介護等の経費については、高齢化の更なる進展等により一層増加することが見込まれている。また、障害福祉サービス等に係る経費も大きく増加している。今後も国の法令や制度に基づいて義務的に生じる社会保障関係費に係る地方負担はますます大きくなることが想定される。

社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。令和5年12月22日に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、「医療・介護制度等の改革」についても、「時間軸」に沿った今後の取り組むべき課題が示されており、引き続き、国と地方が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくべきである。

特に、令和8年度以降の地域医療構想は、令和22（2040）年頃を見据え、医療、介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大等¹に対応できるよう、入院医療のみならず、外来・在宅医療や介護との連携等を含めた将来の医療提供体制全体の構想とするなど見直しを行うこととされている。また、医師偏在対策については、経済的インセンティブを含

¹ 厚生労働省の「新たな地域医療構想等に関する検討会」が令和6年12月18日に公表したとりまとめによれば、全国的に人口が減少する中、85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。これに伴い、2040年の医療需要については、2020年と比較して、85歳以上の高齢者の救急搬送は75%、在宅医療の需要は62%増加することが見込まれる。

め、実効性のある取組を推進することとされている。国は、地方の意見を十分に踏まえつつ、持続可能な地域医療提供体制の確保に取り組む必要がある。

また、こども・子育てについては、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき国が進める事業に関して、令和8年度以降においても地方負担は増加すると見込まれる。地方自治体が、児童手当等の経済的支援や保育等の現物サービスといったこども・子育てサービスの提供など、着実にその役割を果たすことができるよう、国は、地方財政計画の歳出に所要額を計上し、所要の財源を引き続き安定的に確保すべきである。

（2）人件費の増加

地方自治体の職員数については、平成17年度からの集中改革プラン等により、既に相当の削減が行われてきた中で（資料3）、DX・GXの推進、相次ぐ自然災害への対応や防災力の強化、児童虐待防止対策といった行政需要の増加に適切に対応していくための人材を確保していく必要がある。特に、個々の市町村での人材確保が難しいデジタル人材や技術職員、保健師、保育士等の専門人材について、都道府県等が確保・育成し、人材不足に直面する市町村を支援する体制を引き続き整備する必要がある。なお、公務の魅力向上の観点から、地方公務員の働き方を柔軟化し、兼業を促進することも重要である。

給与については、物価高を上回る持続的で構造的な賃上げの実現のための取組が進められており、令和7年の春季労使交渉では、33年ぶりの高水準となった令和6年の賃上げの勢いが継続していると考えられるなど、今後も民間給与の継続的な上昇が見込まれる。地方自治体においては、人事委員会勧告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処するとともに、国においては、給与改定や教職調整額の引上げに要する経費について、地方財政計画に適切に計上する必要がある。

令和7年度地方財政計画に給与改善費が平成13年度以来24年ぶり

に計上された。令和6年度は人事委員会勧告に伴う給与改定額が約0.8兆円（会計年度任用職員を含む）と非常に多額に上っている。民間の賃上げの流れが継続している中で、地方団体の財政運営の予見可能性を確保する観点からも給与改善費は極めて重要であり、今後も引き続き、計上を検討していくべきである。

会計年度任用職員は、一般職の公務員として令和2年度に地方公務員法上の任用根拠が明確化され、給与については、期末・勤勉手当が支給されることになったほか、人事委員会勧告等に伴う給与の遡及改定も概ね8割の団体で実施されるなど、適正な処遇確保の取組が進んできている。会計年度任用職員の給与改定に係る経費等についても、常勤職員と同様、安定的に地方財政計画に計上することにより、適切に財源を確保する必要がある。

（3）物価の上昇

政府として、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を目指し、適切な価格転嫁を進めている中で、地方自治体が各種経費について同様に転嫁を進める観点から、民間給与や物価の上昇を踏まえて、必要な経費を地方財政計画の歳出に適切に反映する必要がある。これは、地域における「賃金と物価」の好循環の実現のためにも重要である。

令和6年度以降、地方自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加への対応として、地方財政計画の一般行政経費が増額されてきたが、今後ともこうした取組を検討すべきである。

また、資材価格等の高騰に伴い建設事業費が上昇したことで、地方自治体の普通建設事業費（単独事業分）は近年増加している。今後の資材価格や決算の動向等を踏まえ、地方財政計画の計上の在り方について検討する必要がある。

加えて、国は物価高を踏まえて補助単価の見直し等の必要な措置を講じるべきである。

(4) 金利の上昇

足下では、国内外の金融政策や物価の動向等の影響により金利が上昇傾向にあり、本年3月には、長期金利（新発10年物国債利回り）が16年ぶりに1.5%台に達するなど、長年の低金利環境から「金利のある世界」へと変化している。これに伴い、これまで減少傾向にあった公債費の状況にも変化が生じている。ひとたび金利が上昇すれば、利払費が年を追うごとに増加し、地方財政への影響は長期に及ぶことに留意が必要である。これに加えて、中長期的には、インフラや公共施設等の老朽化対策や防災・減災、国土強靱化等に係る投資的経費の増加により、今後は建設地方債の公債費が増加する可能性もあり、その影響を踏まえた公債費の適切な地方財政計画への計上が求められる。

また、交付税特別会計借入金については、短期借入であり、金利上昇の影響を受けやすいことから、必要な地方交付税総額を確保しつつ、借入金の着実な償還に取り組む必要がある。

3. 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、住民生活に身近なサービスを安定的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら持続可能な地域社会を実現していくためには、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保していく必要がある。一般財源をどの程度確保できるかが、地方の円滑な財政運営の可否に直結する。

(1) 地方税の充実確保

令和7年度与党税制改正大綱において、「いわゆる『ガソリンの暫定税率』は、廃止する」とされたところであるが、税制改正に際しては、地方税財源への影響等に十分配慮した上で、引き続き地方自治体の声も聞きながら丁寧に進めるべきである。

車体課税については、令和7年度与党税制改正大綱において、「国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税の在り方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担の在り方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされている。このことを踏まえて、当審議会の「自動車関係税制のあり方に関する検討会」において、地方の安定的な財源を確保することを前提に、課税趣旨やカーボンニュートラルの実現等を踏まえた税制の構築に向けて検討を深めていくことが重要である。

地方消費税を含む消費税は、その4割近くが地方の貴重な税財源である。地方消費税は、広く社会の構成員が負担を分かち合うことを可能とし、税収が安定的で、税源の偏在性が小さいなどの特徴を有している。また、今後、社会保障サービスの更なる増大が見込まれる中、地方における社会保障の安定財源を確保するとともに、持続可能な地方税財政基盤を確立していく上で、引き続き重要な役割を果たすべきものである。

(2) 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築等

地方税の充実確保が求められる一方で、地域的に税源の偏在があれば、地方税の充実を図ると財政力格差が拡大することとなる。東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方自治体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むことが重要である。

その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮されることが必要である(資料4)。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。

(3) 地方税のその他の諸課題

住所地課税の例外となっている道府県民税利子割²については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方自治体の意見を踏まえつつ、当審議会の「地方税制のあり方に関する検討会」において、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討している。その結果も踏まえて、令和8年度税制改正において結論を得ることが必要である。

ふるさと納税については、制度本来の趣旨に沿った適正な運用を図るため、総務大臣による指定制度が導入されており、これまで指定基準についても累次の見直しを行ってきている。今年度、当審議会において、指定基準等の課題について関係地方自治体・事業者から意見聴取を行った。今後とも、必要に応じて関係者に対する意見聴取や実態把握を行いながら、制度の在り方や指定基準の見直し等について不断に検討することが重要である。

² 個人住民税は、基本的に住所地の地方自治体が課税することとされているが、道府県民税利子割については、住所地課税の例外として、金融機関の口座所在地等の都道府県が課税することとされている。

4. 一般財源総額の確保

これまで述べてきた経済環境の変化に伴う地方歳出の増加は、地方自治体の多くの行政分野において生じつつある。人件費や物価の上昇は、地方自治体の職員の給与のみならず、公共事業や施設管理を通じて地域を支える事業者や、そこで働く人々にも影響を与える。不断の行政改革は必要だとしても、このような経済・物価動向に対応して必要な財源が確保されなければ、地方自治体が行政サービスを維持することは困難となり、地域経済の好循環にもつながらない。

また、地方自治体は、老朽化したインフラ等の適正管理や、極めて厳しい経営環境にある地域医療提供体制の確保など、人口減少等に伴う行政課題への取組も迫られている。

現在、政府を挙げて取り組んでいる「地方創生2.0」は、こうした課題を克服しつつ、地方自治体が安定的に行政サービスを提供する中でこそ効果を発揮するものと考えられる。

したがって、物価の上昇など、避け難い歳出の増加に直面する中、地方自治体が行政サービスを安定的に提供し、様々な行政課題に対処するため、これらに必要な経費が地方財政計画に適切に計上され、一般財源総額が増額確保されることが不可欠である。

なお、令和5年度決算において、基金残高が増加したのは、①税収増による将来の普通交付税の減額精算に備えた積立てや、②定年引上げに伴う退職手当支給額の年度間の増減に備えた交付税措置や「臨時財政対策債償還基金費」のように制度的に想定されている基金への積増し等によるものである。したがって、基金残高が増加したことをもって地方財政に余裕があると判断するのは適当ではない。

能登半島地震にみられたように、災害が激甚化・頻発化する中で、迅速に住民の命や生活を守るために必要な対策を講じる際や、新型コロナウイルス感染症対応の初期段階における国の補正予算に先んじて住民や事業者への緊急的な対策を講じる際に、財政調整基金等が活用された。これにより、不測の事態においても地方自治体が機動的な財政運営を行うための基金の意義が改めて認識されることとなったことを忘れては

ならない。

5. 地方財政の健全化

令和4年度以降、折半対象財源不足額³が生じない状態が継続するとともに、赤字地方債である臨時財政対策債の新規発行額が徐々に縮減し、令和7年度には遂に制度創設以来初めてゼロとなった。また、前述のとおり地方の債務残高と特例的な債務残高はともに減少しており、地方財政は健全化が進みつつある。

しかしながら、今後の健全化に向けては、米国の関税措置による経済の先行き不透明感の広がりや、物価高や人件費の上昇等による地方の歳出の増加等により、予断を許さない状況にある。

このような中であっても、臨時財政対策債の新規発行額ゼロを継続するよう努力するとともに、約67.8兆円と巨額に上っている特例的な債務残高の着実な縮減に取り組むべきである。

地方自治体は、人口減少・少子高齢化が進む長い将来を見据え、持続可能な地域社会を築いていくため、地方財政の健全化に不断に取り組み、地域社会を支える基盤を確かなものとしていかねばならない。このため、地方自治体は、引き続き、国と基調を合わせて、歳入面においては、地域経済の活性化により地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組んでいくことが不可欠である。

³ 財源不足のうち、建設地方債の増発等を除いてなお残る不足額。国と地方が折半して補填することとされており、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担分については臨時財政対策債の発行により、それぞれ補填措置が講じられる。

第二 主な重要課題への対応

1. 地域を支える持続可能な公共インフラ・サービスの確保

(1) インフラ等の適正管理

地方自治体は、これまでも計画的に、インフラや公共施設等の維持管理・更新等に取り組んできたところだが、埼玉県八潮市で大規模な道路陥没事故が発生するなど、老朽化は依然として深刻な状況にある。国土強靱化の観点からも、老朽化の課題に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況において、必要な対策を着実に実施するためには、地方自治体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた公共施設等適正管理推進事業債については、令和7年度に公共施設の集約化・複合化等に伴い廃止する施設の除却事業について地方財政措置が拡充されたところである。また、令和8年度までが事業期間とされており、国においては、令和7年度からの拡充内容や活用策、取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しするとともに、老朽化対策を更に強化する必要がある。

上下水道については、人口減少等に伴い、料金収入が減少するほか、技術職員を含む人材の確保が困難になるなど、その経営環境が厳しさを増している。そのような中でも、前述の道路陥没事故や能登半島地震等を踏まえ、適正な料金の設定や、国庫補助金や地方財政措置の活用などにより、老朽化対策を着実に進めていくべきである。

（２）地域医療提供体制の確保

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしているが、医師・看護師等の不足や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化など厳しい経営環境に直面している。

公立病院全体の令和５年度の経常収支は、国庫補助金等の減少や職員給与費・材料費等の医業費用の増加により４年ぶりに赤字に転じ、赤字の公立病院の割合も約７割にまで拡大している。

さらに、令和６年度においても、職員給与費・材料費等は引き続き増加傾向にあると見込まれており、公立病院の経営環境は一層厳しくなっている。

このような背景を踏まえ、令和７年度から令和９年度までの間、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援し、経営改善を促進するため、新たに病院事業債（経営改善推進事業）が設けられたところであり、各公立病院においては、こうした措置の活用を検討するなどして、経営改善に取り組んでいくことが求められる。

令和５年度までにほぼ全ての公立病院において公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）の策定が完了したが、地方自治体は、前述の経営環境の変化を踏まえ、経営強化プランの実施状況について概ね年１回以上点検・評価を行い、その結果を公表することが重要である。また、同プランを必要に応じ見直し、機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保等に総合的に取り組み、公立病院の経営強化に取り組んでいくことが求められる。

また、国は、経営強化プランに基づく取組等が着実に進み、持続可能な地域医療提供体制を確保できるよう、所要の財政措置を講じるべきである。

さらに、経営環境が厳しい状況にあるのは、公立病院のみならず、民間病院や公的病院等も同様であり、地域医療提供体制を確保するためには、国において、診療報酬を含め適切に検討を行う必要がある。

（３）防災・減災、国土強靱化の推進

国においては、令和８年度から令和１２年度までの５年間に、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なくこれまで以上に必要な事業が着実に進められるよう、能登半島地震の経験も踏まえつつ、本年６月を目途に「国土強靱化実施中期計画」を取りまとめることとしている。本計画に基づき行われる事業に係る地方負担については、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年１２月１１日閣議決定）に続き、適切な財政措置を講じる必要がある。

また、地方単独事業に係る緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債について、令和７年度までが事業期間とされているが、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、活用実績は増加傾向にある。これらの事業債の令和８年度以降の在り方については、地方自治体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題などを踏まえ、適切に検討すべきである。

（４）消防防災力の強化

今般、岩手県大船渡市で短時間での広範囲への延焼拡大等の特徴を有する大規模な林野火災が発生するなど、近年、我が国における災害は激甚化・頻発化している。こうした災害の最前線で国民の生命・財産を守る消防の役割は近年益々増大しており、消防防災力の強化を図ることが重要である。

具体的には、緊急消防援助隊について、空中からの消火・救助・情報収集活動や水利の確保が困難な山間部等の地域における消火活動の体制強化に向けた、消防防災ヘリ・車両・資機材の充実を推進すべきである。

また、人口減少社会における消防防災力の確保に向けて、消防活動の省力化・効率化等に資する革新的技術の実用化に向けた研究開発・実装等が必要である。

加えて、大規模災害時において、地域に密着した消防団の役割は極め

て大きいことから、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実や、幅広い住民の入団促進等による体制の強化、女性が活動しやすい環境整備等を進めることが求められる。さらに、大規模地震時等の火災の発生抑制につながる感震ブレーカーの普及や、マイナ救急が実施できる環境整備も引き続き推進すべきである。

2. 「地方創生2.0」の推進

少子化が進む中、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す「地方創生2.0」は、我が国の最重要課題の一つである。

地方自治体は、今後、更に人口減少が進む中であって、これまでの取組の成果と反省を活かして、創意工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた取組を更に推進していくことが求められる。

国は、今後10年間集中的に取り組む「基本構想」を本年夏に策定することとしている。令和7年度の地方財政計画においては、「地方創生推進費」として、1兆円が計上されたところであるが、地方創生は息の長い取組が必要であること等を十分踏まえて、地方自治体が、国の新たな取組と相まって、「地方創生2.0」に取り組めるよう、引き続き、地方財政計画に所要額を計上し、適切に地方財政措置を講じるべきである。

(1) 地域の担い手確保の支援等

①地域の担い手確保の支援

地方への人の流れや関係人口の創出・拡大に資するよう、「地域おこし協力隊」や「地域活性化起業人」等の取組を更に推進していくべきである。

具体的には、「地域おこし協力隊」について、令和8年度までに現役隊員数を10,000人まで増やす目標に向け、応募者数の増加や受入れ体制の強化、隊員・地方自治体双方へのサポートを行うことが重要である。また、都市部の企業の社員等を地域活性化の即戦力として活用する「地域活性化起業人」について、企業退職後のシニア層の活用や地方自治体と企業等とのマッチング支援など制度の活用に向けた取組を強化する必要がある。これらの施策において、地域の担い手としての潜在力が高い女性、若者、シニア、外国人、副業人材へのアプローチを一層強化すべきである。

また、二地域居住・関係人口の創出・拡大に向けた地方自治体の取組を促進するとともに、関係人口を登録・可視化し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる「ふるさと住民登録制度」について、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、自治体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとなるよう検討を進める必要がある。

このほか、地域人口の急減に直面する地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業協同組合」の取組への支援や大学等と地域が連携した地域課題解決の取組への支援を促進する必要がある。

さらに、「産官学金労言」の連携により地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立上げ・付加価値向上を支援する「ローカルスタートアップ支援制度」や地域企業の担い手を確保するための取組を支援する「事業承継等人材マッチング支援事業」による地域の経済循環の促進、地域の暮らしを守る地域運営組織の持続的な運営支援、「指定地域共同活動団体」制度の円滑な運用に向けた情報提供などの支援等に取り組むべきである。

これらの施策については、関係府省庁との連携の強化など施策の活用を促進するための取組の強化が重要である。

②広域リージョン連携

一極集中から多極分散型の経済社会への転換を図るためには、産業政策や観光など地域の成長やイノベーションにつながる独自施策を都道府県域を超える広域的な規模で「点から面に」広げ、新たな地方創生のために必須となる「しごと」を全国的に、かつ、より効果的に生み出すことが重要である。

このため、国は、広域連合やブロックごとの知事会のほか、経済団体を中心に、産官学など多分野にまたがる連携を強化する動きが見られることも踏まえつつ、都道府県域を超えた広域単位で、地方自治体と企業や大学、研究機関等の多様な主体が連携して取り組む「広域リージョン連携」を、積極的に後押しすべきである。

(2) 地域におけるDX・GXの推進

①自治体DX・地域社会DXの推進

急激な人口減少社会に突入し、担い手不足が急速に深刻化する恐れがある中、供給力不足社会に早急に対応し、官民双方の生産性を向上させるためには、自治体DX・地域社会DXに集中的に取り組むことが必要である。

令和7年度においては、地方財政計画の一般行政経費（単独）において新たに「デジタル活用推進事業費」が1,000億円計上され、デジタル活用推進事業債が創設された。地方自治体においては、デジタル活用推進事業債を積極的に活用し、集中的にデジタル化を進めていくことが望まれる。

また、自治体DXのうち、情報システムの標準化・共通化の取組については、財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされており、令和6年度補正予算（第1号）において、標準準拠システムへの移行に要する経費について追加措置され、また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和7年法律第35号）の成立により、移行経費の支援を行うデジタル基盤改革支援基金の設置年限が5年延長されたところである。令和7年度末までの移行の難易度が極めて高い、あるいは、事業者のリソースひっ迫などの事情により令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム等の移行経費についても、引き続き、国の責任において全額国費により必要な措置を講じることが重要である。

加えて、ガバメントクラウド利用料を含めたシステム運用経費については、多くの地方自治体から、標準準拠システム移行後に大きく増加するという声が上がっており、デジタル行財政改革会議において、地方自治体の意見を踏まえながら、システム運用経費問題に対する対策を早急に取りまとめることとされている。国は、システム運用経費の増加要因を丁寧に分析し、運用経費の低減が早期に確実に実現するよう事業者との調整や自治体への見積精査支援の更なる強化などに責任を持って取

り組むとともに、標準準拠システムの安定的な運用のために必要な経費については、所要の財源を確保し、適切に財政措置を講じるべきである。

また、全国的にデジタル人材が不足し、とりわけ小規模市町村は人材不足が深刻な状況にある。個々の自治体におけるデジタル人材の確保だけでなく、すべての都道府県において速やかに、市町村と連携したDX推進体制を構築し、その中で市町村の求める人材プール等の必要な機能を確保するとともに、DX推進のための人材育成を進めることが重要である。このため、国においても、アドバイザーの派遣、各都道府県の人材プール構築に向けた伴走支援、デジタル人材の確保・育成に要する経費等については、引き続き所要の財政措置を講じるべきである。

②地域におけるGXの推進

地方自治体による地域におけるGXの取組を支援するため創設された脱炭素化推進事業債については、令和7年度までが事業期間とされているが、公共施設等のZEB（Net Zero Energy Building。エネルギー消費量が正味ゼロの建物）化・省エネ改修やLED照明の導入などその活用実績は年々増加している。また、国の動きとしては、「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）において、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け2030年度までの5年間で新たに実効集中期間として位置づけられている。同事業債の令和8年度以降の在り方については、地方自治体における取組や地域の実情、課題などを踏まえ、適切に検討すべきである。

3. 教育無償化

自由民主党、公明党、日本維新の会の3党間の合意（令和7年2月25日）において、「全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、」教育無償化を実現することとされている。教育無償化のうち、いわゆる高校無償化について、「令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う」、いわゆる給食無償化について、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する」、0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、「更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する」こととされている。

これらの施策の実施に当たっては、様々な論点を整理した上で、地方自治体の財政運営に支障が生じないように、国の責任において所要の財源を確保すべきである。また、地方自治体からは私立を含めた高校無償化により、公立高校離れを懸念する声が上がっており、こうした観点も踏まえ、公立高校への支援の在り方を検討する必要がある。

おわりに

本年4月初めに発表された米国の関税措置により、世界が揺らいでいる。戦後80年の長きに亘り国際社会が培ってきた自由で公正な経済秩序の在り方を根本から変容させかねない事態となっている。

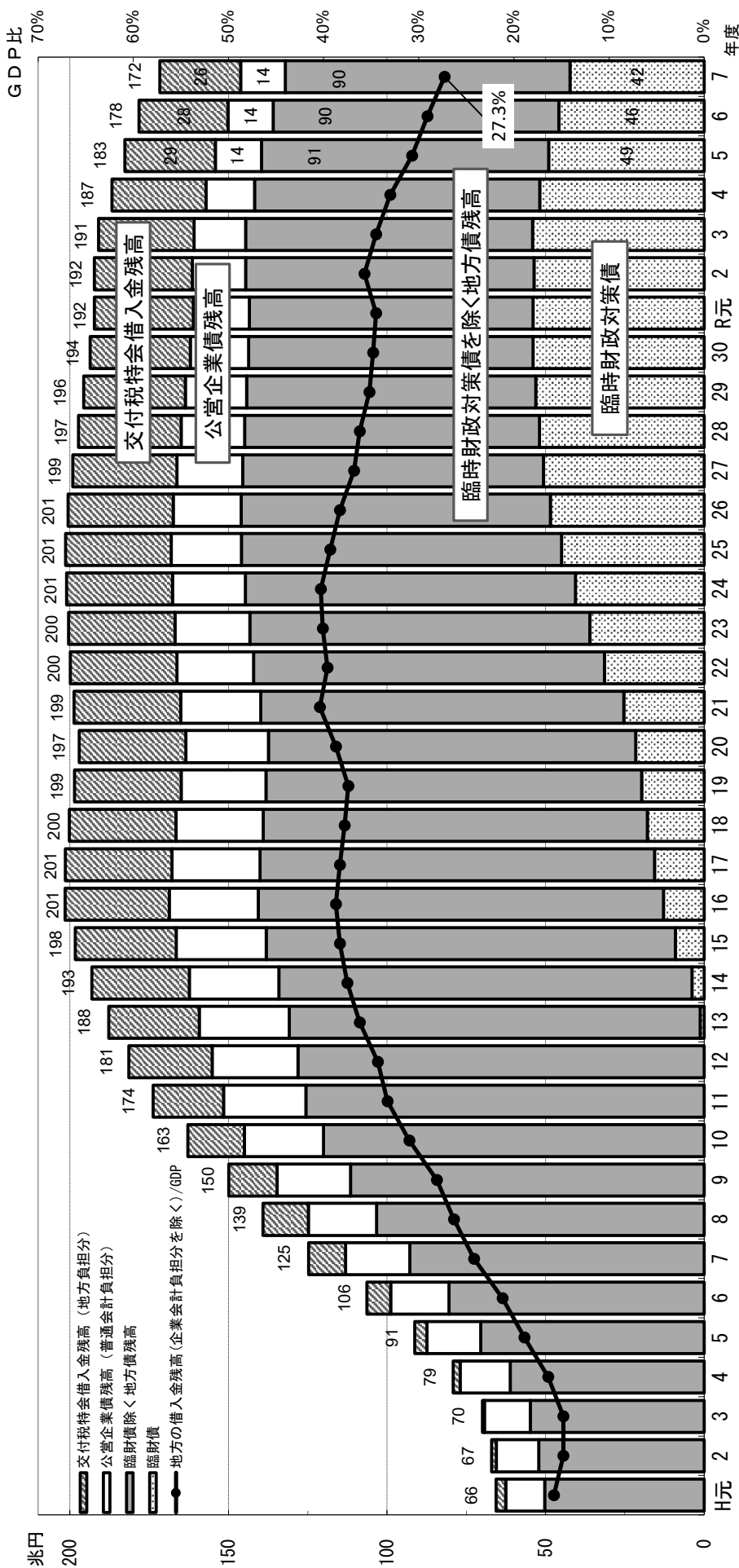
現時点で地方行財政への影響は不透明であるが、既に日本銀行が今年度の経済成長率の見通しを下方修正するなど、その影響が懸念される。

地方自治体は、このような不確実性の高い状況にあっても、人口減少、災害の激甚化・頻発化、物価高など様々な課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に確保し、人々の当たり前の暮らしを支えていかなければならない。そのためには、応分の税負担に裏打ちされた、確固とした地方税財政の基盤を構築することが不可欠であり、地方税をはじめ地方交付税を含む一般財源総額が適切に確保される必要がある。

国と地方が手を携えながら、今日直面する諸課題を乗り越え、希望ある未来を実現させていくことを期待している。

地方財政の借入金残高の状況

資料1



※1 地方の借入金残高は、令和5年度までは決算ベース、令和6年度及び令和7年度は地方財政計画（令和7年度は政府予算案等の国会修正を反映）等に基づく見込み。

※2 GDPは、令和5年度までは実績値、令和6年度は実績見込み、令和7年度は政府見通しによる。

※3 表示未満は四捨五入をしている。

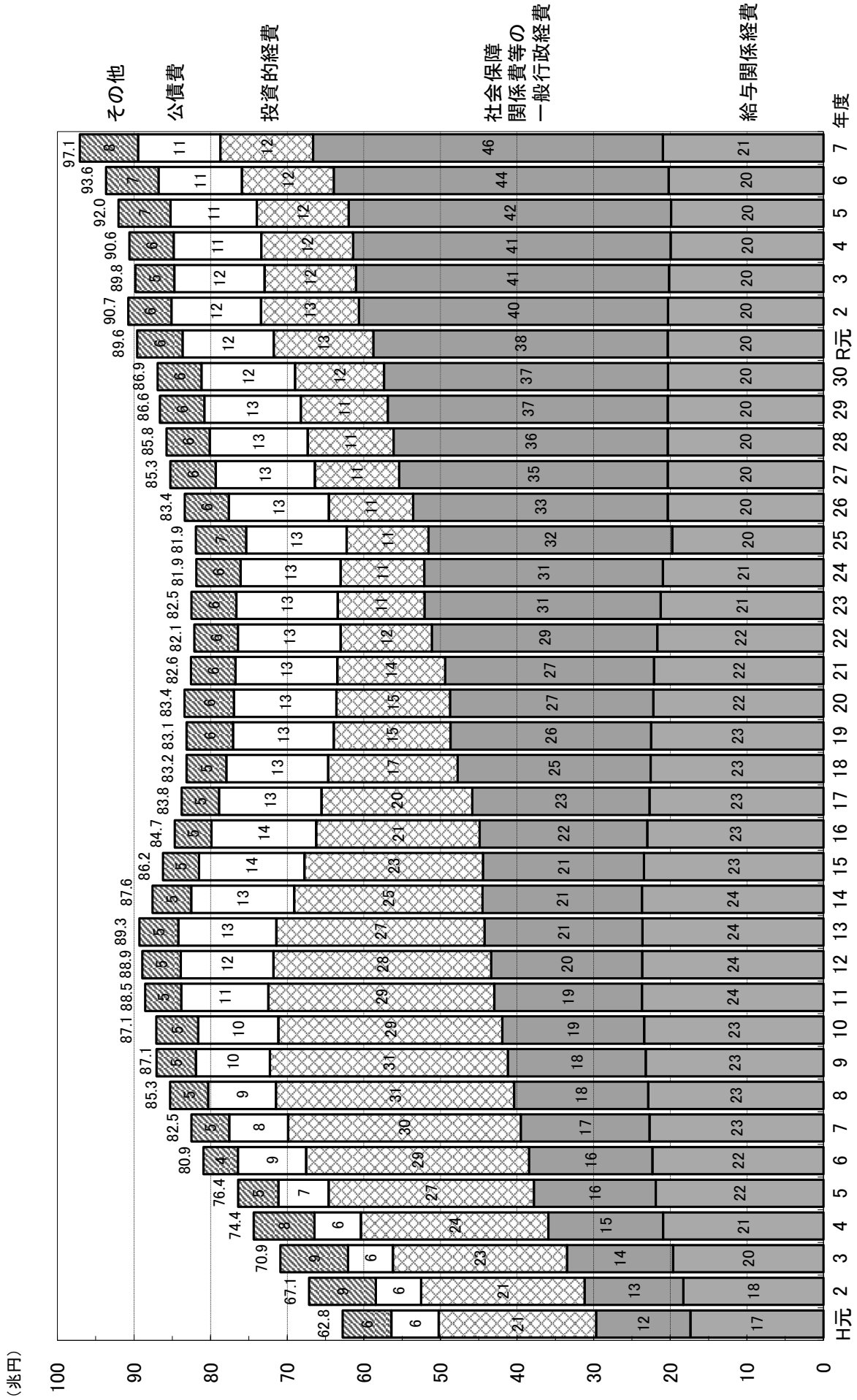
(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	21	21	21	21	21	21

(単位：兆円)

地方財政計画の歳出の推移

資料2

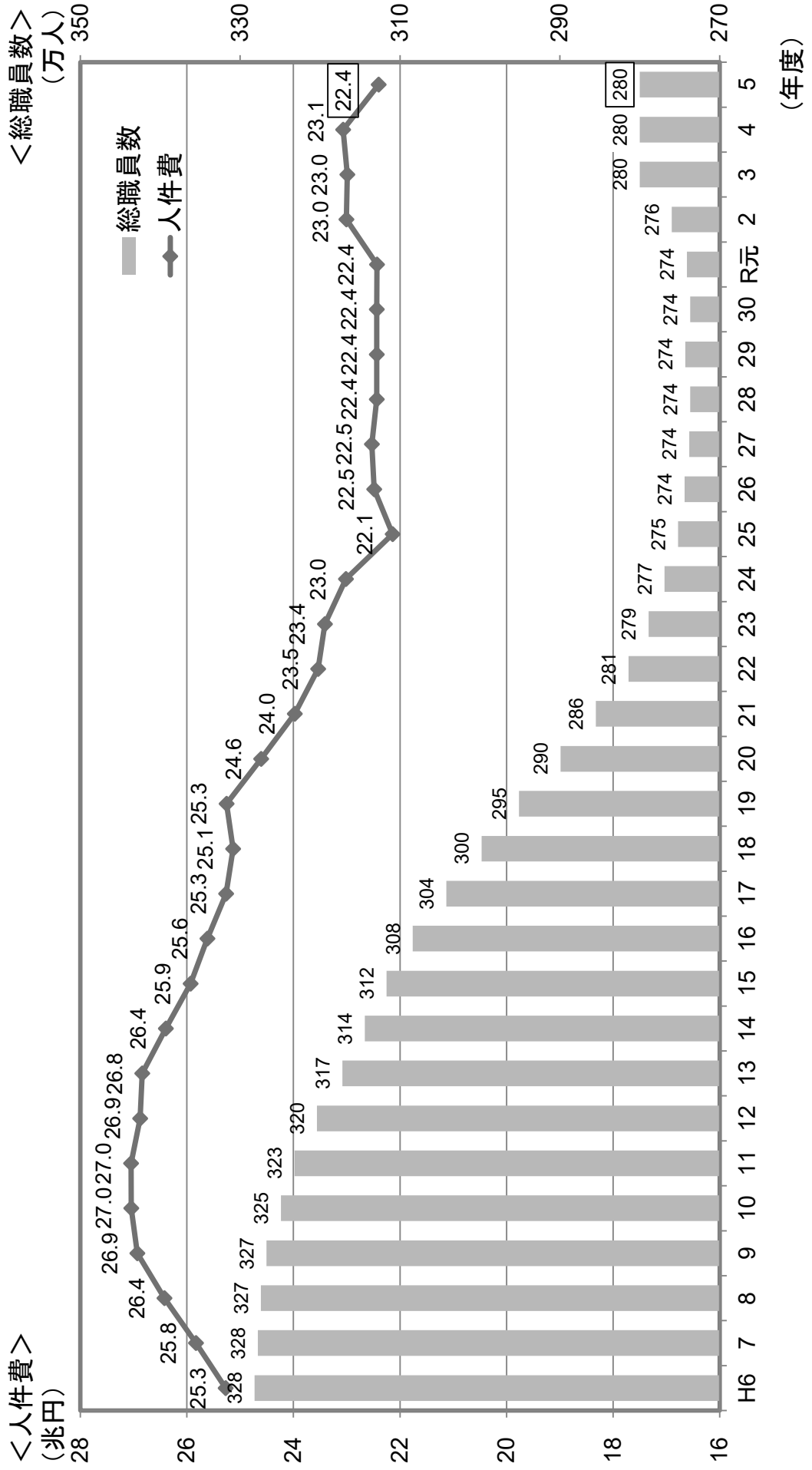


(注) 令和7年度政府予算案の国会修正を反映。

地方公務員の総職員数・人件費の推移

資料3

○ 令和5年度の総職員数は約280万人で、ピーク時(H6:約328万人)から約48万人(15%)減少。また、同年度の人件費(決算)は22.4兆円で、職員数の純減等によりピーク時(H11:27.0兆円)から4.6兆円(17%)減少している。



下水道事業の現状と課題等



令和7年7月

総務省自治財政局準公営企業室

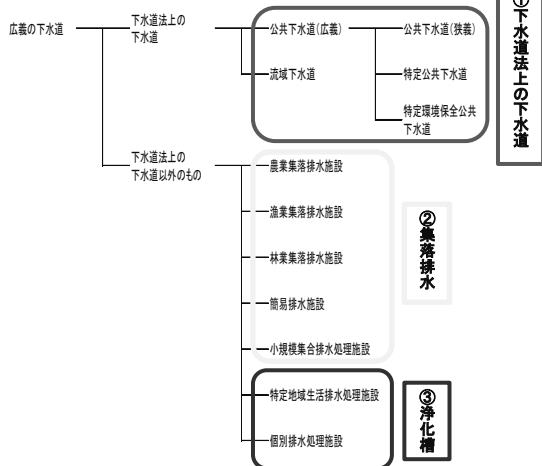
下水道事業の現状と課題

下水道事業の概要

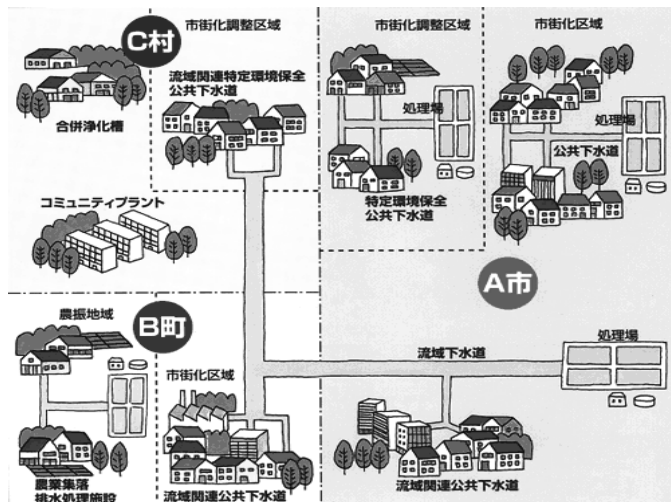
下水道事業とは

- ①国土交通省所管の「公共下水道」、「流域下水道」などの下水道法上の下水道（計1,982事業）
 - ②農林水産省所管の「農業集落排水施設」などの集落排水（計1,182事業）
 - ③環境省所管の「特定地域生活排水処理施設」などの浄化槽（計431事業）
- という汚水処理施設を運営する事業（計3,595事業） [数値はR5決算]

下水道の種類



下水道事業のイメージ

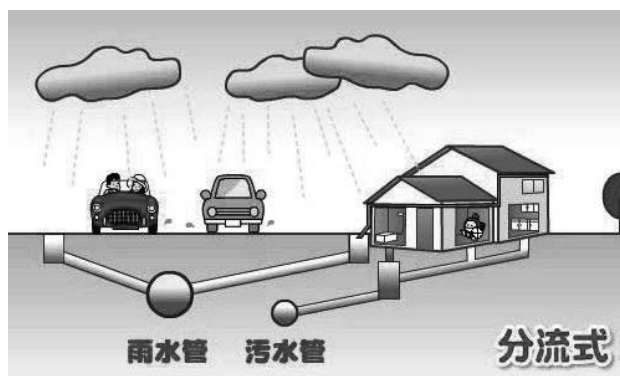
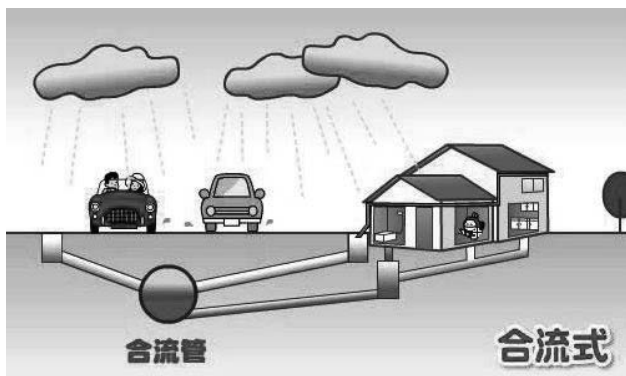


合流管と分流管

- 下水の排除方法には、合流式と分流式の2つの方式がある。
- 汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式下水道は、早くから下水道事業に取り組んできた大都市を中心に全国191の都市で採用。

合流式：汚水と雨水を同じ下水道管で流す方法

分流式：汚水と雨水を別々の下水道管で流す方法



- 弱い雨の日には、地面や道路等の汚れは雨と一緒に下水道管に集め、下水処理場で処理
- 1本の下水道管を整備すればよいため、早期かつ安価に整備が可能
- 強い雨の日、市街地を浸水から守るため、汚水混じりの下水が河川等に放流される。

- 2本の下水道管を整備するため、合流式と比較して、整備に時間を要するとともに事業費が高い

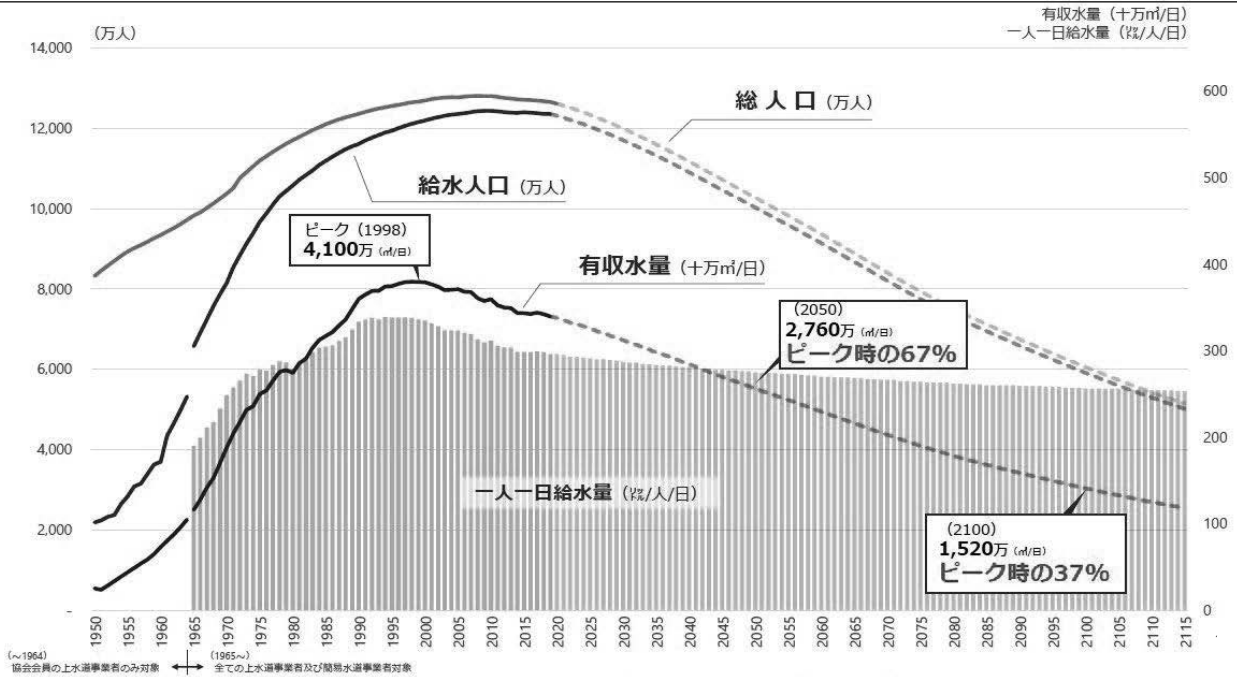


雨天時に汚水混じりの下水が放流され、河川等の水質汚濁や悪臭が発生

(出典) 国土省HP 3

水道事業の将来の需要水量

○ 日本の人口変動や節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は1998年(平成10年)をピークに減少しており、2050年(令和32年)頃にピーク時の67%程度に減少し、2100年(令和82年)頃にはピーク時の37%程度まで減少する見通し。



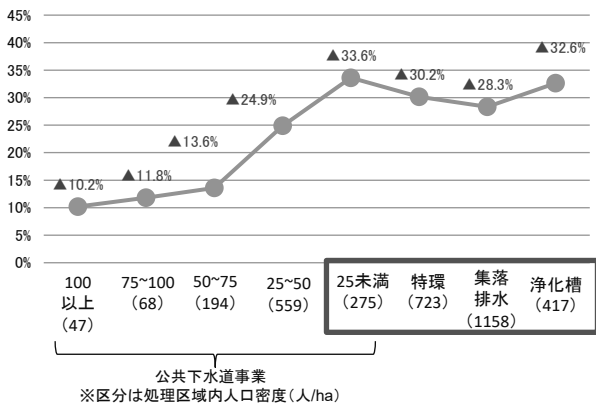
※1) 実績値(～2019)：水道統計より。給水人口・有収水量は、上水道及び簡易水道を合わせたものである。総人口のみ2020年まで実績値を記載。一人一日給水量＝有収水量÷給水人口。
 ※2) 総人口(2021～2115)：国立社会保障・人口問題研究所「平成29年推計『日本の将来推計人口(超長期推計書)』」より、厚労省水道課事務局にて2020実績人口に差し引き補正。出生率・死亡率ともに中位を採用。
 ※3) 給水人口(2020～2115)：最新の2019年度普及率(97.6%)が今年も継続するものとして、総人口に乗じて算出している。
 ※4) 有収水量(2020～2115)：家庭用と家庭用以外に分類。家庭用有収水量＝家庭用原単位×給水人口。家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.310)で設定した。本推計値は2015実績を元に2017年度に実施した推計有収水量の結果を最新の2019年度時点でも差し引き補正して算出。

(出典)厚生労働省資料 4

将来の需要水量(推計)

- 今後、人口減少等に伴い水道の有収水量(※)の減少が予測されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。
 - 特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きくなることが見込まれる。
- ※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

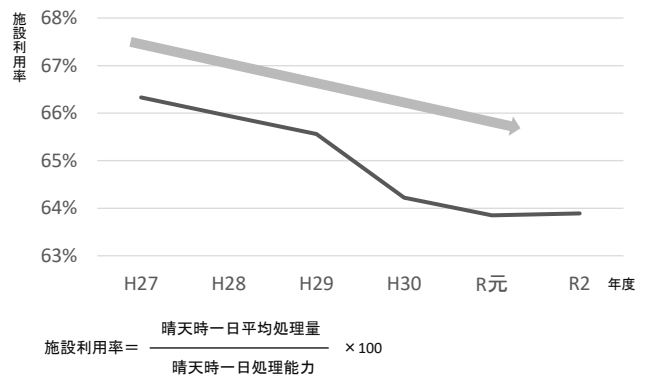
■人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)



※区分は処理区域内人口密度(人/ha)

■公共・流域下水道の施設利用率の推移

○ 公共・流域下水道の施設利用率は、人口減少や節水等の影響で下がってきている。



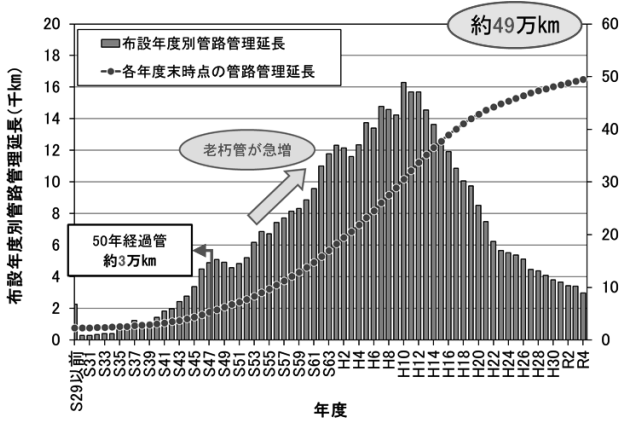
出典：地方公営企業決算状況調査

※2010年から2040年の人口減少率 ※減少率は各処理区域内人口密度区分内の団体の単純平均
 ※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)より総務省作成
 ※括弧内は事業者数(福島県及び一部の事業者は推計人口のデータがないため除外)

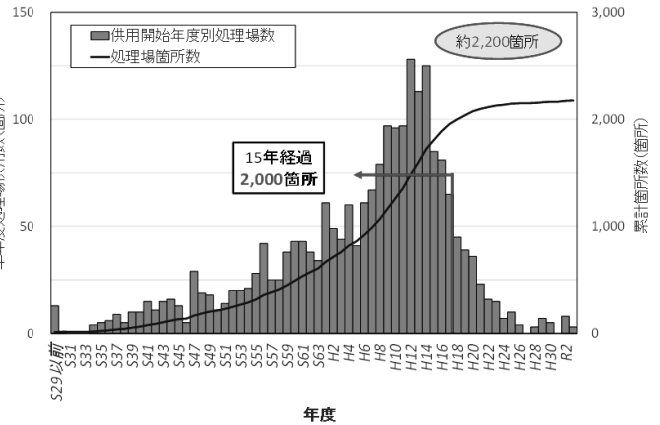
下水道事業の老朽化の状況

- 標準耐用年数50年を経過した管渠の延長約3万km(総延長の約7%)が、20年後は約20万km(約40%)と今後は急速に増加。
- 下水処理場においても、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所(全体の90%)と老朽化が進行。

■ 管路施設の年度別管理延長(R4末現在)



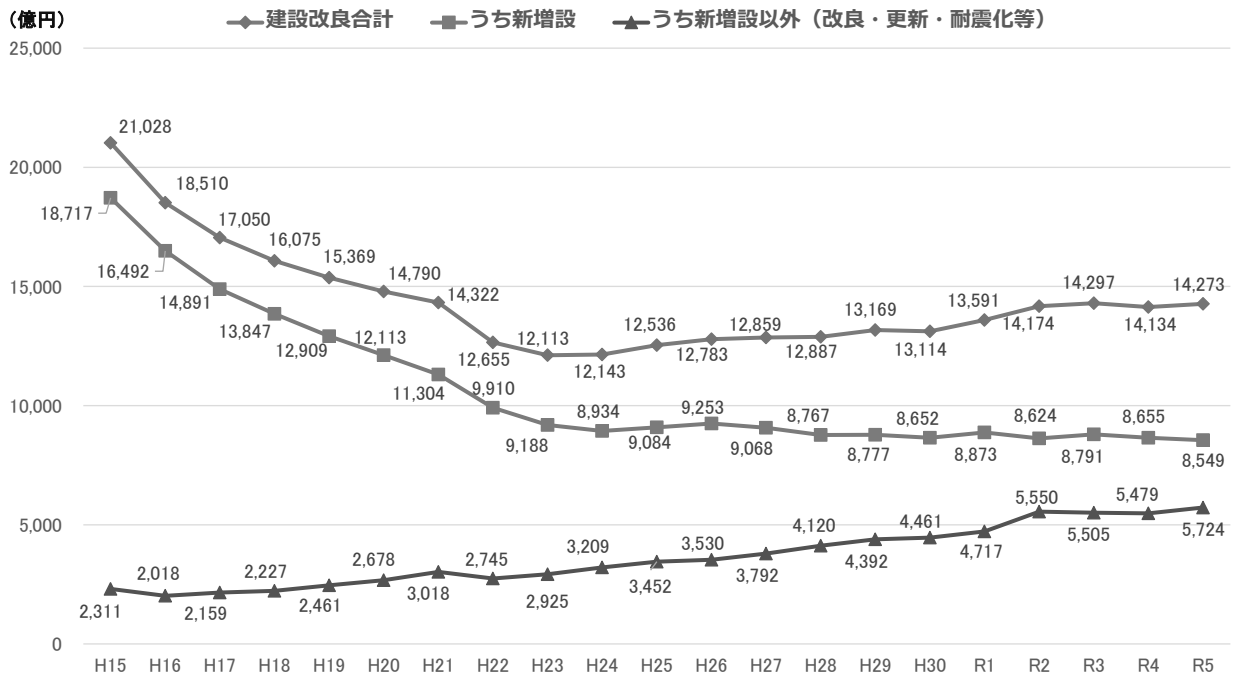
■ 処理場の年度別供用箇所数(R3末現在)



国土交通省資料

建設改良費の推移(公共下水道事業)

- 公共下水道事業の建設改良費は、近年、微増傾向。
- その内訳として、「新增設分」は微減傾向にあるが、耐震化を含む「新增設以外」は増加傾向にある。

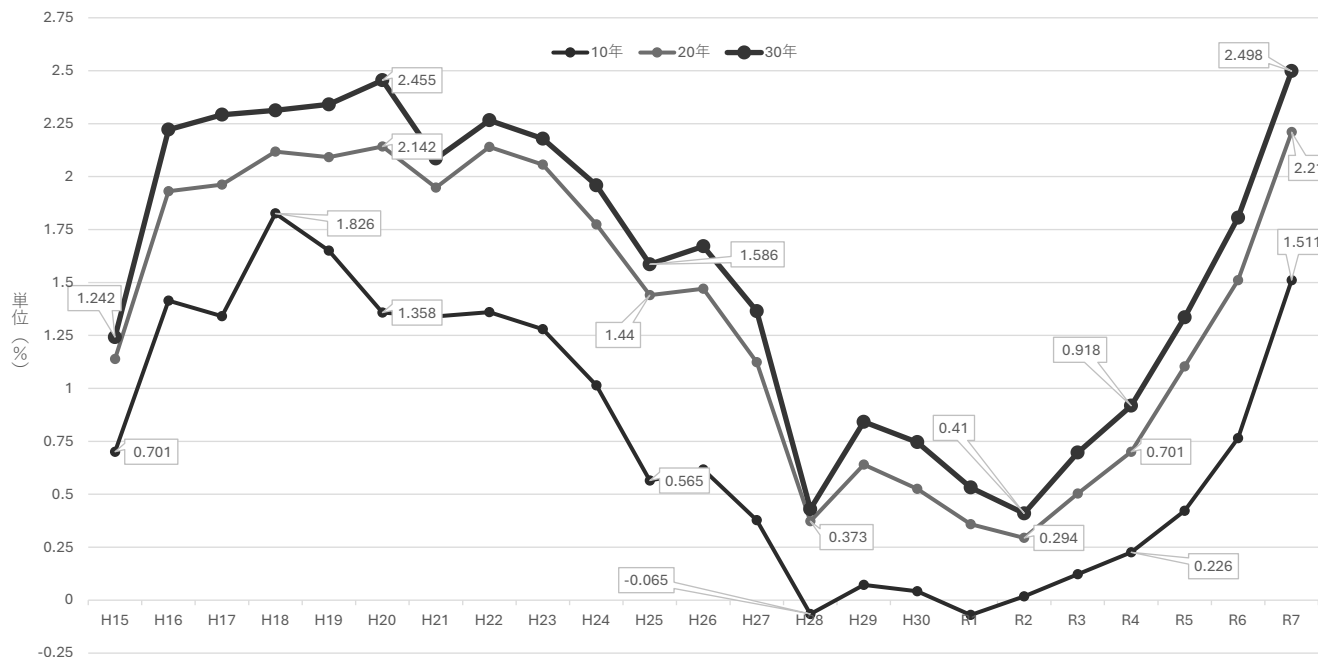


(地方公営企業決算状況調査より)

国債金利の動向等

未定稿

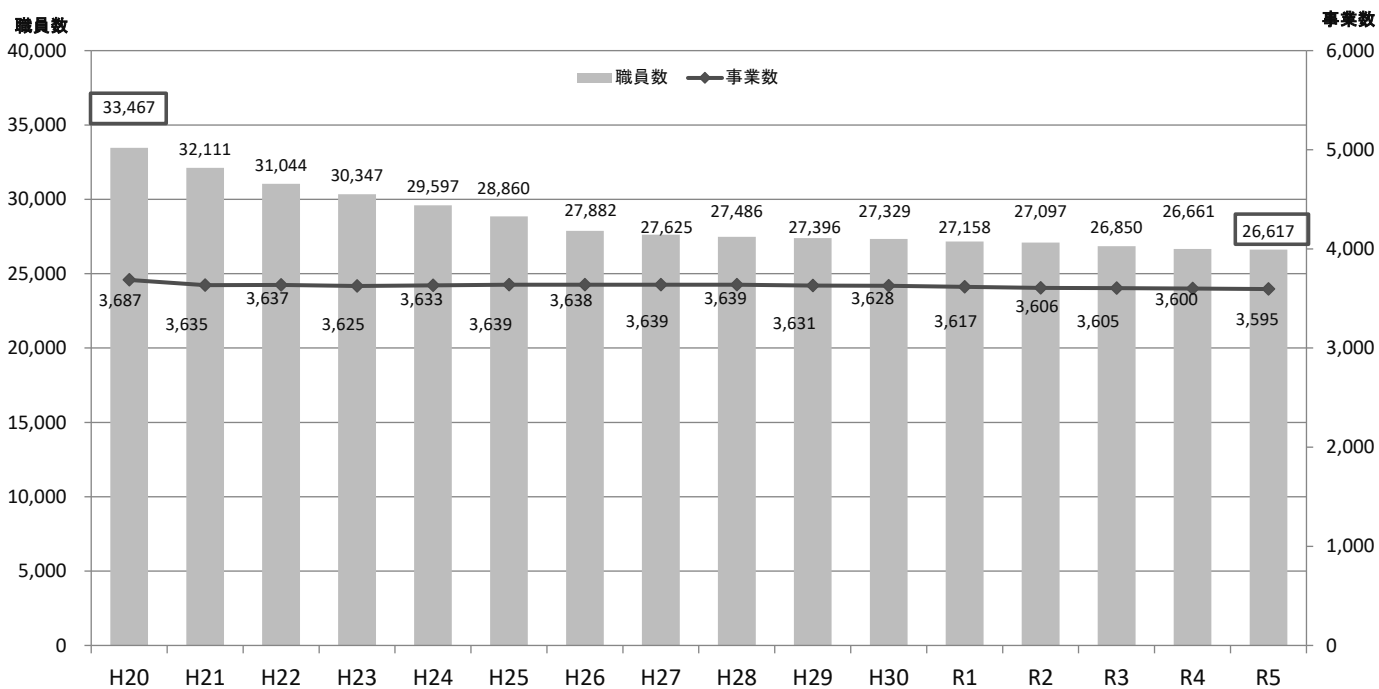
- ゼロ金利政策等により、H20～R2にかけて、長期国債（償還期間：10～30年）の利回りは減少傾向。
- 一方で、R2以降は金利上昇局面となっており、R7にはH20と同程度の金利水準に戻っている（30年国債で2.5%程度）。



※ 数値は財務省HPより作成 (https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/index.htm)。
 ※ 金利については、当該年度の4月時点のもので、流通市場における固定利付国債の実勢価格に基づいて算出した主要年限毎の半年複利金利を表示。

8

下水道における事業数と職員数の推移



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
職員平均数 (1事業あたり)	9.1	8.8	8.5	8.4	8.1	7.9	7.7	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4

※ R1までは常時雇用職員の数、R2からは常勤職員の数

出典：地方公営企業決算状況調査

9

下水道事業における費用負担の考え方

下水道事業における費用負担の考え方は、「雨水公費・汚水私費」が原則。ただし、下水道の公共的役割（生活環境の改善や公共用水域の水質保全等）に鑑み、汚水に係る費用の一部については公費負担するものとされている。

【独立採算の原則】

- 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算の原則」が適用（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）。

【雨水公費の原則】

- 雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
 - ・雨水維持管理費については、普通交付税により措置。
 - ・雨水資本費については、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して普通交付税により措置。

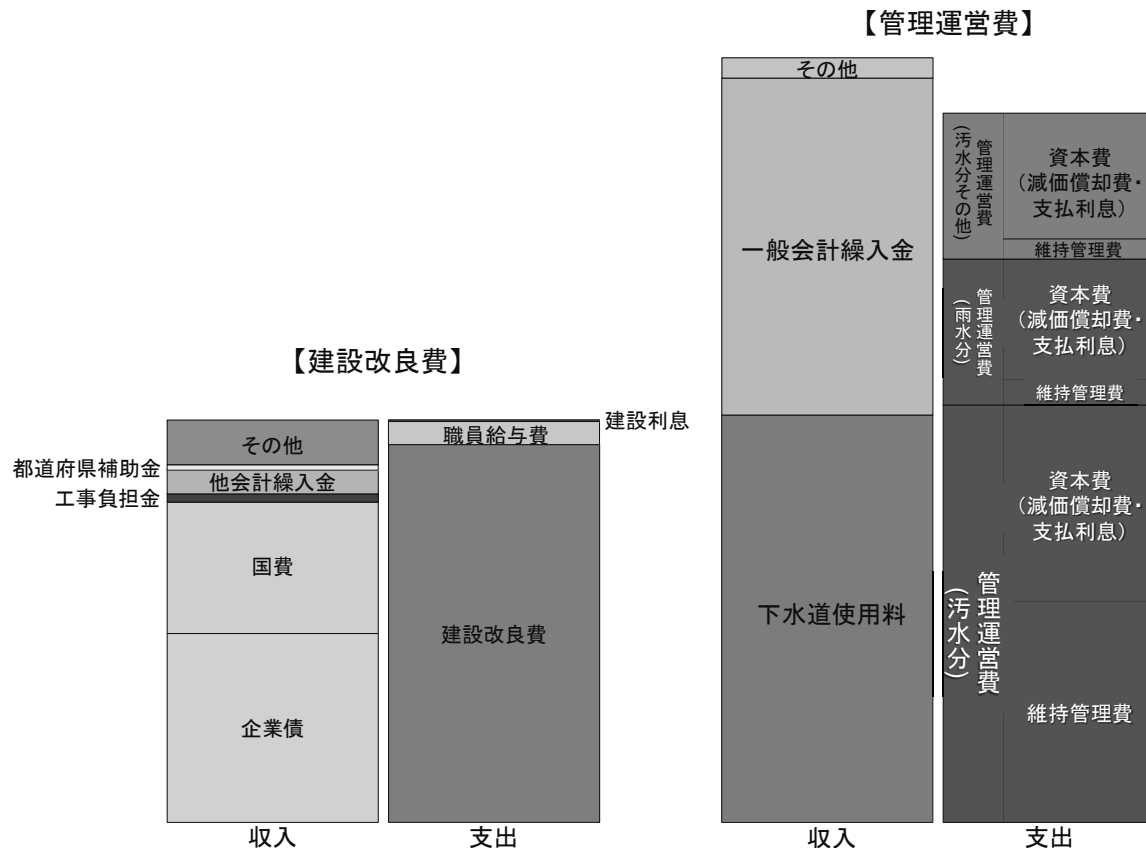
【汚水私費の原則】

- 汚水は原因者や受益者が明らかことから、私費（使用料）により負担。
 - ・このため、合流式下水道の資本費のうち、汚水分は私費（使用料）が負担するとの考え方
- ただし、汚水処理に要する経費のうち、分流式下水道に要する経費は、合流式下水道と比較して高コストとなるが、環境改善効果が高く、公的な便益が認められることから、私費（使用料）のみではなく、一部を公費により負担。
 - ・分流式下水道の資本費については、人口密度に応じて経費の状況が異なることを踏まえ、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して処理区域内人口密度に応じて普通交付税により措置。

10

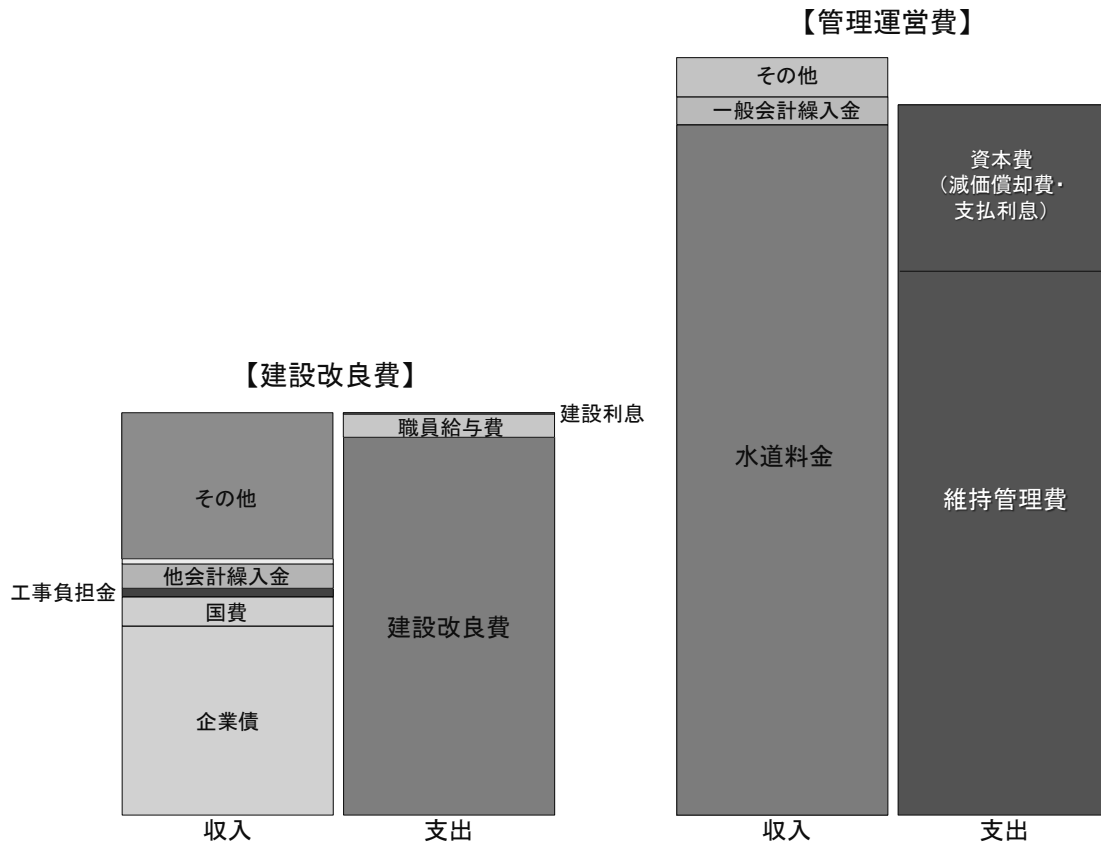
5② 下水道事業の収支構成(イメージ)

第3回 国交省「上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料抜粋



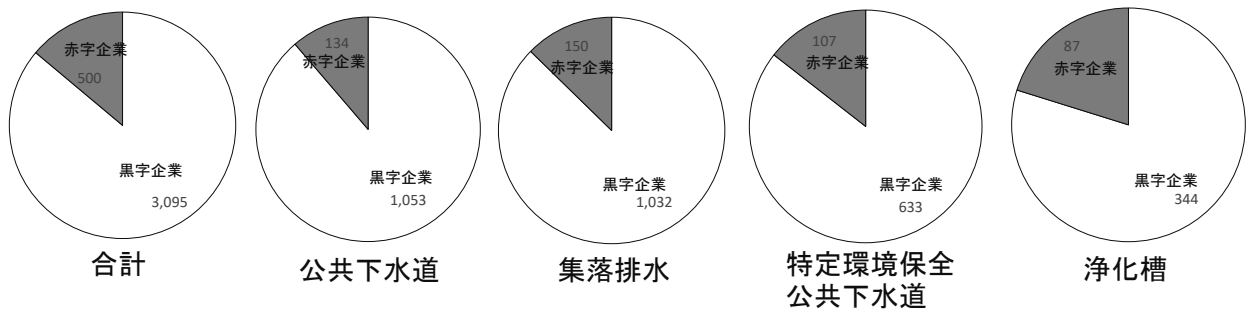
11

5②水道事業の収支構成(イメージ)



下水道事業の決算の状況

○ 下水道事業の経営状況(R5決算)



総収支額

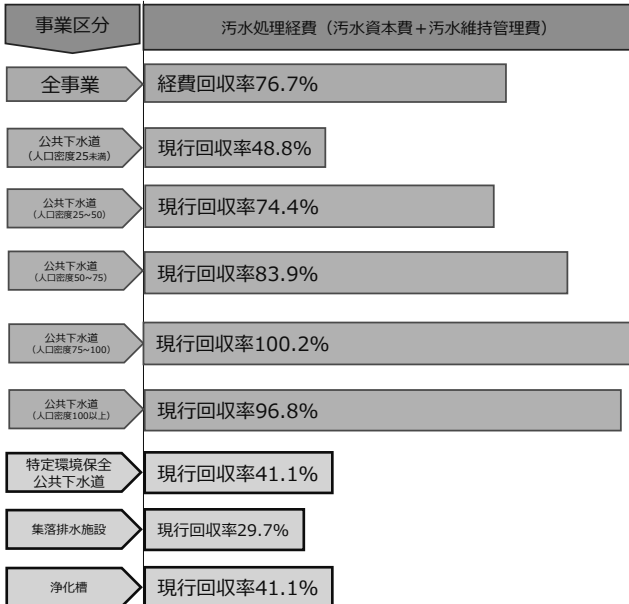
(単位：億円、%)

収支別	年度	R1	R2	R3	R4	R5
黒字		2,996	2,417	3,208	2,697	2,384
	(対前年度伸率)	4.0	△19.3	32.7	△15.9	△11.6
赤字		149	199	327	439	208
	(対前年度伸率)	△14.6	33.6	29.9	34.3	△52.6
計		2,847	2,218	2,881	2,258	2,176
	(対前年度伸率)	5.0	△22.1	29.9	△21.6	△3.6

下水道事業の経費回収率と使用料

- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 一方、使用料は処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で高い傾向がある。

・経費回収率 (R5)



※汚水処理経費：汚水事業費に係る公費負担除前の汚水処理経費（資本費+維持管理費）
 ※特定公共下水道、流域下水道は除く。

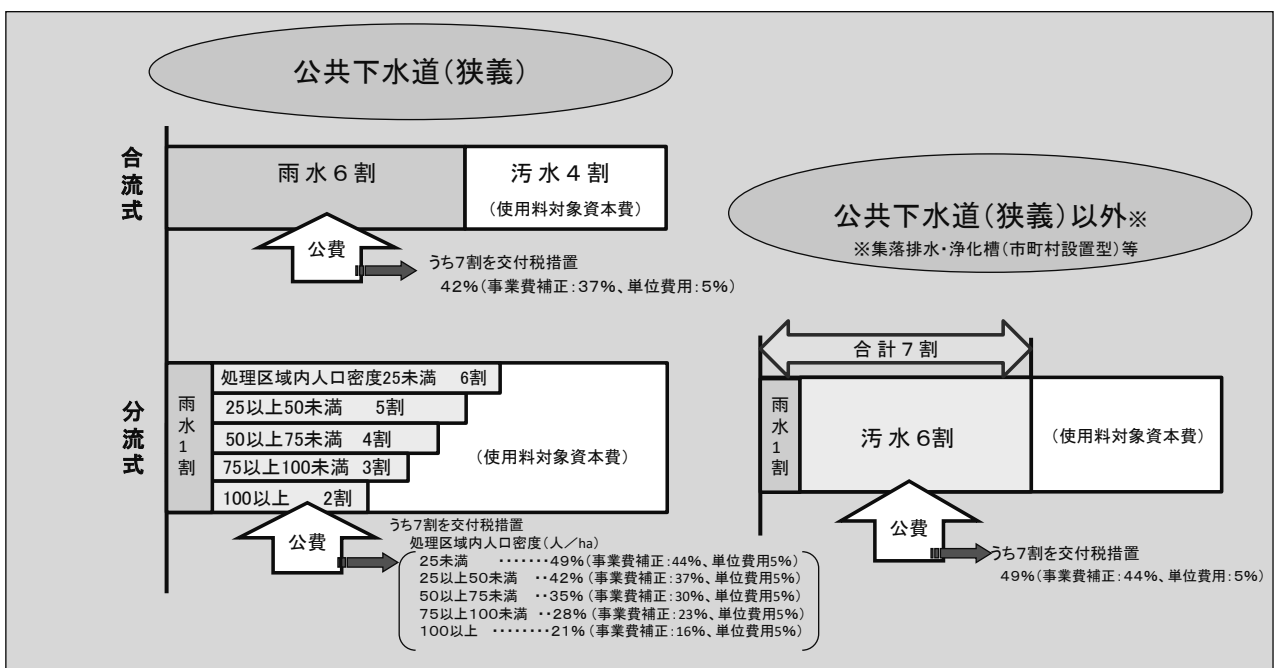
・使用料 (R5) ※20㎡あたりの金額 (月あたり)



※特定公共下水道、流域下水道は除く。

下水道事業債の元利償還金に係る地方財政措置

- 雨水公費、汚水私費を原則としつつ、分流式公共下水道に係る汚水処理資本費について、公共用水域の保全等の観点から、処理区域内人口密度に応じて交付税措置(なお、公共下水道以外の施設についても、資本費等の実態にかんがみ交付税措置。)



高資本費対策の概要

建設改良費が割高なため資本費が高額な下水道事業において、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部を繰り出すとともに、交付税措置を講じるもの

1. 要件 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち次の要件を満たすものに対して、下記の算式に基づき公費負担額を算出

① 資本費単価(α)※ 基準値=全国平均(47円/㎡(R4決算値))以上

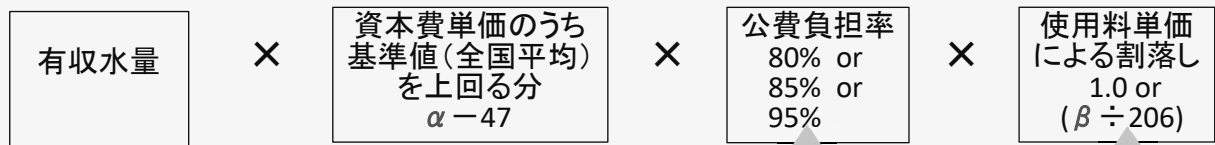
※分流式下水道等に要する資本費に対する公費負担額等を除いた後の資本費単価

② 使用料単価(β) 150円/㎡(月3,000円/20㎡)以上

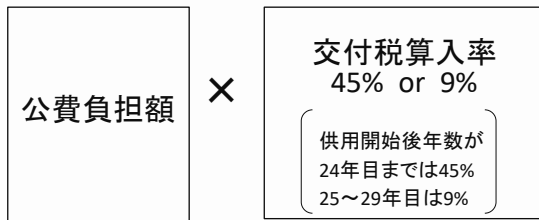
③ 経営戦略を策定していること

④ 公営企業会計の適用をしていること ※公共下水道及び特定環境保全公共下水道の場合

2. 公費負担額(繰出基準額)



3. 交付税措置額



法適用事業		法非適用事業	
資本費単価 (円)	公費 負担率 (%)	資本費単価 (円)	公費 負担率 (%)
基準値以上 基準値の1.5倍未満 (47~70)	80	基準値以上 基準値の1.5倍未満 (47~70)	80
基準値の1.5倍以上 基準値の3倍未満 (70~141)	85	基準値の1.5倍以上 基準値の6倍未満 (70~282)	85
基準値の3倍以上 (141~)	95	基準値の6倍以上 (282~)	95

・使用料単価が
全国平均(137円)
の1.5倍以上
→1.0
(割落とシナン)

 ・使用料単価が
150円~全国平
均の1.5倍未満
→ $\beta \div 206$ (割落と
シアリ0.73~1.0)

16

経営戦略の策定・改定等

公営企業の更なる経営改革の推進について

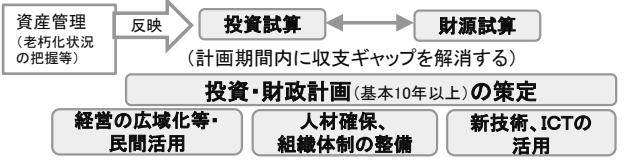
公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
- ⇒ さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

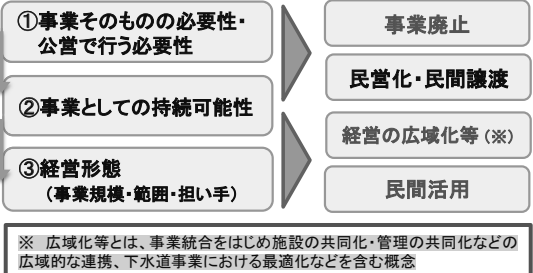
経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 経営の広域化や人材確保等の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載
- 各公営企業において、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映等を盛り込み令和7年度までに改定を行う



抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討



公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 経営の広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

18

公営企業会計の適用の更なる推進について

公営企業会計適用の必要性

- 急速な人口減少等による料金収入の減少
 - 施設・管路等の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 国・地方を通じた厳しい財政状況
- ⇒
- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に基づき経営を行う必要がある
 - 将来にわたり持続可能な経営を行うには、適切な原価計算に基づき料金を設定する必要があり、そのためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須である

公営企業会計適用の取組

現状

- これまで重点的に適用を要請してきた下水道事業及び簡易水道事業について、98.4%の事業が適用済(※)
- 一方、その他の事業については、18.0%の事業が適用見込み(※)となっており、一層の取組の推進が必要

※ R6.4.1時点の取組状況

うち下水道事業は99.4%が「適用済又は適用に取組中」

令和6年1月22日付け自治財政局長通知

- 適用が完了していない下水道事業及び簡易水道事業について、早急な適用を要請
- その他の事業について、できる限り適用を要請(特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討)

主な支援方策

- 地方財政措置(R10年度まで)
 - ・ 公営企業会計適用債
 - ・ 都道府県が行う市町村への支援に係る地方交付税措置
- 人的支援
 - ・ 経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣
 - ・ 電話相談体制の構築
- 技術的支援
 - ・ マニュアル・Q&A集等

地方財政措置等の要件化

- 以下の地方財政措置等について、公営企業会計の適用を要件とする
 - ・ 下水道事業の高資本費対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 簡易水道事業の高料金対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 資本費平準化債 (※)
- ※ 下水道事業及び簡易水道事業についてはR7年度から
その他の事業についてはR11年度から

19

投資・財政計画への的確な反映

特に、次の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠

① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映

② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映

③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映

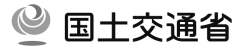
④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討

		（単位：千円、税別）									
款 項	目	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
収益的収支	総収益	4,952,486	4,931,660	4,895,800	4,848,489	4,812,889	4,778,363	4,752,277	4,710,979	4,675,130	4,638,860
	給水収益	4,621,000	4,585,000	4,548,877	4,501,244	4,465,264	4,430,299	4,406,717	4,361,864	4,325,405	4,288,468
	加入金	93,830	94,410	92,522	90,672	88,858	87,081	85,339	83,633	81,960	80,321
	下水道受託収益	203,679	215,092	217,243	219,415	221,609	223,825	226,063	228,324	230,607	232,913
	その他の営業収益	33,977	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158	37,158
事業費用	管収利率及び配当金	298	1,827	1,600	1,382	1,134	930	692	515	369	210
	会計補助金	14,484	12,585	10,652	9,022	7,788	6,873	6,296	6,025	5,904	5,895
	長期前払金戻入益	498,019	486,434	482,539	479,296	477,432	477,515	477,515	474,021	459,754	437,580
	雑収益	29,063	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
	特別収益	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
固定資産売却益	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
事業費用	総事業費用	5,392,062	5,247,514	5,247,635	5,207,270	5,139,601	5,086,693	5,032,444	4,978,563	4,924,633	4,870,721
	給水及び浄水費	1,033,660	974,102	1,097,772	973,642	977,426	990,385	892,749	856,973	859,933	862,946
	給水費	632,881	696,710	686,095	721,377	691,427	694,251	697,889	699,942	702,805	705,651
	給水費	301,061	330,185	331,863	333,561	335,261	336,980	338,701	340,444	342,211	343,978
	業務費	325,880	312,570	313,350	314,135	314,924	315,720	316,515	317,319	318,133	318,945
	修繕費	356,518	330,053	242,652	291,603	222,550	241,993	389,653	265,206	265,562	307,521
	減価償却費	2,342,151	2,276,420	2,266,457	2,265,224	2,310,264	2,364,408	2,477,235	2,600,961	2,710,575	2,666,074
	資産減耗費	166,839	117,821	116,694	128,333	118,511	118,511	118,511	118,511	118,511	118,511
	利息及び企業債取償費	226,844	202,546	185,644	172,340	162,137	154,270	148,543	146,176	146,507	147,706
	支出	4,569	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
貸出	1,059	507	508	455	501	493	776	728	658	605	
資本的収支	資本的収入	1,852,254	1,773,995	1,875,586	2,060,085	1,882,988	2,006,031	2,224,227	2,168,070	2,160,863	2,128,861
	企業債	1,600,000	1,554,600	1,661,400	1,856,700	1,688,400	1,717,400	2,055,500	2,006,500	2,006,400	2,000,600
	国庫補助金	29,000	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200
	出資金	68,076	66,663	61,432	50,664	41,856	29,910	15,940	8,783	1,687	1,696
	工事負担金	155,156	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499	126,499
	固定資産売却代金	22	33	55	22	33	22	88	88	77	66
	繰上償還費	3,236,179	3,542,377	3,533,762	3,869,488	3,536,416	3,615,272	3,643,657	3,581,088	3,581,423	3,571,412
	事務費	118,372	117,863	117,968	118,074	118,179	118,286	118,390	118,496	118,601	118,707
	資産購入費	24,997	24,826	24,999	25,174	25,349	25,526	25,704	25,884	26,066	26,248
	原簿水損賠償	758,468	1,145,992	495,385	492,413	250,470	519,310	625,039	294,652	339,721	712,630
給配水損賠償	2,334,190	2,232,696	2,874,410	3,212,827	3,121,418	2,931,150	2,853,524	3,121,056	3,076,035	2,692,827	
業務施設費	152	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	
国庫補助金返還金	2,364										
資本的収支不足額	▲2,830,124	▲3,251,023	▲2,164,692	▲3,315,753	▲3,181,564	▲3,251,168	▲2,943,078	▲2,925,239	▲2,935,279	▲2,946,511	

※「長岡市水道事業経営戦略」（計画期間：令和3年度～令和12年度）より抜粋

20

5⑤総括原価の算定方法(損益収支方式と資金収支方式)



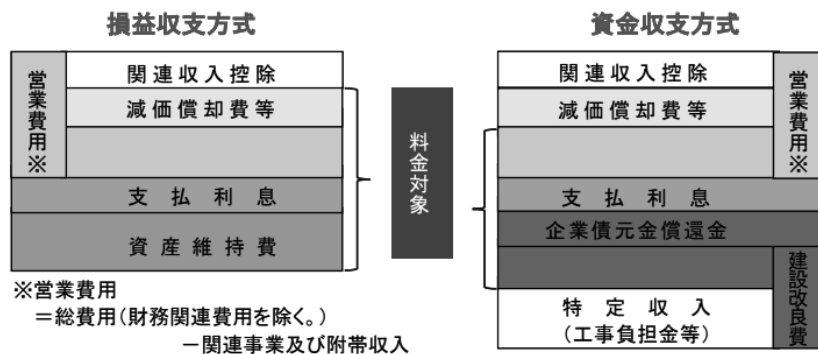
第3回 国土省「上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料抜粋

- 損益収支方式は、資本的収入及び支出を個別に算定せず、収益的収支に事業維持のために必要な一定額の資産維持費を加算して総括原価を算定する方法。
- 資金収支方式は、料金算定期間内において実際に必要な資金所要額をもとに料金対象原価を算定する方法。
- 資金収支方式の場合、投資額の変動が大きい場合や必要な更新事業を先送りしている場合は、持続可能な事業運営が可能な料金水準が算定されないため、将来の投資に備えて積立金を確保するなど、資産維持費相当額を原価に含めて算定することとされている(水道料金改定業務の手引き)。

出典：日本水道協会「水道料金改定業務の手引き 資料10、図表-1」を一部修正

(参考) 料金算定の際の総括原価の算定方法

損益収支方式と資金収支方式



出典：(公社)日本水道協会「水道料金改定業務の手引き」(平成29年3月)

21

3 (2) ③ 下水道事業における使用料設定の考え方と資産維持費

第3回 国土省「上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料抜粋

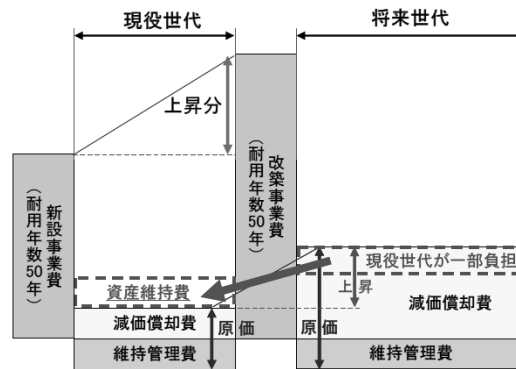
- 下水道使用料は、下水道法で定める原則に従い、条例で定めることとされており、具体的な基準の細目は法令上定められていない(法第20条)。
- このため、使用料の算定方法、使用料体系等に対する具体的な考え方を示してほしいとの市町村等の要請に応えるため、「下水道使用料算定の基本的考え方(昭和62年5月18日、下水道管理指導室長通知)」を発出している。
- 同通知に基づき、日本下水道協会が具体的な算定事例等を掲載した「下水道使用料算定の基本的考え方」(昭和62年発行、平成20年、平成29年改訂)を発行している。

【下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)の抜粋】

<資産維持費>

- 将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間の公平性を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定するものである。
- 資産維持費を使用料対象経費に算入する場合には、不断の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図ることが重要である。

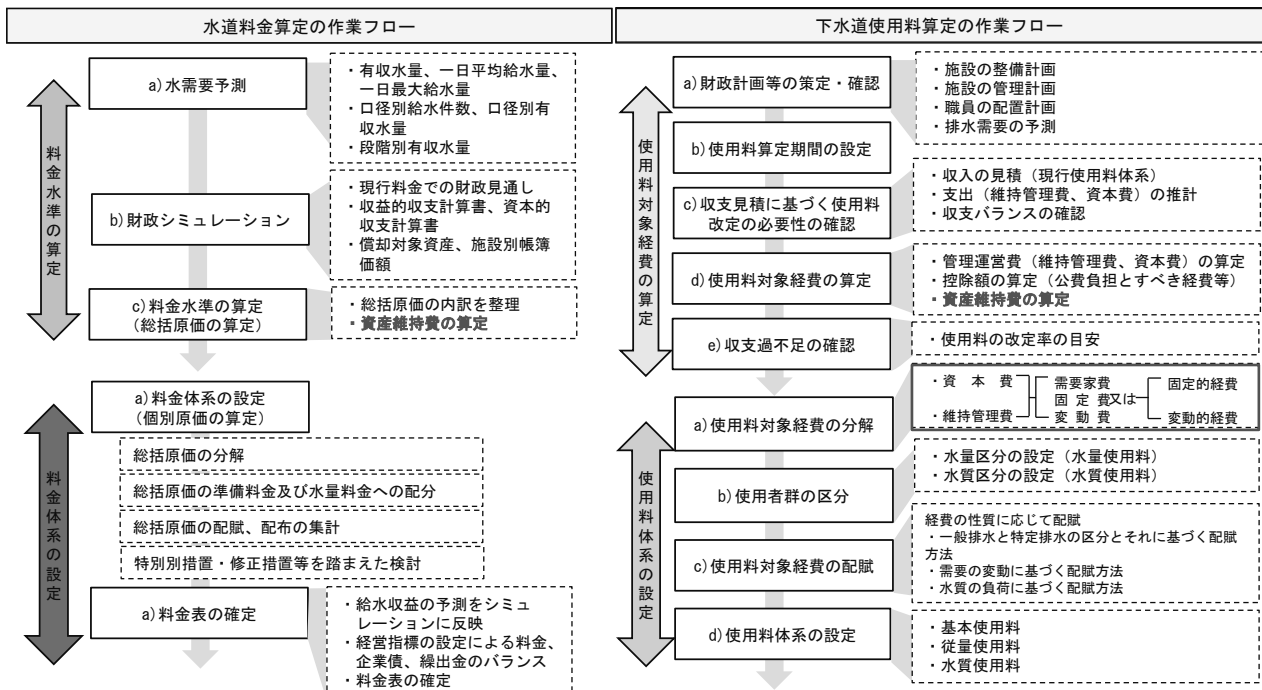
資産維持費の導入イメージ



出典：日本下水道協会資料

5⑥ 水道・下水道の料金等の算定の基本的な考え方(フロー)

第3回 国土省「上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料一部加工



出典：(公社)日本水道協会「水道料金改定業務の手引き」(平成29年3月)をもとに作成

出典：(公社)日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」をもとに作成

下水道事業の経営基盤強化等

総務省「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」について

1. 開催趣旨

- 人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、令和6年能登半島地震を踏まえた災害への備えの必要性の増大など、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。
- こうした中で、将来にわたって上下水道の住民サービスを持続可能なものとするため、各事業の実情を踏まえ、経営基盤の強化に資する取組等を推進する必要がある。
- このため、総務省自治財政局として、学識経験者や実務経験者、地方自治体職員等により構成する研究会を開催し、上下水道事業をめぐる諸課題について意見を伺うことにより、経営基盤の強化に資する取組など、上下水道事業の持続可能な経営を確保するための方策等について検討を行うため、研究会を開催する。

2. 検討事項

- 能登半島地震における上下水道施設の被災状況や対応を踏まえた上下水道事業の地震対策等のあり方
- 将来にわたって安定的にサービスを提供するための上下水道事業の経営等のあり方 等

3. スケジュール

- 令和6年9月19日に第1回を開催。
- 令和6年10月15日に第2回を開催。
- 令和6年11月22日に第3回を開催。
- 令和7年2月14日に第4回を開催。
- 令和7年3月21日に第5回を開催。
- 令和7年6月4日に第6回を開催。

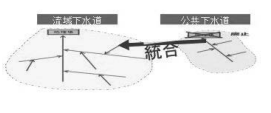
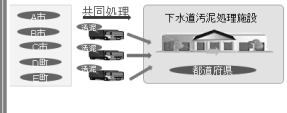
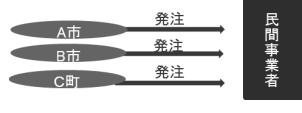

4. 構成員

氏名	所属
石井 晴夫（座長）	東洋大学名誉教授
浦上 拓也（座長代理）	近畿大学経営学部教授
宇野 二郎	北海道大学公共政策大学院教授
金崎 健太郎	武庫川女子大学経営学部教授
齊藤 由里恵	中京大学経済学部准教授
塩津 ゆりか	京都産業大学経済学部教授
辻 琢也	一橋大学法学部教授
村木 美貴	千葉大学工学部教授
遠藤 誠作	元福島県三春町企業局長、マネ強アドバイザー
菊池 明敏	元岩手中部水道企業団局長、マネ強アドバイザー
小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー
望月 美穂	日本経済研究所公共デザイン本部副本部長
石田 直美	日本総合研究所執行役員

※このほか、都道府県及び市町村それぞれから複数団体が参加。関係省庁はオブザーバーとして参加

下水道事業における広域化等の類型

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が主な類型

1. 汚水処理施設の統廃合	2. 汚泥処理の共同化	3. 維持管理・事務の共同化	4. 最適化
<p>流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。</p> 	<p>複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。</p> 	<p>集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。</p> 	<p>公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。</p> 

	秋田県の例	山形県新庄市の例	佐賀県の例
期間	令和2年度から実施	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	〇県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	〇新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	〇浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	〇人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	〇先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	〇都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	〇流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止	〇新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視（視覚的無人化や監視設備等の一括制御等） 〇定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	〇未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 〇既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	〇維持管理費・改築更新投資を削減（50年間の試算） ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	〇維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減	〇浄化槽（個別処理方式）に転換（個別処理人口割合18.5%→22.3%） 〇処理区の統廃合数が増加（処理区19箇所減）

26

下水道事業における広域化等

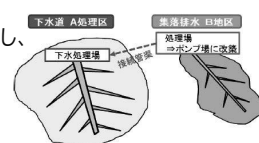
<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 〇 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 〇 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 〇 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

<「広域化・共同化計画」の策定>（国交省、農水省、環境省と連携）

- 〇 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、全ての都道府県で策定済み。

【処理場の統廃合】



<地方財政措置（現行）>

- 〇 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
- 〇 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置
- 〇 都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度）。

<処理区域内人口密度25以上50未満（人/ha）の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について繰出基準（一般会計負担）を1割引上げ	➡
(R元年度～) 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に繰出基準（一般会計負担）を1割引上げ	➡
(R4年度～) 流域下水道への統合分	一般会計負担（8割）	
	うち70%を普通交付税措置	

<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度（人/ha）	通常分※1【建設改良費等】	(R元年度～) 広域化分※2、3	(R4年度～) 流域下水道への統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置
 ※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加
 ※3 令和5年度から複数の地方公共団体を事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

下水道広域化・共同化計画の現状

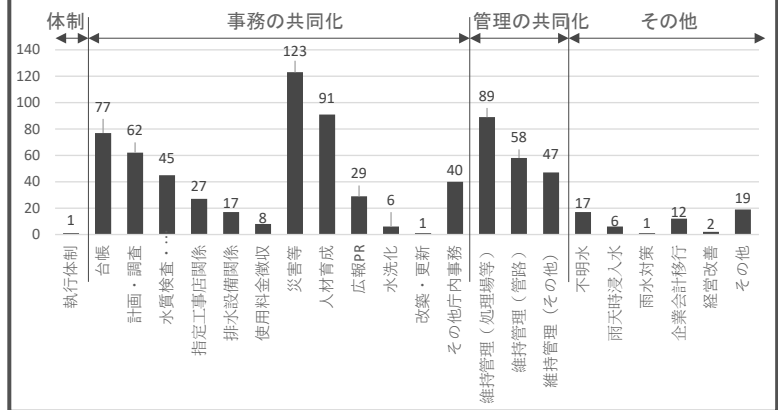
- ハード対策として全体で約2,000カ所の汚水処理施設の廃止（現有施設の約27%）が位置付けられ、ソフト対策としても事務の共同化や管理の共同化等、様々な取組が予定されている。
- ハード対策では全体の約61%、ソフト対策では全体の約76%について実施時期も明記されている。
- 都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、更なる広域化の取組を検討。

<都道府県構想策定マニュアル検討委員会第8回広域化・共同化検討分科会資料より>

<ハード対策>

施設の分類	廃止予定施設数 (現有施設に占める割合)	現有施設数 (R3末)
下水道処理施設	250 (11.7%)	2,132
集落排水施設 (農集+漁集)	1,662 (31.9%)	5,208
その他施設 (コミプラなど)	122 (53.0%)	230
合計	2,034 (26.9%)	7,570

<ソフト対策>



静岡県南伊豆町 漁業集落排水から個別浄化槽への転換

広域化等 下水道事業

静岡県賀茂郡南伊豆町生活環境課

取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、漁業集落排水施設から個人設置型浄化槽への転換を行った。

◆**総事業費** 浄化槽設置に関する補助144,436千円、処理施設の解体等30,928千円

◆背景

・ 入間地区漁業集落排水施設（昭和58年着工）は、人口減少や観光業の衰退により、施設利用率が低下していた。さらに、今後の人口減少により、住民の使用料負担額が増額することが見込まれた。

・ この状況を改善するため、人口密度が小さいエリアにおいて経済性が高い（1戸あたりの経費が一番小さくなる）個別浄化槽^{※1}へ転換することとした。

※1 中西準子、沖野外輝夫共著 下水道計画論：駒ヶ根市の下水道の環境アセスメント 武蔵野書房 1982.7

◆具体的内容

・ 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100%補助することで、2年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

◆効果

・ 転換により、「過大な集合処理施設を維持する経費」と「個人が浄化槽を維持する経費」+「転換に係る経費」の差の分の経費が削減された。

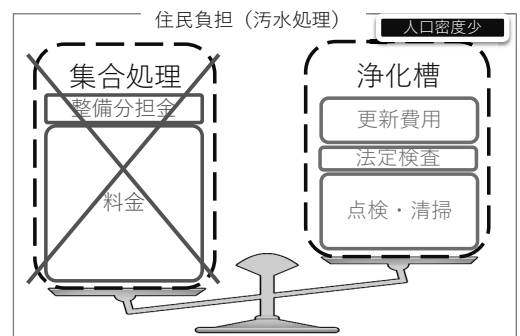
・ 半数以上の住民の金銭的負担が軽減された。

取組のポイント

- ・ 過疎債の活用 総事業費のうち、140,300千円について過疎対策事業債を借入した。
- ・ 管工事組合の活躍 設置補助申請・施工について組合員6者が、連携して請負した。
- ・ 住民の理解 自治会が形成する管理組合が集排の維持管理と使用料徴収を担っていたため、効果に関する住民理解度は高く、合意形成も早かった。（住民説明会等：全5回実施）
- ・ 個人設置型浄化槽の維持管理 維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件とした。
- ・ 財産処分手続き 水産庁に対する手続きに想定外の時間を要した。（返還は無し）
- ・ 点検・清掃業者 集排、個別浄化槽のいずれも同種の登録、許可業者が受注していることから、受注機会の損失は無い。

公営企業情報

- ・ 行政区域内人口 7,505人（令和6年1月1日時点）
- ・ 行政区域内面積 110.6 Km²（令和6年1月1日時点）
- ・ 集合処理接続人口 1,608人（令和5年度決算）



取組のスケジュール

- ・ 平成30年度に地元自治会と廃止に向けた協議を開始し、令和5年度に施設を廃止。
- ・ 令和2年度から令和3年度までに浄化槽の設置補助を完了した。

今後の展望

- ・ 引き続き、浄化槽法に基づく適切な汚水処理の実施による水環境の保全に取り組む。
- ・ 町内に残り3つの漁業集落排水施設と1つの公共下水道があり、地方公営企業法に基づき適切に経営しなければならない。一方で、累積欠損金があるため、事業継続の可能性を検証する。

官民出資の広域補完組織による下水道事業の支援（秋田県）

取組の概要

県・市町村・民間企業が出資する地域密着型の「広域補完組織」（株式会社）を設立し、自治体の実情に合わせて幅広い業務を支援することにより、持続可能な下水道事業の運営を目指す。

◆課題

- 生活排水処理事業の運営に関して、行財政改革等による職員総数の減少のほか、経験が豊富な技術職員の退職も進行しており、円滑な業務執行と持続的な事業運営に課題
- ストックマネジメント計画の策定等の専門知識が必要な業務や、工事監督補助等の人手が必要な業務など、自治体の多種多様なニーズに対応した個別最適な補完が必要

◆具体的内容

官と民の人材・ノウハウを結集し、持続可能な下水道事業の運営を実現するため、官民が出資する地域密着型の補完組織を構築（図1）

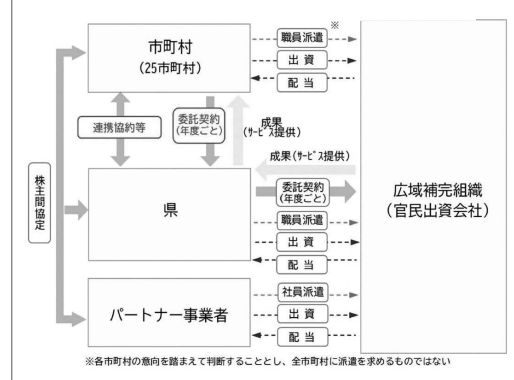
（令和5年11月設立、令和6年4月本格運用開始）

- 公権力の行使に関わる業務（使用料改定、条例制定等）や地域企業を中心に広く民間委託が行われている業務（設計、維持管理等）を除いた業務を中心に、広域補完組織に委託（図2）。事業管理者（県、市町村）の権限はそのままに県内自治体の事業運営の弱点を補完
- 事業運営コストの抑制に向けて、計画方針などの統一化及び管理情報の一元化も目指す

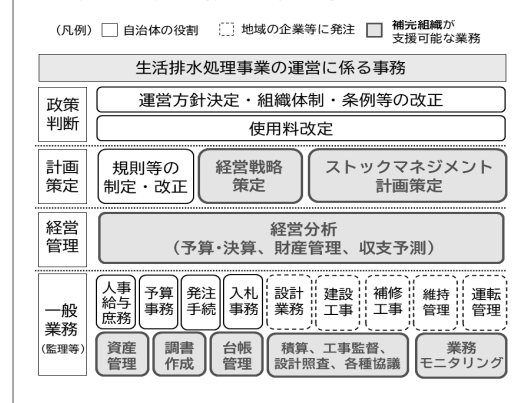
◆効果

- 同種業務の包括的な実施によるコストの縮減と質の向上
- 専門人材不足の解消と自治体職員の負担軽減（注力すべき業務に専念）
- 経営面、技術面でのきめ細やかな相談対応による事業運営の最適化
- 広域補完組織への人材派遣を通じた自治体職員の技術力の向上

広域補完組織のスキーム（図1）



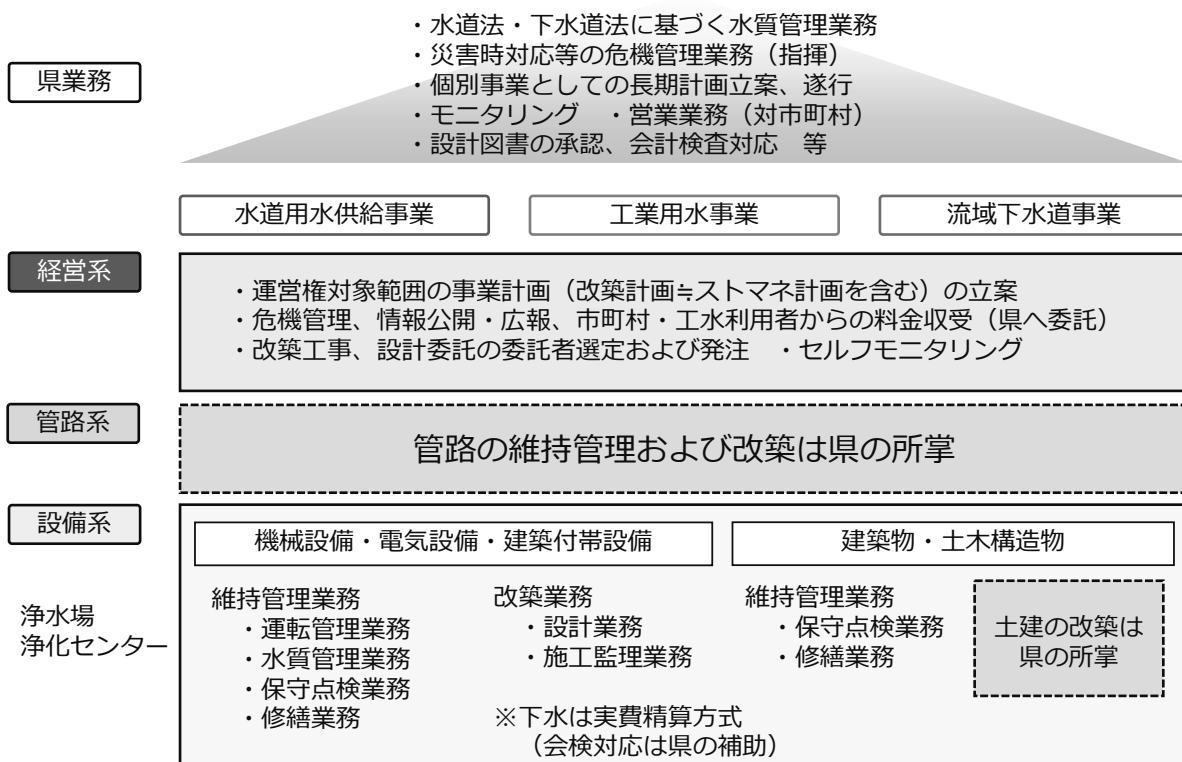
広域補完組織の想定業務（図2）



30

2.7 宮城コンセッション事業の概要（3/3）

第6回 総務省「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」メタ・ウォーター発表資料抜粋

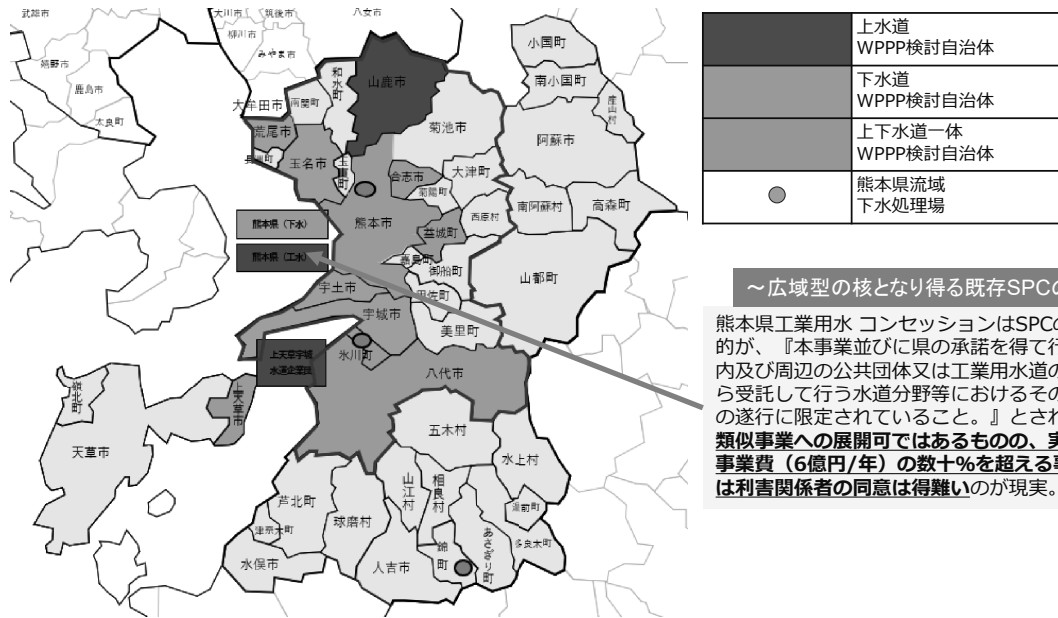


31

Copyright © METAWATER, CO., LTD. All Rights Reserved. 31

3.3 熊本県の現状

- ◆ 人口集積地域の自治体の7割（14自治体）が**様々なタイプのWPPP**検討を実施中
- ◆ 広域化の核となるSPCは存在するが**官側のプロフィットやリスクの見える化**が課題
- ◆ 広域化より先にWPPPが事業化する可能性が高い（**広域化の純化**が予測される）



デジタル行財政改革 取りまとめ2025

2025年6月13日
デジタル行財政改革会議決定

7. インフラ

＜利用者起点で目指す姿＞

公衆衛生の向上や生活環境の改善、都市の健全な発達、公共用水域の水質保全を図るなど、国民生活にとって必要不可欠なインフラである上下水道を取り巻く環境は、人口減少による収入減、職員の減少、老朽化施設の増加等により厳しさを増している。

（略）このような中、上下水道におけるDX技術の実装に向けた具体的な方策を一体的に取りまとめたところであり、経営の広域化など2050年を見据えた上下水道のあり方についての議論の状況と整合をとりつつ、今後3年程度でDX技術の全国での標準実装を速やかに実現する。

(2) 経営改善に向けた経営の広域化及びDXの取組

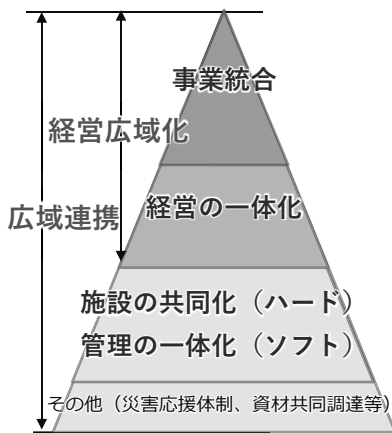
将来にわたり、上下水道事業を持続的に提供する観点から、経営の広域化など抜本的な改革に取り組むことが不可欠であり、2050年を見据えた上下水道のあり方について議論が行われているところである。

その議論の状況を踏まえ、都道府県単位やそれ以上の広がり視野に入れつつ、基礎自治体単位に捉われない経営の広域化など経営改善の取組を促進するとともに、これらの取組に資するDX技術の実装に向けた具体的な方策を検討する。

上下水道事業の「経営広域化」の推進

第5回 国交省「上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料抜粋

- 広域連携には様々なレベルがあるが、経営基盤の強化の観点からは、経営主体が単一となり、経営資源(ヒト・モノ・カネ)を一元的に管理する「経営広域化」(事業統合または経営の一体化)を特に推進する必要。
- 経営広域化により執行体制の強化、経営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、事業者・住民・産業界全体への多様な効果・メリットが期待。



経営広域化(事業統合または経営の一体化)



※事業統合の場合は、事業認可(水道)または事業計画(下水道)から一本化するため、個々の事業は残らない(会計・料金も原則統一)

経営広域化により期待される効果・メリット

執行体制強化

- ・ 業務当たりの職員数の増加や部門の最適化等により、分業体制が確保しやすくなり、専門性(技術力、発注能力、経営面等)が向上。従前は検討が困難だった課題に取り組みやすくなる
- ・ 組織内の応援体制の充実による災害対応力の強化
- ・ 中長期的な人材確保への寄与(計画的な採用、技術の継承等)

経営規模拡大

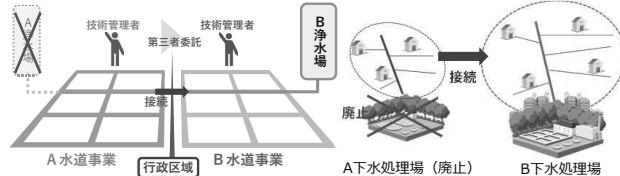
- ・ 発注規模の拡大により、官民連携等での民間の参画意欲や創意工夫を促進
- ・ 一括発注により、官民双方の人的資源の有効活用や、資機材等の規格の統一化を促進

一元的マネジメント

- ・ 全体最適を意識した、長期的な視野にたったハード・ソフト両面での生産性向上を推進しやすくなる

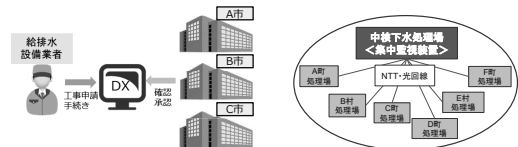
施設の共同化(ハード)

- ・ 浄水場、処理場等の共同化



管理の一体化(ソフト)

- ・ 維持管理業務の共同発注(共同化した施設の管理、水質検査等)
- ・ 台帳、給排水工事申請、集中監視など各種システムの統一



その他

公営企業分野におけるデジタル活用推進事業債等の取扱い

1. 一般会計からの補助に対する地方財政措置

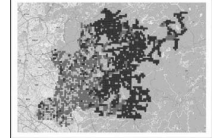
- デジタル活用推進計画に位置付けて公営企業が実施する地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム又は情報通信機器等の整備等※に係る地方単独事業等について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、一般会計においてデジタル活用推進事業債を充当可能とする。

※ 病院・介護サービス事業に必要な機器については、従前どおり病院事業・介護サービス事業債で対応

(水道スマートメーター)



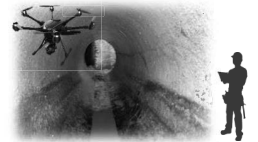
(水道管路劣化状況点検システム)



(オンライン診療)



(管路等劣化状況点検用ドローン)



2. 公営企業債の同意等対象経費の拡大

- 住民の利便性向上、行政運営の効率化又は地域社会の諸課題の解決に資する情報システム又は情報通信機器の整備に係る事業に要する一定の経費について、同意等対象経費を拡大し、下記の公営企業債を充当することも可能とする。

- (1) 公営企業デジタル活用推進事業債（資金手当）
デジタル活用推進計画に位置付けて実施するもの
- (2) 広域化等事業費を対象とした公営企業債
 - ① 水道事業における広域化に伴い必要なもの
 - ② 病院事業における機能分化・連携強化に伴い必要なもの
 - ③ 下水道事業における広域化・共同化に伴い必要なもの

3. 事業期間

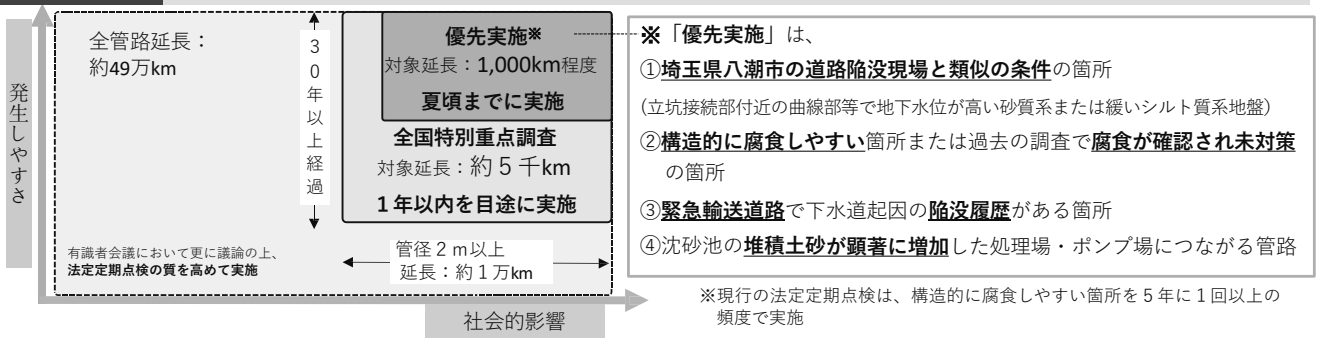
令和11年度までの5年間

※ 2(2)における具体的な事業及び財政措置は、各事業債の取扱いによる

下水道管路の全国特別重点調査の概要

第3回 国交省「上下水道政策の基本的なあり方検討会」資料抜粋

1. 調査対象： 調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



2. 調査方法の高度化： 調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

- 管路内調査：潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査
※優先実施個所では、緊急度がI, IIに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施
- 空洞調査：緊急度がI, IIと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

3. 判定基準の強化： 全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒ 腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施

緊急度	現行の判定基準	強化	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
I	ランクAが2項目以上	強化	ランクAが1項目以上	速やかな対策を実施※
II	ランクAが1項目もしくは ランクBが2項目以上		ランクBが1項目以上	応急措置を実施した上で、 5年以内に対策を実施

※原則1年以内

下水道事業債(大規模下水道管路特別重点調査事業)について

○ 大規模な陥没事故を未然に防ぎ、国民の安全・安心を確保するため、令和6年度一般会計予備費(令和7年3月18日閣議決定)により創設された、「大規模下水道管路特別重点調査等事業」における下水道管路の緊急調査に要する経費に係る地方負担について、新たに地方財政措置を講じる。

1. 対象事業

○ 大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱(令和7年3月18日付け国水下第52号)に規定する下水道管路の緊急調査に要する経費

2. 事業期間

○ 令和6年度及び令和7年度

3. 地方財政措置

○ 地方負担額に下水道事業債(大規模下水道管路特別重点調査事業)を充当した上で、元利償還金について一般会計からの繰出しを行う場合には、その50%を特別交付税措置



38

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択
- ② アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担し(団体の負担なし)、直接支払う

事業概要

(1) 支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX(消防防災DXなど)
- 地方公共団体のGX
- 地方公共団体間の広域連携(公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施)
- 地方税務行政のDX等(課税事務の効率化、徴収事務の効率化)
- 首長・管理者向けトップセミナー

※ 下線部は、R7.4月(地方税務行政のDX等はR7.7月予定)に支援分野の創設等を行うもの

(2) 支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

39

学校教育と地方財政

～教師の処遇改善と教育無償化を中心に～



総務省

令和7年7月11日
自治財政局調整課

目次

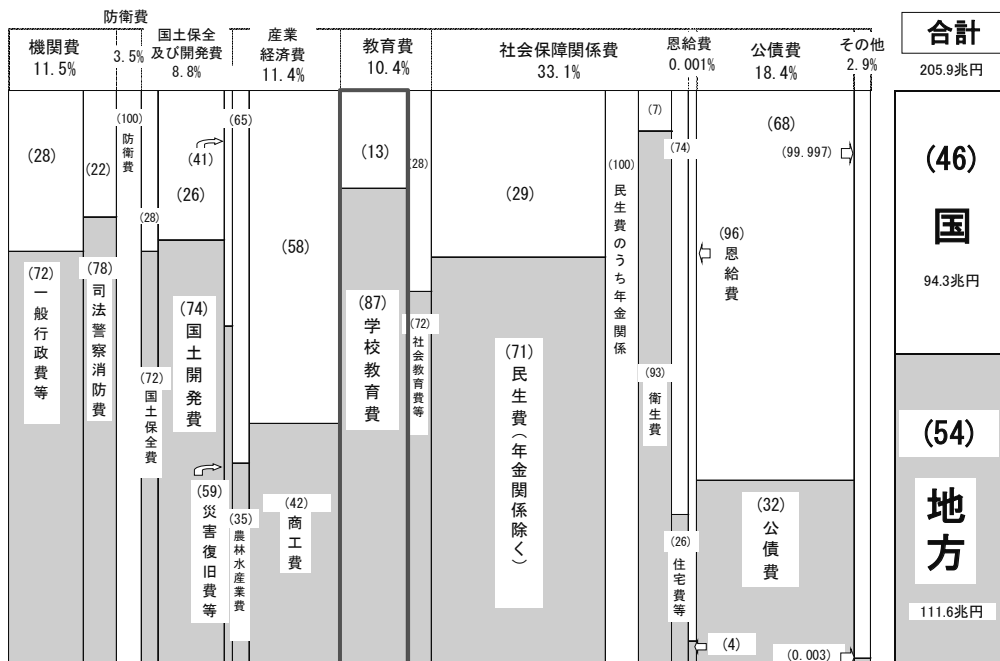
- 1 学校教育に関する基本的な財政スキーム
- 2 教師の処遇改善
- 3 教育無償化の動き
 - (1) 高校無償化
 - (2) 給食無償化
- 4 その他の論点（ご質問事項）

1 学校教育に関する基本的な財政スキーム

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで54%となっている。

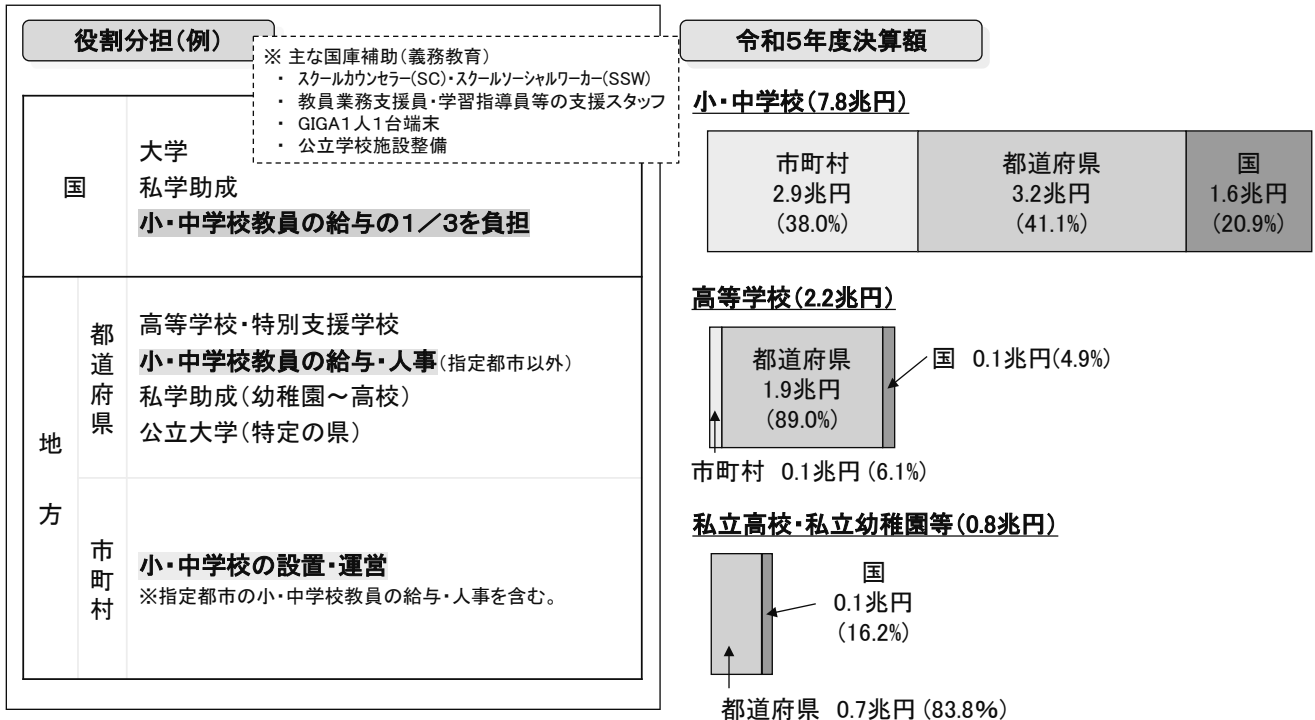
○ 国と地方の役割分担（令和5年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



(注) ()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

教育の役割分担

○ 義務教育等においては、学校の運営やその費用負担の大部分を地方がまかない、国は学習指導要領の制定や教職員給与の補助等を実施。



4

(参考) 教育費の令和5年度決算の状況

(単位：億円、%)

1 目的別

区分	令和5年度					
	都道府県		市町村		純計額	
教育総務費	18,810	19.3	13,355	16.4	31,239	17.6
小学校費	27,500	28.2	22,286	27.4	49,711	28.0
中学校費	15,796	16.2	11,978	14.7	27,732	15.6
高等学校費	20,396	20.9	1,331	1.6	21,632	12.2
特別支援学校費	9,209	9.4	828	1.0	10,029	5.7
幼稚園費	86	0.1	2,638	3.2	2,643	1.5
社会教育費	1,866	1.9	11,591	14.3	13,318	7.5
保健体育費	1,550	1.6	16,174	19.9	17,624	9.9
大学費	2,316	2.4	1,151	1.4	3,429	1.9
合計	97,530	100.0	81,331	100.0	177,358	100.0

2 性質別

区分	令和5年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	71,092	72.9	26,376	32.4	97,468	55.0
物件費	4,614	4.7	24,816	30.5	29,431	16.6
維持補修費	236	0.2	1,140	1.4	1,376	0.8
扶助費、補助費等	15,569	16.0	9,328	11.5	23,502	13.3
普通建設事業費	4,411	4.5	18,050	22.2	22,368	12.6
補助事業費	625	0.6	6,644	8.2	7,245	4.1
単独事業費	3,786	3.9	11,401	14.0	15,123	8.5
県営事業負担金	-	-	5	0.0	-	-
その他	1,608	1.6	1,620	2.0	3,213	1.8
合計	97,530	100.0	81,331	100.0	177,358	100.0

3 財源内訳

区分	令和5年度					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	19,524	20.0	7,689	9.5	27,213	15.3
都道府県支出金	-	-	2,094	2.6	-	-
使用料・手数料	2,178	2.2	610	0.8	2,788	1.6
分担金・負担金・寄附金	61	0.1	777	1.0	733	0.4
地方債	2,593	2.7	9,247	11.4	11,791	6.6
その他特定財源	1,333	1.4	5,792	7.1	6,943	3.9
一般財源等	71,842	73.7	55,122	67.8	127,890	72.1
合計	97,530	100.0	81,331	100.0	177,358	100.0

5

義務教育費国庫負担制度について

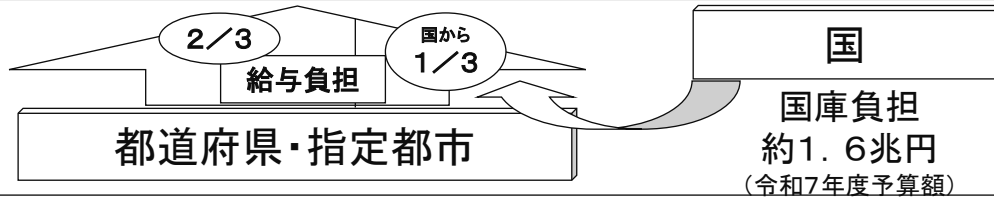
制度の基本的役割

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。(平成18年度1/2→1/3)

公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.9兆円)
(約69.0万人:小学校40.7万人、中学校23.1万人、特別支援学校5.1万人)



国庫負担金の算定方法

$$\text{給与単価} \times \text{国庫負担定数} \times 1/3$$

6

(参考) 総額裁量制の導入について (平成16(2004)年度～)

文部科学省資料

算定方法

前提

- ✓ 都道府県・指定都市の教職員給与費の3分の1を国庫負担
- ✓ 義務標準法により必要な数の教職員を全国的に確保
- ✓ 人材確保法及び職務と責任の特殊性に基づく教員給与の確保

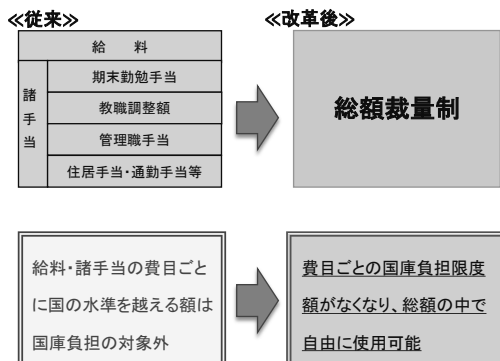
$$\text{国庫負担額} = \text{都道府県・指定都市ごとの給与単価} \times \text{標準法による標準定数} \times 1/3$$

講師や教諭等の職種及び経験年数ごとに設定された省令単価により算定。
(臨時的任用の教師も他の任期の定めのない常勤と区別せずに算定)

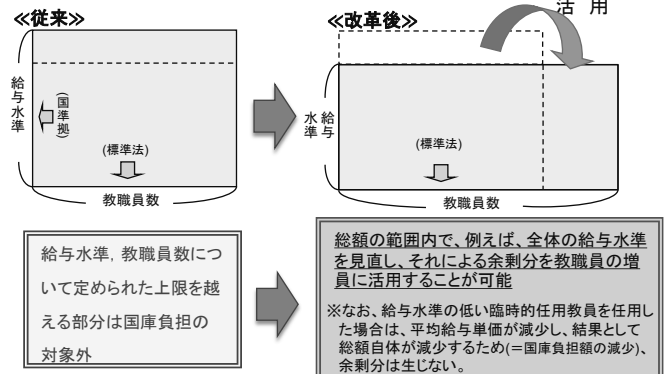
導入に伴う改善点

✓ 給与水準と教職員数の弾力化

○給与の種類・額を自由に決定



○教職員数を自由に決定



7

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和7年度予算額 86億円
(前年度予算額 84億円)



- ◆ 不登校児童生徒数が、小・中学校で約35万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約13万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も1,306件と過去最多となる中、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進する必要がある。
- ◆ 近年、児童虐待相談対応件数が増加傾向であること、「こども性暴力防止法」の趣旨等を踏まえ、性的虐待を含む学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実、同じく増加傾向であるヤングケアラー支援や貧困対策についても喫緊の課題。
- ◆ 児童生徒の抱える課題の早期発見・支援のため、関係機関と連携して、学校が情報を共有し、教育相談にチームとして取り組むための体制整備を支援。

スクールカウンセラー等活用事業

令和7年度予算額 6,212百万円(前年度予算額 6,085百万円)
事業開始年度：H7～(委託)、H13～(補助)

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和7年度予算額 2,428百万円(前年度予算額 2,355百万円)
事業開始年度：H20～(委託)、H21～(補助)

補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3 実施主体：都道府県・政令指定都市 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則) 公認心理師、臨床心理士等
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> 全公立小中学校に対する配置 : 27,500校 <週4時間>
重点配置	<ul style="list-style-type: none"> 重点配置校 : 11,300校 (← 10,000校) <+週4時間> > いじめ・不登校対策 : 7,000校 (← 5,700校) > 虐待対策 : 2,000校 > 貧困対策 : 2,300校
課題に応じた配置の充実	
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー : 67人 <週4時間> 教育支援センター : 250箇所 <週4時間> オンラインによる広域的な支援 : 67箇所 <週40時間> 自殺予防教育の実施を含む
SC配置以外の支援	<ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOSダイヤル」の相談員の配置 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援

補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 負担割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等
求められる能力・資格	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒ 児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則) 社会福祉士、精神保健福祉士等
基盤となる配置	<ul style="list-style-type: none"> 全中学校区に対する配置 : 10,000校区 <週3時間>
重点配置	<ul style="list-style-type: none"> 重点配置校 : 11,000校 (← 10,000校) <+週3時間> > いじめ・不登校対策 : 5,000校 (← 4,000校) > 虐待対策 : 2,500校 > 貧困対策 : 2,500校 > ヤングケアラー支援 : 1,000校
課題に応じた配置の充実	
上記以外の質の向上、拠点の機能強化等	<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイザー : 67人 <週3時間> 教育支援センター : 250箇所 <週3時間> オンラインによる広域的な支援 : 67箇所 <週40時間>
SC配置以外の支援	<ul style="list-style-type: none"> SNS等を活用した相談のための相談員の配置 「24時間子供SOSダイヤル」の相談員の配置 専門性向上のための研修・連絡協議会の開催に係る経費の支援

<重点配置について> 学びの多様な学校や夜間中学への配置を含む。重点配置のメニューは重複活用可

<配置の工夫について> 自治体の配置の工夫により、週8時間以上の配置も可能(特に、いじめ・不登校等困難な課題を抱える学校や学びの(担当：初等中等教育局児童生徒課))

学校における支援スタッフの配置支援

令和7年度予算額 121億円
(前年度予算額 121億円)



多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組を支援
教師と多様な人材の連携により、学校教育活動の充実と働き方改革を実現

補習等のための指導員等派遣事業 116億円(121億円)

教員業務支援員の配置【拡充】	副校長・教頭マネジメント支援員の配置【拡充】	学習指導員等の配置 (学力向上を目的とした学校教育活動支援)
<p>人数：28,100人(28,100人)</p> <p><事業内容> 教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、授業準備の補助やデータの入力・集計、各種資料の整理、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置を支援</p> <p><想定人材> 地域の人材(卒業生の保護者など)</p> <p><実施主体> 都道府県・指定都市</p> <p><負担割合> 国1/3、都道府県・指定都市2/3</p> <p>※学校の働き方改革に資する自治体独自の職員の配置状況等を勘案した配分基準を設定</p>	<p>人数：1,300人(1,000人)</p> <p><事業内容> 副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援 ▶業務内容のイメージ 副校長・教頭の業務補助、教職員の勤務管理事務の支援、保護者や外部との連絡調整等</p> <p><想定人材> 退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者等</p> <p><実施主体> 都道府県・指定都市</p> <p><負担割合> 国1/3、都道府県・指定都市2/3</p>	<p>人数：9,200人(11,000人)</p> <p><事業内容> 児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、学校教育活動を支援する人材の配置を支援。また、教職に関心のある学生の積極的な活用を推進することで、教職への意欲を高める。 ・児童生徒の学習サポート進路指導 ・キャリア教育 ・学校生活適応の支援 ・教師指導力向上等</p> <p><想定人材> 退職教員、教師志望の学生をはじめとする大学生、学習塾講師、NPO等教育関係者等、地域における幅広い人材</p> <p><実施主体> 都道府県・指定都市</p> <p><負担割合> 国1/3、都道府県・指定都市2/3</p>

校内教育支援センター支援員の配置事業 4億円(新規)

<p><事業内容> 公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員の配置を支援</p> <p><配置校数> 2,000校</p> <p><実施主体> 学校設置者(主に市区町村)</p>	<p><負担割合> 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3</p>
--	---

※対象経費には、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む

(担当：初等中等教育局財務課)

GIGAスクール構想の推進 ～1人1台端末の着実な更新～

令和7年度予算額

3億円
(新規)



令和6年度補正予算額

234億円

現状・課題

- 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和元年度及び2年度補正予算において「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。
- GIGAスクール構想第2期においては、第1期に整備した端末が更新時期を迎えることから、**5年程度をかけて端末を計画的に更新**するとともに、**端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備も一体的に推進**。
- 令和6年度補正予算及び令和7年度予算（案）には、各自治体等における**最新の更新計画に対応し、着実な端末更新を進めるために必要な経費を計上**。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備

令和6年度補正予算額 206億円
令和5年度補正予算額 2,643億円

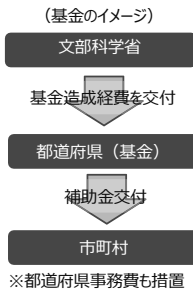
- 都道府県に設置した**基金（5年間）**により、**5年間同等の条件で支援を継続**。
- 都道府県を中心とした共同調達等、**計画的・効率的な端末整備を推進**。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

※入出力支援装置についても補助対象。



国私立、日本人学校等の端末整備 予算額 3億円(私立)

令和6年度補正予算額28億円（国立・日本人学校等）
令和5年度補正予算額18億円（国私立、日本人学校等）

- **更新に必要な経費を補助事業により支援**。
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備も推進**。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10
私立 3分の2
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

10

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額

691億円

(前年度予算額

683億円)



令和6年度補正予算額

2,076億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備**を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



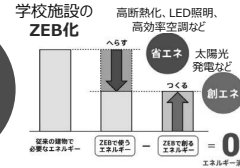
能登半島地震における外壁・内壁落下
避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の期限延長（令和9年度まで）
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長（令和11年度まで）

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比 +10.0%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）
R6:296,000円/㎡ ⇒ R7:325,700円/㎡

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

11

公立学校施設整備事業の概要

【主な国庫負担・補助事業】

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新增築	1/2	校舎、体育館等の新增築(教室不足の解消、学校統合)
改築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等
	1/2(嵩上げ)	Is値(※1)が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
地震補強	1/2	防災のための集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転、学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合、特別支援学校の教室不足解消に向けた事業(令和9年度まで)等
	2/3(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性があるもの(Is値0.3~0.7未満)
大規模改造	1/3	地震による倒壊の危険性が高いもの(Is値0.3未満)
	1/3	既存の学校建物の大規模改修(内部環境改善、トイレ改修、空調設置、バリアフリー化、防犯対策等) 以下に掲げる事業の算定割合は1/2 〔 ・バリアフリー化 ・体育館空調の新設、不審者侵入防止対策(防犯対策)(令和7年度まで) ・特別支援学校の教室不足解消に向けた事業(令和9年度まで) 〕
空調整備	1/2	避難所となる学校の体育館等への空調新設(令和15年度まで)(※2)
長寿命化改良	1/3	構造体の劣化対策を要する建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修(学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合、特別支援学校の教室不足解消に向けた事業(令和9年度まで)は算定割合1/2)
統合改修	1/2	学校統合に伴って実施する既存建物の改修
防災機能強化	1/3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化(非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備等)
学校給食施設	1/2(新增築) 1/3(改築)	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備
武道場	1/3	中学校等の柔道場、剣道場等の整備
太陽光発電等設置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備(太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備)
その他	1/3	屋外環境(グラウンド等)、学校プール、高校の産業教育施設、社会体育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修(令和9年度までの間、算定割合1/2)
	1/2	学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する既存施設の改修(令和9年度まで)

義務教育諸学校の新增築：公立学校施設整備費負担金
その他すべて：学校施設環境改善交付金(※2：空調設備整備臨時特例交付金)

※1 Is値(構造耐震指標)：建物の耐震性能を表す指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。
Is値0.3未満 大規模な地震(震度6強以上)に対して倒壊または崩壊の危険性が高い。
Is値0.3~0.6未満 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性がある。
Is値0.6以上 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低い。

12

普通交付税の算定項目と測定単位(令和7年度)

【道府県分】

項目	測定単位	単位費用(円)
一 警察費	警察職員数	9,161,000
二 土木費	1 道路橋りょう費	道路の面積 138,000 道路の延長 1,884,000
	2 河川費	河川の延長 189,000
	3 港湾費	港湾 係留施設の延長 30,000 外郭施設の延長 5,200
		港 係留施設の延長 10,300 外郭施設の延長 4,430
4 その他の土木費	人 1,290	
三 教育費	1 小学校費	教職員数 6,356,000
	2 中学校費	教職員数 6,271,000
	3 高等学校費	教職員数 7,019,000 生徒数 52,000
	4 特別支援学校費	教職員数 5,912,000 学級数 2,203,000 人 2,240
	5 その他の教育費	高等専門学校及び大学の学生の数 227,000 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 317,540
四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部 人 9,550
	2 社会福祉費	人 7,740
	3 衛生費	人 15,000
	4 こども子育て費	18歳以下人口 103,000
	5 高齢者保健福祉費	65歳以上人口 58,700 75歳以上人口 101,000
	6 労働費	人 459
五 経済費	1 農業行政費	農家数 121,000
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積 5,410 公有林野の面積 15,500
	3 水産行政費	水産業者数 379,000
	4 商工行政費	人 2,110
六 総務費	1 徴税費	世帯数 5,810
	2 恩給費	恩給受給権者数 844,000
	3 地域振興費	人 750
七	地域の元気創造事業費	人 950
八	人口減少等特別対策事業費	人 1,700
九	地域社会再生事業費	人 1,950
十	地域デジタル社会推進費	人 520
包括算定経費	人 10,370 面 1,056,000	

【市町村分】

項目	測定単位	単位費用(円)
一 消防費	人 12,300	
二 土木費	1 道路橋りょう費	道路の面積 72,900 道路の延長 187,000
	2 港湾費	湾 係留施設の延長 29,100 外郭施設の延長 5,200
		港 係留施設の延長 10,100 外郭施設の延長 3,120
	3 都市計画費	都市計画区域における人口 1,020
	4 公園費	人 553 都市公園の面積 37,800
	5 下水道費	人 107
6 その他の土木費	人 1,460	
三 教育費	1 小学校費	児童数 52,400 学級数 841,000 学校数 12,716,000 生徒数 48,000
	2 中学校費	学級数 1,053,000 学校数 11,101,000
	3 高等学校費	教職員数 6,832,000 生徒数 78,300
	4 その他の教育費	人 4,590
四 厚生労働費	1 生活保護費	市部 人 9,550
	2 社会福祉費	人 8,570
	3 保健衛生費	人 7,190
	4 こども子育て費	18歳以下人口 165,000
	5 高齢者保健福祉費	65歳以上人口 72,500 75歳以上人口 85,800
	6 清掃費	人 5,330
五 経済費	1 農業行政費	農家数 95,800
	2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数 541,000
	3 商工行政費	人 1,390
六 総務費	1 徴税費	世帯数 4,450
	2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数 1,170 世帯数 2,240
	3 地域振興費	人 1,960 面 1,030,000
七	地域の元気創造事業費	人 2,530
八	人口減少等特別対策事業費	人 3,400
九	地域社会再生事業費	人 1,950
十	地域デジタル社会推進費	人 760
包括算定経費	人 20,900 面 2,190,000	

13

地方財政法（抜粋）

（地方公共団体がその全額を負担する経費）

第九条 地方公共団体の事務（略）を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。ただし、次条から第十条の四までに規定する事務を行うために要する経費については、この限りでない。

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費
- 二 削除
- 三 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費
- 四 生活保護に要する経費
- 五 感染症の予防に要する経費
- 六 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費
- 七～三十五 （略）

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

第十条の二 地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
- 二～六 （略）

（国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費）

第十条の三 地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法又は地方交付税法によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

- 一 災害救助事業に要する経費
- 二 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費
- 三 道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費
- 四～九 （略）

（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第十条の四 専ら国の利害に係る事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 一 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び国民投票に要する経費
- 二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費
- 三～八 （略）

（補助金の交付）

第十六条 国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。

14

2 教師の処遇改善

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について ～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～ (答申)【概要】

令和6年8月 中央教育審議会

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、全国的に一定水準の教育を保障
- 知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価
- PISA2022でも世界トップレベルの結果

これらは、教師の
献身的な努力の成果

- コロナ禍により、学校が子供たちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化
(例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化等)

➡ 日本の学校教育は更なる高みを目指す：「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を上向き、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➢不登校 ➢いじめ重大事態 ➢特別支援教育 ➢児童虐待 ➢外国人児童生徒 ➢子供の貧困 ➢ヤングケアラー ➢家庭・地域の状況も大きく変化 など

➡ 課題が複雑化・困難化する中で、結果として、**学校や教師の負担が増大**してきた実態

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

- 改革の成果
- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
 - 「3分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
 - **教職員定数の改善**や**支援スタッフの配置拡充** など

＜教師の時間外在校等時間の推移＞
(教員勤務実態調査より推計、教諭・月当たり)

(平成28年度)		(令和4年度)	
小学校	中学校	小学校	中学校
約59時間	約81時間	約41時間	約58時間

- 課題
- 依然として**時間外在校等時間の長い教師が存在**
 - **教師不足**も憂慮すべき状況
 - 教師の**メンタルヘルス対策**も喫緊の課題

- **時間外在校等時間の減少**
- 有給休暇の取得日数の増加 など

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**
教師を取り巻く環境の**抜本的な改革が必要**

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養**が求められる**学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられる**ようにしていくことが必要
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要

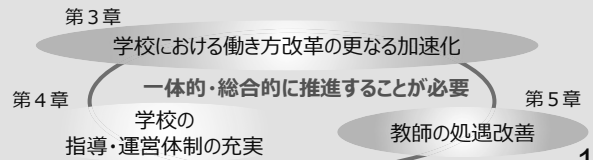
➡ **研修や学が時間の十分な確保等によって自己の資質・能力等を高められるようにし、生き活きと子供たちと接することができる環境の整備が必要**

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性**や**創造性**を高め、高い**専門性を発揮**できるようにするとともに、知識・技能等を**学び続けられる環境の整備**
- 新たな学びの実現に向けて、教師の**資質能力の向上**や多様な人材の**教育界内外からの確保**により、質の高い教職員集団を実現
- **若手教師や教職志望の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力を上向き**

学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性



16

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- **昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法**が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、**一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分**が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、**現在ではわずか**になっている状況。
- **諸外国においても**、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした**教師の処遇改善**が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、**人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保**することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、**専門的な知識や技能等が求められる高度専門職**。
- **教師が、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方**が求められる。
 - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、**日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応**が必要。
 - ・どのような業務をどのようどの程度まで行うか、**教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大きい**。
 - ・教師の職務は、**教師の自主的・自律的な判断に基づく業務**と、**管理職の指揮命令に基づく業務**が日常的に**渾然一体**となっており、**正確な峻別**は極めて**困難**。授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、**精緻に切り分けることは困難**。
- ＝一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の**時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない**。
- ➡ **教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。**
- **県費負担教職員制度**の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、**時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しないと**考えられる。
- ➡ **PDCAサイクル**を通じた働き方改革を推進し、**業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表**等を教育委員会が行う仕組みの検討や、**学校の指導・運営体制の充実**により、**時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当**。管理職は、教師の**時間外在校等時間の適切な把握**が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、**教職調整額の率は少なくとも10%以上と**することが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きいこと等から、**超勤4項目に別の業務を追加することは適さない**。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、**職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築**が必要。また、**人事評価の適正な実施・活用**が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、**教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）**。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、**学級担任の教師について、義務教育等教員特別手当の額を加算**する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、**管理職による適切な学校運営が重要**であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、**管理職手当等の改善**が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の**進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップし、機動的に取組みの見直しを図る**ことが重要。
- 次期学習指導要領における**標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方**等については、**今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待**。17

人材確保法及び教員の給与水準の推移について（一般行政職比）

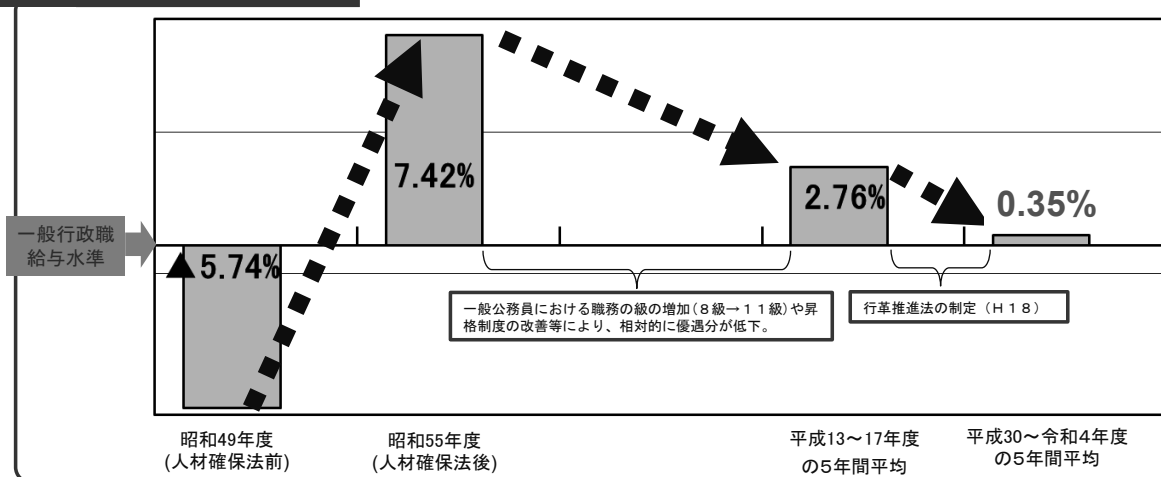
人確法（※）の制定（昭和49年2月）

教育職員に優れた人材を確保するため「教員の給与を一般の公務員よりも優遇する」ことを定めた人材確保法の趣旨に則り、本俸の引上げや義務教育等教員特別手当の創設をはじめとした3次にわたる給与改善により、**合計25%引き上げられた。**

（※）学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

第1次改善<S49>	第2次改善<S50>	第3次改善<S52~54>
・本俸（初任給、最高号給）の引上げ	・本俸引上げ ・義務教育等教員特別手当（義務特手当）の新設	【第1回】 ・義務特手当増額 ・主任手当、部活動手当の新設 【第2回】 ・中堅教員の俸給表改善 ・義務特手当、管理職手当の改善 ・主任手当、部活動手当の支給要件拡大（緩和）

給与水準の推移（月収ベース）



18

公立学校の教員に支給される給料及び諸手当の内容

費目	給料及び諸手当の内容	根拠法
給料	本給 職務の複雑、困難及び責任の度に基づき支給される基本的な給与（給料表で規定）	
給料の調整額	特別支援教育に直接従事する教員に対し支給	
教職調整額	教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき一律に支給（校長、副校長、教頭は除く）【給料×4%】	給特法
諸手当	扶養手当 扶養親族のある教職員に支給される手当 地域手当 民間賃金の高い地域に勤務する教職員に支給される手当 住居手当 借家・借間に居住する教職員に対して支給される手当 通勤手当 通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする教職員に支給される手当 宿日直手当 宿日直勤務を行った教職員に支給される手当 管理職員特別勤務手当 休日等に臨時又は緊急の必要によりやむを得ず勤務した校長・教頭等に対して支給される手当 管理職手当 管理又は監督の地位にある校長、教頭等に支給される手当 期末勤勉手当 民間企業における賞与等に相当する手当 寒冷地手当 寒冷地に在勤する教職員に対して支給される手当 特殊勤務手当 著しく危険、不快、困難等、著しく特殊な勤務に従事する教職員に支給される手当 多学年学級担当手当 複式学級を主として担当する教員に支給される手当 教員特殊業務手当 災害時の緊急業務、引率指導業務、部活動指導等に従事した教員に支給される手当 教育業務連絡指導手当 いわゆる主任手当であり、学年主任、教務主任等に支給される手当 へき地手当 へき地学校に勤務する教職員に支給される手当 義務教育等教員特別手当 人材確保法を踏まえ、教員のみを支給される手当【給料の平均1.5%程度の定額】 定時制通信教育手当 高等学校の定時制又は通信制の課程の本務教員等に支給される手当 産業教育手当 高等学校の農業・水産・工業・商船の産業教育に関する実習を伴う科目を主として担任する教員等に支給される手当	へき地教育振興法 教育公務員特例法 定通振興法 産業教育手当法

・・・教員に特有の手当

19

大臣合意（令和6年12月24日）

教師を取り巻く環境整備に関する合意

標記について、以下の通り合意する。

1. 教職調整額の率を令和12年度までに10%への引上げを行うこととし、時間外在校等時間の削減を条件付けすることなく、来年度に5%とし、以降確実に引き上げる。このため、給特法改正案を次期通常国会に提出する。
2. 中間段階（令和9年度以降）で、文部科学省・財務省両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置する。
3. 職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算や若手教師のサポート等を担う新たな職の創設に伴う新たな級による処遇を実現するとともに、多学年学級担当手当の廃止など他の教員特有の給与について見直しを行う。
4. 今後、指導・運営体制の充実を4年間で計画的に実施することとし、令和7年度においては、小学校35人学級の推進等に加え、小学校教科担任制の第4学年への拡大、新採教師の支援や中学校の生徒指導担当教師の配置拡充などに必要な教職員定数5,827人を改善する。
また、財源確保とあわせて、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うとともに、5. に示す「働き方改革」に資する外部人材の拡充など実効的な人員拡充策を講じる。
5. 学校における働き方改革を強力に進めるため、学校・教員の業務見直しの厳格化及び保護者からの電話対応を含む外部対応・事務作業等の更なる縮減・首長部局や地域への移行や部活動の地域展開等による本来業務以外の時間の抜本的縮減、勤務時間管理の徹底、教育委員会ごとの業務量管理計画の策定、在校等時間の「見える化」、校務DXの推進、授業時数の見直し、長期休暇を取得できる環境整備などを行う。
こうした取組を進めることを通じて、将来的に、教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは、今後5年間で（令和11年度までに）、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目指す。
6. 将来の給特法及び教職調整額のあり方については、文部科学省において、時間外在校等時間が月20時間程度に到達するまでに、幅広い観点から諸課題の整理を行う。

令和6年12月24日

財務大臣
文部科学大臣

20

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備 （義務教育費国庫負担金）

令和7年度予算額 1兆6,210億円
（前年度予算額 1兆5,627億円）



全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教職の魅力を上し、教師に優れた人材を確保するため、学校における働き方改革の更なる加速化とあわせて、多様化・複雑化する教育課題への対応と新たな学びの実装による教育の質の向上を目指した、持続可能な学校の指導・運営体制の充実に必要な教職員定数5,827人の改善と、学びの専門職である教師にふさわしい処遇を実現するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る。

- ・教職員定数の改善 + 129億円（+5,827人） ・教職員定数の自然減等▲195億円（▲8,803人）
- ・教師の処遇改善 + 34億円 ・給与の見直し▲11億円 このほか、人事院勧告による増、負担金の算定方法適正化等がある。 対前年度 + 583億円
- ※処遇改善等は、R8.1～3月までの3か月分を計上。（参考）通年ベース 処遇改善：約170億円

学校の指導・運営体制の充実 + 5,827人

- **小学校における教科担任制の拡充 + 990人**
・学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、令和4年度から推進してきた高学年と同じ標準授業時数である4年生に教科担任制を拡大。
また、新規採用教師の持ち授業時数を軽減。
（4年間で計画的に改善（改善総数3,960人））
- **中学校における生徒指導担当教師の配置拡充 + 1,000人**
・急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援。
（4年間で計画的に改善（初年度の令和7年度は重点的に措置（改善総数2,640人）））
- **多様化・複雑化する課題への対応 + 200人**
・特別支援学校のセンター的機能の強化
・貧困や離島・過疎地域など個々の学校が抱える課題への対応
・チーム学校のための体制強化
- **35人学級の推進等、義務標準法の改正に伴う定数増 + 3,637人**
・小学校における35人学級の推進（第6学年分） + 3,086人
（学級編制の標準の引下げに係る計画）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ・通級や日本語指導等のための基礎定数化（9/10年目） + 551人

（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【452人】を別途計上（11億円）【復興特別会計】

教師の処遇改善 + 34億円

- **教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善**
・教職調整額の改善
学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を上し、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう教職調整額の水準を令和12年度までに10%に改善することとし、令和7年度は1%引上げる。
（教職調整額の改善とあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給も改善。）
- **職務や勤務の状況に応じた処遇改善等**
学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえた処遇改善とともに、一律支給されている義務教育等教員特別手当の見直しを図る。
➢ 学級担任への加算：月額3,000円 ※小・中学校の単式・複式学級を対象等
- **産休・育休代替教職員の安定的な確保のための国庫負担金算定の見直し**
従来、臨時的任用教職員に限り国庫負担算定上対象としていた産休・育休代替者について、正規の教職員が業務を代替する場合も、国庫負担算定上の対象となるよう見直す。
・新たな職の創設（R8.4～を予定）
学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、新たな職を創設する。
※教諭と主幹教諭の間に新たな級を創設し、教諭よりも高い処遇とする（月額6,000円程度）。

（担当：初等中等教育局財務課）

21

教師の処遇改善（教職調整額の引上げ等）

- 教師に優れた人材を確保するため、働き方改革の一層の推進、学校の指導・運営体制の充実とあわせて教師の処遇改善を図る（文部科学省は関連法案を通常国会に提出予定）
- このために必要な経費について、全額地方財政計画の歳出に計上し、財源を確保

教職調整額（現行：給料の4%）の引上げ

- 教職調整額の率を令和12年度までに10%に引き上げることとし、令和8年1月から5%に引き上げる
 - ・ 教職調整額の引上げの対象者は、公立の小・中学校、高等学校、特別支援学校等の教師

<影響額>

	令和7年度（初年度）			平年度（10%引上げ後）		
	国	地方	計	国	地方	計
義務教育	21億円	79億円	100億円	711億円	2,067億円	2,778億円
高等学校	—	34億円	34億円	—	941億円	941億円
合計	21億円	113億円	135億円	711億円	3,009億円	3,720億円

（注）平年度の影響額については現時点での試算であり、教員数や給与水準により変動が生じうる。

- ・ 教職調整額の引上げとあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給を改善

※ このほか、職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への手当の加算（月額3,000円）等を行うとともに、他の教員特有の給与について見直しを実施

22

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

23

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 修正の概要

一 1 箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設 【改正法附則第 3 条関係】

- 1 政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1 箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とし、次の措置を講ずるものとする。
 - ① 教育職員 1 人当たりの担当する授業時数を削減すること
 - ② 教育課程の編成の在り方について検討を行うこと
 - ③ 公立の義務教育諸学校等の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）に規定する教職員定数の標準を改定すること
 - ④ 教育職員以外の学校の教育活動を支援する人材を増員すること
 - ⑤ 不当な要求等を行う保護者等への対応について支援を行うこと
 - ⑥ 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと
 - ⑦ ①～⑥のほか、教育職員の業務の量の削減のために必要な措置
- 2 「1 箇月時間外在校等時間」とは、①の時間から②の時間を除いた時間として公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第 7 条第 1 項に規定する指針（上限指針）で定める時間をいう。
 - ① 1 箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間
 - ② 給特法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（祝日法による休日や年末年始の休日等をいい、代休日が指定された場合における同項各号に掲げる日を除く。）以外の日における正規の勤務時間

二 公立の中学校における35人学級の実現に関する措置の新設 【改正法附則第 4 条関係】

政府は、公立の中学校の学級編制の標準を令和 8 年度から35人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

三 教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置に関する検討条項の新設 【改正法附則第 5 条関係】

政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、学校の管理職員が重要な役割を果たすことに鑑み、学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会による、当該教育職員がそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 その他 【改正法附則第 6 条関係】

公立の義務教育諸学校等（幼稚園を除く。）の教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置に関する検討条項（改正法附則第 6 条）について、当該教育職員の勤務の状況について調査を行う旨を規定するものとする。

24

3 教育無償化の動き

25

三党合意（令和7年2月25日）（教育無償化関係抜粋）

I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

① いわゆる高校無償化

- ・ 「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・ 令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金（11.88万円）の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

② いわゆる給食無償化

- ・ まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。
- ・ その上で、中学校への拡充についても、できる限り速やかに実現する。

③ 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する。

④ 高等教育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、十分な検討を行い、成案を得ていく。

IV 教育無償化に関する論点等

1. いわゆる高校無償化について、義務教育との関係、公立高校（農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む）などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立加算金額の水準の考え方（令和8年度は45.7万円）、支給方法の考え方（代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進）、高校間での単位互換、国と地方の関係、公立と私立の関係、現場レベルの負担といった論点について、十分な検討を行う。
2. いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。
3. 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得る。
4. 高等教育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得ていく。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記I～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太方針2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

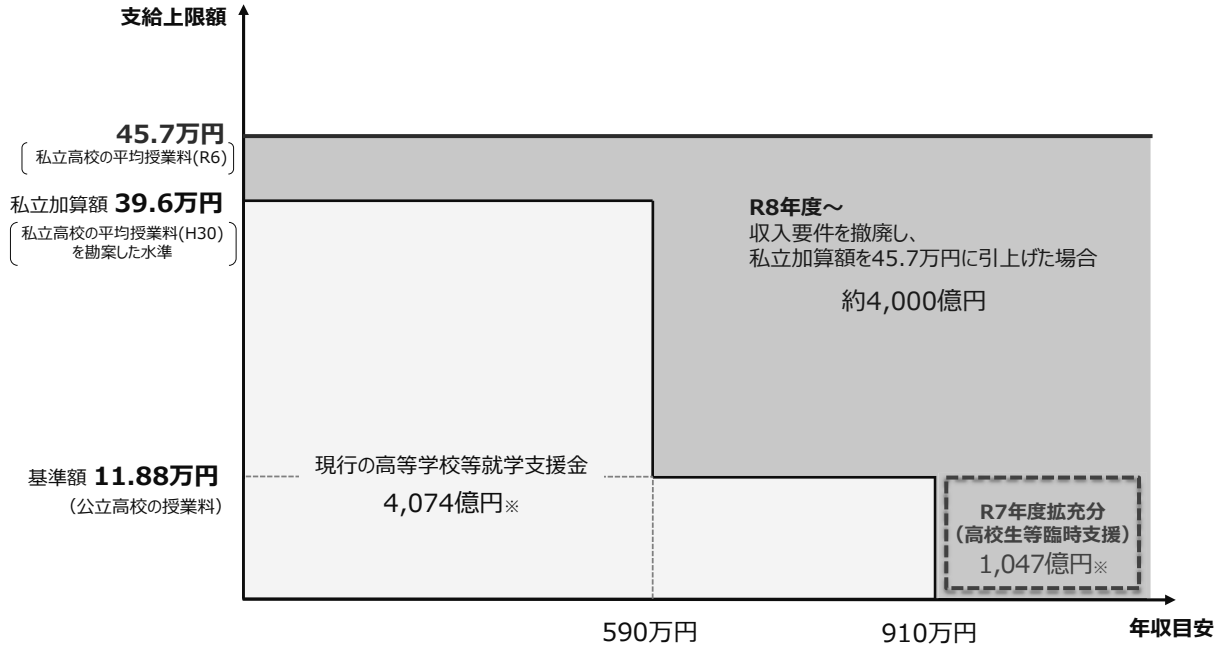
合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

26

（1）高校無償化

27

高校無償化のイメージ



※ R7年度予算額であり、事務費は含むが、高校等で学び直す者に対する修学支援、海外の日本人高校生への支援は含んでいない。

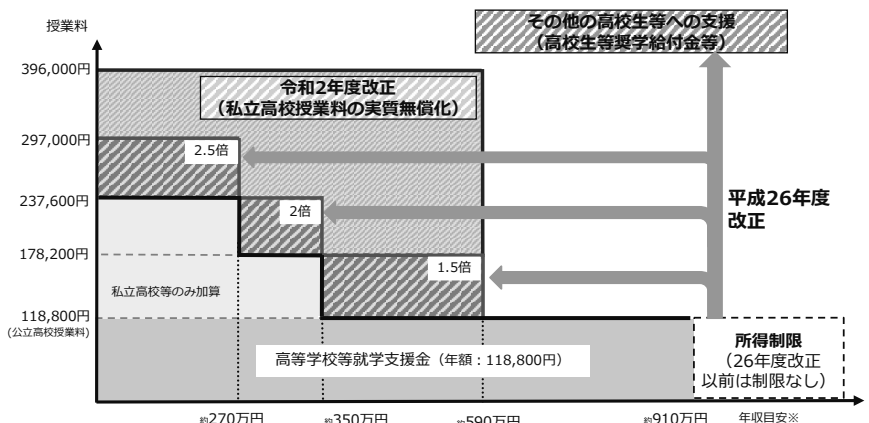
高等学校等就学支援金交付金制度の経緯

平成22年度 制度の創設(民主党政権)

- 高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、国民的な教育機関として教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用を社会全体で負担していくべきとして、公立高等学校については授業料を無償とし、私立高等学校等の生徒には就学支援金制度を創設。所得制限は設けられず、全生徒が対象とされた(私立に通う生徒は年収目安350万円未満の場合支給額加算。)

平成26年度 制度の見直し(自公政権)

- 制度創設後も、低所得世帯における授業料以外の教育費負担が大きいことや、公私間の教育費格差等の課題。
- このため、平成26年度から所得制限(基準額: 910万円)を導入して、それにより捻出した財源を活用し、
 - ・ 私立の生徒への就学支援金の加算の拡充
 - ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減のための「高校生等奨学給付金」制度の創設



※年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安。

令和2年度「私立高等学校の授業料の実質無償化」について

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において「私立高等学校の授業料の実質無償化」が盛り込まれ、その後、骨太方針2019等にも盛り込まれた。
- こうした政府方針を踏まえ、2020年4月から、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現。

都道府県の独自支援の状況（令和6年度）

※ 文部科学省による分析

● 所得制限なく支援等

- 東京都 所得制限なく、上限約48万円まで支援（実質無償化）
- 大阪府 令和8年度までに学年進行で無償化。上限約63万円まで支援（令和6年度は高校3年生のみ対象）
- 福井県 年収約910万円未満世帯は実質無償化。
年収約910万円以上の世帯も、扶養する子どもが2人以上であれば実質無償化など

● 授業料支援を実施せず（7県）

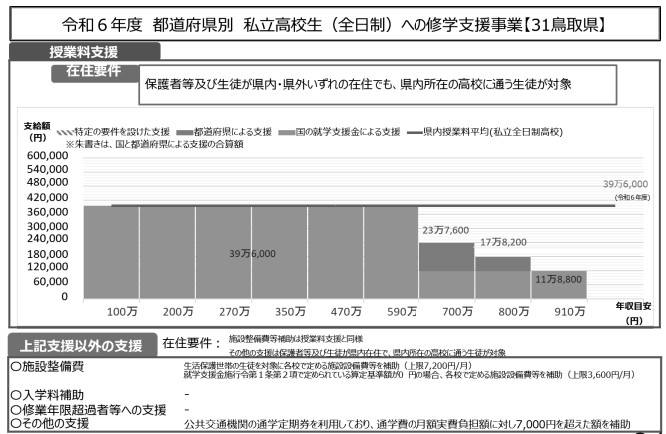
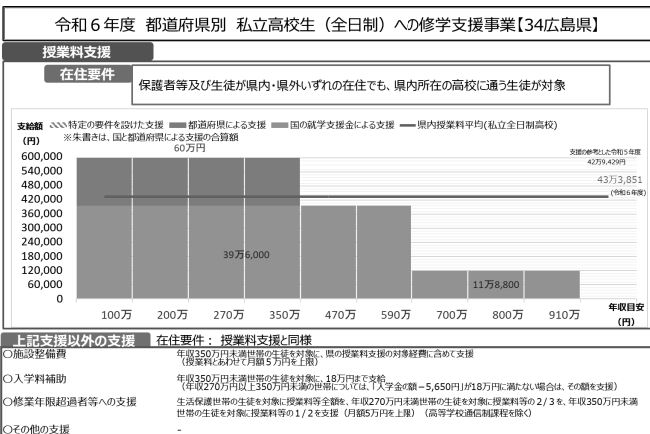
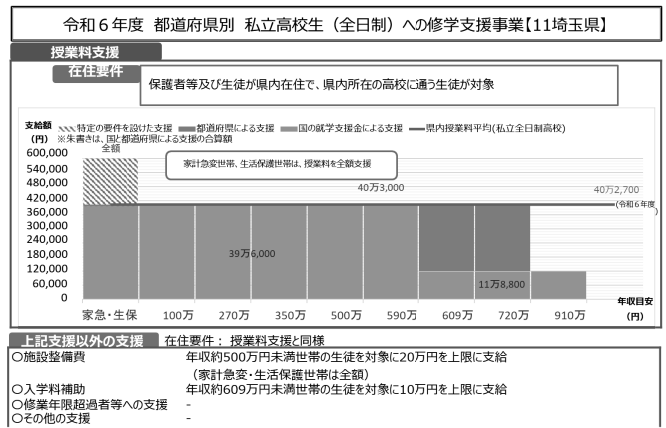
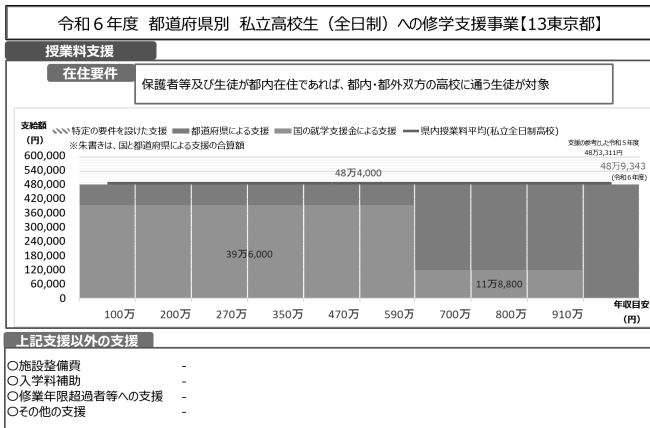
- 茨城県、和歌山県、香川県、愛媛県、佐賀県、熊本県、沖縄県
（和歌山県と愛媛県は、授業料支援、授業料以外の支援のいずれも実施せず）

● 所得要件のみならず、在住要件も自治体によって様々

（例）

- ・ 県内在住で県内所在の高校に通う生徒のみ支援
- ・ 県内在住であれば県外所在の高校に通う生徒も対象
- ・ 県内外いずれの在住でも県内所在の高校に通う生徒は対象など

● 授業料の他にも、施設整備費や入学料の支援、多子世帯への支援など、都道府県毎に様々な支援を実施しているところがある。



高校生等臨時支援 (高等学校等修学支援事業費補助金)

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

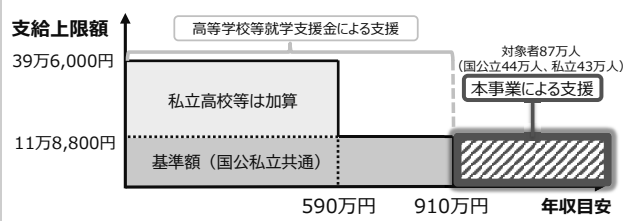
目的・目標

○平成22年度に全高校生等を対象に高等学校等就学支援金が導入されたが、平成26年度より中低所得世帯への支援を厚くするため所得制限を導入。現下の物価高騰による子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、現在の高校進学率が99%に達していることに鑑み、改めてその準義務教育的な状況を踏まえ、基準額11.88万円について全高校生等を対象とする。

「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年2月25日)を踏まえ、令和7年度は単年度限りの予算を措置し、基準額11.88万円について収入要件を事実上撤廃。

○「高校生等臨時支援」【新規】1,047億円

◆高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公立共通の基準額である上限11.88万円/年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する。



◆手続きのイメージ

- 令和7年7月
 - ・生徒等が就学支援金を申請
- 数か月後
 - ・就学支援金判定事務が完了
 - ・所得制限により不支給判定となった生徒等を本事業で認定し、年額分を一括支給 (※)

※ 公立は学校が支援金を代理受領し授業料債権に充当する方法が標準的
私立は代理受領での充当や、前納授業料を還付等することを想定

※ 年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安

対象校種

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校 ※高等学校等就学支援金と同じ

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

補助対象経費

都道府県が行う本事業に要する経費
※ 臨時的な事業の創設であることを考慮した事務費を措置
※国立高校等は国が事業を実施

支援割合

国 10/10

○「高校等で学び直す者に対する修学支援」「海外の日本人高校生への支援」 年収約910万円以上世帯に年11.88万円を上限に支給 【拡充】2億円

◆対象拡大：学び直し +3,500人、海外の日本人高校生 +860人 支援割合 国 10/10

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金)

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容 (事業実施期間：平成26年度～)

◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など

◆ 令和7年度予算案：非課税世帯 全日制等 (第1子) の給付額の増額

→私立の全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

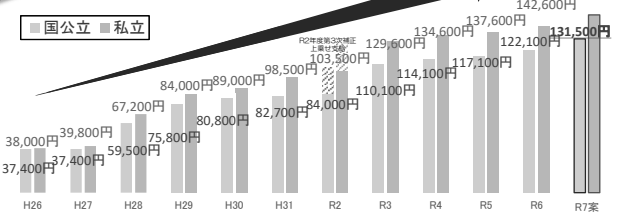
(R7追加)
⇒143,700円
(+21,600円)

【令和7年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額(年額)		
	国公立	私立	
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円	
非課税世帯	全日制等(第1子)	122,100円 -131,500円 (+9,400円)	142,600円 -152,000円 (+9,400円)
	全日制等(第2子以降※)	143,700円	152,000円
	通信制	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種

高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1~3年)、専修学校(高等課程)等

実施主体

都道府県

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

補助割合

国 1/3
都道府県 2/3

(担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)



概要

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」や「産業教育振興法」の趣旨等に基づき、高等学校等の設置者が、産業教育のための実験実習施設を整備する場合、予算の範囲内で、国はその整備に要する経費の一部を補助（補助率1/3）。

公立高校

公立学校施設整備費

令和7年度予算修正額 **691億円の内数 (+10億円)**
 ※産業教育施設整備のために10億円の追加計上。

(令和6年度当初予算額 683億円の内数)

(令和6年度補正予算額 2,076億円の内数)

【整備の具体例】牛舎、堆肥舎、温室 など



埼玉県立所沢商業高校



宮城県立登米総合産業高校



鳥取県立倉吉農業高校

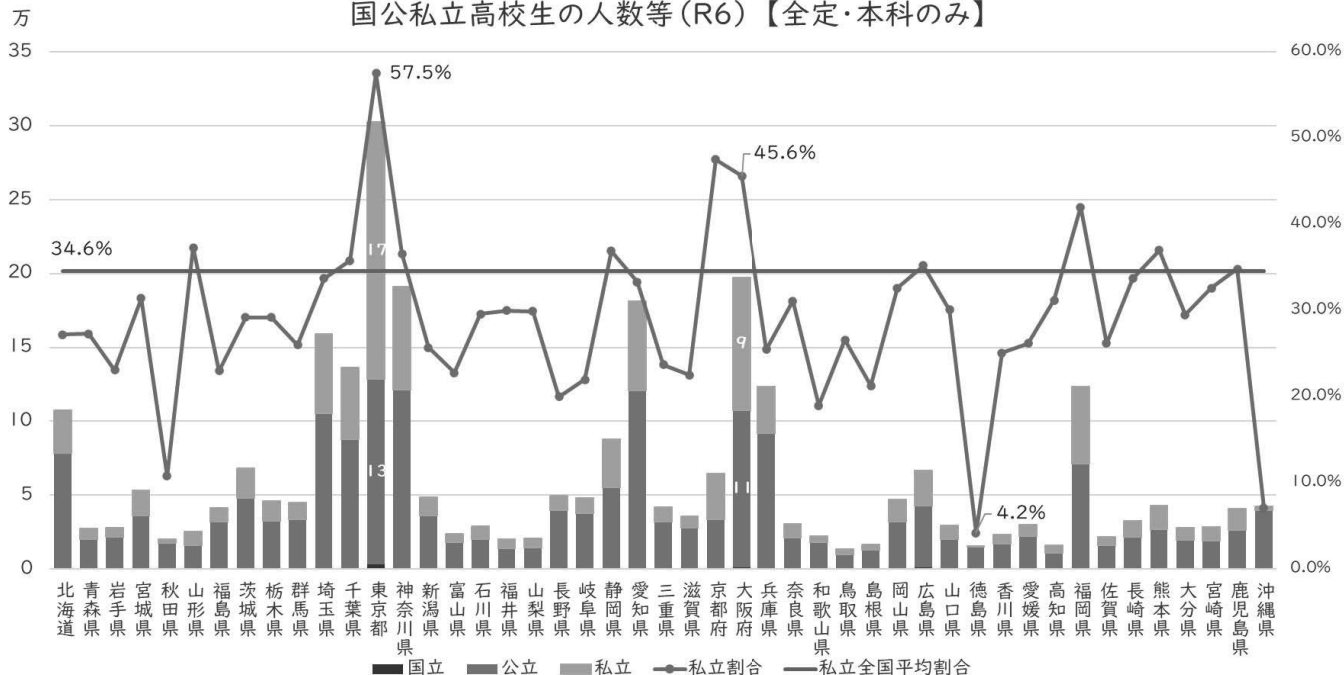


福岡県立浮羽工業高等学校

(担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）付)

高等学校に通う生徒数に関する国公立／都道府県別の状況

国公立高校生の人数等(R6)【全定・本科のみ】



※学校基本調査(令和6年度)より作成

令和6年度 都道府県別・国公立別・国公立別の高等学校生徒数

(単位:人、%)

	国立	公立	私立	合計
1 北海道	0 (0.0%)	78,446 (72.8%)	29,242 (27.2%)	107,688
2 青森県	0 (0.0%)	20,062 (72.7%)	7,518 (27.3%)	27,580
3 岩手県	0 (0.0%)	21,578 (76.9%)	6,495 (23.1%)	28,073
4 宮城県	0 (0.0%)	36,445 (88.6%)	16,672 (31.4%)	53,117
5 秋田県	0 (0.0%)	17,896 (89.2%)	2,174 (10.8%)	20,070
6 山形県	0 (0.0%)	15,999 (62.7%)	9,537 (37.3%)	25,536
7 福島県	0 (0.0%)	31,932 (77.0%)	9,544 (23.0%)	41,476
8 茨城県	0 (0.0%)	48,172 (70.8%)	19,837 (29.2%)	68,009
9 栃木県	0 (0.0%)	32,756 (70.8%)	13,486 (29.2%)	46,242
10 群馬県	0 (0.0%)	33,424 (74.0%)	11,774 (26.0%)	45,198
11 埼玉県	477 (0.3%)	105,172 (66.0%)	53,696 (33.7%)	159,345
12 千葉県	0 (0.0%)	87,767 (64.2%)	48,853 (35.8%)	136,620
13 東京都	3,211 (1.1%)	125,386 (41.5%)	173,814 (57.5%)	302,411
14 神奈川県	0 (0.0%)	121,259 (63.4%)	70,014 (36.6%)	191,273
15 新潟県	0 (0.0%)	36,046 (74.3%)	12,459 (25.7%)	48,505
16 富山県	0 (0.0%)	18,419 (77.2%)	5,431 (22.8%)	23,850
17 石川県	362 (1.3%)	19,929 (69.1%)	8,540 (29.6%)	28,831
18 福井県	0 (0.0%)	14,092 (70.0%)	6,029 (30.0%)	20,121
19 山梨県	0 (0.0%)	14,731 (70.1%)	6,276 (29.9%)	21,007
20 長野県	0 (0.0%)	39,865 (80.0%)	9,962 (20.0%)	49,827
21 岐阜県	0 (0.0%)	37,620 (78.0%)	10,604 (22.0%)	48,224
22 静岡県	0 (0.0%)	55,546 (63.1%)	32,458 (36.9%)	88,004
23 愛知県	706 (0.4%)	120,140 (66.3%)	60,251 (33.3%)	181,097
24 三重県	0 (0.0%)	32,054 (76.3%)	9,974 (23.7%)	42,028
25 滋賀県	0 (0.0%)	27,808 (77.5%)	8,088 (22.5%)	35,896
26 京都府	445 (0.7%)	33,466 (51.8%)	30,640 (47.5%)	64,551
27 大阪府	1,283 (0.6%)	106,176 (53.8%)	89,995 (45.6%)	197,454
28 兵庫県	0 (0.0%)	91,928 (74.5%)	31,530 (25.5%)	123,458
29 奈良県	0 (0.0%)	21,208 (68.9%)	9,577 (31.1%)	30,785
30 和歌山県	0 (0.0%)	17,943 (81.0%)	4,206 (19.0%)	22,149
31 鳥取県	0 (0.0%)	9,912 (73.4%)	3,595 (26.6%)	13,507
32 島根県	0 (0.0%)	13,089 (78.7%)	3,546 (21.3%)	16,635
33 岡山県	0 (0.0%)	31,891 (67.4%)	15,393 (32.6%)	47,284
34 広島県	1,191 (1.8%)	41,904 (63.0%)	23,390 (35.2%)	66,485
35 山口県	0 (0.0%)	20,505 (69.9%)	8,834 (30.1%)	29,339
36 徳島県	0 (0.0%)	15,005 (95.8%)	657 (4.2%)	15,662
37 香川県	0 (0.0%)	17,338 (74.9%)	5,803 (25.1%)	23,141
38 愛媛県	361 (1.2%)	21,959 (72.6%)	7,923 (26.2%)	30,243
39 高知県	0 (0.0%)	11,119 (68.8%)	5,039 (31.2%)	16,158
40 福岡県	0 (0.0%)	71,583 (58.0%)	51,880 (42.0%)	123,463
41 佐賀県	0 (0.0%)	16,220 (73.8%)	5,773 (26.2%)	21,993
42 長崎県	0 (0.0%)	21,764 (66.3%)	11,060 (33.7%)	32,824
43 熊本県	0 (0.0%)	27,045 (63.0%)	15,895 (37.0%)	42,940
44 大分県	0 (0.0%)	19,895 (70.5%)	8,306 (29.5%)	28,201
45 宮崎県	0 (0.0%)	19,240 (67.4%)	9,313 (32.6%)	28,553
46 鹿児島県	0 (0.0%)	26,597 (65.2%)	14,206 (34.8%)	40,803
47 沖縄県	0 (0.0%)	39,669 (92.9%)	3,032 (7.1%)	42,701
合計	8,036 (0.3%)	1,888,000 (65.1%)	1,002,321 (34.6%)	2,898,357

(出典) 令和6年度学校基本調査(令和6年5月1日付生徒数)

(2) 給食無償化

学校給食の概要

- 学校給食法等に基づき、小中学校等、特別支援学校、夜間定時制高校の設置者に努力義務。
- 食材費は保護者負担。人件費、施設・設備費等は学校設置者の負担。
- 生活保護や就学援助により、経済的困窮者の家庭の学校給食費については基本的に無償。

努力義務

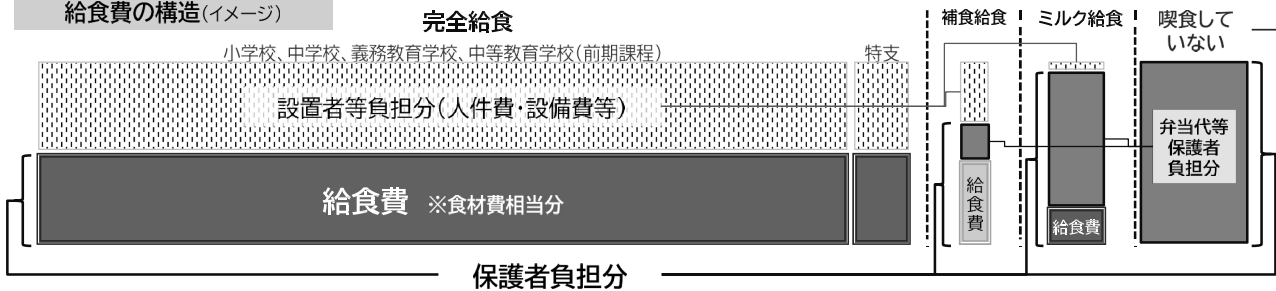
学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に基づき、**小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校(幼稚部～高等部)、定時制高校(夜間課程のみ)の学校設置者に、給食実施の努力義務が課せられている。**

※幼稚園等、高等学校(夜間定時制を除く)は、法律の対象外

学校給食に係る経費の負担(学校給食法等の定め)

- 学校給食の実施に必要な**施設・設備に要する経費及び人件費は、学校設置者の負担**(県費負担教職員である栄養教諭・学校栄養職員については都道府県の負担)
- 食材費は保護者負担** ※ただし、自治体等による補助を妨げるものではない

給食費の構造(イメージ)



- 給食未実施校に在籍 ・選択制給食において給食を希望しない 給食実施校において、重度のアレルギー、不登校等で喫食せず 等

38

「給食無償化」に関する課題

- 学校給食法の目的・目標は、**適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な発達や、給食を通じた食に関する理解や判断力の育成**である。この目的・目標を実現するため、**給食実施に対する諸施策や、経済的困窮により給食費の支払いが困難な世帯に対する負担軽減**を進めている。
- 一方、(中高所得者世帯を含む)全員を対象にした給食無償化は、一部の自治体において、「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施され、**結果的に保護者世帯の所得増加をもたらす施策**であり、給食の目的・目標の実現とは異なる。
- このため、「給食無償化」については、**子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付**として捉えた際の課題を、以下のとおり整理。

児童生徒間の公平性

- 給食未実施校の児童生徒や、給食実施校でも給食を喫食しない**児童生徒**(弁当持参の場合、中学校などで選択制の給食を実施する場合、不登校の場合など)などに**恩恵が及ばない**

※ 一部自治体では、「子育て支援」の観点から、給食を喫食しない児童生徒に対する代替手段として、給食費相当の金銭を給付



- 学校給食費(実際に保護者が支払った額ではなく、**食材費に相当する金額**)の月額平均は、都道府県間で**1.4倍弱の開き**

滋賀3,933円	小学校平均 4,688円	福島5,314円
滋賀4,493円	中学校平均 5,367円	富山6,282円

格差は正策としての妥当性

- 経済的困窮世帯(約14%)については、既に生活保護による教育扶助・就学援助により**基本的に無償化**。給食無償化の範囲の拡大は、**経済的困窮世帯に対しては追加的な恩恵はなく、格差は正の観点に乏しい**

国と地方の役割分担

- 給食費支援の大半を占める準要保護世帯に対する就学援助は、**平成17年の「三位一体の改革」により、税源移譲とともに、一般財源化**。国と地方の役割分担については、こうした経緯も踏まえる必要がある

※ 自治体の財政力格差の観点から、国による一律の無償化を求める主張もある。一方、財政力指数が高いほど、独自の給食無償化を実施している割合が高い、との傾向はみられない

財政力指数	完全無償化	校種限定・条件付きなど	無償化していない
0.25未満	49.6%	1%	49.3%
0.25～0.5未満	33.4%	8.6%	57.9%
0.5～0.75未満	21.7%	14.4%	63.9%
0.75～1未満	15.6%	16.8%	67.6%
1以上	24.6%	14.5%	60.9%

■ 小中ともに完全無償化 ■ 校種限定・条件付きなど ■ 無償化していない

効果的な少子化対策

- 公立に限っても、義務教育諸学校及び特別支援学校(幼稚部・高等部)の**給食費**(※実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額)の合計額は、**約4,832億円**(推計)であり(教育扶助や就学援助が適用されている児童生徒の分も含む)、「給食無償化」の拡大には、**安定的な財源の確保を要する**

- 少子化をめぐる状況は地域によって異なっており、限られた財源の中で、「給食無償化」が少子化対策としてより**効果的な施策であるか否か**、との観点からの検討が必要

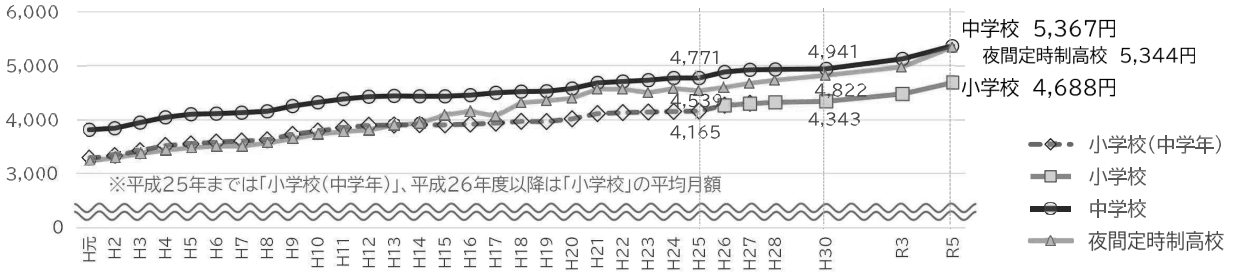
※ 自治体独自の給食無償化について、「子育て支援」「少子化対策」の観点から、**成果目標の設定や検証等を実施した自治体は少数**

39

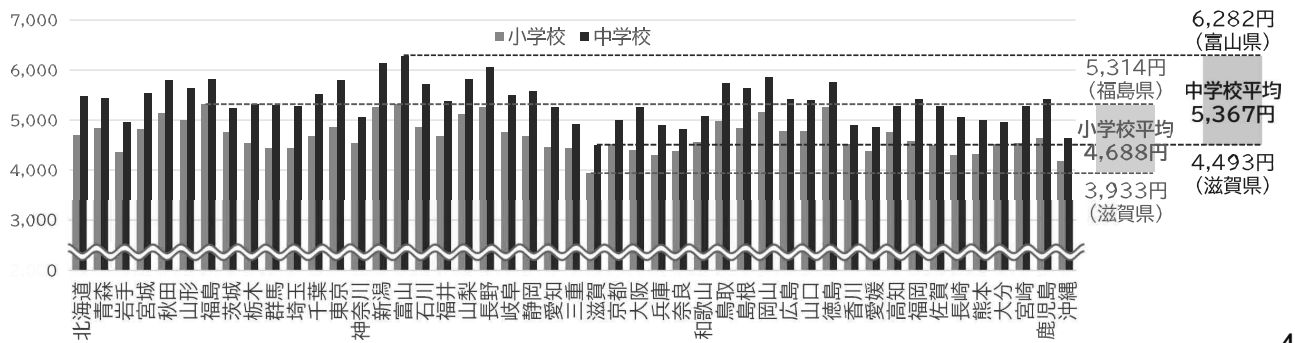
学校給食費の状況(公立のみ)

- 完全給食の給食費(実際に保護者が支払った額ではなく、**食材費に相当する金額**)の月額平均は、小学校4,688円、中学校5,367円、夜間定時制高校5,344円であり、小学校・中学校については直近5年間で約8%、10年間で約12%上昇。
- 都道府県間では、小学校が3,933円~5,314円、中学校が4,493円~6,282円と、1.4倍弱の開きがある。

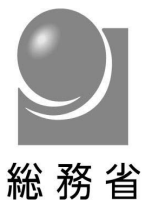
1ヶ月当たり給食費の経年比較(小・中・夜間定時制高校)



都道府県間の比較



普通交付税の算定について



令和7年8月29日（金）

総務省自治財政局交付税課

～ 目 次 ～

1. 令和7年度地方財政計画の概要
2. 令和7年度普通交付税の算定
3. 普通交付税制度

1. 令和7年度地方財政計画の概要

2

令和7年度地方財政計画のポイント①

1. 通常収支分

総務省自治財政局

(1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額(交付団体ベース)を**63.8兆円(対前年度比+1.1兆円)**確保
- ・ 地方交付税総額を**19.0兆円(対前年度比+0.3兆円)**確保

・ 一般財源総額(交付団体ベース) (※ 不交付団体を含めた一般財源総額)	63.8兆円 (67.5兆円)	対前年度比 +1.1兆円 (同 +1.8兆円)
・ 地方税・地方譲与税	48.4兆円	同 +3.0兆円
・ 地方特例交付金等	0.2兆円	同 ▲0.9兆円
・ 地方交付税	19.0兆円	同 +0.3兆円
・ 臨時財政対策債	—	同 皆減

※ 一般財源総額(交付団体ベース)は「給与改善費(仮称)」計上分を除くと対前年度比+0.9兆円
(注) 端数処理のため合計が一致しない場合がある

- ・ いわゆる「103万円の壁」に係る令和7年度の地方交付税の減収影響(0.2兆円)*を含めても、上記のとおり適切に地方財源を確保

* 令和7年度政府予算案等の国会修正の結果、減収影響は0.4兆円。

(2) 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、**初めて新規発行額ゼロ**
- ・ 交付税特別会計借入金について、これまで償還を後年度に繰り延べてきたもののうち、令和6年度までの繰延べ分2.2兆円*について、令和7年度に償還

* 令和7年度政府予算案等の国会修正の結果、令和6年度までの繰延べ分の償還は2.0兆円。

3

令和7年度地方財政計画のポイント②

(3) DX、防災・減災対策の推進

- ・ 自治体DX・地域社会DXを推進するため、「デジタル活用推進事業費」(0.1兆円)を創設(地方財政法の特例を設け、地方債の発行を可能とする)
- ・ 緊急浸透推進事業費について、事業期間を令和11年度まで5年間延長し、令和7年度については0.11兆円(前年度同額)を計上

(4) 人件費の増加への対応

- ・ 常勤職員・会計年度任用職員に係る給与改定(0.8兆円)及び教職調整額の引上げ(令和7年度:0.01兆円)に必要な財源を確保
- ・ 令和7年度の給与改定に備え、給与改善費(0.2兆円)を計上

(5) 物価高への対応

- ・ 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、0.1兆円(前年度比+0.03兆円)を計上

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

- ・ 東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

4

令和7年度地方財政計画のポイント③

歳入歳出の概要

(通常収支分)

(単位:兆円、%)

区 分	7年度	6年度	増減額	増減率	区 分	7年度	6年度	増減額	増減率
	A	B	C=A-B	C/B		A	B	C=A-B	C/B
地方税	45.4	42.7	2.7	6.4	給与関係経費	21.0	20.2	0.7	3.7
地方譲与税	3.0	2.7	0.2	8.7	退職手当以外	19.9	19.2	0.7	3.7
地方特例交付金等	0.2	1.1	▲0.9	▲82.9	退職手当	1.1	1.1	0.0	4.0
地方交付税	19.0	18.7	0.3	1.6	一般行政経費	45.6	43.7	2.0	4.5
国庫支出金	17.2	15.8	1.4	8.9	補助	26.6	25.1	1.5	5.9
地方債	6.0	6.3	▲0.3	▲5.5	単独	15.9	15.4	0.5	3.3
臨時財政対策債	0.0	0.5	▲0.5	皆減	うち デジタル活用推進事業費	0.1	-	0.1	皆増
臨時財政対策債以外	6.0	5.9	0.1	1.8	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	0.6
使用料及び手数料	1.5	1.6	▲0.1	▲3.7	新しい地方経済・生活環境創生事業費	1.2	1.3	▲0.1	▲4.0
雑収入	4.8	4.7	0.1	2.8	うち 地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
その他	▲0.0	▲0.0	▲0.0	41.2	うち 地域デジタル社会推進費	0.2	0.25	▲0.05	▲20.0
計	97.1	93.6	3.4	3.7	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
一般財源	67.5	65.7	1.8	2.8	公債費	10.7	10.9	▲0.2	▲1.6
(交付団体ベース)	63.8	62.7	1.1	1.7	維持補修費	1.6	1.5	0.0	1.2
					うち 緊急浸透推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
					投資的経費	12.1	12.0	0.1	1.0
					直轄・補助	5.7	5.6	0.1	2.2
					単独	6.4	6.4	0.0	0.0
					うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
					うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	4.2
					うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
					うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
					公営企業繰出金	2.3	2.3	▲0.0	▲1.8
					水準超経費	3.8	3.0	0.8	26.5
					計	97.1	93.6	3.4	3.7

※1 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合がある。

※2 令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。

5

令和7年度 地方財政収支（通常収支分）

（単位：兆円）

歳出 97.1兆円 (+3.4)	給与関係経費 21.0 (+0.7)		一般行政経費 45.6 (+2.0)		投資的経費 12.1 (+0.1)	公債費 10.7 (▲0.2)	その他 7.6 (+0.8)	
	国庫支出金 17.2 (+1.4)		地方債等 11.5 (▲0.2)	地方税・地方譲与税 48.4 (+3.0)		地方交付税 19.0 (+0.3)	うち地方交付税の加算 0.3	建設地方債の増発 0.8
					地方一般財源総額 67.5兆円(+1.8兆円)			
					地方一般財源総額(交付団体ベース) 63.8兆円(+1.1兆円)			
							財源不足額 1.1兆円(▲0.7兆円)	

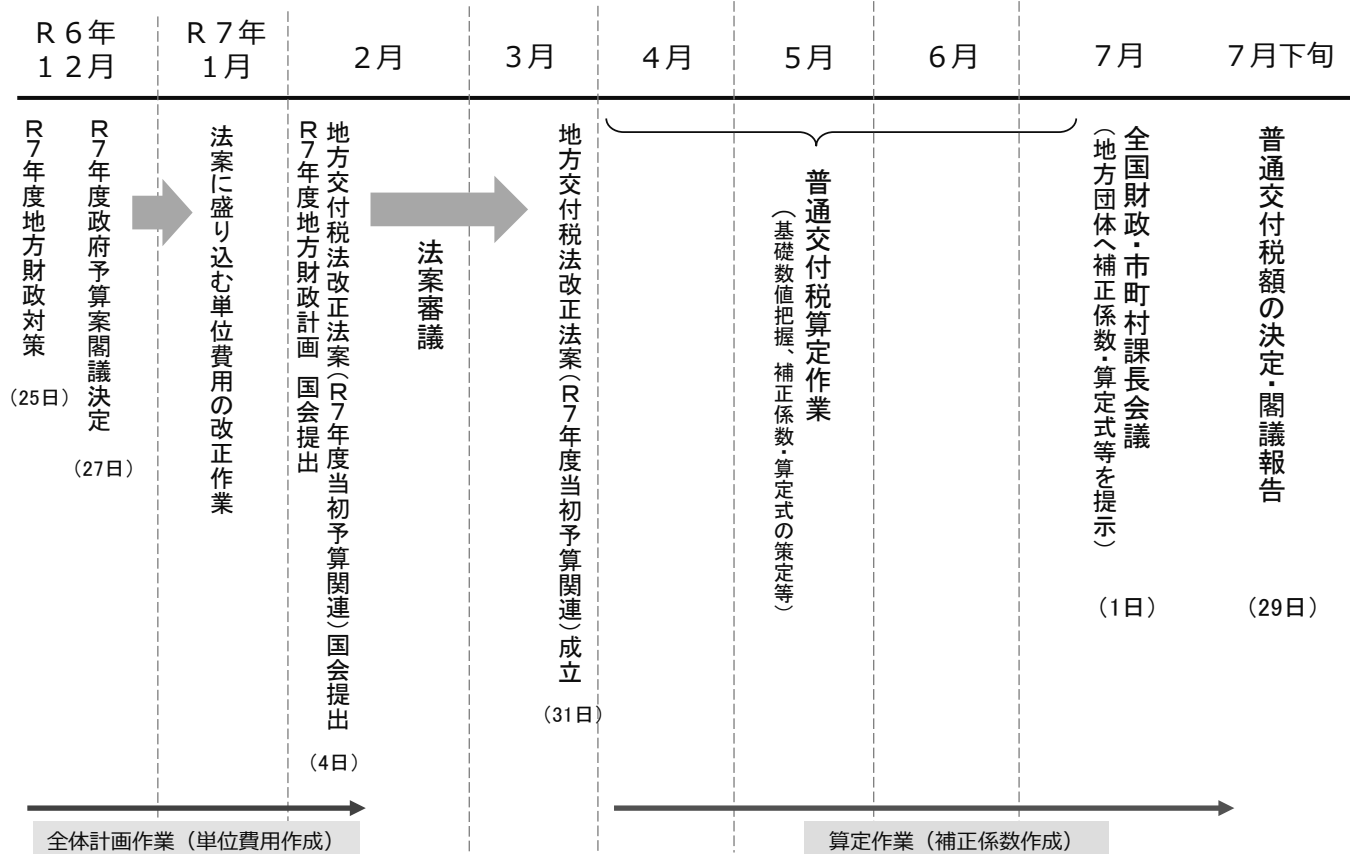
注1: 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

注2: ()内は令和6年度地方財政計画からの増減額

注3: 令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。

2. 令和7年度普通交付税の算定

普通交付税の算定スケジュール（令和7年度の流れ）



8

令和7年度 普通交付税の算定結果

決定額

(単位: 億円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	伸率
道府県分	92,722	92,325	0.4
市町村分	85,475	83,145	2.8
合計	178,198	175,470	1.6

算定結果 (財源不足団体)

(単位: 億円、%)

区分	道府県分		市町村分	
	令和7年度	対前年度伸率	令和6年度	対前年度伸率
基準財政需要額	227,851	(1.7) 2.8	247,223	(2.1) 3.1
基準財政収入額	135,009	4.6	161,618	3.2
交付基準額	92,842	0.4	85,605	2.8
普通交付税額	92,722	(Δ2.1) 0.4	85,475	(0.2) 2.8

- (注) 1 令和7年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 2 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。
 3 () 書きは、令和6年度の臨時財政対策債分を含めた場合の伸率である。

9

令和7年度 普通交付税算定のポイント①

1 給与改定等に係る対応

単位費用：各費目

令和6年人事委員会勧告に伴う地方公務員の給与改定に要する経費及び令和7年度の給与改定に備えるための給与改善費を算定。

2 物価高(価格転嫁)への対応

単位費用：各費目

物価高(価格転嫁)に対応するため、自治体の施設管理委託料や光熱費の増加等に要する経費として、令和7年度地方財政計画に計上された1,000億円について算定。

3 公立病院等の経営状況を踏まえた算定

補正係数：(保健) 衛生費 密度補正

不採算部門に係る医療や住民に対する集団検診など公立病院等に特有の経費が物価高騰等の影響を受けており、これに伴い地方団体の繰出金が増加していることを踏まえ、算定に用いる単価を見直し。

<公立病院の1病床あたりの単価> R6：720千円 → R7：760千円(+5.6%)

4 標準化後のシステム運用経費の増加に対する算定

標準準拠システムへの移行に伴うソフトウェア関係経費の増加分について算定。

単位費用：包括算定経費

また、標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料等について、ガバメントクラウドへの移行状況に応じて算定。

補正係数：地域振興費 密度補正

10

令和7年度 普通交付税算定のポイント②

5 学校体育館等の空調光熱費に係る算定

補正係数：その他の教育費 密度補正

災害時の避難所としても利用される公立小・中学校の体育館等の空調設備に係る光熱費について、空調設備の設置状況に応じて算定。

6 高等学校運営経費に係る算定

補正係数：高等学校費 種別補正

地域の担い手の確保・育成の推進のため、道府県分の「高等学校費」(測定単位：生徒数)において、学科ごとの経費の差を反映する種別補正を創設し、普通科等、専門学科及び総合学科の生徒数に応じて算定。

7 基準財政収入額の増加

道府県分、市町村分ともに、主に以下の税目等において基準財政収入額が令和6年度算定から増加。

道府県分	市町村分
<ul style="list-style-type: none">・道府県民税所得割・法人事業税・特別法人事業譲与税	<ul style="list-style-type: none">・市町村民税所得割・固定資産税

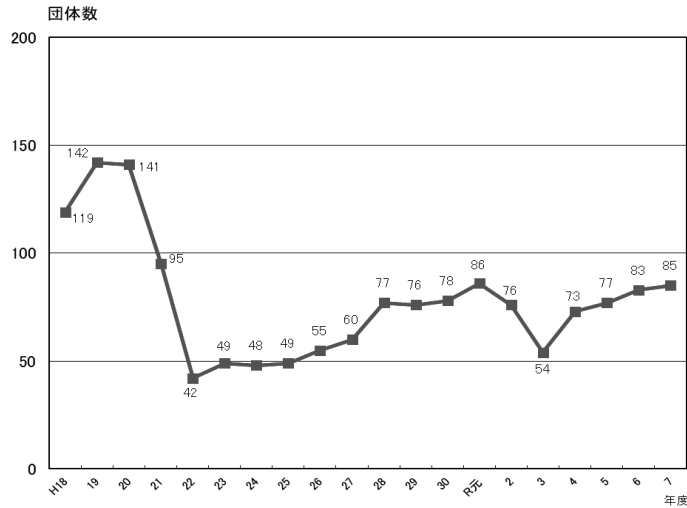
11

交付団体及び不交付団体数

○ 令和7年度の不交付団体数は、前年度より2団体増加し、85団体。

区分	令和7年度			令和6年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,634	84	1,718	1,636	82	1,718
合計	1,680	85	1,765	1,682	83	1,765

(参考) 不交付団体数の推移



令和7年度普通交付税不交付団体一覧表

道府県分	市町村分	不交付団体名	不交付団体数	R6不交付→R7交付(8団体)
北海道	泊村		1	
青森県	六ヶ所村		1	
宮城県	女川町		1	大和町
福島県	西郷村 広野町 大熊町		3	新地町
茨城県	つくば市 神栖市 東海村		3	
栃木県	宇都宮市 芳賀町		2	
群馬県	太田市 太田町		2	明和町
埼玉県	戸田市 和光市 八潮市 三芳町		4	朝霞市
千葉県	市川市 成田市 市原市 君津市 浦安市 袖ヶ浦市		7	芝山町
印西市				
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市		10	昭島市 小平市
国分寺市 国立市 多摩市 瑞穂町				
神奈川県	川崎市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 海老名市		9	
秦川町 箱根町 愛川町				
新潟県	聖籠町 刈羽村		2	
福井県	美浜町 高浜町 おおい町		3	
山梨県	昭和町 忍野村		2	山中湖村
長野県	軽井沢町		1	
静岡県	富士市 御殿場市 裾野市 湖西市 長泉町		5	
愛知県	名古屋市 岡崎市 半田市 碧南市 刈谷市 豊田市		20	
安城市 小牧市 東海市 大府市 高浜市 日進市				
田原市 みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村				
武豊町 幸田町				
三重県	四日市市 川越町		2	
京都府	久御山町		1	
大阪府	田尻町		1	
兵庫県	芦屋市		1	
福岡県	苅田町		1	
佐賀県	玄海町		1	
熊本県	菊陽町		1	
市町村合計	84団体 (令和6年度 82団体)			
3 合計	85団体			

(注) 下線は令和7年度に交付団体から不交付団体になった団体である。(10団体)

3. 普通交付税制度

普通交付税の算定方法

普通交付税 は、**基準財政需要額** が **基準財政収入額** を超える団体に対して交付

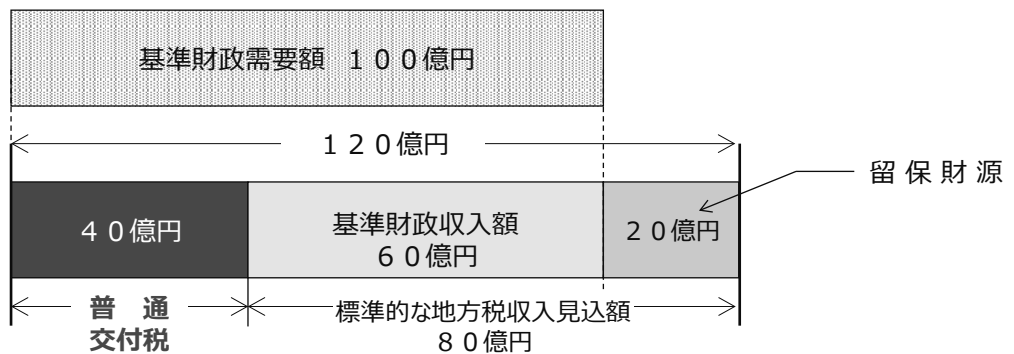
- **基準財政需要額** : 当該団体の標準的な財政需要として、各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

- **基準財政収入額** : 当該団体の標準的な財政収入として、各税目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{標準的な地方税収入見込額} \times 75\% \text{ (譲与税については100\%)}$$

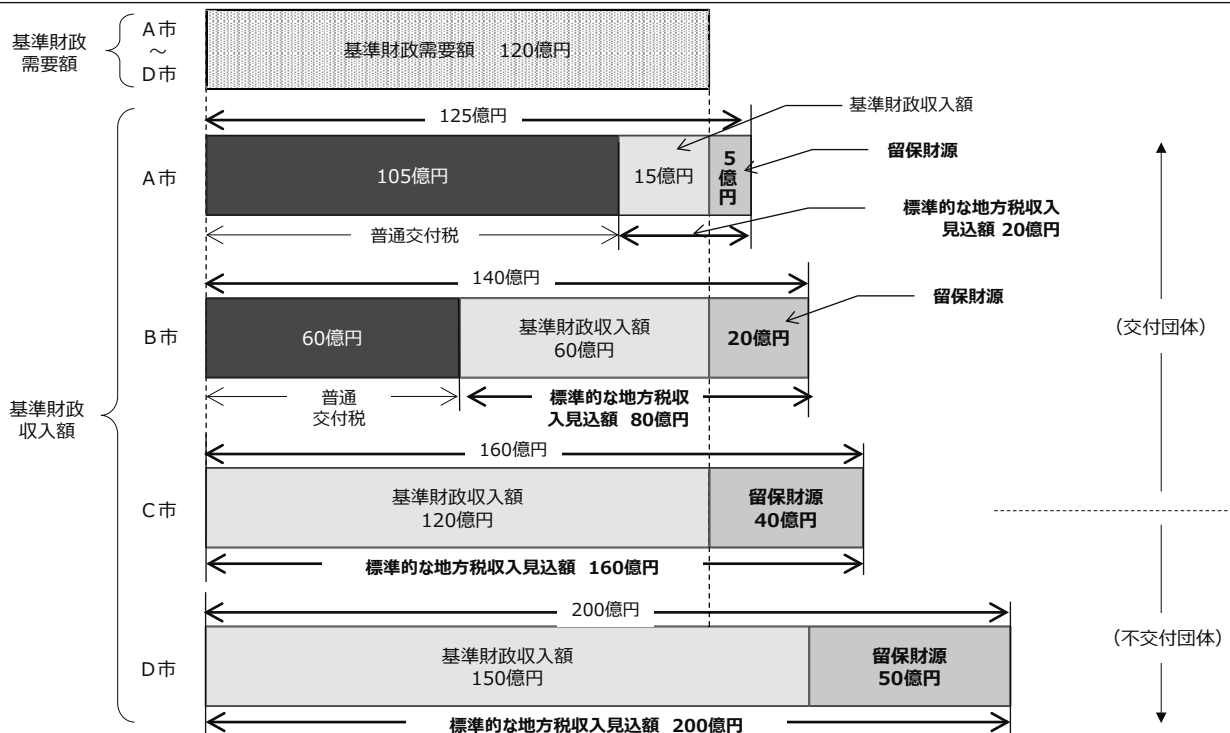
- **算定例** :



14

普通交付税における財源調整（交付団体と不交付団体）

- ・ 基準財政収入額については、標準的な地方税収入見込額の原則として75%を算入。残りの25%分（留保財源）は、自治体の手元に残る。
- ・ 標準的な地方税収入見込額が大きくなると、留保財源が大きくなり、普通交付税+地方税収（一般財源）も大きくなる。
- ・ 交付団体は税収の変動に伴う一般財源の変動が小さいが、不交付団体は税収の増減がそのまま一般財源の増減となる。



(注) 1. 地方譲与税等を省略した概念図
 2. 「標準的な地方税収入見込額」には、当該団体が独自に課税する「法定外税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」分の収入は算入されない。

普通交付税の算定項目と測定単位（令和7年度）

【道府県分】

項目	測定単位	単位費用(円)	
一 警察費	警察職員数	9,161,000	
二 土木費	1 道路橋りょう費	道路の面積 138,000 道路の延長 1,884,000	
	2 河川費	河川の延長 189,000	
	3 港湾費	港湾	係留施設の延長 30,000 外郭施設の延長 5,200
		漁港	係留施設の延長 10,300 外郭施設の延長 4,430
		4 その他の土木費	人口 1,290
	三 教育費	1 小学校費	教職員数 6,356,000
2 中学校費		教職員数 6,271,000	
3 高等学校費		教職員数 7,019,000 生徒数 52,000	
4 特別支援学校費		教職員数 5,912,000 学級数 2,203,000	
5 その他の教育費		人口 2,240 高等専門学校及び大学の学生の数 227,000 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数 317,540	
四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口 9,550	
	2 社会福祉費	人口 7,740	
	3 衛生費	人口 15,000	
	4 こども子育て費	18歳以下人口 103,000	
	5 高齢者保健福祉費	65歳以上人口 58,700	
	6 労働費	75歳以上人口 101,000 人口 459	
五 経産費	1 農業行政費	農家数 121,000	
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積 5,410 公有林野の面積 15,500	
	3 水産行政費	水産業者数 379,000	
	4 商工行政費	人口 2,110	
六 総務費	1 徴税費	世帯数 5,810	
	2 恩給費	恩給受給権者数 844,000	
	3 地域振興費	人口 750	
七 地域の元気創造事業費	人口 950		
八 人口減少等特別対策事業費	人口 1,700		
九 地域社会再生事業費	人口 1,950		
十 地域デジタル社会推進費	人口 520		

包括算定経費	人口	10,370
	面積	1,056,000

【市町村分】

項目	測定単位	単位費用(円)	
一 消防費	人口	12,300	
二 土木費	1 道路橋りょう費	道路の面積 72,900 道路の延長 187,000	
	2 港湾費	港湾	係留施設の延長 29,100 外郭施設の延長 5,200
		漁港	係留施設の延長 10,100 外郭施設の延長 3,120
		3 都市計画費	都市計画区域における人口 1,020
	4 公園費	人口 553 都市公園の面積 37,800	
	5 下水道費	人口 107	
6 その他の土木費	人口 1,460		
三 教育費	1 小学校費	児童数 52,400 学級数 841,000 学校数 12,716,000	
	2 中学校費	生徒数 48,000 学級数 1,053,000 学校数 11,101,000	
	3 高等学校費	教職員数 6,832,000 生徒数 78,300	
	4 その他の教育費	人口 4,590	
	1 生活保護費	市部人口 9,550	
	2 社会福祉費	人口 8,570	
四 厚生労働費	3 保健衛生費	人口 7,190	
	4 こども子育て費	18歳以下人口 165,000	
	5 高齢者保健福祉費	65歳以上人口 72,500 75歳以上人口 85,800	
	6 清掃費	人口 5,330	
	五 経産費	1 農業行政費	農家数 95,800
		2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数 541,000
3 商工行政費		人口 1,390	
六 総務費	1 徴税費	世帯数 4,450	
	2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数 1,170 世帯数 2,240	
	3 地域振興費	人口 1,960 面積 1,030,000	
七 地域の元気創造事業費	人口 2,530		
八 人口減少等特別対策事業費	人口 3,400		
九 地域社会再生事業費	人口 1,950		
十 地域デジタル社会推進費	人口 760		
包括算定経費	人口	20,900	
	面積	2,190,000	

各項目における基準財政需要額の算定

各項目における単価(単位費用)に人口等(測定単位)を乗じることを基本。

【小学校費(道府県分)の例】

$$\text{小学校費} = \frac{\text{教職員1人当単価}}{\text{(単位費用)}} \times \frac{\text{教職員数}}{\text{(測定単位)}} \times \frac{\text{補正係数}}{\text{(補正係数)}}$$

↓

給料+各種手当等

↓

法令に基づく教職員定数

↓

地域手当+寒冷地手当等

【消防費(市町村分)の例】

$$\text{消防費} = \frac{\text{人口1人当単価}}{\text{(単位費用)}} \times \frac{\text{人口}}{\text{(測定単位)}} \times \frac{\text{補正係数}}{\text{(補正係数)}}$$

↓

常備消防+非常備消防(消防団)

↓

国勢調査人口

↓

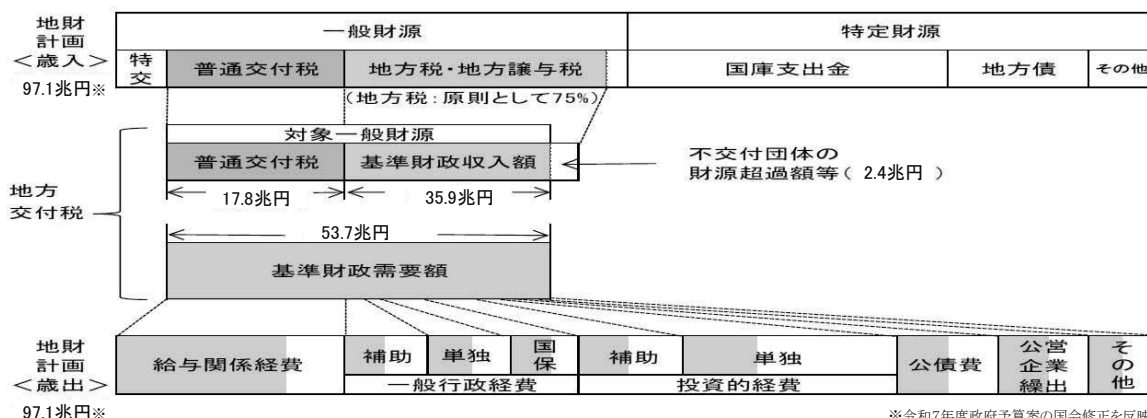
人口規模や人口密度によるコスト差

地方財政計画と地方交付税の関係

- 地方交付税の総額は、**所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を基本に**しつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで決定。
- 個々の団体への交付額は、**基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本**として決定されるが、**基準財政需要額は地方財政計画の歳出中一般財源対応分を算入**するもの。
- 令和7年度の**基準財政需要額53.7兆円のうち、地方税等対応分が約7割、地方交付税対応分が約3割**。
- その際、**地方財政法第11条の2の規定により、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金の地方負担については財政需要額への算入が義務**。
- 各地方団体毎の基準財政需要額の算定には、**人口・面積等に応じた静態的な算定と、実際の事業費に即応した動態的算定があるが、基準財政需要額の算定方法は交付税総額に影響しない**。

- 地方財政法第11条の2<地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入>
 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、**地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入**するものとする。

地方財政計画と地方交付税の関係(令和7年度)



※令和7年度政府予算案の国会修正を反映

18

標準団体設定の意義（単位費用の前提）

- **地方交付税**は財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対して、**衡平**にその超過額を補填することを目的として交付される。
- 基準財政需要額は、**単位費用×測定単位×補正係数**の算式によって算出されるため、単位費用は、基準財政需要額の算定要素の中で最も重要なものである。
- すべての地方団体の財政需要を合理的に算定し、**衡平に交付税を交付するため**、単位費用の設定には**自然的、社会的条件の特異な要因が除かれる必要がある**。

標準団体

上記趣旨に則して単位費用を算出するために設定されるもの。具体的には人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、社会的条件などが特異でないもの（積雪地帯や離島ではなく、また人口急増・急減がない都市化も平均的なもの）を想定している（右は標準団体のうち主な項目の例）。

単位費用

標準団体における行政経費（一般財源）を行政項目ごとに積算し、標準団体における**測定単位**で除して得た単価が単位費用となる。

【令和7年度の例】

	都道府県	市町村
人口	1,700,000人	100,000人
面積	6,500km ²	210km ²
道路の延長	3,900km	500km
小学校数	364校	1校
うち教員数	6,297人	—
うち学級数	—	18学級
うち児童数	—	630人

(各学年3クラス、35人学級)

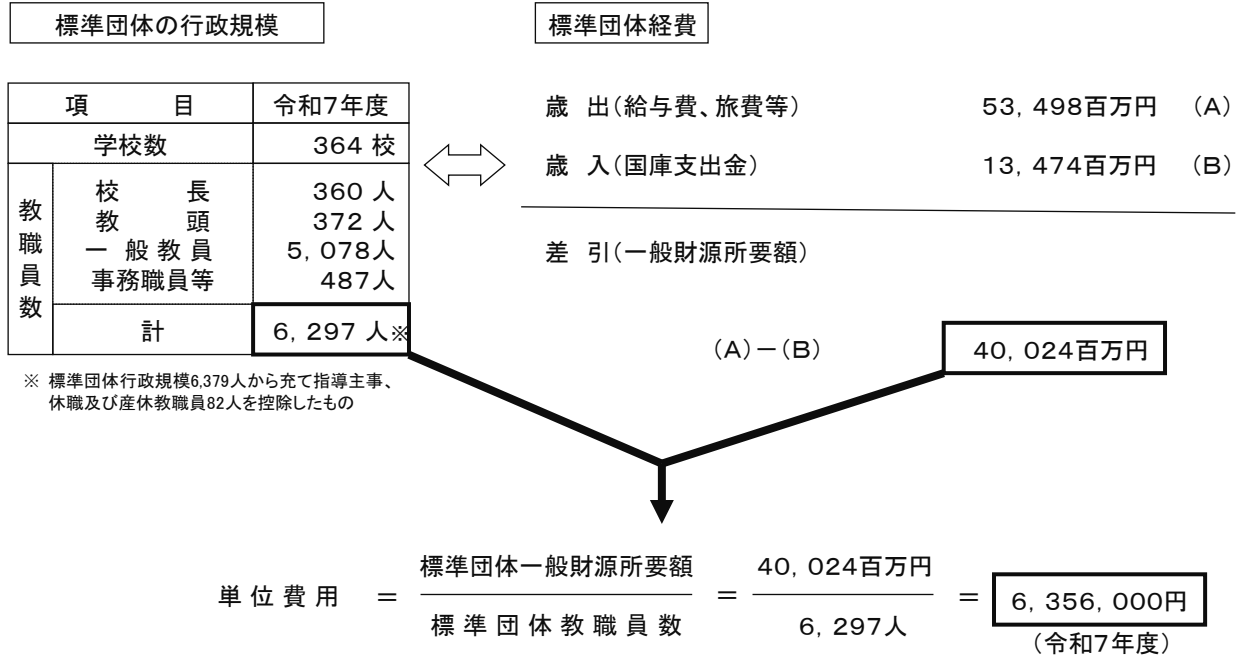
教職員給与は都道府県が負担し、小学校運営は市町村が実施することを踏まえて、測定単位が設定されている。

測定単位

地方行政の種類ごとに当該種類の行政に要する経費の多寡を最も確かつ合理的に反映するものであり、単位費用と同様に法定化されている。

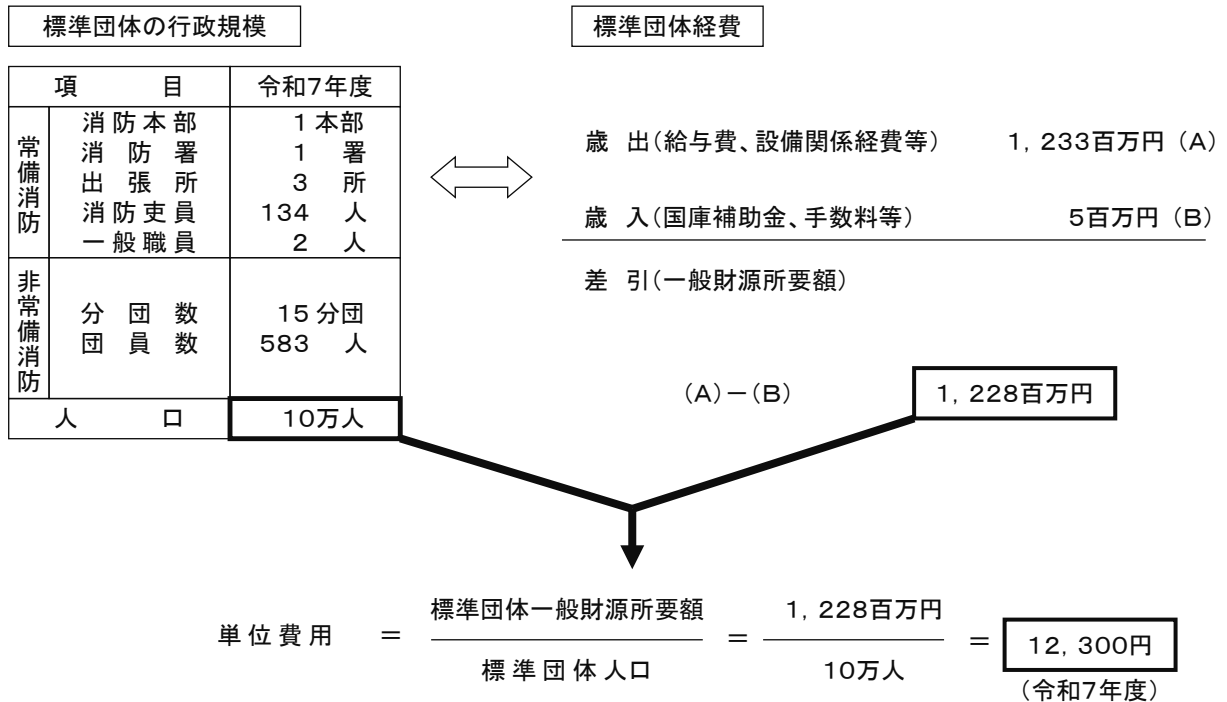
19

小学校費（道府県分）の単位費用



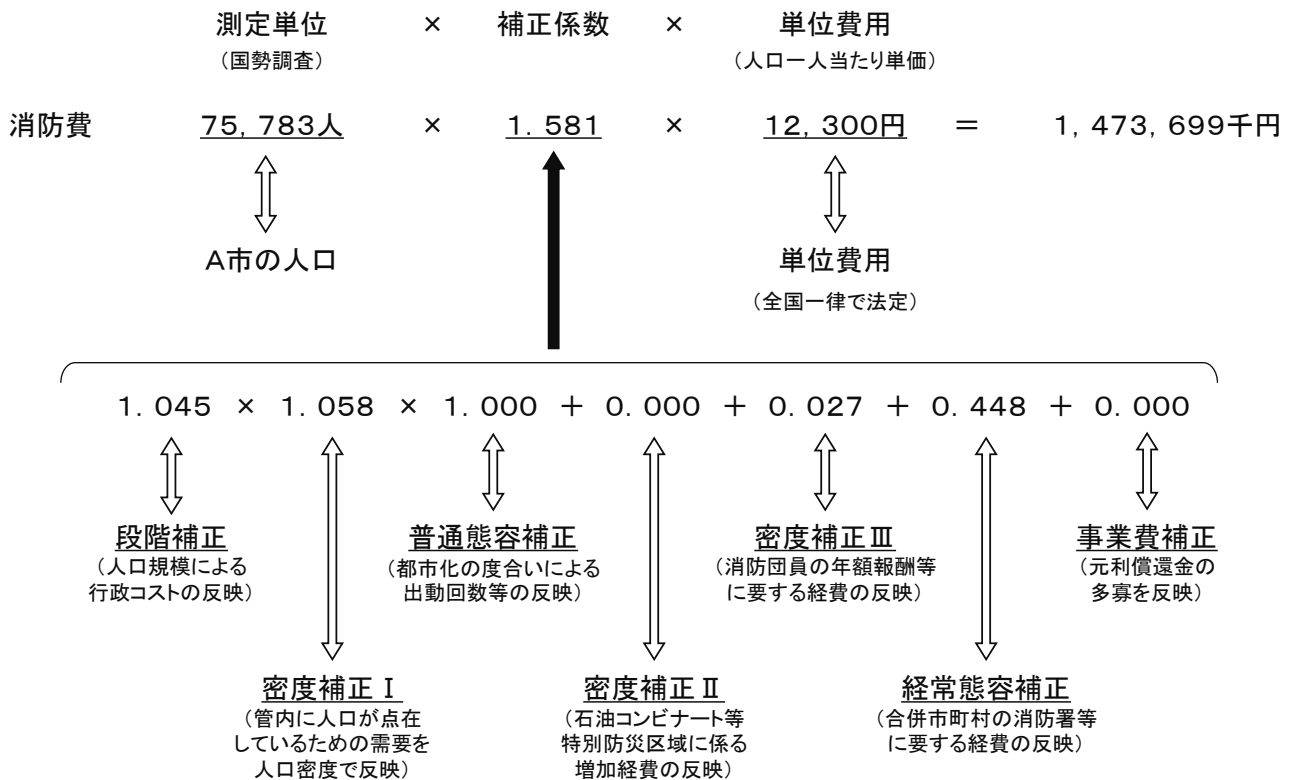
20

消防費（市町村分）の単位費用



21

消防費の算定例



22

補正の種類 (令和7年度) ①

種 類	内 容	例
種別補正	測定単位に種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たり費用に差があるものについて、その種別ごとの単位当たり費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 例えば、港湾費（係留施設の延長）にあつては、港湾の種別（「国際戦略港湾」「国際拠点港湾」「重要港湾」「地方港湾」）によって、係留施設1m当たりの維持管理経費等による経費の差を反映させるもの。	港湾費 (港湾の種別による経費の差)
段階補正	測定単位の数値の多少による段階に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、その段階ごとの単位費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 地方団体は、その規模の大小にかかわらず、一定の組織を持つ必要があり、また、行政事務は一般的に「規模の経済」、いわゆるスケールメリットが働き、規模が大きくなる程、測定単位当たりの経費が割安になる傾向があり、こうした経費の差を反映させるもの。	包括算定経費 (人口規模による段階ごとの経費の差)
密度補正	測定単位の数値が同じであっても、人口密度等の大小に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、人口密度等の大小に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 ① 人口密度、自動車の交通量等を「密度」とするもの ② 介護サービス受給者数、被生活保護者数等の測定単位の数値に対する割合を「密度」とするもの	①消防費 (人口密度(面積)に応じた経費の差) ②高齢者保健福祉費 (65歳以上人口) (介護給付費負担金等に係る経費の差)

23

補正の種類（令和7年度）②

種 類	内 容	例
態容補正	<p>都市化の程度、法令上の行政権能、公共施設の整備状況等、地方団体の「態容」に応じて単位当たり費用が割高又は割安となるものについて、その態容に応じて測定単位を補正するもの。</p> <p>① 普通態容補正</p> <p>ア 行政の質量差によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市化の度合いによるもの」 市町村を20段階の種地に区分し、大都市ほど行政需要が増加する経費（道路の維持管理費、ごみ処理経費等）について割増し。 ・「隔遠の度合いによるもの」 離島辺地の市町村やそのような地域を持つ道府県における旅費、資材費の割高の状況を反映。 ・「農林業地域の度合いによるもの」 農林水産業を主産業とする市町村の産業振興、地域振興のための経費について農林業級地の地域区分により割増し。 <p>イ 給与差によるもの</p> <p>地域ごとに異なる地域手当、住居手当、通勤手当等の給与差を反映。</p> <p>ウ 行政権能差によるもの</p> <p>指定都市、中核市、その他の市町村では、法令に基づく行政権能が異なることから、これによる経費の差を反映。</p> <p>② 経常態容補正</p> <p>普通態容補正のような級地区分等とは関係のない態容に基づく経常経費の差（例：教職員の平均年齢の差による都道府県ごとの平均給与費の差）を反映させるもの。</p> <p>③ 投資態容補正</p> <p>ア 投資補正</p> <p>道路の未整備率、高等学校校舎等不足面積等、客観的な統計数値等を指標として投資的経費の必要度を測定し、財政需要額に反映させるもの。</p> <p>イ 事業費補正</p> <p>公共事業費等の地方負担額、特定の事業実施のために借り入れた地方債の元利償還金の一定割合等、実際の投資的経費の財政需要を反映させるもの。</p>	<p>①</p> <p>ア 消防費 （消防力の水準の差）</p> <p>イ 地域振興費 （人口）</p> <p>ウ 保健衛生費 （保健所設置市とその他の市との差）</p> <p>②小・中学校費（平均給与費の差）</p> <p>③</p> <p>ア 道路橋りょう費 （未整備延長比率等による改築経費の必要度の差）</p> <p>イ 小・中学校費（学校教育施設等整備事業債の元利償還金）</p>

24

補正の種類（令和7年度）③

種 類	内 容	例
寒冷補正	<p>寒冷・積雪地域の度合いによって経費が割高となるものについて、寒冷・積雪の度合いに応じて測定単位の数値を補正するもの。</p> <p>① 給与差 寒冷地に勤務する公務員に対して支給される寒冷地手当に係る財政需要の増加分</p> <p>② 寒冷度 寒冷地における暖房用施設、暖房用燃料費、道路建設に必要な特殊経費、生活保護費に係る冬季加算分などの行政経費の増加分</p> <p>③ 積雪度 積雪地における道路・建物等に係る除排雪経費、雪囲費、道路建設費における道路幅員の通常以上の拡張に要する経費等</p>	<p>小・中学校費</p> <p>①寒冷地手当の差</p> <p>②暖房費の差</p> <p>③除雪経費の差</p>
数値急増補正 数値急減補正	<p>① 数値急増補正</p> <p>人口を測定単位とする費目については、基礎としている国勢調査人口の数値の更新に5年間を要するため、この間に人口が急増する市町村について、住民基本台帳登録人口等を用いて増加分を反映させるもの。</p> <p>② 数値急減補正</p> <p>人口や農家数等が急激に減少しても、行政規模は同じペースで減らせないこと、また、人口が急変する市町村は、人口変動が小さい市町村に比べて行政経費が割高になる状況があることを反映させるもの。</p>	<p>①地域振興費（人口） 高齢者保健福祉費 （65歳以上人口、75歳以上人口）</p> <p>②農業行政費 （農家数） 地域振興費（人口）</p>
財政力補正	<p>地方債の元利償還金を算入する際に、償還額の標準財政収入額に対する割合の高い団体について算入率を高くするために適用される。</p>	<p>災害復旧費（単独災害復旧事業債及び小災害債（公共土木施設等））</p>

25

地方団体の行政権能や自然的・社会的条件の違いを反映した算定

- 各市町村は、各種の法令により、**指定都市・中核市・一般市等の別によって異なる行政権能**を有していることや、自然的・社会的条件の違いによって行政経費に大きな差がある。
- **普通交付税の算定上、これらの異なる行政権能や自然的・社会的条件の違いに応じた算定が必要。**

	指定都市・中核市・施行時特例市の主な事務	自然的・社会的条件の主な反映内容						
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画に関する事務 ・市街化区域内の開発行為許可等 ○環境保全に関する事務 ・一般粉じん発生施設の設置届出受理等 ○その他 ・計量法に基づく勧告等 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">離島・へき地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・し尿の収集運搬経費や役場の旅費・通信運搬費等、離島であるがゆえに割高になる経費 ・へき地における役場の旅費・通信運搬費等、へき地であるがゆえに割高となる経費 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">寒冷地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・寒冷地における暖房用施設、暖房用燃料、道路の凍結防止等による被害防止のための特殊経費等の増加分 ・積雪地における学校・道路等に係る除排雪経費等の増加分 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	離島・へき地	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・し尿の収集運搬経費や役場の旅費・通信運搬費等、離島であるがゆえに割高になる経費 ・へき地における役場の旅費・通信運搬費等、へき地であるがゆえに割高となる経費 	寒冷地	<ul style="list-style-type: none"> ・寒冷地における暖房用施設、暖房用燃料、道路の凍結防止等による被害防止のための特殊経費等の増加分 ・積雪地における学校・道路等に係る除排雪経費等の増加分
種類	内容							
離島・へき地	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・し尿の収集運搬経費や役場の旅費・通信運搬費等、離島であるがゆえに割高になる経費 ・へき地における役場の旅費・通信運搬費等、へき地であるがゆえに割高となる経費 							
寒冷地	<ul style="list-style-type: none"> ・寒冷地における暖房用施設、暖房用燃料、道路の凍結防止等による被害防止のための特殊経費等の増加分 ・積雪地における学校・道路等に係る除排雪経費等の増加分 							
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関する事務 ・母子保健衛生対策等 ○保健衛生に関する事務 ・保健所の設置等 ○都市計画に関する事務 ・屋外広告物設置制限等 ○環境保全に関する事務 ・廃棄物処理施設設置許可等 ○教育に関する事務 ・県費負担教職員の研修等 							
施行時特例市	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉に関する事務 ・児童相談所の設置等 ○保健衛生に関する事務 ・感染症予防等 ○都市計画に関する事務 ・指定区間外の国道、県道の管理等 ○教育に関する事務 ・県費負担教職員の任免等 							
一般市	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="width: 20%; border-left: 2px solid black; border-right: 2px solid black; height: 20px; margin-right: 10px;"></div> ← 都道府県の事務 → <div style="width: 20%; border-left: 2px solid black; border-right: 2px solid black; height: 20px; margin-left: 10px;"></div> </div>							

基準財政収入額

- 基準財政収入額とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である(地方交付税法第2条第4号)。
具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定される。

標準的な地方税収入※ × 原則として75/100 + 地方譲与税等

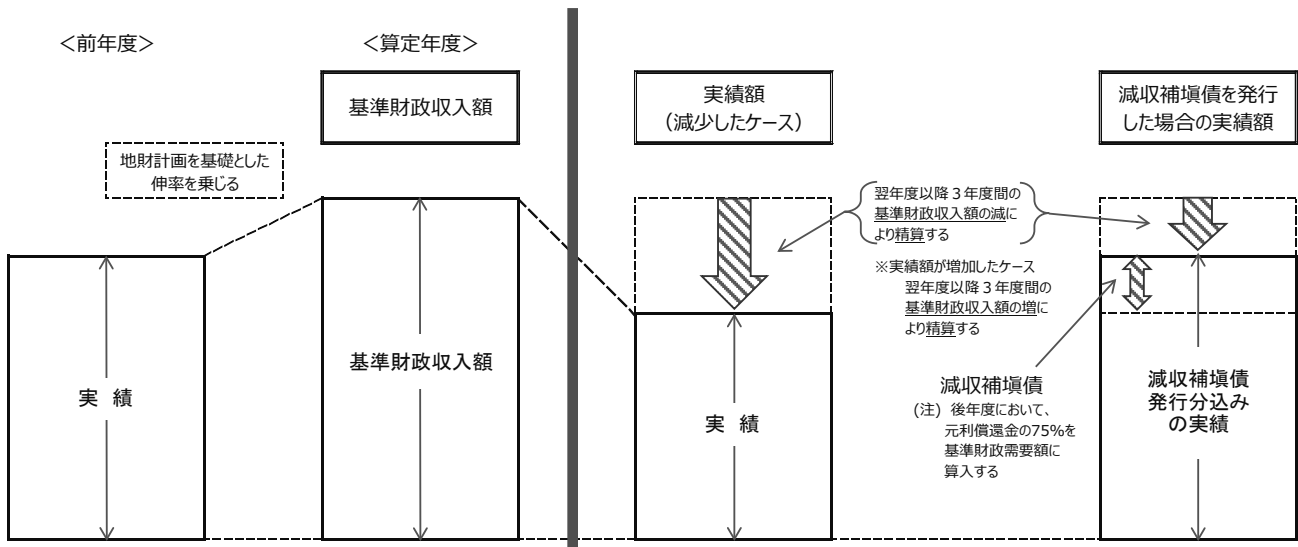
※ 標準的な徴収率を上回った部分、超過課税、法定外税等は含まれない。

基準財政収入額の対象税目等

【都道府県】			【市町村】		
	項目	算定対象		項目	算定対象
一般財源	普通税	(法定普通税のすべて) 道府県民税(交付金除く) 事業税(交付金除く) 地方消費税(交付金除く) 不動産取得税 たばこ税(交付金含む) ゴルフ場利用税(交付金除く) 軽油引取税(交付金除く) 自動車税(交付金除く) 鉱区税 固定資産税(特例分)	一般財源	普通税	(法定普通税のすべて) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税 たばこ税(交付金除く)、鉱産税
	地方譲与税	特別法人事業譲与税 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税 自動車重量譲与税		税交付金	分離課税所得割交付金(指定都市のみ) 利子割交付金、配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 法人事業税交付金 地方消費税交付金 ゴルフ場利用税交付金 軽油引取税交付金(指定都市のみ) 環境性能割交付金
	その他	都道府県交付金 地方特例交付金		地方譲与税	地方揮発油譲与税、特別とん譲与税 石油ガス譲与税(指定都市のみ) 自動車重量譲与税
目的財源	目的税	-	その他	市町村交付金 地方特例交付金	
	地方譲与税等	航空機燃料譲与税 森林環境譲与税 交通安全対策特別交付金	目的税	事業所税	
			地方譲与税等	航空機燃料譲与税 森林環境譲与税 交通安全対策特別交付金	

基準財政収入額の算定

○ 基準財政収入額は、各団体の当該年度の予算額ではなく、前年度収入額実績を基礎として算定される。



- ※ 1. 普通交付税の精算措置の対象となるのは、所得割（分離譲渡所得分）、法人税割、法人事業税（交付金）、利子割（交付金）、特別法人事業譲与税及び特別とん譲与税である（ただし、所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については、翌年度のみ（単年度）で精算）。
2. 減収補填債の発行対象となるのは、法人税割、法人事業税（交付金）、利子割（交付金）及び特別法人事業譲与税である。

28

地方交付税制度には地方行革を促す仕組みが内在

各地方団体の普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

基準財政需要額: 標準的な人件費・行政経費を算入

- ➡ 各地方団体の実人員、実経費を算入しているものではない
- ➡ 行革努力をした分だけ他の行政施策に活用し得る財源が確保される

基準財政収入額: 標準的な税率、徴収率で地方税収入を算入

- ➡ 標準的な徴収率を上回った部分、超過課税、法定外税等は手元に残る
- ➡ 標準的な徴収率を達成できない地方団体はその分一般財源が減となる

- ・各地方団体への普通交付税額の決定は例年7月（決定期限は8月31日：交付税法第10条第3項）
- ・各地方団体においては年度途中の状況の変化に対応するために、それぞれの財政状況を踏まえつつ、9月、12月、2月補正予算等の対応



普通交付税額は、各地方団体の収支差を補填するものではない

29

近年の交付税制度の見直しについて

1 意見処理制度の創設

第1次地方分権改革において、平成12年度から地方交付税の算定について地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程を明らかにするために意見の申出制度（地方交付税法第17条の4）が創設された。

2 補正係数の削減

第1次地方分権改革、経済財政諮問会議における議論を受け、三位一体改革期間（平成15年度～18年度）において、算定方法の簡素化として、補正係数の適用が削減された。
道府県分 H13:146→H18:79 (H28:70)
市町村分 H13:176→H18:169 (H28:139) ※臨時費目等除く

3 段階補正の見直し

平成14年度から16年度にかけて、小規模団体にあっては職員の内務や外部委託等により合理的・効率的に行行政運営を行っている地方公共団体もあることを踏まえ、全団体の平均を基礎として割増率を算出する方法を改め、合理的・効率的な財政運営を行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出する方法が導入された。その後、平成22年度に条件不利地域や小規模市町村の財政を取り巻く状況に鑑み、よりの確に財政需要に応えられるよう割増率の一部復元が行われた。

4 事業費補正の見直し

平成14年度から事業費補正が抜本的に見直しされ、公共事業の事業費補正の算入率を従来の概ね2分の1（偏在が大きい事業は概ね3分の2）に引き下げるとともに、地方単独事業については、地域総合整備事業債が廃止された。その後も事業費補正の削減が進められ、平成22年度には地域主権確立の見地から、全国的偏在、先発・後発団体間の不均衡の問題の生じない以下の事業について、新規事業に係る事業費補正は行わないこととされた。また、平成23年度にも地下鉄事業（出資金・補助金）等の事業費補正が廃止されている。

- 補助事業・国直轄事業 港湾、漁港、まちづくり交付金、地域住宅交付金、給食施設、補助ダム、水泳プール、武道場 等
- 地方単独事業 地方道路、ふるさと農道、ふるさと林道、合併推進、都市再生 等

5 留保財源率の引き上げ

平成15年度から税收確保インセンティブの強化及び財源保障範囲の縮小により、自らの責任と財源で対応すべき部分を拡大させるとの趣旨で、道府県分の留保財源率が20%から25%に引き上げられた。

一方、三位一体改革で行われた税源移譲分等については、財政力格差を拡大させないよう、基準財政収入額に100%算入する等の措置が講じられている。

6 包括算定経費

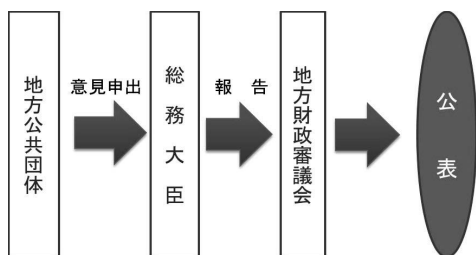
平成19年度から算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う包括算定経費が導入された。地方団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度設計。

- ① 「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」（基準財政需要額の1割程度）の算定について導入
- ② 人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映
- ③ 算定項目の統合により「個別算定経費（従来型）」の項目数を3割削減
- ④ 離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保（「地域振興費」の創設）

30

地方団体からの意見申出制度

- 地方交付税の算定について、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために創設。（地方交付税法 第17条の4（平成12年4月施行））



<過去5年の意見提出項目数>

年度	提出項目数	うち省令事項	
		うち法律事項	うち省令事項
令和3年度	233	118	115
令和4年度	197	101	96
令和5年度	163	86	77
令和6年度	144	72	72
令和7年度	166	76	90

令和7年度において意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行った主な例

- 地方交付税の総額の確保
- 人件費増高の適切な算入
- 光熱費等の増高に係る地方財政措置
- 高等学校費における学科や学校規模に応じた需要の適切な反映
- 带状疱疹ワクチンの定期接種に要する費用の単位費用措置
- 公金収納デジタル化に伴う基準財政需要額への適切な算入
- 公金窓口収納手数料の増額分の基準財政需要額への適切な算入
- 議会費における議員報酬についての適切な算定
- 地域手当支給割合の引上げについて
- 道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ
- 公立病院の施設整備に係る単価の見直し
- 公立大学附属病院の運営経費に係る算定方法の見直し
- 自治体情報システム標準化に伴うガバメントクラウド利用料に対する普通交付税措置の追加
- ふるさと納税に伴う寄附金税額控除に係る基準財政収入額の算定について

31

地方公会計情報の活用に向けた 公表のあり方について

令和7年9月26日(金)
総務省自治財政局財務調査課



目次

- 1 地方公会計制度の概要 … 3
- 2 地方公会計情報の公表のあり方 … 36

1 地方公会計制度の概要

3

地方公会計の意義

1. 目的

- ① 説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容(財務書類の整備)

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完

発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

↔

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債(ストック)の総体の一覽的把握
資産形成に関する情報(資産・負債のストック情報)の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト(減価償却費、退職手当引当金など各種引当金)の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

4

公会計と企業会計の違い

公会計における財務書類は、国、地方公共団体ともに企業会計の手法を用いつつ、独自の財政活動の特性を踏まえた工夫を行っています。その具体的な点は次のとおりです。

1. 国及び地方公共団体の財政活動は、強制的に徴収された税金等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。
一方で、フローの情報として国及び地方公共団体の財政活動の結果として発生したコスト（費用）を明らかにする行政コスト計算書（※1）を作成することとしています。
2. 国及び地方公共団体の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする純資産変動計算書（※2）を作成しています。なお、純資産変動計算書では、行政コストと財源とを対比してみる事が可能となっています。
3. 国及び地方公共団体の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国及び地方公共団体の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合には、一般的な売買市場がない場合であっても、貸借対照表に計上しています。
4. 貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では資本として取り扱われますが、国及び地方公共団体の場合、資本は存在しません。
5. 公会計には出納整理期間が存在するため、貸借対照表に計上されている現金及び預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に、出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

※1 国の財務書類では「業務費用計算書」としています。 ※2 国の財務書類では「資産・負債差額増減計算書」としています。

（『「国の財務書類」ガイドブック 平成31年1月 財務省主計局』より作成）

5

地方公会計に関するこれまでの取組①（統一的な基準の設定まで）

平成11年度、12年度

○「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」を開催し、同研究会報告書において、決算統計のデータを活用した普通会計のバランスシート、行政コスト計算書等のモデル（総務省方式）が示される。

平成17年度～20年度

○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び平成18年に施行された行政改革推進法（平成18年法律第47号）において、資産・債務改革の推進を図る観点等から、地方公共団体に対し、財務書類等の作成が要請される。
○平成18年に「新地方公会計制度研究会」を開催し、同研究会報告書において、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」が示される。

○上記報告書を受け、同年から平成19年まで「新地方公会計制度実務研究会」を開催し、上記2モデルによる財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針を公表。

⇒ 各地方公共団体の財政運営上の必要に応じて基準モデル及び総務省方式による財務書類等の作成が進められ、地方公会計の整備は着実に推進

○平成20年には「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」が発足し、地方公会計の整備が円滑に進むよう、作成手順等を検討。

平成22年度～26年度

統一的な基準の設定（平成26年）

○平成22年から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催し、平成26年の同研究会報告書において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」が示される。

○上記報告書を受け、平成26年に「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催し、統一的な基準による財務書類等の作成について、詳細な取扱いを定めた要領等（マニュアル）を公表。

6

地方公会計に関するこれまでの取組②（統一的な基準の設定以後）

固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした 財務書類の作成に関する「統一的な基準」の設定（平成26年）

平成27年度～29年度

統一的な基準による地方公会計の整備要請期間

- 平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公会計を整備するよう、総務省から各地方公共団体に要請（平成27年1月）。
- 平成29年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類の作成及び固定資産台帳の整備が完了。
- その間、平成28年に「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」、平成29年に「地方公会計の活用の促進に関する研究会」を開催し、活用事例の収集分析や新たな活用方策等を検討。

平成30年度～令和元年度

要請期間終了後

- 平成30年度及び令和元年度に「地方公会計の推進に関する研究会」を開催。比較可能な形による財務書類等の公表のあり方等を検討。

令和2年度、3年度

- 各地方公共団体において、①毎年度、確実に財務書類・固定資産台帳の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る（少なくとも決算年度の翌年度末までに完成させる）こと、②地方公会計と公共施設の適正管理との連携を行うことを推進。

令和4年度～6年度

- 令和4年度から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催。地方公会計情報の価値を一層明らかにし、この価値を認識した上での地方公会計情報の「活用」の促進を目指し、約10年間の取組の結果見えた課題も踏まえ、統一的な基準の改訂を実施。

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

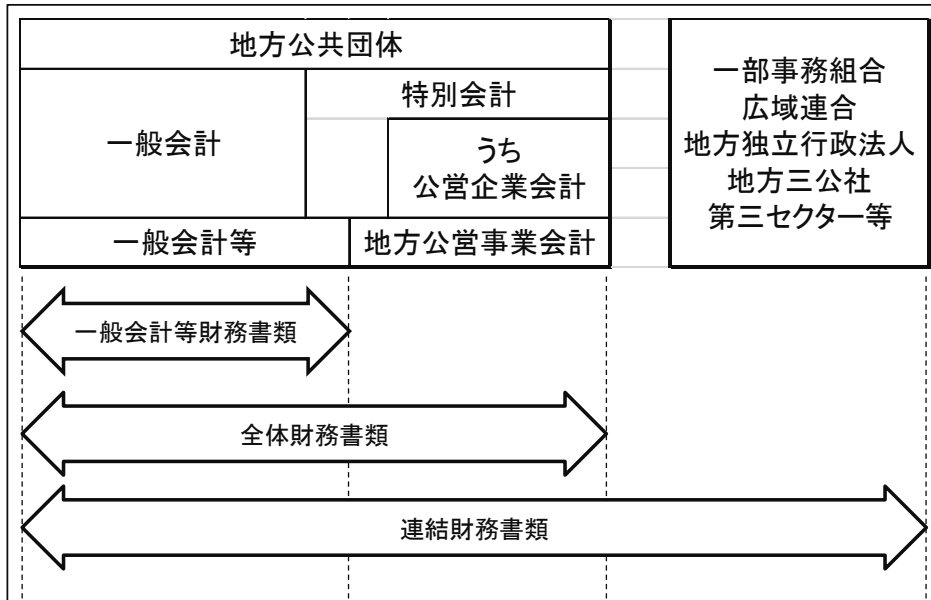
なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講じることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

財務書類作成の範囲

統一的な基準が対象とする作成主体は、都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合です。
 地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類（財務4表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記）を作成します。
 また、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類を作成します。



9

財務4表の体系

地方公会計の財務書類の体系は、

1. 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」【BS】
 2. 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「行政コスト計算書」【PL】
 3. 貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする「純資産変動計算書」【NW】
 4. 資金の流れを区別別に明らかにする「資金収支計算書」【CF】
- の財務4表とこれらに関連する事項の附属明細書、注記となっています。

貸借対照表 (令和7年3月31日現在)		行政コスト計算書 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日		純資産変動計算書 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日			資金収支計算書 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日		
科目	金額	科目	金額	科目	合計	固定資産 増減割合	剰余分 (不処分)	科目	金額
【資産の部】	42,753	【負債の部】	42,753	総費用	28,600			【業務活動収支】	
前払資産	142,701	固定負債	13,140	業務費用	13,140			業務支出	24,250
有形固定資産	190,314	地方債	38,427	人件費	3,721			業務費用支出	8,668
事業用資産	5,276	長期未払金	1,864	職員給与費	3,219			人件費支出	3,710
土庫	20,467	退職手当引当金	2,643	賞与等引当金繰入額	243			物件費等支出	4,621
立木竹	255	損失繰償等引当金	-	退職手当引当金繰入額	-			支払利息支出	145
建物	52,266	その他	-	その他	160			その他の支出	133
建物減価償却累計額	△24,819	流動負債	5,121	物件費等	9,140			移転費支出	8,063
建物取得費	103,860	「指定用途」指定地方債	4,354	減価償却費	4,411			補助金等支出	4,671
工作物減価償却累計額	△1,018	未払金	222	維持補修費	191			社会保険料付支出	1,852
船舶	-	前払金	-	減価償却費	4,538			他会計への繰出支出	1,522
船舶減価償却累計額	-	貯蓄債	160	その他	-			その他の支出	87
浮揚等	-	貯蓄債	242	固定負債	191			業務収入	30,668
浮揚等減価償却累計額	-	貸付金・基金等の増加	300	減価償却費	4,538			税金等収入	19,633
航空機	-	貸付金・基金等の減少	-	その他	-			国庫補助金収入	9,590
航空機減価償却累計額	-	その他	-	その他の業務費用	279			使用料及び手数料収入	317
航空機取得費	-	負債合計	47,872	支払利息	143			その他の収入	536
その他	-	【純資産の部】	153,080	徴収不能引当金繰入額	6			臨時収入	1,287
その他減価償却累計額	-	前年度末純資産	153,080	その他	129			災害復旧事業支出	675
繰上資産	72,381	剰余分(不処分)	△46,355	移転費用	15,466			その他の支出	811
土庫	108			補助金等	8,851			【業務活動収支】	4,521
建物	1,682			社会保険料付	4,670			【業務活動収支】	
建物減価償却累計額	△53			他会計への繰出金	1,852			業務活動支出	24,250
工作物	162,581			その他	87			業務費用支出	8,668
工作物減価償却累計額	△3,437			経常収益	1,402			業務費用支出	8,668
その他	△1,539			使用料及び手数料	310			業務費用支出	8,668
船舶	1,350			その他	1,092			業務費用支出	8,668
船舶減価償却累計額	2,221			臨時損失	2,382			業務費用支出	8,668
その他	△1,539			災害復旧事業費	675			業務費用支出	8,668
ソフウェア	-			資産売却損	1,396			業務費用支出	8,668
その他の資産	12,442			投資損失引当金繰入額	336			業務費用支出	8,668
投資及び貸付金	7,965			損失繰償等引当金繰入額	-			業務費用支出	8,668
有価証券	11			臨時利益	2			業務費用支出	8,668
出資金	7,954			資産売却益	2			業務費用支出	8,668
その他	△344			その他	2			業務費用支出	8,668
投資損失引当金	227			臨時損失	2,382			業務費用支出	8,668
長期未払債	47			経常支出	1,402			業務費用支出	8,668
基金	4,563			費用料及び手数料	310			業務費用支出	8,668
貸付金	4,563			その他	1,092			業務費用支出	8,668
その他	4,563			経常費用	13,140			業務費用支出	8,668
徴収不能引当金	△13			総経常行政コスト	27,198			業務費用支出	8,668
流動負債	11,842			臨時損失	2,382			業務費用支出	8,668
短期借入金	1,460			災害復旧事業費	675			業務費用支出	8,668
未収金	51			資産売却損	1,396			業務費用支出	8,668
短期借入金	19			投資損失引当金繰入額	336			業務費用支出	8,668
基金	10,311			損失繰償等引当金繰入額	-			業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557			臨時利益	2			業務費用支出	8,668
繰上資産	752			資産売却益	2			業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311			その他	2			業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557			経常費用	13,140			業務費用支出	8,668
繰上資産	752			総経常行政コスト	28,578			業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557							業務費用支出	8,668
繰上資産	752							業務費用支出	8,668
繰上資産	10,311							業務費用支出	8,668
繰上資産	9,557								

財務4表の概略（貸借対照表）

- 貸借対照表は、会計年度末時点で、地方公共団体の資産保有状況、その資産の財源調達状況）対照表で示したものです。
- 貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産・負債・純資産といったストック項目の残高を明らかにするものです。
- 「資産」は、主に以下に整理されます。
 - ①資金流入をもたらすもの
 - ②行政サービス提供能力を有するもの
- 「負債」は、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。
- 「純資産」は、資産と負債の差額であるが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありません。

現金主義情報からは把握できない建物など実物資産の金額情報を把握

行政サービスを提供するための公共施設等の固定資産や将来、行政サービスに使用する現金等の資産

・建物などの償却資産は減価償却により、毎年金額が目減り
→ 資産の経年の程度を把握

・これら資産情報は自治体の行政サービス提供能力を示すとともに、将来の老朽化対策に向けた検討材料となる。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

科目		金額	科目	金額
【資産の部】			【負債の部】	
固定資産	142,797	固定負債	42,753	
有形固定資産	130,914	地方債	38,924	
事業用資産	57,278	長期未払金	1,694	
土地	20,467	退職手当引当金	2,643	
立木竹	255	損失補償等引当金	-	
建物	52,506	その他	-	
建物減価償却累計額	△24,985	流動負債	5,121	
工作物	10,943	1年内償還予定地方債	4,354	
工作物減価償却累計額	△7,016	未払金	222	
船舶	-	未払費用	-	
船舶減価償却累計額	-	前受金	-	
浮橋等	-	前受収益	-	
浮橋等減価償却累計額	-	賞与等引当金	243	
航空機	-	預り金	300	
航空機減価償却累計額	-	その他	-	
その他	-	負債合計	47,875	
その他減価償却累計額	-			
建設仮勘定	4,993	【純資産の部】		
インフラ資産	72,351	固定資産等形成分	153,080	
土地	1,953	剰余分(不足分)	△46,359	
建物	108			
建物減価償却累計額	△83			
工作物	162,558			
工作物減価償却累計額	△93,457			
その他	-			
その他減価償却累計額	-			
建設仮勘定	1,363			
物品	2,221			
物品減価償却累計額	△1,536			
無形固定資産	-			
ソフトウェア	-			
その他	-			
投資その他の資産	12,442			
投資及び出資金	7,965			
有価証券	11			
出資金	7,954			
その他	-			
投資損失引当金	△344			
長期証券債権	227			
長期貸付金	47			
基金	4,563			
減価基金	-			
その他	4,563			
その他	-			
徴収不能引当金	△15			
流動資産	11,842			
現金預金	1,468			
未収金	51			
短期貸付金	13			
基金	10,311			
財政調整基金	9,557			
減価基金	753			
補助資産	-			
その他	-			
徴収不能引当金	0			
資産合計	154,599	負債及び純資産合計	154,599	

地方債など、将来世代の負担によるもの
※臨財債の扱いは後述

過去又は現世代の負担によるもの
固定資産等形成分：
資産形成のために
充当した資源の蓄積
剰余分(不足分)：消費
可能な資源の蓄積

11

財務4表の概略（行政コスト計算書）

- 行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。
- 経常的な費用と収益の差額によって、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等でまかなうべき行政コスト（純経常行政コスト）が明らかにされます。

行政コスト計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

科目	金額
経常費用	28,600
業務費用	13,140
人件費	3,721
職員給与費	3,319
賞与等引当金繰入額	243
退職手当引当金繰入額	-
その他	160
物件費等	9,140
物件費	4,411
維持補修費	191
減価償却費	4,538
その他	-
その他の業務費用	279
支払利息	143
徴収不能引当金繰入額	6
その他	129
移転費用	15,460
補助金等	8,851
社会保障給付	4,670
他会計への繰出金	1,852
その他	87
経常収益	1,402
使用料及び手数料	310
その他	1,092
純経常行政コスト	27,198
臨時損失	2,382
災害復旧事業費	675
資産売却損	1,366
投資損失引当金繰入額	336
損失補償等引当金繰入額	-
その他	5
臨時利益	2
資産売却益	2
その他	-
純行政コスト	29,578

人件費、物件費、移転費用(補助金)などを発生額で計上

経常的に発生する費用から、使用料及び手数料といった受益者負担収益を差し引くことで純経常行政コストを算定

臨時に発生する損失、利益を加味して純行政コスト(税を主とする一般財源等で賄うべきコスト)を算定

<着目する主な項目>

○減価償却費

・行政を執行する立場からは、1年間に消費した固定資産(償却資産)の金額を表す項目であるが、住民の立場から見た場合には、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたことを表示するもの。

12

財務4表の概略（純資産変動計算書）

- 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。
- 純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用（純行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかになります。また、固定資産等の変動により、純資産の変動要因が分かります。

純資産変動計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	106,785	151,785	△45,000
純行政コスト(△)	△29,578		△29,578
財源	30,239		30,239
税収等	19,588		19,588
国県等補助金	10,651		10,651
本年度差額	661		661
固定資産等の変動(内部変動)		826	△826
有形固定資産等の増加		6,015	△6,015
有形固定資産等の減少		△5,345	5,345
貸付金・基金等の増加		1,322	△1,322
貸付金・基金等の減少		△1,166	1,166
資産評価差額		-	
無償所管換等	470	470	
その他	△1,192	△2	△1,190
本年度純資産変動額	△61	1,294	△1,355
本年度末純資産残高	106,724	153,080	△46,356

純行政コストの金額に対して、税収及び国の補助金等受入の金額がどの程度あるかを見ることにより、受益者負担以外の財源によりどの程度賅われているかを把握

<着目する主な項目>

○本年度差額

・発生主義ベースでの収支均衡が図られているかを表す項目。

13

財務4表の概略（資金収支計算書）

- 資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う資金の流れを性質の異なる3つの活動（業務、投資、財務）に分けて表示した財務書類です。
- 現金収支は決算統計などでも明かされますが、決算統計とは異なる切り口となる3つの行政活動（業務、投資、財務）ごとに増減要因を明らかにする点が特徴です。

資金収支計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	24,260
業務費用支出	8,668
人件費支出	3,770
物件費等支出	4,621
支払利息支出	143
その他の支出	133
移転費用支出	15,593
補助金等支出	8,983
社会保障給付支出	4,671
他会計への繰出支出	1,852
その他の支出	87
業務収入	30,068
税収等収入	19,635
国県等補助金収入	9,580
使用料及び手数料収入	317
その他の収入	536
臨時支出	1,287
災害復旧事業費支出	675
その他の支出	611
臨時収入	-
業務活動収支	4,521
【投資活動収支】	
投資活動支出	7,241
公益施設等整備費支出	6,015
基金積立金支出	662
投資及び貸付金支出	559
貸付金支出	9
その他の支出	9
投資活動収入	1,845
国県等補助金収入	1,071
基金取崩収入	699
貸付金元金回収収入	22
資産売却収入	50
その他の収入	3
投資活動収支	△5,396
【財務活動収支】	
財務活動支出	4,082
地方債償還支出	4,082
その他の支出	-
財務活動収入	4,876
地方債発行収入	4,876
その他の収入	-
財務活動収支	794
本年度資金収支	△81
前年度末資金残高	1,240
本年度末資金残高	1,159
前年度末繰計外現金残高	286
本年度繰計外現金増減額	14
本年度末繰計外現金残高	300
前年度末繰計外現金残高	1,468

経常的な活動に関する収支を集計
支出…人件費、旅費、需用費、補助金、扶助費等
収入…税収、補助金収入、使用料・手数料等

投資的な活動に関する収支を集計
支出…公共事業や施設整備等、基金積立、貸付金等
収入…補助金収入、基金取崩、貸付金回収等

財務的な活動に関する収支を集計
支出…地方債償還等
収入…地方債発行等

CFはすべて現金主義情報であるため、マクロで見た金額は基本的に決算統計などから把握可能

14

<自治体事例：熊本県宇城市> 公共施設等マネジメントへの施設別財務書類の活用

背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧5町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなっている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例の概要

- 財務書類のうち、経常的な行政活動に係る費用・収益を示す「行政コスト計算書」を、5つの図書館ごとに作成し、各図書館の行政コストを把握。

<施設別行政コスト計算書> (単位:千円)

施設名称	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
【行政コスト】					
人件費	14,475	13,139	13,421	15,209	8,592
退職手当コスト	1,080	585	1,080	1,170	540
委託料	495	1,525	1,713	1,445	585
雑用費	1,759	5,336	3,205	2,745	1,641
減価償却費	74	11,581	1,920	4,336	1,210
その他	3,780	7,910	4,458	5,151	2,521
行政コスト合計	21,663	40,078	25,797	30,069	15,069
【収入】					
その他		4			
収入合計		4			

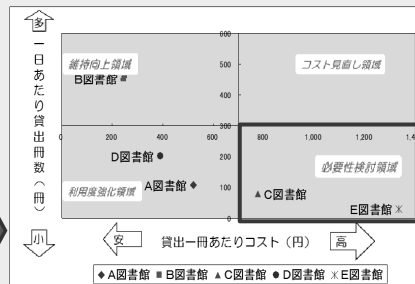
- 各図書館の行政コストをもとに、貸出一冊当たりのコストを算出。

- 一日当たりの貸出冊数と合わせてグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。

- 必要性検討領域(右図の右下太枠)にある2つの図書館について、耐震性や地理的要素等も考慮しながら、移転、解体等を検討。

<一冊当たりのコストを算出>

	A図書館	B図書館	C図書館	D図書館	E図書館
蔵書数	27,299	72,813	39,767	40,273	8,574
貸出冊数	39,433	165,827	29,362	74,004	10,883
行政コスト(千円)	21,663	40,076	25,797	30,056	15,069
1日あたり貸出冊数	108	454	80	203	30
1冊あたりコスト(円)	549	242	879	406	1,385



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はB図書館の分館として中心部にある支所に移転(貸出冊数が倍増(1,500冊→3,000冊/月))。E図書館であったスペースを利用し、複数あった郷土資料館を宇城市郷土資料館として統合。

<自治体事例：千葉県浦安市> セグメント分析による施設使用料の適正化

背景・目的

- 平成16年8月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について(指針)」を策定

事例概要

- 施設別行政コスト計算書(右表)の経常費用の金額等を活用して、使用料等算定表(下表)に基づきトータルコストを算出
- 当該トータルコストに対して施設類型毎の受益者負担率を設定し(100%、75%、50%、25%、0%の5段階)、これを基にあるべき使用料等を算定

使用料等算定表(例)		施設名 文化会館	
(算式) <大会議室>			
使用面積に対する1時間あたり使用料			
= 経常費用 × 使用床面積 / 建物延面積 ÷ 年間利用可能日数 ÷ 1日利用可能時間			
= 359,017千円 × 179 / 8,688 ÷ 271 ÷ 12			
= 2,275円			
1時間あたり現行使用料 (全日利用ベース) 11,760 ÷ 12 = 980円			
算定額	2,275円	受益者負担率	50%
負担率後額	1,137円	現行使用料	980円

施設別行政コスト計算書(文化会館)

	H17(改定前)
【経常費用】	
1. 経常業務費用	358,989
①人件費	0
②物件費	129,793
減価償却費	128,409
その他	1,384
③経費	223,738
④業務関連費用	5,458
2. 移転支出	28
経常費用合計	359,017
【経常利益】	
経常業務収益	25,425
①業務収益	25,425
②業務関連収益	0
経常収益合計	25,425
純経常費用(純行政コスト)	333,592

効果等

- 現行使用料(980円)とあるべき使用料(1,137円)を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。

固定資産台帳の整備・公表について

- 固定資産台帳とは、固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。
- 固定資産台帳の記載単位については、固定資産台帳が財務書類の精緻化や公共施設マネジメントの活用に資するものとなるよう、①取替や更新を行う単位、②現物との照合が可能な単位であることが求められます。
- 固定資産台帳の記載項目については、マニュアルにおいて様式を示しています。

【固定資産台帳の記載項目】

項目の目的		項目名
財務書類作成のための項目 (※)	(基本項目)	台帳番号
		資産名称
		所在地
		数量
	財務4表	有形固定資産／無形固定資産
		事業用資産／インフラ資産／所有外管理資産／物品
		土地／建物等の別
		取得年度
		法定耐用年数
		取得価額等
		減価償却費
		減価償却累計額
		期末簿価
		会計区分
	附属明細書	行政目的区分
		評価基準・評価方法
		売却可能区分
		売却可能価額
注記	リース区分	
	所管部署	
	施設等コード	
公共施設マネジメント等に 有用な項目		

(※) 「財務書類作成のための項目」に係る情報については対外的な公表が義務付けられる

19

固定資産台帳の実例（熊本県宇城市）

宇城市 固定資産台帳(令和3年度末時点)

縦(列):記載項目
横(行):記載単位

(一部抜粋)

台帳番号	資産名称	所在地	管理部署	取得年月日	開始時区分	帳簿原価	償却累計金額	帳簿価額	耐用年数	数量	単位	階数	構造種別	建物用途
31532	宇城市役所 本庁舎本館	...	公共施設マネジメント課管財係	19940319	取得価額	2,071,367,235	1,159,965,632	3,757,440	50	6254.03	m	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎
31533	宇城市役所 車庫	...	公共施設マネジメント課管財係	19940319	再調達価額	49,440,000	45,682,560	693,120	31	824	m	1	1鉄骨コンクリート (C)	庁舎
31534	宇城市役所 機械室 (棟)	...	公共施設マネジメント課管財係	19940319	再調達価額	9,120,000	8,426,880	656,640	31	152	m	2	2鉄骨コンクリート (C)	庁舎
31535	宇城市役所 自転車置き場	...	公共施設マネジメント課管財係	19940319	再調達価額	8,640,000	7,983,360	528,706,800	31	144	m	1	1鉄骨コンクリート (C)	庁舎
31537	宇城市役所 新館	...	公共施設マネジメント課管財係	20070401	取得価額	734,315,000	205,608,200	2,481,840	50	2849.46	m	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎
101118	宇城市役所本庁舎附属倉庫整備工事	...	公共施設マネジメント課管財係	20160323	取得価額	3,240,000	758,160	657,468	26	1	式	1	1鉄骨コンクリート (C)	倉庫・物置
101120	宇城市役所本庁舎1階執務室間仕切り工事	...	公共施設マネジメント課管財係	20150624	取得価額	1,099,440	441,972	149,781,796	15	1	式	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎
102154	宇城市役所本庁舎本館耐震補強工事	...	公共施設マネジメント課管財係	20190318	取得価額	159,342,334	9,560,538	8,570,136	50	1	式	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎
102256	宇城市役所本庁舎空調設備改修工事	...	公共施設マネジメント課管財係	20181210	取得価額	11,144,520	2,574,384	179,928	13	1	式	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎
103527	宇城市役所本庁舎ペーパー・コピー設置工事	...	公共施設マネジメント課管財係	20160330	取得価額	449,820	269,892	3,031,440	10	3	台	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎
103983	宇城市役所本庁舎放送設備改修工事	...	公共施設マネジメント課管財係	20190328	取得価額	3,794,040	762,600	1,577,506	15	1	式	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎
104798	宇城市役所新館2階ユニバーサル機器設置工事	...	公共施設マネジメント課管財係	20191202	取得価額	1,821,600	244,094	1,032,966	15	1	式	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎
104951	宇城市役所教育長室空調設備改修工事	...	公共施設マネジメント課管財係	20200108	取得価額	1,221,000	188,034	1,168,640	13	1	式	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎
105098	宇城市役所無線LAN環境整備工事	...	情報政策課情報政策係	20200127	取得価額	1,460,800	292,160	811,800	10	1	式	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎
106144	宇城市役所会議室無線LAN設置工事	...	情報政策課情報政策係	20201012	取得価額	902,000	90,200	34,121,504	10	1	式	3	3鉄骨鉄筋コンクリート (A)	庁舎
107469	宇城市役所議場 システム改修業務委託	...	議会事務局議事係	20220323	取得価額	34,121,504	0	3,757,440	10	1	式	3	3鉄筋コンクリート (B)	庁舎

市役所で、ソート

同一施設でも、耐用年数が異なる場合、区分している

20

＜自治体事例：愛媛県砥部町＞ 業務整理による台帳情報の陳腐化防止

事例概要

- 予算編成の段階から複式簿記の勘定科目に対応するように予算科目を設定することにより、仕訳作業を効率化するとともに、資産形成を伴う支出伝票の決裁時には資産登録伝票の添付を要件化し、固定資産台帳への登録漏れを防ぐ体制を構築。

取組内容

- 予算編成の段階から複式簿記の勘定科目と予算科目が対応するよう、勘定科目に合わせて予算細節・細々節を細分化。
(例)委託料について、資産形成に繋がるものと、費用計上するもの(資産外)に分類
→予算編成段階で資産計上するものの特定が可能に
- 資産形成に繋がる支出伝票には、決裁時に「取得資産登録伝票」を添付することを要件化し、台帳登録が漏れていた場合は支出処理自体を停止する仕組みとすることで、固定資産台帳への登録漏れを防ぐ体制を構築。
- 支出伝票決裁時には、会計課において「取得資産登録伝票」の添付状況を確認し、1ヶ月分をまとめて、管財担当課に回付し、台帳登録内容を確認する。その後、財政担当課で最終確認として、財務会計システム内の仕訳データと固定資産台帳の登録内容が一致していることを確認する。

平成27年度砥部町当初予算書

7 雑金	1,172	【02-01-05-01 総務課】	22,692
9 経費	110	1 庁舎維持管理事業	1,172
11 雑用費	14,998	① 雑用費	12,276
12 役務費	2,049	② 委託料	396
13 委託料	6,332	③ 賃借料	4,321
14 雑用材料及び雑買料	2,317	④ 支払手数料	6,926
15 工事請負費	758	⑤ 委託料(資産)	729
18 商品購入費	518	⑥ 委託料(費用)	2,994
19 前年度繰り越した交付金	60	⑦ 雑買料	602
27 公債費	100	⑧ 雑買料(資産)	6,292
		⑨ 委託料(雑用)	1,199
		⑩ 雑買料(雑用)	972
		⑪ 雑買料(雑用)	227
		⑫ 雑買料(雑用)	8,000
		⑬ 雑買料(雑用)	3,917
		⑭ 雑買料(雑用)	778
		⑮ 雑買料(雑用)	346
		⑯ 雑買料(雑用)	353
		⑰ 雑買料(雑用)	247
		⑱ 雑買料(雑用)	422
		⑲ 雑買料(雑用)	999
		⑳ 雑買料(雑用)	851
		㉑ 雑買料(雑用)	139
		㉒ 雑買料(雑用)	758
		㉓ 雑買料(雑用)	765
		㉔ 雑買料(雑用)	755
		㉕ 雑買料(雑用)	518
		㉖ 雑買料(雑用)	221
		㉗ 雑買料(雑用)	194
		㉘ 雑買料(雑用)	192,984
		㉙ 雑買料(雑用)	85
		㉚ 雑買料(雑用)	42,431
		㉛ 雑買料(雑用)	8,411
		㉜ 雑買料(雑用)	8,388
		㉝ 雑買料(雑用)	1,846
		㉞ 雑買料(雑用)	34,020
		㉟ 雑買料(雑用)	34,020
		㊱ 雑買料(雑用)	49
		㊲ 雑買料(雑用)	49
		㊳ 雑買料(雑用)	49

修繕料でも、資産計上されるものとそうでないもの(資産外)に細節を分けて予算計上。

委託料については、大きく資産と資産外というカテゴリーに分けたうえで、それぞれに該当する細目を設定することにより、資産計上するものを予算の段階で特定。

翌年度の工事に対応する工事設計費などについては、今年度は建設仮勘定に集計する必要があるため、建設仮勘定部分について、分けて予算計上している。

固定資産台帳への登録済の伝票

取得資産登録伝票	
平成27年度	資産番号 427051000001
10	一般会計
0101012010	総務課
01020101060100010001	物品

資産形成となる支出伝票には、必ず資産台帳登録済の伝票も添付し、計上漏れを防ぐようにしています。

効果等

- 出納閉鎖時(6月1日)において、仕訳の確認と固定資産台帳の更新が概ね完了している状況となるため、出納閉鎖後速やかに作業に入り、9月議会に間に合うように財務4表を完成させることが可能となった。
- 台帳登録済みの伝票がない場合に支出処理自体を停止する仕組みにより、固定資産台帳への登録漏れがなくなった。
- 支出伝票の処理と同時に固定資産台帳への登録作業を行うことにより、台帳登録作業が日々のルーティンワークに溶け込み、公会計の事務に対する職員の負担感を軽減させることに繋がった。

21

＜自治体事例：東京都稲城市＞ 将来の施設更新必要額の推計

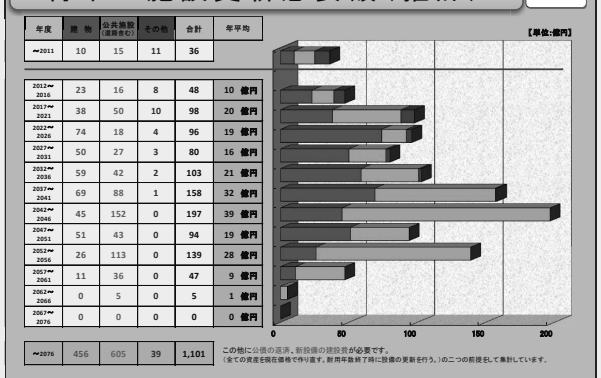
背景・目的

- 国・地方公共団体共通の課題として、インフラを含む公共施設等の老朽化対策がある。
- 当該課題を数値として把握するために、将来の施設更新必要額のシミュレーションをすることとした。

事例概要

- 財務書類を作成するために整備した固定資産台帳のデータを活用し、次の①・②を前提条件として、将来の施設更新必要額を推計した。
① 全ての施設を再調達価額で更新する。
② 耐用年数終了時に施設の更新を行う。
- 時期によって施設更新必要額にバラツキがあり、また、全体として施設更新に相当なコストが必要なことが判明した。
- 施設の更新時期の平準化や総量抑制等を図るため、適切な更新・統廃合・長寿命化を実施することが必要である。

将来の施設更新必要額(推計)



効果等

- 公共施設等の老朽化対策という課題を「見える化」することにより、庁内で問題意識を共有することができた。
- 当該推計結果等も活用しつつ、公共施設等総合管理計画の策定を進めていくこととしている。

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表。「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルを改訂（最終改訂 令和7年3月）。

2. 地方公会計の「見える化」・財政指標の活用の推進

統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報（団体全体、施設類型ごと）を比較可能な形で公表。

【公表資料】

- ①財務書類に関する情報（財務4表の数値）一覧〔全都道府県・市区町村〕
- ②公会計情報を活用した指標一覧〔全都道府県・市区町村〕
- ③団体ごとの資産・負債等の状況、各種指標の経年比較分析〔全都道府県・市区町村〕
- ④団体ごとの公会計指標分析・財政指標組合せ分析表・施設類型別ストック情報分析表〔全都道府県・市区町村〕

3. 人材育成支援

専門家の招へい・職員研修等を実施する際に活用可能な専門人材（地方公共団体職員等）のリストを総務省ホームページにて公表。市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、地方公会計の分野についても、団体の状況や要請に応じて専門知識を有するアドバイザーを派遣し、財務書類等の作成・活用支援を実施。

4. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置。
 専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置。（※措置率1/2（財政力補正あり））

23

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」 ～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（1）支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用（R6実績：165団体）
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX（消防防災DXなど）
- 地方公共団体のGX
- 地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）
- 地方税務行政のDX等（課税事務の効率化、徴収事務の効率化）
- 地方創生2.0の取組 ※R7.10から
- 首長・管理者向けトップセミナー

（2）支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣

24

統一的な基準による財務書類等の作成状況

- 令和7年3月末時点で、令和5年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については全団体の96.1%にあたる1,718団体が整備(更新)済み。
- 令和7年3月末時点で、令和5年度決算に係る財務書類については全団体の95.3%にあたる1,704団体が作成済み。

【令和5年度末時点の状況を反映した固定資産台帳の整備(更新)状況】(令和7年3月31日時点)

※固定資産台帳の更新を毎年度行うことが必要

(単位:団体)

整備(更新)状況	都道府県	市区町村			合計
		指定都市	指定都市除く市区町村		
整備(更新)済み	47 (100.0%)	1,671 (96.0%)	20 (100.0%)	1,651 (95.9%)	1,718 (96.1%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

【令和5年度決算に係る一般会計等財務書類(財務4表)の作成状況】(令和7年3月31日時点)

※令和5年度までに全都道府県、令和7年度までに全団体に決算年度の翌年度末までに財務書類の作成を完了することが必要 (単位:団体)

作成状況	都道府県	市区町村			合計
		指定都市	指定都市除く市区町村		
作成済み	47 (100.0%)	1,657 (95.2%)	20 (100.0%)	1,637 (95.1%)	1,704 (95.3%)
対象団体数	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

「令和5年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」より



決算年度の翌年度末までに作成・更新が完了しない団体においては、毎年度、確実に財務書類等の作成・更新を行うこと、及び、作成・更新の早期化を図る(少なくとも決算年度の翌年度末までには完成させる)ことが必要。

25

財務書類等の作成状況の推移

決算年度翌年度末までに作成した団体数(内訳)

・一般会計等財務4表:1,704団体(47都道府県、20指定都市、1,637市区町村)

出典:毎年度実施の「財務書類の作成状況等に関する調査」

		H27年度末時点	H28年度末時点	H29年度末時点	H30年度末時点	R元年度末時点	R2年度末時点	R3年度末時点	R4年度末時点	R5年度末時点	R6年度末時点
		(対象) H26年度決算	(対象) H27年度決算	(対象) H28年度決算	(対象) H29年度決算	(対象) H30年度決算	(対象) R1年度決算	(対象) R2年度決算	(対象) R3年度決算	(対象) R4年度決算	(対象) R5年度決算
財務4表 (一般会計等)	作成団体数 (割合)	45 (2.5%)	168 (9.4%)	1,465 (81.9%)	1,440 (80.5%)	1,438 (80.4%)	1,539 (86.1%)	1,638 (91.6%)	1,676 (93.7%)	1,692 (94.6%)	1,704 (95.3%)

+101 (+164、▲63) +99 (+149、▲50) +38 (+85、▲47) +16 (+60、▲44) +12 (+51、▲39)

- ・R4決算はR5年度末までに作成済みだが、今回R5決算が未作成の団体数 39団体
- ・R4決算はR5年度末までに未作成だが、今回R5決算が作成済の団体数 51団体
- ・2年連続で未作成の団体数 45団体
(うち3年で未作成の団体数 26団体)

26

【参考】地方公会計情報等の活用状況

◆ 財務書類や固定資産台帳の住民・議会等に対する情報開示等

(単位: 団体)

作成状況	都道府県		市区町村		合計
毎年度公表等している	43 (91.5%)	1,382 (79.4%)	19 (95.0%)	1,363 (79.2%)	1,425 (79.7%)
公表していない	4 (8.5%)	359 (20.6%)	1 (5.0%)	358 (20.8%)	363 (20.3%)
合計	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

◆ 公共施設マネジメントにおける地方公会計情報の活用状況

(単位: 団体)

区分	都道府県		市区町村		合計
活用している	29 (61.7%)	1,048 (60.2%)	14 (70.0%)	1,034 (60.1%)	1,077 (60.2%)
公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に、地方公会計情報を活用している	8 (17.0%)	394 (22.6%)	4 (20.0%)	390 (22.7%)	402 (22.5%)
個別施設計画の策定や改訂時に、地方公会計情報を活用している	5 (10.6%)	243 (14.0%)	1 (5.0%)	242 (14.1%)	248 (13.9%)
施設別・事業別等の行政コスト計算書等の財務書類を作成している(セグメント分析等)	8 (17.0%)	83 (4.8%)	2 (10.0%)	81 (4.7%)	91 (5.1%)
使用料・手数料の見直し・改定の検討にあたり、地方公会計情報を活用している	2 (4.3%)	116 (6.7%)	0 (0.0%)	116 (6.7%)	118 (6.6%)
未利用財産の活用・処分等の検討に固定資産台帳の情報を活用している	6 (12.8%)	233 (13.4%)	2 (10.0%)	231 (13.4%)	239 (13.4%)
①～⑤以外で公共施設マネジメントの検討材料として、地方公会計情報を活用している	11 (23.4%)	381 (21.9%)	7 (35.0%)	374 (21.7%)	392 (21.9%)
活用していない	18 (38.3%)	693 (39.8%)	6 (30.0%)	687 (39.9%)	711 (39.8%)
対象団体数	47	1,741	20	1,721	1,788

※ 複数回答あり

27

今後の地方公会計のあり方に関する研究会

現状と課題

- 令和5年度末時点で、**約95%の地方公共団体が決算年度の翌年度末までに財務書類等を整備済み**という状況にあり、統一的な基準による**地方公会計情報の「整備」は定着した**といえる。
- こうして整備した地方公会計情報は、既存の現金主義会計情報にはない「発生主義による正確な行政コスト」や「資産・負債(ストック)の総体」であり、**中長期的な財政運営や公共施設マネジメント等への「活用」が期待されるものの、こうした「活用」が定着したとはいえない。**



統一的な基準の運用開始から約10年間で見た基準自体の課題改善により、地方公会計情報の評価可能性を向上させるとともに、地方公会計情報の価値を認識した「活用」が当たり前になる環境を目指し、**令和4年8月から令和6年12月まで「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を開催**

研究会構成員

(座長)	関口 智	立教大学経済学部教授
	天川 竜治	熊本県宇城市副市長
	石川 恵子	日本大学経済学部教授
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	遠藤 尚秀	大阪公立大学大学院都市経営研究科教授
	川口 克仁	大阪府大東市会計管理者
	小室 将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー
	菅原 正明	公認会計士・税理士
	高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー・公認会計士
	高橋 優治	横浜市財政局財政部財政課財政調査担当課長
	中川 美雪	合同会社みらい会計研究所代表・中川美雪公認会計士事務所代表
	安武 昌樹	東京都会計管理局管理部新会計制度担当課長
(オブ)	小田切 慎一	財務省主計局法規課公会計室長

※ 令和6年12月時点 28

今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書のポイント

1 地方公会計情報の活用に向けた改善 ➤ 一定の整備期間を設け、令和8年度決算を対象とした財務書類までに整備

○ 財務書類の情報充実

- ・ 現状、資産計上していないものの、住民サービスを提供し、かつ整備費用を負債に計上している**所有外管理資産**を資産計上することで、その減価償却費も含めた実質的なフルコスト情報の網羅性を一層確保するとともに、貸借対照表上の資産と負債の計上状態のアンバランスを解消し、表示される情報の評価可能性を改善
- ・ 現状、貸借対照表上で総額のみ表示している地方債の内訳として「**臨時財政対策債**」を表示することで、制度的位置づけが異なり、財政状況を評価する上で影響の大きい面を明示することができ、表示される情報でのより容易な分析を実現

⇒ 財務書類における表示情報が充実することで、情報の評価可能性が改善し、**アカウンタビリティの観点で地方公会計特有情報の有用性が向上**

○ 固定資産台帳の整理・精緻化

- ・ 現状、法定耐用年数が異なるにもかかわらず建物一式といった記載が許容される「**記載単位**」について、その原則【①現物との照合が可能な単位、②取替や更新を行う単位】を一層徹底し、資産評価の適正化の観点で**財務書類の精緻化**につなげる
- ・ 現状、例示に過ぎない「**記載項目**」について、「**財務書類作成のために必要な項目**」を整理することで、**財務書類の補助簿としての機能を明確化**する
- ・ 個別施設等の単位で別途保持する施設等単位データ（利用者数、修繕費など）と固定資産台帳上の価格データ等を紐付け連動できる共通のコードとして「**施設等コード**」を用いたデータの持ち方を提示・推奨し、価額情報と定性データとの分析を可能とする、より効率的・効果的な公共施設マネジメントの実現を促進

⇒ 財務書類の精緻化という財務会計の観点に加え、**公共施設マネジメント等といった管理会計の観点も含めた地方公会計情報の有用性が向上**

2 地方公会計情報の整備及び活用における効率化

○ 地方公会計の整備・活用に向けた短期的な効率化策

- ・ 附属明細書の記入要領の提示や、一部財務書類の簡素化の許容など、効率化策を提示

⇒ 地方公共団体における整備等に係る負担を軽減し、活用機会の増加にもつなげる**財務書類等の早期作成を促進**

○ データ整備における中長期的に目指すべき姿

- ・ 「活用を意識した整備環境」を実現する観点でICTを最大限活用したシステムを構築することを目指すべき姿として整理

⇒ 活用を見据えたデータ整備を行う環境が普遍化することで、**地方公会計情報の活用意識の醸成を期待**

29

統一的な基準の改善（所有外管理資産の資産計上）①

- 所有外管理資産（自治体において管理権限を有するが所有権を有していない資産。3桁国道など。）については資産計上していない一方、その整備に係る負担（地方債）は負債計上しているため、貸借対照表上で資産と負債の計上状態にアンバランスが生じているところ。

⇒ **所有外管理資産を資産計上することで、所有外管理資産に係る減価償却費を含むフルコスト情報を把握でき、貸借対照表における資産と負債の計上状態のアンバランスを解消し、純資産合計の数値に係る評価可能性を向上**

【現状】

科目		科目	
金額	金額	金額	金額
【資産の部】		【負債の部】	
事業用資産	1,221,348	地方債	4,660,376
インフラ資産	2,448,662	退職手当引当金	341,696
基金	978,856	その他	78,516
その他	490,603		
		負債合計	5,080,588
		【純資産の部】	
		純資産合計	58,881
資産合計	5,139,469	負債及び純資産合計	5,139,469

地方債には所有外管理資産に係る費用が含まれる一方で、見合いの資産が計上されておらず、アンバランスな状態にあり、純資産合計が過小評価

【改善案】

科目		科目	
金額	金額	金額	金額
【資産の部】		【負債の部】	
事業用資産	1,221,348	地方債	4,660,376
インフラ資産	2,448,662	退職手当引当金	341,696
所有外管理資産	952,352	その他	78,516
基金	978,856		
その他	490,603		
		負債合計	5,080,588
		【純資産の部】	
		純資産合計	1,011,233
資産合計	6,091,821	負債及び純資産合計	6,091,821

地方債の見合いの資産として「**所有外管理資産**」が資産計上されることで、貸借対照表上のアンバランスが解消され、純資産合計の評価可能性が向上

さらに、所有外管理資産に係る減価償却費を含むフルコスト情報の把握にも寄与

30

統一的な基準の改善（所有外管理資産の資産計上）②

計上する団体・対象物

	都道府県	指定都市	市町村
指定区間外の国道	○	○	—
指定区間の一級河川・二級河川	○	○	—
その他の所有外管理資産※	△	△	△

△：重要性の乏しい資産については、計上しないことを許容

※ その他の所有外管理資産の具体例

- ・ 港湾：岸壁、緑地など
- ・ 空港：特定地方管理空港
- ・ 土地改良施設：排水機場、農業用ダム、樋門など
- ・ 治山施設：治山ダム、保安林(防災林)造成、地すべり防止施設など
- ・ 砂防施設：堰堤、床固、地すべり防止施設など
- ・ 海岸：護岸、防砂堤、離岸堤など

31

統一的な基準の改善（貸借対照表の情報充実）

○ 資産情報は表示科目が豊富である一方で、負債情報は細かく区分掲記されていない。特に地方債については、金額的にも制度的にも影響の大きい「臨時財政対策債」も含めた総額しか表示していないため、表示上の数値の評価に限界があるところ。

⇒ 「臨時財政対策債」を地方債の内数として表示することで、一層のアカウンタビリティを確保するとともに、純資産合計の数値に係る評価可能性を向上

【現状】

		(億円)	
科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
事業用資産	262,221	地方債	881,461
インフラ資産	715,008	退職手当引当金	76,947
基金	141,684	その他	16,332
その他	108,976		
		負債合計	974,740
		【純資産の部】	
		純資産合計	253,149
資産合計	1,227,889	負債及び純資産合計	1,227,889

【改善案】

		(億円)	
科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
事業用資産	262,221	地方債	881,461
インフラ資産	715,008	地方債（臨時債除く）	565,736
基金	141,684	臨時財政対策債	315,725
その他	108,976	退職手当引当金	76,947
		その他	16,332
		負債合計	974,740
		【純資産の部】	
		純資産合計	253,149
資産合計	1,227,889	負債及び純資産合計	1,227,889

※ ここでは、簡易的な表現をしているが、本来は固定負債・流動負債別に表示が充実することとなる

32

統一的な基準の改善（固定資産台帳の整理・精緻化）

- 記載項目について、自治体の整備状況を参考にしつつ、さらに「公共施設等の情報の一元的管理」といった観点も踏まえ、活用を軸をおいた以下の3つの観点で項目を整理した様式を提示；
 - ① 財務書類作成のために必要な項目
 - ② 公共施設マネジメント等の観点で有用な項目
 - ③ その他の項目
- 記載単位について、従前から求めている以下の2つの観点を引き続き周知徹底；
 - ① 取替や更新を行う単位
 - ② 現物との照合が可能な単位

② 現物との照合が可能な単位

① 取替や更新を行う単位

① 財務書類作成のための項目 <対外的な公表対象>

② 公共施設マネジメント等に有用な項目

台帳番号	資産名称	有形/無形	事業用/インフラ/所有外/物品	建物土地等の別	取得年度	法定耐用年数	取得価額等	減価償却額	減価償却累計額	期末簿価	数量	所在地	会計区分	行政目的区分	評価基準・評価方法	売却可能区分	売却可能価額	リース区分	所管部署	施設等コード	...
0001	A市役所 本庁舎本館	有形固定資産	事業用資産	建物	1995	50	2,071,367,235	4,1427,345	1,159,965,632	911,401,603	5000 m ²	本町1丁目1-1	一般	総務	取得原価	-	-	-	総務課	11111	...
0002	A市役所 車庫	有形固定資産	事業用資産	建物	1995	31	49,440,000	1,594,839	45,682,560	3,757,440	800 m ²	本町1丁目1-1	一般	総務	再調達原価	-	-	-	総務課	11112	...
2001	B図書館 本館	有形固定資産	事業用資産	建物	2008	47	806,231,047	17,153,852	266,056,245	540,174,802	6200 m ²	栄町3丁目2-5	一般	教育	取得原価	-	-	-	生涯学習課	23111	...
2002	B図書館本館空調設備設置工事	有形固定資産	事業用資産	建物	2017	31	17,859,026	576,098	6,875,725	10,983,301	8 台	栄町3丁目2-5	一般	教育	取得原価	-	-	-	生涯学習課	23111	...
3001	C老人福祉センター	有形固定資産	事業用資産	建物	1990	50	183,900,000	3,678,000	121,374,000	62,526,000	1500 m ²	新町2丁目1-3	一般	福祉	取得原価	-	-	-	福祉課	32211	...

財務4表（含：名称・所在地等の基礎項目）

附属明細書 注記

施設等コードにより、施設等単位データと紐付く環境を整備

施設等単位データ

施設等コード	施設名称	施設等一式簿価	維持管理費等修繕費	...	劣化度	使用耐用年数	耐震診断状況	耐震診断年	耐震化状況	耐震工事年	...	利用者数	稼働率	...
23160	X図書館	8,508,265	99,652	...	-	-	-	-	-	-	...	350人	85%	...
23161	X図書館本館	5,908,463	58,011	...	C	60	危険性低	2015	耐震化済	2012	...	-	-	...
23162	X図書館分館	2,599,802	41,641	...	B	70	危険性低	2015	耐震化済	2012	...	-	-	...

【参考】短期的な効率化策（附属明細書の簡素化・記入要領の作成）

- 財務4表以外に整備を求める附属明細書については、（決算統計ですら把握していない）詳細なクロス表があることや、何を記入したら良いかを示す記入要領がないところ
 - ⇒ 一部の表を簡素化するとともに、決算統計情報との関係を明確に示した記入要領を提示

【現状：地方債（借入先別）の明細】

種類	地方債残高	うち1年内償還予定		政府資金	地方公共団体金融機構	市中銀行	その他の金融機関	市場公募債	うち共同発行債		うち住民公募債	その他
		うち1年内償還予定	うち1年内償還予定						うち共同発行債	うち共同発行債		
【通常分】												
一般公共事業												
公営住宅建設												
災害復旧												
教育・福祉施設												
一般単独事業												
その他												
【特別分】												
臨時財政対策債												
減税補てん債												
退職手当債												
その他												
合計												

【改善案】

地方債残高	政府資金	地方公共団体金融機構	市中銀行	その他の金融機関	市場公募債	うち共同発行債		うち住民公募債	その他
						うち共同発行債	うち共同発行債		
	財政融資資金 旧郵政公社資金 国の予算貸付・政府関係機関貸付	地方公共団体金融機構資金	市中銀行	ゆうちょ銀行 その他の金融機関	市場公募債	共同発行債10年債	住民公募債	左記以外の合計	

このクロスについては、決算統計情報でも把握していないため省略可

決算統計調査表「地方債の状況その2」の差引現在高に満期一括償還基金分を合算した該当数値を記載

地方債残高	合計	うち1年内償還予定	【通常分】							【特別分】			
			一般公共事業	公営住宅建設	災害復旧	教育・福祉施設	一般単独事業	その他	臨時財政対策債	減税補てん債	退職手当債	その他	
	上記案のような形で決算統計上のメニューとの対応関係を整理												

地方債残高: 決算統計調査表「地方債の状況その1」の差引現在高に満期一括償還基金分を合算した該当数値を記載
 1年内償還予定: 決算統計調査表「地方債の状況その3」の翌年度元金合計に満期一括償還基金分を合算した該当数値を記載

【参考】中長期的に目指すべき姿（イメージ）

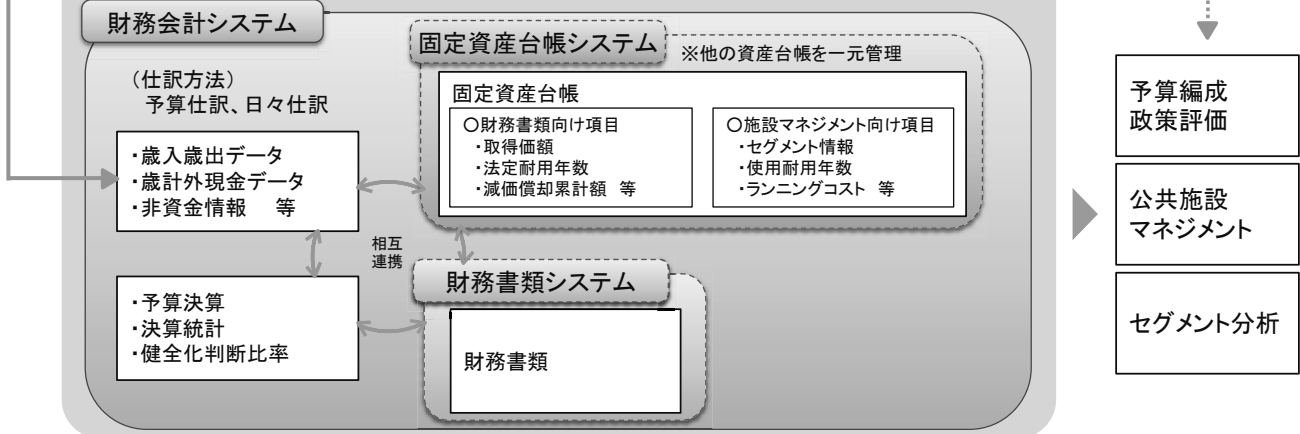
- 予算科目や資産に係るデータが可能な限り細分化されたデータ、具体的には「活用を意識した粒度のデータ」になっていることがデータ整備の理想的な姿であると考えられる。
- こうしたデータの細分化はすればするほど負担感が増すと考えられるが、理想的なシステム化が達成できれば、（最初の細分化というイニシャルコスト以外の）負担は軽減できると考えられる。
- よって、データ整備の理想像を意識した上で、ICTを最大限活用したシステムを構築していくことが中長期的に目指すべき姿として整理。

データ整備における中長期的に目指すべき姿（イメージ）

<データの持ち方の理想>

予算執行データ														
款	項	目	節	細節	細々節	金額	借方	貸方	資産分類①	資産分類②	資産分類③	施設コード	追加情報①	...
○○費	○○費	○○費	工事請負費	工事請負費(資産形成)	資産形成(建物)	○○円	BS建物(事業用資産)	CF公共施設等整備費支出	教育施設	小学校	A小学校	00001	A小学校_耐震工事	...
□□費	□□費	□□費	工事請負費	工事請負費(資産形成)	資産形成(橋梁)	□□円	BS工作物(インフラ資産)	CF公共施設等整備費支出	道路施設	橋梁	〇〇橋	00002	市通〇〇号_〇〇橋_架替工事	...
△△費	△△費	△△費	商用品	修繕料	修繕料(工作物)	△△円	PL維持補修費	CF物件費等支出	教育施設	小学校	A小学校	00001	A小学校_空調設備修繕	...

活用を見据えたデータをあらかじめ整備することで、負担なく活用可能。



35

2 地方公会計情報の公表のあり方

36

地方公会計情報の公表状況

	財務書類 (一般会計等、全体、連結)		③ 公会計情報を 活用した指標※2	④ 固定資産台帳	⑤ 公会計指標分析・ 財政指標組合せ分析表・ 施設類型別ストック情報分析表※3
	① 4表	② 附属明細書・ 注記			
総務省 における 公表状況	<ul style="list-style-type: none"> 一覧として公表(翌々年度9月末) 各団体掲載ページへのリンクも掲載(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 各団体では4表の補足資料として併せて公表 各団体掲載ページへのリンクを掲載(随時)※1 	全団体の一覧、各団体の経年比較・分析を公表(翌々年度の9月末)	各団体掲載ページへのリンクを掲載(随時)※1	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・政令市分を公表 市区町村分は都道府県HPの掲載ページへのリンクを掲載(随時)

※1 ②附属明細書・注記及び④固定資産台帳については未公表の団体あり。(参考: 固定資産台帳を公表している団体 886団体/1788団体 49.6% R7.3.31時点)

※2 1.資産の状況…①住民一人当たり資産額、②歳入額対資産比率、③有形固定資産減価償却率
 2.資産と負債の状況…④純資産比率、⑤将来世代負担比率
 3.行政コストの状況…⑥住民一人当たり行政コスト
 4.負債の状況…⑦住民一人当たり負債額、⑧基礎的財政収支
 5.受益者負担の状況…⑨受益者負担比率

※3 有形固定資産減価償却率、債務償還比率
 将来負担比率及び有形固定資産減価償却率の組合せによる分析
 将来負担比率及び実質公債費比率の組合せによる分析
 施設類型別の有形固定資産減価償却率
 施設類型別の一人当たり面積等

地方公会計情報の公表状況



地方公会計の整備

統一的な基準による地方公会計に関する資料

- 統一的な基準による地方公会計マニュアル
- 統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和7年3月改訂)¹⁾
- 過去のマニュアルはこちら

統一的な基準に関する通知等

- 統一的な基準による地方公会計の整備促進について(総務大臣通知)(平成27年1月23日)
- 今後の地方公会計の整備促進について(総務大臣通知)(平成28年5月23日)
- 今後の地方公会計の整備促進について(自治体政務局長通知)(平成28年4月30日)²⁾

財務書類等の作成状況

- 財務書類
 - 財務書類(リンク集)
- 固定資産台帳
 - 固定資産台帳(リンク集)

財務書類等の作成状況

- 統一的な基準による財務書類の作成状況等に関する調査(令和7年3月31日時点)³⁾
- 過去の作成状況はこちら

地方公会計の「見える化」

- 財務書類
 - 令和4年度 統一的な基準による財務書類に関する情報
 - 過去の財務書類に関する情報はこちら
- ストック情報
 - 各地方公共団体の施設類型別ストック情報(施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たり面積等)などについては、こちらで公表しています。(各年度の「財政状況資料集」のエクセルファイルの中に「施設類型別ストック情報分析表」のシートがありますので、そちらをご覧ください。)

地方公会計に関する取組事例集

- 各地方公共団体における地方公会計を活用した事例などをこちらで紹介しています

財務書類、固定資産台帳
…各自治体の公表ページのリンクを掲載

統一的な基準による財務書類に関する情報
…財務書類に関する情報の一覧表
公会計情報を活用した指標
各自治体の経年比較・分析
を掲載

ストック情報
…各自治体の公会計指標分析・
財政指標組合せ分析表・
施設類型別ストック情報分析表
を「財政状況資料集」において掲載
※令和4年度分まで掲載(9月26日時点)

⇒詳細は次ページ以降参照

地方公会計情報の整備や
公共施設マネジメントへの活用等
に係る優良事例を掲載

統一的な基準による財務書類

○ 統一的な基準による財務書類等が、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類を一覧化し、比較可能な形で公表。

【統一的な基準による財務書類に関する情報（一覧表）】

貸借対照表(BS)
行政コスト計算書(PL)
純資産変動計算書(NW)
資金収支計算書(CF)を一覧化して公表

(抜粋)

令和4年度 財務書類に関する情報 (都道府県別)	北海道			青森県			岩手県			宮城県		
	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結	一般会計等	全体	連結
固定資産	7,346,322	7,443,789	7,573,870	1,251,289	1,818,869	1,853,653	2,380,972	2,709,162	2,787,071	2,432,555	2,712,038	2,712,038
有形固定資産	6,965,709	7,115,279	7,319,971	1,206,237	1,737,705	1,806,997	2,359,025	2,753,869	2,459,014	1,802,125	2,122,735	2,122,735
資産負債比率	1,261,679	1,276,598	1,422,103	332,623	344,766	368,578	562,686	706,842	743,784	478,394	478,465	478,465
人口	413,257	413,416	466,517	119,360	121,433	121,433	129,684	215,883	233,210	243,748	192,788	192,788
人口1人当たり	239,704	239,836	239,836	3,564	3,564	3,564	151,922	151,922	151,922	6,200	6,200	6,200
建物	1,490,420	1,526,315	1,642,607	420,844	462,656	486,961	482,451	655,886	709,217	629,737	629,737	629,737
建物取得原価累計額	△193,772	△193,772	△193,772	△238,177	△238,177	△238,177	△271,298	△271,298	△271,298	△288,271	△288,271	△288,271
建物減価償却累計額	145,131	147,555	170,263	20,211	21,141	26,281	66,287	66,287	66,287	40,969	40,969	40,969
建物取得原価累計額	△109,201	△110,954	△126,855	△13,955	△14,728	△21,122	△49,674	△49,674	△49,674	△26,510	△26,510	△26,510
建物取得原価累計額	11,327	11,327	15,607	3,968	3,968	6,031	5,816	5,816	5,817	5,149	5,149	5,149
建物取得原価累計額	△2,946	△2,946	△10,286	△2,270	△2,270	△2,270	△4,443	△4,443	△4,444	△1,736	△1,736	△1,736
建物取得原価累計額	0	0	0	11	11	11	72	72	72	55	55	55
建物取得原価累計額	0	0	0	11	11	11	72	72	72	55	55	55
建物取得原価累計額	2,980	2,980	2,980	1,702	1,702	1,702	1,825	1,825	1,825	-	-	-
建物取得原価累計額	△2,047	△2,047	△2,047	△1,702	△1,702	△1,702	△1,702	△1,702	△1,702	-	-	-
建物取得原価累計額	0	0	33,531	-	-	-	25	25	1,534	-	-	-
建物取得原価累計額	0	0	75,945	-	-	-	15	15	1,385	-	-	-
建物取得原価累計額	31,196	31,314	32,460	9,234	9,234	9,234	14,480	14,480	14,480	4,511	9,243	9,243
建物取得原価累計額	5,686,706	5,811,353	5,865,576	1,261,776	1,200,089	1,206,284	1,469,094	1,570,895	1,585,430	1,311,457	1,587,150	1,587,150
建物	638,436	644,607	652,641	102,273	106,224	107,135	171,053	179,836	194,371	321,750	351,747	351,747
建物取得原価累計額	22,631	38,150	46,401	33,842	42,145	42,459	7,649	44,286	44,286	64,224	68,451	68,451
建物取得原価累計額	△13,221	△17,654	△21,942	△15,987	△17,627	△17,888	△22,883	△22,883	△22,883	△37,478	△49,402	△49,402
建物取得原価累計額	11,294,452	11,370,497	11,451,720	2,241,161	2,279,419	2,310,809	2,025,850	2,109,428	2,109,428	1,681,995	2,043,199	2,043,199
建物取得原価累計額	△5,379,213	△5,417,212	△5,455,291	△1,310,017	△1,326,024	△1,346,031	△1,024,653	△1,024,653	△1,024,653	△816,510	△892,363	△892,363
建物取得原価累計額	0	0	81,154	15,273	15,273	15,273	3,526	3,526	3,526	-	-	-
建物取得原価累計額	0	0	118,589	25,929	26,422	26,422	2,537	2,537	2,537	-	-	-
建物取得原価累計額	123,626	126,881	130,477	99,535	100,463	100,463	256,677	256,677	256,677	314,001	126,576	144,550
建物取得原価累計額	72,739	99,120	121,376	25,688	58,668	68,645	42,971	186,621	196,621	33,260	128,764	128,764
建物取得原価累計額	53,411	53,411	53,411	53,411	53,411	53,411	53,411	53,411	53,411	53,411	53,411	53,411
建物取得原価累計額	9,884	5,067	17,387	916	1,108	1,227	550	3,497	3,621	5,502	5,502	5,502
建物取得原価累計額	4,232	4,232	4,573	492	652	696	696	264	2,385	2,457	5,264	5,264
建物取得原価累計額	752	835	12,814	124	454	530	286	1,112	1,164	1,284	238	512,277
建物取得原価累計額	375,630	323,483	236,511	244,137	244,057	245,830	342,357	351,796	384,435	624,938	532,762	532,762
建物取得原価累計額	129,845	126,836	4,395	66,823	61,050	29,987	69,948	72,747	75,265	163,453	70,329	70,329
建物取得原価累計額	28,105	28,105	4,721	1,812	1,812	1,812	1,812	2,678	5,471	49,516	9,248	10,248
建物取得原価累計額	101,740	98,449	8,851	59,238	53,463	22,225	67,143	67,147	25,640	60,061	60,081	60,081
建物取得原価累計額	0	0	534	5,775	5,775	5,775	5,788	129	129	94,144	94,144	94,144
建物取得原価累計額	△216	△216	14,538	1,161	1,161	1,161	△14,947	△14,947	△14,947	△14,947	△14,947	△14,947
建物取得原価累計額	14,519	14,519	17,800	17,800	17,800	17,800	26,423	27,048	27,048	3,441	3,442	3,442
建物取得原価累計額	126,006	62,998	49,131	18,639	18,639	18,639	54,914	54,110	20,746	119,739	119,739	119,739
建物取得原価累計額	109,610	120,929	169,911	141,798	159,157	141,798	206,294	210,244	258,422	192,861	359,739	359,739
建物取得原価累計額	59,139	59,139	59,139	30,137	30,137	30,137	37,772	37,772	37,772	176,035	176,035	176,035
建物取得原価累計額	49,471	61,961	101,722	110,062	120,062	120,062	151,186	168,432	172,953	220,650	176,826	183,338
建物取得原価累計額	109	1,061	10,604	896	6,343	896	6,343	5,501	5,501	5,576	5,577	5,577
建物取得原価累計額	△2,244	△2,244	△2,386	△2,379	△2,379	△2,379	△193	△193	△2,565	△1,632	△1,632	△1,632
建物取得原価累計額	296,302	333,233	427,870	56,529	85,552	101,715	89,693	144,000	120,445	88,336	134,265	134,265
建物取得原価累計額	36,562	69,964	99,518	28,719	49,018	64,183	56,572	75,591	92,849	40,170	76,288	76,288
建物取得原価累計額	3,630	7,102	18,415	588	6,236	9,249	1,441	2,441	25,441	1,230	2,914	2,914
建物取得原価累計額	1,133	1,133	1,283	11,117	11,077	6,037	412	412	412	5,866	5,666	5,666
建物取得原価累計額	255,846	255,846	256,179	15,987	15,987	15,987	30,702	30,702	31,464	40,519	40,519	40,519
建物取得原価累計額	42,848	42,848	43,182	15,987	15,987	15,987	29,702	29,702	30,464	20,770	20,770	20,770
建物取得原価累計額	212,292	212,292	212,292	212,292	212,292	212,292	212,292	212,292	212,292	19,749	19,749	19,749
建物取得原価累計額	0	51	146,570	-	383	3,117	-	592	2,498	44	8,544	8,544
建物取得原価累計額	△800	△800	△800	△800	△800	△800	△800	△800	△800	712	712	712
建物取得原価累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建物取得原価累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

39

地方公会計の「見える化」・財政指標の活用推進①

○ 統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。

【財務書類の「見える化」】

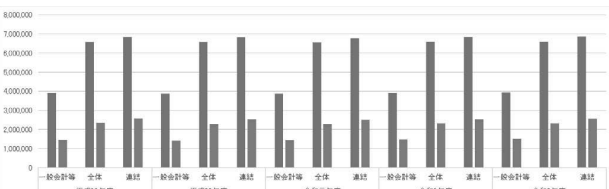
(抜粋)

財務書類の概要

令和3年度 財務書類に関する情報①

団体名	兵庫県神戸市	人口	1,917,827人(国1位)	職員数(一般職員等)	16,969人
団体コード	281000	総務	397,626名	実働率(平均)	-%
		標準財政規模	461,249.025千円	退職給付率(平均)	-%
		情報開示状況	政令策定率	実働率(平均)	4.4%
			情報開示率	情報開示率	92.4%

1. 資産・負債の状況	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計等	資産 3,939,221	3,870,631	3,855,671	3,807,008	3,829,378
負債	1,448,450	1,419,907	1,442,522	1,491,744	1,527,018
純資産	2,490,771	2,450,724	2,413,149	2,315,264	2,302,360
全体	資産 6,573,927	6,572,172	6,552,439	6,588,173	6,604,540
負債	2,324,844	2,279,603	2,278,992	2,305,315	2,319,908
純資産	4,249,083	4,292,569	4,273,447	4,282,858	4,284,632
連結	資産 6,631,863	6,617,787	6,591,336	6,538,201	6,572,644
負債	2,584,304	2,609,377	2,499,860	2,539,272	2,557,233
純資産	4,047,559	4,008,410	4,091,476	4,008,929	4,015,411



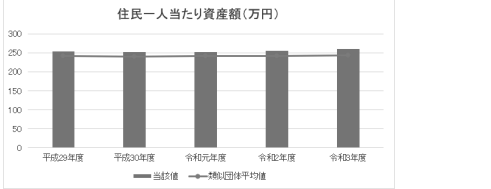
分析:
 ・一般会計等における資産の部については、市有地の売却や減価償却の進捗などにより有形固定資産が93億円減少した一方で、市債の満期一括償還に向けた減価基金(公債基金)の積立額の増加などにより投資その他の資産が593億円増加した結果、資産合計では24億円の増加となった。
 ・負債の部については、職員の新規採用の進捗により、退職手当引当金が減少した一方で、臨時財政対策債の発行などにより地方債残高が増加したことにより、負債合計は403億円の増加となった。
 ・全体会計においては、棚卸資産の増加等により資産合計が164億円増加し、地方債残高の増加等により負債合計が146億円増加した。

公会計情報を活用した指標

令和3年度 財務書類に関する情報② (一般会計等に係る指標)

1. 資産の状況
 ① 住民一人当たり資産額(万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産合計	390,622,059	387,063,059	386,567,112	390,700,762	393,937,625
人口	1,542,935	1,538,025	1,533,588	1,526,835	1,517,827
当該値	253.2	251.7	252.1	255.9	259.6
類似団体平均値	241.9	240.5	240.7	241.4	243.8



分析:

1. 資産の状況
 ・各指標とも類似団体平均値と同程度であるが、住民一人当たり資産額は市有地の売却や減価償却の進捗などにより有形固定資産が減少した一方で、市債の満期一括償還に向けた減価基金(公債基金)の積立額の増加などにより、資産合計が増加した。さらに、人口の減少による影響を受け、3.7万円の増加となった。
 ・有形固定資産減価償却率は0.5%増の69.3%となっており増加傾向にあり、施設別に見ると有形固定資産に占める割合の多い学校施設や市営住宅が高い傾向となっている。
 ・老朽化が進んでいる施設については、公共施設等総合管理計画の下、適正な管理と長寿命化によるコストの縮減とともに、利用需要や市民ニーズの変化への対応、公共施設等が果たす機能と役割、施策効果等を勘案し、規模や用途の変更、施設の存廃、施設

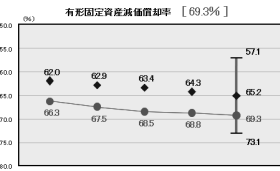
地方公会計の「見える化」・財政指標の活用の推進②

○ 統一的な基準による固定資産台帳や財務書類から得られた指標を用いた分析等を行い、公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活用されるよう、各地方公共団体の作成した財務書類の情報やストック情報(団体全体、施設類型ごと)を比較可能な形で公表。

【ストック情報の「見える化」(財政状況資料集の充実)】

有形固定資産減価償却率(全体)

有形固定資産減価償却率

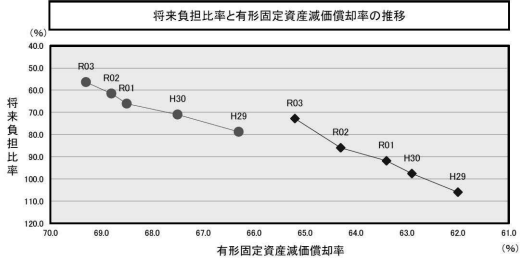


類似団体内順位 15/20 全国平均 68.7 兵庫県平均 67.6 (抜粋)

有形固定資産減価償却率の分析

本市の有形固定資産償却率は、前年度比+0.5ポイントとなり、類似団体と比べて高い水準となっている。これは既存ストックの有効活用や重点的・効率的な投資などによる公債負担の適正化に努めてきたことが影響していると考えられる。【R03減価償却率数値:69.3%】
神戸市では、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、施設の長寿命化を推進する一方で、施設の統廃合や複合化・集約化、再配置などを計画的に進めながら、施設保有量の低減(平成23年度を基準に30年間で10%の削減)を図ることで適正な施設管理を推進していく。

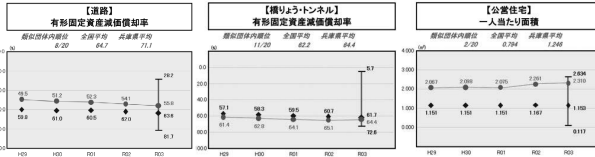
将来負担比率及び有形固定資産減価償却率の組合せによる分析



行財政改革の中で、実質的な市債残高の削減に取り組み、公債負担の適正化に努めてきたことにより、将来負担比率は減少傾向にあり、類似団体と比べて低い水準にある一方、有形固定資産減価償却率は、既存ストックの有効活用や重点的・効率的な投資などによる公債負担の適正化に努めてきたこともあり、類似団体より高い傾向にある。
今後は、施設の長寿命化を推進する一方で、施設の統廃合や複合化・集約化、再配置などを計画的に進めることで、適正な施設管理ができるよう取り組んでいく。

	H29	H30	R01	R02	R03
当該団体値					
将来負担比率	78.8	71.0	66.1	61.6	56.4
有形固定資産減価償却率	66.3	67.5	68.5	68.8	69.3
類似団体内平均値					
将来負担比率	106.0	97.6	91.9	86.0	72.8
有形固定資産減価償却率	62.0	62.9	63.4	64.3	65.2

施設類型ごとの有形固定資産減価償却率、一人当たりの面積等



施設類型の分析
類似団体と比較して、特に認定こども園・幼稚園・保育所や公営住宅などで減価償却率が高くなっている。
認定こども園・幼稚園・保育所については、特に幼稚園の有形固定資産減価償却率が高くなっている。神戸市では平成27年度に「子ども子育て支援新制度実施後の神戸市立幼稚園のあり方」を策定し、市街地における幼稚園の規模を適正化する観点から、令和2年度までに計画的な削減を進め、施設数等の削減を図ってきた。平成30年度には幼稚園を含めた学校施設にかかる個別施設計画を策定しており、同計画に基づいて着実に削減に取り組んでいる。
また、市営住宅については、令和2年度に作成した第3次市営住宅マネジメント計画に基づき、引き続き適正な住宅ストックとなるよう、再編と回収に取り組んでいる。
一方、道路については、舗装のひび割れ率やわだちを定量的に評価し、計画的かつ緊急性の高いものから順次道路補修整備、また道路改良工事に合わせて計画的に舗装補修を行っており、有形固定資産減価償却率は上昇傾向にあるものの全国平均を下回っている。今後も、引き続き計画的に道路補修を実施する。

- 施設類型:**
道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎

地方公会計指標 ～有形固定資産減価償却率～

有形固定資産減価償却率

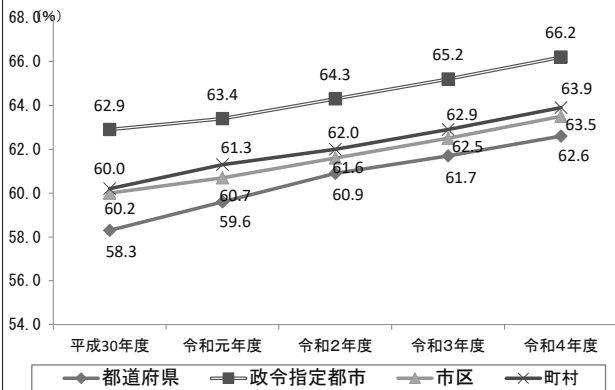
- 健全化判断比率には現れないストック情報を加味した財政分析に資するもの
- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標
- 将来負担比率と組み合わせることで、老朽化対策の進捗状況の分析を深めることが期待

算定式

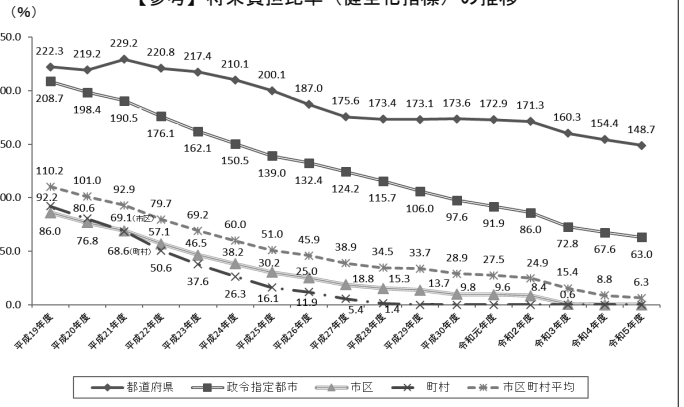
減価償却累計額

有形固定資産合計ー土地等の非償却資産＋減価償却累計額

有形固定資産減価償却率の推移



【参考】将来負担比率(健全化指標)の推移



※各団体の有形固定資産減価償却率(資産全体)を加重平均したもの。各年度回答があった団体の平均値であり、母数は各年度で異なる。

将来負担比率 = $\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$

財政指標の設定（有形固定資産減価償却率）

【事例】有形固定資産減価償却率の公共施設等マネジメントへの活用（東京都町田市）

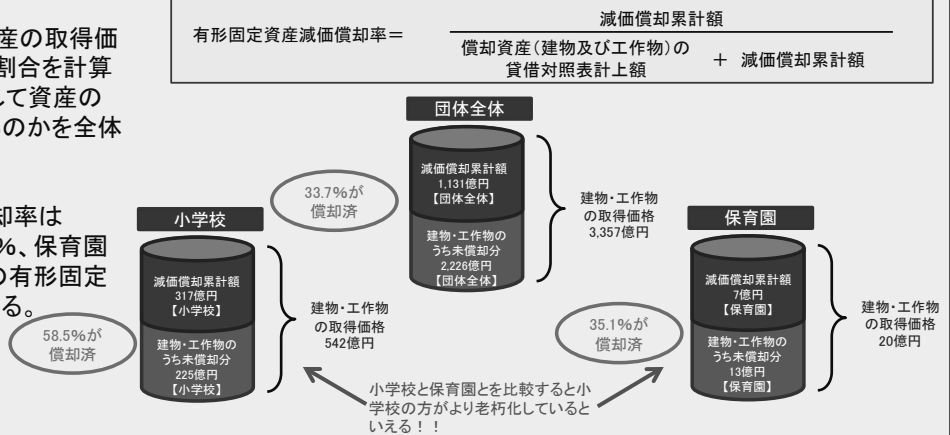
背景・目的

- 市全体の有形固定資産減価償却率だけでなく、施設類型別の有形固定資産減価償却率を把握することで、公共施設等のマネジメントに活用する。

事例概要

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。
- 全体の有形固定資産減価償却率は33.7%であるが、小学校は58.5%、保育園は35.1%となっており、小学校の有形固定資産減価償却率が高くなっている。

小学校と保育園のどちらの老朽化対策の優先度が高いか…



効果等

- 当該有形固定資産減価償却率や実際の損耗状況等も踏まえつつ、公共施設等総合管理計画を進めていくこととしている。
- 公共施設等の老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成につなげることも期待される。

43

指標による分析

- 財政状況を多角的に分析するため、公会計指標を整理し、経年比較や類似団体比較を推進してきたところ。

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	<ul style="list-style-type: none"> 住民一人当たり資産額 有形固定資産の行政目的別割合 歳入額対資産比率 有形固定資産減価償却率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	<ul style="list-style-type: none"> 純資産比率 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）
持続可能性（健全性）	財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）	<ul style="list-style-type: none"> 住民一人当たり負債額 基礎的財政収支
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	<ul style="list-style-type: none"> 住民一人当たり行政コスト 性質別・行政目的別行政コスト
自律性	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか（受益者負担の水準はどうなっているか）	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担の割合

※分析に当たっては以下のような留意点も示しているところ。

指標の分析にあたっては、地方債のうち後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額等があるため、注記や附属明細書に記載することとしているこれらの金額を踏まえて行うことも重要です。
 なお、これらの指標については、全体の大まかな傾向を把握するためには有用ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する場合があることなどから、複数年度の傾向を踏まえた分析を行うことなどに留意が必要です。

(参照)「統一的な基準による地方公会計マニュアル」財務書類等活用の手引きp.326

44

(参考) 財務書類の数値を用いた主な指標①

1. 資産の状況

① 住民一人当たり資産額

- 資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民等にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が可能

算定式

$$\text{資産合計} \div \text{住民基本台帳人口}$$

○ 有形固定資産の行政目的別割合

- 有形固定資産の行政目的別(生活インフラ・国土保全、福祉、教育等)の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重を把握することが可能

② 歳入額対資産比率

- 当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまで形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表すもの

算定式

$$\text{資産合計} \div \text{歳入総額}$$

③ 有形固定資産減価償却率

- 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

2. 負債の状況

⑦ 住民一人当たり負債額

- 負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとって理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較が可能

算定式

$$\text{負債合計} \div \text{住民基本台帳人口}$$

⑧ 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

- 資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。)の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標
- 当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営ができていと捉えられるが、業務活動と投資活動のいずれが黒字要因であるかの内訳には留意が必要

算定式

$$\begin{aligned} \text{基礎的財政収支} &= \text{業務活動収支(支払利息支出を除く)} \\ &+ \text{投資活動収支} \\ &\quad (\text{基金積立金支出及び基金取崩収入を除く}) \end{aligned}$$

○ 債務償還可能年数(参考)

- 当該年度のストック情報である実質債務(将来負担額-充当可能基金残高)が当該年度のフローの業務活動収支の黒字分等を償還財源とする場合にその何年分あるかを示す指標
- 償還財源として、資金収支計算書の業務活動収支を用いることについては、業務支出に、所有していない資産(国道、一級河川等)の整備費用等の投資活動的な支出が含まれていること等から、引き続き検討が必要

45

(参考) 財務書類の数値を用いた主な指標②

3. 資産と負債の比率

④ 純資産比率

- 純資産の変動は、将来世代と過去及び現世代との間で負担の割合が変動したことを表すもの

算定式

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$

⑤ 将来世代負担比率

- 有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算定することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することが可能

算定式

$$\text{社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)} = \frac{\text{地方債残高}^{(*)}}{\text{有形・無形固定資産合計}}$$

※地方債残高-臨時財政対策債等の特例地方債の残高

5. 受益者負担の状況

⑨ 受益者負担比率

- 行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出することが可能
- なお、受益者負担に類似するものであっても、分担金や負担金として徴収しているものについては経常収益に含まれないことに留意が必要

算定式

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$

4. 行政コストの状況

⑥ 住民一人当たり行政コスト

- 行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を見ることが可能

算定式

$$\text{純行政コスト} \div \text{住民基本台帳人口}$$

○ 性質別・行政目的別行政コスト

46

地方公会計情報の活用に向けた課題

まずは、地方公共団体において、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書に基づき、財務書類の情報充実等(本資料P29)にご対応いただくことが重要。

その上で以下の課題に対応。

【地方公共団体における活用に向けて】

- ・各地方自治体においては、先進的な団体では地方公会計情報を活用する具体的な取組が進められてきたものの、活用できていない団体も多い。
- ・活用できていない団体の中には、財務書類の作成を外部委託(一部又は全部)しており、先進的な団体の事例を参考とできない団体も多いと思われる。

←財務書類の作成を外部委託している団体における活用事例を収集し、活用事例の細分化を図る

【研究への活用に向けて】

- ・地方公会計情報を用いた研究は少数

←多くの研究がなされるよう、研究者にとって、より使いやすく、わかりやすい公表のあり方を検討

※地方公会計の情報を研究へ活用するには、

- ・どのような形式でHPIに掲載されていると使いやすいか
- ・どのように情報が整理されていると使いやすいか

など、お気づきの点がございましたらコメントいただけますと幸いです。

47

R 8年度の地方財政対策

～いわゆる教育無償化を中心に～



総務省

令和8年1月23日
自治財政局調整課

目次

- 1 令和8年度 地方財政対策のポイント・・・P 3
- 2 いわゆる教育無償化に関する対応・経過・・・P 7
- 3 各府省等関係主要施策・・・・・・・・・・・・P 38

1 令和8年度 地方財政対策のポイント

3

令和8年度地方財政対策のポイント①

1. 通常収支分

総務省自治財政局

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額(交付団体ベース)を**67.5兆円(対前年度比+3.7兆円)**確保
- ・ 地方交付税総額を**20.2兆円(対前年度比+1.2兆円)**確保

・ 一般財源総額(交付団体ベース)	67.5兆円	対前年度比 +3.7兆円 ※
・ 地方税・地方譲与税	51.0兆円	同 +2.6兆円
・ 地方特例交付金等	0.8兆円	同 +0.6兆円
・ 地方交付税	20.2兆円	同 +1.2兆円

※「地域未来基金費(仮称)」及び「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」を除くと対前年度比+2.5兆円

- ・ 当分の間税率(軽油引取税等)、環境性能割(自動車税等)廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額補填

(2) 地方財政の健全化

- ・ 引き続き臨時財政対策債の新規発行額をゼロとした上で、「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」(0.8兆円)を創設。交付税特別会計の借入金残高を2.9兆円縮減

(3) 物価高・官公需の価格転嫁への対応

- ・ 物価高を反映し、地方団体の委託料、維持補修費、投資的経費等について、0.6兆円増額計上するとともに、普通交付税の算定で地方団体の価格転嫁の取組を反映

4

令和8年度地方財政対策のポイント②

(4) いわゆる教育無償化への対応

- ・ いわゆる教育無償化に係る地方負担(0.4兆円)について、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保
- ・ 公立高校における人材育成の取組を推進するため、「高等学校教育改革等推進事業費(仮称)」(0.1兆円)を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債(仮称)」を創設

(5) 「地域未来基金費(仮称)」の創設

- ・ 都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進するため「地域未来基金費(仮称)」(0.4兆円)を創設

(6) 防災・減災対策の推進

- ・ 「緊急防災・減災事業費」、「緊急自然災害防止対策事業費」の対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで延長

(7) 公営企業の経営基盤の強化

- ・ 地方団体が公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を創設(地方財政法を改正)
- ・ インフラ老朽化に対応するため、上下水道事業に係る地方財政措置を拡充
- ・ 地域医療提供体制を確保するため、病院事業に係る地方財政措置を拡充

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税(0.1兆円)の確保

5

令和8年度地方財政対策のポイント③

主な歳入歳出の概要 (通常収支分)

(単位:兆円、%)

区 分	8年度	7年度	増減額	増減率	区 分	8年度	7年度	増減額	増減率
	A	B	C=A-B	C/B		A	B	C=A-B	C/B
歳入					歳出				
地方税	47.8	45.4	2.4	5.2	給与関係経費	24.0	22.9	1.1	5.0
地方譲与税	3.2	3.0	0.2	7.7	退職手当以外	22.8	21.7	1.1	5.0
地方特例交付金等	0.8	0.2	0.6	321.3	退職手当	1.2	1.1	0.1	5.4
地方交付税	20.2	19.0	1.2	6.5	一般行政経費	45.5	43.8	1.7	4.0
国庫支出金	17.7	17.2	0.5	2.9	補助	28.0	26.6	1.3	5.0
地方債	6.1	6.0	0.2	3.1	単独	14.4	14.0	0.4	2.8
うち臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.6	1.5	0.1	4.7
その他	6.6	6.3	0.2	3.8	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
計	102.4	97.1	5.4	5.5	地域デジタル社会推進費	0.15	0.20	▲0.05	▲25.0
一般財源	72.0	67.5	4.4	6.6	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
(交付団体ベース)	67.5	63.8	3.7	5.9	地域未来基金費(仮称)	0.4	0.0	0.4	皆増
					公債費	10.8	10.7	0.0	0.4
					臨時財政対策債償還基金費(仮称)	0.8	0.0	0.8	皆増
					維持補修費	1.6	1.6	0.1	5.0
					投資的経費	12.5	12.1	0.3	2.8
					直轄・補助	5.7	5.7	▲0.1	▲1.0
					単独	6.8	6.4	0.4	6.2
					うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
					うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
					うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
					うち 高等学校教育改革等推進事業費(仮称)	0.1	0.0	0.1	皆増
					公営企業繰出金	2.4	2.3	0.1	3.1
					水準超経費	4.5	3.8	0.7	18.8
					計	102.4	97.1	5.4	5.5

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合がある。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※ 令和7年度は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。

※ 給与関係経費及び一般行政経費の令和7年度の額は、令和8年度との比較対照のため、会計年度任用職員に係る給与等に移し替えている。

6

2 いわゆる教育無償化に関する対応・経過

いわゆる教育無償化の実現

いわゆる高校無償化

<主な内容>

- **収入要件**：撤廃
- **支給上限**：私立全日制 39.6万円 ⇒ 45.7万円 等
- * 外国籍生徒・外国人学校は制度対象外
(ただし、予算事業による支援を継続)

うち0.1兆円はR7に先行措置（予算修正）

所要額（公費ベース）+3,800億円程度

<国10/10 ⇒ 国3/4・都道府県1/4>

➔ R8当初（国）：+1,876億円（拡充分）

学校給食費の抜本的な負担軽減 （いわゆる給食無償化）

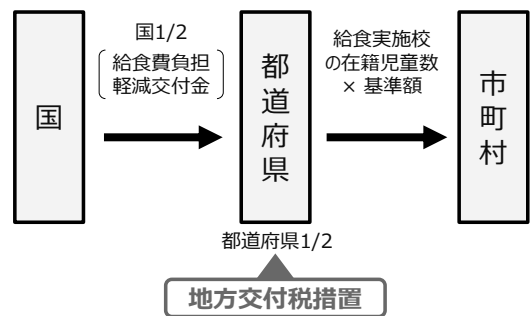
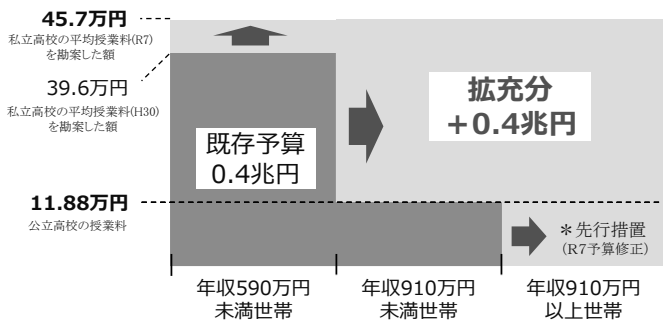
<主な内容>

- **対象**：給食を実施する公立小学校
- **基準額**：5,200円/月（児童一人当たり）
- * R5実態調査の平均額約4,700円に近年の物価動向を加味
- * 基準額を超える部分は、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収することが可能

所要額（公費ベース）+3,300億円程度

<国1/2、都道府県1/2>

➔ R8当初（国）：+1,649億円



- ✓ **公立高校支援**については、R7補正で高校教育改革促進基金2,950億円を措置し、高校教育改革を先導するパイロットケースの創出に取り組む都道府県を支援
- ✓ **高校生等奨学給付金**については、低中所得世帯（年収490万円未満相当）へ拡充し、補助率を1/2に引上げ（R7当初比+170億円）

いわゆる教育無償化に関する主な協議の経過

2月25日	三党合意	* いわゆる高校無償化や給食無償化の実施について明記
6月11日	三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理	* いわゆる高校無償化の具体化に向けた論点整理
10月20日	自民党・日本維新の会の連立合意	* いわゆる高校無償化・小学校給食の無償化をR8.4から開始する旨を明記
10月29日	「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」の合意	* いわゆる高校無償化に関する制度設計を具体化 (支給上限額の引き上げや外国籍生徒の取扱い等)
11月7日	三党実務者チーム	* いわゆる給食無償化に関する議論のキックオフ
11月13日	全国市長会による緊急意見	* 給食無償化について、全額国費で実現するよう要請
12月4日	三党実務者チームと地方三団体との協議	* いわゆる教育無償化の制度設計に向けた地方三団体へのヒアリング * 三団体からは「全額国費で実現すべき」等の要請
12月9日	三党実務者チームから地方三団体への検討依頼	* 高校無償化に関し「国3/4・都道府県1/4」給食無償化に関し「国1/2・都道府県1/2」等の提案
12月11日	全国知事会 こども子育て推進本部	* 三党実務者チーム案に対する知事会としての対応の議論
12月12日	三党実務者チームと地方三団体との協議	* 三党実務者チーム案に対する地方三団体からの意見表明
12月16日	国と地方の協議の場	* 政府と地方との協議の場の設定に関する提案
12月18日	三党実務者チームとしての合意	* いわゆる高校無償化・学校給食費の抜本的な負担軽減 (いわゆる給食無償化) に関する合意
12月19日	いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場	* 政府(文科省・総務省・財務省)と地方三団体との協議 → 政府方針の決定

9

三党合意(令和7年2月25日)(教育無償化関係抜粋)

I 教育無償化

全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、論点の十分な検討を行い、以下の改革を実現する。

① いわゆる高校無償化

- ・ 「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・ **令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低中所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。**
- ・ 先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金(11.88万円)の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

② いわゆる給食無償化

- ・ **まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。**
- ・ その上で、中学校への拡充についても、できる限り速やかに実現する。

③ 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、地方の実情等を踏まえ、令和8年度から実施する。

④ 高等教育の支援

- ・ 更なる負担軽減・支援の拡充について、十分な検討を行い、成案を得ていく。

IV 教育無償化に関する論点等

1. **いわゆる高校無償化について、義務教育との関係、公立高校(農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む)などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現、収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方、私立加算金額の水準の考え方(令和8年度は45.7万円)、支給方法の考え方(代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進)、高校間での単位互換、国と地方の関係、公立と私立の関係、現場レベルの負担といった論点について、十分な検討を行う。**
2. **いわゆる給食無償化については、地方自治体に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した対応を促すとともに、「学校給食法」との関係、児童生徒間の公平性、支援対象者の範囲の考え方、地産地消の推進を含む給食の質の向上、国と地方の関係、効果検証といった論点について、十分な検討を行う。**
3. 0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得る。
4. 高等教育の支援については、更なる負担軽減・支援の拡充について、論点を整理した上で十分な検討を行い、その結果に基づき、成案を得ていく。
5. 上記の各施策の実現に当たっては、政府全体で徹底した行財政改革を行うことなどにより安定財源を確保する。

V 上記I～IVを前提に、令和7年度予算及び令和7年度税制改正法について、所要の修正を行った上で、年度内の早期に成立させる。令和8年度以降の措置については「骨太方針2025」に記載し、令和8年度以降の予算に反映させる。記載のない共通理解について、国会における政府答弁によって可能な限り確認を行う。

合意後も引き続き、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の枠組みで、合意事項の実現に責任と誠意をもって取り組む。

10

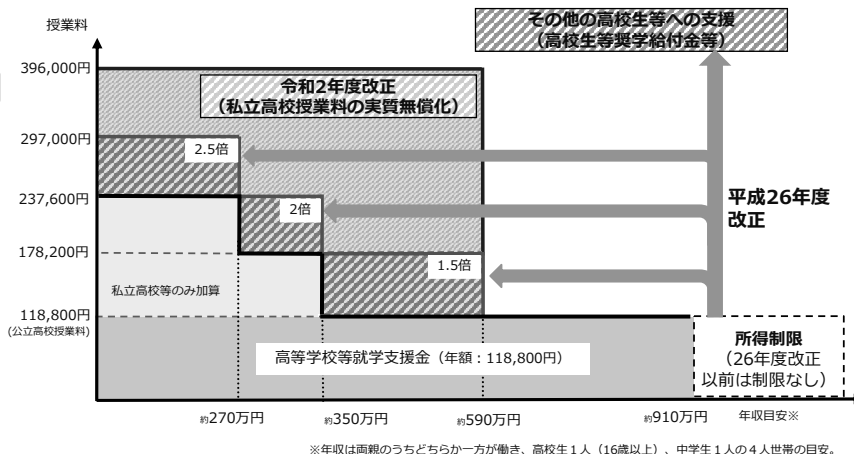
【参考】高等学校等就学支援金交付金制度の経緯

平成22年度 制度の創設(民主党政権)

- 高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、国民的な教育機関として教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用を社会全体で負担していくべきとして、公立高等学校については授業料を無償とし、私立高等学校等の生徒には就学支援金制度を創設。所得制限は設けられず、全生徒が対象とされた(私立に通う生徒は年収目安350万円未満の場合支給額加算。)

平成26年度 制度の見直し(自公政権)

- 制度創設後も、低所得世帯における授業料以外の教育費負担が大きいことや、公私間の教育費格差等の課題。
- このため、平成26年度から所得制限(基準額:910万円)を導入して、それにより捻出した財源を活用し、
 - ・ 私立の生徒への就学支援金の加算の拡充
 - ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減のための「高校生等奨学給付金」制度の創設



令和2年度 「私立高等学校の授業料の実質無償化」について

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において「私立高等学校の授業料の実質無償化」が盛り込まれ、その後、骨太方針2019等にも盛り込まれた。
- こうした政府方針を踏まえ、2020年4月から、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現。

11

三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理 (令和7年6月11日)

令和7年2月25日の三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、高等学校等就学支援金制度(以下、就学支援金制度)の見直しを通じて、家計への経済的負担を理由とした生徒の高校中退等を防ぐなど高校教育から離脱しないようするための支援に加え、如何なる所得層の世帯に属していたとしても、生徒自らが学びたいと考える高校をより選択しやすくなるための積極的な支援が可能となるよう、令和8年度からは所得制限を撤廃し、公立高校に通う生徒には11.88万円を支給するとともに、私立高校に通う生徒には全国授業料平均相当額となる45.7万円を支給することとなり、こうした支援を通じて、高校教育を通じて生徒個人の能力等を高め、将来の日本社会を支える一員を育成する観点から、生徒が高校で学ぶ多様で質の高い教育機会の確保/選択肢の充実を目指す。

また、支援対象者・支給金額・必要となる予算等の詳細な制度設計や、低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充の具体化については、三党合意のIVで掲げられている論点等に関し下記の通り大枠整理を示して進め、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。

1. 義務教育との関係

- 義務教育段階の私立小・中学校に通う児童生徒には授業料支援がない一方で、ほぼ全ての生徒が進学する高校段階では、これらの生徒を公立高校のみでは収容できず、現に39%の生徒が私立高校に通っている状況等を踏まえ、実態的に準義務教育となっている高校の無償化大幅拡充を進める目的や意義を丁寧に説明することが必要。
- 高校無償化が大幅拡充されることを背景に、高校から入学することができない中高一貫校が広がっていく中、その在り方について、私立中学校の受験競争の低年齢化の観点も含め、検証することが必要。
- 高校進学率が99%に達する中で、今回のいわゆる高校無償化を、子供たちが誰一人取り残されず、自分らしく強みを発揮して輝ける高校教育の実現につなげることが必要。
- 同時に、中学校卒業後に高校等には進学せずに就職するなどして社会で働くことを選択する若者が存在しており、高校進学者と就職者に対する支援の差が広がるとの指摘もあり、高校等に進学しない子供たち及び高校中退者に対する状況把握と公的支援の実施など関係機関と連携して支援を充実させることが必要。

2. 公立高校(専門高校を含む)などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

- 高校無償化の大幅拡充が、どのように高校教育の質の向上や子供たちの学びの充実につながるのか、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価等の活用によるPDCAの徹底や、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため一定の要件・基準による積極的な情報公開の促進を図るなど、高校教育の質を確保させる仕組みづくりの検討が必要。
- また、子供たちの学びの質や機会を保证するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針(高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県が作成する計画(高校教育改革実行計画(仮称))に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画のかつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。
- その際、卒業生の進路、学びの成果の確認、学校関係者の評価(高校生の声を聞くことを含む)等による明確なKPIを設定することにより評価・改善のサイクルを徹底するとともに、公私間の学校数・生徒数やその割合・平均授業料等が、特に都市部と地方部の間において大きく異なることなど地域の実情を踏まえる必要。
- また、家庭の経済事情に左右されず、子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにする観点から、授業料以外の教育費の支援も充実させるため、例えば、支援対象として広げる中所得世帯の範囲や、地方に負担が生じることのないよう、国の負担割合を10分の10とすることなどを含め、「高校生等奨学給付金」の具体的な拡充の在り方について検討することが必要。このことは、「高所得世帯への優遇ではないか」との指摘にも応えるものである。

12

三党合意に基づきいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理(令和7年6月11日)

3. 多様な教育機会の実現(高校間での単位互換を含む)
 - 高校無償化の大幅拡充が、幅広く柔軟な教育を実施しなければならない多様な高校教育の振興にどのように資するのか整理が必要。(※上記2.の論点と関連)
 - これからの高校には地域社会や産業界のニーズに応えつつ、生徒の進路希望や関心等を踏まえた多様な教育を行い、地方創生や経済成長に貢献できる人材を育成することが求められていることを踏まえると、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化(高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む)、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要。
 - 高校間での単位互換については、学校間連携等の取組を充実させるとともに、高校生に対して多様で質の高い教育機会を提供し、高校生が主体的な学びを選択できるようにするため、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行などに向けて、各学校の教育目標・方針や過疎地等の地域の状況、大学との相違を考慮しつつ、学校現場・自治体の意見を十分に聞きながら、具体的な方策について検討することが必要。
4. 収入要件の撤廃を前提とした支援対象者の範囲の考え方
 - 「三党合意」以降、三党教育チームで行ったヒアリングなどでは「富裕層の外国籍生徒にまで支援が必要なのか」といった懸念や、「収入要件の撤廃により、高所得世帯では教育費が学習塾や習い事などに流れることで教育格差の拡大につながるのではないか」といった指摘がなされており、こうした様々な声に真摯に向き合って対応していくことが必要。
 - 特に、今般多額の国費が投じられる追加支援に関し、外国人生徒も対象としていくことについて、現在の支援状況や諸外国における支援の状況とともに、日本社会に根付いて生活する外国人や日本の産業を支える外国人の子弟が安心して学べる環境を確保するといった観点等を踏まえ、どう考えるか整理が必要。
 - 外国人生徒については、授業料等が高いインターナショナルスクールに通う高所得世帯や授業料等が比較的低廉な民族学校に通う低所得世帯、我が国に継続的に在住・在学してきた者(永住者等)、高校留学のために初めて来日する者など、状況が様々な中でどのように扱うべきか、関連政策を含めて検討することが必要。
5. 私立加算額の水準の考え方(令和8年度から45.7万円)
 - 三党合意では、「令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる」と明記されていることを踏まえ、授業料等に係る実態調査結果を参考に、高等学校の課程等の違いとともに、これまでの支援額決定の考え方等を踏まえ、就学支援金の見直しが必要。
 - 合理性のない、いわゆる便乗値上げを抑える仕組みづくり(国や地方自治体による関与の仕方等)の検討が必要。
 - 私立学校の経営の特性を踏まえつつ、私立学校が建学の精神に基づき、特色ある教育活動を推進することを阻害しないように配慮しながら、例えば、授業料に係る情報公開を強化した上で、東京都等における取組を参考に、私学助成による授業料等管理の観点からの措置などについて検討が必要。
6. 支給方法の考え方(代理受領か直接支給か、DX化による効率化の推進)
 - 令和8年4月からの円滑な実施のため、現行の支給方法である代理受領を維持することとしつつ、その執行状況等を踏まえ、目的外使用の防止や現場の負担軽減等に資すると考えられる「代理受領」と、生徒の主体的な選択の拡大による学びの充実と質の拡大及び権利主体としての自覚育成等に資すると考えられる「直接支給」とのメリット/デメリットを比較考慮して、どのように対応するのか、高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称)の中でも検討し、速やかに結論を得る。
 - マイナンバーの活用などDX化により、就学支援金や奨学金給付金等の目的外使用の防止と手続の簡素化・統合をはかり、修学支援諸制度の効率的な支給を推進する必要。

13

三党合意に基づきいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理(令和7年6月11日)

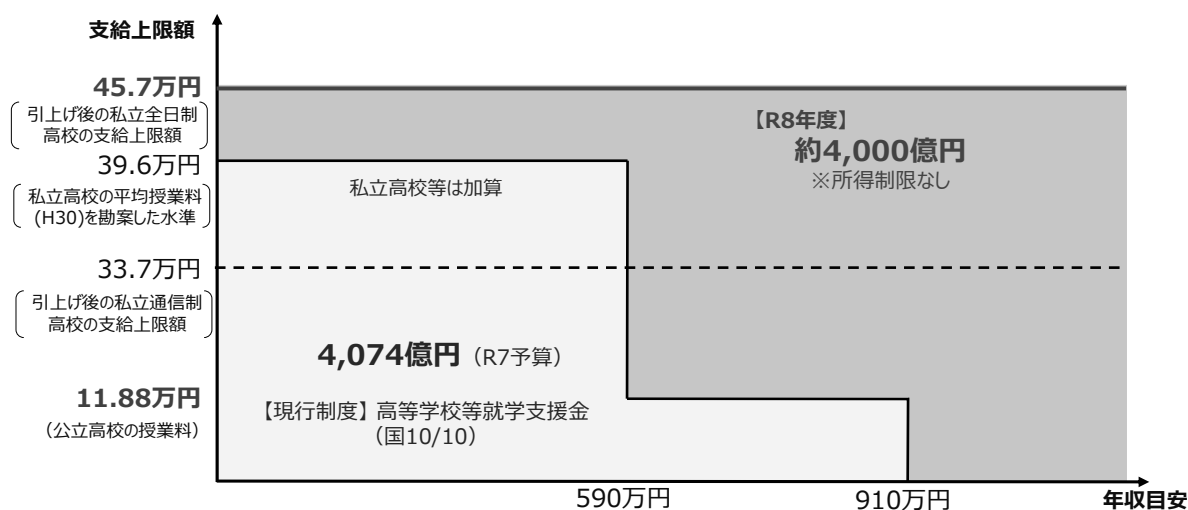
7. 国と地方の関係
 - 現行の就学支援金制度は国主導で10分の10国負担として推進してきた一方で、高校教育の実施に係る事務は自治事務であることや、今回の三党合意における「低所得層への高校生等奨学金給付金の拡充」については、現状3分の1国補助の事業であることなどを総合的に勘案し、国と地方の関係について整理が必要。(3分の1国負担である義務教育費国庫負担金や、2分の1国補助である要保護者への就学援助(小中学校)等の義務教育との関係にも留意。)
8. 公立と私立の関係
 - 「私学シフト」を懸念する声があることを踏まえ、「専門高校をはじめとする公立高校離れ」、「地方公立高校の衰退」への対応方策として、高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称)を踏まえた、都道府県毎の高校教育改革実行計画(仮称)作成の仕組みづくりの早急な検討が必要。その際、専門学科ごとの公私比率の違い等の地域の状況を踏まえた検討が必要。
 - また、広域通信制高校の取扱いも含め、私立高校の定員管理、授業料をはじめとする学校納付金等の適正性を担保する仕組みの在り方について整理が必要。
 - 過大な収容定員を設定したり、教育内容に課題が見られたりする広域通信制高校の管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上を図るため、定時制教育及び通信教育振興法の改正も視野に、情報公開の徹底や点検調査の強化、運営主体の学校法人化支援など実効性のある対応が必要。
 - 教育の質を高めるには全ての学校に質向上の余地が公平に存在し、選ぶ側が学校の質を合理的に判断できることが必要だが、私立に比べ、公立は教員配置や設備投資などで自由度が低いとの指摘。(※上記2.3.の論点と関連)
9. 現場レベルの負担
 - 都道府県や学校現場の事務負担が極力増大せず、円滑な実施が可能となるよう工夫することが必要。(※上記6.の論点と関連)
10. 安定財源の確保
 - 制度化による恒久的な施策の実施には恒久的な安定財源が必要。
 - その際、子育て世帯の負担とならないよう配慮しつつ、多様な人材の育成、教育の質の確保等の目的を踏まえた安定財源の在り方を検討することが必要。

14

いわゆる「高校無償化」の全体像等 【三党実務者チーム合意内容（令和7年10月29日）】

【主な事項】

- 高等学校等就学支援金の支給上限額を、私立全日制は45.7万円、私立通信制は33.7万円とする。
- 「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする(別途の支援を行う)。
- 施策を恒久的に実施するためには新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないように既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保と今回の制度改正とを一体的に実施する。



15

三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について(令和7年10月29日)

令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、同年6月11日の「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」をはじめ各党において積み重ねられた各般の議論に基づいて、令和8年度から実現できるよう、令和8年度予算編成過程において成案を得ることとしている。

このため、具体的には高等学校等就学支援金制度の見直しとあわせて、公立高校や専門高校等への支援の拡充、高校教育の質の確保・向上、高校生等奨学給付金の低所得世帯への拡充に係る各種方策を通じた高校教育の振興とともに、教育と社会や産業との接続を考慮し、高校から大学・大学院等までを通じた人材育成システムの改革を一体的に推進する。そのために必要となる新たな制度・仕組の概要とともに、こうした施策を実施するための安定財源の確保、関連する予算案や法案の成立に向けて、三党がともに責任を持って取り組むため、以下の通り合意する。

1. 高等学校等就学支援金制度について

令和8年度からの高等学校等就学支援金制度については、三党合意及び大枠整理においてその内容を確認してきたが、更に、実現するために必要となる制度設計の具体的な内容については以下の通りとする。

- (1) 外国籍生徒、外国人学校の扱い
 - ・ 現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、具体的には、高等教育の修学支援新制度と同様に「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。
 - ・ その上で、在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続する。新入生については、従前の制度では支給対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援を行い、留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う。
- (2) 支給上限額
 - ・ 就学支援金の支給上限額については、私立全日制は現行39.6万円を45.7万円とするとともに、私立通信制については、支給上限額を33.7万円とする。併せて、通信制高校等における管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上に向けて情報公開の徹底や点検の強化等の改善方策を早急に取り組む。
- (3) いわゆる便乗値上げの抑止
 - ・ 授業料の透明性等を確保するため、国において授業料等学納金に係る情報について、インターネット上で一元的に確認できる仕組みを整備する。
 - ・ 国において、私学助成を交付する場合の減額措置の基本的な考え方や規定例等を示し、都道府県に対して合理性のない便乗値上げを防止する仕組みの構築を促すこととし、こうした仕組みが整備されない都道府県に対しては、国からの私学助成に要する補助金を減額する。
- (4) 新たな制度の検証
 - ・ 国民の様々な意見や新たな制度の実施状況や先行自治体の取組の分析等を踏まえて、収入要件や外国籍生徒・外国人学校の扱い、支給上限額、いわゆる便乗値上げの抑止策の実施による影響、特に地方や公立高校への影響について、三党で検証の枠組みを設け、3年以内の期間に十分な検証を行った上で、必要な制度の見直しを行う。
 - ・ その際、高校から入学することができない中高一貫校や半数以上を外国人留学生が占める高校等の取扱い、学科を超えた学びや高校間での単位互換、DX化による効率化の推進、地方への影響などについて、多様な教育機会の確保、選択肢の充実を目指すとしていくこととの関係も踏まえて検証する。
 - ・ 高校等に進学しない子供たち及び高校中退者の状況把握を関係機関（こども政策部局、福祉部局、労働部局等）と連携して行い、その検証を踏まえて公的支援の実施などについて検討する。

16

三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について(令和7年10月29日)

2. 高校教育の振興を含む人材育成システムの改革について

未来を見据えた我が国の社会・経済の持続的な成長には、社会や産業の発展を支える人材育成を一層強化・底上げする必要がある、そのためには高校等が極めて重要な役割を担っている。教育と社会や産業との接続を考慮し、高校教育改革にとどまらず、高校から大学・大学院等までを通じた人材育成システムの改革を進めることとし、特に高校教育の振興方策については以下の通りとする。

(1) 公立高校や専門高校等への支援の拡充

- 我が国の持続的な発展・成長に向け、産業イノベーション人材等を育成するため、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI等の人材育成の強化を図り、**産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化(高専への転換や高専の機能強化等を含む)や、普通科改革等(理系人材の育成や文理分断からの脱却の取組を含む)**を通じた特色化・魅力化を図るための支援を実施する。
- 公立高校は、地域のそれぞれの人材を育成し、高校教育へのアクセスを保障するという重要な役割を担っていることを踏まえ、多様で質の高い教育が受けられるよう、その振興を図る。
- 国においては、「**高校教育改革に関するグランドデザイン2040(仮称)**」を今年度中に提示し、各都道府県において地域の实情に応じて「**高校教育改革実行計画(仮称)**」を策定・実行する。国においては、当該計画に基づく各都道府県の取組を支援するため、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することに加え、緊要性のある取組等は先行的に実施する。

(2) 高校教育の質の確保・向上

- 各高校において、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づき提供される教育プログラムを通じて、卒業後の進路等を見据えて在学中に各生徒がどの程度の力を身に付けることができたのか、その定着度合いや学びの成果を把握し、その結果等を教育活動の改善に活かすとともに公表する仕組みを構築する。
- 私立通信制については、広域通信制高校における教育の質の確保・向上や管理・運営の適正化、情報公開の徹底や点検の強化、設置者の運営基盤の安定等の論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。

(3) 高校生等奨学給付金の低所得世帯への拡充

- 子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

3. 三党合意の円滑な実施に向けた安定財源の確保等

- 上記1.の就学支援金制度の新たな仕組みと上記2.の高校教育の振興を含む人材育成システムの改革を、安定財源を確保し持続可能な仕組みとして安定的・継続的に運用できるようにする観点や、地方自治体や学校現場において円滑な実施に向けて着実な準備ができるようにする観点などを踏まえ、これらを一体として進める。
- 上記施策を恒久的に実施するためには新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、**現行の教育現場での活動に支障が生じないように既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保と今回の制度改革とを一体的に実施する。**
- 令和8年度から新たな制度を円滑に実施するためには、就学支援金制度の法改正と予算(補正・当初)を一体として成立・施行すること、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、三党で責任をもって対応する。**

17

学校給食の概要

令和6年6月12日
学校給食に関する実態調査
(文部科学省公表資料)

- 学校給食法等に基づき、小中学校等、特別支援学校、夜間定時制高校の設置者に努力義務。
- 食材費は保護者負担。人件費、施設・設備費等は学校設置者の負担。
- 生活保護や就学援助により、経済的困窮者の家庭の学校給食費については基本的に無償。

努力義務

学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に基づき、**小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校(幼稚部～高等部)、定時制高校(夜間課程のみ)の学校設置者に、給食実施の努力義務**が課せられている。

※幼稚園等、高等学校(夜間定時制を除く)は、法律の対象外

学校給食に係る経費の負担(学校給食法等の定め)

- 学校給食の実施に必要な**施設・設備に要する経費及び人件費は、学校設置者の負担**(県費負担教職員である栄養教諭・学校栄養職員については都道府県の負担)
- 食材費は保護者負担** ※ただし、自治体等による補助を妨げるものではない



- 給食未実施校に在籍・選択制給食において給食を希望しない 給食実施校において、重度のアレルギー、不登校等で喫食せず等

18

「給食無償化」に関する課題

- 学校給食法の目的・目標は、適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な発達や、給食を通じた食に関する理解や判断力の育成である。この目的・目標を実現するため、給食実施に対する諸施策や、経済的困窮により給食費の支払いが困難な世帯に対する負担軽減を進めている。
- 一方、(中高所得者世帯を含む) 全員を対象にした給食無償化は、一部の自治体において、「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施され、結果的に保護者世帯の所得増加をもたらす施策であり、給食の目的・目標の実現とは異なる。
- このため、「給食無償化」については、子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題を、以下のとおり整理。

児童生徒間の公平性

- 給食未実施校の児童生徒や、給食実施校でも給食を喫食しない児童生徒(弁当持参の場合、中学校などで選択制の給食を実施する場合、不登校の場合など)などに恩恵が及ばない
- ※ 一部自治体では、「子育て支援」の観点から、給食を喫食しない児童生徒に対する代替手段として、給食費相当の金銭を給付



- 学校給食費(実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額)の月額平均は、都道府県間で1.4倍弱の開き

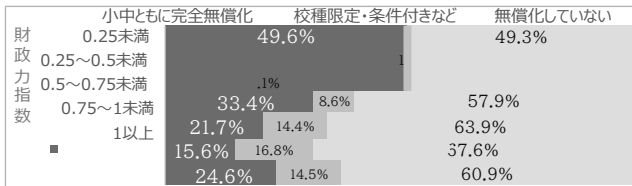
滋賀3,933円	小学校平均 4,688円	福島5,314円
滋賀4,493円	中学校平均 5,367円	富山6,282円

格差は正策としての妥当性

- 経済的困窮世帯(約14%)については、既に生活保護による教育扶助・就学援助により基本的に無償化。給食無償化の範囲の拡大は、経済的困窮世帯に対しては追加的な恩恵はなく、格差は正の観点に乏しい

国と地方の役割分担

- 給食費支援の大半を占める準要保護世帯に対する就学援助は、平成17年の「三位一体の改革」により、税源移譲とともに、一般財源化。国と地方の役割分担については、こうした経緯も踏まえる必要がある
- ※ 自治体の財政力格差の観点から、国による一律の無償化を求める主張もある。一方、財政力指数が高いほど、独自の給食無償化を実施している割合が高い、との傾向はみられない



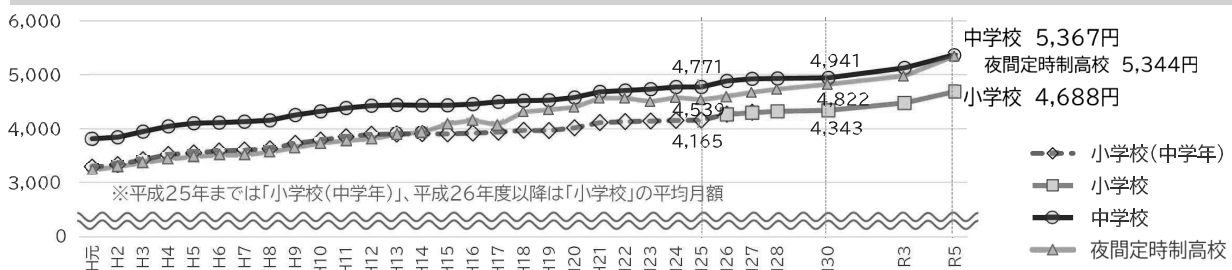
効果的な少子化対策

- 公立に限っても、義務教育諸学校及び特別支援学校(幼稚部・高等部)の給食費(※実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額)の合計額は、約4,832億円(推計)であり(教育扶助や就学援助が適用されている児童生徒の分も含む)、「給食無償化」の拡大には、安定的な財源の確保を要する
- 少子化をめぐる状況は地域によって異なっており、限られた財源の中で、「給食無償化」が少子化対策としてより効果的な施策であるか否か、との観点からの検討が必要
- ※ 自治体独自の給食無償化について、「子育て支援」「少子化対策」の観点から、成果目標の設定や検証等を実施した自治体は少数

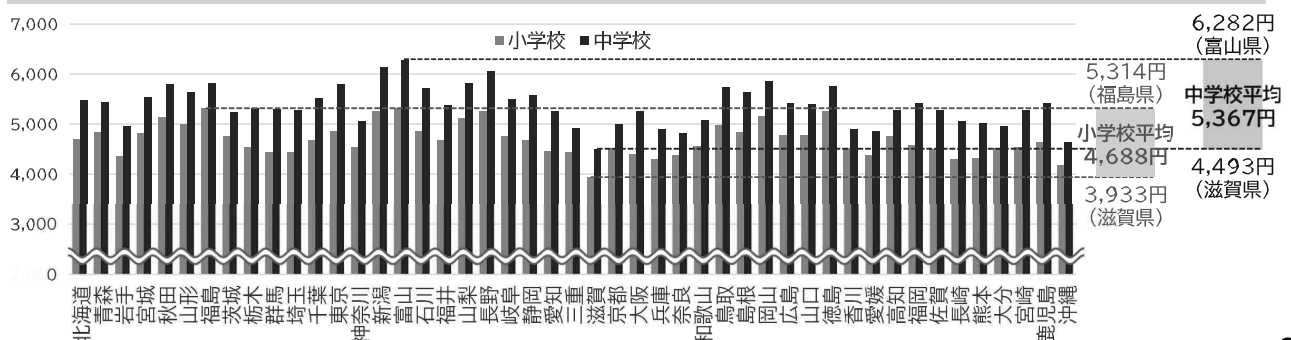
学校給食費の状況(公立のみ)

- 完全給食の給食費(実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額)の月額平均は、小学校4,688円、中学校5,367円、夜間定時制高校5,344円であり、小学校・中学校については直近5年間で約8%、10年間で約12%上昇。
- 都道府県間では、小学校が3,933円~5,314円、中学校が4,493円~6,282円と、1.4倍弱の開きがある。

1ヶ月当たり給食費の経年比較(小・中・夜間定時制高校)



都道府県間の比較



【参考】学校給食法の規定

学校給食法

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

(国の補助)

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

学校給食法施行令

(設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

(学校給食費に係る国の補助)

第七条 法第十二条第二項の規定による国の補助は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が、同項に規定する保護者（以下この条において「補助対象保護者」という。）に対して、その児童又は生徒（中等教育学校の生徒にあつては前期課程に在学する生徒に限る。以下同じ。）に係る法第十一条第二項に規定する学校給食費（以下この条において「学校給食費」という。）を補助する場合（その補助割合が二分の一未満の場合を除く。）において、その補助する額の二分の一について行うものとする。ただし、児童一人当たりの年間学校給食費又は生徒一人当たりの年間学校給食費についてそれぞれ文部科学大臣が毎年度定める補助標準額に、当該設置者が学校給食費の補助を行う補助対象保護者の児童又は生徒の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の二分の一の範囲内で文部科学大臣が定める額を限度とする。

21

学校給食の無償化に関する緊急意見（令和7年11月13日 全国市長会）

自民党・公明党・日本維新の会において、現在、「三党合意」（令和7年2月）による「いわゆる給食無償化」の実現に向けて、三党の実務者による具体的な制度設計に向けた本格的な協議が始められている。

報道によれば、対象を公立小学校に絞り、全国の給食費の平均額を支給する案などの論点も含めた検討が行われ、今後、「国と地方の負担割合も焦点となる」とされている。

本会は、学校給食が多種多様な形で展開している実情がある中で、国等に対し、真に学校給食の無償化を目指し、全国どこの自治体においても格差なく取り組める措置について求めてきたところであるが、こうした観点から議論が行われているのか大変危惧している。

また、全国の公立小学校の学校給食費（食材費に相当する額）の合計額は約3,000億円（文部科学省推計・令和5年現在）とも言われており、現在の物価高騰の影響を踏まえると、無償化に必要な財源はそれ以上の額になるものと見込まれるが、十分な額が確保できるか疑問がある。

仮に、都市自治体が一定部分を負担するような仕組みになるとすれば、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要額の捻出すらできない自治体が生じることが想定され、大きな混乱が生じることは必至である。

学校給食の無償化は、義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものであり、地方負担が生じるような財政支援ではなく、国の責任において、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、強く求める。

22

(参考) 各種給付にかかる国・県・市の負担割合

児童手当	国 2/3 県 1/6 市町村 1/6	※支援納付金を除く公費負担部分、公務員分は所属庁10/10
児童扶養手当	国 1/3 県 2/3 (町村分) 市・福祉事務所設置町村 2/3	
生活保護	国 3/4 県 1/4 市・福祉事務所設置町村 1/4	
子どものための教育・保育給付 (保育所・幼稚園)	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	※公立保育所は市町村10/10 (H16年度に一般財源化)
地域子ども・子育て支援事業	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3	
就学援助 (要保護)	国 1/2 市町村 1/2	※低所得者世帯への学用品費・給食費等の支援
〃 (準要保護)	市町村 10/10	※H17年度に一般財源化
高校就学支援金	国 10/10	
高校奨学給付金	国 1/3 県 2/3	
大学授業料減免	国 10/10 (国立大学、私立大学)	※公立大学は設置者10/10、 私立専門学校は国1/2、県1/2
大学給付型奨学金	国 10/10	
障害者自立支援給付	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	
介護保険給付	国 25% (調整交付金5%、その他20%) 県 12.5% 市町村12.5% 保険料 50%	※施設等給付は国20%、県17.5%
国民健康保険給付	国 41% (調整交付金9%、定率国庫負担32%) 県 9% (都道府県繰入金) 保険料 50% (別途公費による支援あり)	
難病・小児慢性 特定疾病医療費助成	国 1/2 県・指定都市 1/2	※小慢は中核市・児童相談所設置市も実施主体

義務教育費国庫負担制度について

制度の基本的役割

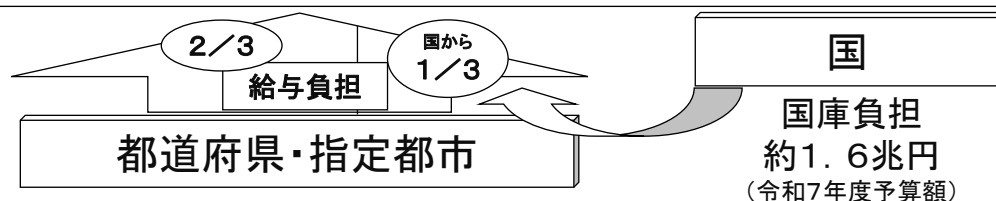
○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。(平成18年度1/2→1/3)

公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.9兆円)

(約69.0万人:小学校40.7万人、中学校23.1万人、特別支援学校5.1万人)



国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3

いわゆる「給食無償化」(学校給食費の抜本的な負担軽減)等に関する 三党実務者チームから地方三団体への提案のポイント

※令和7年12月11日 全国知事会作成

○趣旨

- ・保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援。

○支援対象者の範囲

- ・給食を実施する公立の小学校等を支援。

○支援の基準額等

- ・完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額(約4,700円)に、近年の物価動向を加味し、一月当たり●●円。
- ・学校設置者の判断により、保護者から給食費を徴収することを可能とする余地を残す。

○実施方法と学校給食法との関係

- ・学校給食法の改正は行わず、給食費負担軽減交付金(仮称)の創設により、食材費相当額(給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額)を対象として予算補助として実施。

○安定財源の確保

- ・今回の取組を恒久的に実施するためには、新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係性について整理しつつ、その財源確保の在り方と今回の措置とを一体的に実施。
- ・令和8年度から新たな取組を円滑に実施するためには、いわゆる「給食無償化」(学校給食費の抜本的な負担軽減)の実施に必要な経費が盛り込まれた予算(補正・当初)の成立や、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、三党で責任をもって対応。

○いわゆる「給食無償化」(学校給食費の抜本的な負担軽減)に係る負担割合

- ・国1/2、都道府県1/2

※子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点からは、広域自治体である都道府県の果たす役割が非常に重要

※都道府県は、域内市町村の給食実施校における児童数に基準額を乗じた額を各市町村に配分

○いわゆる高校無償化に係る負担割合

- ・国3/4、都道府県1/4

※令和8年度からの新たな制度においては、高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度

都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任があり、高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、今般の拡充にあたり、都道府県負担を導入

26

いわゆる教育の無償化に関する意見(令和7年12月12日 全国知事会)

いわゆる教育の無償化は、政党間の合意に基づくものであり、本来であれば国の責任において全額国庫補助金等で実施するものであるにも関わらず、来年度に向けた予算編成が大詰めとなる時期かつ唐突に地方負担が示されたことは極めて乱暴で、憤りを禁じ得ない。

こうした進め方を前例とすることなく、地方にとって重要なテーマは、全国知事会をはじめ、全国市長会、全国町村会に十分な時間的余裕を持って、かつ丁寧に協議することを抗議とともに指摘する。

しかしながら、子どもの育ちと学び、市町村における円滑な給食事業を実施する観点から、都道府県に対する確実な財源措置を条件に、建設的な協議には応ずるものの、その前提として以下について強く求める。

- 給食費支援の基準額について、給食の質を確保するとともに、地産地消や食育などの取組を実施している市町村等の地域の実情があることや、物価上昇の状況等を十分に踏まえ、市町村の求める水準とすること。その場合、今後とも食材費の実態調査を行い、それと併せて毎年基準額を変更・設定すること。
- 特色ある給食の提供に係る各省関係事業や物価高騰対策に係る交付金を柔軟に活用できる仕組みとするなど、給食費支援の基準額超過分についても市町村の工夫でさらなる負担軽減を行うことを可能とすること。
- 「いわゆる「給食無償化」(学校給食費の抜本的な負担軽減)」の表現のあり方は、現場に誤解と混乱を与えないよう、市町村の考え方に沿って検討すること。
- 中学校の給食費の負担軽減も、早期の実現に向けて検討を進めること。
- 公立高校等(専門高校や高専含む。)への支援について、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫に基づく特色化や魅力化、施設の老朽化対策、空調整備等も含めた教育環境の整備を計画的に進めるため、交付税措置のある地方債など有効かつ十分な財政措置を講じること。
- 都道府県負担に係る地方財政措置については、国で恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。なお、地方交付税で措置する場合は、精緻に算定するとともに、国税の法定率の引き上げや新たな地方譲与税の創設なども検討すること。さらに、今後の食材費上昇等も含め、国費と地方財政措置が確実に担保されるよう法律等で制度的に担保すること。
- 高校授業料、給食費ともに、今回の措置を契機とする保護者や学校・地方自治体の負担増大につながらない仕組みとし、関連事務に係る財政措置も盛り込むこと。
- 医療費、保育料負担の軽減など、子ども子育て支援のナショナルスタンダードとすべきものについて、地方と協議して国における制度化を検討すること。
- 全国知事会、全国市長会、全国町村会と十分に協議を行い、現場が対応可能な仕組みとなるよう制度設計を行うこと。

また、仮に令和8年度から事業を実施する場合は、政府において予算編成に当たり全国知事会へ制度立案の説明責任を果たすとともに、事業開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けること。

- 全国知事会、全国市長会、全国町村会からの要請項目の実現に自民・維新・公明の3党で責任をもって取り組むとともに、地方と協議し要請項目を実現するよう政府に強く求めること。

以上について、全国知事会の総意として、納得のいく説明及び誠実な回答を強く要請する。

27

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について（令和7年12月18日）

今回の令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意（以下「三党合意」という。）に基づく「いわゆる給食無償化」に向けた支援のために必要となる新たな仕組みの概要とともに、こうした施策を実現するための安定財源の確保、関連する予算案の成立に向けて、責任を持って取り組むことのほか、実現に当たって必要となる国と地方の役割分担の在り方について、以下のとおり合意する。

その際、全国知事会、全国市長会、全国町村会からの要請項目の実現に取り組むとともに、政府に地方と協議し実現するよう強く求めることとする。

1. 趣旨

- 三党合意においては、「子育て世帯への支援を強化する観点」から、令和8年4月から小学校段階における「いわゆる給食無償化」を「地方の実情等を踏まえ」て実施することとしている。
- 今回の取組については、三党合意を踏まえ、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体を支援する。また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進する。
- 一方で、「**いわゆる給食無償化**」という表現については、**完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている「学校給食費の抜本的な負担軽減」であることを明確化する必要がある。この点については、責任を持って正確な趣旨の周知に取り組む。**

2. 支援対象者の範囲

- 給食実施が学校設置者の努力義務とされていること、今回の取組は給食費の保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援であることから、給食を実施する公立小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）を支援対象とする。
- 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象とする。また、生活保護の教育扶助や要保護児童生徒や特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童については、現行制度の適用を優先する。
- 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について先行的に支援を実施する。

3. 支援の基準額等

- 支援の基準額（児童一人当たり）について、完全給食実施校については、**令和5年実態調査における平均額（約4,700円）に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円とする。また、毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえて、適切な額を設定するものとする。**補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定する。
- 地産地消や特色のある給食の提供に積極的に取り組む自治体が多いことから、**基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き、保護者から給食費を徴収することを可能とする。**
- 非喫食者の取扱については、その状況も多岐にわたり、現在でも自治体ごとに対応が様々であることから、学校設置者の判断に委ねることとする。**

4. 実施方法と学校給食法との関係

- 上記のように、地方の実情等を踏まえた柔軟な対応を可能とすべきであること、また、学校給食法上、給食費は保護者負担とされているが、「自治体等の判断によって補助することを否定するものではない」と整理されていることを踏まえ、学校給食法の改正は行わないこととする。
- その上で、今回の取組については、自治体に対する予算補助として実施することとし、給食費負担軽減交付金（仮称）の創設により、食材費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）を対象として支援を行うこととする。**これに必要な事務費は適切に措置する。**
- 今回の取組の実施とあわせて給食費の公会計化の取組を行う自治体に対しては、そのために必要となるシステム改修等について先行的に支援を実施する。なお、国からの支援については各自治体において適正に管理する必要があるが、給食費の公会計化等が実施されていることを支援の条件とはしない。

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について（令和7年12月18日）

5. 安定財源の確保

- 今回の取組を恒久的に実施するためには、新たに恒久的かつ安定的な財源が必要であり、現行の教育現場での活動に支障が生じないよう、既存の教育財源を原資とすることなく、国と地方の関係について整理しつつ、その財源確保の在り方と今回の措置とを一体的に実施する。
- 令和8年度から新たな取組を円滑に実施するためには、必要な経費が盛り込まれた予算（補正・当初）の成立や、税制による対応も含め恒久財源を確保することが不可欠であり、責任をもって対応する。

6. 給食の質の向上

- 学校給食における給食の質の向上を取り巻く状況は自治体によって大きく異なることから、国で一律に方針等を示すのではなく、各自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応する。
- また、地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。

7. 国と地方の関係について

令和8年度からの実現に当たり、国と地方（都道府県・市町村）の役割分担の在り方及び負担割合について、以下のとおり整理する。

(1) 国と地方の役割分担等

- 今回の取組の主たる目的は、子育て支援の観点から、現在保護者負担とされている食材費に関して保護者の負担軽減を図るものである。その際、以下のような観点からも広域的団体である都道府県にも一定の役割が求められていることを踏まえ、地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2の都道府県負担を導入する。
 - 学校給食については、その設置者である市町村が実施し、施設設備費や人件費などの負担を担っている一方、都道府県においても、栄養教諭・学校栄養職員の採用・配置・研修等を通じた食育の推進や、主食等の共同調達等を担う都道府県給食会への支援や監督等を行っている。
 - 今般の物価高騰や少子化の進展等の中にあっても、各市町村の財政力の違いによらず、質の確保された給食を安定的に実施することが求められる。
 - また、今回の取組は子育て支援の観点から行われるものであるが、他の子育て支援施策においても、国・都道府県・市町村が一定の役割分担の下、それぞれ協力して実施されているところである。
 - このため、子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点からは、広域的団体である都道府県の果たす役割が非常に重要となる。
- なお、人件費（県費負担教職員除く）や施設設備の修繕費といった学校給食の運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施することで、給食運営全体でみると、国・都道府県・市町村が一定の役割分担の下、協力して実施する体制が確保される。

(2) 地方負担に関する対応

- 地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。**
- 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する。**

三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する国と地方の関係について (令和7年12月18日)

令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化については、同年6月11日の「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」及び同年10月29日の「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育の振興方策について」において合意された通りであるが、残された課題である国と地方の役割分担の在り方について、以下のとおり合意する。

その際、全国知事会からの要請項目の実現に取り組むとともに、政府に地方と協議し実現するよう強く求めることとする。

1. 国と地方（都道府県）の役割分担の在り方及び負担割合について

- ・ 現行の高等学校等就学支援金制度については、高校教育に要する経済的負担を軽減することにより、高校教育の機会均等を実現することを目的として、所得制限を設け、経済的負担を軽減する必要がある者に受給資格を認める仕組みとなっており、国主導で10/10国負担により実施されてきた。
- ・ 令和8年度からの新たな就学支援金制度においては、高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。
- ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任を有している。これらを踏まえれば、都道府県も高校無償化に一定の責任を有していることから、地方における安定的な財源の確保を前提に、今般の拡充にあたり、1/4の都道府県負担を導入する。
- ・ あわせて、地方からは今般の高校無償化に伴う公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などを懸念する声があることを踏まえ、「三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について」（令和7年10月29日、自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）において合意された内容等に沿い、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、公立高校等の施設設備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設する。

2. 地方負担に関する対応について

- ・ 新たな就学支援金制度に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。
- ・ 具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定する。

30

いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場

1. 趣旨

今般のいわゆる教育無償化については、現場を担う地方と国とが連携を図ることが重要であることから、政党間での合意等を踏まえた令和8年度からの円滑な実施に向け、政府と地方団体でそれらの制度設計等に関する協議を行う。

2. 出席者

政府側：松本文部科学大臣、高橋総務副大臣、舞立財務副大臣、関係局長等

地方団体側：

【全国知事会】

会長	阿部守一	長野県知事
副会長・人口戦略対策本部長	平井伸治	鳥取県知事
子ども・子育て政策推進本部長	熊谷俊人	千葉県知事
文教・スポーツ常任委員会委員長	大村秀章	愛知県知事

【全国市長会】

会長	松井一實	広島市長
副会長・社会文教委員会委員長	都竹淳也	飛騨市長
社会文教委員会副委員長	松村淳子	宇治市長

【全国町村会】

会長	棚野孝夫	白糠町長
行政委員会委員長	美浦喜明	水巻町長

※開催実績

○令和7年12月19日（金） 13：15～14：15 ※対面・オンライン併用

31

三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について (令和7年12月19日 文部科学省、総務省、財務省)

三党における議論を踏まえ、令和8年度からの円滑な実施に向け、引き続き地方側の意見を十分に尊重しつつ、以下の方向性を基本として各制度・事業の設計及び実施に当たることとする。

1. 高校教育の振興方策について

- 趣旨
 - ・ 経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化するとともに、多様で質の高い教育機会の確保や選択肢の充実を目指し、高校生等に対する授業料の支援を実施。
 - ・ 高校教育が国民的な教育になっていることも踏まえ、所得要件を撤廃し、支給上限額を大幅に引き上げる改正を講じることで、全ての生徒に対し、公私立を問わず多様な学びの選択肢を与える制度となる。
- 支援対象者の範囲
 - ・ 家庭の経済状況にかかわらず支援を実施する。
 - ・ 外国籍生徒、外国人学校の扱いについては、現行制度の受給資格を見直し、在留資格を要件とする制度を導入することとし、具体的には、「留学」等の我が国に定着することが見込まれない在留資格者を対象外とする。また、各種学校のうち外国人学校を指定する制度については、廃止する。
 - ・ その上で、在校生（留学生を含む）については、在学関係が続く限り現行制度による支援を継続するとともに、新入生については、従前の制度では対象となっていた者（留学生を除く）には、収入要件の設定を含めて現行制度による支援と同等の水準で支援を行い、留学生には留学政策等の観点から別途の支援を行う。
- 支給上限額
 - ・ 私立全日制は現行39.6万円を45.7万円とするとともに、私立通信制については、現行29.7万円を33.7万円とする。
- 合理性のない授業料値上げの抑止
 - ・ 授業料の透明性等を確保するとともに、合理性のない授業料値上げを抑止する仕組みを構築する。
- 負担割合
 - ・ 都道府県は、公立高校の設置者、私立高校の所轄庁として、高校教育を提供する責任があり、高校無償化に一定の責任を有していることから、**地方における安定的な財源の確保を前提に、授業料支援である高等学校等就学支援金制度の拡充にあたり、1/4の都道府県負担を導入。**
- 地方負担に関する対応
 - ・ **今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入。**
 - ・ **具体的には、地方の財政負担を的確に措置するため、各団体における公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれに生徒一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定。**
- 公立高校や専門高校等への支援の拡充
 - ・ 公立高校や専門高校等への支援について、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築や緊要性のある取組等の先行実施に取り組むとともに、**公立高校の施設整備等の整備に活用することのできる交付税措置のある地方債を創設。**

32

三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について (令和7年12月19日 文部科学省、総務省、財務省)

- 高校教育の質の確保・向上
 - ・ 各学校において、学びの定着度合いや学びの成果を把握し、その結果等を教育活動の改善に活かすとともに公表する仕組みを構築する。
 - ・ 私立通信制については、論点を整理し、早急に定時制教育及び通信教育振興法を改正し、多様な生徒たちが取り残されない教育環境の整備を目指す。
- 安定財源の確保
 - ・ **上記の取組を実施するための安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。**
- その他
 - ・ 必要な事務費は適切に措置。事務負担の軽減についても検討。

2. 学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について

以下の内容に沿って、令和8年4月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施。

- 趣旨
 - ・ 保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施。また、農林水産省など関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、「給食の質の向上」に向けた取組を推進。
 - ・ **「いわゆる給食無償化」の表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながったりすることが懸念されるため、今回の取組の趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化し、正確な趣旨の周知に取り組む。**
- 支援対象者の範囲
 - ・ 給食を実施する公立の小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）を支援。
 - ・ 給食実施校の児童については、保護者の所得にかかわらず、一律に支援対象。生活保護の教育扶助や要保護児童生徒、特別支援教育就学奨励費の対象となっている児童は、現行制度の適用を優先。
 - ・ 給食未実施校に対しては、完全給食実施に向けて必要となる施設整備等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。
- 支援の基準額等
 - ・ **完全給食実施校については、令和5年実態調査における平均額に、近年の物価動向を加味し、一月当たり5,200円。**
 - ・ **毎年給食費に関する調査を実施し、その上で、基準額については、今回の取組の実施状況や物価動向等を踏まえ、適切な額を設定。**
 - ・ 補食給食・ミルク給食実施校や特別支援学校小学部についても、同様の考え方により基準額を設定。
 - ・ **基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から給食費を徴収することが可能。**また、特色ある給食の提供に係る各省関係事業等を柔軟に活用可能とし、各市町村の工夫で更なる負担軽減を行うことも可能。
 - ・ **非喫食者の取扱いは、学校設置者の判断に委ねる。**

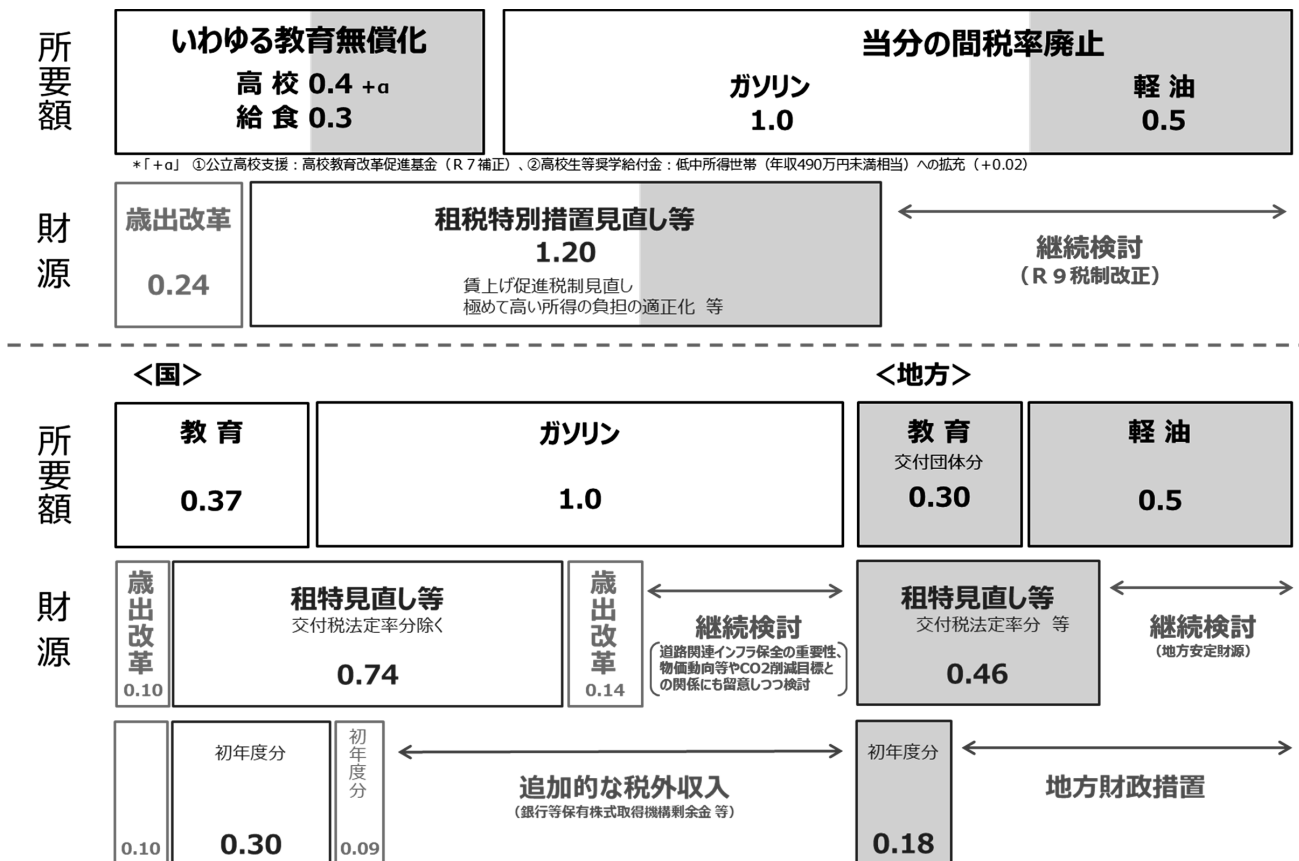
33

三党合意に基づきいわゆる教育無償化に向けた対応について (令和7年12月19日 文部科学省、総務省、財務省)

- 実施方法と学校給食法との関係
 - ・ 学校給食法の改正は行わず、自治体に対する予算補助として実施。給食費負担軽減交付金（仮称）の創設により、食材費相当額（給食実施校の在籍児童数に支援の基準額を乗じた額）を対象として支援。
 - ・ 必要な事務費は適切に措置。
 - ・ 現場が対応可能な仕組みとなるよう、今回の取組の円滑な実施に向け、自治体との意見交換を行い、事務負担の軽減も含めた実務に関する検討を実施。
 - ・ 給食費の公会計化等のためのシステム改修等について、令和7年度補正予算において先行的に支援を実施。なお、国からの支援については各自治体において適正に管理する必要があるが、公会計化等の実施を支援の条件とはしない。
 - 安定財源の確保
 - ・ いわゆる教育無償化に係る安定財源については、国の歳出改革や租税特別措置の見直し等によって捻出することを想定。地方分についても、租税特別措置の見直し等による増収分を充てるほか、令和9年度予算編成・税制改正に向けて責任を持って財源確保を図ることとし、財源確保が完成するまでの間、まずは令和8年度については地方財政措置を通じて適切に対応。あわせて、地方の税財源の充実確保に努める。
 - 給食の質の向上
 - ・ 各自治体の取組を尊重することとし、農林水産業の振興や地方創生の観点からの支援により対応。
 - ・ 地産地消やみどりの食料システム戦略推進等に係る農林水産関係事業等の活用を促すとともに、学校給食における地産地消等の好事例の収集・横展開を進める。
 - 負担割合
 - ・ 子育て支援を図るとの制度趣旨や、広域的な支援により財政力の違いによらず各市町村の給食の質を確保すべきとの観点から、**地方における安定的な財源の確保を前提に、1/2の都道府県負担を導入。**
 - ・ なお、人件費（原費負担教職員除く）や施設設備の修繕費といった学校給食の運営に要する経費の負担や、献立作成、食材等の確保は、引き続き、学校設置者である市町村が実施。
 - 地方負担に関する対応
 - ・ **今回の取組に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入。**
 - ・ **具体的には、各団体における児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算出した額を基準財政需要額に算入し、地方団体に見える形で普通交付税を算定。**
3. その他
- ・ 子ども子育てに関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め、地方団体と協議しながら検討する。
 - ・ 今回の進め方を前例としないようにとの指摘を真摯に受け止め、今後、地方にとって重要なテーマについては、関係する地方団体と十分な時間的余裕を持って丁寧に協議することとする。
 - ・ 各制度・事業の開始後、一定期間を経た後に、事業の進め方や課題、法制面等について、地方団体を交えて検証。中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討。
 - ・ 上記のほか、一連の三党合意と地方団体の意見を踏まえた取組について、真摯に対応。

【参考】当分の間税率廃止・いわゆる教育無償化の安定財源確保

財務省資料



高等学校教育改革等推進事業費（仮称）の創設

○ いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費（仮称）」を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債（仮称）」を創設

1. 対象事業

高等学校教育改革実行計画※に基づき実施する以下の地方単独事業

※文部科学省が令和7年度中に提示する高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県において策定される計画

(1) 専門高校※の機能強化・高度化に資する施設設備の整備

※工業高校、農業高校等

- (例) ・ 先端技術を活用した機器導入
 ・ 専門的な指導強化のための施設整備

※高等専門学校への転換等のための施設設備の整備も対象



(マシンングセンタ)



(スマート農業対応温室)



(化学生物系実験室)



(探究型学習空間)



(遠隔授業配信センター)



(校内エレベーター)

(2) 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化に資する施設設備の整備

- (例) ・ 理数系教育推進のための機器導入
 ・ 探究的な学びの実施に向けた施設整備

(3) 地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備

- (例) ・ 遠隔授業配信拠点の整備
 ・ 特別な教育的支援のための施設設備の整備

2. 地方財政措置

地方債充当率:90%、交付税措置率:50%

※施設の新増築・建替については、交付税措置率30%

3. 事業期間

令和8年度～令和13年度

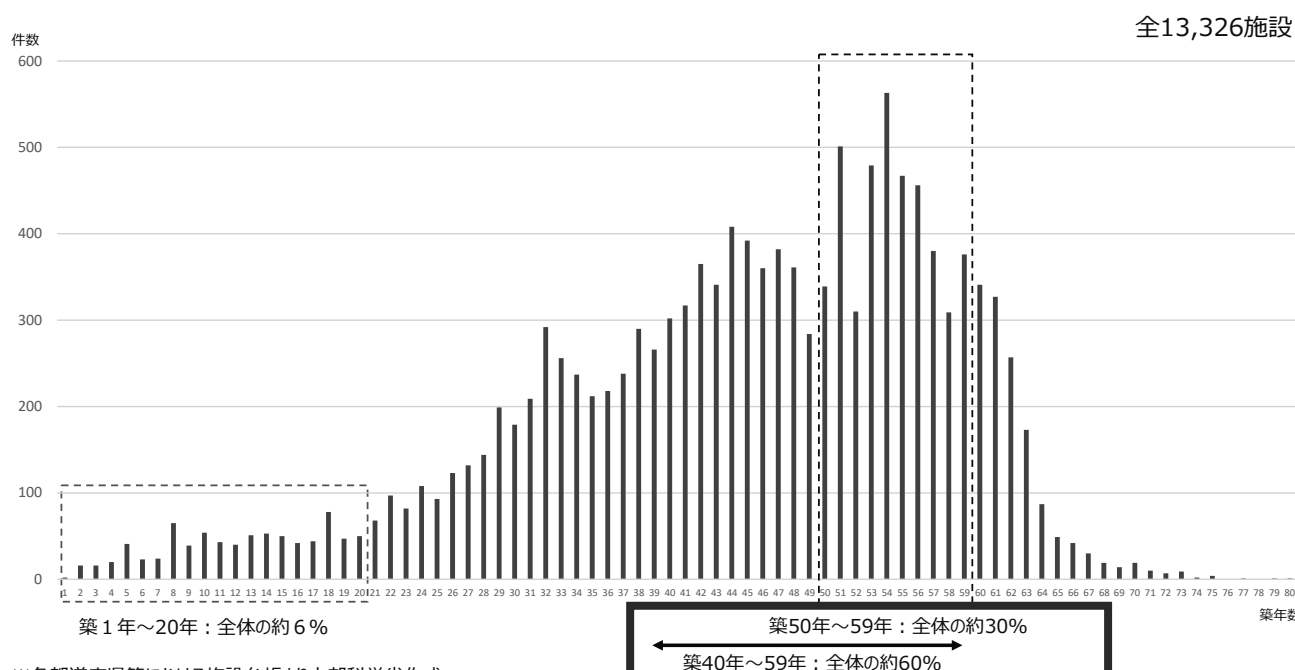
4. 事業費

1,000億円

36

専門高校における産業教育施設の老朽化の状況

産業教育施設の築年数



※各都道府県等における施設台帳より文部科学省作成。

※産業教育施設のうち既に長寿命化改修等の改修を行ったものについては除外。

37

3 各府省等関係主要施策

地域未来基金費（仮称）の創設

- 地域未来戦略（令和8年夏を目途に取りまとめ）を踏まえ、「強い経済」の実現の観点から、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、単年度の措置として「地域未来基金費（仮称）」（4,000億円）を創設

1. 想定される取組（例） ※広域リージョン連携としての取組を含む

▶ 知事主導で計画されるクラスターの形成・拡大

企業立地の推進

関連企業の誘致、スタートアップ支援、工業団地の整備 等

研究開発の推進

研究開発拠点の整備、大学等との連携支援 等

人材育成・確保

大学等における学科・講座の開設、高度人材の確保、リスキリング支援 等

▶ 地場産業の付加価値向上・販路開拓

高付加価値化

新商品開発、新技術導入支援 等

販路開拓

国内外でのマーケティング、流通経路の構築 等

人材育成・確保

地場産業の人材獲得支援、専門人材の誘致 等

※市町村に対する支援も想定

2. 地方交付税措置

- 都道府県が基金を創設し、複数年度で取り組むことを想定

【算定項目】

普通交付税の基準財政需要額に新たな算定項目「地域未来基金費（仮称）」を臨時費目として創設し、都道府県の計画的な取組に要する経費を算定

【算定額】

都道府県分 4,000億円程度

緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の拡充・延長

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

- 指定避難所における避難者の生活環境改善(厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等)
- 指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備
- 庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備
- ※ 指定避難所の(空調整備を伴わない)断熱性確保のための工事(文部科学省の交付金等を活用して空調整備を行う場合を含む)について令和7年度事業債から対象に追加
- ※ 拠点避難地、避難路及び緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設については対象施設を明確化



[キッチンカー(厨房設備)]



[防災コンテナ]

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充

- 橋梁について、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する以下の事業
 - ・ 橋梁(道路、農道及び林道)の除却
 - ※ 健全性の判定区分が「Ⅲ早期措置段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁を対象
 - ※ 橋梁の除却に伴う付随する構造物の除却を含む
 - ・ 農道・林道橋梁の改修

3. 地方財政措置 地方債充当率100%、交付税措置率70%

4. 事業期間 令和8年度～令和12年度(5年間延長)

5. 事業費

緊急防災・減災事業費：5,000億円
緊急自然災害防止対策事業費：4,000億円

40

脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

(1) 地方単独事業として実施するもの

- ① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備
 - ※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として自治体が整備するものを対象に追加
- ② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等
 - ※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修
 - ※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加
- ④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修
- ⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備
 - ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

(2) 国庫補助事業として実施するもの

- ペロブスカイト太陽電池の導入
- ※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

3. 事業期間 令和8年度～令和12年度(5年間)

2. 地方財政措置

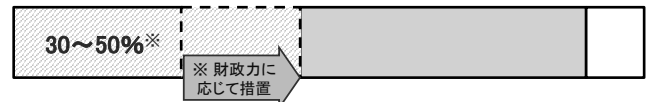
(1) ①及び②の事業

※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



(1) ③及び④の事業

※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



(1) ⑤の事業



(2) の事業



4. 事業費 1,000億円 (令和7年度：1,000億円)

41

地方への人の流れの創出・拡大等

1. ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置の創設

- 関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」が令和8年度に創設されることを踏まえ、自治体による幅広い取組を後押しするため、特別交付税措置を創設(措置率0.5)

2. 地域おこし協力隊に係る特別交付税措置の拡充

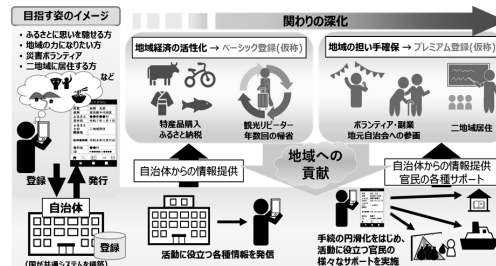
- 地域おこし協力隊の任期延長特例の導入
 - ・ 地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、活動期間を最大5年に延長可能。
- 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費に対する特別交付税措置の拡充
 - ・ 対象期間を延長(任期2年目から任期後1年以内⇒任期2年目から任期後3年以内)
 - ・ 新たな雇用の創出等の要件を満たす場合、上限額を引上げ(100万円/人⇒200万円/人)

3. 地域力創造アドバイザーに係る特別交付税措置の拡充

- 現行では3年間となっている活用期間について、期間経過後に異なるアドバイザーを活用する場合には、さらに3年間活用可能とする
- 1市町村あたり上限額590万円/年⇒610万円/年とする ※謝金単価の上限を国の諸謝金等使用基準(9,300円/時)とする

4. 外国人との秩序ある共生社会の構築のための地方財政措置の拡充

- 在留外国人への対応に必要な環境整備に係る特別交付税措置(措置率0.5)の対象経費を追加(地域社会のルール等の習熟の取組、そのために必要な日本語の指導など)
- JET-CIR(国際交流員)について、環境整備の取組への積極的な活用を行うこととし、都道府県分の普通交付税について、国調人口に応じた算定から任用数に応じた算定に見直し



(伝統産業の承継)



(農業技術の習得)



(JET-CIRによる日本語の指導)

42

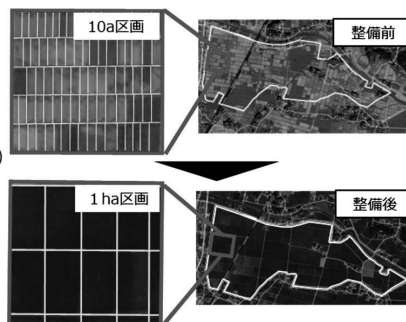
農業構造転換集中対策への対応等

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債(仮称)」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、対象事業を追加した上で、事業期間を5年間延長

1. 農業構造転換集中対策への対応

- (1) 対象事業
国が別枠で予算を確保して実施する以下の事業
 - ① 農業農村整備(農地の大区画化等)
 - ② 共同利用施設の再編集約・合理化
- (2) 地方財政措置(農業構造転換集中対策事業債(仮称))
地方債充当率:100% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間
農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)
- (4) 事業費(令和8年度)
760億円(地方負担額ベース153億円)

農地の大区画化のイメージ



共同利用施設のイメージ



集出荷貯蔵施設

2. 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置の拡充・延長

- (1) 対象事業の追加
国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事
- (2) 地方財政措置(公共事業等債)
地方債充当率:90% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間
令和8年度～令和12年度(5年間延長)



防災重点農業用ため池の防災工事のイメージ

43

